

高松市地域防災計画

(資料編)

令和5年度修正

高松市防災会議

目次

高松市地域防災計画	1
【1 法令、条例、規則、要綱等】	1
災害対策基本法（抜粋）	1
災害対策基本法における市町村長等に関する規定一覧	8
災害対策基本法による指定機関名一覧	10
災害救助法（抜粋）	12
応急対策職員派遣制度に関する要綱	13
応急対策職員派遣制度に関する運用マニュアル	24
香川県防災対策基本条例	48
高松市防災会議条例	54
高松市防災会議組織	56
高松市防災会議運営要綱	58
高松市災害対策本部条例	60
高松市災害対策本部運営要綱	61
【2 協定、覚書等】	62
災害協定一覧	62
災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定について	66
船舶消防相互援助協定	68
災害時の水道施設の復旧等に関する協定書	70
香川県消防相互応援協定	73
高松空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定	75
高松空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定細目	77
非常災害時における避難所指定に伴う申し合わせ	78
中国・四国地区都市防災連絡協議会災害時相互応援協定	80
中国・四国地区都市防災連絡協議会	82
災害時における医療救護活動に関する協定書	84
災害時緊急放送の協力に関する協定書	86
災害時における消毒活動に関する協定書	93
災害時における消毒車両供給に関する協定細目	94
中核市災害相互応援協定	97
中核市災害相互応援協定実施細目	99
災害時における応急措置等の実施に関する協定書	101
災害時における物資の供給等に関する協定書	104
災害時における要援護高齢者の受け入れ等に関する協定書	107
災害発生時における女木島・男木島への渡島応援協定書	109
災害発生時における島々への渡島応援協定書	110
災害時における救援物資提供に関する協定書	111
災害時における支援協力に関する協定書	112
災害時における防災活動協力に関する協定書	116
災害時における物資等の輸送に関する協定書	119
災害時における要援護高齢者の受け入れ等に関する協定書	121
アマチュア無線による災害時の情報伝達に関する協定	123
全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定	125
全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定実施細目	127
災害時におけるし尿収集業務等の支援に関する協定書	128
浸水被災世帯の緊急し尿収集業務実施要領	130
災害時における避難所への飲料水供給に関する協定書	131

瀬戸・高松広域定住自立圏域災害時相互応援協定	133
災害時における情報交換及び支援に関する協定書	135
災害時の相互応援に関する協定書	137
災害時における相互支援協定書	140
高松市・由利本荘市災害時相互援助協定書	141
災害時における電気設備の応急復旧に関する協定書	143
瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定	146
災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書	150
全国ハンセン病療養所在市町連絡協議会構成団体における災害時の相互支援に関する合意書	151
災害時におけるエルピーガス等の調達に関する協定書	154
災害時における廃棄物の処理等に関する協定書	157
災害時における歯科の医療救護活動に関する協定書	161
災害時における廃棄物の処理等に関する協定書	163
高松市と香川県警察の災害対策に関する申し合わせ	167
非常災害時における避難所指定に伴う申合せ	168
高松市・日本下水道事業団災害支援協定	169
災害時における復旧支援協力に関する協定	172
災害時における相互支援協定書	175
非常災害時における避難所指定に関する協定	176
災害に係る情報発信等に関する協定	177
防災への取り組みに関する協定書	179
災害時の協力に関する協定書	186
特設公衆電話の設置及び管理並びに利用等に関する覚書	187
災害時における応急復旧資材の供給に関する協定書	189
災害時における応急対策資機材等の供給に関する協定書	192
災害時における物資供給に関する協定書	194
災害時における電気設備の応急復旧に関する協定書	196
災害時等における物資の供給協力等に関する協定書	197
災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	199
災害時における支援協力に関する協定書	201
大規模災害時の物流拠点施設としての使用に関する協定書	202
災害時等における応急対策支援及び応急復旧資材供給に関する協定書	203
災害時における薬剤師医療救護活動に関する協定書	205
災害時における要援護者（障がい者）の受け入れ等に関する協定書	207
災害時における福祉用具物資の供給等協力に関する協定書	209
災害時における避難所の衛生管理及び衛生用品の供給に関する協定書	211
高松市災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定書	213
災害時における量の供給等の協力に関する協定書	215
災害時緊急物資保管場所の提供に関する協定書	217
災害時における人員の輸送等に関する協定書	219
災害時における航空機や無人航空機による応急対策活動に関する協定書	222
災害時における物資等の輸送に関する協定書	225
一般廃棄物（ごみ）処理に係る相互応援に関する協定書	228
災害時における応急復旧に関する協定	229
災害時における高松市地図情報システムの利用ユーザ制限の変更に関する協定書	231
地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定書	234
災害時における廃棄物の処理等に関する協定書	236
災害発生時における応急生活物資の供給等に関する協定書	240

災害時におけるユニットハウス等の供給に関する協定書	242
災害時におけるユニットハウス等の供給に関する協定実施細目	244
災害時における宿泊施設の提供等に関する協定	249
災害時における施設等の利用に関する協定	254
災害時等における一般廃棄物（し尿を除く。）処理に係る相互支援に関する協定書	259
災害時等における応急対策活動協力に関する協定書	262
非常災害時における緊急避難場所指定に関する協定書	265
災害時におけるキッチンカーによる炊き出しの実施等に関する協定書	267
【3 災害対策・水防本部関係】	270
災害対策（水防）本部事務処理内容の概要	270
第1号様式	271
被害情報	272
災害対策（水防）本部設置レイアウト	273
動員計画	281
職員動員報告書	284
参集途上における被害状況報告書	285
【4 災害に関する記録等】	286
高松市で記録された主な地震	286
主な風水害	288
【5 防災上注意すべき区域等】	296
地すべり危険箇所	296
土砂災害警戒区域	297
急傾斜地崩壊危険箇所（自然Ⅰ）	349
急傾斜地崩壊危険箇所（自然Ⅱ）	354
急傾斜地崩壊危険箇所（人工Ⅰ）	377
急傾斜地崩壊危険箇所（人工Ⅱ）	382
土石流危険溪流（Ⅰ）	391
土石流危険溪流（Ⅱ）	398
河川重要水防区域	400
海岸重要水防区域	404
港湾重要水防区域	404
漁港重要水防区域	404
ため池重要水防区域	405
山腹崩壊危険地区	433
崩壊土砂流出危険地区	439
地すべり危険地区	445
洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧	446
【香東川】	446
【新川・春日川・吉田川】	452
【本津川】	457
洪水浸水想定区域内の地下施設一覧	459
【香東川】	459
高潮浸水想定区域内にある要配慮者利用施設一覧	460
土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設一覧	468
【6 消防水防関係】	470

消火剤及び油除去剤等の保有状況	470
消防・救助活動用主機器等配置状況	471
消防自動車等現有状況	474
自動車の保有状況	475
水防倉庫別備蓄資器材現有一覧表	476
水防倉庫以外の備蓄資器材現有一覧表	477
【 7 通信関係】	479
高松市防災行政用無線局管理運用規程	479
香川県防災行政無線電話機等配備一覧	483
災害対策用移動通信無線機無償貸与制度	484
災害対策用移動電源車貸与制度	485
【 8 医療救護関係】	486
大災害時の医療援護体制	486
救護病院（市指定）	487
広域救護病院（県指定）	487
病院、診療所医療実施状況	489
医療救護班診療記録	490
医療救護班衛生材料使用簿	491
医療救護班の編成および活動記録（集計報告）	492
助産台帳	493
香川県災害派遣福祉チーム派遣要請書	494
【 9 避難収容関係】	495
指定避難所・指定緊急避難場所	495
福祉避難所	508
津波避難ビル	510
避難所出動報告書	515
避難所設置および収容状況	516
救助の種目別物資受払状況	517
避難者カード(世帯単位)	518
避難所入所記録簿	519
避難所入所記録簿	519
物品供給要請書	520
物品受払い簿	521
避難所日誌	522
【 10 救急救護関係】	523
災害救助法による救助の程度、方法及び期間	523
被災者生活再建支援金の概要	526
奉仕団の可動人員	528
救助実施記録日計票	529
罹災台帳	530
罹災証明書	532
被災証明書	533
被災者救出状況記録簿	534
炊出し給与状況	535
食糧現品給与簿	536

炊出し用物品借用簿.....	536
飲料水の供給簿.....	537
物資購入（配分）計画表.....	538
物資の給与状況.....	539
賃金職員等勤務状況表.....	540
【11 保健衛生関係】	541
遺体の安置場所	541
遺体の一時保存場所	541
遺体処置台帳	543
埋葬台帳	544
ごみ収集車の現況.....	545
ごみ処理施設の現況.....	545
最終処分場の現況.....	547
し尿収集許可業者.....	547
し尿処理施設の現況.....	547
【12 受援・応急対策関係】	548
応援要請書.....	548
応援要請集約表.....	549
応援職員名簿.....	550
受援状況報告書.....	551
物品供給集約表.....	552
在庫物資管理表.....	553
内容表示ラベル.....	554
派遣要請書.....	555
撤収要請書.....	556
障害物除去の状況.....	557
応急仮設住宅（入居）申込者名簿.....	558
応急仮設住宅台帳.....	559
住宅応急修理記録簿.....	560
学用品購入（配分）計画表.....	561
学用品の給与状況.....	562
輸送記録簿.....	563
臨時ヘリポート.....	564
緊急通行車両の標章及び確認証明書	566
広域応援に係る活動拠点候補地一覧	568
大規模災害時の物流拠点候補地	571
災害ボランティアセンターの設置候補地	572
災害対策用物資の備蓄状況	573
【13 その他】	575
気象庁震度階級と参考事項.....	575
地域コミュニティ継続計画策定地区・校区一覧	578

【1 法令、条例、規則、要綱等】

災害対策基本法（抜粋）

昭和36年11月25日
法律第223号

（市町村の責務）

第5条 市町村は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならない。

3 消防機関、水防団その他市町村の機関は、その所掌事務を遂行するにあたっては、第1項に規定する市町村の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

（地方公共団体相互の協力）

第5条の2 地方公共団体は、第4条第1項及び前条第1項に規定する責務を十分に果たすため必要があるときは、相互に協力するように努めなければならない。

（国及び地方公共団体とボランティアとの連携）

第5条の3 国及び地方公共団体は、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努めなければならない。

（指定公共機関及び指定地方公共機関の責務）

第6条 指定公共機関及び指定地方公共機関は、基本理念にのっとり、その業務に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、この法律の規定による国、都道府県及び市町村の防災計画の作成及び実施が円滑に行われるように、その業務について、当該都道府県又は市町村に対し、協力する責務を有する。

2 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、それぞれその業務を通じて防災に寄与しなければならない。

（住民等の責務）

第7条 地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、基本理念にのっとり、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。

2 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、基本理念にのっとり、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する防災に関する施策に協力するように努めなければならない。

3 前2項に規定するもののほか、地方公共団体の住民は、基本理念にのっとり、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めなければならない。

（市町村防災会議）

第16条 市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議するため、市町村防災会議を置く。

6 市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じ

て、当該市町村の条例（第2項の規定により設置された市町村防災会議にあっては、規約）で定める。

（関係行政機関等に対する協力要求）

第21条 都道府県防災会議及び市町村防災会議（地方防災会議の協議会を含む。以下次条において「地方防災会議等」という。）は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

（市町村災害対策本部）

第23条の2 市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部を設置することができる。

2 市町村災害対策本部の長は、市町村災害対策本部長とし、市町村長をもって充てる。

3 市町村災害対策本部に、市町村災害対策副本部長、市町村災害対策本部員その他の職員を置き、当該市町村の職員又は当該市町村の区域を管轄する消防長若しくはその指名する消防吏員のうちから、当該市町村の市町村長が任命する。

4 市町村災害対策本部は、市町村地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。この場合において、市町村災害対策本部は、必要に応じ、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関との連携の確保に努めなければならない。

一 当該市町村の地域に係る災害に関する情報を収集すること。

二 当該市町村の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿って災害予防及び災害応急対策を実施すること。

5 市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部に、災害地にあって当該市町村災害対策本部の事務の一部を行う組織として、市町村現地災害対策本部を置くことができる。

6 市町村災害対策本部長は、当該市町村の教育委員会に対し、当該市町村の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。

7 前条7項の規定は、市町村災害対策本部長について準用する。この場合において、同項中「当該都道府県の」とあるのは、「当該市町村の」と読み替えるものとする。

8 前各項に規定するもののほか、市町村災害対策本部に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

（職員の派遣の要請）

第29条 都道府県知事又は都道府県の委員会若しくは委員（以下「都道府県知事等」という。）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長又は指定公共機関（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人に限る。以下この節において同じ。）に対し、当該指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。

2 市町村長又は市町村の委員会若しくは委員（以下「市町村長等」という。）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定地方行政機関の長又は指定公共機関（その業務の内容その他の事情を勘案して市町村の地域に係る災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとしてそれぞれ地域を限って内閣総理大臣が指定するものに限る。次条において「特定公共機関」という。）に対し、当該指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。

3 都道府県又は市町村の委員会又は委員は、前2項の規定により職員の派遣を要請しようとするときは、あらかじめ、当該都道府県の知事又は当該市町村の市町村長に協議しなければならない。

（職員の派遣のあつせん）

第30条 都道府県知事等又は市町村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるとき

は、政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、それぞれ、指定行政機関、指定地方行政機関若しくは指定公共機関又は指定地方行政機関若しくは特定公共機関の職員の派遣についてあっせんを求めることができる。

2 都道府県知事等又は市町村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、それぞれ、地方自治法第252条の17の規定による職員の派遣について、又は同条の規定による職員の派遣若しくは地方独立行政法人法第124条第1項の規定による職員（指定地方公共機関である同法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人（次条において「特定地方公共機関」という。）の職員に限る。）の派遣についてあっせんを求めることができる。

3 前条第3項の規定は、前2項の規定によりあっせんを求めようとする場合について準用する。

（職員の派遣義務）

第31条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、都道府県知事等及び市町村長等並びに指定公共機関及び特定地方公共機関は、前2条の規定による要請又はあっせんがあつたときは、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣しなければならない。

（派遣職員の身分取扱い）

第32条 都道府県又は市町村は、前条又は他の法律の規定により災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対し、政令で定めるところにより、災害派遣手当を支給することができる。

2 前項に規定するもののほか、前条の規定により指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関から派遣された職員の身分取扱いに関し必要な事項は、政令で定める。

（市町村地域防災計画）

第42条 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあっては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであってはならない。

2 市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（第4項において「当該市町村等」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱

二 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画

三 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

3 市町村地域防災計画は、前項各号に掲げるもののほか、市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下この項及び次条において「地区居住者等」という。）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画（同条において「地区防災計画」という。）について定めることができる。

4 市町村防災会議は、市町村地域防災計画を定めるに当たっては、災害が発生した場合において当該市町村等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。

5 市町村防災会議は、第1項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

7 第21条の規定は、市町村長が第1項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正

する場合について準用する。

(防災訓練義務)

第48条 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ又は他の災害予防責任者と共同して、防災訓練を行なわなければならない。

3 災害予防責任者の属する機関の職員その他の従業員又は災害予防責任者の使用人その他の従業者は、防災計画及び災害予防責任者の定めるところにより、第1項の防災訓練に参加しなければならない。

4 災害予防責任者は、第1項の防災訓練を行おうとするときは、住民その他関係のある公私の団体に協力を求めることができる。

(防災に必要な物資及び資材の備蓄等の義務)

第49条 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務に係る災害応急対策又は災害復旧に必要な物資及び資材を備蓄し、整備し、若しくは点検し、又はその管理に属する防災に関する施設及び設備を整備し、若しくは点検しなければならない。

(円滑な相互応援の実施のために必要な措置)

第49条の2 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務について、災害応急対策又は災害復旧の実施に際し他の者の応援を受け、又は他の者を応援することを必要とする事態に備え、相互応援に関する協定の締結、共同防災訓練の実施その他円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(物資供給事業者等の協力を得るために必要な措置)

第49条の3 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務について、災害応急対策又は災害復旧の実施に際し物資供給事業者等(災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者その他災害応急対策又は災害復旧に関する活動を行う民間の団体をいう。以下この条において同じ。)の協力を得ることを必要とする事態に備え、協定の締結その他円滑に物資供給事業者等の協力を得るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害状況等の報告)

第53条 市町村は、当該市町村の区域内に災害が発生したときは、政令で定めるところにより、速やかに、当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を都道府県(都道府県に報告できない場合にあつては、内閣総理大臣)に報告しなければならない。

5 第1項から前項までの規定による報告に係る災害が非常災害であると認められるときは、市町村、都道府県、指定公共機関の代表者又は指定行政機関の長は、当該非常災害の規模の把握のため必要な情報の収集に特に意を用いなければならない。

(発見者の通報義務等)

第54条 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なく、その旨を市町村長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。

2 何人も、前項の通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。

3 第1項の通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨をすみやかに市町村長に通報しなければならない。

4 第1項又は前項の通報を受けた市町村長は、地域防災計画の定めるところにより、その旨を気象庁その他の関係機関に通報しなければならない。

(市町村長の警報の伝達及び警告)

第56条 市町村長は、法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報若しくは警報を知ったとき、法令の規定により自ら災害に関する警報をしたとき、又は前条の通知を受けたときは、地域防災計画の定めるところにより、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、住民その他関係

のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。

2 市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告をするに当たっては、要配慮者が第60条第1項の規定による避難のための立退きの勧告又は指示を受けた場合に円滑に避難のための立退きを行うことができるよう特に配慮しなければならない。

(警報の伝達等のための通信設備の優先利用等)

第57条 前2条の規定による通知、要請、伝達又は警告が緊急を要するものである場合において、その通信のため特別の必要があるときは、都道府県知事又は市町村長は、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、政令で定めるところにより、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第5号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、若しくは有線電気通信法(昭和28年法律第96号)第3条第4項第4号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用し、又は放送法(昭和25年法律第132号)第2条第23号に規定する基幹放送事業者に放送を行うことを求め、若しくはインターネットを利用した情報の提供に関する事業活動であつて政令で定めるものを行う者にインターネットを利用した情報の提供を行うことを求めることができる。

(市町村長の出動命令等)

第58条 市町村長は、災害が発生するおそれがあるときは、法令又は市町村地域防災計画の定めるところにより、消防機関若しくは水防団に出動の準備をさせ、若しくは出動を命じ、又は消防吏員(当該市町村の職員である者を除く。)、警察官若しくは海上保安官の出動を求める等災害応急対策責任者に対し、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請し、若しくは求めなければならない。

(市町村長の事前措置等)

第59条 市町村長は、災害が発生するおそれがあるときは、災害が発生した場合においてその災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示することができる。

2 警察署長又は政令で定める管区海上保安本部の事務所の長(以下この項、第64条及び第66条において「警察署長等」という。)は、市町村長から要求があつたときは、前項に規定する指示を行なうことができる。この場合において、同項に規定する指示を行なつたときは、警察署長等は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

(市町村長の避難の指示等)

第60条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示することができる。

2 前項の規定により避難のための立退きを勧告し、又は指示する場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その立退き先として指定緊急避難場所その他の避難場所を指示することができる。

3 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえつて人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置(以下「屋内での待避等の安全確保措置」という。)を指示することができる。

4 市町村長は、第1項の規定により避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、若しくは立退き先を指示し、又は前項の規定により屋内での待避等の安全確保措置を指示したときは、速やかに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

5 市町村長は、避難の必要がなくなったときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。前項の規定は、この場合について準用する。

(警察官等の避難の指示)

第61条 前条第1項又は第3項の場合において、市町村長が同条第1項に規定する避難のための立退き若しくは屋内での待避等の安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があったときは、警察官又は海上保安官は、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置を指示することができる。

2 前条第2項の規定は、警察官又は海上保安官が前項の規定により避難のための立退きを指示する場合について準用する。

3 警察官又は海上保安官は、第1項の規定により避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置を指示したときは、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

4 前条第4項及び第5項の規定は、前項の通知を受けた市町村長について準用する。

(指定行政機関の長等による助言)

第61条の2 市町村長は、第60条第1項の規定により避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は同条第3項の規定により屋内での待避等の安全確保措置を指示しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事に対し、当該勧告又は指示に関する事項について、助言を求めることができる。この場合において、助言を求められた指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事は、その所掌事務に関し、必要な助言をするものとする。

(避難の指示等のための通信設備の優先利用等)

第61条の3 第57条の規定は、市町村長が第60条第1項の規定により避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は同条第3項の規定により屋内での待避等の安全確保措置を指示する場合(同条第6項の規定により都道府県知事が市町村長の事務を代行する場合を含む。)について準用する。

(市町村の応急措置)

第62条 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、消防、水防、救助その他災害の発生を防禦(ぎよ)し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置(以下「応急措置」という。)をすみやかに実施しなければならない。

2 市町村の委員会又は委員、市町村の区域内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者その他法令の規定により応急措置の実施の責任を有する者は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、地域防災計画の定めるところにより、市町村長の所轄の下にその所掌事務若しくは所掌業務に係る応急措置を実施し、又は市町村長の実施する応急措置に協力しなければならない。

(市町村長の警戒区域設定権等)

第63条 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

2 前項の場合において、市町村長若しくはその委任を受けて同項に規定する市町村長の職権を行う市町村の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警察官又は海上保安官は、同項に規定する市町村長の職権を行うことができる。この場合において、同項に規定する市町村長の職権を行ったときは、警察官又は海上保安官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

3 第1項の規定は、市町村長その他同項に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第83条第2項の規定により派遣を命ぜられた同法第8条に規定する部隊等の自衛官(以下「災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官」という。)の職務の執行について準用する。この場合において、第1項に規定する措

置をとつたときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

4 第61条の2の規定は、第1項の規定により警戒区域を設定しようとする場合について準用する。

(他の市町村長等に対する応援の要求)

第67条 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村の市町村長等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

2 前項の応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動するものとする。

(都道府県知事等に対する応援の要求等)

第68条 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された都道府県知事等は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。

(激甚^{じん}災害の応急措置及び災害復旧に関する経費の負担区分等)

第97条 政府は、著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生したときは、別に法律で定めるところにより、応急措置及び災害復旧が迅速かつ適切に行なわれるよう措置するとともに、激甚災害を受けた地方公共団体等の経費の負担の適正を図るため、又は被災者の災害復興の意欲を振作するため、必要な施策を講ずるものとする。

災害対策基本法における市町村長等に関する規定一覧

- 1 第13条第1項（中央防災会議の行う資料の提出等の対象となること）
- 2 第16条第6項（市町村防災会議の会長に充てられること等）
- 3 第21条（地方防災会議等の行う協力等の要求の対象となること）
- 4 第23条の2第1項（災害対策本部の設置）
- 5 第23条の2第2項（災害対策本部長に充てられること）
- 6 第23条の2第6項（災害対策本部長として教育委員会に対し指示すること）
- 7 第29条第2項（指定地方行政機関の長に対する職員の派遣の要請）
- 8 第30条第1項及び第2項（都道府県知事に対し指定地方行政機関等の職員の派遣のあっせんを求めること）
- 9 第45条（地方防災会議の会長が行う要請等及び報告要求等の対象となること）
- 10 第46条第2項（法令又は防災計画の定めるところにより、災害予防を実施しなければならないこと）
- 11 第47条（法令又は防災計画の定めるところにより、組織を整備しなければならないこと）
- 12 第48条（法令又は防災計画の定めるところにより、防災訓練を行わなければならないこと）
- 13 第49条（法令又は防災計画の定めるところにより、物資の備蓄等をしなければならないこと）
- 14 第50条第2項（法令又は防災計画の定めるところにより、災害応急対策を実施しなければならないこと）
- 15 第51条（法令又は防災計画の定めるところにより、災害に関する情報の収集等に努めなければならないこと）
- 16 第53条第1項（市町村は被害状況等を報告すること）
- 17 第54条第4項（地域防災計画の定めるところにより、気象庁等に通報すること）
- 18 第55条（都道府県知事から通知等を受けること）
- 19 第56条（警報の伝達及び警告をすること）
- 20 第57条（通信設備の優先利用等）
- 21 第58条（出動命令等）
- 22 第59条（事前措置等）
- 23 第60条（避難指示等）
- 24 第62条第1項（応急措置）
- 25 第63条第1項（警戒区域設定権等）
- 26 第64条及び第65条（応急公用負担等）
- 27 第67条第1項（他の市町村の長等に対し応援を求めると及び他の市町村の長から応援を求められること）
- 28 第68条第1項（都道府県知事に応援を求められること及び都道府県知事に応急措置の実施を要請することができること）
- 29 第72条第1項（都道府県知事が行う指示の対象となること）
- 30 第77条第2項（指定行政機関の長等から応急措置の実施を要請されること）
- 31 第79条（通信設備の優先使用権）
- 32 第80条第2項（指定公共機関等から応援を求められること）
- 33 第87条（法令又は防災計画の定めるところにより、災害復旧を実施すること）

第2 市町村防災会議に関する規定

- 1 第13条第2項（中央防災会議の行う勧告等の対象となること。）
- 2 第16条（市町村防災会議の設置等）
- 3 第21条（関係行政機関の長等に対し協力等を求め得ること。）
- 4 第22条第2項（都道府県防災会議の行う勧告等の対象となること。）

- 5 第23条第4項（災害対策本部は地方防災会議と緊密に連絡すべきこと。）
- 6 第42条（市町村地域防災計画の作成等）
- 7 第45条（市町村の長、その他の執行機関等に対し要請等をし、および報告等を求め得ること。）

災害対策基本法による指定機関名一覧

1 指定行政機関（災害対策基本法第2条第3号）（平成12年12月15日総理府告示第62号）

内閣総理大臣指定

内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、外務省、財務省、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省

2 指定地方行政機関（災害対策基本法第2条第4号）（平成27年4月1日内閣府告示第52号）

内閣総理大臣指定

沖縄総合事務局、管区警察局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、地方測量部及び沖縄支所、管区气象台、沖縄气象台、管区海上保安本部、地方環境事務所、地方防衛局

3 指定公共機関（災害対策基本法第2条第5号）（平成29年7月1日内閣府施行）

内閣総理大臣指定

国立研究開発法人防災科学技術研究所、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人森林研究・整備機構、国立研究開発法人水産研究・教育機構、国立研究開発法人土木研究所、国立研究開発法人建築研究所、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所、独立行政法人水資源機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会、電力広域的運営推進機関、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、新関西国際空港株式会社、中部国際空港株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、日本郵便株式会社、東京瓦斯株式会社、大阪瓦斯株式会社、東邦瓦斯株式会社、西部瓦斯株式会社、岩谷産業株式会社、アストモスエネルギー株式会社、株式会社ジャパンガスエナジー、ENEOS グローブ株式会社、ジクシス株式会社、出光興産株式会社、太陽石油株式会社、コスモ石油株式会社、富士石油株式会社、ENEOS株式会社、日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社、北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社、東北電力株式会社、東北電力ネットワーク株式会社、東京電力ホールディングス株式会社、東京電力リニューアブルパワー株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、東京電力エナジーパートナー株式会社、北陸電力株式会社、北陸電力送配電株式会社、中部電力株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社、中部電力ミライズ株式会社、関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社、中国電力株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、四国電力株式会社、四国電力送配電株式会社、九州電力株式会社、九州電力送配電株式会社、沖縄電力株式会社、株式会社JERA、電源開発株式会社、電源開発送変電ネットワーク株式会社、日本原子力発電株式会社、KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社、株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス、公益社団法人全日本トラック協会、一般社団法人全国建設業協会、公益社団法人日本医師会、一般社団法人日本建設業連合会、一般社団法人全国中小建設業協会

4 指定地方公共機関（災害対策基本法第2条第6号）

香川県知事指定

満濃池土地改良区、財田川沿岸土地改良区、豊稔池土地改良区、四国瓦斯株式会社、高松琴平

電気鉄道株式会社、西日本放送株式会社、株式会社四国新聞社、株式会社瀬戸内海放送、香川県離島航路事業協同組合、株式会社エフエム香川、R S K山陽放送株式会社、岡山放送株式会社、テレビせとうち株式会社、公益社団法人香川県看護協会、一般社団法人香川県医師会、一般社団法人香川県バス協会、一般社団法人香川県トラック協会、ジャンボフェリー株式会社、一般社団法人香川県エルピーガス協会

災害救助法（抜粋）

昭和22年10月18日
法律第118号

（救助の対象）

第2条 この法律による救助（以下「救助」という。）は、都道府県知事が、政令で定める程度の災害が発生した市町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあつては、当該市の区域又は当該市の区の区域とする。）内において当該災害により被害を受け、現に救助を必要とする者に対して、これを行う。

（救助の種類等）

第4条 救助の種類は、次のとおりとする。

- 1 避難所及び応急仮設住宅の供与
- 2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 4 医療及び助産
- 5 被災者の救出
- 6 被災した住宅の応急修理
- 7 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- 8 学用品の給与
- 9 埋葬
- 10 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの

（事務処理の特例）

第13条 都道府県知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

2 前項の規定により市町村長が行う事務を除くほか、市町村長は、都道府県知事が行う救助を補助するものとする。

（費用の支弁区分）

第18条 第4条の規定による救助に要する費用（救助の事務を行うのに必要な費用を含む。）は、救助の行われた地の都道府県が、これを支弁する。

（繰替支弁）

第30条 都道府県知事は、第13条第1項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を市町村長が行うこととした場合又は都道府県が救助に要する費用を支弁するいとまがない場合においては、救助を必要とする者の現在地の市町村に、救助の実施に要する費用を一時繰替支弁させることができる。

応急対策職員派遣制度に関する要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、大規模災害発生時に全国の地方公共団体の人的資源を最大限に活用して被災市区町村を支援するための全国一元的な応援職員の派遣の仕組みである応急対策職員派遣制度（以下「制度」という。）について基本的な事項を定めるとともに、その運用に当たり関係機関と総務省とが協力して実施する事項その他必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、関係法令において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 大規模災害とは、被災市区町村を包括する被災都道府県及び当該被災都道府県の区域内の市区町村による応援職員の派遣だけでは被災市区町村において完結して災害対応業務を実施できない規模の災害をいう。

(2) 地域ブロックとは、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」第1条に定めるブロックをいう。ただし、中国ブロック及び四国ブロックについては、合わせて一の地域ブロックとする。

(3) 地域ブロック幹事都道府県とは、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」第4条第1項に定める幹事県等をいう。ただし、中国・四国ブロックについては、中国ブロック又は四国ブロックの幹事県等のうちいずれか一の幹事県等とする。

(4) 地域ブロック内の地方公共団体とは、別表に定める地域ブロック内の都道府県及び当該都道府県の区域内の市区町村をいう。

(5) 被災都道府県内の地方公共団体とは、被災市区町村を包括する被災都道府県及び当該被災都道府県の区域内の市区町村（被災市区町村を除く。）をいう。

(6) 関係省庁とは、内閣府及び消防庁をいう。

(7) 関係団体とは、全国知事会、全国市長会、全国町村会及び指定都市市長会をいう。

(8) 関係機関とは、関係省庁、関係団体及び地方公共団体をいう。

(9) 関係都道府県とは、被災地域ブロック幹事都道府県及び被災都道府県をいう。

(10) 対口支援方式とは、被災市区町村ごとに都道府県又は指定都市を原則として1対1で割り当てることにより、担当する都道府県又は指定都市（以下「対口支援団体」という。）を決定し、対口支援団体が基本的に自ら完結して応援職員を派遣することをいう。

(11) 災害マネジメント総括支援員とは、被災市区町村の長への助言、幹部職員との調整、被災市区町村における応援職員のニーズ等の把握、被災都道府県をはじめとする関係機関及び総務省との連携等を通じて、被災市区町村が行う災害マネジメントを総括的に支援するために、地方公共団体が応援職員として派遣する者として、総務省が管理する名簿に登録されている者をいう。

(12) 災害マネジメント支援員とは、災害マネジメント総括支援員の補佐を行うために、地方公共団体が応援職員として派遣する者として、総務省が管理する名簿に登録されている者をいう。

(13) 総括支援チームとは、被災市区町村への応援職員派遣の協力依頼に先立ち、被災市区町村の被害状況や応援職員のニーズ把握を行うほか、被災市区町村が行う災害マネジメントを総括的に支援するために、地方公共団体が災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員等で編成し、被災市区町村に派遣するチームをいう。

第2章 応急対策職員派遣制度の基本的な事項

(基本的な事項)

第3条 制度の基本的な事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 制度は、地方公共団体の相互の協力によることを旨とするものであること。
- (2) 制度は、地方公共団体間の災害時相互応援協定等を妨げるものではないこと。
- (3) 制度に基づく応援職員の派遣の形態は、職務命令による短期の派遣（公務出張）を基本とするものであること。
- (4) 制度に基づく応援職員の派遣の目的は、被災市区町村の長の指揮の下、次に掲げる業務に携わるものであること。
 - (ア) 災害応急対策を中心とした災害対応業務のうち、避難所の運営及び罹災証明書の交付のほか、制度以外の仕組み等において対象としていない業務を支援すること。ただし、制度以外の仕組み等と必要な連携を図るものであること。
 - (イ) 被災市区町村の長への助言、幹部職員との調整、被災市区町村における応援職員のニーズ等の把握、被災都道府県をはじめとする関係機関及び総務省との連携等を通じて、被災市区町村が行う災害マネジメントを総括的に支援すること。
- (5) 前号アのための応援職員は、次に掲げるように派遣することを基本とするものであること。

ただし、災害の規模、態様等に応じ柔軟な対応を図るものであること。

(ア) 最初に被災地域ブロック内を中心とした地方公共団体が応援職員を派遣すること（以下「第1段階支援」という。）とし、第1段階支援だけでは被災市区町村において完結して災害対応業務を実施できない場合には、第1段階支援を補完するため全国の地方公共団体が応援職員を派遣すること（以下「第2段階支援」という。）。

- (イ) 対口支援方式により応援職員を派遣すること。

(ウ) 都道府県及び当該都道府県の区域内の市区町村（原則として指定都市を除く。）が一体的に応援職員を派遣すること（以下「一体的支援」という。）。

- (6) 第4号イのための応援職員は、総括支援チームを派遣するものであること。

（関係機関の連携）

第4条 関係機関及び総務省は、制度に基づく応援職員の派遣が密接な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるように相互に連絡調整を行うものとする。

第3章 発災時における応急対策職員派遣制度に係る対応等

（情報の収集及び共有）

第5条 総務省は、震度6弱以上の地震が観測された場合又はそれに相当する程度の災害が発生したと考えられる場合には、応援職員の派遣に関し、関係省庁、関係団体及び関係都道府県（以下「関係省庁等」という。）からの情報の収集及び関係省庁等との情報の共有を行うものとする。

2 総務省は、前項の規定により情報の収集及び共有を開始する場合には、関係省庁等に対しその旨を連絡するものとし、連絡を受けた関係省庁等は、総務省に対し応援職員の派遣に関して得られた情報を提供するものとする。

3 前2項の規定による情報の収集、共有及び提供は、主として電話、電子メール、ファクシミリ等により行うものとし、必要に応じて会議の開催により行うものとする。

4 被災地域ブロック幹事都道府県は、自らが被災した等の場合には、本要綱における被災地域ブロック幹事都道府県の役割について、被災地域ブロック内の他の都道府県（以下「被災地域ブロック幹事代理都道府県」という。）に行わせることができるものとする。この場合において、被災地域ブロック幹事代理都道府県は、総務省、全国知事会並びに被災地域ブロック内の都道府県及び指定都市に対しその旨を速やかに連絡するものとし、連絡を受けた総務省は、関係団体に対しその旨を連絡するものとする。

（被災都道府県による応援職員のニーズ等の把握）

第6条 被災都道府県は、被災市区町村における次の各号に掲げる応援職員のニーズ等を速やかに把握するものとする。

(1) 災害対応業務を支援するための応援職員の派遣の必要性
(2) 前号について応援職員の派遣が必要なときはその派遣要請人数（業務又は職種、期間等を含む。）

(3) 総括支援チームの派遣の必要性

(4) 前3号に掲げるもののほか、応援職員の派遣に関して必要な情報

2 被災都道府県は、総務省及び被災地域ブロック幹事都道府県に対し、前項の規定により把握した情報を提供するとともに、把握したニーズ等に対し当該被災都道府県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは被災市区町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であることが見込まれる場合には、その旨を併せて連絡するものとする。

3 前項の規定による情報の提供及び連絡は、主として電話、電子メール、ファクシミリ等により行うものとする。

(被災市区町村応援職員確保調整本部の設置)

第7条 総務省は、得られた情報を基に、関係団体と協議の上必要と判断した場合には、応援職員の派遣に関し、関係省庁等からの情報の収集、関係省庁等との情報の共有並びに総合的な調整及び意思決定を行うため、総務省及び関係団体で構成する被災市区町村応援職員確保調整本部（以下「確保調整本部」という。）を設置するものとする。この場合において、第5条第1項の総務省の事務は、確保調整本部に引き継ぐものとする。

2 確保調整本部に事務局を置き、事務局の事務は総務省が行うものとする。

3 確保調整本部は、確保調整本部が設置された場合には、関係省庁及び関係都道府県並びに関係団体を通じて地方公共団体に対しその旨を連絡するものとする。

4 第1項の規定による情報の収集及び共有並びに総合的な調整は、主として電話、電子メール、ファクシミリ等により行うものとし、必要に応じて会議の開催により行うものとする。

5 確保調整本部は、応援職員の派遣の要請、派遣の状況等を踏まえ、第1項の規定による総合的な調整を行う必要がなくなったと判断した場合には、確保調整本部を廃止するものとする。

(被災市区町村応援職員確保現地調整会議の設置)

第8条 確保調整本部は、関係都道府県と協議の上必要と判断した場合には、次の各号に掲げる調整等を行うため、被災市区町村応援職員確保現地調整会議（以下「現地調整会議」という。）を設置するものとする。

(1) 第1段階支援に関する調整

(2) 前号の規定により調整した事項の確保調整本部への報告

(3) 現地における情報収集

(4) 現地において収集した情報の確保調整本部への報告

(5) 前各号に掲げるもののほか、応援職員の派遣に関して必要な調整

2 確保調整本部は、関係都道府県に対し現地調整会議への参加を求めるものとする。

3 確保調整本部は、関係都道府県と協議の上、被災都道府県の災害対策本部が置かれる都道府県庁舎に設置することを基本として現地調整会議の設置場所を決定するものとする。

4 総務省、関係団体及び関係都道府県は、前項の規定により設置場所を決定した場合には、現地調整会議に参加させるための要員（以下「現地調整会議参加要員」という。）を派遣するものとする。

5 関係団体及び被災地域ブロック幹事都道府県は、現地調整会議参加要員を派遣することが困難である場合には、それぞれの構成団体（この要綱において、全国市長会にあっては市区（指定都市を除く。）と、指定都市市長会にあっては指定都市と、被災地域ブロック幹事都道府県にあっては被災地域ブロック内の他の都道府県とする。）に参加させることができるものとする。ただし、現地調整会議に参加する者のいずれかから参集の要請があった場合には、可能な限り現地調整会議参加要員を派遣するものとする。

6 総務省、関係団体及び関係都道府県の現地調整会議参加要員は、参集次第、現地調整会議に参加するものとし、さらに、災害時相互応援協定等に基づき現地に派遣された地方公共団体

の連絡要員も参加することができるものとする。

7 関係都道府県は、現地調整会議が設置されない場合においても、必要に応じて確保調整本部と調整の上、第1段階支援に関する調整を行うものとする。

8 確保調整本部は、応援職員の派遣の要請、派遣の状況等を踏まえ、第1項の規定による調整等を行う必要がなくなつたと判断した場合には、現地調整会議を廃止するものとする。

第4章 被災市区町村が行う災害対応業務を支援するための応援職員の派遣

第1節 被災地域ブロック内を中心とした地方公共団体による応援職員の派遣（第1段階支援）

（被災地域ブロック内の地方公共団体に対する応援職員の派遣についての協力の依頼）

第9条 被災都道府県は、当該被災都道府県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは被災市区町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であると見込まれる場合には、被災地域ブロック幹事都道府県を通じて被災地域ブロック内の地方公共団体に対し、当該被災市区町村への応援職員の派遣について協力を依頼するものとする。

2 前項の規定による協力の依頼は、次の各号に掲げる事項を記載した文書を提出して行うものとする。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出するものとする。

（1）被災市区町村における応援職員の派遣要請人数（業務又は職種、期間等を含む。）

（2）前号に掲げるもののほか、応援職員の派遣に関して必要な事項

（対口支援団体の決定）

第10条 現地調整会議は、前条第1項の規定により被災都道府県から被災地域ブロック内の地方公共団体に対して協力の依頼があつた場合には、被災市区町村ごとに被災地域ブロック内の都道府県又は指定都市を原則として1対1で割り当てることにより、被災地域ブロック内における対口支援の案を作成するものとする。

2 現地調整会議は、次の各号に掲げる事項を考慮することを基本として、対口支援の案を作成するものとする。

（1）総括支援チームの派遣の状況

（2）被災市区町村における応援職員の派遣要請人数（業務又は職種、期間等を含む。）、被害の状況及び災害対応業務実施体制の状況

（3）対口支援団体の対象となる都道府県又は指定都市と被災市区町村との距離及び移動時間

（4）対口支援団体の対象となる都道府県（当該都道府県の区域内の市区町村を含む。）又は指定都市の職員数

（5）対口支援団体の対象となる都道府県又は指定都市の過去の災害における応援職員の派遣の実績

（6）災害時相互応援協定等の締結状況

（7）前各号に掲げるもののほか、被災市区町村の人口等考慮を必要とする事項

3 現地調整会議は、確保調整本部に対し、第1項の規定により作成した対口支援の案を速やかに報告するものとする。

4 現地調整会議は、被災地域ブロック内の都道府県及び指定都市だけでは対口支援の案を作成することが困難である場合には、確保調整本部に対し、その旨を速やかに報告するものとする。

5 確保調整本部は、前項の規定による報告を受けた場合は、次の各号に掲げる事項を考慮することを基本として、被災市区町村ごとに都道府県又は指定都市を原則として1対1で割り当てることにより、対口支援の調整を行うものとする。この場合において、都道府県との調整については全国知事会が、指定都市との調整については指定都市市長会が中心となり行うものとする。

（1）別表の応援優先順位欄の順位

（2）第2項各号に掲げる事項

6 確保調整本部は、第3項に規定する現地調整会議からの報告及び前項に規定する確保調整本部での調整結果を踏まえ最終的に対口支援団体を決定するものとする。

7 確保調整本部は、対口支援団体を決定した場合には、対口支援団体に対し、当該決定事項、第2項第2号に規定する事項及び現地調整会議等において得られた情報を速やかに文書により連絡するものとする。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出するものとする。また、現地調整会議に対し確保調整本部で決定した事項を速やかに連絡するものとする。

8 被災都道府県は、対口支援団体が決定された場合には、被災市区町村に対し確保調整本部で決定した事項を速やかに連絡するものとする。

9 確保調整本部は、対口支援団体を決定した場合には、関係団体を通じて、地方公共団体に対し当該決定事項を速やかに連絡するとともに、一体的支援に係る市区町村に対し応援職員の派遣について協力を依頼するものとする。

(対口支援団体等による応援職員の派遣)

第11条 対口支援団体は、前条第7項の規定により連絡を受けた場合には、対口支援を行う被災市区町村に連絡要員を派遣する等により、当該被災市区町村における応援職員のニーズ等を把握するものとする。

2 対口支援団体は、対口支援を行う被災市区町村における前条第2項第2号に規定する事項、前項の規定により把握したニーズ等を踏まえ、応援職員の派遣のための調整を行うものとする。この場合において、対口支援団体である都道府県は、当該都道府県の区域内の市区町村に対し、一体的支援を行うことについて確認の上、次の各号に掲げる調整等を行うものとする。

(1) 被災市区町村における応援職員の派遣要請人数(業務又は職種、期間等を含む。)の割り振りの調整

(2) 交通手段、宿泊場所、必要な装備に関する事その他応援職員の派遣に当たり必要な情報の可能な限りの提供

(3) 前2号に掲げるもののほか、一体的支援を行うに当たり必要な調整等

3 対口支援団体及び対口支援団体である都道府県と一体的支援を行う市区町村は、応援職員の派遣のための調整が完了次第、速やかに派遣するものとする。

4 対口支援団体は、対口支援を行う被災市区町村について、次の各号に掲げる支援を継続的に行うものとする。

(1) 応援職員のニーズ等の把握

(2) 前号の規定により把握したニーズ等を踏まえた応援職員の派遣

(3) 被災市区町村の職員、応援職員(自らが派遣する応援職員のほか、制度以外の仕組み等により派遣された応援職員を含む。)等で構成する連絡会議の開催等を通じた関係者間での情報の共有

(4) 応援職員に関する受援体制の確保に関する助言

(5) 前各号に掲げるもののほか、応援職員の派遣に関して必要な支援

5 対口支援団体は、応援職員の派遣を終了する場合には、確保調整本部に対し、事前にその旨を文書により連絡するものとする。

6 確保調整本部は、前項の規定により連絡を受けた場合には、対口支援団体に対し、対口支援の終了について、文書により連絡するものとする。

(第1段階支援に関するその他の事項)

第12条 対口支援団体は、確保調整本部及び被災都道府県に対し、対口支援を行う被災市区町村について、応援職員の派遣要請人数及び派遣人数(自らが派遣する応援職員を含め、被災市区町村に派遣された応援職員の派遣人数をいう。)の当日の状況及び翌日以降の見込みの状況並びにその他応援職員の派遣に関する情報を電子メールにより毎日提供するものとする。なお、当該連絡の頻度については、確保調整本部及び被災都道府県が協議して、適宜見直しを行うものとする。

2 被災都道府県は、前項の規定により提供された情報を集約し、被災地域ブロック幹事都道

府県に対し提供するものとする。また、確保調整本部は、必要に応じて、対口支援団体に対する詳細な状況の確認及び関係省庁との共有を行うものとする。

3 被災地域ブロック幹事都道府県は、第1項に規定する被災都道府県の役割（当該被災都道府県の区域内の被災市区町村に関するものに限る。）について、被災都道府県と協議の上、被災都道府県に代わって行うことができるものとする。

第2節 全国の地方公共団体による応援職員の派遣（第2段階支援）

（全国の地方公共団体に対する応援職員の派遣についての協力の依頼）

第13条 被災都道府県は、第9条第1項の規定により応援職員の派遣について協力の依頼を行うにあたり、当該被災地域ブロック都道府県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは対応が困難な場合、確保調整本部に対し第2段階支援の必要性について連絡するものとする。

2 前項の規定による第2段階支援の必要性の連絡は、第9条第2項各号に規定する事項を記載した文書を提出して行うものとする。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出するものとする。

（確保調整本部における対口支援団体の決定）

第14条 確保調整本部は、前条第1項の規定により第2段階支援の必要性の連絡を受けた場合には、次の各号に掲げる事項を考慮することを基本として、応援職員の派遣の調整を行った上で、対口支援団体を決定するものとする。この場合において、都道府県との調整については全国知事会が、指定都市との調整については指定都市市長会が中心となり行うものとする。

（1）別表の応援優先順位欄の順位

（2）都道府県（当該都道府県の区域内の市区町村を含む。）及び指定都市の職員数

（3）都道府県（当該都道府県の区域内の市区町村を含む。）及び指定都市が既に応援職員の派遣を行っているときはその派遣人数

（4）前3号に掲げるもののほか、考慮を必要とする事項

2 確保調整本部は、前項の規定により決定を行った場合には、当該団体に対し、文書により決定事項を連絡するとともに、被災都道府県に対し決定事項を速やかに連絡するものとする。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出するものとする。連絡を受けた被災都道府県は、対口支援を行う被災市区町村に対し確保調整本部で決定した事項を速やかに連絡するものとする。

3 確保調整本部は、第1項の規定により決定を行った場合には、関係団体を通じて、地方公共団体に対し決定事項を速やかに連絡するとともに、一体的支援に係る市区町村に対し応援職員の派遣について協力を依頼するものとする。

（全国の地方公共団体による応援職員の派遣）

第15条 前条第2項の規定により応援職員の派遣の決定の連絡を受けた対口支援団体は、応援職員の派遣要請人数等を踏まえ、それぞれ、応援職員の派遣のための調整を行うものとする。この場合において、対口支援団体である都道府県は、当該都道府県の区域内の市区町村に対し、一体的支援を行うことについて確認の上、第11条第2項各号に規定する調整等を行うものとする。

2 前条第2項の規定により応援職員の派遣の決定の連絡を受けた対口支援団体及び対口支援団体である都道府県と一体的支援を行う市区町村は、応援職員の派遣のための調整が完了次第、速やかに派遣するとともに、第11条第4項各号に規定する支援を継続的に行うものとする。

3 前条第2項の規定により応援職員の派遣の決定の連絡を受けた対口支援団体は、応援職員の派遣を終了する場合には、確保調整本部に対し、事前にその旨を文書により連絡するものとする。

4 確保調整本部は、前項の規定により連絡を受けた場合には、前条第2項の規定により応援職員の派遣の決定の連絡を受けた対口支援団体に対し、対口支援の終了について、文書により連絡するものとする。

（第2段階支援に関するその他の事項）

第16条 第14条第2項の規定により応援職員の派遣の決定の連絡を受けた対口支援団体は、確保調整本部及び被災都道府県に対し、対口支援を行う被災市区町村について、応援職員の派遣要請人数及び派遣人数（自らが派遣する応援職員を含め、被災市区町村に派遣された応援職員の派遣人数をいう。）の当日の状況及び翌日以降の見込みの状況並びにその他応援職員の派遣に関する情報を電子メールにより毎日提供するものとする。なお、当該連絡の頻度については、確保調整本部及び被災都道府県が協議して、適宜見直しを行うものとする。

2 被災都道府県は、前項の規定により提供された情報を集約し、被災地域ブロック幹事都道府県に対し提供するものとする。また、確保調整本部は、必要に応じて、対口支援団体に対する詳細な状況の確認及び関係省庁との共有を行うものとする。

3 被災地域ブロック幹事都道府県は、第13条第1項、第14条第2項及び本条第1項に規定する被災都道府県の役割（当該被災都道府県の区域内の被災市区町村に関するものに限る。）について、被災都道府県と協議の上、被災都道府県に代わって行うことができるものとする。

第3節 追加の対口支援による応援職員の派遣

（追加の対口支援に対する応援職員の派遣についての協力の依頼）

第17条 対口支援団体は、当該対口支援団体による応援職員の派遣だけでは対口支援を行う被災市区町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であると見込まれる場合には、被災市区町村と協議の上、被災都道府県に対し追加の対口支援の必要性について連絡するものとする。

2 前項の規定による追加の対口支援の必要性の連絡は、第9条第2項各号に規定する事項を記載した文書を提出して行うものとする。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出するものとする。

3 被災都道府県は、第1項の規定による追加の対口支援の必要性の連絡に対し、対口支援団体だけでは被災市区町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であると見込まれる場合には、確保調整本部に対し追加の対口支援の必要性について連絡するものとする。

4 前項の規定による追加の対口支援の必要性の連絡は、第9条第2項各号に規定する事項を記載した文書を提出して行うものとする。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出するものとする。

（確保調整本部における追加の対口支援団体の決定）

第18条 確保調整本部は、前条第3項の規定により追加の対口支援の必要性の連絡を受けた場合には、第10条第2項及び第14条第1項各号に掲げる事項を考慮することを基本として、応援職員の派遣の調整を行った上で、対口支援団体を決定するものとする。この場合において、都道府県との調整については全国知事会が、指定都市との調整については指定都市市長会が中心となり行うものとする。

2 確保調整本部は、前項の規定により決定を行った場合には、当該団体に対し、文書により決定事項を連絡するとともに、被災都道府県に対し決定事項を速やかに連絡するものとする。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出するものとする。連絡を受けた被災都道府県は、前条第1項の規定により追加の対口支援の必要性を連絡した対口支援団体に対し確保調整本部で決定した事項を速やかに連絡するものとする。さらに、連絡を受けた対口支援団体は、対口支援を行う被災市区町村に対し確保調整本部で決定した事項を速やかに連絡するものとする。

3 確保調整本部は、第1項の規定により決定を行った場合には、関係団体を通じて、地方公共団体に対し決定事項を速やかに連絡するとともに、一体的支援に係る市区町村に対し応援職員の派遣について協力を依頼するものとする。

（追加の対口支援団体による応援職員の派遣）

第19条 前条第2項の規定により応援職員の派遣の決定の連絡を受けた対口支援団体は、応援職員の派遣要請人数等を踏まえ、それぞれ、応援職員の派遣のための調整を行うものとする。この場合において、当該都道府県は、当該都道府県の区域内の市区町村に対し、一体的支援を

行うことについて確認の上、第11条第2項各号に規定する調整等を行うものとする。

2 前条第2項の規定により応援職員の派遣の決定の連絡を受けた対口支援団体及び対口支援団体と一体的支援を行う市区町村は、都道府県及び当該都道府県と一体的支援を行う市区町村並びに指定都市は、応援職員の派遣のための調整が完了次第、速やかに派遣するとともに、第11条第4項各号に規定する支援を継続的に行うものとする。

3 前条第2項の規定により応援職員の派遣の決定の連絡を受けた対口支援団体は、応援職員の派遣を終了する場合には、確保調整本部に対し、事前にその旨を文書により連絡するものとする。

4 確保調整本部は、前項の規定により連絡を受けた場合には、前条第2項の規定により応援職員の派遣の決定の連絡を受けた都道府県及び指定都市に対し、対口支援の終了について、文書により連絡するものとする。

(追加の対口支援に関するその他の事項)

第20条 第18条第2項の規定により応援職員の派遣の決定の連絡を受けた対口支援団体は、確保調整本部及び被災都道府県に対し、対口支援を行う被災市区町村について、応援職員の派遣要請人数及び派遣人数（自らが派遣する応援職員を含め、被災市区町村に派遣された応援職員の派遣人数をいう。）の当日の状況及び翌日以降の見込みの状況並びにその他応援職員の派遣に関する情報を電子メールにより毎日提供するものとする。なお、当該連絡の頻度については、確保調整本部及び被災都道府県が協議して、適宜見直しを行うものとする。

2 被災都道府県は、前項の規定により提供された情報を集約し、被災地域ブロック幹事都道府県に対し提供するものとする。また、確保調整本部は、必要に応じて、対口支援団体に対する詳細な状況の確認及び関係省庁との共有を行うものとする。

3 被災地域ブロック幹事都道府県は、第17条第1項、同条第3項、第18条第2項及び本条第1項に規定する被災都道府県の役割（当該被災都道府県の区域内の被災市区町村に関するものに限る。）について、被災都道府県と協議の上、被災都道府県に代わって行うことができるものとする。

第4節 独自申出による応援職員の派遣

(独自申出による応援職員の派遣の調整)

第21条 地方公共団体（被災都道府県内の地方公共団体を除く。）は、第1段階支援及び第2段階支援とは別に、独自に応援職員の派遣を行おうとする場合には、都道府県にあっては全国知事会に、指定都市にあっては指定都市市長会に、市区（指定都市を除く。）にあっては全国市長会に、町村にあっては全国町村会に対しその旨を申し出ること（以下「独自申出」という。）ができるものとする。

2 前項の規定による独自申出は、次の各号に掲げる事項を記載した文書を提出して行うものとする。

(1) 応援職員の派遣可能人数（業務又は職種、期間等を含む。）

(2) 前号に掲げるもののほか、応援職員の派遣に関して必要な事項

3 関係団体は、第1項の規定により独自申出を受けた場合には、それぞれ、当該独自申出の情報を管理するとともに、確保調整本部に対し当該情報を報告するものとする。

4 確保調整本部は、前項の規定により報告を受けた場合には、対口支援団体の決定前にあっては被災都道府県と、対口支援団体の決定後にあっては対口支援団体と協議の上、応援職員の派遣の調整を行うものとする。

5 確保調整本部は、前項の規定により調整を行った場合には、関係団体を通じて、地方公共団体に対し調整結果を連絡するとともに、対象となる地方公共団体に対し応援職員の派遣について協力を依頼するものとする。

第5章 総括支援チームの派遣

(災害マネジメント総括支援員等の登録)

第22条 総務省は、平常時に、地方公共団体からの推薦を受けて、当該地方公共団体の職員を災害マネジメント総括支援員として名簿に登録し、当該名簿（以下「総括支援員登録名簿」という。）の管理を行うものとする。

2 総務省は、平常時に、地方公共団体からの推薦を受けて、当該地方公共団体の職員を災害マネジメント支援員として名簿に登録し、当該名簿の管理を行うものとする。

3 災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員の登録の手續等については、別に定めるところによるものとする。

（総括支援チームの派遣の要請等）

第23条 被災市区町村は、対口支援団体の決定前において、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、当該被災市区町村を包括する被災都道府県を通じて確保調整本部（確保調整本部設置前には総務省。）に対し総括支援チームの派遣を要請することができるものとする。

2 被災市区町村は、対口支援団体の決定後において、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、対口支援団体に対し総括支援チームの派遣を要請することができるものとする。

3 第1項又は前項の規定による要請は、その旨を記載した文書を提出して行うものとする。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出するものとする。

4 対口支援団体は、第2項の規定による要請に対し適当な総括支援チームを派遣することが困難である場合には、確保調整本部に対しその旨を連絡するものとする。

5 確保調整本部は、第1項の規定により要請を受けた場合又は前項の規定により連絡を受けた場合には、総括支援員登録名簿に基づき、災害マネジメント総括支援員が属する地方公共団体と調整し、当該地方公共団体に対し総括支援チームの派遣について協力を依頼するものとする。

6 確保調整本部は、第1項に規定するもののほか、被災都道府県から協力の依頼を受けた場合又は得られた情報を基に必要と判断した場合には、総括支援員登録名簿に基づき、災害マネジメント総括支援員が属する地方公共団体と調整し、当該地方公共団体に対し総括支援チームの派遣について協力を依頼するものとする。

7 確保調整本部は、第5項又は前項の規定に基づき、総括支援チームの派遣に関して災害マネジメント総括支援員が属する地方公共団体（被災地域ブロック内の地方公共団体に限る。）と調整する場合は、原則として、被災地域ブロック幹事都道府県と協議の上で行うものとする。

8 確保調整本部は、第5項又は第6項の規定により総括支援チームの派遣について協力を依頼した場合には、当該団体に対し、文書によりその旨を連絡するものとする。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出するものとする。また、確保調整本部は、関係都道府県及び対口支援団体に対しその旨を連絡するものとし、さらに、対口支援団体の決定前には被災都道府県を通じて、対口支援団体の決定後には対口支援団体を通じて被災市区町村に対しその旨を連絡するものとする。また、関係団体を通じて、地方公共団体に対しその旨を連絡するものとする。

（総括支援チームの派遣）

第24条 確保調整本部から協力の依頼を受けた地方公共団体又は被災市区町村から要請を受けた対口支援団体は、総括支援チームの派遣のための調整が完了次第、速やかに派遣するものとする。

2 確保調整本部から協力の依頼を受けた地方公共団体又は被災市区町村から要請を受けた対口支援団体は、総括支援チームを派遣した場合には、確保調整本部に対し、速やかにその旨を連絡するものとする。

3 確保調整本部は、前項の規定により連絡を受けた場合には、関係都道府県及び対口支援団体に対しその旨を連絡するものとし、さらに、対口支援団体の決定前には被災都道府県を通じて、対口支援団体の決定後には対口支援団体を通じて被災市区町村に対しその旨

を連絡するものとする。

4 確保調整本部から協力の依頼を受けた地方公共団体又は被災市区町村から要請を受けた対口支援団体は、総括支援チームの派遣を終了する場合には、確保調整本部に対し、事前にその旨を文書により連絡するものとする。

5 確保調整本部は、前項の規定により連絡を受けた場合には、当該団体に対し、総括支援チームの派遣の終了について、文書により連絡するものとする。

(総括支援チームの派遣に関するその他の事項)

第25条 総括支援チーム派遣団体は、確保調整本部及び被災都道府県に対し、総括支援チームの派遣を行う被災市区町村について、総括支援チームの派遣人数の当日の状況及び翌日以降の見込みの状況並びにその他総括支援チームの支援に関する状況等を電子メールにより毎日提供するものとする。なお、当該連絡の頻度については、確保調整本部及び被災都道府県が協議して、適宜見直しを行うものとする。

2 被災都道府県は、前項の規定により提供された情報を集約し、被災地域ブロック幹事都道府県に対し提供するものとする。また、確保調整本部は、必要に応じて、対口支援団体に対する詳細な状況の確認及び関係省庁との共有を行うものとする。

3 被災地域ブロック幹事都道府県は、第1項に規定する被災都道府県の役割(当該被災都道府県の区域内の被災市区町村に関するものに限る。)について、被災都道府県と協議の上、被災都道府県に代わって行うことができるものとする。

第6章 受援体制

(平常時における受援体制の整備等)

第26条 市区町村は、災害時に円滑に応援職員の受入ができるよう、あらかじめ次に掲げる事項等を取りまとめた受援計画の策定を行うなど、受援体制について必要な準備を整えるものとする。

- (1) 庁内全体の応援受入の窓口となる受援担当者
- (2) 応援職員が担う受援対象業務と必要人数
- (3) 各受援対象業務の担当部署における受援担当者
- (4) 応援要請の手順

2 都道府県は、区域内の市区町村に対し、前項の取組に係る助言や支援を行うものとする。
(応援職員受入時の体制整備)

第27条 被災市区町村は、災害時の応援職員の受入に際し、受援が円滑に機能するため、次に掲げる取組等により、応援職員の受入体制の整備に努めるものとする。

- (1) 応援職員の執務スペースの確保
- (2) 業務に必要な資機材等の準備
- (3) 受援に関する庁内調整会議の開催

第7章 その他

(被災都道府県による支援)

第28条 被災都道府県は、被災市区町村に連絡要員を派遣する等により、応援職員の派遣に関する支援(対口支援団体との連携を含む。)及び被災市区町村が行う災害マネジメントに関する支援(総括支援チームが派遣されている場合には、当該総括支援チームとの連携を含む。)を行うものとする。

2 被災都道府県は、対口支援団体の決定後に当該被災都道府県内の地方公共団体による被災市区町村への応援職員の派遣の調整を行う場合には、対口支援団体と協議の上行うものとする。

(応援職員の派遣に関する留意事項)

第29条 地方公共団体は、応援職員の派遣に関し、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 活動に必要な資機材、応援職員の食料、宿泊場所及び交通手段の確保等については、可能な限り自己完結型で対応すること。

(2) 派遣期間については、業務の習熟、引継ぎ等を考慮して調整を行うこと。

(応援職員の派遣に関する費用の負担)

第30条 制度に基づく応援職員の派遣に要した費用の負担については、法令の定めによるほか、応援職員を派遣した地方公共団体と被災市区町村又は被災市区町村を包括する被災都道府県とが協議して定めるものとする

(平常時における対応)

第31条 総務省は、平常時に、制度に基づく応援職員の派遣に関する連絡調整を行うため、関係省庁、関係団体、都道府県（地域ブロック幹事都道府県の別を含む。）及び指定都市の担当部署の連絡先を記載した名簿を作成し、関係省庁、関係団体、都道府県及び指定都市と共有するものとする。

2 関係省庁、関係団体、都道府県及び指定都市は、前項に規定する名簿の連絡先に変更が生じた場合には、総務省に対し変更後の連絡先を速やかに連絡するものとする。

3 地域ブロック幹事都道府県は、平常時に、対口支援団体の決定に際して考慮することを基本とする第10条第2項第4号から第6号までに規定する事項について、当該地域ブロック内の都道府県及び指定都市に係る情報の整理及び定期的な更新を行い、地域ブロック内の都道府県及び指定都市と共有するものとする。さらに、総務省に対しても当該情報を提供するものとする。提供を受けた総務省は、当該情報を関係団体と共有するものとする。

(訓練の実施)

第32条 総務省は、発災時における制度の円滑な運用を確保するため、関係機関の協力を得て、訓練を実施するものとする。

(要綱の見直し)

第33条 総務省は、前条に規定する訓練の結果等を踏まえ、必要に応じて関係機関の意見を聴きつつ、適宜、本要綱について必要な見直しを行うものとする。

(その他)

第34条 この要綱に定めるもののほか、制度に関し必要な事項は、総務省が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月19日から施行する。—

(別表)

地域ブロック	北海道東北ブロック(A)	関東ブロック(B)	中部ブロック(C)	近畿ブロック(D)	中国・四国ブロック(E)	九州ブロック(F)
都道府県	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県	富山県、石川県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
指定都市	札幌市、仙台市、新潟市	さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市	静岡市、浜松市、名古屋市	京都市、大阪市、堺市、神戸市	岡山市、広島市	北九州市、福岡市、熊本市
応援優先順位	①B②C③D④E⑤F	①A②C③D④E⑤F	①D②B③A④E⑤F	①C②E③F④B⑤A	①F②D③C④B⑤A	①E②D③C④B⑤A

応急対策職員派遣制度に関する運用マニュアル

第一章 全般

1. 応急対策職員派遣制度

(1) 応急対策職員派遣制度とは

大規模災害が発生した場合には、被災住民の生活再建等を支援するため、避難所運営や罹災証明書の交付等について迅速・的確な対応が求められる。

このため、これらの災害対応業務を担う被災市区町村においては、当該団体の職員だけでは人員が圧倒的に不足することとなり、被災住民の生活再建等を円滑に進めるためには、短期集中的に、大量の応援職員を迅速に確保することが不可欠となる。

そのため、大規模災害発生時に全国の地方公共団体の人的資源を最大限に活用して被災市区町村を支援するための全国一元的な応援職員の派遣の仕組みとして「応急対策職員派遣制度」を構築したところである。

本制度は、被災都道府県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは被災市区町村において完結して災害対応業務を実施できない規模の災害が発生した場合に、被災都道府県以外の地方公共団体からの応援職員を派遣する仕組みである。

(2) 応急対策職員派遣制度の目的

本制度に基づく応援職員の派遣の目的は、被災市区町村の長の指揮の下、次に掲げる業務に携わるものであることとしている（制度要綱第3条第4号）

- ①避難所運営や罹災証明書の交付等の災害対応業務を支援すること
- ②被災市区町村が行う災害マネジメントを総括的に支援すること

(3) 応急対策職員派遣制度の特徴

本制度の特徴として、上記(2)に掲げる目的のため、地方公共団体の応援職員を派遣することとしており、それぞれ以下の特徴がある。なお、本制度に基づく応援職員の派遣の形態は、職務命令による短期の派遣（公務出張）を基本としている（制度要綱第3条第3号）

①避難所運営や罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援

・被災都道府県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは対応が困難な場合、被災地域ブロック内を中心とした地方公共団体による第1段階支援が行われ、それによってもなお対応が困難な場合、全国の地方公共団体による第2段階支援が行われる。

・避難所運営や罹災証明書の交付等の災害対応業務を支援するため、「対口支援方式^{*}」により応援職員を派遣することとしている。

^{*}「対口支援方式」とは、被災市区町村ごとに都道府県又は指定都市を原則として1対1で割り当てることにより、担当する都道府県又は指定都市（以下「対口支援団体」という。）を決定し、対口支援団体が基本的に自ら完結して応援職員を派遣することをいう（制度要綱第2条第10号）

・都道府県及び区域内の市区町村（原則として指定都市を除く。）が一体的に応援職員を派遣することとしている。

・ただし、災害の規模、態様等に応じ柔軟な対応を図ることとしている（制度要綱第3条第5号）例えば、被災市区町村1団体に対し複数の対口支援団体を割り当てることも想定される。

②被災市区町村が行う災害マネジメントの総括的支援

・「災害マネジメント総括支援員^{*1}」及び「災害マネジメント支援員^{*2}」等で構成する「総括支援チーム」を派遣することとしている。

※1「災害マネジメント総括支援員」とは、被災市区町村の長への助言、幹部職員との調整、被災都道府県をはじめとする関係機関及び総務省との連携等を通じて、被災市区町村が行う災害マネジメントを総括的に支援するために、地方公共団体が応援職員として派遣する者として、総務省が管理する名簿に登録されている者をいう（制度要綱第2条第11号）

※2「災害マネジメント支援員」とは、災害マネジメント総括支援員の補佐を行うために、地方公共団体が応援職員として派遣する者として、総務省が管理する名簿に登録されている者をいう（制度要綱第2条第12号）

（4）応急対策職員派遣制度に基づく情報の収集と共有

本制度は、震度6弱以上の地震が観測された場合又はそれに相当する程度の災害が発生したと考えられる場合、総務省において、応援職員の派遣に関し、関係省庁（内閣府及び消防庁をいう。）関係団体（全国知事会、全国市長会、全国町村会及び指定都市市長会をいう。）及び関係都道府県（被災都道府県及び被災地域ブロック幹事都道府県をいう。）からの情報の収集及びそれぞれの団体との情報の共有を行うこととしている（制度要綱第5条第1項）

なお、情報の収集及び共有を開始する場合には、総務省からその旨を連絡することとしており、その連絡を受けたそれぞれの団体は、総務省に対し応援職員の派遣に関して得られた情報を提供することとしている（制度要綱第5条第2項）

また、本制度に基づく応援職員の派遣が密接な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるように連絡調整を行うことが必要であり（制度要綱第4条）応援職員の派遣に関して得られた情報があれば、随時情報共有を行う必要がある。

※「応援職員の派遣に関して得られた情報」とは（例示）

（被災都道府県）

- ・被災都道府県における受援体制に関する情報

受援窓口の設置状況や連絡先などについて情報の共有が必要である。

- ・被災市区町村における被害の状況

被災市区町村における避難所の開設状況（開設箇所数、避難者数等）倒壊家屋の状況、交通の状況等について情報の共有が必要である。

- ・被災市区町村へのリエゾンの派遣状況やリエゾンから得られた情報

被災都道府県において被災市区町村にリエゾンを派遣する場合は、その派遣状況や把握した情報等の共有が必要である。

（被災地域ブロック幹事都道府県）

- ・被災都道府県へのリエゾンの派遣状況やリエゾンから得られた情報

被災地域ブロック幹事都道府県から被災都道府県へのリエゾンの派遣状況について、共有が必要である。また、被災都道府県に派遣したリエゾンが把握した情報等の共有が必要である。

- ・被災地域ブロック内の都道府県・指定都市の状況

被災地域ブロック内の都道府県・指定都市における応援準備状況やリエゾン派遣状況などについて情報収集を行い、把握した情報について共有を行うことが必要である。

なお、連絡調整を円滑に行うため、総務省において、被災都道府県、被災地域ブロック幹事都道府県、総括支援チーム派遣団体、対口支援団体、本制度による応援職員派遣先被災市区町村、関係団体及び総務省の担当者の連絡先を取りまとめ、それぞれの団体と共有するものとする。

（5）被災都道府県による応援職員のニーズ等の把握

被災都道府県は、被災市区町村における応援職員のニーズ等を速やかに把握することとしており、把握した情報については、総務省及び被災地域ブロック幹事都道府県に提供することとしている。また、これらの情報に基づき、被災都道府県内の地方公共団体による応援職員の派遣（都道府県内応援）

だけでは被災市区町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であることが見込まれる場合には、その旨を併せて連絡することとしている（制度要綱第6条第1項、第2項）

2. 被災市区町村応援職員確保調整本部

（1）確保調整本部の設置

総務省は、得られた情報を基に、関係団体と協議の上必要と判断した場合には、応援職員の派遣に関し、総合的な調整などを行うため、総務省及び関係団体で構成する被災市区町村応援職員確保調整本部（以下「確保調整本部」という。）を設置することとしている（制度要綱第7条第1項）

また、確保調整本部が設置された場合、確保調整本部は、関係省庁及び関係都道府県、関係団体を通じて全国の地方公共団体に対し、その旨を連絡することとしている（制度要綱第7条第3項）

（2）確保調整本部の構成

確保調整本部の構成は以下のとおりとしている（制度要綱第7条第1項）

- ・ 総務省（事務局の事務を行う（制度要綱第7条第2項）
- ・ 全国知事会
- ・ 全国市長会
- ・ 全国町村会
- ・ 指定都市市長会

（3）確保調整本部の役割

関係省庁等からの情報の収集、関係省庁等との情報の共有並びに総合的な調整及び意思決定を行うこととしており（制度要綱第7条第1項）具体的には以下のとおりである。

- ・ 関係省庁や被災都道府県、被災地域ブロック幹事都道府県等からの応援職員の派遣に関する情報の収集・共有
- ・ 総括支援チーム派遣団体の調整・決定
- ・ 対口支援団体の調整・決定

（4）確保調整本部からの打診

総括支援チーム派遣団体及び対口支援団体の候補団体に対して、確保調整本部から事前に打診を行うこととしている。被災市区町村への速やかな支援につなげるため、確保調整本部から打診があった際は、庁内での必要な確認を行い、速やかに回答を行うこととする。

（5）確保調整本部から総括支援チーム派遣団体及び対口支援団体への連絡

確保調整本部は、（4）の候補団体への打診の結果、派遣が可能である旨の回答を得た場合は、確保調整本部での確認・決定の後、当該団体に対し決定事項等について連絡を行うこととしている。

（6）確保調整本部から全国の地方公共団体に対する連絡

確保調整本部は、以下の場合に、関係団体を通じて全国の地方公共団体に対し連絡を行うこととしている。

- ・ 確保調整本部が設置された場合（制度要綱第7条第3項）
- ・ 総括支援チーム派遣団体を決定した場合（制度要綱第23条第8項）
- ・ 対口支援団体を決定した場合（制度要綱第10条第9項）

(7) 確保調整本部から一体的支援に係る市区町村への協力依頼

確保調整本部は、対口支援団体を決定した場合には、全国市長会及び全国町村会を通じて、一体的支援に係る市区町村に対し、応援職員の派遣について協力を依頼することとしている（制度要綱第10条第9項）

本制度において、対口支援団体である都道府県は、区域内の市区町村とともに一体的に応援職員を派遣することを基本としている（制度要綱第3条第5号）ことから、この一体的支援*について、関係団体を通じて協力依頼を行うものである。

*「一体的支援」については、第七章1（3）参照。

3. 被災市区町村応援職員確保現地調整会議

(1) 現地調整会議の設置

確保調整本部は、関係都道府県と協議の上必要と判断した場合には、被災市区町村応援職員確保現地調整会議（以下「現地調整会議」という。）を設置することとしている（制度要綱第8条第1項）

なお、設置場所については、被災都道府県の災害対策本部が置かれる都道府県庁舎を基本としている（制度要綱第8条第3項）

被災都道府県においては、現地調整会議の設置に必要な執務スペースや通信手段が確保されていることが望ましい。

(2) 現地調整会議の構成

確保調整本部は、関係都道府県に対し現地調整会議への参加を求めることとしており

（制度要綱第8条第2項）総務省、関係団体及び関係都道府県は、現地調整会議に参加させるための要員（以下「現地調整会議参加要員」という。）を派遣することとしている

（制度要綱第8条第4項）

現地調整会議の基本的な構成は以下のとおりである。

- ・被災都道府県
- ・被災地域ブロック幹事都道府県
- ・総務省
- ・全国知事会
- ・全国市長会
- ・全国町村会
- ・指定都市市長会

なお、現地調整会議参加要員を派遣した各機関においては、当該現地調整会議参加要員からの報告等を通じて、被災団体の状況を的確に把握し、関係機関との必要な調整等を行うものとする。

また、関係団体及び被災地域ブロック幹事都道府県が現地調整会議参加要員を派遣することが困難である場合には、それぞれの構成団体（被災地域ブロック幹事都道府県にあっては被災地域ブロック内の他の都道府県）に参加させることができることとしている

（制度要綱第8条第5項）

さらに、災害時相互応援協定等に基づき現地に派遣された地方公共団体の連絡要員も参加することができることとしている（制度要綱第8条第6項）

(3) 現地調整会議の役割

現地調整会議においては、次に掲げる調整等を行うこととしている（制度要綱第8条第1項）

- ① 第1段階支援に関する調整
- ② ①により調整した事項の確保調整本部への報告
- ③ 現地における情報収集
- ④ 現地において収集した情報の確保調整本部への報告
- ⑤ ①～④に掲げるもののほか、応援職員の派遣に関して必要な調整

（4）被災地域ブロック幹事都道府県の代理

被災都道府県が被災地域ブロック幹事都道府県である場合は、被災地域ブロック幹事都道府県の役割について、被災地域ブロック内の他の都道府県（以下「被災地域ブロック幹事代理都道府県」という。）に行わせることができることとしている（制度要綱第5条第4項）

被災地域ブロック幹事代理都道府県は、総務省、全国知事会並びに被災地域ブロック内の都道府県及び指定都市に対し、代理となった旨を速やかに連絡することとしている（制度要綱第5条第4項）

4. 総括支援チーム

（1）総括支援チームとは

総括支援チームは、被災市区町村の長への助言、幹部職員との調整、被災市区町村における応援職員のニーズ等の把握、被災都道府県をはじめとする関係機関及び総務省との連携等を通じて、被災市区町村が行う災害マネジメントについて総括的に支援することとしている（制度要綱第3条第6号）

また、「災害マネジメント」の対象業務は多岐にわたるため、総括支援チームの派遣にあたっては、災害マネジメント総括支援員をサポートできるチーム編成とし、災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員など災害対応業務に知見のある者等（以下の3～5名）で構成することを基本とする。なお、災害の規模や派遣の時期等に応じて、柔軟に対応することができるものとする。

- ・災害マネジメント総括支援員として登録された者 1名
- ・災害マネジメント支援員として登録された者など、避難所運営業務や罹災証明書の交付業務等に関する知見を有する者 1～2名
- ・連絡調整要員 1～2名

なお、災害マネジメント総括支援員の略称は次のとおりとしている。

キ ャ ト ウ ム GADM=General Adviser for Disaster Management

（2）災害マネジメントとは

「大規模災害からの被災住民の生活再建を支援するための応援職員の派遣の在り方に関する研究会報告書（平成29年6月16日）（以下「研究会報告書」という。）では、被災市区町村において一体的に確保される必要がある「災害マネジメント」機能として、

- ア) 「災害のフェーズ」に応じた災害対応の在り方に関する知見
- イ) 災害対策の推進体制の整備や進捗把握などの管理マネジメント
- ウ) 応援職員の緊急確保に関する総務省等との連絡・調整

などが想定されている。

具体的には、それぞれ以下のとおりとされている。

- ① 「『災害のフェーズ』に応じた災害対応の在り方に関する知見」

被災市区町村においては、発災直後の人命救助の段階から被災住民の生活再建の支援の段階への移行に伴い、避難所の運営、家屋被害調査と罹災証明書の交付、がれきの処理、家屋の応急修理、応急仮設住宅の建設等の様々な災害応急対策を順次進めていくことが求められる。このため、これらの各災害応急対策の進め方、ノウハウ・留意事項や、併せて、災害救助法の運用に関する知識が必要となる。

②「災害対策の推進体制の整備や進捗把握などの管理マネジメント」

被災市区町村においては、例えば、まずは避難所の運営に注力しつつも、同時並行的に、次の段階で必要となる罹災証明書の交付事務や仮設住宅の建設等に対する準備を開始しなければならない。これに対する人的体制として、避難所の運営については、被災市区町村の職員を一定数確保しつつも、基本的には他の地方公共団体からの応援職員を充てることとし、罹災証明書の交付事務や仮設住宅の建設等、実施に当たって企画立案・調整等がかなりの程度求められる業務については、それぞれ被災市区町村の職員を中心としたプロジェクト・チームを編成し、推進することなどが考えられる。このため、このような推進体制に関する管理マネジメントの知識・経験が必要となる。また、そのように分担された業務については、遅れを生じることのないよう、被災市区町村の災害対策本部において、逐次進捗状況を把握し、課題が生じた場合その解決策を講じる等のフォローが不可欠である。

③「応援職員の緊急確保に関する総務省等との連絡・調整」

被災市区町村において、それぞれの業務を担当する人的体制を整備するに当たっては、被災市区町村の職員に加え、応援職員も視野に入れた上で、人的体制を計画し、それに応じて応援職員の派遣を求める必要がある。その際に、応援職員の確保について、対口支援団体による支援では不足し、緊急に全国スキームによる派遣を求める必要が生じる可能性もあることから、総務省等との密接な連絡・調整が可能な体制を構築しておく必要がある。

(3) 総括支援チームの活動事例

① 対口支援に先立ち先遣隊として派遣される事例

- ・被災市区町村の被害状況（家屋被害、農地・山林被害などの概要）の把握
- ・応援職員に依頼する業務及び必要人数の把握

② 被災市区町村が行う災害マネジメントの支援を行う事例

- ・応援職員に関する受援体制の確保に関する助言
- ・災害対策本部運営に関する助言
- ・災害対応についての首長への助言
- ・避難所運営など個別業務に関する助言
- ・罹災証明書の交付業務（受付・調査・交付）に関する全体のコーディネート

(4) 総括支援チームに求められる資質

研究会報告書において、「『災害マネジメント総括支援員』は、大規模災害時外部から被災市区町村に派遣され、必ずしも人的関係がない中で、いわば被災市区町村の臨時のスタッフとなって、首長の『災害マネジメント』を支援するという重要な役割を担う。このため、『災害マネジメント総括支援員』の活動に当たっては、被災市区町村から信頼に値すると認められることが不可欠の条件となり、仮に信頼が得られない場合には、活動自体が困難となる。」とされている。したがって、支援にあたっては、派遣元団体等における手法を画一的に適用しようとするものではあってはならず、被災市区町村の事情や意向を十分尊重し、それに応じた柔軟な対応を図る必要がある。

そのため、災害マネジメント総括支援員のみならず総括支援チームには、被災市区町村の長の指揮の下、幹部職員等と共に課題を共有しながら、円滑な行政運営を支えていくことができる資質（市区町村の行政運営に関する知見、コミュニケーション能力など）が何よりも求められる。

(5) 災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員の登録要件

災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員の登録要件については、「災害マネジメント総括支援員等の登録に関する要綱（平成 30 年 3 月 23 日制定。令和 3 年 2 月 1 9 日最終改正。以下「登録要綱」という。）第 5 条において、次のいずれにも該当する者としている。

①地方公共団体により登録要綱第 4 条第 2 項に規定する推薦が行われた者

②登録要綱第 9 条に規定する研修を受講した者

また、災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員の推薦の基準は、登録要綱第 3 条において、それぞれ以下のとおりとしている。なお、推薦に当たっては、上記（4）の総括支援チームに求められる資質を十分に考慮する必要がある。

①災害マネジメント総括支援員：次のいずれにも該当する者

- ・災害対応に関する知見を有する者
- ・地方公共団体における管理職の経験を有する者若しくは所属の管理運営に携わる職員であって、当該地方公共団体がその責任において推薦する者
- ・地方公共団体において 5 年以上の勤務経験を有する者

②災害マネジメント支援員：次のいずれかに該当する者

- ・避難所運営業務に関する知見を有する者
- ・罹災証明書の交付業務に関する知見を有する者
- ・その他災害対応業務に関する知見を有する者

（6）研修

総務省は、災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員並びにその候補者に対し、関係省庁の協力を得て研修を実施することとしている（登録要綱第 9 条）。各地方公共団体においては、これらの者に対し積極的な研修受講を促すものとする。

5. 対口支援チーム

（1）支援業務

対口支援チームは、災害応急対策を中心とした災害対応業務のうち、避難所の運営及び罹災証明書の交付のほか、本制度以外の仕組み等において対象としていない業務を支援することとしている。ただし、本制度以外の仕組み等と必要な連携を図るものであるとしている（制度要綱第 3 条第 4 号）。本制度以外の仕組み等との必要な連携とは、具体的には、本制度以外の仕組み等において対象としている業務について、当該仕組みが機能するまでの間、対口支援団体が応援職員を派遣するなど、被災市区町村の実情に応じて対応することを想定したものである。なお、国等が関与して全国的に行われる本制度以外の主な仕組みについては、表のとおりである。

関係省庁	仕組みの名称 (分野、職種)	主な支援内容	仕組みに関する 関係省庁の問合せ先
文部科学省	被災文教施設応急危険度判定	被災文教施設の応急危険度判定の実施	文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課防災推進室 03-6734-3036
厚生労働省	水道	応急給水、被災した水道施設の応急復旧	厚生労働省医薬・生活衛生局水道課 03-3595-2368
厚生労働省	災害派遣医療チーム (DMAT)	災害急性期（発災後概ね48時間以内）に被災地等で医療支援等を実施	厚生労働省医政局地域医療計画課 03-3595-2194
厚生労働省	保健師等支援チーム	公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の巡回による被災者の健康管理	厚生労働省健康局健康課 03-3595-2190

厚生労働省	災害派遣精神医療チーム (DPAT)	自然災害や集団災害の発生時における、被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネジメント、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課心の健康支援室 03-3595-2307
厚生労働省	災害時健康危機管理支援チーム (DHEAT)	被災地方公共団体の保健医療調整本部及び保健所が行う保健医療行政の指揮調整機能等が円滑に実施されるよう応援	厚生労働省健康局健康課 03-3595-2190
農林水産省	農業農村災害緊急派遣隊 (水土里 (みどり) 災害派遣隊)	被災した農地・農業用施設の初期情報収集、緊急概査、技術支援等	農林水産省農村振興局整備部防災課災害対策室 03-3502-6361
国土交通省	緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE)	被害状況の把握、被害の拡大の防止、被災地の早期復旧等、被災地方公共団体に対する技術的な支援	国土交通省水管理・国土保全局防災課災害対策室 03-5253-8111 (内線35-833)
国土交通省	被災建築物応急危険度判定	被災した建築物の応急危険度判定の実施	国土交通省住宅局建築指導課建築物防災対策室 03-5253-8111 (内線39-524)
国土交通省	被災宅地危険度判定	被災した宅地の危険度判定の実施	国土交通省都市局都市安全課都市防災対策企画室 03-5253-8111 (内線32-344)
国土交通省	下水道	被災した下水道施設の復旧	国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課 03-5253-8111 (内線34-223)
環境省	災害廃棄物処理支援ネットワーク (D. Waste-Net)	<研究・専門機関(専門家・技術者を派遣)>処理体制の構築、排出・分別方法の周知、初期推計量に応じた一次仮置場の確保・管理運営等に関する現地支援 等 <一般廃棄物関係団体(ごみ収集車等や作業員を派遣)>生活ごみ等の収集・運搬、処理に関する現地支援 等	環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室 03-5521-8358

(2) 対口支援に関する留意事項

① 公務出張による支援

本制度は、職務命令による短期の派遣(公務出張)による応援職員派遣の仕組みであることから、対口支援団体は出張派遣の範疇で対応できる業務について支援を行うものとする。

② 安全衛生の確保

被災市区町村は、対口支援団体に対し業務を依頼するにあたり、応援職員の安全衛生の確保について配慮するものとする。

③ 民間事業者及びボランティア団体との連携

被災市区町村は、対口支援団体に対し業務を依頼するにあたり、民間事業者への委託又はボランティア団体との連携等が可能かどうかについて考慮するものとする。

第二章 総括支援チームの派遣

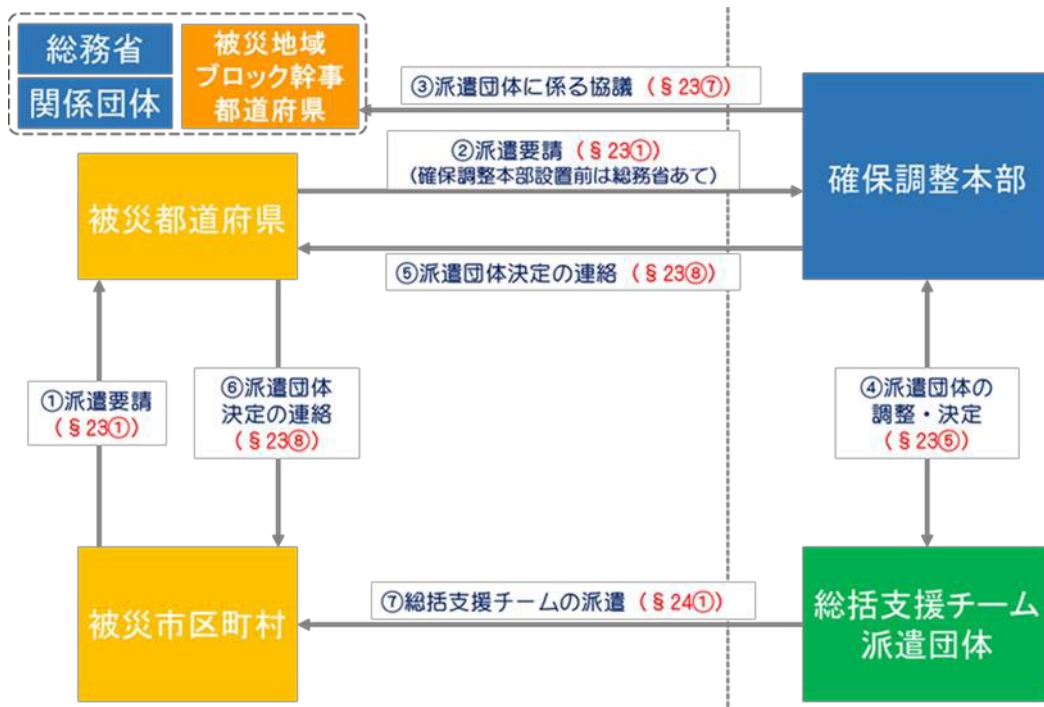
被災市区町村における災害マネジメントについて支援が必要な場合、確保調整本部において総括支援チーム派遣団体を決定し、被災市区町村に総括支援チームの派遣が行われる。

なお、本制度要綱では、被災市区町村への総括支援チームの派遣については、主に以下の3つの場合を

規定している。

- ・被災市区町村から被災都道府県を通じて派遣要請があった場合【フロー図1参照】
 - ・被災都道府県が必要と判断した場合【フロー図2参照】
 - ・確保調整本部が得られた情報を基に必要と判断した場合【フロー図3参照】
- 以下、この章では、それぞれの場合における総括支援チームの派遣の流れについて説明する。

1. 被災市区町村から被災都道府県を通じて派遣要請があった場合【フロー図1】



(1) 総括支援チームの派遣要請【フロー図1 ①②参照】

被災市区町村は、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、被災都道府県を通じて確保調整本部（確保調整本部設置前には総務省）に対し総括支援チームの派遣を要請することができることとしている（制度要綱第23条第1項）

なお、被災都道府県を通じて要請することとしているのは、被災都道府県内での支援の可否について被災都道府県が調整を行う必要があるからである。そのため、被災都道府県は、被災都道府県内での支援の可否について調整を行った上で、確保調整本部（確保調整本部設置前には総務省）に対し派遣要請を行うこととなる。

(2) 総括支援チーム派遣に関する協議【フロー図1 ③参照】

確保調整本部は、被災市区町村から被災都道府県を通じて確保調整本部に対し派遣要請があった場合であって、総括支援チームの派遣に関して災害マネジメント総括支援員が属する被災地域ブロック内の地方公共団体と調整する場合は、原則として、被災地域ブロック幹事都道府県と協議の上で行うこととしている（制度要綱第23条第7項）なお、この時点で現地調整会議が設置されている場合は、現地調整会議において協議を行うものとする。

ただし、複数の地域ブロックが被災する広域災害が発生し、いずれかの被災地域ブロックにおいて、当該被災地域ブロック内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは対応が困難な場合は、確保調整本部の判断により、現地調整会議を設置せずに確保調整本部において派遣調整を行うものとする。

(3) 総括支援チーム派遣に関する打診【フロー図1④参照】

確保調整本部は、総括支援チーム派遣団体の候補団体に対し、総括支援チーム派遣の可否について事前に打診を行うこととしている。被災市区町村への速やかな支援につなげるため、確保調整本部から打診があった際は、庁内での必要な確認を行い、速やかに回答を行うこととする。

なお、確保調整本部からの打診については、全国知事会又は指定都市市長会の担当者から行うことを基本とする。

(4) 総括支援チーム派遣団体の決定【フロー図1④⑤⑥参照】

確保調整本部は、総括支援チーム派遣団体を決定した場合には、総括支援チーム派遣団体に対しその旨を文書により連絡することとしている。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出することとしている。また、確保調整本部は、関係都道府県に対し、総括支援チーム派遣団体を決定した旨を連絡することとし、さらに被災都道府県を通じて被災市区町村に対しその旨を連絡することとしている。被災都道府県にあつては、当該連絡を受けた場合、被災市区町村に速やかに連絡を行う必要がある。

また、関係団体を通じて、全国の地方公共団体に対しその旨を連絡することとしている

(制度要綱第23条第8項)

(5) 総括支援チームの派遣【フロー図1⑦参照】

総括支援チーム派遣団体は、派遣のための調整が完了次第、速やかに総括支援チームを派遣する必要がある(制度要綱第24条第1項)

なお、被災市区町村においては、総括支援チームの活動に必要な執務スペースや通信手段が確保されていることが望ましい。

また、総括支援チーム派遣団体においては、総括支援チームの活動状況についての確に把握し、関係機関との必要な調整等を行うものとする。

(6) 総括支援チームの活動

総括支援チームは、被災市区町村の長への助言等を通じて災害マネジメントを総括的に支援するものである。なお、その際、被災市区町村の長の指揮の下、被災市区町村の事情や意向を十分尊重し、それに応じた柔軟な対応を図る必要がある。また、被災市区町村における応援職員のニーズ等の把握を支援することとしており(制度要綱第3条第4号)被災市区町村への対口支援の必要性の判断に必要な情報について、現地調整会議に報告することが必要である。

(7) 連絡会議の開催等による情報共有

総括支援チームは、被災市区町村における人員充足状況等を把握するため、制度要綱第11条第4項第3号に掲げる連絡会議を可能な限り開催するなど、被災市区町村の職員、他の応援職員(本制度以外の仕組み等により派遣された応援職員)等と情報の共有に努める必要がある。

(8) 総括支援チーム派遣団体からの情報提供

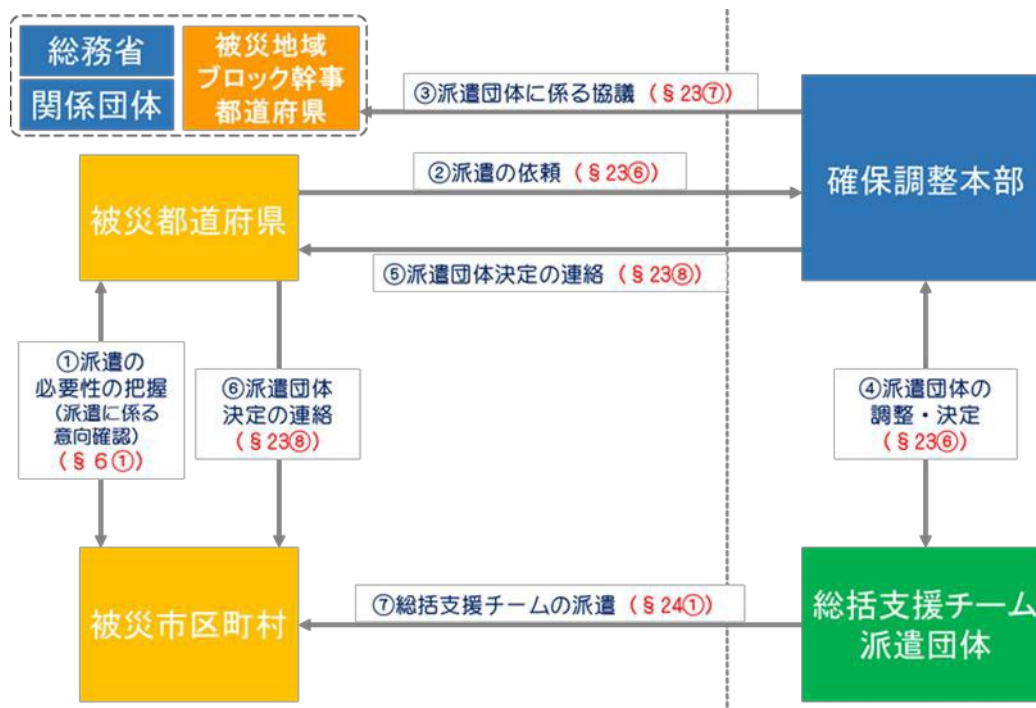
総括支援チーム派遣団体は、確保調整本部及び被災都道府県に対し、総括支援チームの派遣人数の状況等の情報を毎日提供することとしている(制度要綱第25条第1項)なお、これは、対口支援団体からの情報提供(第三章1(9)参照)に併せて報告するものである。

また、被災都道府県は、提供された情報を集約し、被災地域ブロック幹事都道府県に提供することとしている(制度要綱第25条第2項)被災地域ブロック幹事都道府県は、当該情報を被災地域ブロック内の都道府県及び指定都市に提供するものとする。

ただし、複数の地域ブロックが被災する広域災害が発生し、当初から確保調整本部による広域的な調整を行った場合は、被災地域ブロック幹事都道府県への情報提供については、確保調整本部において行うものとする。

なお、制度要綱第25条第1項に規定する被災都道府県の役割（当該被災都道府県の区域内の市区町村に関するものに限る。）について、協議の上、被災地域ブロック幹事都道府県が被災都道府県に代わって行うことができることとしている（制度要綱第25条第3項）これは、被災都道府県において総括支援チームからの情報の受領、集約業務を行うことが困難な場合を想定したものである。

2. 被災都道府県が必要と判断した場合【フロー図2】



(1) 総括支援チームの派遣要請【フロー図2①②参照】

被災都道府県は、被災市区町村における応援職員のニーズ等を速やかに把握することとしており（制度要綱第6条第1項）被災都道府県が被災市区町村における災害マネジメントについて支援が必要と判断した場合、総括支援チームの派遣に係る被災市区町村の意向を確認した上で、確保調整本部に対し総括支援チームの派遣について協力の依頼をすることとしている（制度要綱第23条第6項）

(2) 総括支援チーム派遣に関する協議【フロー図2③参照】

確保調整本部は、被災都道府県から協力の依頼を受けた場合であって、総括支援チームの派遣に関して災害マネジメント総括支援員が属する被災地域ブロック内の地方公共団体と調整する場合は、原則として、被災地域ブロック幹事都道府県と協議の上で行うこととしている（制度要綱第23条第7項）

なお、この時点で現地調整会議が設置されている場合は、現地調整会議において協議を行うものとする。

ただし、複数の地域ブロックが被災する広域災害が発生し、いずれかの被災地域ブロックにおいて、当該被災地域ブロック内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは対応が困難な場合は、確保調整本部の判断により、現地調整会議を設置せずに確保調整本部において派遣調整を行うものとする。

(3) 総括支援チーム派遣に関する打診【フロー図2④参照】

「1. 被災市区町村から被災都道府県を通じて派遣要請があった場合」の「(3) 総括支援チーム派遣に関する打診」と同様

(4) 総括支援チーム派遣団体の決定【フロー図2④⑤⑥参照】

「1. 被災市区町村から被災都道府県を通じて派遣要請があった場合」の「(4) 総括支援チーム派遣団体の決定」と同様

(5) 総括支援チームの派遣【フロー図2⑦参照】

「1. 被災市区町村から被災都道府県を通じて派遣要請があった場合」の「(5) 総括支援チームの派遣」と同様

(6) 総括支援チームの活動

「1. 被災市区町村から被災都道府県を通じて派遣要請があった場合」の「(6) 総括支援チームの活動」と同様

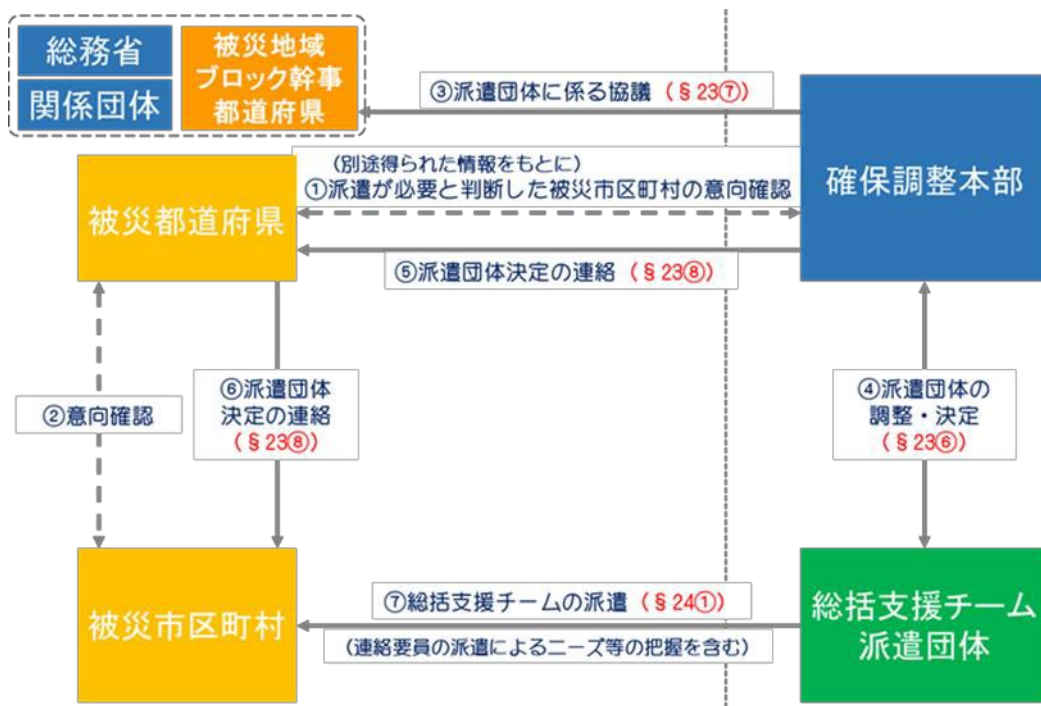
(7) 連絡会議の開催等による情報共有

「1. 被災市区町村から被災都道府県を通じて派遣要請があった場合」の「(7) 連絡会議の開催等による情報共有」と同様

(8) 総括支援チーム派遣団体からの情報提供

「1. 被災市区町村から被災都道府県を通じて派遣要請があった場合」の「(8) 総括支援チーム派遣団体からの情報提供」と同様

3. 確保調整本部が必要と判断した場合【フロー図3】



(1) 総括支援チーム派遣の必要性の確認【フロー図3①②参照】

確保調整本部が得られた情報を基に被災市区町村における災害マネジメントについて支援が必要と判断した場合（制度要綱第23条第6項）被災都道府県を通じて総括支援チームの派遣に係る被災市区町村の意向を確認することとしている。

(2) 総括支援チーム派遣に関する協議【フロー図3③参照】

確保調整本部は、得られた情報を基に必要と判断した場合であって、総括支援チームの派遣に関して災害マネジメント総括支援員が属する被災地域ブロック内の地方公共団体と調整する場合は、原則として、被災地域ブロック幹事都道府県と協議の上で行うこととしている（制度要綱第23条第7項）なお、この時点で現地調整会議が設置されている場合は、現地調整会議において協議を行うものとする。ただし、複数の地域ブロックが被災する広域災害が発生し、いずれかの被災地域ブロックにおいて、当該被災地域ブロック内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは対応が困難な場合は、確保調整本部の判断により、現地調整会議を設置せずに確保調整本部において派遣調整を行うものとする。

(3) 総括支援チーム派遣に関する打診【フロー図3④参照】

「1. 被災市区町村から被災都道府県を通じて派遣要請があった場合」の「(3) 総括支援チーム派遣に関する打診」と同様

(4) 総括支援チーム派遣団体の決定【フロー図3④⑤⑥参照】

「1. 被災市区町村から被災都道府県を通じて派遣要請があった場合」の「(4) 総括支援チーム派遣団体の決定」と同様

(5) 総括支援チームの派遣【フロー図3⑦参照】

「1. 被災市区町村から被災都道府県を通じて派遣要請があった場合」の「(5) 総括支援チームの派遣」と同様

(6) 総括支援チームの活動

「1. 被災市区町村から被災都道府県を通じて派遣要請があった場合」の「(6) 総括支援チームの活動」と同様

(7) 連絡会議の開催等による情報共有

「1. 被災市区町村から被災都道府県を通じて派遣要請があった場合」の「(7) 連絡会議の開催等による情報共有」と同様

(8) 総括支援チーム派遣団体からの情報提供

「1. 被災市区町村から被災都道府県を通じて派遣要請があった場合」の「(8) 総括支援チーム派遣団体からの情報提供」と同様

第三章 対口支援団体の決定

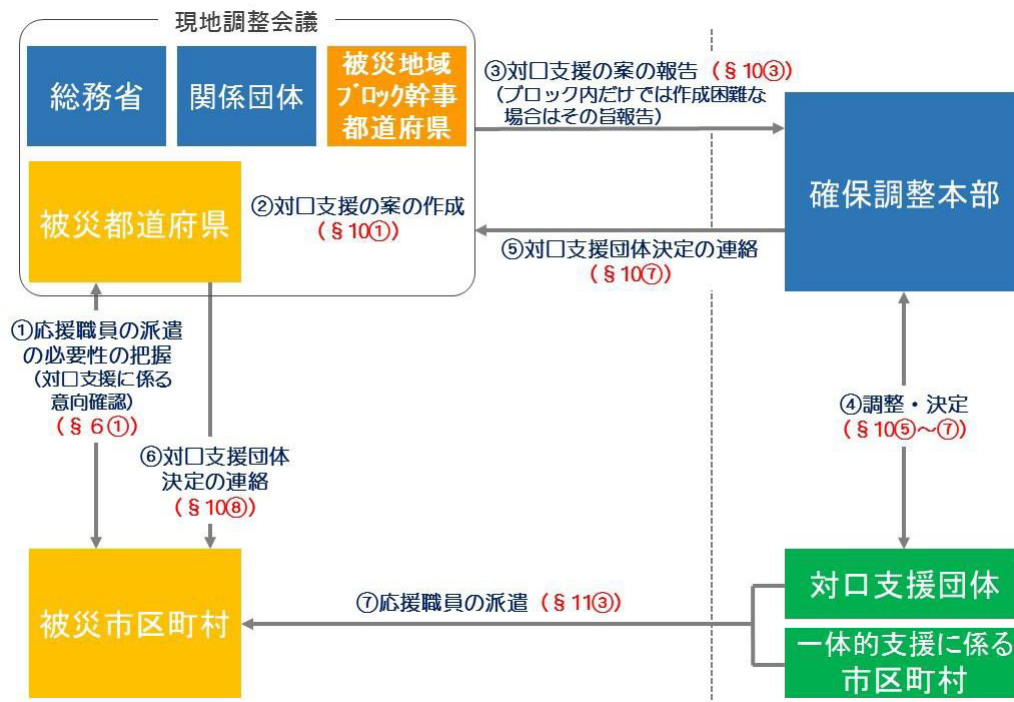
被災都道府県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは被災市区町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であると見込まれる場合、確保調整本部において対口支援団体を決定し、被災市区町村に応援職員の派遣が行われる。

なお、本制度要綱では、対口支援団体の決定について、以下の2つの場合を規定している。

- ・ 総括支援チームが派遣されていない被災市区町村の場合【フロー図4参照】
- ・ 総括支援チームが派遣されている被災市区町村の場合【フロー図5参照】

以下、この章では、それぞれの場合における対口支援団体の決定の流れについて説明する。

1. 総括支援チームが派遣されていない被災市区町村の場合【フロー図4】



(1) 対口支援の必要性の把握【フロー図4①参照】

被災都道府県は、被災市区町村における応援職員のニーズ等を速やかに把握することとしており（制度要綱第6条第1項）当該被災都道府県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは被災市区町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であると見込まれる場合、対口支援に係る被災市区町村の意向を確認した上で、被災地域ブロック幹事都道府県を通じて被災地域ブロック内の地方公共団体に対し、応援職員の派遣について協力を依頼することとしている（制度要綱第9条第1項）

なお、被災都道府県が依頼することとしているのは、被災都道府県内の地方公共団体による応援職員派遣の可否について被災都道府県が調整を行う必要があるからである。そのため、被災都道府県は、被災都道府県内での応援職員派遣の可否について調整を行った上で、協力依頼を行うこととなる。

(2) 対口支援の案の作成【フロー図4②③参照】

現地調整会議は、被災都道府県が被災地域ブロック幹事都道府県を通じて被災地域ブロック内の地方公共団体に対し応援職員の派遣依頼を行った場合には、被災地域ブロック内における対口支援の案を作成することとしており（制度要綱第10条第1項）確保調整本部に対し、作成した対口支援の案を速やかに報告することとしている（制度要綱第10条第3項）

なお、対口支援の案を作成するに当たっては、制度要綱第10条第2項各号*に掲げる事項を考慮することを基本としている。

また、被災地域ブロック内の都道府県及び指定都市だけでは対口支援の案を作成することが困難である場合には、確保調整本部に対し、その旨を速やかに報告することとしている（制度要綱第10条第4項）これは、被災市区町村が広範にわたり、対口支援を必要とする被災市区町村の数が被災地域ブロック内の対口支援団体となりうる都道府県及び指定都市の数を上回る場合等を想定したものである。その場合、広域的な調整が必要となるため、確保調整本部において対口支援の調整を行うこととしている（制度要綱第10条第5項）ただし、複数の地域ブロックが被災する広域災害が発生し、いずれかの被災地域ブロックにおいて、当該被災地域ブロック内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは対応が困難な場合は、確保調整本部の判断により、現地調整会議を設置せずに確保調整本部において派遣調整を行うものとする。

※制度要綱第10条第2項各号に掲げる事項

- ①総括支援チームの派遣の状況
- ②被災市区町村における派遣要請人数（業務又は職種、期間等を含む。）被害の状況及び災害対応業務実施体制の状況
- ③対口支援団体の対象となる都道府県又は指定都市と被災市区町村との距離及び移動時間
- ④対口支援団体の対象となる都道府県（当該都道府県の区域内の市区町村を含む。）又は指定都市の職員数
- ⑤対口支援団体の対象となる都道府県又は指定都市の過去の災害における応援職員の派遣の実績
- ⑥災害時相互応援協定等の締結状況
- ⑦その他、被災市区町村の人口等考慮を必要とする事項

（3）対口支援に関する打診【フロー図4④参照】

確保調整本部は、対口支援団体の候補団体に対し、応援職員派遣の可否について事前に打診を行うこととしている。被災市区町村への速やかな支援につなげるため、確保調整本部から打診があった際は、庁内での必要な確認を行い、速やかに回答を行うこととする。なお、確保調整本部からの打診については、全国知事会又は指定都市市長会の担当者から行うことを基本とする。

（4）対口支援団体の決定【フロー図4④⑤⑥参照】

確保調整本部は、対口支援団体を決定した場合には、確保調整本部から対口支援団体に対し決定事項などを速やかに文書により連絡することとしている。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出することとしている。また、確保調整本部は、現地調整会議に対し確保調整本部で決定した事項を速やかに連絡することとしている（制度要綱第10条第7項）。さらに、被災都道府県は、被災市区町村に対し確保調整本部で決定した事項を速やかに連絡することとしている（制度要綱第10条第8項）。

（5）対口支援チームの派遣【フロー図4⑦参照】

対口支援団体は、確保調整本部から決定事項などの連絡を受けた場合には、対口支援を行う被災市区町村に連絡要員を派遣する等により、当該被災市区町村における応援職員のニーズ等を把握することとしている（制度要綱第11条第1項）。また、対口支援団体及び対口支援団体である都道府県と一体的支援を行う市区町村は、派遣のための調整が完了次第、速やかに応援職員を派遣することとしている（制度要綱第11条第3項）。なお、被災市区町村においては、対口支援チームの受入れに際し、応援職員が従事する業務について整理されている必要がある。また、対口支援団体においては、応援職員の活動状況についての的確に把握し、関係機関との必要な調整等を行うものとする。具体的には、応援職員のニーズ等を踏まえた応援職員の派遣、関係機関で構成する連絡会議等での情報の共有、応援職員に関する受援体制の確保に関する助言などの支援を継続的に行うこととしている（制度要綱第11条第4項）。このため、対口支援団体においては、応援職員の派遣にあたり、管理職など応援職員のとりまとめ等を行うことができる職員を派遣することが望ましい。さらに、応援職員の交代にあたり、適切に業務実施の手順等について引継ぎを行うなど、切れ目のない円滑な支援となるよう留意する必要がある。

(6) 対口支援チームの活動

対口支援チームは、被災市区町村における避難所運営や罹災証明書の交付等の災害対応業務を支援するものである。なお、活動にあたっては、内閣府（防災担当）から示されている「避難所運営ガイドライン」や「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き」に基本的な業務実施の手順等が示されており、これらを踏まえて被災市区町村と協議する必要がある。

(7) 幹事団体の決定

一の被災市区町村に対し複数の対口支援団体を決定した場合には、対口支援団体間の協議により幹事団体を決定し、確保調整本部に報告するものとする。幹事団体の候補としては、具体的には、総括支援チーム派遣団体、最初に連絡要員を派遣又は対口支援を行った団体などが考えられる。幹事団体は、対口支援団体のまとめ役として、被災市区町村と応援職員に関する調整等を行うものとする。

(8) 連絡会議の開催等による情報共有

対口支援団体は、被災市区町村における人員充足状況等を把握するため、制度要綱第11条第4項第3号に掲げる連絡会議を開催するなど、被災市区町村の職員、他の応援職員（本制度以外の仕組み等により派遣された応援職員）等と情報の共有に努める必要がある。

(9) 対口支援団体からの情報提供

対口支援団体は、確保調整本部及び被災都道府県に対し、応援職員の派遣要請人数及び派遣人数の状況等の情報を毎日提供することとしている。（制度要綱第12条第1項）

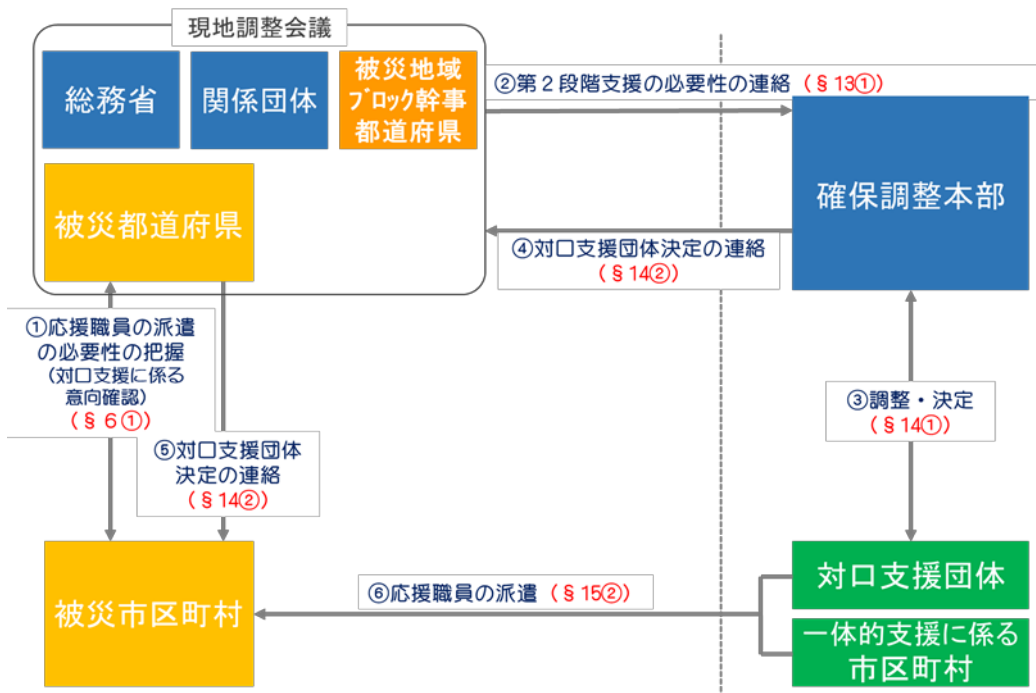
また、被災都道府県は、提供された情報を集約し、被災地域ブロック幹事都道府県に提供することとしている（制度要綱第12条第2項）

なお、制度要綱第12条第1項に規定する被災都道府県の役割について、協議の上、被災地域ブロック幹事都道府県が被災都道府県に代わって行うことができることとしている（制度要綱第12条第3項）これは、被災都道府県において対口支援団体からの情報の受領、集約業務を行うことが困難な場合を想定したものである。

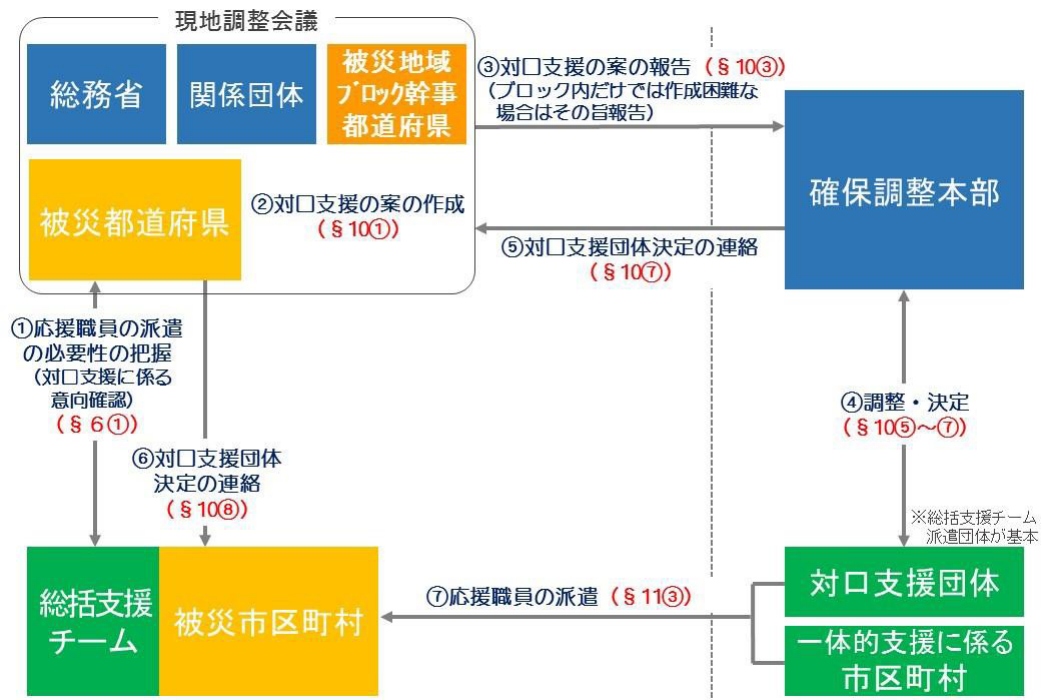
(10) 全国の地方公共団体による応援職員の派遣【フロー図4-2②参照】

被災都道府県は、被災地域ブロック幹事都道府県を通じて被災地域ブロック内の地方公共団体に対し、応援職員の派遣について協力の依頼を行うに際し、当該被災地域ブロック都道府県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは対応が困難な場合は、確保調整本部に対し第2段階支援の必要性について連絡することとしている（制度要綱第13条第1項）なお、この場合、現地調整会議は、(2)の対口支援の案の作成は行わないものとする。

【フロー図4-2】



2. 総括支援チームが派遣されている被災市区町村の場合【フロー図5】



(1) 対口支援の必要性の把握【フロー図5①参照】

被災都道府県は、被災市区町村における応援職員のニーズ等を速やかに把握することとしており（制度要綱第6条第1項）当該被災都道府県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは被災市区町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であると見込まれる場合、対口支援に係る被災市区町村の意向を確認した上で、被災地域ブロック幹事都道府県を通じて被災地域ブロック内の地方公共団体に対し、応援職員の派遣について協力を依頼することとしている（制度要綱第9条第1項）

この場合、被災市区町村に派遣された総括支援チームからの情報（応援職員のニーズ等）を踏まえ、被災都道府県が、被災都道府県内の地方公共団体による応援職員派遣の可否について調整を行った上で、協力依頼を行うこととなる。被災市区町村に派遣された総括支援チームには、被災都道府県に対し、被災市区町村の意向を確認した上で、応援職員のニーズ等を的確に情報提供することが求められる。

（2）対口支援の案の作成【フロー図5②③参照】

「1. 総括支援チームが派遣されていない被災市区町村の場合」の「（2）対口支援の案の作成」と同様

（3）対口支援に関する打診【フロー図5④参照】

「1. 総括支援チームが派遣されていない被災市区町村の場合」の「（3）対口支援に関する打診」と同様

（4）対口支援団体の決定【フロー図5④⑤⑥参照】

「1. 総括支援チームが派遣されていない被災市区町村の場合」の「（4）対口支援団体の決定」と同様

（5）対口支援チームの派遣【フロー図5⑦参照】

「1. 総括支援チームが派遣されていない被災市区町村の場合」の「（5）対口支援チームの派遣」と同様

※ただし、制度要綱第11条第1項に係る部分を除く。

（6）対口支援チームの活動

「1. 総括支援チームが派遣されていない被災市区町村の場合」の「（6）対口支援チームの活動」と同様

（7）幹事団体の決定

「1. 総括支援チームが派遣されていない被災市区町村の場合」の「（7）幹事団体の決定」と同様

（8）連絡会議の開催等による情報共有

「1. 総括支援チームが派遣されていない被災市区町村の場合」の「（8）連絡会議の開催等による情報共有」と同様

（9）対口支援団体からの情報提供

「1. 総括支援チームが派遣されていない被災市区町村の場合」の「（9）対口支援団体からの情報提供」と同様

（10）全国の地方公共団体による応援職員の派遣

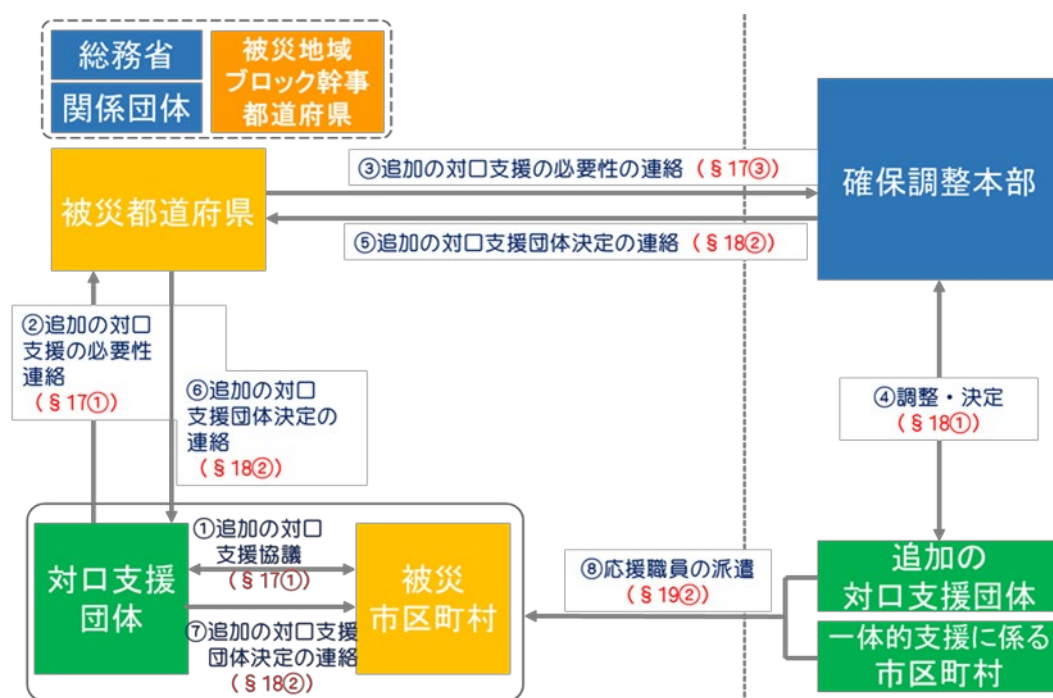
「1. 総括支援チームが派遣されていない被災市区町村の場合」の「（10）全国の地方公共団体による応援職員の派遣」と同様

第四章 追加の対口支援団体の決定

当初決定した対口支援団体による応援職員の派遣だけでは対口支援を行う被災市区町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であると見込まれる場合には、確保調整本部において追加の対口支援団体を決定し、被災市区町村に追加の対口支援団体による応援職員の派遣が行われる。【フロー図6参照】

以下、この章では、追加の対口支援団体の決定の流れについて説明する。

1. 追加の対口支援団体の決定【フロー図6】



(1) 追加の対口支援の必要性の把握【フロー図6①参照】

対口支援団体は、被災市区町村における人員充足状況等を把握するため、制度要綱第11条第4項第3号に掲げる連絡会議を開催するなど、被災市区町村の職員、他の応援職員（本制度以外の仕組み等により派遣された応援職員）等と情報の共有に努める必要がある。

(2) 追加の対口支援の必要性の連絡【フロー図6①②参照】

対口支援団体は、当該対口支援団体による応援職員の派遣だけでは対口支援を行う被災市区町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であると見込まれる場合には、被災市区町村と協議の上、被災都道府県に対し追加の対口支援の必要性について連絡することとしている（制度要綱第17条第1項）

※被災市区町村において追加の対口支援の必要性を把握した場合も、必ずすでに派遣されている対口支援団体と協議の上、派遣を要請すること。

(3) 追加の対口支援の必要性の連絡【フロー図6③参照】

被災都道府県は、対口支援団体からの追加の対口支援の必要性の連絡に対し、対口支援団体だけでは被災市区町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であると見込ま

れる場合には、確保調整本部に対し追加の対口支援の必要性について連絡することとしている（制度要綱第17条第3項）

なお、被災都道府県は、被災都道府県内の地方公共団体による応援職員派遣の可否について調整を行った上で、追加の対口支援の必要性について連絡することとなる。

（4）追加の対口支援に関する打診【フロー図6④参照】

確保調整本部は、追加の対口支援団体の候補団体に対し、応援職員派遣の可否について事前に打診を行うこととしている。被災市区町村への速やかな支援につなげるため、確保調整本部から打診があった際は、庁内での必要な確認を行い、速やかに回答を行うこととする。

なお、確保調整本部からの打診については、全国知事会又は指定都市市長会の担当者から行うことを基本とする。

（5）追加の対口支援団体の決定【フロー図6④⑤⑥⑦参照】

確保調整本部は、追加の対口支援団体を決定した場合には、確保調整本部から追加の対口支援団体に対し決定事項などを速やかに文書により連絡することとしている。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出することとしている。また、確保調整本部は、被災都道府県に対し確保調整本部で決定した事項を速やかに連絡することとしている（制度要綱第18条第2項）

また、被災都道府県は、追加の対口支援の必要性を連絡した対口支援団体に対し、確保調整本部で決定した事項を速やかに連絡することとしており、当該連絡を受けた対口支援団体は、対口支援を行う被災市区町村に対し確保調整本部で決定した事項を速やかに連絡することとしている（制度要綱第18条第2項）

（6）追加の対口支援チームの派遣【フロー図6⑧参照】

追加の対口支援団体は、確保調整本部から決定事項などの連絡を受けた場合には、派遣要請人数等を踏まえ、応援職員派遣のための調整を行うこととしている（制度要綱第19条第1項）

また、追加の対口支援団体及び追加の対口支援団体である都道府県と一体的支援を行う市区町村は、派遣のための調整が完了次第、速やかに応援職員を派遣することとしている（制度要綱第19条第2項）

なお、被災市区町村においては、追加の対口支援団体の受入れに際し、応援職員が従事する業務について整理されている必要がある。

また、追加の対口支援団体においては、応援職員の活動状況についての的確に把握し、関係機関との必要な調整等を行うものとする。具体的には、応援職員のニーズ等を踏まえた応援職員の派遣、関係機関で構成する連絡会議等での情報の共有、応援職員に関する受援体制の確保に関する助言などの支援を継続的に行うこととしている（制度要綱第11条第4項）このため、追加の対口支援団体においても、応援職員の派遣にあたり、管理職など応援職員のとりまとめ等を行うことができる職員を派遣することが望ましい。

さらに、応援職員の交代にあたり、適切に業務実施の手順等について引継ぎを行うなど、切れ目のない円滑な支援となるよう留意する必要がある。

（7）幹事団体の決定

「1. 総括支援チームが派遣されていない被災市区町村の場合」の「（7）幹事団体の決定」と同様

（8）追加の対口支援団体からの情報提供

「1. 総括支援チームが派遣されていない被災市区町村の場合」の「（9）対口支援団体からの情報提供」と同様

(9) 被災都道府県の役割の被災地域ブロック幹事都道府県による代行

被災地域ブロック幹事都道府県は、制度要綱第17条第1項、同条第3項、第18条第2項及び第20条第1項に規定する被災都道府県の役割（当該被災都道府県の区域内の被災市区町村に関するものに限る。）について、被災都道府県と協議の上、被災都道府県に代わって行うことができることとしている（制度要綱第20条第3項）

第五章 派遣の終了

1. 総括支援チーム

総括支援チームの派遣の終了については、被災都道府県及び総括支援チーム派遣先被災市区町村と十分協議の上、検討を行うものとする。この場合、次に掲げる①及び②に該当することを確認する必要がある。また、当事者間での判断が困難である場合、確保調整本部に相談することが望ましい。

なお、総括支援チームの派遣を終了する場合には、総括支援チーム派遣団体から確保調整本部に対し、事前に以下の①及び②に係る確認状況等を記載した文書により連絡することとしている（制度要綱第24条第4項）

①総括支援チーム派遣先被災市区町村において適切に人員充足状況を把握でき、被災都道府県との連絡等が十分行われると判断される状況にあること

②総括支援チーム派遣先被災市区町村の災害マネジメントを支援する必要がなくなったと判断される状況にあること

（例：総括支援チーム派遣先被災市区町村における自律的な本部運営の実施など）

2. 対口支援チーム

対口支援チーム（追加の対口支援団体を含む。）の派遣の終了については、被災都道府県及び対口支援先被災市区町村と十分協議の上、検討を行うものとする。この場合、次に掲げる①又は②に該当することを確認する必要がある。また、当事者間での判断が困難である場合、確保調整本部に相談することが望ましい。

なお、応援職員の派遣を終了する場合には、対口支援団体から確保調整本部に対し、事前に以下の①又は②に係る確認状況等を記載した文書により連絡することとしている

（制度要綱第11条第5項、第15条第3項、第19条第3項）

①対口支援先被災市区町村の職員において対応が可能であると判断される状況にあること

（例：避難所の集約や自主運営の拡大に伴う業務減など）

②対口支援先被災市区町村の職員だけでは対応が困難であるものの、被災都道府県及び被災都道府県内の他の市区町村からの応援職員の確保により、対応が可能であると判断される状況にあること

3. 被災市区町村

被災市区町村は、上記1及び2を参考として、派遣終了について総括支援チーム派遣団体又は対口支援団体と協議を行うことが必要である。また、当事者間での判断が困難である場合、被災都道府県を通じて確保調整本部に相談することが望ましい。

4. 被災都道府県

被災都道府県は、上記1及び2を参考として、区域内の地方公共団体による被災市区町村への応援職員の派遣調整を行うなど、対口支援終了後の応援体制の構築に努めるとともに、派遣終了について、被災市区町村、総括支援チーム派遣団体及び対口支援団体と協議を行うことが必要である。また、当事者間での判断が困難である場合、確保調整本部に相談することが望ましい。

5. 確保調整本部

確保調整本部は、上記1又は2により、総括支援チーム派遣団体又は対口支援団体から派遣終了の連絡

を受けた場合、その内容について確認のうえ、当該総括支援チーム派遣団体又は対口支援団体に対し、派遣終了について文書により連絡することとしている（制度要綱第11条第6項、第15条第4項、第19条第4項、第24条第5項）

6. 派遣終了に関する留意点

総括支援チーム及び対口支援団体による応援職員の派遣期間については、被災市区町村によって状況が様々であることから、一律にルール化することは困難であるが、受援側（被災都道府県及び被災市区町村）と応援側（総括支援チーム派遣団体及び対口支援団体）の双方における丁寧な話し合いにより合意形成を図る必要がある。早期に派遣終了の時期についての協議を開始することが望ましい。

なお、対口支援団体による応援職員の派遣期間については、以下の状況から、発災後、概ね1ヶ月を一つの目安とすることは考えられるところである。

- ・発災後、時間の経過とともに被災市区町村における応急対応業務の量は減少し、被災市区町村や県内の地方公共団体からの応援で対応できる可能性が高まること。
- ・罹災証明書は、発災から1ヶ月以内を目処に初回の調査を実施し、交付を行う必要があること。
- ・これまでの本制度に基づく派遣実績が多く、多くの団体で概ね1ヶ月程度であること。

また、派遣終了の時期について被災市区町村と合意していた場合においても、その後の状況変化により、応援職員の派遣期間が延長又は短縮される状況も想定される場所である。その際には、改めて被災市区町村と応援職員の派遣終了の時期について協議する必要がある。

第六章 費用負担

1. 応援職員の派遣に関する費用の負担

本制度に基づく応援職員の派遣に要した費用の負担については、法令の定めによるほか、応援職員を派遣した地方公共団体と被災市区町村又は被災市区町村を包括する被災都道府県とが協議して定めるものとする（制度要綱第30条）この場合、すでに定められている災害時相互応援協定等の定めによることも含まれるものである。

なお、応援職員の派遣に関する費用負担の検討にあたっては、以下の制度に留意する必要がある。

①災害救助法の対象経費（避難所運営など）

避難所運営経費など災害救助法第4条に規定する救助に要する経費は、被災都道府県が支弁することとなっている。

②災害救助法の対象外経費（災害対策本部運営支援、罹災証明書交付など）

被災地域の応援等に要する経費については、応援側に特別交付税措置が講じられることとなっている。

第七章 平時における体制整備

1. 応援職員の派遣準備

（1）応援職員の対応能力の向上、リスト化

地方公共団体は、災害対応に必要な資格・免許の取得、避難所運営や罹災証明書の交付などに関する研修の受講等を促進することにより、職員の災害対応能力の向上に努める必要がある。これは、応援職員としてのスキルアップのみならず、自らの地方公共団体が被災した際に的確に対応できる職員の育成につながるものである。

また、迅速な応援職員の派遣に向け、派遣要員について事前にリスト化しておくことも有用である。

なお、平成31年度より、職員の災害対応能力向上のため、資格取得・講習受講に要する経費について地方交付税措置を講じることとしている。

（2）応援職員のための装備

各地方公共団体においては、迅速な応援職員の派遣が行われるよう、平時より必要な装備について準備しておく必要がある。

想定される装備品の例を次ページに掲げるが、平成31年度より、本制度等に基づき被災団体へ派遣される職員の装備に要する経費について地方交付税措置を講じることとしている。

(3) 一体的支援

避難所運営や罹災証明書の交付などの災害対応業務は市区町村の担当業務であることから、大規模災害発生時には、全国の市区町村による積極的な応援職員の派遣が期待されることである。被災市区町村に対する対口支援にあたっては、対口支援団体である都道府県が、区域内の市区町村(原則として指定都市を除く。)とともに、一体的に応援職員を派遣することとしている(制度要綱第3条第5号)

したがって、災害発生時に速やかに一体的支援が行えるよう、あらかじめ都道府県と区域内の市区町村の間で、派遣に関するルールや情報連絡体制を確立しておくことが必要である。

<想定される装備品の例>

<物品>

	品目
携行	キャリーバッグやリュック
食料	保存食
	保存水
安全装備	防災服
	その他安全装備(防塵マスクや革手袋など)
生活装備	生活用品(着替え、衛生用品など)
	雨具(雨カッパなど)
	防寒着
	使い捨てカイロ
寝具	寝袋
	防災用のアルミシートなど
救急	救急セット
文具	文房具
その他	ヒップバッグ

<情報通信機器>

	品目
パソコン	パソコン本体
	PC用ケース
カメラ	デジタルカメラ
プリンタ・スキャナ	モバイルプリンター
	プリンター用インク(黒)
	プリンター用インク(カラー)
	携帯スキャナ
通信機器	公用携帯電話
	衛星携帯電話
	iPad
	データ通信機器(モバイルWi-Fiなど)
その他	小型ラジオ
	大容量モバイルバッテリー
	ソーラー充電器、シガーソケットチャージャーなど

2. 受援体制の構築

(1) 受援計画への位置づけ等

大規模災害発生時に、被災地方公共団体において災害対応業務に必要な人的資源が不足した場合、応援職員の派遣を受け入れることが必要不可欠となる。このため、円滑に応援の受け入れができるよう、事前に受援体制を整備し、応援職員の役割について整理しておく必要がある。

受援体制の構築に関しては、内閣府（防災担当）から「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン（平成 29 年 3 月）」が発出されている。

このガイドラインでは、「災害が発生すると、たとえ被害の規模が小さく、影響範囲が限定的であっても、被災地方公共団体においては、通常業務の範囲や量を超えて生じる新たな業務への対応が必要となる。被害規模が大きくなり、影響範囲が拡大すれば、求められる対応の内容や量は拡大し、被災地方公共団体単独での対応は、一層困難になる。このような地方公共団体の対応力を超える状況下で不可欠なのが『応援の受け入れ』である」とされ、また、「応援を受けて実施する業務をあらかじめ特定し、その業務の具体内容を整理し、応援側に依頼する範囲を明らかにしておくことで、応援の実効性を高めておく必要がある」とされている。

なお、このガイドラインには、平成 30 年 3 月から運用を開始した本制度に関する記述はないが、本制度に基づく受援について、あらかじめ各地方公共団体の受援計画等に位置付けておく必要がある。

(2) 本制度に関する受援担当部署

本制度に関する受援担当部署は、平時から市区町村との連絡体制を構築している必要がある。

3. 訓練の実施

総務省は、発災時における本制度の円滑な運用を確保するため、関係機関の協力を得て、訓練を実施することとしている（制度要綱第 3 2 条）

こうした訓練を通じて、それぞれの団体において、本制度に対する理解を深めるとともに、災害時における総務省、関係省庁、関係団体、地方公共団体間の情報伝達経路の確認等を行う必要がある。

また、都道府県は、平素より地域ブロック内の都道府県・指定都市や区域内の市区町村などと訓練を実施するなど、災害時における情報伝達経路を確認し、地方公共団体間の連携体制をより強固なものとしていく必要がある。さらに、様々な訓練の機会を通じて、自らの受援体制及び区域内の市区町村に対する応援体制の確認、充実に努めていく必要がある。

香川県防災対策基本条例

(平成18年7月15日 香川県条例第57号)

平成十六年に県内に甚大な被害をもたらした台風災害を受け、本県でも防災対策が重要であることが改めて認識された。また、近い将来発生すると予測されている南海地震に備えるためにも、より一層の防災対策の充実が必要である。

これまでの防災対策は、災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画等により、県、市町等公的な機関が行う災害への対応を中心に実施されてきた。

しかし、これまでの災害の状況にかんがみ、被害を軽減するためには、公的な機関が行う防災対策のみならず、県民が自ら行う防災対策が重要であると改めて認識した。

県民が自らの身は自らで守る「自助」、地域の安全は地域住民が互いに助け合って守る「共助」及び行政による「公助」という理念の下、県民、市町及び県が、協働して防災対策を行うことで、被害を最小限度にとどめることができる。

こうした考えを県民、市町及び県が共有し、災害に強い人づくりと県土づくりを行うため、ここに、私たちは、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第1条 この条例は、防災対策の基本理念を定めるとともに、県民、市町及び県の責務等を明らかにすることにより、防災対策を総合的かつ計画的に推進し、もって災害に強い県づくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 災害 地震、津波、洪水、高潮、土石流その他の自然現象により生ずる被害をいう。
- 2 防災対策 災害を未然に防止し、及び災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐために行う対策をいう。

(基本理念)

第3条 防災対策は、県民が自らの身は自らで守る自助を原則とし、自助を前提に地域の安全を地域住民が互いに助け合って守る共助に努め、市町及び県が公助を行うことを基本とし、県民、市町及び県が、それぞれの役割を果たし、協働して行わなければならない。

(県民の責務)

第4条 県民は、基本理念にのっとり、自ら防災対策を行うとともに、地域において相互に連携して防災対策を行うよう努めるものとする。

(市町の役割)

第5条 市町は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、災害から住民の生命、身体及び財産を守るため、県及び関係機関と連携し、災害に的確かつ迅速に対応することができる地域づくりに努めるものとする。

2 市町は、この条例に規定する市町の施策について、当該市町の地域防災計画（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第10号に規定する地域防災計画をいう。以下同じ。）に定めるところにより、その施策を行うものとする。

(県の責務)

第6条 県は、基本理念にのっとり、災害から県民の生命、身体及び財産を守るため、市町を支援するとともに、市町及び関係機関と連携し、災害に強い県土づくり及びネットワークづくりに努めるものとする。

2 県は、地域防災計画をこの条例に規定する施策に沿って定めるものとする。

第二章 災害予防対策

第一節 県民等

第一款 県民

(防災知識の習得等)

第7条 県民は、防災訓練及び研修に積極的に参加するなどして、災害の発生原因となる自然現象（以下「災害発生現象」という。）の種類ごとの特徴、予測される被害、災害発生に対する備え及び災害発生現象に遭遇した場合にとるべき行動に関する知識の習得に努めるものとする。

2 県民は、自らが生活する地域について、地形、地質、過去の災害記録、予測される被害その他の災害に関する情報（以下「地形等災害情報」という。）を収集するよう努めるものとする。

3 県民は、災害発生現象の態様に応じた避難場所、避難の経路及び方法、家族との連絡方法等をあらかじめ家族等で確認しておくよう努めるものとする。

（災害情報の提供）

第8条 不動産を譲渡し、交換し、又は貸し付けようとする者は、その相手方に対して、あらかじめ当該不動産についての地形等災害情報を提供するよう努めるものとする。

（建築物の所有者等の防災対策）

第9条 建築物の所有者は、当該建築物について必要な耐震診断を行うとともに、その結果に応じて改修等を行うよう努めるものとする。

2 県民は、家具、窓ガラス等について、転倒、落下等による被害の発生を防ぐための対策を行うよう努めるものとする。

3 ブロック塀、広告板その他の工作物又は自動販売機（以下「工作物等」という。）を設置する者は、当該工作物等の強度等を定期的に点検し、必要に応じて補強、撤去等を行うよう努めるものとする。

（用具の備え）

第10条 県民は、災害を未然に防止し、又は災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、消火器その他の必要な用具を備えるよう努めるものとする。

（県民による備蓄等）

第11条 県民は、災害発生に備えて、食料、飲料水、医薬品その他の生活物資を備蓄し、及びラジオ等の情報収集の手段を用意しておくよう努めるとともに、避難の際に必要な物資を持ち出すことができるように準備しておくよう努めるものとする。

（要援護者による情報の提供）

第12条 高齢者、障害者等で避難に支援が必要となるもの（以下「要援護者」という。）は、市町、住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織（以下「自主防災組織」という。）等に、あらかじめ避難の際に必要な自らの情報を提供するよう努めるものとする。

（自主防災組織への参加等）

第13条 県民は、地域における防災対策を円滑に行うため、自主防災組織を結成し、及びその活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

第二款 自主防災組織

（災害危険場所の確認等）

第14条 自主防災組織は、第25条第1項、第2項又は第4項の規定により市町又は県が提供する情報等を活用して、あらかじめ災害が発生する危険性が高い場所及びその場所の危険度を確認するよう努めるものとする。

2 自主防災組織は、あらかじめ、災害発生現象の態様に応じた避難場所、避難の経路及び方法等を確認するよう努めるものとする。

3 自主防災組織は、前2項の規定により確認した情報その他防災に関する情報を示した地図を作成し、及び周知するよう努めるものとする。

（要援護者への支援体制の整備）

第15条 自主防災組織は、あらかじめ、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における地域の要援護者の避難誘導、避難支援等を、市町及び関係機関と連携して行うための体制を整備するよう努めるものとする。

（地域住民の行動基準の作成等）

第16条 自主防災組織は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に地域住民がとるべき行動について、災害発生時、避難途中、避難場所等における行動基準を作成し、及び周知するよう努めるものとする。

（防災意識の啓発等）

第17条 自主防災組織は、地域住民の防災意識の啓発及び高揚並びに地域防災力の向上を図るため、研修等を行うよう努めるものとする。

（自主防災組織による備蓄）

第18条 自主防災組織は、災害発生に備えて、地域の実情に応じて必要となる資機材及び物資を備蓄しておくよう努めるものとする。

（市町等との連携）

第19条 自主防災組織は、市町が行う避難準備情報、避難勧告及び避難指示（以下「避難準備情報等」という。）の発表等の基準、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の市町との役割分担等について、あらかじめ市町と協議し、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、地域に密着した防災対策が円滑かつ効果的に実施されるよう努めるものとする。

2 自主防災組織は、防災対策に取り組むに当たっては、市町、事業者、公共的団体その他関係団体と連携するよう努めるものとする。

第三款 事業者

（事業者の災害予防対策）

第20条 事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、来客者、従業員等の安全を確保し、及び業務を継続するため、あらかじめ、防災対策の責任者及び災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に従業員がとるべき行動等を定めるとともに、従業員に対して研修等を行うよう努めるものとする。

（地域への協力）

第21条 事業者は、その所有し、又は管理する施設を避難場所として使用することその他の防災対策について、地域住民及び自主防災組織に積極的に協力するよう努めるものとする。

（市町及び県への協力）

第22条 事業者は、市町及び県が実施する防災対策の推進に協力するよう努めるものとする。

第四款 学校等

第23条 小学校、中学校、幼稚園又は保育所を設置し、又は管理する者は、児童、生徒又は幼児が、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において自らの安全を確保することができるように、災害及び防災に関する教育の実施に努めるものとする。

第二節 市町及び県

（防災意識の啓発等）

第24条 市町は、住民の防災対策の実施を促すため、自主防災組織及び関係機関と連携し、防災意識の啓発及び高揚並びに災害及び防災に関する知識の普及を図るものとする。

2 県は、前項の規定による施策の実施を支援するものとする。

（災害情報の提供等）

第25条 市町は、地形等災害情報を住民に提供するものとする。

2 市町は、災害予測を示した地図を作成し、及び住民に周知するものとする。

3 県は、前2項の規定による施策の実施を支援するものとする。

4 市町及び県は、災害状況を記録し、及び公表するものとする。

（自主防災組織への支援）

第26条 市町は、自主防災組織の結成及び活動に対し、必要な支援を行うものとする。この場合において、市町は、自主防災組織の結成を目指している者及び自主防災組織の中心となって活動している者に対する支援について、特に配慮するものとする。

2 県は、前項の規定による施策の実施を支援するものとする。

（情報伝達体制の整備）

第27条 市町は、あらかじめ、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における当該災害及び避難に関する情報の住民への提供並びに住民からの災害状況、住民の安否その他の情報の入手の手段を講じておくものとする。

2 市町は、あらかじめ、災害発生現象のために帰宅することが困難となり、又は移動の途中で目的地に到達することが困難となった者が帰宅し、到達し、又は避難するために必要な情報を提供するための体制を整備するものとする。

3 県は、あらかじめ、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における気象、被害その他の災害に関する情報の入手の手段を講じておくものとする。

4 県は、あらかじめ、前項に規定する情報を市町及び関係機関に提供するための手段を講じておくものとする。

5 市町及び県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における情報の提供について、あらかじめ報道機関と連携を図るものとする。

（避難計画の作成等）

第28条 市町は、あらかじめ、自主防災組織と連携して、災害発生現象の態様及び地域の特性に応じた避難計画を作成するものとする。

2 前項に規定する避難計画には、市町が行う避難準備情報等の発表等の基準、避難場所その他避難

のために必要な事項を定めるものとする。

3 市町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における避難場所の運営について、あらかじめ、避難場所の所有者又は管理者及び自主防災組織と連携して、衛生、プライバシー保護その他の生活環境に配慮した行動基準を作成するものとする。

4 市町は、自主防災組織及び関係機関と連携して、第1項に規定する避難計画及び前項に規定する行動基準を住民に周知するものとする。

5 市町は、あらかじめ、要援護者の把握に努め、自主防災組織及び関係機関と連携して、要援護者の支援を行うための体制を整備するものとする。

6 市町は、あらかじめ、関係機関と連携して、疾病等のために通常の避難場所では生活することができない住民が避難することができる施設を確保するものとする。

(市町及び県による備蓄)

第29条 市町及び県は、災害発生に備えて、避難者のために必要な物資を備蓄しておくものとする。

(地域防災力の強化)

第30条 市町は、防災体制の整備、消防団の拡充その他の地域防災力の強化を図るものとする。

(医療救護体制の整備)

第31条 市町は、あらかじめ、医療救護計画を作成し、災害による傷病者への治療の拠点となる病院等(以下「救護病院等」という。)を指定するなど災害が発生した場合における医療救護体制を整備するものとする。

2 県は、前項に規定する医療救護体制を支援するため、あらかじめ、救護病院等のみでは対応することができない傷病者に備えた広域救護病院の指定、医薬品、医療器具等を確保するための体制の整備等広域医療救護体制を整備するものとする。

(公衆衛生の確保)

第32条 県は、あらかじめ、市町と連携して、災害が発生した場合に感染症の発生の予防及びまん延の防止その他の公衆衛生を確保するための体制を整備するものとする。

(輸送体制の整備)

第33条 県は、あらかじめ、緊急輸送路を指定し、及び周知するとともに、関係事業者等との間に協力に関する協定を締結するなど災害が発生した場合における備蓄物資等の輸送体制を整備するものとする。

(他の地方公共団体等との連携体制の整備)

第34条 市町は、あらかじめ、他の市町、関係事業者等との間に応援等に関する協定を締結するなど災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に連携して活動するための体制を整備するものとする。

2 県は、あらかじめ、自衛隊、他の都道府県、関係事業者等との間に広域的な連携に関する協定を締結するなど災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に迅速に被災地又は被災するおそれがある地域への支援を行うための体制を整備するものとする。

(ボランティア活動への支援等)

第35条 市町は、災害が発生した場合にボランティアによる防災活動(以下「ボランティア活動」という。)に必要な場所、情報等の提供を行うことができるよう、あらかじめ対策を講じておくものとする。

2 市町及び県は、ボランティア活動を目的としている団体と、平常時から連携を図るものとする。

3 市町及び県は、ボランティア活動への参加について啓発を行うとともに、ボランティア活動への参加方法、ボランティア活動時の注意事項等ボランティア活動を行うために必要な知識の普及を図るものとする。

(公共施設の整備)

第36条 市町及び県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に避難場所等として使用されるその所有し、又は管理する施設について、計画的な耐震化及び非常電源設備等の整備を行うものとする。

2 市町及び県は、道路、公園、河川、港湾等の施設について、防災上の観点から、定期的な点検を行うとともに、計画的に整備するものとする。

(職員への研修等)

第37条 市町及び県は、その職員に対し研修等を行い、当該職員の災害及び防災に関する知識の習得並びに防災意識の高揚を図るものとする。

2 市町及び県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に的確かつ迅速に対応することが

できるよう、あらかじめ、危機管理体制を整備するとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の行動等についてその職員に周知するものとする。

第三章 災害応急対策

第一節 県民等

(避難及び避難場所)

第38条 県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、自ら当該災害に関する情報の収集に努め、必要と判断したときは自主的に避難するほか、市町が避難勧告又は避難指示を発したときは速やかにこれに応じて行動するものとする。

2 避難場所に滞在する者は、第28条第3項に規定する行動基準に従うものとする。

3 避難場所の管理者等は、第28条第3項に規定する行動基準に従い、市町及び自主防災組織と連携して避難場所を運営するものとする。

(車両使用の自粛等)

第39条 県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法、道路交通法(昭和35年法律第105号)その他の法令の規定に基づき公安委員会又は警察官が行う車両の通行の禁止その他の道路における交通の規制を遵守するほか、当該交通の規制が行われていない道路においても車両の使用を自粛することにより、緊急通行車両の円滑な通行の確保等に協力するよう努めるものとする。

(危険建築物等の取扱い)

第40条 県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、倒壊、附属物の落下等の危険がある建築物又は工作物(以下「危険建築物等」という。)による被害の発生又は拡大を防ぐため、速やかに危険建築物等から避難し、又は危険建築物等に近づかないものとする。

2 前項に規定する場合において、危険建築物等の所有者又は管理者は、必要に応じて当該危険建築物等が危険である旨の表示を行うよう努めるものとする。

(自主防災組織の災害応急対策)

第41条 自主防災組織は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、地域において、情報の収集及び提供、救助、避難誘導等を積極的に行うよう努めるものとする。

(事業者の災害応急対策)

第42条 事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、来客者、従業員等の安全を確保するとともに、地域住民及び自主防災組織と連携して情報の収集及び提供、救助、避難誘導等を積極的に行うこと等により地域住民の安全を確保し、地域の被害を最小限度にとどめるよう努めるものとする。

第二節 市町及び県

(応急体制の確立)

第43条 市町及び県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、的確かつ迅速な避難、救助、医療等の応急対策が講じられるよう必要な応急体制を速やかに確立するものとする。

(災害発生情報の収集、提供等)

第44条 市町及び県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害状況、住民の安否その他の災害発生に関する情報を的確かつ迅速に収集するものとする。

2 市町及び県は、それぞれ、収集した災害発生に関する情報をあらかじめ定める部局において、集中して管理するものとする。

3 市町は、住民の安全かつ迅速な避難を促すため、第27条第1項に規定する情報の提供の手段を活用して災害予測等の情報を提供するものとする。

4 市町は、収集した災害発生に関する情報を速やかに県に報告するものとする。

5 県は、収集した災害発生に関する情報を速やかに市町に提供するものとする。

(県から市町への応援)

第45条 県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市町から応急対策の実施について応援を求められたときは、第34条第2項に規定する広域的な連携に関する協定を活用する等により、速やかにその求めに応ずるものとする。

第四章 防災対策の計画的な推進等

(目標の設定及び実施状況の点検)

第46条 県は、保有施設の耐震化その他の防災対策の数値目標を定め、及び公表するものとする。

- 2 県は、防災対策の実施状況を定期的に点検することによって取り組むべき課題を明らかにし、その結果を公表するとともに、地域防災計画の見直しに当たっては、当該課題に配慮するものとする。
- 3 県は、市町の防災対策の実施状況について定期的に報告を求め、及びその内容を公表するものとする。

(防災対策の点検)

第47条 県民、自主防災組織、事業者及び学校等（以下「県民等」という。）は、自らの防災対策を定期的に点検するよう努めるものとする。

(防災訓練の実施)

第48条 県民等並びに市町及び県は、各々又は相互に連携して、災害に対応する能力を向上させるため、防災訓練を実施するよう努めるものとする。

(県民防災週間)

第49条 県民の防災意識の高揚及び防災対策の一層の充実を図るため、県民防災週間を設ける。

2 県民防災週間は、この条例の施行の日（同日の属する年の翌年以後の年にあつては、同日に相当する日）を初日とする一週間とする。

3 県民防災週間においては、県民等は、自らの防災対策の一層の充実に努めるものとする。

4 県民防災週間においては、市町及び県は、県民の防災意識の高揚のための活動の一層の充実を図るものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

高松市防災会議条例

昭和38年7月12日
条例第16号

(趣 旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第16条第6項の規定に基づき、高松市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務および組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 高松市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 水防法（昭和24年法律第193号）第33条第2高の規定に基づき、高松市水防計画に関し調査審議すること。
- 市町の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- 全号に規定する重要事項に関し、市町に意見を述べること。
- 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(組 織 等)

第3条 防災会議は、会長および委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は50人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

法に基づき指定された地方行政機関のうち市長が指定するものの職員のうちから当該地方行政機関の長が指名する者

香川県職員のうちから香川県知事が指名する者

市の区域の全部又は一部を管轄する警察署の長又はその長が指名する者

市副市長

市職員

市教育委員会教育長

市消防局長及び消防団長

法に基づき指定された公共機関及び地方公共機関のうち市長が指定するものの職員のうちから当該機関の長が指名する者

自主防災組織（法第5条第2項に規定する自主防災組織をいう。）を構成する者

学識経験を有する者

前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

6 前項第1号から第3号まで及び第8号から第11号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、前条第5項第1号から第3号まで、第5号及び第8号に掲げる機関に属する職員並びに同項第9号から第11号までに掲げる者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されたものとする。

(部 会)

第5条 防災会議に、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

(委 任)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年6月17日条例第31号抄）

この条例は、昭和49年7月1日から施行する。

附 則（平成7年9月28日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月27日条例第6号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月23日条例第2号抄）

（施行期日）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成25年6月27日条例第28号）

この条例は、交付の日から施行する。

附 則（平成26年3月28日条例第3号）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（高松市水防協議会条例の廃止等）

2 高松市水防協議会条例（昭和62年高松市条例第19号）は、廃止する。

3 この条例の施行の際現に水防法（昭和24年法律第193号）第34条第4項後段及び前項の規定による廃止前の高松市水防協議会条例の規定により任命され、又は委嘱された高松市水防協議会の委員である者（この条例の施行の際現に高松市防災会議の委員である者を除く。）は、この条例の施行の日に、改正後の第3条第5項の規定により、高松市防災会議の委員に任命され、又は委嘱されたものとみなす。この場合において、その任命され、又は委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第6項本文の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

（高松市特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

4 高松市特別職の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年高松市条例第20号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

高松市防災会議組織

1 会 長 高 松 市 長

2 委 員

区 分	機 関 名	職 名
高松市防災会議条例 第3条第5項第1号委員	四国財務局	理財部主計課長
	中国四国農政局香川県拠点	総括農政推進官
	四国地方整備局	統括防災官
	四国地方整備局 香川河川国道事務所	事務所長
	四国運輸局	総務部長
	大阪航空局高松空港事務所	空港長
	高松地方气象台	气象台次長
	高松海上保安部	海上保安部長
〃 第3条第5項第2号委員	香川県	危機管理課長
	香川県高松土木事務所	事務所長
〃 第3条第5項第3号委員	高松北警察署	署長
	高松南警察署	署長
	高松東警察署	署長
	高松西警察署	署長
〃 第3条第5項第4号委員	高松市	副市長
	〃	副市長
〃 第3条第5項第5号委員	高松市	市民政策局長
	〃	総務局長
	〃	財政局長
	〃	健康福祉局長
	〃	病院局長
	〃	環境局長
	〃	創造都市推進局長
	〃	都市整備局長
〃 第3条第5項第6号委員	高松市教育委員会	教育長

区 分	機 関 名	職 名
高松市防災会議条例 第3条第5項第7号委員	高松市消防局	局長
	高松市消防団	団長
〃 第3条第5項第8号委員	日本赤十字社香川県支部	事務局長
	日本放送協会高松放送局	局長
	四国旅客鉄道(株)	鉄道事業本部安全推進室長
	西日本電信電話(株)香川支店	支店長
	四国電力送配電(株)高松支社	ネットワークサービス部長
	四国ガス(株)高松支店	取締役支店長
	高松琴平電気鉄道(株)	総務部長
	西日本放送(株)	総務局総務部部長
	(株)四国新聞社	常務取締役編集局長
	(株)瀬戸内海放送高松本社	クリエイティブユニット統括マネジャー
	(株)エフエム香川	制作技術部マネジャー
	(一社)高松市医師会	理事
	(公社)香川県看護協会	専務理事
	香川県トラック協会	高松地区会事務局長
〃 第3条第5項第9号委員	高松市自主防災組織連絡協議会	会長
〃 第3条第5項第10号委員	香川大学	名誉教授
〃 第3条第5項第11号委員	陸上自衛隊第14旅団 第15即応機動連隊	連隊長
	高松市建設業協会	会長
	一般社団法人高松市コミュニティ 連合会	理事
	高松市民生委員児童委員連盟	副会長
	高松市婦人団体連絡協議会	会長
	香川県広域水道企業団	高松ブロック統括センター所長

高松市防災会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高松市防災会議条例(昭和38年高松市条例第16号)第6条の規定に基づき、高松市防災会議(以下「防災会議」という。)の議事および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 防災会議の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

2 防災会議の会議は、委員の半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議録)

第3条 会長は、会議録を作成し、次に掲げる事項を記録するものとする。

(1) 会議の日時および場所

(2) 出席者の職名および氏名

(3) 付議案件および会議の経過

(4) 議決事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項

(代理者)

第4条 委員は、やむを得ない事情により防災会議の会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

2 委員は、あらかじめ前項の代理者を指名し、会長に届け出なければならない。

(専決処分)

第5条 会長は、防災会議が処理すべき事項のうち、次に掲げる事項について、専決処分することができる。

(1) 災害が発生した場合の災害応急対策および災害復旧に係る関係機関相互間の連絡調整に関すること。

(2) 関係機関の長に対し、資料または情報の提供、意見の陳述その他の必要な協力を求めること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、防災会議にその旨を報告しなければならない。

(部会)

第6条 防災会議の部会長は、部会の事務を処理する。

2 部会長に事故があるとき、または部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから、部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

3 防災会議は、その定めるところにより、部会の決議をもって防災会議の決議とすることができる。

4 前項の場合において、部会長は、その決議した内容を、会長に報告しなければならない。

(幹事会)

第7条 会長は、防災会議又は部会の所掌事務を遂行するため、幹事会を置くことができる。

2 幹事は、防災会議委員が所属する機関の職員のうちから、会長が任命し、または委嘱する。

3 幹事会に幹事長を置き、会長が指名する幹事をもって充てる。

4 幹事会の会議は、幹事長が招集し、幹事長は、その議長となる。

(庶務)

第8条 防災会議の庶務は、高松市総務局危機管理課において行う。ただし、部会の庶務は、当該部会が処理する事項を所掌する高松市の所属において行う

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、昭和39年5月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

高松市災害対策本部条例

昭和38年10月1日
条例第18号

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、高松市災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 高松市災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、その職員を指揮監督する。

2 高松市災害対策副本部長（次項において「副本部長」という。）は、副市長をもって充てる。

3 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 高松市災害対策本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

第3条 本部長は、必要があると認めるときは、本部に部を置くことができる。

第4条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年3月27日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月23日条例第2号抄）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成24年9月28日条例第72号）

この条例は、公布の日から施行する。

高松市災害対策本部運営要綱

第1条 この要綱は、高松市災害対策本部条例（昭和38年高松市条例第18号）第4条の規定に基づき、高松市災害対策本部（以下「本部」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 高松市災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、市長部門の局長、消防局長、病院局長、教育長、教育局長及び市議会事務局長をもって充てる。

第3条 本部の事務を分掌させるため、一般災害（地震災害以外の災害をいう。以下同じ。）の場合においては本部事務局及び班を、地震災害の場合においては総合司令室及び班を置く。

2 班に班長及び副班長を置く。

3 班長は、高松市災害対策本部長（以下「本部長」という。）の命を受けて班の事務を掌理し、副班長は班長を補佐し、班長に事故あるとき、または班長が欠けたときは、その職務を代理する。

第4条 本部の編成及び所掌事務は、一般災害の場合においては別表第1のとおりとし、地震災害の場合においては別表第2のとおりとする。

第5条 災害対策に関する重要な事項を協議の上決定し、その推進を図るため、本部に本部会議を置く。2 本部会議は、本部長、高松市災害対策副本部長及び本部員をもって組織する。

3 本部会議は、本部長が必要に応じ招集し、これを総理する。

第6条 本部の庶務は、総務局危機管理課において行う。

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、昭和39年5月25日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和52年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年8月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）省略 ※地域防災計画第3章第2節第2（高松市災害対策本部の組織・分掌事務）参照

別表第2（第4条関係）省略 ※地域防災計画（地震対策編）第3章第2節第2（高松市災害対策本部の組織・分掌事務）参照

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

【2 協定、覚書等】

災害協定一覧

No.	協定名称	協定の対象機関	締結日
1	災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定	香川県警察本部	S38. 7. 27
2	船舶消防相互援助協定	高松海上保安部	S44. 6. 13
3	災害時の水道施設の復旧等に関する協定	県 直島町を除く県内市町 香川県広域水道企業団	H30. 4. 1
4	香川県消防相互応援協定	県内市町	S61. 12. 1
5	高松空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書	高松空港株式会社	H30. 4. 1
6	非常災害時における避難所指定に伴う申し合わせ	14施設（県有施設ほか）	H7. 12. 8
7	中国・四国地区都市防災連絡協議会災害時相互応援協定	9市（高松市含む）	H8. 3. 28
8	災害時における医療救護活動に関する協定	社団法人 高松市医師会	H8. 10. 2
9	災害時緊急放送の協力に関する協定	(株)ケーブルメディア四国 (株)FM高松コミュニティ放送 高松市有線放送電話協会	H9. 7. 16
10	災害時における消毒活動に関する協定書	香川県ペストコントロール協会 (生活衛生課)	H11. 4. 1
11	中核市災害相互応援協定	中核市60市（高松市含む）	H15. 9. 1
12	災害時における応急措置等の実施に関する協定	高松市建設業協会	H17. 5. 26
13	災害時における物資の供給等に関する協定	生活協同組合 コープかがわ (株)マルナカ (株)マルヨシセンター	H17. 7. 11
14	災害時における要援護高齢者の受入れ等に関する協定	香川県老人福祉施設協議会 ※香川県との三者協定	H27. 11. 2
15	災害発生時における女木島・男木島への渡島応援協定	女木島漁業協同組合 男木島漁業協同組合	H18. 1. 10
16	災害発生時における大島・高島・矢竹島・鎧島・兜島および稲毛島への渡島応援協定	庵治漁業協同組合	H18. 1. 10
17	災害時における救援物資提供に関する協定	四国コカ・コーラボトリング(株)	H18. 4. 13
18	災害時における支援協力に関する協定	(社)全日本冠婚葬祭互助協会	H18. 5. 29
19	災害時における防災活動協力に関する協定	イオン(株)西日本カンパニー (株)マイカル	H19. 6. 27
20	災害時における物資等の輸送に関する協定	(社)香川県トラック協会高松地区会	H19. 10. 9
21	災害時における要援護高齢者の受入れ等に関する協定	香川県老人保健施設協議会 ※香川県との三者協定	R1. 5. 31
22	災害時における防災活動協力に関する協定	(株)イズミ ゆめタウン高松	H19. 11. 21
23	アマチュア無線による災害時の情報伝達に関する協定	J A R L 香川クラブ	H20. 7. 8
24	全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定	全中協に加盟する47都市の中央卸売市場（中央卸売市場業務課）	H20. 9. 1
25	災害時におけるし尿収集業務等の支援に関する協定	高松市清掃業者連合会	H22. 1. 29

No.	協定名称	協定の対象機関	締結日
26	災害時における避難所への飲料水供給に関する協定	四電エンジニアリング(株)	H22.7.28
27	瀬戸・高松広域定住自立圏域災害時相互応援協定	土庄町・小豆島町・三木町・直島町・綾川町・さぬき市・東かがわ市	H22.9.1
28	災害時における情報交換及び支援に関する協定	国土交通省四国地方整備局	H23.10.26
29	災害時の相互応援に関する協定	香川県、県内市町	H23.11.22
30	災害時における相互支援協定	彦根市、水戸市	H24.1.16
31	高松市・由利本荘市災害時相互援助協定	由利本荘市	H24.1.26
32	災害時における電気設備の応急復旧に関する協定	香川県電気工事業工業組合高松支部	H24.2.17
33	瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定	瀬戸内海沿岸の市町村	H24.3.29
34	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	株式会社アクティオ四国支店	H24.7.12
35	全国ハンセン病療養所所在市町連絡協議会構成団体における災害時の相互支援に関する合意書	青森市、登米市、草津町、東村山市、御殿場市、瀬戸内市、合志市、鹿屋市、奄美市、名護市、宮古島市(人権啓発課)	H24.7.12
36	災害時におけるエルピーガス等の調達に関する協定	香川県エルピーガス協会高松支部 香川エルピーガスクリーン協同組合	H24.7.19
37	災害時における廃棄物の処理等に関する協定	一般社団法人香川県産業廃棄物協会	H24.12.25
38	災害時における歯科の医療救護活動に関する協定	高松市歯科医師会	H25.3.26
39	災害時における廃棄物の処理等に関する協定	高松清掃事業協同組合	H25.3.28
40	高松市と香川県警察の災害対策に関する申し合わせ	香川県警察	H25.4.1
41	非常災害時における避難所指定に伴う申合せ(県営住宅国分寺団地集会場)	香川県	H25.4.1
42	高松市・日本下水道事業団災害支援協定	地方共同法人日本下水道事業団	R5.10.1
43	災害時における復旧支援協力に関する協定	公益社団法人日本下水道管路管理業協会	H30.4.1
44	災害時における相互支援協定	下野市	H25.6.29
45	非常災害時における避難所指定に関する協定	香川県農業共済組合	H25.11.1
46	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	H25.10.1
47	防災への取り組みに関する協定	Google	H25.10.1
48	災害時の協力に関する協定	四国電力株式会社	H25.12.25
49	特設公衆電話の設置及び管理並びに利用等に関する覚書	西日本電信電話株式会社香川支店	H26.1.27
50	非常災害時における避難所指定に関する協定(サンライズ屋島)	社会福祉法人 ルポア	H26.3.1
51	災害時における応急復旧資材の供給に関する協定書	株式会社川西水道機器	H30.4.1
52	災害時における応急対策資機材等の供給に関する協定書	西村ジョイ株式会社	H26.3.20

No.	協定名称	協定の対象機関	締結日
53	災害時における物資供給に関する協定書	NPO法人 コメリ災害対策センター	H26. 4. 25
54	災害時における電気設備の応急復旧に関する協定	香川県電気工事業工業組合東讃支部	H26. 6. 1
55	災害時等における物資の供給協力等に関する協定書	ダイキ株式会社	H26. 7. 17
56	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	株式会社ゼンリン	H26. 9. 18
57	災害時における支援協力に関する協定書	香川県行政書士会	H26. 10. 6
58	大規模災害時の物流拠点施設としての使用に関する協定書	国立大学法人香川大学	H27. 2. 16
59	災害時等における応急対策支援及び応急復旧資機材供給に関する協定書	株式会社 フソウ	H30. 4. 1
60	大規模災害時の物流拠点施設としての使用に関する協定書	香川県立香川中央高等学校	H27. 2. 23
61	大規模災害時の物流拠点施設としての使用に関する協定書	高松シンボルタワー管理協議会	H27. 2. 27
62	災害時における薬剤師医療救護活動に関する協定書	一般社団法人 高松市薬剤師会	H27. 3. 3
63	大規模災害時の物流拠点施設としての使用に関する協定書（県総合運動公園）	香川県教育委員会	H27. 3. 20
64	災害時における要援護者（障がい者）の受け入れ等に関する協定書	<ul style="list-style-type: none"> ・香川県立みどり園 ・社会福祉法人 かがわ総合リハビリテーション事業団 ・社会福祉法人 銀星の家 ・社会福祉法人 清水園 ・社会福祉法人 竜雲学園 ・社会福祉法人 ポム・ド・パン ・社会福祉法人 瑞祥会 	H27. 4. 1
65	災害時における福祉用具物資の供給等協力に関する協定書	一社 日本福祉用具供給協会	H28. 1. 21
66	災害時における避難所の衛生管理及び衛生用品の供給に関する協定書	一社 香川県ビルメンテナンス協会	H28. 4. 27
67	高松市災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定書	社会福祉法人高松市社会福祉協議会	H28. 9. 1
68	災害時における畳の供給等の協力に関する協定書	「5日で5000枚の約束。」プロジェクト実行委員会	H29. 1. 16
69	災害時緊急物資保管場所の提供に関する協定書	高松琴平電気鉄道株式会社	H29. 9. 6
70	災害時における人員の輸送等に関する協定書	高松個人タクシー協同組合	H29. 10. 26
71	災害時における航空機や無人航空機による応急対策活動に関する協定書	アジア航測株式会社	H29. 11. 1
72	災害時における物資等の輸送に関する協定書	赤帽香川県軽自動車運送協同組合	H29. 11. 12
73	一般廃棄物（ごみ）処理に係る相互応援に関する協定書	中讃広域行政事務組合	H30. 2. 19
74	災害時における応急復旧に関する協定書	高松市上下水道工事等協同組合	H30. 4. 1
75	災害時における高松市地図情報システムの利用ユーザ制限の変更に関する協定書	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ四国	H30. 7. 24
76	地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定書	国土地理院	H31. 3. 1
77	災害時における廃棄物の処理等に関する協定書	高松市資源リサイクル事業協同組合	H31. 3. 28
78	災害発生時における応急生活物資の供給等に関する協	株式会社朝日段ボール及びJパッ	R1. 8. 6

No.	協定名称	協定の対象機関	締結日
	定書	クス株式会社（三者協定）	
79	災害時におけるユニットハウス等の供給に関する協定書	三協フロンテア株式会社	R2. 3. 25
80	災害時における宿泊施設の提供等に関する協定	アパホテル株式会社	R2. 10. 14
81	災害時における宿泊施設の提供等に関する協定	kanemitsu株式会社	R3. 1. 4
82	災害時における施設等の利用に関する協定	高松高等検察庁	R3. 4. 23
83	災害時等における一般廃棄物（し尿を除く。）処理に係る相互支援に関する協定	香川県東部清掃施設組合	R3. 12. 27
84	災害時における応急対策活動協力に関する協定	株式会社ダイナム	R4. 2. 25
85	非常災害時における緊急避難場所指定に関する協定	トヨタカローラ香川株式会社（春日店）	R4. 7. 26
86	災害時におけるキッチンカーによる炊き出しの実施等に関する協定	香川県キッチンカー協会	R5. 2. 3

災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定について

災害対策基本法第57条に規定する通信設備の優先利用等に関して、高松市長と香川県警察本部長は、同法施行令第22条の規定に基づく協議の結果を次のとおり協定する。

なお、同法第79条の規定に基づき、警察通信設備の優先使用に関する事務の取扱いについても、本協定を準用する。

昭和38年7月27日

高松市長 国東照太
香川県警察本部長 鈴木光一

災害対策基本法施行令第22条に基づく協定

第1 高松市長が、災害対策基本法（以下「法」という。）第57条の規定に基づき、警察が専用する公衆電気通信設備を優先的に利用し、または警察の有線電気通信設備もしくは無線設備を使用（以下「警察通信設備の使用等」という。）する場合は、本協定の定めるところによるものとする。

第2 高松市長が、法第57条の規定に基づき、使用等することのできる警察通信設備は、警察有線電話、警察無線電話および警察無線通信とする。

第3 高松市長が、法第57条の規定に基づき、警察通信設備を使用等する場合は、原則として当該市（町村）の地域を管轄する警察機関の通信統制官等（別添「通信統制官等指定表」参照）に対して次の事項を申し出て承認を受けるものとする。

- 1 使用等しようとする警察通信設備
- 2 使用等しようとする理由
- 3 通信の内容
- 4 発信者および受信者

第4 通信統制官等は、当該申し込みの内容が法第57条の規定に適合し、警察通信で到達可能と認めるときは、その使用を承認するものとする。この場合において、受付けた通信の取扱い順位の決定は、通信統制官等が当該通信の緊急性、通話の内容、受付け順位等を斟酌して決定するものとする。

第5 高松市長は、法第56条の規定に基づく伝達、通知または警告を行う場合の対象者および当該対象者に対する平常時における連絡方法等警察通信設備の使用等に関する参考事項をあらかじめ当該市（町村）の地域を管轄する警察機関の通信統制官等に連絡しておくものとする。

第6 本協定に基づく警察通信の使用等に関しては、原則として警察通信設備の新設もしくは増設または通信機器の貸与は行わないものとする。

附 則

- 1 本協定は、昭和38年7月27日から施行する。

別添

警察通信統制官指定表

統 制 す る 範 囲	通 信 統 制 官 等
県 下 全 域 (有線電話・無線電話)	警務部警務課長
県 下 全 域 (無線電話)	防犯部通信指令課長
東かがわ警察署管内 (有線電話・無線電話)	東かがわ警察署長
さぬき警察署管内 (" ・ ")	さぬき警察署長
高松東警察署管内 (" ・ ")	高松東警察署長
小豆警察署管内 (" ・ ")	小豆警察署長
高松北警察署管内 (" ・ ")	高松北警察署長
高松南警察署管内 (" ・ ")	高松南警察署長
高松西警察署管内 (" ・ ")	高松西警察署長
坂出警察署管内 (" ・ ")	坂出警察署長
丸亀警察署管内 (" ・ ")	丸亀警察署長
琴平警察署管内 (" ・ ")	琴平警察署長
三豊警察署管内 (" ・ ")	三豊警察署長
観音寺警察署管内 (" ・ ")	観音寺警察署長

高松市（高松消防局）と高松海上保安部との船舶消防に関する相互援助につき次のとおり協定する。

船舶消防相互援助協定

No.2

（目 的）

第1条 この協定は「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書（昭和43年3月29日）」に基づき船舶の火災およびその他の災害について高松市（以下「甲」という。）と高松海上保安部（以下「乙」という。）が協力し、相互の能力を活用して被害を最小限度に防止し、あわせて消防業務の調整をはかることを目的とする。

（区 域）

第2条 この協定に基づく相互援助の区域は高松市沿岸港湾および河川とする。

（業務の調整）

第3条 次に掲げる船舶の消火活動は主として甲が担任するものとし、乙はこれに協力するものとする。

- ふ頭または岸壁にけい留された船舶および上架または入渠中の船舶
- 河川および湖沼における船舶

2 前項以外の船舶の消火活動は主として乙が担任し、甲はこれに協力するものとする。

（火災の原因調査等）

第4条 船舶の火災の原因ならびに火災および消火により受けた損害の調査は、甲と乙が協議してこれを行うものとする。

（資料、情報の交換等）

第5条 法令に定めるもののほか、入港船舶の危険物積載の状況、化学消火剤の備蓄状況等消火活動上あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資料および情報については相互に交換するものとする。

（災害の通報）

第6条 甲または乙は、船舶の火災を知ったときは、相互にただちにその旨を通報するものとする。

2 甲は、船舶の火災について放火または失火の犯罪があると認めたとき、またはその疑いのあるときは、ただちに乙に通報するとともに、必要な証拠の保全に努めなければならない。

（消防てん末の報告）

第7条 甲または乙が単独で船舶の火災の消火に従事したときは、すみやかにそのてん末を相互に連絡するものとする。

（出動経費の負担）

第8条 船舶の火災の消火活動に要した経費は、出動した機関がそれぞれ負担するものとする。ただし、特に多額の経費を要した場合における当該特別に要した経費の負担は、そのつど両者が協議のうえ定めるものとする。

（定 義）

第9条 この協定において「けい留された船舶」とは、接岸した船舶およびその船舶にけい留しているすべての船舶をいう。

2 「河川内の船舶」とは、河川の最下流橋より上流にあるすべての船舶をいう。

（協力分担）

第10条 乙の協力事項は、次のとおりとする。

巡視船艇または海上保安官を派遣して甲の消防作業を援助するとともに、船艇による海上交通の警戒および輸送の便宜を供与するものとする。

火災船舶および類焼のおそれのある船舶を移動する必要があるときは、これに協力するものとする。

2 甲の協力事項は次のとおりとする。

乙の指定する場所または船舶に必要な消防隊を派遣して、乙の消防作業を援助するものとする。

（応援の要請）

第11条 甲は港湾および河川に接する施設または物件の火災で必要と認めるときは、乙に応援を要請することができる。

（火災以外の船舶の災害救助）

第12条 火災を除く船舶の災害救助は乙の責任とする。ただし、甲は、船舶および乗船者の緊急を要する危険を認めた場合は、自己の責任において応急措置を行った後、乙に通報し業務を引継ぐものと

する。

(応援職員の義務)

第13条 応援のため出動した海上保安官または消防隊員は、受援者側指揮者の意見を尊重するものとする。

(火災予防に関する相互協定)

第14条 船舶および河川に接する施設または物件の火災予防に関しては、法令その他の定めるところに従い甲または乙において実施し、必要と認めるときは相互に援助協力するものとする。

(大型タンカー等の事故対策)

第15条 大型タンカー等の事故の場合における消火活動を効果的に行うため、甲および乙は地方防災会議等を活用して、おおむね次の事項につき連絡調整を行うものとする。

- 情報および資料の交換
- 消火活動要領の作成
- 必要な器材、器具等の整備計画の作成および実施の推進

(その他の協定)

第16条 この協定にもとづくもののほか、必要な事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、昭和44年6月13日から施行する。
- 2 この協定書は2通作成し、各1通を所持する。
- 3 この協定を改廃する必要があるときは、甲、乙協議のうえ文書で行うものとする。
- 4 昭和39年6月1日に協定した船舶火災相互援助協定は廃止する。

以上の証拠としてこの協定に署名押印する。

昭和44年6月13日

災害時の水道施設の復旧等に関する協定書

香川県広域水道企業団（以下「企業団」という。）と香川県、高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町及びまんのう町（以下「構成団体」という。）とは、災害時等の水道施設の復旧等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 企業団及び構成団体は、地震等の自然災害、渇水、水道施設事故、水質事故等（以下「災害等」という。）の発生に伴い、大規模な断水等が発生した場合において、双方が緊密な連携を保ち、住民生活等の維持と安全を確保するために、水道施設の迅速かつ円滑な復旧等を図るものとする。

（災害情報の共有）

第2条 企業団及び構成団体は、災害等に関する情報を交換し、共有するものとする。

（水道施設の復旧）

第3条 災害等により大規模な断水等が発生した場合、企業団は、給水区域内の被害状況を総合的に判断した上で、優先順位を見極めながら、水道施設の復旧を実施するものとする。

（復旧作業に対する協力）

第4条 災害等により構成団体の管理する道路が使用不能となり、企業団の水道復旧作業に支障が生じた場合、又は、企業団の管理する水道施設により構成団体の道路復旧作業に支障が生じる場合においては、企業団及び構成団体は、相互の復旧作業が迅速かつ円滑に行えるよう努めるものとする。

2 構成団体は、災害等による企業団の水道復旧作業として、企業団が構成団体の管理する土地、道路等に仮設の水道施設等を設置する必要がある場合には、本協定の目的を尊重し協力する。

3 構成団体は、企業団の水道復旧作業に必要な復旧拠点、資材置場、駐車場等の確保のため、企業団から構成団体の所有する施設及び駐車場等の使用について要請があった場合、企業団と協議の上、提供に努めるものとする。

（応急給水作業に対する協力）

第5条 災害等により構成団体において飲料水確保が必要となる場合、又は、企業団において給水確保が必要となる場合、企業団及び構成団体は、相互に応急給水作業が迅速かつ円滑に行えるよう努めるものとする。

（相互応援）

第6条 前3条に掲げるもののほか、企業団又は構成団体は、災害等の発生時に応援を必要とする場合には、次に掲げる事項を明らかにした上で、無線、電話等により要請を行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。

（1）災害等の状況

（2）応援を求める項目（物資・資機材については数量など、人的応援に当たっては必要な職種、人数など）

（3）応援を求める期間、場所

（4）その他必要な事項

2 前項の規定により、企業団が応援要請を受けた場合、企業団は応援を要請した構成団体に応援の内容を連絡し、応援を実施する。また、構成団体が応援要請を受けた場合、構成団体は企業団に応援の内容を連絡し、応援を実施する。ただし、特別な事情により応援できない場合には、その旨を直ちに無線、電話等により連絡する。

(費用の負担)

第7条 応援に要した費用の負担は、原則として応援を要請した企業団又は構成団体の負担とする。ただし、これによりがたい場合は、協議して別に定めるものとする。

2 応援を要請した企業団又は構成団体が負担すべき費用を支弁するいとまがない場合は、応援した企業団又は構成団体が一時繰替支弁するものとする。

(訓練等への参加)

第8条 企業団及び構成団体は、この協定に基づく活動が円滑に行われるよう、必要に応じて、それぞれの訓練等に参加するものとする。

(連絡体制)

第9条 企業団及び構成団体は、要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、あらかじめ連絡担当課を定め、相互の連絡体制を確立するものとする。

(協議)

第10条 本協定に定めのない事項及び本協定の定めについて疑義が生じた場合、企業団及び構成団体は誠意をもって協議の上、解決するものとする。

本協定締結の証として、本書を18通作成し、企業団、構成団体記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年4月1日

香川県知事 浜田 恵造

高松市長 大西 秀人

丸亀市長 梶 正治

坂出市長 綾 宏

善通寺市長 平岡 政典

観音寺市長 白川 晴司

さぬき市長 大山 茂樹

東かがわ市長 藤井 秀城

三豊市長 山下 昭史

土庄町長 三枝 邦彦

小豆島町長 塩田 幸雄

三木町長 筒井 敏行

宇多津町長 谷川 俊博

綾川町長 藤井 賢

琴平町長 小野 正人

多度津町長 丸尾 幸雄

まんのう町長 栗田 隆義
企業長 浜田 恵造

香川県広域水道企業団

香川県消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、香川県下の市町及び一部事務組合（以下「市町等」という。）が、大規模災害及び産業災害等の予防、鎮圧に万全を期し、あわせて民心の安定を図るため相互応援体制を確立し、不測の事態に対処することを目的とする。

(区域及び対象)

第2条 この協定の実施区域は、香川県全域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、「災害等」とは、大規模火災、風水害及びその他の突発的災害並びに救急車による搬送及び救助隊の出動を必要とする事故等で、応援活動を必要とするものをいう。

(応援の種別)

第4条 この協定による応援は、次の各号に掲げるものとする。

 普通応援

市町等が当該市町等の区域外において、当該市町等に接する地域及び当該地域周辺部で災害等が発生した場合に、発生地の市町等の長（以下「受援側の長」という。）の要請を待たずに出動する応援

 特別応援

市町等が当該市町等の区域外において災害等が発生した場合に、受援側の長の要請に基づいて出動する応援

(応援要請の方法)

第5条 応援の要請は、受援側の長から電話その他の方法により、次の事項を明確にして受援側の市町等の長（以下「受援側の長」という。）に対して行うものとする。

 災害の種別 災害の発生場所 所要人員及び機械器具、消火薬剤等の種別数量 応援隊の集結場所 その他必要事項

2 普通応援で出動した場合、受援側は直ちに受援側に口頭等で連絡するものとする。

3 特別応援を要請した受援側の長は、事後、速やかに第1項各号の事項を明記した文書（別紙様式1）を受援側の長に提出するものとし、また、受援側の長は、応援活動状況（別紙様式2）を受援側の長に提出するものとする。

(応援隊の派遣)

第6条 前条の規定により応援要請を受けた受援側の長は、当該管轄区域内の消防業務に支障のない範囲において応援隊を派遣するものとする。

2 受援側の長は、応援隊を派遣したときは、出発時刻、到着予定時刻及び出動人員並びに機械器具及び消火薬剤等の種別数量を、派遣しがたいときはその旨を、遅滞なく受援側の長に通報するものとする。

(応援隊の誘導)

第7条 受援側の長は、応援隊の集結場所に誘導員を待機させ応援隊の誘導に努めるものとする。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊の指揮は、消防組織法第24条の4の規定に基づき、受援側の長が応援隊の長にこれを行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、直接応援隊の隊員に対して行うことができる。

(応援隊の報告)

第9条 応援隊の長は、現場到着、引揚げ及び応援活動の状況を現地本部指揮者に報告するものとする。

(費用の負担)

第10条 応援に要した費用については、次の区分により負担するものとする。

機械器具の小破損の修理、燃料、消防職団員の手当等に関する費用は、原則として受援側の負担とする。

機械器具の大破損の修理及び応援隊員の死傷による災害補償等の重要事項については、当事者

間において協議のうえ決定する。

□ 前各号以外の経費については、原則として受援側の負担とする。

2 前項に定めるもののほか、特別な事情等により必要な事項が生じた場合は、当事者間において協議のうえ決定する。

(改 廃)

第11条 この協定の改廃は、協定者が協議のうえ行うものとする。

(委 任)

第12条 この協定に定めるもののほか、必要な事項は、関係市町等の消防長等が、協議のうえ定める。

附 則

1 この協定は、昭和61年12月1日から施行する。

2 この協定の締結を証するため、本書49通を作成し、記名押印のうえ各1通を保管する。

昭和61年12月1日

(注) この協定書は、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、引田町、白鳥町、大内町、津田町、大川町、志度町、寒川町、長尾町、内海町、土庄町、池田町、三木町、牟礼町、庵治町、塩江町、香川町、香南町、直島町、綾上町、綾南町、国分寺町、綾歌町、飯山町、宇多津町、琴南町、満濃町、琴平町、多度津町、仲南町、高瀬町、山本町、三野町、大野原町、豊中町、詫間町、仁尾町、豊浜町、財田町、大川地区広域行政振興整備事務組合、小豆地区広域行政事務組合、讃岐地区広域消防組合、飯綾消防組合、仲多度南部消防組合および三豊地区広域市町村圏振興事務組合と協定したものである。

高松空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定

高松空港株式会社（以下「甲」という。）及び高松市（以下「乙」という。）、三木町（以下「丙」という。）、綾川町（以下「丁」という。）は、高松空港（以下「空港」という。）及びその周辺における消火救難活動について、次のとおり協定を締結した。

（目 的）

第1条 この協定は、空港（制限区域内に限る。以下同じ）及びその周辺における航空機に関する火災若しくは空港におけるその他の火災又はそれらの発生のおそれのある事態（以下「緊急事態」という。）に際し、甲と乙、丙及び丁（以下「乙等」という。）の各消防機関（以下「乙等の消防機関」という。）が緊密な協力のもとに一貫した消火救難活動を実施し、被害の防止又は軽減を図ることを目的とする。

（区 分）

第2条 空港における緊急事態の消火救難活動は、甲が第1次的にこれに当たり、乙等の消防機関は必要に応じて出動するものとする。

2 空港周辺における緊急事態の消火救難活動は、乙等の消防機関が第1次的にこれに当たり、甲は必要に応じて出動するものとする。

（緊急事態の通報）

第3条 空港に緊急事態が発生した場合には、甲は乙等の消防機関に対して速やかに通報するものとし、空港周辺に緊急事態が発生した場合には、乙等の消防機関は甲に対して速やかに通報するものとする。

2 前項の通報は、次の事項について電話その他の方法により行う。

- (1) 緊急事態の発生日時
- (2) 緊急事態発生場所
- (3) 緊急事態の内容（航空機事故においては航空会社名、機種及び便名を含む）
- (4) 負傷者の有無
- (5) その他判明している事項

3 通報に応じて出動した機関は、現場到着に際しその旨を速やかに通報した機関に連絡するものとする。

（費用の負担）

第4条 消火救難活動のために要する費用の負担については、別に両者協議して定めるものとする。

（調査に対する協力）

第5条 甲及び乙等の消防機関が消火救難活動を実施するに当たっては、当該航空機の状態、現場における痕跡その他火災、事故等の調査に必要な資料の保存に留意するものとする。

（通 報）

第6条 甲又は乙等の消防機関が単独で消火救難活動に従事したときは、速やかにそのてん末を相互に通報するものとする。

（訓 練）

第7条 甲及び乙等の消防機関は、協議して緊急事態における消火救難活動に関する計画を立案し、総合訓練を定期的実施するものとする。

（資料の交換）

第8条 甲及び乙等の消防機関は、空港に発着する航空機、空港における諸施設、相互の消防機器、人員等消火救難活動に必要な資料を交換するものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、平成30年（2018）年4月1日から平成31年（2019）年3月31日までとする。

2 前項の有効期間の満了の日の1か月前までに、甲又は乙等の何れからもこの協定を改定する意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

3 甲又は乙等は、この協定の有効期間中であっても、互いに協議してこの協定を改定することができる。

（細 目）

第10条 この協定に定めるもののほか、必要な細目は、甲、乙等が協議して定めるものとする。

（その他）

第11条 この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙等がそれぞれ記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

(附 則)

この協定は、平成30(2018)年4月1日から実施する。

平成30(2018)年2月20日

甲 高松空港株式会社
代表取締役社長 渡部 哲也

乙 高松市
高松市長 大西 秀人

丙 三木町
三木町長 筒井 敏行

丁 綾川町
綾川町長 藤井 賢

高松空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定細目

「高松空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定」（以下「協定」という。）第10条の規定に基づき、次のとおり細目を定める。

（適用）

第1条 その周辺とは、高松空港の標点（34. 12. 51N/134. 00. 56E）から、半径9kmの範囲とする。

（通報手段）

第2条 協定第3条の通報は、高松市消防局を介して行うものとし、各消防機関相互の通報は既存の連絡網で行うものとする。

（費用の負担）

第3条 消火救難活動に要した費用は、それぞれ出動した機関が負担するものとする。

（指揮）

第4条 災害の種類を問わず、空港の火災又は空港制限区域外への延焼のおそれのある火災の場合で、高松市消防局が現場に指揮本部を設けた時は、高松空港株式会社に代わって高松市消防局が消火救難活動の指揮を執るものとする。

2 前項において、空港内を通行するにあたっては、高松市消防局の指揮者は高松空港株式会社と密接な連絡を保持するものとする。

（協議）

第5条 本細目の他必要な事項は、関係機関の担当者が協議して定めるものとする。

（その他）

第6条 本細目4通を作成し、関係機関が記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

（附則）

この細目は、平成30（2018）年4月1日から実施する。

平成30（2018）年2月20日

高松空港株式会社
代表取締役社長 渡部 哲也

高松市
高松市長 大西 秀人

三木町
三木町長 筒井 敏行

綾川町
綾川町長 藤井 賢

非常災害時における避難所指定に伴う申し合わせ

台風・地震等による非常災害が発生または発生が予想される場合において、地域住民の安全確保のための避難施設の使用等について、高松市（以下「甲」という。）と香川県立高松南高等学校（以下「乙」という。）は、次により申し合わせをする。

1 避難所の確認

□ 甲は、地域住民に避難勧告の必要があると予想される時は、地域住民の受け入れについて、乙に連絡し確認するものとする。ただし、地震等により被災した住民が避難所へ避難してきた場合、乙の職員がいるときは、ただちに受け入れ甲に連絡する。乙の職員がいないときは、甲が職員を派遣し避難させるとともに、乙に連絡するものとする。

□ 乙は、前号の規定による連絡があったときは、ただちに学校運営上の支障の有無、避難施設に関する事項等を把握し、甲に連絡するものとする。

2 職員の派遣

□ 甲は、避難勧告を発令した時、または地域住民の緊急避難があったときは、ただちに職員を乙の施設に派遣するものとする。

□ 前号の職員は、避難住民に対する施設への誘導、施設・設備の取り扱いの指導および外部との連絡・調整等を行うものとする。

3 施設の使用

□ 使用施設は、乙の「南体育館」とする。ただし、前記以外の施設の使用が必要となった場合には、甲乙協議して決定する。

□ 使用期間は、原則として避難勧告発令の場合は避難勧告発令の日から同勧告解除される日まで、地震の場合は甲乙協議して決定する期間とする。

□ 避難所施設での必要な物品は、甲が準備するものとする。

4 使用上の注意

□ 甲は、乙の施設を使用する場合には、行政財産の使用許可申請書を乙に提出し許可を受けなければならない。ただし、事態が緊迫し事前に許可申請書を提出することができないときは、事後速やかに提出し、許可を受けるものとする。

□ 甲は、学校管理運営に支障が生じないよう避難住民を指導しなければならない。

□ 甲は、避難住民が乙の施設・設備等を破損・汚損または紛失したときは、これに係る経費等を負担しなければならない。

5 経費の負担

避難住民の受け入れに係る経費は、甲の負担とする。

6 有効期間

この申し合わせ事項は、平成12年6月1日から平成13年3月31日までとし、有効期間満了日1ヶ月前までに甲または乙から解除の申し入れがない場合には、この申し合わせはさらに1年間継続するものとし、以後同様とする。

7 協議事項

この申し合わせ事項に定めるもののほか必要な事項は、その都度甲乙協議する。

平成12年6月1日

甲 高松市番町一丁目8番15号

高松市長 増田昌三

乙 高松市一宮町531番地

香川県立高松南高等学校
校長 高島勝

(注) 下記の施設とも同一内容の申し合わせを交わしている。

施設名称	締結日
香川県立高松北高等学校	平成 7年 12月 8日
香川県立高松桜井高等学校	平成12年 6月 1日

	日
香川県立高松南高等学校	平成12年 6月 1日
香川大学附属高松中学校	平成12年 6月 1日
香川県青年センター	平成17年 7月 25日
香川県立保健医療大学	平成17年 11月 11日
香川県消防学校	平成18年 9月 19日
香川県立高松工芸高等学校	平成19年 11月 13日
香川県立高松商業高等学校	平成19年 11月 13日
香川県立高松高等学校	平成19年 11月 13日
香川大学	平成20年 2月 28日
香川県立聴覚支援学校 ※地震時のみ使用	平成20年 12月 9日
香川県立高松東高等学校	平成24年 3月 1日
国立高等専門学校機構香川高等専門学校	平成24年 6月 27日

(趣 旨)

第1条 この協定は、地震等による大規模な災害時における、防災対策特に応急対策の一層の充実・強化を図ることを目的として、中国・四国地区の県庁所在都市をもって構成する中国・四国地区都市防災連絡協議会（以下「協議会」という。）の会員市が協力して、物資・労力等の相互応援を行うことについて定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- 食糧、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供
- 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- 救援活動に必要な車両及び舟艇等の提供
- 被災者を一時収容するための施設の提供
- 被災児童、生徒等の一時受入
- 救援及び応急復旧等に必要な職員の派遣
- 前各号に定めるもののほか特に要請があった事項

(応援要請の手続き)

第3条 応援を要する被災会員市は、原則として、次の事項を明らかにし、電話等による要請を行い、日、速やかに、当該事項を記載した文書を提出するものとする。

- 災害の状況
- 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、規格、数量等
- 前条第4号及び第5号に掲げる応援を要請する場合にあっては、収容等の人数、被災児童、生徒等の学年等
- 前条第6号に掲げる応援を要請する場合にあっては、派遣職員の事務職、医療職、技術職、技能職等の職種別及び人員
- 応援場所及び応援場所への経路
- 応援を必要とする期間
- 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(実 施)

第4条 応援を要請された会員市は、極力これに応じ救援に努めるものとする。

2 被災会員市以外の会員市は、通信の途絶等により被災会員市と連絡が不可能である場合において、災害の事態に照らし特に緊急を要し、被災会員市が応援の要請を行ういとまがないと認められるときは、被災会員市からの応援要請を待たないで、必要な応援を行うことができるものとする。この場合には、前条の要請があったものとみなす。

(経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として、応援を要請する会員市の負担とする。

2 応援を要請する会員市が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を要請する会員市から要請があった場合は、応援する会員市は、一時繰替支弁するものとする。

(連絡責任者)

第6条 本協定に定める事項の連絡調整の確実及び円滑を図るため、各会員市の防災担当課長等を連絡責任者としてあらかじめ定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡するものとする。

(その他)

第7条 この協定の実施に関して必要な事項及び協定に定めのない事項は、協議会の会員市が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書9通を作成し、各会員市は記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成8年3月28日

鳥取市	代表者	鳥取市長	西尾 迢 富
松江市	代表者	松江市長	宮岡 寿 雄
岡山市	代表者	岡山市長	安宅 敬 祐
広島市	代表者	広島市長	平岡 敬
山口市	代表者	山口市長	佐内 正 治
徳島市	代表者	徳島市長	小池 正 勝
高松市	代表者	高松市長	増田 昌 三
松山市	代表者	松山市長	田中 誠 一
高知市	代表者	高知市長	松尾 徹 人

中国・四国地区都市防災連絡協議会
災害時相互応援協定実施細目

(趣 旨)

第1条 この実施細目は、中国・四国地区都市防災連絡協議会災害時相互応援協定（以下「協定」という。）第7条の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部局)

第2条 協定第6条により会員市は、相互応援のための連絡責任者及び同補助者の職氏名、電話番号その他連絡調整に必要な事項をあらかじめ相互に連絡するものとする。

(応援職員等)

第3条 協定第4条の応援の実施に伴う経費のうち、協定第2条第6号に定める応援職員の派遣に伴う経費の負担については、次のとおりとする。

□ 応援を要請した会員市（以下「応援要請市」という。）が負担する経費の額は、応援をした会員市（以下「応援市」という。）が定める規程により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。

□ 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援市の負担とする。

□ 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請市が、応援要請市への往復の途中において生じたものについては応援市が賠償の責めに任ずる。

□ 前3号に定めるもののほか、応援職員の派遣に伴う経費については、応援要請市及び応援市が協議して定める。

2 応援職員は、応援市名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

3 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携行するものとする。

4 応援要請市は、可能な範囲において応援職員に対する宿舍のあっせんその他の便宜を供与する。

(救済物資等の経費の支払方法)

第4条 応援市は、協定第5条第2項により経費を繰替支弁した場合は、次に定めるところにより算出した額について、応援要請市に請求する。

□ 備蓄物資及び調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費

□ 車両、舟艇、機械器具等については、借上料、燃料費、輸送費、維持管理費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

2 前項の規定による請求は、応援市の市長名による請求書（関係書類添付）により、連絡責任者を經由して応援要請市の市長に行うものとする。

3 前2項の規定により難いときは、応援要請市及び応援市が協議して定める。

(幹事市)

第5条 協定の運用に係る庶務は、幹事市において処理し、幹事市は、別表に掲げる輪番により1会計年度の間これに当たるものとする。

2 幹事市の次順の会員市を、副幹事市とし、幹事市がその用務を処理することが困難であるときは、用務を代行する。

3 前2項により難い場合は、協定市が協議して定める。

(幹事市等の用務)

第6条 幹事市は、協定の円滑な運用に資するため、次の事務を行う。

□ 協定第6条に定める連絡責任者等の会員市への周知

□ 協定第7条の定めによる会員市が協議する必要がある場合における会議の開催又は文書による調整

□ 応援要請市若しくは応援市と他の会員市との情報連絡又は情報の周知

□ その他被災会員市から要請のあった用務

2 応援市は、その応援内容及び応援により収集した応援要請市の被災状況等の情報を幹事市へ連絡するものとする。

(資料の交換)

第7条 会員市は、協定による応援が円滑に行われるよう、必要な資料を相互に交換するものとする。

平成8年8月7日

別 表

順	市 名
1	広島市
2	徳島市
3	山口市
4	高松市
5	鳥取市
6	松江市
7	松山市
8	岡山市
9	高知市

順は、平成8年度を1とする。

高松市における災害時の医療救護活動に関して、高松市（以下「甲」という。）と高松市内3医師会連合会（以下「乙」という。）との間に、次の条項により協定を締結した。

（目的）

第1条 この協定は、高松市地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（医療救護活動）

第2条 甲は、災害が発生し、医療救護活動を実施する必要があると認めるときは、乙に対し医療救護活動の協力を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定による要請を受けた場合は、直ちに医療救護班を派遣し、医療救護活動を実施するものとする。

3 乙は、あらかじめ医師、看護師等で医療救護班を編成しておくものとする。

（医療救護班の活動場所）

第3条 医療救護班は、甲が災害現場の避難所に設置する応急救護所等において医療救護活動を実施するものとする。

（医療救護班の業務）

第4条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者の重症度の判定（トリアージ）
- (2) 重傷患者に対する救急蘇生術の施行
- (3) 後方医療機関への転送の要否および転送順位の決定
- (4) 移送困難な患者および軽傷患者に対する医療
- (5) 助産活動
- (6) 死亡の確認および死体の検案
- (7) 医療救護活動の記録および高松市災害対策本部への措置状況等の報告
- (8) その他必要な事項

（指揮命令）

第5条 医療救護班に対する指揮命令は、乙が行うものとする。

（連絡調整）

第6条 医療救護活動に係る連絡調整は、甲、乙緊密な連携のもとに行うものとする。

（輸送）

第7条 医療救護班の応急救護所等への輸送は、原則として甲が調達する車両等で行うものとする。

（医薬品等）

第8条 医療救護活動に要する医薬品、医療材料等（以下「医薬品等」という。）については、原則として乙が携行し、または調達する。ただし、乙から要請があった場合および医薬品等の補給は、甲が行うものとする。

2 その他応急救護所において必要な物資の調達は、甲が行うものとする。

（救護病院の選定）

第9条 重症患者等の処置、収容等を行う救護病院の選定は、乙が行うものとする。

（医療費）

第10条 応急救護所における患者（被災者）が負担する医療費は、無料とする。

2 救護病院等後方医療機関における医療費は、原則として患者（被災者）が負担する。

(費用弁償等)

第11条 甲の要請により乙が医療救護活動として実施した次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 医療救護班の派遣に伴う費用弁償
- (2) 医療救護班が携行し、または調達した医薬品等の実費弁償
- (3) 防災訓練参加に伴う費用弁償
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この協定に定める医療救護活動に要した経費

2 前項に規定する費用弁償等の額については、別途甲、乙協議して決定するものとする。

(災害補償)

第12条 甲の要請により医療救護活動に従事した者が、そのために負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合において甲がその者またはその遺族等に対して行う災害補償については、高松市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等条例(昭和42年高松市条例第29号)の規定に準じ、別途甲、乙協議して決定するものとする。

(医療事故の処理)

第13条 応急救護所等での医療救護活動および救護病院における災害発生直後の医療救護活動により生じた医療事故については、甲の責任において処理するものとする。

2 前項に規定する場合において、甲は、当該業務に従事した乙の会員に故意または重大な過失がない限り、当該会員に対して求償しないものとする。

(県および隣接市町間協議)

第14条 医療救護活動の範囲が隣接市町に及ぶ場合の第7条、第8条、第11条、第12条および第13条に該当する事項等については、甲と県および関係隣接市町間で協議決定する。

(有効期間および更新)

第15条 この協定の有効期間は、この協定の締結日から起算して1年間とする。ただし、この期間満了の日の1か月前までに甲または乙からその相手方に対し何らの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から起算して更に1年間延長するものとする。その後の期間満了の場合も、同様とする。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項またはこの協定の条項に疑義が生じたときは、甲、乙協議して決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年 3月15日

(甲) 高松市

高松市長 大西 秀人

(乙) 高松市天神前4番14号

高松市内3医師会連合会

理事長 曾我部 輝久

(注) 平成8年に高松市医師会と協定を締結していたが、全市域での対応を図るため、平成24年3月15日、改めて高松市内3医師会連合会と協定を締結した。

高松市内に発生し、または発生するおそれがある地震、風水害その他の災害（以下これらを「災害」という。）時における緊急放送の協力について、高松市（以下「甲」という。）と株式会社ケーブルメディア四国（以下「乙」という。）との間に、次の条項により協定を締結した。

（目的）

第1条 この協定は、高松市内に災害が発生し、または発生するおそれがあるときに、甲が発信する情報を、乙が所有する放送設備を通して市民に提供し、災害による被害を最小にし、または未然に防ぐことを目的とする。

（努力義務）

第2条 甲および乙は、高松市地域防災計画の趣旨を尊重し、市民生活の安全に寄与するため、迅速かつ的確に災害の情報を提供するように努めるものとする。

（協定の期間）

第3条 この協定の期間は、平成9年7月16日から平成10年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の1か月前までに、甲または乙からその相手方に対し、書面による意志表示がない場合は、期間満了の日の翌日から起算して更に1年間延長するものとし、その後の期間満了の場合も、同様とする。

（協力の要請）

第4条 甲は、高松市内に災害が発生し、または発生するおそれがあり、乙の協力が必要と判断したときは、緊急放送要請書（別紙）を乙に提出して要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法をもって要請し、事後に当該要請書を提出するものとする。

（要請に対する協力）

第5条 乙は、前条の規定による要請（以下「要請」という。）を受けたときは、他の業務に優先して当該要請に応じ、甲に協力しなければならない。

（協力の範囲）

第6条 乙は、甲から要請を受けたときに、随時に放送できるよう、社内の体制を整えておかなければならない。

2 乙は、その情報発信源が甲である旨を明確にし、甲から要請のあった緊急放送の内容の主旨を変えずに放送しなければならない。

3 乙は、甲から要請を受けた内容を、可能な限り速やかに放送しなければならない。

（費用負担）

第7条 甲の要請に基づく緊急放送に要する費用は、乙の負担とする。

2 甲の要請に基づく緊急放送の実施により、同時刻に予定していた番組またはコマーシャルが放送できなかったときは、乙と当該広告主等との間の協議により、その解決を図るものとする。

（連絡責任者）

第8条 甲および乙は、要請および協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、それぞれ連絡責任者を定めておくものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項またはこの協定の事項に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成9年7月16日

甲 高松市
高松市長 増田昌三

乙 高松市番町一丁目6番8号
株式会社ケーブルメディア四国
代表取締役社長 篠 崎 護

(注) FM高松コミュニティ放送(株)、□高松市有線放送電話協会と同一内容の協定を締結している。

別紙（第4条関係）

令和 年 月 日

様

高松市長 大西 秀人

緊急放送要請書

次の内容により、速やかに放送を行うことを要請します。

発信日時	令和 年 月 日 時 分	発信担当者	(TEL) (FAX)
災害の種類			
放送内容			
指示・注意事項			
受診日時	令和 年 月 日 時 分	受診担当者	(TEL) (FAX)

災害時緊急放送の協力に関する協定書の一部変更協定書

高松市（以下「甲」という。）とエフエム高松コミュニティ放送株式会社（以下「乙」という。）との間で平成9年7月16日付けで締結した災害時緊急放送の協力に関する協定書について、甲と乙の間に、次の条項により一部を変更する協定を締結した。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

（緊急放送装置の使用）

第8条 乙の操作による防災情報等の放送が困難な場合、甲は緊急放送装置を使用することができる。

2 前項の規程により、甲が緊急放送装置を使用した場合は、甲は放送後速やかに、緊急放送報告書（別紙）を乙に提出するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成16年 4月 1日

甲 高松市
高松市長 増 田 昌 三

乙 高松市東浜町一丁目3番地1
エフエム高松コミュニティ放送株式会社
代表取締役社長 土 居 年 典

（注） 高松市有線放送電話協会と同一内容の協定を締結している。

別紙

令和 年 月 日

高松市長 大西秀人様

緊急放送報告書

次の内容により、緊急放送装置を使用しましたので報告します。

発信日時	令和 年 月 日 時 分	発信担当者	(TEL) (FAX)
災害の種類			
放送内容			
受診日時	令和 年 月 日 時 分	受診担当者	(TEL) (FAX)

災害広報文例

1 震度4以上の場合

地震直後～10分位 <2回繰り返す>

こちらは高松市です。こちらは高松市です。
ただ今、強い地震がありました。落ち着いて行動してください。
まず、身の安全を守り、火の始末をしてください。
外にいる方は、落下物やブロックベいなどに気をつけてください。
また、海岸付近にいる方は、津波のおそれがありますので、十分気をつけてください。
今後のテレビ、ラジオの情報を聞いて、落ち着いて行動してください。
(繰り返してお知らせします。)

10分位～ <2回繰り返す>

こちらは高松市です。こちらは高松市です。
先程の地震は「震度〇」と発表されました。
高松地方の地震はほぼおさまっています。
皆さん、落ち着いてまわりを見てください。
地震で一番怖いのは火事です。
消し忘れた火はありませんか。
今後のテレビ、ラジオの情報を待ってください。
(繰り返してお知らせします。)

被害状況情報 <2回繰り返す>

こちらは高松市です。こちらは高松市です。
これまでに分かった被害の状況をお知らせします。
亡くなった方および重傷の方は〇人です。
その内訳は、〇〇地区で〇人、△△地区で△人……です。
半壊または全壊した家屋は〇棟です。
その内訳は、〇〇地区で〇棟、△△地区で△棟……です。
今後のテレビ、ラジオの情報を待ってください。
(繰り返してお知らせします。)

安心情報 <2回繰り返す>

こちらは高松市です。こちらは高松市です。
これまでに分かった情報をお知らせします。
〇〇地区では、半壊以上の被害はありませんでした。
△△小学校では、児童・職員全員の無事が確認されました。
〇〇株式会社△△工場は、従業員全員の無事が確認されました。
今後のテレビ、ラジオの情報を待ってください。
(繰り返してお知らせします。)

交通情報 <2回繰り返す>

こちらは高松市です。こちらは高松市です。
これまでに分かった交通情報をお知らせします。
〇〇鉄道、△△鉄道は、すべて運転を停止しています。
現在、線路などの点検を実施していますので、運転再開までには、しばらく時間がかかるもの
と思われまます。
また、市内のすべての道路（国道〇号）は、（〇〇のため）、一般車両の通行が禁止されてい
ます。
自動車の使用は、しばらくやめてください。
現在通行中のドライバーの皆さんは、ラジオの情報および現場の警察官の指示にしたがって
ください。 今後のテレビ、ラジオの情報を待ってください。
（繰り返してお知らせします。）

□ 避難所・相談所設置情報 < 2回繰り返す >

こちらは高松市です。こちらは高松市です。
避難所の設置場所について、お知らせします。
罹災者の避難所が、〇〇、△△……に設置されました。
お困りの方は、直接避難所へおいでください。
（繰り返してお知らせします。）

2 火災発生状況および避難指示 < 2回繰り返す >

こちらは高松市です。こちらは高松市です。
現在、〇〇町付近で火災が発生し、△△方向へ燃え広がっています。
〇〇地区および△△地区にいる人は、直ちに□□方面へ避難してください。
今後のテレビ、ラジオの情報を待ってください。
（繰り返してお知らせします。）

3 大雨洪水警報 < 2回繰り返す >

こちらは高松市です。こちらは高松市です。
さきほど高松地方に「大雨洪水警報」が発令されました。
高松市内では、これから宵のうちにかけて、所々で強い雨が降り、所によっては、1時間に
50mmを超える強い雨が降る見込みです。
このため、河川の増水や低い土地での浸水が発生するおそれがあります。
厳重に警戒してください。 今後のテレビ、ラジオの情報を待ってください。
（繰り返してお知らせします。）

5 暴風波浪警報

こちらは高松市です。こちらは高松市です。
さきほど高松地方に「暴風波浪警報」が発令されました。
高松市内では、これから朝方にかけて、風速40m以上の非常に強い風が吹き荒れる見込み
です。
このため、瓦などの物が飛んでくるおそれがありますので、外出は控え、厳重に警戒してくだ
さい。 今後のテレビ、ラジオの情報を待ってください。
（繰り返してお知らせします。）

高松市における災害時における消毒活動について、高松市(以下「甲」という。)と香川県ペストコントロール協会(以下「乙」という。)との間に、次の条項により協定を締結した。

(目的)

第1条 この協定は、市内に災害が発生した場合に、甲が行う消毒活動に対し、乙の協力を得ることにより、災害時における衛生状態の悪化を防止することを目的とする。

(協力の内容)

第2条 乙は、消毒活動について甲から協力の要請があったときは、優先的に甲に協力しなければならない。

2 甲は、乙に対し、消毒に必要な薬品を供給するものとする。

3 乙の協力の範囲は、次のとおりとする。

消毒活動に従事すること。

前号の活動に必要な車両および機材を提供すること。

(要請の手続)

第3条 甲は、乙に対してその協力を要請する場合は、消毒車両の台数ならびに業務の内容、日時および場所その他必要な事項を指示するものとする。

(活動の内容)

第4条 乙は、甲の指示に従い、被災地域の消毒活動に従事しなければならない。

(費用弁償)

第5条 甲は、第2条第3項に規定する協力を要する経費を、乙が定める災害発生直前の通常価格により負担するものとする。

(請求および支払)

第6条 乙は、業務終了後、前条の経費を甲に請求するものとする。

2 甲は、乙から適法な請求があったときは、その内容を確認の上、速みやかに支払うものとする。

(損害賠償)

第7条 乙は、その供給した車両の運行に際し、乙の責めに帰する事由により、甲または第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。この場合において、乙は、甲に対し、速やかにその状況を報告しなければならない。

(細目)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項については、別に定める。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成12年3月31日までとする。

2 前項の有効期間の満了の日の1か月前までに、甲または乙から何ら意思表示のないときは、協定の期間は、更に1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

(定めのない事項等の処理)

第10条 この協定に定めのない事項またはこの協定の条項に疑義が生じたときは、甲、乙協議して決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成11年4月1日

甲 高松市
高松市長 増田昌三

乙 木田郡三木町田中2582
香川県ペストコントロール協会
会長 喜多俊雄

災害時における消毒車両供給に関する協定細目

平成11年4月1日付けで、高松市と香川県ペストコントロール協会との間に締結した災害時における消毒活動に関する協定（以下「協定」という。）第9条の規定に基づく細目は、次のとおりとする。

（協力の内容）

第1条 協定第2条第3項に規定する協力に係る人員ならびに車両および機材の装備については、次のとおりとする。

□ 人員 消毒車両1台につき

運転者 1人

技術者(技術作業員) 1人

□ 装備 ア 特殊薬剤散布車両 1台

イ 機械器具

□ 動力噴霧器(燃料を含む。)

□ ホース 100m(ノズル付)

□ 薬剤タンク 200L以上

□ ハンドスプレー 2台

□ 水補給用ホース(薬剤希釈用)

□ 薬剤計量用マス

ウ 用具

□ 保護マスク(有機吸尿管)

□ 保護メガネ

□ 保護手袋

□ 懐中電灯

□ 工具

□ 消火器

□ ウェース

□ その他

（要請の手続）

第2条 協定第3条に規定する甲の要請は、消毒車両供給要請書(様式第1号)により、乙に対して行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、後日文書で処理するものとする。

2 甲は、乙に対して要請するいとまがないときは、直接乙の協会員に口頭で要請することができるものとする。この場合において甲は、後日文書でその旨を乙に報告するものとする。

（応急活動の実施）

第3条 乙は、協定第4条に規定する活動業務を実施したときは、速やかに、当該活動業務の内容を甲に出動報告書(様式第2号)により報告しなければならない。

（応急活動終了報告）

第4条 乙は、前条の活動業務を終了したときは、活動業務終了報告書(様式第3号)により、速やかに、甲に報告しなければならない。

様式第2号

年 月 日

高松市長 殿

香川県ペストコントロール協会
会長 印

出 動 報 告 書

災害時における消毒車両供給に関する協定第4条に定める応急活動実施のため、出動したので報告します。

記

- 1 出動日時 年 月 日 時 分
- 2 出動場所
- 3 出動台数 台
- 4 出動内容
- 5 その他

様式第3号

年 月 日

高 松 市 長 殿

香川県ペストコントロール協会
会長 印

活動業務終了報告書

災害時における消毒車両供給に関する協定第4条に基づく応急活動が終了したので、次のとおり報告します。

記

- 1 応急活動終了日時 年 月 日 時 分
- 2 場 所
- 3 現 場 責 任 者
- 4 終 了 状 況
- 5 応 急 活 動 内 訳
別紙内訳書のとおり
- 6 そ の 他

中核市災害相互応援協定

中核市各市（以下「協定市」という。）は、いずれかの市域において災害が発生し、被害を受けた都市（以下「被災市」という。）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災市の要請にこたえ、当該災害により被害を受けていない市が友愛的精神に基づき、相互に応援協力し、被災市の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等及び災害からの復興に必要な資器材及び物資の提供
- 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- 救助及び応急復旧及び災害からの復興に必要な職員の派遣
- 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

2 被災市は、災害による被害により被災市のホームページを利用して災害情報等を発信することができなくなったときは、協定市に対し、当該災害情報等を協定市のホームページに掲載することを要請することができる。

（応援要請の手続き）

第2条 応援を要請しようとする被災市は、次の事項を明らかにし、第5条に定める連絡担当部局を通じて、電話又は電信により応援を要請するものとする。この場合において、被災市は必要事項を記載した文書を後日、速やかに協定市に送付しなければならない。

- 被害の状況
- 前条第1項第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- 前条第1項第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員並びに業務内容
- 応援場所及び応援場所への経路
- 応援の期間
- 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第3条 応援を要請された協定市は、法令その他特別に定がある場合を除くほか、極力これに応じ応援活動に努めるものとする。

2 激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市との連絡がとれない場合には、被災市以外の協定市相互が連絡調整し、自主応援活動を行うことができる。

（応援経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、協定市が協議して別に定める。

（連絡担当部局）

第5条 協定市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

（資料の交換）

第6条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

（会議）

第7条 この協定の運用体制を整備し、併せて協定市の防災体制の整備に資するため、中核市市長会事務担当者会議の補助機関として中核市市長会防災担当者会議を置く。

（事務局）

第8条 この協定の実施に必要な連絡調整を行うため、中核市市長会防災担当者会議の会長の属する市に事務局を設置する。

（雑則）

第9条 この協定の締結後、新たに中核市への移行によりこの協定への参加希望がある場合は、特段の事情のない限り、協定市はこれを受け入れるものとする。

（その他）

第10条 この協定は、協定市及び協定市の各機関が消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第

2項の規定により別に締結した相互応援に関する協定及び水防に係る応援に関し締結した協定等に基づく応援を排除するものではない。

第11条 この協定の締結に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市が協議して定めるものとする。

(協定の発効)

第12条 この協定は、令和2年4月1日から効力を発生するものとする。

令和2年4月1日

なお、この協定書は次の中核市と協定したものである。

ブロック名称	協 定 市 (令和2年4月1日現在)
北海道・東北・関東ブロック	函館市、旭川市、青森市、八戸市、盛岡市、秋田市、山形市、福島市、郡山市、いわき市、宇都宮市、前橋市、高崎市、川崎市、川口市、越谷市、船橋市、柏市、八王子市、横須賀市、水戸市
中部ブロック	富山市、金沢市、福井市、甲府市、長野市、岐阜市、豊橋市、岡崎市、豊田市
近畿・中国・四国ブロック	大津市、豊中市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市、東大阪市、吹田市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、奈良市、和歌山市、鳥取市、松江市、倉敷市、呉市、福山市、下関市、高松市、松山市、高知市
九州ブロック	久留米市、長崎市、佐世保市、大分市、宮崎市、鹿児島市、那覇市

中核市災害相互応援協定実施細目

(趣 旨)

第1条 中核市災害相互応援協定（以下「協定」という。）第11条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(経費等の負担)

第2条 協定第1条第1号から第3号までの規定の応援に要する経費のうち、次に掲げる経費は応援を要請した市（以下「応援要請市」という。）の負担とし、その他の経費は応援をした市（以下「応援市」という。）の負担とする。

□ 協定第1条第1号及び第2号に掲げる食糧等の購入費及び輸送費

□ 協定第1条第3号の車両等の借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

2 協定第1条第4号の応援（以下「応援業務」という。）に要する経費の負担については、次のとおりとする。

□ 応援業務に従事した職員（以下「応援職員」という。）の旅費及び諸手当は、応援市の条例等の規定により算定した旅費の額及び諸手当の額の範囲内において応援要請市の負担とする。

□ 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援市の負担とする。

□ 応援職員が応援業務中第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものに係る賠償については応援要請市が、応援要請市への往復の途中において生じたものに係る賠償については応援市の負担とする。

□ 前3号に定めるもののほか、応援業務に要する経費については、応援要請市と応援市との間で協議して定める。

3 応援職員は、応援市名を表示した腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

4 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携帯するものとする。

5 応援要請市は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舍の斡旋その他の便宜を供与するものとする。

(経費の請求)

第3条 前条に定める経費の請求は、応援市の市長名による請求書（関係書類添付）により、連絡担当部局を経由して応援要請市の長に宛てて行うものとする。

2 自主応援活動に要する経費の負担及び請求については、前条及び前項の規定を準用する。

(連絡担当部局)

第4条 協定第5条の規定により協定市は、相互応援のための連絡担当部局の課名、担当責任者及び同代理者の職氏名、電話番号その他連絡に必要な事項をあらかじめ相互に連絡するものとする。

(その他)

第5条 この実施細目により難しい事項及び実施細目に定めのない事項は、協定市が協議して定めるものとする。

(実施細目の発効)

第6条 この実施細目は、令和2年4月1日から効力を発生するものとする。

令和2年4月1日

なお、この協定書は次の中核市と協定したものである。

ブロック名称	協 定 市 (令和2年4月1日現在)
北海道・東北・関東ブロック	函館市、旭川市、青森市、八戸市、盛岡市、秋田市、山形市、福島市、郡山市、いわき市、宇都宮市、前橋市、高崎市、川越市、川口市、越谷市、船橋市、柏市、八王子市、横須賀市、水戸市
中部ブロック	富山市、金沢市、福井市、甲府市、長野市、岐阜市、豊橋市、岡崎市、豊田市

近畿・中国・四国ブロック	大津市、豊中市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市、東大阪市、吹田市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、奈良市、和歌山市、鳥取市、松江市、倉敷市、呉市、福山市、下関市、高松市、松山市、高知市
九州ブロック	久留米市、長崎市、佐世保市、大分市、宮崎市、鹿児島市、那覇市

災害時における応急措置等の実施に関する協定書

高松市（以下「甲」という。）と高松市建設業協会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結した。

（趣旨）

第1条 この協定は、高松市の区域内で、地震災害、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、または発生しようとしている場合において、甲の管理する公共土木施設および土地改良施設等について乙が行う災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第62条第1項に規定する応急措置および復旧措置に係る建設機械等の応援出動（以下「応急措置等」という。）の協力に関し、必要な事項を定める。

（協力要請等）

第2条 甲は、応急措置等を実施する場合においては、乙に協力を要請することができるものとする。

2 乙は、甲からの協力要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に協力するものとする。

3 甲からの協力要請は、文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合においては、電話または口頭により行い、その後速やかに文書により行うことができる。

（協力の内容）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、速やかに応急措置等を実施する態勢をとり、必要な人員および資機材等を提供し、甲の指示に従い、応急措置等を実施するものとする。

2 乙は、必要がある場合は、甲の承諾を得て他の団体等と連携して応急措置等に従事することができる。

（費用の請求等）

第4条 前条の応急措置等に要した費用は、甲、乙が別に契約を締結し、乙の請求に基づき甲が支払うものとする。

（個人情報の保護）

第5条 乙は、この協定による活動を行うため個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に努めなければならない。

（災害補償）

第6条 第3条の規定に基づき、応急措置等に従事した者が、その業務により死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、またはその業務による負傷もしくは疾病により死亡し、もしくは障害の状態となった場合においては、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用のある場合を除き、高松市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年高松市条例第39号）の規定を適用し、甲が補償する。

（報告）

第7条 乙は、この協定による応急措置等について協力できる人員および資機材等の状況を毎年4月30日までに甲に報告するものとする。

（有効期間）

第8条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲または乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項またはこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲および乙が協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成17年 5月26日

甲 高松市
高松市長 増田 昌三

乙 高松市松福町二丁目15番24号
高松市建設業協会
会 長 高橋 秀仁

年 月 日

様

高 松 市 長

協 力 要 請 書

1 実施場所（案内図添付）

2 依頼内容

3 着手月日

4 その他

確 認 書

高松市（以下「甲」という。）と高松市建設業協会（以下「乙」という。）との間で平成17年5月26日締結した「災害時における応急措置等の実施に関する協定書」（以下原協定）という。）の第3条第2項の団体等は、下記2団体であることを確認する。

原協定第3条第2項

乙は、必要がある場合は、甲の承諾を得て他の団体等と連携して応急措置等に従事することができる。

【連携して応急措置等に従事する団体】

高松市鬼無町鬼無741番地1
高松市造園事業協同組合
（傘下組合員30社）

高松市松福町2丁目15番24号
（社）全国道路標識・標示業協会四国支部香川県協会
（傘下会員11社）

平成18年12月18日

甲 高松市
高松市長 増 田 昌 三

高松市建設業協会

乙 高松市松福町2丁目15番24号
会 長 高 橋 秀 仁

災害時における物資の供給等に関する協定書

高松市（以下「甲」という。）と生活協同組合コープかがわ（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における物資の供給に関する協定を締結した。

（目的）

第1条 この協定は、高松市の区域内で、地震災害、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、乙の協力を得て、甲がより速やかにかつ円滑に被災者に物資を供給できるようにすることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時における応急措置のため、緊急に物資の調達が必要となった場合は、品目、数量、場所、期間等を明示した応援要請書（別記様式）をもって乙に供給の要請をするものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し、優先的かつ速やかに供給を行うものとする。

（物資の種類）

第4条 物資の種類は、次のとおりとし、乙は甲に対し、災害時において乙の可能な範囲での供給を行うものとする。

- 食料品
- 食器類
- 日用品
- その他乙の取扱商品

（物資の価格）

第5条 乙が甲に供給した物資の価格は、災害の発生した直前の価格を基準とし、甲、乙協議して定めるものとする。

（物資等の引取）

第6条 物資等の引渡場所は、甲が指定するものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、調達物資等を確認の上これを引き取るものとする。

2 甲が引き取った物資等の代金は、引取後、速やかに支払うものとする。

（車両優先通行の確保）

第7条 甲は、災害時において乙が物資の配送および供給を行う車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（平常時の活動）

第8条 甲および乙は、この協定に定める事項の円滑な推進に資するため、平素からの情報交換や甲が行う防災訓練を通じての緊急時における問題点の把握等に努めるものとする。

（連絡責任者）

第9条 甲および乙は、要請および協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者を選任するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲または乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項またはこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲および乙が協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成17年 7月11日

甲 高松市
高松市長 増田 昌三

乙 高松市新北町14-27

生活協同組合 コープかがわ
理事長 馬越 隆良

(注) 平成17年7月11日に(株)マルナカ、(株)マルヨシセンターと同一内容の協定を締結している。

(別記様式)

応 援 要 請 書

平成 年 月 日

様

高 松 市 長 ○ ○ ○ ○

次のとおり食糧および生活必需物資の協力を要請します。

項 目	内 容
災害の状況	
応援を必要とする事由（理由）	
応援を必要とする種類・数量	
引渡し場所等 （日 時 分）	
その他必要な事項	

災害時における要援護高齢者の受け入れ等に関する協定書

香川県老人福祉施設協議会(以下「甲」という。)と香川県(以下「乙」という。)及び高松市(以下「丙」という。)は、災害対策基本法(昭和36年11月15日法律第223号)第2条第1号に規定する災害が発生し又はそのおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、在宅での生活が困難となった又はそれが見込まれる要介護認定者及び緊急に避難を要する高齢者(以下「要援護高齢者」という。)の甲に属する特別養護老人ホーム(以下「施設」という。)での受け入れ等に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時の要援護高齢者の施設での受け入れ等に関し、甲、乙、丙の三者間の必要な事項を定めるものとする。

(情報提供)

第2条 施設は、災害時には、乙に対し、受け入れ可能人数等の情報を提供するものとする。

2 乙は、前項により得た情報を管理するとともに、各市町に対して提供するものとする。

(受け入れ)

第3条 施設は、災害時には、要援護高齢者をその希望等により一時的に受け入れるよう努めるものとする。

2 乙又は丙は、施設が前項に定める受け入れを効果的に行えるよう、関係機関に対して、連携を要請するものとする。

(介護保険法上の取扱い)

第4条 乙又は丙は、前条の規定に基づき、施設が介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第9項の規定による短期入所生活介護として受け入れた結果、定員を超過した場合には、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第37号)の第138条又は第140条の12のただし書きに該当するものとして取り扱うものとする。

(ボランティア等の要請と協力)

第5条 甲、乙及び丙は、施設が災害時にボランティア等を要請するに際して、これに協力するものとする。

(被災施設等からの応援活動の要請と対応)

第6条 甲は、被災した施設等からの生活物資等の提供、応援職員の派遣又は入所者の受け入れ等の応援活動の要請があれば、これに応じるものとし、乙又は丙は、これに協力するものとする。

2 甲は、前項の応援活動の要請に対応するため、甲に加入する施設の間での相互の応援活動の取扱いについて、乙及び丙に協議の上、これを定めるものとする。

(在宅復帰への支援)

第7条 乙は、施設が受け入れた要援護高齢者の早期な在宅復帰のため、当該施設や当該要援護高齢者の住所地市町との連携を図るものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、締結の日からその効力を有するものとし、甲、乙又は丙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた場合は、その都度甲、乙、丙の三者間において協議するものとする。

付 記

この協定は、平成17年9月2日付で締結した協定を一部改正したものである。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙、丙が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成27年11月 2日

甲	香川県高松市番町一丁目10番35号 香川県老人福祉施設協議会会長	野口尚義
乙	香川県高松市番町四丁目1番10号 香川県知事	浜田恵造
丙	香川県高松市番町一丁目8番15号 高松市長	大西秀人

女木島および男木島での災害発生時における消防職団員の渡島応援について、高松市（以下「甲」という。）と高松市瀬戸内漁業協同組合（以下「乙」という。）との間に、次の条項により協定を締結した。

（目的）

第1条 乙は、女木島および男木島で地震、風水害、火災等（以下「災害」という。）が発生し、または発生するおそれがある場合において、次条に規定する甲の応援要請に基づき、乙に所属する船舶を甲の消防職団員（資機材等を含む。）の渡島輸送に供するものとする。

（応援の要請）

第2条 甲の応援要請は、別に定める応援要請書を乙に提出して行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

（応援）

第3条 乙は、前条の甲の応援要請を受けたときは、乙の業務、気象状況等船舶の航行に支障がある場合を除き、応援に努めなければならない。

（経費の負担）

第4条 甲の消防職団員の渡島輸送に係る応援に伴う経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する甲が負担する経費は、船舶一艘につき1日当たり10,000円とする。

（損害補償）

第5条 甲は、第1条の渡島輸送に従事した者が当該輸送業務により死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、または当該輸送業務による負傷もしくは疾病により死亡し、もしくは障害の状態となったときは、高松市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年高松市条例第39号）の定めるところにより、その者またはその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、平成13年6月1日から平成14年3月31日までとする。

2 前項の有効期間の満了の日の1月前までに、甲または乙から何らの意思表示のないときは、有効期間は更に1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

3 甲または乙は、この協定の有効期間中であっても双方協議してこの協定を改定することができる。

（実施の細目）

第7条 この協定の実施に関する細目については、甲、乙協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成13年 5月30日

甲 高松市番町一丁目8番15号 高松市長 増田 昌三

乙 高松市瀬戸内町48番16号 高松市瀬戸内漁業協同組合 組合長 地濱 稔

（注）平成13年5月30日に(株)瀬戸内マリン、海望企画株式会社と平成18年1月10日に女木島漁業協同組合、男木島漁業協同組合と同一内容の協定を締結している。

大島、高島、矢竹島、鎧島、兜島および稲毛島（以下「島々」という。）での災害発生時における消防職団員の渡島応援について、高松市（以下「甲」という。）と庵治漁業協同組合（以下「乙」という。）との間に、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 乙は、島々で地震、風水害、火災等（以下「災害」という。）が発生し、または発生するおそれがある場合において、次条に規定する甲の応援要請に基づき、乙に所属する船舶を甲の消防職団員（資機材等を含む。）の渡島輸送に供するものとする。

（応援の要請）

第2条 甲の応援要請は、別に定める応援要請書を乙に提出して行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

（応援）

第3条 乙は、前条の甲の応援要請を受けたときは、乙の業務、気象状況等船舶の航行に支障がある場合を除き、応援に努めなければならない。

（経費の負担）

第4条 甲の消防職団員の渡島輸送に係る応援に伴う経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する甲が負担する経費は、船舶一艘につき1日当たり10,000円とする。

（損害補償）

第5条 甲は、第1条の渡島輸送に従事した者が当該輸送業務により死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、または当該輸送業務による負傷もしくは疾病により死亡し、もしくは障害の状態となったときは、高松市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年高松市条例第39号）の定めるところにより、その者またはその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、平成18年1月10日から平成19年1月9日までとする。

2 前項の有効期間の満了の日の1月前までに、甲または乙から何らの意思表示のないときは、有効期間は更に1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

3 甲または乙は、この協定の有効期間中であっても双方協議してこの協定を改定することができる。

（実施の細目）

第7条 この協定の実施に関する細目については、甲、乙協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成18年 1月10日

甲 高松市番町一丁目8番15号 高松市長 増田 昌三

乙 高松市庵治町6371番地 庵治漁業協同組合 代表理事組合長 嶋野 勝路

災害時における救援物資提供に関する協定書

高松市（以下「甲」と言う。）と四国コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資提供について次のとおり協定を締結した。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における物資の提供に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 市内に震度5弱以上の地震または同等以上の災害が発生もしくは発生するおそれがある場合において、甲の対策本部が設置され、その対策本部から物資の提供について要請があったときは、乙は、公共施設に設置している地域貢献型自動販売機（メッセージボード搭載型）の機内在庫の製品を甲に無償提供するものとする。

（協力の要請）

第3条 甲は、この協定による要請を行うときは、救援物資提供要請書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、事後において速やかに文書を提出するものとする。

（期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とし、甲乙いずれかから協定解消の申出がない限り、同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申出は、解消しようとする日の1か月前までに相手方に申し出るものとする。

（協議）

第5条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関して必要な事項、その他この協定に定めない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲および乙が記名押印の上各1通を保有する。

平成18年 4月13日

甲 高松市
高松市長 増田 昌三

乙 香川県高松市春日町1378番地
四国コカ・コーラボトリング株式会社
専務取締役 営業本部長 大内 喬

災害時における支援協力に関する協定書

高松市（以下「甲」という。）と社団法人全日本冠婚葬祭互助協会（以下「乙」という。）は、甲の区域において地震、風水害その他の災害が発生し、災害対策本部が設置される災害時（以下「災害時」という。）における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に多数の死者および被災者が一時的または集中的に発生する場合の迅速かつ円滑な応急対策を行うため、必要な手続等について定めるものとする。

（協力）

第2条 甲は、災害時に乙の協力が必要と認めるときは、次の事項について乙に要請し、乙はやむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して協力するものとする。

- 遺体の収容および安置に必要な機材、資材および消耗品ならびに作業等の役務の提供
- 遺体を安置する施設（葬儀式場等）の提供
- 遺体搬送用寝台車および霊柩車等による遺体搬送
- 帰宅困難者に対する避難場所（結婚式場等）の提供
- 甲が設置した一時避難所および乙が提供する避難場所における被災者への食事等（弁当等）の提供
- 被災者が避難場所が必要とする備品の提供（ただし、甲が必要と判断し、乙が応じられるもの）
- 乙が提供する避難場所における入浴、洗髪等生活支援のための各種サービスの実施
- その他甲の要請により乙が応じられる事項

（要請）

第3条 前条の要請は、災害時協力要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話、ファクシミリ等で要請し、事後において同要請書を乙に送付するものとする。

（報告）

第4条 乙は、第2条に掲げる協力を実施したときは、災害時要請業務実施報告書（第2号様式）により甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第5条 甲は、前条による乙の報告があった場合、甲の要請に相違ないことを確認の上、乙が要した経費について負担するものとする。

（価格の決定）

第6条 遺体の収容および安置に必要な機材、資材および消耗品ならびに遺体を安置した施設の使用料等の価格は、災害の発生直前における災害救助法（昭和22年法律第118号）の基準額および市場の適正な価格を基準とし、甲、乙協議して決定するものとする。

（経費の請求）

第7条 乙は、前条の経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

2 乙が遺族等の要請により、甲の要請事項の範囲を超える協力を行ったときは、その経費は当該要請を行った遺族等に請求するものとする。

（経費の支払）

第8条 甲は、前条に基づき乙からの請求があった場合には、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

（支援体制の整備）

第9条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図れるよう、広域における応援体制および情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

（連絡責任者）

第10条 この協定の円滑な実施を図るため、甲、乙それぞれ連絡責任者を置くものとし、甲にあっては庶務課防災対策室長の職にある者を、乙にあっては全日本冠婚葬祭互助協会四国ブロック香川地区本部長の職にある者をもって充てる。

（災害時の情報提供）

第11条 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報について積極的に甲に提供するものとする。

（個人情報の保護）

第12条 乙は、この契約による事務を処理するため個人情報を取扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(通知)

第13条 乙は、災害時における円滑な協力が図れるよう、この協定により協力できる乙の会員名簿を毎年4月30日までに、甲に通知するものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項およびこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(効力)

第15条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成19年3月31日までとする。ただし、期間満了の2か月前までに甲または乙から書面による解約の申し出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成18年5月29日

甲 高松市
高松市長 増田 昌三

乙 東京都港区虎ノ門3丁目6番2号 第2秋山ビル7階
社団法人全日本冠婚葬祭互助協会
会 長 吉田 茂視

社団法人全日本冠婚葬祭互助協会会長 様

〇〇市長

災 害 時 協 力 要 請 書

災害時における協力に関する協定第3条規定に基づき、次のとおり協力方を要請します。

要 請 担 当 者	職名 氏名 電話番号
口頭、電話等による要請の日時	年 月 日 () 時 分頃
要 請 理 由	
要 請 内 容	
履 行 の 場 所	
履 行 の 期 日 又 は 期 間	期日： 年 月 日 期間： 年 月 日 ~ 年 月 日
備 考	

市長

様

社団法人全日本冠婚葬祭互助協会
会 長 印

災 害 時 要 請 業 務 報 告 書

災害時における協力に関する協定第4条の規定に基づき、次のとおり要請業務を実施しました。

要 請 担 当 者	職名 氏名 電話番号
口頭、電話等による要請の日時	年 月 日 () 時 分頃
実施業務内容	
従事者氏名	
履 行 の 場 所	
履 行 の 期 日 又 は 期 間	期日： 年 月 日 期間： 年 月 日 ~ 年 月 日
備 考	

災害時における防災活動協力に関する協定書

高松市（以下「甲」という。）とイオン株式会社西日本カンパニー（以下「乙」という。）と株式会社マイカル（以下「丙」という。）とは、災害時における被災者に対する防災活動協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、高松市の区域内で地震災害、風水害その他の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、乙および丙の協力を得て、甲がより速やかにかつ円滑に被災者の応援救助に係る防災活動を実施するために、必要な事項を定めるものである。

（協力の要請）

第2条 甲は、緊急に物資の調達が必要となった場合は、品目、数量、場所、期間等を明示した応援要請書（別記様式）をもって乙および丙に供給の要請をするものとする。ただし、緊急を要するときには、電話等により要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

2 前項に定めるもののほか、甲は、次の事項について、乙および丙に協力要請することができる。

乙および丙の店舗（次号において「店舗」という。）において、被災者に対し、一時避難場所、車両退避場所、水道水、トイレ等を可能な範囲で提供すること。

店舗において、被災者に対し、テレビ、ラジオ等で知り得た災害概況の情報を可能な範囲で提供すること。

3 甲、乙および丙は、前2項に定めのない事項について、相互に協力を要請することができる。

（物資の種類）

第3条 前条第1項の物資の種類は、次のとおりとし、乙および丙は甲に対し、災害時において乙および丙の可能な範囲での供給を行うものとする。

- 食料品
- 食器類
- 日用品
- その他乙および丙の取扱商品

（物資の価格）

第4条 乙および丙が、第2条第3号の規定する防災協力により供給した物資の価格は、災害の発生した直前の価格を基準とし、甲、乙および丙間で協議して決定するものとする。

（物資の受渡し）

第5条 物資の受渡し場所は、乙および丙の営業に支障のない範囲において、甲が指定するものとし、甲は、当該場所へ職員を派遣し、物資を確認の上これを受け取るものとする。

2 甲が受け取った物資の代金は、受け取り後、速やかに支払うものとする。

（車両優先通行の確保）

第6条 甲は、災害時において乙および丙が物資の配送および供給を行う車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（情報交換）

第7条 甲、乙および丙は、この協定に定める事項の円滑な推進に資するため、平素からの情報交換および甲が行う防災訓練等を通じて、緊急時における問題点の把握等に努めるものとする。

（連絡責任者）

第8条 甲、乙および丙は、協力要請および連絡事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者をあらかじめ選任するものとする。

（有効期間）

第9条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲、乙および丙からの文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項またはこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙および丙が協議して決定するものとする。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成19年 6月27日

甲 高松市 高松市長 大西 秀人

乙 大阪市福島区海老江一丁目1番23号
イオン株式会社西日本カンパニー
執行役支社長 築城 政雄

丙 株式会社マイカル
大阪市中央区久太郎町三丁目1番30号
代表取締役社長 川本 敏雄

(注) 平成19年11月21日に(株)イズミと同一内容の協定を締結している。

(別記様式)

応 援 要 請 書

平成 年 月 日

様

高 松 市 長 ○ ○ ○ ○

次のとおり食糧および生活必需物資の協力を要請します。

項 目	内 容
災害の状況	
応援を必要とする事由（理由）	
応援を必要とする種類・数量	
引渡し場所等 （日 時 分）	
その他必要な事項	

災害時における物資等の輸送に関する協定書

高松市（以下「甲」という。）と社団法人香川県トラック協会高松地区会（以下「乙」という。）は、地震その他の災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における物資等の輸送に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時の貨物自動車による物資等の輸送に関し、甲が乙に対して協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に次条に掲げる業務を遂行するため、乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し貨物自動車、運転者等（以下「車両等」という。）の提供および救援物資の輸送の協力を要請することができるものとし、乙は、特別の理由がない限り、要請に協力するものとする。

2 前項の規定による要請は、業務の内容、期間等を明らかにし、文書により行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭で協力を要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

（業務の内容）

第3条 この協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- 災害救助に必要な生活必需品等の輸送業務
- 災害緊急対策実施のために必要な資機材等の輸送業務
- その他甲が必要とする応急対策業務

（事故等）

第4条 乙の提供した貨物自動車が、故障その他の理由により物資等の輸送を中断したときは、乙は、速やかに当該貨物自動車を交換してその輸送を継続しなければならない。

（業務報告）

第5条 乙は、第3条の業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに業務の実施内容を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 乙がこの協定に基づく業務の実施に要した経費は、甲が負担する。

2 前項の経費については、災害発生時直前における地域の事業者が届け出ている運賃および料金を基準として、甲、乙協議の上定めるものとする。

（費用の請求および支払い）

第7条 乙は、業務の終了後、当該業務に要した費用について、甲に請求するものとする。

2 甲は、請求があったときは、内容を確認の上、速やかにその費用を支払うものとする。

（災害補償）

第8条 第3条の規定に基づき、応急措置等に従事した者が、その業務により死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、またはその業務による負傷もしくは疾病により死亡し、もしくは障害の状態となった場合においては、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用のある場合を除き、高松市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年高松市条例第39号）の規定を準用し、甲が補償する。

（連絡責任者）

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては総務部庶務課防災対策室長、乙においては、高松地区会事務局長とする。

（雑則）

第10条 この協定に定めのない事項およびこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第11条 この協定は、平成19年10月9日から効力を生じるものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を有する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成19年10月 9日

甲 高 松 市 高 松 市 長 大 西 秀 人

乙 高松市福岡町三丁目2番3号

社団法人 香川県トラック協会

高 松 地 区 会 会 長 岡 伸 二

災害時における要援護高齢者の受け入れ等に関する協定書

香川県老人保健施設協議会（以下「甲」という。）と香川県（以下「乙」という。）及び高松市（以下「丙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し又はそのおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、在宅での生活が困難となった又はそれが見込まれる要介護認定者及び緊急に避難を要する高齢者（以下「要援護高齢者」という。）の、甲に属する介護老人保健施設（以下「施設」という。）での受け入れ等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時の要援護高齢者の施設での受け入れ等に関し、甲、乙、丙の三者間の必要な事項を定めるものとする。

（情報提供）

第2条 施設は、災害時には、乙に対し、受け入れ可能人数等の情報を提供するものとする。

2 乙は、前項により得た情報を管理するとともに、県内市町に対して提供するものとする。

（受け入れ）

第3条 施設は、災害時には、受入れを希望する要援護高齢者を一時的に受け入れるよう努めるものとする。

2 乙又は丙は、施設が前項に定める受け入れを効果的に行えるよう、関係機関に対して、連携を要請するものとする。

（介護保険法上の取扱い）

第4条 乙又は丙は、前条の規定に基づき、施設が介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第10項による短期入所療養介護及び第8条の2第8項の規定による介護予防短期入所療養介護として受け入れた結果、定員を超過した場合には、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第37号）の第154条のただし書き及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）の第193条のただし書きに該当するものとして取り扱うものとする。

（ボランティア等の要請と協力）

第5条 甲、乙及び丙は、施設が災害時にボランティア等を要請するに際して、これに協力するものとする。

（被災施設等からの応援活動の要請と対応）

第6条 甲は、被災した施設等からの生活物資等の提供、応援職員の派遣又は入所者の受入れ等の応援活動の要請があれば、これに応じるものとし、乙又は丙は、これに協力するものとする。

2 甲は、前項の応援活動の要請に対応するため、甲に加入する施設の間での相互の応援活動の取扱いについて、乙及び丙に協議の上、これを定めるものとする。

（在宅復帰への支援）

第7条 乙は、施設が受け入れた要援護高齢者の早期な在宅復帰のため、当該施設や当該要援護高齢者の住所地市町との連携を図るものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、締結の日からその効力を有するものとし、甲、乙又は丙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた場合は、その都度甲、乙、丙の三者間において協議するものとする。

付 記

この協定は、平成18年7月28日付で締結した協定を一部改正したものである。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙、丙が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和元年5月31日

甲	香川県善通寺市原田町1486番地3 香川県老人保健施設協議会会長	岡 部 功
乙	香川県高松市番町四丁目1番10号 香 川 県 知 事	浜 田 恵 造
丙	香川県高松市番町一丁目8番15号 高 松 市 長	大 西 秀 人

高松市（以下「甲」という。）とJARL香川クラブ（以下「乙」という。）は、大規模災害時における迅速かつ確かな情報の収集・伝達を行うため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の行政区域およびその周辺で大規模災害が発生し、または発生のおそれがある場合において、乙の会員（以下「会員」という。）が甲に協力して、災害に関する情報の収集・伝達を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。

（ボランティア活動）

第3条 この協定に基づき行う会員の活動は、自己の郷土愛に基づくボランティア活動とする。

（要請）

第4条 甲は、災害が発生し、甲の防災行政無線、電話回線その他の手段による通信連絡が困難または不可能な場合において、災害に関する情報の収集・伝達上必要があると認めるときは、乙に対し、情報の収集・伝達について協力を要請することができる。

（要請手続）

第5条 前条の規定により協力を要請する場合の要請手続は、高松市総務部危機管理課が担当する。

2 前項の要請手続は、口頭等をもって行い、事後において文書を提出するものとする。

（情報収集内容）

第6条 乙は、次に掲げる事項についてその内容を収集し、甲に連絡するものとする。

- (1) 被害発生場所および状況
- (2) 住民の避難状況
- (3) 被害者の発生状況および救護状況
- (4) 道路情報および交通機関の運行状況
- (5) その他必要と認められる事項

（名簿の提出）

第7条 乙の代表者は、毎年1回会員の名簿を甲に提出するものとする。

（便宜供与）

第8条 甲は、乙がこの協定に基づく活動を行うためアマチュア無線局を開局する場合には、甲の施設の提供その他必要な便宜を図るものとする。

（訓練への参加）

第9条 乙は、甲が実施する防災訓練に参加することができる。

（協定期間）

第10条 この協定は、平成20年7月8日から平成21年3月31日までとする。

2 前項の協定期間満了前に、甲、乙から何らの意思表示のないときは、協定期間は更に1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（定めのない事項等の処理）

第11条 この協定書に定めのない事項またはこの協定の条項に疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成20年 7月 8日

甲 高松市番町一丁目8番15号
高松市
高松市長 大西 秀人

乙 高松市中新町2番地15
JARL香川クラブ
代 表 天野 英弘

年 月 日

(J A R L香川クラブ代表) 様

高松市長 大西 秀人

次のとおり非常通信の協力を要請します。

項 目	内 容
災 害 の 種 類	
要 請 内 容	
指 示 事 項 お よ び そ の 他 必 要 な 事 項	

(目的)

第1条 この協定は、全国中央卸売市場協会に加盟する中央卸売市場を開設する都市で次に掲げる災害が発生し、災害を受けた都市（以下「被災都市」という。）の中央卸売市場開設者（以下「甲」という。）が独自では生鮮食料品を被災都市の住民に十分供給できない場合において、災害を受けていない都市の中央卸売市場開設者（以下「乙」という。）が友愛的精神に基づき、相互に救援協力し、緊急・応急措置として、被災都市における生鮮食品の確保及び市場機能の復旧対策を図るため、必要な事項を定めるものとする。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害
- (2) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に定める武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害
- (3) その他災害で、被災都市への応援が必要とされる場合

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 被災都市の住民に供給する生鮮食料品の提供
 - (2) 被災都市の住民に供給する生鮮食料品の提供に係る搬送
- 2 前項に定める応援のほか、次に掲げるもののほか、特に要請があったもの

(応援要請と情報収集)

第3条 甲は、次に掲げる事項を明らかにして、第7条に定める連絡担当部局を通じ、電話、ファクシミリまたは電子メール等により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1項第1号に掲げる応援を要請する場合には、その品名及び数量
- (3) 前条第1項第2号に掲げる応援を要請する場合には、被害の状況に応じた有効な搬送手段
- (4) 前条第2項第1号に掲げる応援を要請する場合には、資機材、物資等の品名、数量等
- (5) 応援を要する中央卸売市場の特定及び当該市場への経路
- (6) 応援の期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 前項の規定に関わらず、乙は円滑な相互応援の実施に資するため、甲の被害の状況、交通状況等に関する情報収集に努めるものとする。

(協定の遵守)

第4条 乙は、極力要請に応じ、その応援活動に努めるものとする。

(生鮮食料品の応援供給の方法)

第5条 乙は、第2条第1項第1号及び第2号に掲げる応援の要請を受けた場合においては、甲との連絡調整のもと、それぞれが開設する中央卸売市場の事業者間による応援供給の実現に努める。ただし、特別な事由により開設者自らが応援供給の相手方となることを妨げない。

(応援経費の負担)

第6条 第2条第1項第1号及び第2号に掲げる応援に要した経費は、当該事業者間の決済により精算するものとする。ただし、特別な事由により甲が負担すること、または甲と乙による決済で精算することを妨げない。

2 第2条第2項第1号及び第2号に掲げる応援に要した経費は、甲の負担とする。ただし、乙の自主的な応援に伴う経費は、乙の負担とする。

(連絡担当部局)

第7条 この協定を締結する中央卸売市場の開設者は、相互応援のための連絡担当部局をあらかじめ定め、災害が発生した場合は、速やかに相互に連絡をとるものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項は別に定める。また、この協定に定めない事項は、この協定を締結する中央卸売市場の開設者が協議して決定する。

(協定の効力)

第9条 この協定は、全国中央卸売市場協会に加盟する会員都市を前提に締結するものである。よって、会員から脱退したときは、協定の効力は当然に失うものとする。

上記協定締結の証として本協定書を作成し、全国中央卸売市場協会会長及び各支部の支部長が記名押印し、全国中央卸売市場協会で保有するとともに、各中央卸売市場の開設者に対しその写しを交付するものとする。

附 則

この協定は、平成24年9月1日から効力を生ずる。

平成20年9月1日に締結された協定は、これを廃止する。

平成24年9月1日

全国中央卸売市場協会	会長	塚本	直之
全国中央卸売市場協会北海道・東北支部	支部長	元木	朗
全国中央卸売市場協会関東支部	支部長	塚本	直之
全国中央卸売市場協会東海・北陸支部	支部長	千田	博之
全国中央卸売市場協会近畿支部	支部長	小倉	健宏
全国中央卸売市場協会中国・四国支部	支部長	中川	剛彦
全国中央卸売市場協会九州支部	支部長	戸越	剛

全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定実施細目

(目的)

第1条 この実施細目は、全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定（以下「協定」という。）の実施に必要な事項を定める。

(連絡担当部局)

第2条 協定第7条により協定を締結する中央卸売市場の開設者は、相互応援のための連絡担当部局課名、担当責任者及び同補助者の職氏名、電話番号その他連絡に必要な事項を本部事務局に報告する。

(支部の連絡調整体制)

第3条 被災都市の中央卸売市場開設者（以下「甲」という。）は協定第3条に定める事項について、原則として甲が属する支部事務局（支部長選出都市）に連絡する。但し、甲が支部事務局を設置する都市である場合は、副支部長が代わって対応する。

2 甲が属する支部事務局は情報連絡総括としての役割を担い、支部内における応援の協議、調整及び情報提供等を行うこととする。また、本部事務局への情報提供等も原則として支部事務局が一括して行うこととする。

(本部及び他支部の連絡調整体制)

第4条 他支部への情報提供及び広域応援要請は、原則として本部事務局が担当する。また農林水産省との連絡調整についても本部事務局が対応する。但し、甲が本部事務局を設置する都市である場合は、副会長都市が代わって対応する。

2 広域応援要請における都市間の協議及び調整等は各支部事務局が中心となり行うこととする。また支部間における全体調整等は本部事務局が行う。

(その他連絡調整)

第5条 第3条及び第4条に定めるもののほか、必要な連絡調整等については甲が属する支部事務局と本部事務局が協議の上、速やかに対応することとする。

附 則

この実施細目は、協定の発効日から適用する。

平成20年9月1日付の実施細目は、これを廃止する。

平成24年9月1日

災害時におけるし尿収集業務等の支援に関する協定書

高松市（以下「甲」という。）と高松市清掃業者連合会（以下「乙」という。）は、地震、台風、水害その他の災害が発生した場合（以下「大規模災害時等」という。）において、甲が実施するし尿収集業務等に対する乙の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、高松市内で発生した大規模災害時等において、乙が、甲の行うし尿収集業務等に迅速かつ適切な支援を行い、もって市民生活の確保および生活環境の保全を図ることを目的とする。

（協力要請の手続き）

第2条 甲は、大規模災害時等に甲が設置する避難所への仮設トイレの設置（以下「避難所への仮設トイレの設置」という。）の必要があると認められるとき、または浸水により貯留限度に達した便槽を有する浸水被災世帯への緊急し尿収集（以下「緊急し尿収集」という。）の必要があると認められるときは、乙に対し協力要請を行うことができる。

2 前項の規定による要請は、原則として文書（様式第1号、様式第2号）によるものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭で要請することとし、後日、速やかに文書を乙に送付する。

3 乙は、協力業務終了後、実施した業務について乙の会員（以下「会員業者」という。）ごとの業務報告書（様式第3号）をまとめて文書で甲に報告するものとする。ただし、緊急し尿収集業務については、会員業者が個別に文書（様式4号）で甲に報告するものとする。

（協力業務の内容）

第3条 乙は、甲の要請があったときは、会員業者に対して協力を要請し、次の業務を行うものとする。

- 仮設トイレ調達の手配および避難所への仮設トイレの設置
- 緊急し尿収集
- その他し尿収集に関すること

（経費負担および支払方法）

第4条 前条の業務に要する経費の負担および支払いについては次のとおりとする。

- 仮設トイレ調達の手配に要する通信費、交渉等の経費については、乙の負担とする。
- 避難所への仮設トイレの設置に要する賃借料、運送費、収集等の経費については、甲の負担とし、乙に支払う。
- 緊急し尿収集に要する経費は、甲が別に定める浸水被災世帯の緊急し尿収集業務実施要領（平成16年10月20日適用）に基づき、甲の一部負担とし、会員業者に支払う。
- その他し尿収集に関することに要する経費については、甲と乙が協議するものとする。

（補償）

第5条 この協定に基づいて業務に従事した会員業者の従業員等が、本業務において負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合の災害補償については、乙の責任において行うものとする。

（連絡責任者）

第6条 甲および乙は、要請および協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者を選任するものとする。

（有効期間）

第7条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲または乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は持続するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項またはこの協定に定める事項に疑義を生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成22年 1月29日

（甲）高松市 高松市長 大西 秀人

（乙）高松市亀岡町14番11号

高松市清掃業者連合会

会 長 岡 義 憲

浸水被災世帯の緊急し尿収集業務実施要領

1 浸水被災世帯に係る緊急し尿収集

緊急し尿収集は、台風、大雨等に伴う浸水により貯留限度に達した便槽を有する世帯（以下「浸水被災世帯」という。）に対し行うものとする。

2 浸水被災世帯に係る補助基準

(1) 災害対策本部が設置された場合

浸水被災世帯となった場合は、次の収集料金を徴収する。

ア 定額制の世帯および家庭経営規模の商店等で定額制世帯に類するものは、標準世帯の料金の半額（一律650円）を徴収する。

イ 従量制の世帯および事務所については、収集時における料金の半額を徴収する。

ウ 料金の額からアまたはイの額を差し引いた残額は、市がこれを負担する。ただし、市が負担する額は、定額制の世帯であっても、従量制料金を適用して計算し、その料金の額からアまたはイの額を差し引いた額とする。

(2) 水防本部が設置された場合

水防本部の設置をもって直ちに、補助の対象となるものではないが、水防本部長が特に必要と認めるときは、前項の例により補助をすることができる。

3 収集業者に対する指示事項等

(1) 浸水被災世帯の収集は、特別の指示のない限り、地区割とする。

(2) 緊急し尿収集を実施したときは、対象世帯の町名、氏名、収集量、従量制・定額制の別等の記録の提出を収集業者に依頼する。

4 適用

この要領は、平成16年10月20日より適用する。

災害時における避難所への飲料水供給に関する協定書

高松市（以下「甲」という。）と四電エンジニアリング株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における飲料水等の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、高松市の区域内で、地震、台風、水害その他の災害が発生した場合（以下「大規模災害時等」という。）において、乙の協力を得て、甲が避難者に飲料水をより速やかにかつ円滑に供給できるようにすることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、大規模災害時等に甲が設置する避難所に飲料水の供給の必要があると認められるときは、乙に対して協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、原則として文書（別記様式）によるものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、次に掲げる事項について、甲に協力するものとする。

(1) 乙が保有する120ウォーターボトル（商品名：アクアクララ）300本および甲、乙協議して定める台数のウォーターサーバー（以下「飲料水等」という。）を無償で提供すること。

(2) 前号に定めるもののほか、甲、乙協議により決定した乙の商品（以下「優先供給物資」という。）を、乙の営業に支障のない範囲内で、甲に有償で優先的に供給すること。

（優先供給物資の価格）

第4条 優先供給物資の価格は、災害の発生した直前の価格を基準とし、甲、乙協議して定めるものとする。

（物資等の引取り）

第5条 飲料水等および優先供給物資（以下「物資等」という。）の引渡場所は、甲が指定するものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、物資等を確認の上これを引き取るものとする。

2 甲が引き取った優先供給物資の代金は、引取後、速やかに支払うものとする。支払方法については、甲乙協議の上決定するものとする。

（車両優先通行の確保）

第6条 甲は、災害時において、乙が物資等の配送および供給を行う車両が優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（平常時の活動）

第7条 甲および乙は、この協定に定める事項の円滑な推進に資するため、平常時から情報交換、甲が行う防災訓練への参加等緊急時における問題点の把握に努めるものとする。

（連絡責任者）

第8条 甲および乙は、要請および協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者を選任するものとする。

（有効期間）

第9条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲または乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項またはこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲および乙が協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成22年 7月28日

甲 高松市番町一丁目8番15号
高松市

高松市長 大西 秀人

乙 高松市上之町三丁目1番4号

四電エンジニアリング株式会社
取締役社長 藤岡 正直

瀬戸・高松広域定住自立圏域災害時相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、地震等による大規模な災害時における防災対策、特に応急対策の一層の充実強化を図ることを目的として、瀬戸・高松広域定住自立圏域を構成する高松市・土庄町・小豆島町・三木町・直島町・綾川町（以下「会員市町」という。）が相互応援を行うことに関し必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- 食糧、飲料水および生活必需物資の供給ならびにその供給に必要な資機材の提供
- 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材および物資の提供
- 救援活動に必要な車両等の提供
- 被災者を一時収容するための施設の提供
- 被災した児童、生徒等の一時受入れ
- 救援、応急復旧等に必要な職員の派遣
- 前各号に定めるもののほか、特に要請があった事項

(応援要請の手続)

第3条 前条の応援を要する被災会員市町は、原則として、次に掲げる事項を明らかにした上で、電話等により応援要請を行うとともに、後日、速やかに、当該事項を記載した文書を応援を依頼した会員市町に提出するものとする。

- 災害の状況
- 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、規格、数量等
- 前条第4号および第5号に掲げる応援を要請する場合にあっては、収容等の人数、被災児童、生徒等の学年等
- 前条第6号に掲げる応援を要請する場合にあっては、派遣を依頼する職員の職種および人数
- 応援場所および応援場所への経路
- 応援を必要とする期間
- 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(実施)

第4条 応援を要請された会員市町は、極力これに応じ、救援に努めるものとする。

2 被災会員市町以外の会員市町は、通信の途絶等により被災会員市町と連絡が不可能である場合において、災害の事態に照らし特に緊急を要し、被災会員市町が応援の要請を行ういとまがないと認められるときは、被災会員市町からの応援要請を待たないで、必要な応援を行うことができるものとする。この場合においては、前条の要請があったものとみなす。

(経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として、応援を要請した会員市町の負担とする。

2 応援を要請する会員市町が、前項の経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を要請する会員市町から要請があった場合は、応援する会員市町は、一時繰替支弁するものとする。

(連絡責任者)

第6条 この協定に定める事項の連絡調整を確実かつ円滑に行うため、あらかじめ各会員市町の防災担当課長等を連絡責任者として定めておくものとする。

(委任)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項および協定に定めのない事項は、会員市町が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書6通を作成し、各会員市町は記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成 22 年 9 月 1 日

高松市長 大西秀人

土 庄 町 長	岡 田 好 平
小 豆 島 町 長	塩 田 幸 雄
三 木 町 長	石 原 收
直 島 町 長	濱 田 孝 夫
綾 川 町 長	藤 井 賢

※さぬき市及び東かがわ市については、平成24年4月13日に締結した「瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定書」第3条第1項（1）イ（ア）の規定により、災害時の相互応援協定についても締結したものとしている。

災害時における情報交換及び支援に関する協定書

国土交通省四国地方整備局長(以下「甲」という。)と高松市長(以下「乙」という。)は、高松市の区域において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「災害発生時等」という。)の情報交換及び支援について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害発生時等において、甲及び乙が連携を図り、高松市民の生命、身体及び財産の安全並びに生活を確保するための迅速かつ円滑な対応を図ることを目的とする。

(協力体制)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、災害発生時等の初動段階から緊密な情報交換が行えるように、相互に協力して必要な体制を整えるものとする。

(支援内容)

第3条 災害初動時に甲が実施する支援内容は、次のとおりとする。

- (1) 被害状況の把握及び提供
- (2) 情報連絡網の構築
- (3) 災害応急措置
- (4) その他必要と認められる事項

(現地情報連絡員の派遣)

第4条 甲は、災害発生時等の状況により、甲及び乙が行う応急対策並びに甲が行う支援の円滑な実施に資するため必要と認めるときは、高松市災害対策本部等に職員を現地情報連絡員として派遣し、情報交換にあたらせるものとする。

(支援の要請)

第5条 高松市の区域における国土交通省所管施設等に災害が発生し、又は発生の恐れがある場合は、必要に応じて、乙は甲に支援要請を行うものとする。なお、乙は、現地情報連絡員を經由して甲に支援要請が行えるものとする。

(支援の実施)

第6条 甲は乙からの支援要請に対し、災害対策用資機材及び人員の配備状況等を勘案し調整した上で、乙にその内容を伝え、可能な支援を行うものとする。なお、甲は、現地情報連絡員を通じて調整内容を乙に伝える場合がある。

(平常時の連携)

第7条 甲及び乙は、この協定の実施に関して必要となる連絡体制の整備その他必要と認められる事項について、訓練及び会議の開催等を通じて平常時からの連携に努めるものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

上記のとおり協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲、乙押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年10月26日

甲 香川県高松市サンポート高松3番33号
国土交通省 四国地方整備局長 川崎 正彦 (公印)

乙 香川県高松市番町1丁目8番15号
高松市長

大西 秀人 (公印)

災害時の相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、香川県内で大規模な災害が発生した場合などにおいて、災害を受けた市町（以下「被災市町」という。）が独自では十分な応急措置等が実施できない場合に、市町相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、香川県内の市町（以下「市町」という。）及び香川県（以下「県」という。）が相互に連携・協力することを目的とし、このための必要な事項を定める。

(応援の対象項目)

第2条 この協定による応援の対象項目は、次の各号に掲げるものとする。

- ① 食料、飲料水などの生活必需物資の供給及びそれに必要な資機材の提供
- ② 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資・資機材の提供
- ③ 救援活動に必要な車両等の提供
- ④ 応急復旧等に必要な職員の派遣
- ⑤ 被災者を一時収容するための施設の提供（ホテル、旅館などへの受入を含む。）
- ⑥ 被災した児童生徒の一時受入
- ⑦ 被災市町に代行しての情報の発信
- ⑧ 遺体処理（火葬等）に関する協力
- ⑨ その他被災市町から特に要請のあった事項

(応援の要請)

第3条 被災市町は、他の市町に応援を要請する際には、次の各号に掲げる事項を明らかにし、防災行政無線等により要請を行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

- ① 災害の状況
 - ② 応援を求める項目（物資・資機材については数量など、人的応援に当たっては必要な職種、人数など）
 - ③ 応援を求める期間、場所
 - ④ その他必要な事項
- 2 被災市町は、前項の規定により個別の市町に要請するいとまがないときは、前項各号に掲げる事項を明らかにした上で、県に対して他の市町への応援の要請を依頼することができるものとする。この場合、県は速やかに市町と調整を行うものとする。
- 3 前2項の規定により被災市町の応援を要請された市町は、正当な理由のない限り、これを拒んではならない。
- 4 市町及び県は、通信の断絶等により被災市町と連絡が不可能であり、かつ災害の事態に照らし特に緊急を要する場合は、被災市町からの要請を待たずに、市町は必要な応援を、県は市町の応援に係る調整を行うことができるものとする。
- この場合、第1項の要請があったものとみなす。
- 5 前項の規定により市町が応援を行う場合は、県にその旨通知するものとする。

(応援の実施)

第4条 前条第1項の規定により応援要請を受けた市町は、応援の内容を要請した被災市町及び県に連絡し、応援を実施する。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに防災行政無線等により被災市町及び県に連絡する。

2 前項本文の規定は、前条第2項の規定により要請を受けた場合について準用する。

(応援の調整等に関する会議の開催)

第5条 応援の調整等に際し必要がある場合は、知事は、各市町長を招集しこれに関する会議を開催することができるものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した市町の負担とする。

2 被災市町において費用を支弁するいとまがない等止むを得ない事情がある場合には、当該市町の

要請により、応援を行った市町は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

(香川県防災対策基本条例との関係)

第7条 この協定は、香川県防災対策基本条例（平成18年条例第57号。以下「条例」という。）第34条第1項の規定によるものとする。

2 県は、この協定に定めるもののほか、条例第45条の規定により、速やかに市町からの応援の要請に応ずるものとする。

(補則)

第8条 この協定は、香川県消防相互応援協定のほか、災害時の市町間の相互応援に関する他の協定を妨げない。

2 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、各市町及び県が協議の上別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を18通作成し、各自1通を保有する。

平成23年11月22日

香川県
香川県知事 浜田 恵造

高松市
高松市長 大西 秀人

丸亀市
丸亀市長 新井 哲二

坂出市
坂出市長 綾 宏

善通寺市
善通寺市長 平岡 政典

観音寺市
観音寺市長 白川 晴司

さぬき市
さぬき市長 大山 茂樹

東かがわ市
東かがわ市長 藤井 秀城

三豊市
三豊市長 横山 忠始

土庄町
土庄町長 岡田 好平

小豆島町
小豆島町長 塩田 幸雄

三木町

三木町長 筒井 敏行

直島町
直島町長 濱田 孝夫

宇多津町
宇多津町長 谷川 俊博

綾川町
綾川町長 藤井 賢

琴平町
琴平町長 小野 正人

多度津町
多度津町長 丸尾 幸雄

まんのう町
まんのう町長 栗田 隆義

災害時における相互支援協定書

香川県高松市、滋賀県彦根市および茨城県水戸市は、いずれかの地域で災害が発生し、被災した市（以下「被災市」という。）が救助を必要とする場合、自力で応急措置を行うことが困難である場合および復旧のため支援を必要とする場合において、被災市の要請を受けた市（以下「支援市」という。）が行う必要な救助および支援（以下「支援等」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（災害）

第1条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

（救助）

第2条 救助の種類は、災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項のとおりとし、被災市・支援市間の協議により、その内容を決定し、これを行う。

（支援）

第3条 前条に定めるもののほか、被災市が次の各号のいずれかの支援を必要とする場合には、被災市・支援市間の協議により、その内容を決定し、これを行う。

- (1) 食糧、飲料水、乳児用品等の生活必需物資およびその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災市の応急復旧活動および事務支援のための職員の派遣ならびにこれに伴う事務機器等の必要な資機材等の提供
- (3) 傷病者、要介護者、被災者および避難者の受入れ
- (4) ボランティアの斡旋および派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、被災市から要請のあった事項

（費用負担）

第4条 支援等に要した経費は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、原則として支援市が負担する。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項が生じた場合は、その都度各市が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、各市長が署名の上、各自1通を保有する。

平成24年1月16日

香川県高松市
高松市長 大西 秀人

滋賀県彦根市
彦根市長 獅山 向洋

茨城県水戸市
水戸市長 高橋 靖

高松市と由利本荘市（以下「協定市」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づき、いずれかの市域において地震等の大規模な災害が発生し、被災市のみでは十分な応急措置を自ら実施できない場合において、当該被災市の応急対策及び復旧活動が迅速かつ円滑に遂行されるよう、相互に援助協力することについて、次のとおり協定を締結する。

（援助の種類）

援助の種類は、次のとおりとし、職員等の派遣及び資機材の提供を含むものとする。

- （1） 住民の生命と財産を守るための救出救助、医療救護、防疫等の応急活動
- （2） 食糧、飲料水、生活必需物資その他の生活物資の供給活動
- （3） 水道、下水道等の応急復旧活動
- （4） 被災者を一時入所させるための施設の提供
- （5） 救助活動に必要なとなる車両等の提供活動
- （6） ホームページの代理掲載活動
- （7） その他特に必要と認める災害応急対策及び災害復旧活動

（援助要請と援助活動の実施）

援助を要請しようとする被災市は、援助要請の内容を明らかにして、口頭又は援助要請書（別記様式1）により援助を要請し、援助を要請された協定市（以下「援助市」という。）は極力これに応じ、援助に務めるものとする。

2 前項の規定により口頭で援助を要請した場合は、後日速やかに援助要請書を送付するものとする。

（緊急援助活動の実施）

第3条 前条の規定にかかわらず、いずれかの市域において地震等の大規模な災害が発生し、通信の途絶等により被災市との連絡が取れない場合には、援助市が自主的判断により緊急援助活動を実施するものとする。

（経費の負担）

第4条 援助に要した経費は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、原則として援助市が負担する。

（連絡担当部局）

第5条 協定市は、あらかじめ相互に援助協力するための連絡担当部局を定め、大規模災害時の連絡先（別記様式2）により連絡することとし、地震等の大規模な災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

(その他)

第6条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定市 が協議して定めるものとする。

(効力の発生)

第7条 この協定は、協定を締結した日から効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、各協定市は記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年 1月26日

高 松 市 長 大西 秀人

由 利 本 荘 市 長 長谷部 誠

災害時における電気設備の応急復旧に関する協定書

高松市（以下「甲」という。）と香川県電気工事業工業組合高松支部（以下「乙」という。）は、地震災害、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、市有建物の電気設備の復旧に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害が発生した場合に、市有建物における電気設備の復旧に関し、甲が乙に対して、協力を要請する場合に必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し、次に掲げる業務の協力を得る必要があるときは、乙に協力を要請することができる。

- 市有建物の電気設備の復旧活動に関すること。
- 応急復旧活動中に二次災害等を発見したときは甲及び関係機関に通報すること。
- その他甲が特に必要と認める業務。

2 甲は、前項の要請を行うときは、名称、所在地、業務の内容及びその他必要と認められる事項を「応急復旧対策業務申請書」（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により行い、その後、速やかに前述の要請書を提出するものとする。

（協力）

第3条 乙は、前条の要請があったときは、可能な限り甲に協力するものとする。

（応急復旧作業後の引渡し）

第4条 乙は、甲の要請による電気設備が応急復旧した場合には、速やかに甲に「応急復旧対策業務完了報告書」（様式第2号）により報告し、相互に作業内容を確認し、甲に引き渡すものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により行い、その後速やかに「応急復旧対策業務完了報告書」を提出するものとする。

（費用の負担）

第5条 この協定に基づき乙が実施した応急復旧活動に要した費用については、甲、乙協議のうえ決定し、災害時の発生直前における適正な価格を基準として、甲が負担するものとする。

（連絡窓口）

第6条 この協定に係る業務に関する連絡窓口は、甲においては財産活用課長とし、乙においては香川県電気工事業工業組合高松支部長とする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項またはこの協定に定める事項に疑義を生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期限）

第8条 この協定は、協定締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は持続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成24年 2月17日

高松市
高松市長 大西 秀人

高松市亀井町7番地 電気ビル1階
香川県電気工事業工業組合高松支部
支部長 新名 淳一

香川県電気工事業工業組合高松支部長 様

高 松 市 長

電気設備の応急復旧対策業務要請書

災害時における電気設備の応急復旧に関する協定書第 2 条の規定に基づき、次のとおり電気設備の応急復旧対策業務の実施を要請します。

記

- 1 応急復旧対策を必要とする建物名称及び所在地
(1) 名 称
(2) 所在地
- 2 業務の内容
- 3 着工希望日
- 4 その他

◎連絡先

担当課・係	
担当者氏名	
連 絡 先	TEL: FAX:

高 松 市 長

香川県電気工事業工業組合高松支部長

電気設備の応急復旧対策業務に係る完了報告書

電気設備の応急復旧対策業務が完了したので、災害時における電気設備の応急復旧に関する協定書第5条の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

- 1 応急復旧対策を必要とする建物名称及び所在地並びに応急復旧対策の内容
 - (1) 名 称
 - (2) 所在地
 - (3) 応急復旧対策の内容

- 2 人員、期間並びに資機材等の種類及び数量等
 - (1) 協力会社の名称
 - (2) 人員
 - (3) 期間
 - (4) 資機材等の種類及び数量等

- 3 その他必要な事項

瀬戸内・海的路ネットワーク災害時相互応援に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、瀬戸内・海的路ネットワーク推進協議会（以下「海ネット」という。）を構成する会員のうち、この協定を締結した会員（以下「海ネット共助会員」という。）が、海ネット共助会員の地域において地震等による災害が発生し、被災会員独自では十分な応急対応ができない場合に、主に海的路を介した連携により、相互に救援協力し、被災会員の応急及び復旧 対策を円滑に遂行することを目的に締結するものである。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 応急対策並びに応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (2) 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (3) 医療機関への被災傷者等の受入れ
- (4) 被災者への臨時的な居住施設の提供
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に要請があった事項

(地域ブロックの設置)

第3条 災害の規模等に応じて応援を円滑に行うため、以下のとおり地域ブロックを設置する。

地域ブロック	海ネット共助会員
近畿・中国ブロック	大阪府堺市、大阪府岸和田市、大阪府貝塚市、大阪府高石市、 大阪府忠岡町、大阪府岬町 兵庫県姫路市、兵庫県明石市、兵庫県洲本市、兵庫県南あわじ市、 兵庫県淡路市、兵庫県播磨町 和歌山県海南市、和歌山県湯浅町、和歌山県由良町 岡山県玉野市、岡山県笠岡市、岡山県浅口市 広島県広島市、広島県呉市、広島県竹原市、広島県三原市、 広島県尾道市、広島県福山市、広島県大竹市、広島県東広島市、 広島県廿日市市、広島県江田島市、広島県海田町、広島県坂町 山口県下関市、山口県宇部市、山口県山口市、山口県防府市、 山口県岩国市、山口県光市、山口県柳井市、山口県山陽小野田市、 山口県周防大島町、山口県上関町
四国・九州ブロック	徳島県小松島市、徳島県松茂町 香川県高松市、香川県丸亀市、香川県坂出市、香川県観音寺市、 香川県さぬき市、香川県東かがわ市、香川県三豊市、香川県土庄 香川県小豆島町、香川県直島町、香川県宇多津町、香川県多度津町 愛媛県松山市、愛媛県今治市、愛媛県宇和島市、愛媛県八幡浜市、 愛媛県新居浜市、愛媛県西条市、愛媛県大洲市、愛媛県伊予市、 愛媛県四国中央市、愛媛県西予市、愛媛県上島町、愛媛県松前町、 愛媛県伊方町、愛媛県愛南町 大分県中津市、大分県姫島村

(地域ブロックによる応援の連絡調整)

第4条 地域ブロックには地域ブロック幹事及び地域ブロック副幹事(以下「地域ブロック幹事等」という。)を置くものとし、海ネット共助会員から互選により選出するものとする。

2 地域ブロック幹事等の任期は、それぞれ1年とする。

3 地域ブロック幹事等は、被災会員に対する応援を速やかに行うため、地域ブロック内の総合調整を行うものとする。

(応援の要請)

第5条 被災会員は、応援が必要と判断したときは、次に掲げる事項を明らかにし、文書により所属する地域ブロック幹事等に対し要請するものとする。ただし、緊急の場合には、口頭、電話又は電信等により応援を要請することができる。この場合、当該要請後速やかに文書を提出するものとする。

(1) 災害の状況及び要請理由

(2) 必要とする物資等の種類、数量、搬入場所及び経路

(3) 必要とする職員の職種、活動内容、期間、人数及び派遣場所と経路

(4) 受入れを必要とする被災傷者等の人数及び診療科目

(5) 受入港及び受入港への海上経路

(6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項

2 要請を受けた地域ブロック幹事(以下「応援とりまとめ幹事」という。)は、速やかに他の地域ブロック幹事等と協議を行い、被災会員を応援できる海ネット共助会員を決定し、その旨を被災会員及び他の地域ブロック幹事等並びに海ネット事務局に通知する。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

3 通知を受けた海ネット事務局は、必要に応じて状況を関係機関に報告するものとする。

(応援の実施)

第6条 海ネット共助会員は、前条に規定する応援の要請を受けた場合、可能な範囲でこれを実施するものとする。

2 海ネット共助会員は、前条に規定する応援の要請がない場合でも、速やかに協議を行い、当該被災会員に応援が必要と判断したときは、応援を実施することができる。この場合は、前条に規定する応援の要請があったものとみなし、前条の規定を準用する。

3 応援とりまとめ幹事は、他の地域ブロック幹事等と緊密な連絡をとり、被災会員が必要とする応援を適切に実施できるよう努めるものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、原則として被災会員が負担する。ただし、被災会員と応援を行う海ネット共助会員(以下、「応援会員」という。)との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。

2 被災会員において経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災会員から要請があった場合は、応援会員は当該経費を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、経費負担等に関し必要な事項は別途調整を図る。

(協定運営協議会の設置)

第8条 この協定の運営を円滑に行うため、協定運営協議会を設置する。

(1) 協定運営協議会は、地域ブロック幹事等で構成する。

(2) 協定運営協議会には幹事及び副幹事を置くものとし、互選により選出するものとする。

(3) 前号の幹事及び副幹事の任期は、それぞれ1年とする。

(4) 協定運営協議会の事務局は、幹事の担当課内におき、協議会の庶務を行う。

2 協定運営協議会の行う業務は、以下のとおりとする。

(1) この協定に参加又は離脱を希望する海ネット共助会員への同意

(2) 協定の実効性の確保に関する企画及び管理

(3) この協定の運営に係る連絡及び調整

(4) その他、この協定の運営に関し必要な事項の決定

(海ネット共助会員への参加及び離脱)

第9条 海ネット共助会員への参加及び離脱は、別紙様式の協定(参加・離脱)申請書を協定運営協議会へ提出し、当該申請書を協定運営協議会が受理したときをもって同意したものとみなす。

2 前条第1項第2号の幹事は、海ネット共助会員に異動があった場合は、速やかに他の海ネット共助会員及び海ネット事務局に通知する。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、海ネット共助会員が既に締結している協定及び個別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(通信体制の整備)

第11条 海ネット共助会員は、複数の通信体制を整備し、災害時における連絡手段の確保を図るよう努める。

2 海ネット共助会員は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

(協定の実効性の確保)

第12条 海ネット共助会員は、平素より相互に海の路を通じた交流・連携の推進を図りつつ、この協定の実効性の確保に努めるものとする。

(協定に関する協議)

第13条 この協定に定めるもののほか、瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関し必要な事項は、協定運営協議会が別に定める。

附 則

この協定は、平成24年3月29日から施行する。

この協定は、平成24年10月29日から施行する。

この協定は、平成25年3月27日から施行する。

この協定は、平成25年5月22日から施行する。

この協定は、平成25年10月25日から施行する。

この協定は、平成25年12月27日から施行する。

この協定は、平成26年3月28日から施行する。

この協定は、平成26年5月29日から施行する。

この協定は、平成26年12月17日から施行する。

大阪府堺市長 竹山 修身
大阪府岸和田市長 野口 聖
大阪府貝塚市長 藤原 龍男
大阪府高石市長 阪口 伸六
大阪府忠岡町長 和田 吉衛
大阪府岬町長 田代 堯
兵庫県姫路市長 石見 利勝
兵庫県明石市長 泉 房穂
兵庫県洲本市長 竹内 通弘
兵庫県南あわじ市長 中田 勝久
兵庫県淡路市長 門 康彦
兵庫県播磨町長 清水 ひろ子
和歌山県海南市長 神出 政巳
和歌山県湯浅町長 上山 章善
和歌山県由良町長 畑中 雅央
岡山県玉野市長 黒田 晋
岡山県笠岡市長 三島 紀元
岡山県浅口市長 栗山 康彦
広島県広島市長 松井 一實
広島県呉市長 小村 和年
広島県竹原市長 小坂 政司
広島県三原市長 天満 祥典
広島県尾道市長 平谷 祐宏
広島県福山市長 羽田 皓
広島県大竹市長 入山 欣郎
広島県東広島市長 藏田 義雄
広島県廿日市市長 眞野 勝弘
広島県江田島市長 田中 達美
広島県海田町長 山岡 寛次

広島県坂町長	吉田 隆行
山口県下関市長	中尾 友昭
山口県宇部市長	久保田 后子
山口県山口市長	渡辺 純忠
山口県防府市長	松浦 正人
山口県岩国市長	福田 良彦
山口県光市長	市川 熙
山口県柳井市長	井原 健太郎
山口県山陽小野田市長	白井 博文
山口県周防大島町長	椎木 巧
山口県上関町長	柏原 重海
徳島県小松島市長	濱田 保徳
徳島県松茂町長	広瀬 憲発
香川県高松市長	大西 秀人
香川県丸亀市長	梶 正治
香川県坂出市長	綾 宏
香川県観音寺市長	白川 晴司
香川県さぬき市長	大山 茂樹
香川県東かがわ市長	藤井 秀城
香川県三豊市長	横山 忠始
香川県土庄町長	岡田 好平
香川県小豆島町長	塩田 幸雄
香川県直島町長	濱田 孝夫
香川県宇多津町長	谷川 俊博
香川県多度津町長	丸尾 幸雄
愛媛県松山市長	野志 克仁
愛媛県今治市長	菅 良二
愛媛県宇和島市長	石橋 寛久
愛媛県八幡浜市長	大城 一郎
愛媛県新居浜市長	石川 勝行
愛媛県西条市長	青野 勝
愛媛県大洲市長	清水 裕
愛媛県伊予市長	武智 邦典
愛媛県四国中央市長	篠原 実
愛媛県西予市長	三好 幹二
愛媛県上島町長	上村 俊之
愛媛県松前町長	白石 勝也
愛媛県伊方町長	山下 和彦
愛媛県愛南町長	清水 雅文
大分県中津市長	新貝 正勝
大分県姫島村長	藤本 昭夫

高松市（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ（以下「乙」という。）とは、災害時におけるレンタル機材の提供について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、高松市内において、地震や津波、風水害その他の災害（高松市国民保護計画に定める「武力攻撃事態」および「緊急処理事態」を含む。）が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、乙が保有する発電機、移動トイレその他のレンタル機材（以下「機材」という。）を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において、機材を要すると判断したときは、乙に対して機材の提供について協力要請を行うものとする。

2 甲は、前項の規定により乙に要請を行う時は、書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する時は電話または口頭により要請することができるものとし、事後において速やかに書面を提出するものとする。

3 乙は、第1項の規定により協力要請を受け、機材の提供を実施したときは、災害時における機材の提供報告書を甲に提出するものとする。

（機材の引き渡し）

第3条 機材の引き渡し場所は、甲乙協議のうえ決定するものとし、甲は、当該引き渡し場所に職員または甲が指定した者を派遣し、機材を確認のうえ引き渡しを受けるものとする。

（連絡責任者）

第4条 この協定に係る連絡窓口は、甲においては、財政局契約監理課とし、乙においては、株式会社アクティオ四国支店とする。

（費用の負担）

第5条 甲は、乙が提供した機材の対価および機材運搬に係る費用を、負担するものとする。

2 機材の対価および機材運搬に係る費用は、災害の発生直前における適正なレンタル価格等を基準として、甲乙が協議して決定する。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲または乙からの申出がない場合は、協定期間を1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項またはこの協定に関し疑義が生じた事項は、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成24年7月12日

甲 香川県高松市番町一丁目8番15号
高松市

高松市長 大西 秀人

乙 香川県高松市田村町540番地
株式会社アクティオ四国支店

支店長 浜田 喜代己

全国ハンセン病療養所所在市町連絡協議会は、昭和48年7月の発足以来、ハンセン病療養所に係る共通の課題の解決に向けて連携を図りながら、国への要請や啓発活動等を推進してきた。

その間、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成20年法律第82号）が施行され、療養所における将来構想等の策定とその実現に向けた取組み、特に療養所の地域開放及び療養所入所者と地域住民との交流などが入所者自治会を中心として進められてきた。

また、各構成団体もこれらを支援するため、団体間のさらなる連携、協力及び相互支援が求められている。

その中で、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を受け、全国ハンセン病療養所所在市町連絡協議会会則の趣旨を踏まえて、災害時においても構成団体間で相互支援を行うことにつき、下記のとおり合意する。

（趣旨）

第1条 この合意書は、構成団体において、大地震その他甚大な災害に起因する住民生活及び行政機能の重大な支障が生じた場合、構成団体間で相互支援を行うために必要な事項を定める。

（支援）

第2条 被災した構成団体（以下「被災団体」という。）は、支援が必要な場合は、電話、電信、文書その他の方法により、会長に支援及びその調整を要請することができる。ただし、会長を置く構成団体が被災団体となった場合は、副会長に要請できるものとする。

2 前項の支援の要請があった場合、会長（前項ただし書の場合においては、副会長）は、必要な支援について調整し、他の構成団体に支援の依頼をするものとする。

3 依頼を受けた構成団体は、止むを得ない場合を除き、職員の派遣、支援物資の提供、見舞金の送金等、可能な範囲での支援を行うものとする。

（費用負担）

第3条 支援に要した経費は、原則として支援を行う構成団体の負担とする。ただし、法の定め等により、支援を要請した構成団体が経費を負担することとされているものは除く。

（協議）

第4条 この合意書に定めがない事項及び合意書の内容に関し疑義があるときは、その都度協議して定める。

この合意書の締結を証するため、本書を12通作成し、構成団体それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年7月12日

全国ハンセン病療養所所在市町連絡協議会

青森市長

鹿内

博



登米市長

布施孝尚



草津町長

黒岩信忠



東村山市長

渡部

尚



御殿場市長

若林洋平



瀬戸内市長

武久顕也



高松市長 大西秀人

合志市長 荒木義行

鹿屋市長 嶋田芳博

奄美市長 朝山毅

名護市長 稲嶺進

宮古島市長 下地敏彦

災害時におけるエルピーガス等の調達に関する協定書

高松市（以下「甲」という。）と香川県エルピーガス協会高松支部（以下「乙」という。）と香川エルピーガスクリーン協同組合（以下「丙」という。）とは、災害時における応急生活物資としてのエルピーガス等の調達について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、高松市内において、地震や津波、風水害その他の災害（高松市国民保護計画に定める「武力攻撃事態」および「緊急処理事態」を含む。）が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、応急生活物資としてのエルピーガス等の調達について必要な事項を定めるものとする。

（エルピーガス等の範囲）

第2条 この協定において、エルピーガス等とは、容器に充てんされたエルピーガス又はバルクローリーによる充てんするエルピーガスおよびエルピーガスを燃料として使用するために必要な器具をいう。

（要請）

第3条 甲は、災害時において、調達の必要を認めるときは、乙および丙に対して避難所等へのエルピーガス等の供給を要請することができる。

（要請の方法）

第4条 前条の要請は、原則として別紙による災害時エルピーガス等供給要請書（以下「要請書」という。）によるものとする。ただし、緊急の場合で要請書によることができないときは、口頭またはその他確実に連絡できる方法で要請し、その後、速やかに要請書を提出するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第5条 乙および丙は、第3条の要請を受けたときは、直ちに措置するとともに、その措置内容を甲に報告するものとする。

（搬送及び引渡し）

第6条 乙および丙は、エルピーガス等の搬送および引渡しについては、甲の指示により行うものとする。

2 エルピーガス等の搬送は、原則として乙および丙が行うものとし、甲の指定する場所で甲が指定する者の確認を受けたうえで、甲が指定する者に引き渡すものとする。

（価格）

第7条 乙および丙は、災害時の直前の適正価格でエルピーガス等を供給するものとする。

（費用の負担）

第8条 エルピーガス等の供給に要した費用については、原則として甲の負担とする。

2 エルピーガス等の搬送に要した経費は、原則として乙および丙の負担とする。

（連絡責任者）

第9条 この協定に係る連絡窓口は、甲においては、健康福祉局健康福祉総務課とし、乙については、香川県エルピーガス協会高松支部とする。

（平常時からの準備）

第10条 乙および丙は、災害時において供給可能なエルピーガス等の数量を確保しておくこととする。

2 甲、乙および丙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段について支障を来たさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

3 乙および丙は、甲の協力要請に的確に対応するための体制を構築し、支障を来たさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

（協議事項）

第11条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき、またはこの協定に定めのない事項で必要が生じたときは、甲、乙および丙協議のうえ定めるものとする。

（有効期間）

第12条 この協定の有効期間は、協定締結日から平成25年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日から1か月前までに甲、乙および丙から申し出のないときは、この協定は、有効期間満了日から1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

この協定締結の証として、本協定書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成24年7月19日

甲 高松市番町一丁目8番15
高松市
高松市長 大西 秀人

乙 高松市錦町一丁目6番8号
香川県エルピーガス協会高松支部
支部長 楠本 浩一

丙 高松市松縄1132番地17
香川エルピーガスクリーン協同組合

理事長 三好 忠廣

別紙（第4条関係）

災害時エルピーガス等供給要請書

年 月 日

香川県エルピーガス協会高松支部長 様
香川エルピーガスクリーン協同組合理事長 様

高松市長

災害時におけるエルピーガス等の調達に関する協定書第3条の規定に基づき、下記のとおり、エルピーガス等の供給を要請します。

記

物品の名称	数量	納入先	引渡場所	日時	受取者

災害時における廃棄物の処理等に関する協定書

高松市（以下「甲」という。）と一般社団法人 香川県産業廃棄物協会（以下「乙」という。）は、災害時における廃棄物の処理等に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、高松市内において地震、台風等の災害が発生した場合に、災害廃棄物の撤去、収集・運搬、処分等に関し、甲が乙に協力を要請するに当たっての必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「災害廃棄物」とは、地震、台風等の災害により倒壊、焼失した建物等の解体撤去に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くずなど及びこれらの混合物並びに災害に伴い発生した緊急処理を要する廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。）をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、高松市内に災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、次の各号の事業（以下「災害廃棄物の処理等」という。）の協力を得る必要があるときは、乙に対し協力を要請するものとする。

- 災害廃棄物の撤去
- 災害廃棄物の収集・運搬
- 災害廃棄物の処分
- 前各号の実施に伴う必要な事業

（災害廃棄物の処理等の実施）

第4条 乙は、前条の要請があったときは、必要な要員、車両、資機材等を調達し、可能な限りにおいて災害廃棄物の処理等を実施するものとする。

2 乙は、災害廃棄物の処理等を実施するに当たっては、関係法令を遵守するとともに、次の各号に留意するものとする。

- 周囲の生活環境を損なわないよう配慮すること。
- 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮すること。

（情報の提供）

第5条 甲は、災害廃棄物の処理等のために円滑な協力が得られるよう、乙に対し被災状況、復旧状況等、必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、災害廃棄物の処理等に関し、協力できる人員および資機材等の状況を毎年6月30日までに甲に報告するものとする。

（協力要請の手続き）

第6条 甲は、協力要請に当たっては、次の各号に掲げる事項を文書で乙に通知するものとする。ただし、文書により難しい場合は口頭で要請し、後日、速やかに文書で通知するものとする。

- 災害廃棄物の処理等の実施地区
- 災害廃棄物の処理等の実施内容
- 災害廃棄物の処理等の実施期間
- その他必要な事項

（実施の報告）

第7条 乙は、災害廃棄物の処理等を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲に報告するものとする。

- 災害廃棄物の処理等の実施地区
- 災害廃棄物の処理等の実施内容
- 災害廃棄物の処理等の実施期間
- その他必要な事項

（費用の負担）

第8条 この協定に基づき乙が実施した災害廃棄物の処理等に要した費用については、甲、乙協議のうえ決定し、災害時の発生直前における適正な価格を基準として、甲が負担するものとする。

（連絡窓口）

第9条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては環境局環境業務課、乙においては香川県産業廃棄物協会とする。

（有効期限）

第10条 この協定は、協定締結日からその効力を有するものとし、甲または乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は持続するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項またはこの協定に定める事項に疑義を生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成24年12月25日

高松市
高松市長

高松市元山町124番地1
一般社団法人 香川県産業廃棄物協会
会長

様式第 1 号

年 月 日

香川県産業廃棄物協会 様

高 松 市 長

災害時廃棄物処理等協力要請書

災害時における廃棄物の処理等に関する協定書第 6 条の規定に基づき、次のとおり災害時廃棄物処理等に関する協力について、下記のとおり要請します。

記

災害廃棄物の処理等の 実 施 地 区	
災害廃棄物の処理等の 実 施 内 容	
災害廃棄物の処理等の 実 施 期 間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで
そ の 他	

※連絡先

部

課 担当

電話

高 松 市 長 殿

香川県産業廃棄物協会

災害時廃棄物処理等実施状況報告書

災害時における廃棄物の処理等に関する協定書第7条の規定に基づき、災害時廃棄物処理等に関する実施状況について、下記のとおり報告します。

記

災害廃棄物の処理等の 実 施 地 区	
災害廃棄物の処理等の 実 施 内 容	
災害廃棄物の処理等の 実 施 期 間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで
そ の 他	

※連絡先（担当・電話）

災害時における歯科の医療救護活動に関する協定書

高松市における災害時の医療救護活動に関して、高松市（以下「甲」という。）と高松市歯科医師会（以下「乙」という。）との間に、次の条項により協定を締結した。

（目的）

第1条 この協定は、高松市地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（医療救護活動）

第2条 甲は、災害が発生し、医療救護活動を実施する必要があると認めるときは、乙に対し医療救護活動の協力を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定による要請を受けた場合は、直ちに歯科医療救護班を派遣し、医療救護活動を実施するものとする。

3 乙は、あらかじめ歯科医師、歯科衛生士等で歯科医療救護班を編成しておくものとする。

（歯科医療救護班の活動場所）

第3条 歯科医療救護班は、甲が災害現場の避難所に設置する応急救護所等において医療救護活動を実施するものとする。

（歯科医療救護班の業務）

第4条 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 歯科傷病者に対する応急処置および衛生指導
- (2) 後方医療機関への転送の要否および転送順位の決定
- (3) 検視・検案に際しての法歯学上の協力
- (4) 医療救護活動の記録および高松市災害対策本部への措置状況等の報告
- (5) その他必要な事項

（指揮命令）

第5条 歯科医療救護班に対する指揮命令は、乙が行うものとする。

（連絡調整）

第6条 医療救護活動に係る連絡調整は、甲、乙緊密な連携のもとに行うものとする。

（輸送）

第7条 歯科医療救護班の応急救護所等への輸送は、原則として甲が調達する車両等で行うものとする。

（医薬品等）

第8条 医療救護活動に要する医薬品、医療材料等（以下「医薬品等」という。）については、原則として乙が携行し、または調達する。ただし、乙から要請があった場合および医薬品等の補給は、甲が行うものとする。

2 その他応急救護所において必要な物資の調達は、甲が行うものとする。

（救護病院の選定）

第9条 重症患者等の処置、収容等を行う救護病院の選定は、乙が行うものとする。

（医療費）

第10条 応急救護所における患者（被災者）が負担する医療費は、無料とする。

2 救護病院等後方医療機関における医療費は、原則として患者（被災者）が負担する。

(費用弁償等)

第11条 甲の要請により乙が医療救護活動として実施した次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 歯科医療救護班の派遣に伴う費用弁償
- (2) 歯科医療救護班が携行し、または調達した医薬品等の実費弁償
- (3) 防災訓練参加に伴う費用弁償
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この協定に定める医療救護活動に要した経費

2 前項に規定する費用弁償等の額については、別途甲、乙協議して決定するものとする。

(災害補償)

第12条 甲の要請により医療救護活動に従事した者が、そのために負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合において甲がその者またはその遺族等に対して行う災害補償については、高松市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等条例（昭和42年高松市条例第29号）の規定に準じ、別途甲、乙協議して決定するものとする。

(医療事故の処理)

第13条 応急救護所等での医療救護活動および救護病院における災害発生直後の医療救護活動により生じた医療事故については、甲の責任において処理するものとする。

2 前項に規定する場合において、甲は、当該業務に従事した乙の会員に故意または重大な過失がない限り、当該会員に対して求償しないものとする。

(県および関係市町間協議)

第14条 医療救護活動の範囲が隣接市町に及ぶ場合の第7条、第8条、第11条、第12条および第13条に該当する事項等については、甲と県および関係市町間で協議決定する。

(有効期間および更新)

第15条 この協定の有効期間は、この協定の締結日から起算して1年間とする。ただし、この期間満了の日の1か月前までに甲または乙からその相手方に対し何らの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から起算して更に1年間延長するものとする。その後の期間満了の場合も、同様とする。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項またはこの協定の条項に疑義が生じたときは、甲、乙協議して決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年 3月26日

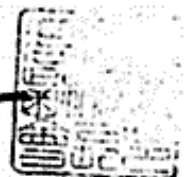
(甲) 高松市
高松市長

大西 秀人



(乙) 高松市歯科医師会
会長

梅村 謙二



災害時における廃棄物の処理等に関する協定書

高松市（以下「甲」という。）と高松清掃事業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における廃棄物の処理等に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、高松市内において地震、台風等の災害が発生した場合に、災害廃棄物の撤去、収集・運搬、処分等に関し、甲が乙に協力を要請するに当たっての必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「災害廃棄物」とは、地震、台風等の災害により倒壊、焼失した建物等の解体撤去に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くずなど及びこれらの混合物並びに災害に伴い発生した緊急処理を要する廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。）をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、高松市内に災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、次の各号の事業（以下「災害廃棄物の処理等」という。）の協力を得る必要があるときは、乙に対し協力を要請するものとする。

- 災害廃棄物の撤去
- 災害廃棄物の収集・運搬
- 災害廃棄物の処分
- 前各号の実施に伴う必要な事業

（災害廃棄物の処理等の実施）

第4条 乙は、前条の要請があったときは、必要な要員、車両、資機材等を調達し、可能な限りにおいて災害廃棄物の処理等を実施するものとする。

2 乙は、災害廃棄物の処理等を実施するに当たっては、関係法令を遵守するとともに、次の各号に留意するものとする。

- 周囲の生活環境を損なわないよう配慮すること。
- 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮すること。

（情報の提供）

第5条 甲は、災害廃棄物の処理等のために円滑な協力が得られるよう、乙に対し被災状況、復旧状況等、必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、災害廃棄物の処理等に関し、協力できる人員および資機材等の状況を毎年6月30日までに甲に報告するものとする。

（協力要請の手続き）

第6条 甲は、協力要請に当たっては、次の各号に掲げる事項を文書で乙に通知するものとする。ただし、文書により難しい場合は口頭で要請し、後日、速やかに文書で通知するものとする。

- 災害廃棄物の処理等の実施地区
- 災害廃棄物の処理等の実施内容
- 災害廃棄物の処理等の実施期間
- その他必要な事項

（実施の報告）

第7条 乙は、災害廃棄物の処理等を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲に報告するものとする。

- 災害廃棄物の処理等の実施地区
- 災害廃棄物の処理等の実施内容
- 災害廃棄物の処理等の実施期間
- その他必要な事項

（費用の負担）

第8条 この協定に基づき乙が実施した災害廃棄物の処理等に要した費用については、甲、乙協議のうえ決定し、災害時の発生直前における適正な価格を基準として、甲が負担するものとする。

（連絡窓口）

第9条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては環境局環境業務課、乙においては高松清掃事業協同組合とする。

（有効期限）

第10条 この協定は、協定締結日からその効力を有するものとし、甲または乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は持続するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項またはこの協定に定める事項に疑義を生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年 3月28日

高松市
高松市長

高松市昭和町一丁目8番19号
高松清掃事業協同組合
理事長

高松清掃事業協同組合 様

高 松 市 長

災害時廃棄物処理等協力要請書

災害時における廃棄物の処理等に関する協定書第 6 条の規定に基づき、次のとおり災害時廃棄物処理等に関する協力について、下記のとおり要請します。

記

災害廃棄物の処理等の 実 施 地 区	
災害廃棄物の処理等の 実 施 内 容	
災害廃棄物の処理等の 実 施 期 間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで
そ の 他	

※連絡先 部 課 担当 電話

高松市長 殿

高松清掃事業協同組合

災害時廃棄物処理等実施状況報告書

災害時における廃棄物の処理等に関する協定書第7条の規定に基づき、災害時廃棄物処理等に関する実施状況について、下記のとおり報告します。

記

災害廃棄物の処理等の 実 施 地 区	
災害廃棄物の処理等の 実 施 内 容	
災害廃棄物の処理等の 実 施 期 間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで
そ の 他	

※連絡先（担当・電話）

高松市（以下「甲」という。）と香川県警察（以下「乙」という。）は、南海トラフを震源とする巨大地震等の大規模災害に関し、甲の行政区域における各種の対策を円滑に推進するために必要な協議の実施について、次のとおり申し合わせる。

（目的）

第1条 この申し合わせは、南海トラフを震源とする巨大地震等の大規模災害により高松市内で被害が発生した際に、住民等の生命、身体及び財産を保護するために甲及び乙が密接に連携して各種対策を円滑に実施する観点から両者が事前に協議すべき事項及び協議の体制について定めることを目的とする。

（協議事項）

第2条 甲及び乙は、次に掲げる事項について協議を行うものとする。

- （1）住民等の避難誘導に関すること。
- （2）交通規制に関すること。
- （3）検視及び遺体の取扱いに関すること。
- （4）行方不明者情報の取扱いに関すること。
- （5）安否情報に資する情報の取扱いに関すること。
- （6）帰宅困難者対策に関すること。
- （7）緊急通行車両確認標章の取扱いに関すること。
- （8）甲が設置する災害対策本部への支援体制に関すること。
- （9）その他災害対策に必要な事項に関すること。

（協議の体制）

第3条 前条に基づく協議は、協議事項に応じ、甲にあつては課長級の職員、実務担当者、乙にあつては警察本部の主管課長、実務担当者又は乙の指揮を受けた高松市を直轄区域とする警察署の署長、実務担当者が出席して行うものとする。

（事務の処理）

第4条 この申し合わせに関する事務は、甲にあつては総務局危機管理課、乙にあつては警察本部警備部警備課において処理するものとする。

（その他）

第5条 この申し合わせに定めのない事項及びこの申し合わせに関する疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して決定するものとする。

この申し合わせの成立を証するため、本書を2通作成し、甲、乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年4月1日

甲 高松市
市長 大西 秀人

乙 香川県警察
本部長 筋 伊知朗

非常災害時における避難所指定に伴う申合せ

大規模災害が発生または発生が予想される場合において、地域住民の安全確保のための香川県営住宅国分寺団地集会場（以下「避難所」という。）の使用について、高松市（以下「甲」という。）と香川県（以下「乙」という。）は、次により申合せをする。

1 避難所の確認

・ 甲は、地域住民に避難勧告の必要があると予想される時は、地域住民の受け入れの可否について、乙に連絡し確認するものとする。ただし、大規模災害により被災した住民が甲の乙への確認なく避難所へ避難してきた場合は（以下緊急避難という。）、甲がその責任において受け入れし、その旨を乙に連絡するものとする。

なお、避難所の鍵については、甲が乙より借り受け保管する。

2 職員の派遣

・ 甲は、避難勧告を発令したとき、または地域住民の緊急避難があったときは、直ちに職員を避難所に派遣するものとする。

3 施設の使用

・ 使用期間は、避難勧告発令の場合は原則として避難勧告発令の日からその勧告が解除される日まで、地震の場合は甲乙協議して決定する期間とする。

・ 避難所施設での必要な物品は、甲が準備するものとする。

4 使用上の注意

・ 甲は、避難所を使用する場合には、1による乙の確認を受けなければならない。ただし、事態が緊迫し事前に確認を受けることができないときは、事後速やかに連絡し、確認を受けるものとする。

・ 甲は、避難住民が避難所の施設・設備等を破損・汚損または紛失したときは、修繕等に要する経費を負担しなければならない。

5 経費の負担

避難住民の受け入れに係る経費は、甲の負担とする。

6 有効期間

この申合せ事項は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとし、有効期間満了日1か月前までに甲または乙から解除の申し入れがない場合には、この申合せはさらに1年間継続するものとし、以後同様とする。

7 協議事項

この申合せ事項に定めるもののほか必要な事項は、その都度甲乙協議して決定する。

平成25年 月 日

甲 香川県高松市番町一丁目8番15号
高松市

高松市長 大西 秀人

乙 香川県高松市番町四丁目1番10号
香川県

香川県知事 浜田 恵造

高松市・日本下水道事業団災害支援協定

高松市（以下「甲」という。）と地方共同法人日本下水道事業団（以下「乙」という。）とは、甲の所管する下水道施設について災害が発生した場合において乙が行う下水道施設の維持又は修繕に関する工事その他の支援（以下「災害支援」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的等）

第1条 この協定は、乙が行う災害支援に関して基本的な事項を定め、災害支援の円滑な実施により、災害が生じた下水道施設の機能の迅速な回復を図り、もって浸水被害の拡大その他の生活環境の悪化又は公共用水域の水質の悪化を防止することを目的とする。

2 この協定は、下水道法（昭和33年法律第79号）第15条の2に規定する災害時維持修繕協定である。

（対象）

第2条 この協定の対象となる災害は、次に掲げる原因により生ずるものとする。

一 暴風、竜巻、豪雨、落雷、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象

二 その他甲と乙の協議により定めるもの

2 この協定の対象となる下水道施設は、甲の所管する下水道終末処理場及びポンプ場とし、別表に掲げるもの（以下「協定下水道施設」という。）とする。

（災害支援の内容）

第3条 乙が行う災害支援は、次に掲げるものとする。

一 災害の状況を確認するために行う現地調査（協定下水道施設の点検を含む。）

二 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和26年政令第107号）第5条第1項の規定による災害報告に必要な資料の作成

三 協定下水道施設について、その応急工事又は復旧工事が完了するまでの間、暫定的にその機能を確保するために行う簡易消毒の実施、仮設ポンプの設置その他の維持又は修繕に関する工事

四 災害査定に必要な設計図書その他の関係資料の作成（作成のために行う現地調査を含む。）及び災害査定への立会

五 前各号に掲げる災害支援に附帯する支援

（災害支援の要請の方法）

第4条 甲は、乙に災害支援を要請しようとする場合には、文書により行うものとする。ただし、文書によることができない場合には、電子メールの送信又はファクシミリ装置を用いた送信（これらの送信ができないときは、口頭又は電話）により当該要請を行うことができる。

2 前項ただし書の場合においては、甲は、事後において速やかに、乙に文書を交付するものとする。

（災害支援の実施）

第5条 乙は、前条の要請があったときは、災害支援の内容及び災害支援に要する概算費用等について協議の上、その人員等に応じて可能な範囲で、第3条に規定する災害支援を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、国土交通省四国地方整備局又は香川県から災害支援の要請があったときは、その人員等に応じて可能な範囲で、第3条に規定する災害支援を行うことができる。

（災害支援の完了の報告）

第6条 乙は、前条の規定による災害支援の全部又は一部を完了したときは、甲に対し、速やかにその内容を報告するものとする。

（費用の負担）

第7条 甲は、乙が行った災害支援に要した費用（第3条第1号及び第2号に規定する災害支援に要したものを除く。）を負担するものとする。

2 乙は、前項の費用として、職員の人件費及び旅費、使用した機材又は薬品の代価その他の実費に相当する額を甲に請求するものとする。

3 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を精査の上、速やかに乙に支払うものとする。

る。

(廃止)

第8条 甲又は乙においてこの協定を継続できない事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を廃止することができる。

2 甲又は乙がこの協定の定めに違反した場合においては、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもって、この協定を廃止することができる。

(事務局)

第9条 この協定に基づく災害支援に係る事務局は、次のとおりとする。

一 甲の事務局 高松市都市整備局下水道部 下水道経営課

二 乙の事務局 日本下水道事業団四国総合事務所 施工管理課

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から令和6年9月30日までとする。

(現況届の提出)

第11条 甲は、協定を締結したときは、乙に対し、遅滞なく、現況届を提出するものとする。

2 甲は、前項により提出した現況届の内容に変更が生じたときは、直ちに変更後の現況届を乙に提出するものとする。

3 前2項に定める現況届は、別記様式によるものとする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲と乙が協議して定める。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各々1通を保有する。

令和5年10月1日

甲 高松市
代表者 市長 大西 秀人

乙 東京都文京区湯島二丁目31番地27
地方共同法人日本下水道事業団
代表者 理事長 森岡 泰裕

別表 (第2条第2項関係)

所在地 (住居表示のものを含む。)	協定下水道施設名称
屋島西町2366-6	東部下水処理場
庵治町6392-6	庵治浄化センター
牟礼町牟礼2633-3	牟礼浄化苑
香西本町762	香東川浄化センター
国分寺町新居387-8	国分寺中継ポンプ場
福岡町三丁目34-50	福岡ポンプ場
楠上町一丁目6-15	南部ポンプ場
高松町2288-39	屋島東中継ポンプ場
屋島西町2279-8	屋島西中継ポンプ場
屋島東町1095-221	檀ノ浦中継ポンプ場
牟礼町大町1055-1	塩屋ポンプ場
牟礼町原623-13	房前ポンプ場

朝日新町 1-13	朝日中継ポンプ場
木太町 2282-1	洲端中継ポンプ場
浜ノ町 8-18 地先	港頭中継ポンプ場
瀬戸内町 45	浜ノ町中継ポンプ場
牟礼町 牟礼 2216-2 地先	王墓雨水ポンプ場
牟礼町 牟礼 2613-1	牟礼雨水ポンプ場
牟礼町 牟礼 2413-25	牟礼浜雨水ポンプ場
牟礼町 大町 1055-1	塩屋雨水ポンプ場
福岡町 一丁目 10-25	東部ポンプ場
瀬戸内町 15-2	西部ポンプ場
高松町 2284-2	相引東ポンプ場
元山町 235-1	馬ノロポンプ場
春日町 1766 地先	春日ポンプ場
木太町 2017-3 地先	川西川ポンプ場
木太町 2025-3	川西ポンプ場
木太町 2697-8	木太ポンプ場
茜町 24-6 地先	茜町ポンプ場
香西本町 108-1	香西ポンプ場
香西本町 751 地先	香西新開ポンプ場
郷東町 993	郷東ポンプ場
西町 7-8	西町ポンプ場
西宝町 一丁目 17-2 地先	ハゼ川ポンプ場
木太町 2154-1 地先	洲端ポンプ場
屋島西町 2506-8 地先	屋島西ポンプ場
屋島西町 1872	百石ポンプ場
屋島西町 1927-4 地先	山下川雨水ポンプ場

※水路上等の番地が割り当てられていない施設については、「地先」と表記する。

(注)平成26年に協定を締結していたが、水道事業の広域化による上下水道事業の組織分離に伴い、平成30年4月1日に改めて協定を締結した。また、現況届の提出が必要となったことから、その内容を含め、令和5年10月1日に改めて協定を締結した。

災害時における復旧支援協力に関する協定

高松市（以下「甲」という。）と公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「乙」という。）とは、地震等の災害により甲の管理する下水道管路施設（以下「協定下水道施設」という。）が被災したときに行う復旧支援協力に関して以下のとおり、下水道法（昭和33年法律第79号）第15条の2の規定に基づいた協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙の甲に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定め、災害等により被災した下水道管路施設の機能の早期復旧を行うことを目的とする。

（支援要請）

第2条 甲は、乙に対し災害等により被災した下水道管路施設の復旧に関し次の業務の支援を要請することができる。

（1）被災した協定下水道施設の応急復旧のために必要な業務（巡視、点検、調査、清掃、修繕）

（2）その他甲乙間で協議し必要と思われる業務

2 前項の復旧支援協力の要請に関する甲の連絡窓口は高松市都市整備局下水道部下水道経営課、乙の連絡窓口は公益社団法人日本下水道管路管理業協会中国・四国支部香川県部会とする。

3 甲の乙に対する復旧支援協力要請は支援内容を明らかにした書面により行うものとする。ただし、緊急時等で書面により難しいときは電話等で行うことができるものとし、この場合は事後において書面を提出するものとする。

4 乙は、前3項により甲の要請する業務を行うために、必要な人員・機材等をもって要請された業務を遂行しなければならない。

（費用）

第3条 この協定に基づき甲が乙に対し要請した業務にかかる費用は甲の負担とする。

（報告）

第4条 乙は、甲の要請により行った支援業務が終了したときは、速やかに甲に対し書面をもって報告するものとする。

2 乙は、毎年3月31日現在において災害時の支援に備えて、支援協力が可能な会社、提供可能な車両等の機器及び人員を甲に対して報告するものとする。

（下水道台帳データの提供）

第5条 甲は、下水道管路施設の調査に必要な下水道台帳の図面等をPDF等の電子データとして、乙に提供するものとする。

2 乙は甲から提供を受けた電子データを適切に保管しなければならない。

3 甲は、下水道台帳に大幅な変更があった場合など、適宜、最新の電子データを乙に提供するものとする。

（下水道台帳データの開示）

第6条 乙は、甲から支援要請があったとき、支援出動する乙の会員に対し甲から提供を受けた電子データを開示することができる。

2 支援出動した乙の会員は、甲から提供を受けた電子データを支援業務並びに必要な報告等以外に使用してはならない。

3 甲と乙の合同訓練を実施する場合も、第1項及び第2項を準用する。

（広域被災）

第7条 甲が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合には、下水道対策本部による活動を優先するものとする。

(協定期間)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙双方から申出がない場合、この協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(その他)

第9条 本協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲、乙双方による協議の上決定するものとする。

2 甲又は乙がこの協定の定め違反した場合においては、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙押印の上、各自1通を保有する。

平成30年4月1日

甲 高松市

高松市長 大 西 秀 人

乙 東京都千代田区岩本町二丁目5番11
公益社団法人日本下水道管路管理業協会

会長 長 谷 川 健 司

(注) 平成25年に協定を締結していたが、水道事業の広域化による上下水道事業の組織分離に伴い、平成30年4月1日に改めて協定を締結した。

高松市と下野市は、いずれかの地域で災害が発生し、被災した市(以下「被災市」という。)が救助を必要とする場合、自力で応急措置を行うことが困難である場合および復旧のため支援を必要とする場合において、被災市の要請を受けた市(以下「支援市」という。)が行う必要な救助および支援(以下「支援等」という。)について、次のとおり協定を締結する。

(災害)

第1条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害をいう。

(救助)

第2条 救助の種類は、災害救助法(昭和22年法律第118号)第23条第1項のとおりとし、被災市・支援市間の協議により、その内容を決定し、これを行う。

(支援)

第3条 前条に定めるもののほか、被災市が次の各号のいずれかの支援を必要とする場合には、被災市・支援市間の協議により、その内容を決定し、これを行う。

- (1) 食糧、飲料水、乳児用品等の生活必需物資およびその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災市の応急復旧活動および事務支援のための職員の派遣ならびにこれに伴う事務機器等の必要な資機材等の提供
- (3) 傷病者、要介護者、被災者および避難者の受入れ
- (4) ボランティアの斡旋および派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、被災市から要請のあった事項

(費用負担)

第4条 支援等に要した経費は、災害救助法その他別に定めがあるものを除き、支援市が負担する。

(連絡担当部局)

第5条 協定市は、あらかじめ相互に支援協力するための連絡担当部局を定め、大規模災害時の連絡先(別記様式1)により連絡することとし、地震等の大規模な災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

(その他)

第6条 この協定に定めのない事項が生じた場合は、その都度各市が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、各市長が署名の上、各自1通を保有する。

平成25年6月29日

高松市

高松市長

下野市

下野市町

非常災害時における避難所指定に関する協定

台風・地震等による非常災害が発生または発生が予想される場合において、地域住民の安全確保のための香川県農業共済組合（以下「避難所」という。）の使用等について、高松市（以下「甲」という。）と香川県農業共済組合（以下「乙」という。）は、次により申し合わせをする。

1 避難所の確認

□ 甲は、地域住民に避難勧告の必要があると予想される時は、地域住民の受け入れについて、乙に連絡し確認するものとする。ただし、地震等により、確認なく被災した住民が避難所へ避難してきた場合、乙の職員がいるときは、乙は直ちに受け入れ、その旨を甲に連絡する。乙の職員が不在のときは、甲が職員を派遣し避難させるとともに、乙に連絡するものとする。

□ 乙は、前号の規定による連絡があったときは、直ちに施設運営上の支障の有無、避難施設に関する事項等を把握し、甲に連絡するものとする。

2 職員の派遣

□ 甲は、避難勧告を発令したとき、または地域住民の緊急避難があったときは、直ちに職員を避難所に派遣するものとする。

□ 前号の職員は、避難住民に対する避難所の施設への誘導、施設・設備の取り扱いの指導および外部との連絡・調整等を行うものとする。

3 施設の使用

□ 使用施設は、乙の「本館3階部分」とする。ただし、前記以外の施設の使用が必要となった場合には、甲乙協議して決定する。

□ 使用期間は、避難勧告発令の場合は原則として避難勧告発令の日からその勧告が解除される日まで、地震の場合は甲乙協議して決定する期間とする。

□ 避難所施設での必要な物品は、甲が準備するものとする。

4 使用上の注意

□ 甲は、避難所を使用する場合には、1による乙の確認を受けなければならない。ただし、事態が緊迫し事前に確認を受けることができないときは、事後速やかに連絡し、確認を受けるものとする。

□ 甲は、避難住民が避難所の施設・設備等を破損・汚損または紛失したときは、修繕等に要する経費を負担しなければならない。

5 経費の負担

避難住民の受け入れに係る経費は、甲の負担とする。

6 有効期間

この申し合わせ事項は、平成25年11月1日から平成26年3月31日までとし、有効期間満了日1か月前までに甲または乙から解除の申し入れがない場合には、この申し合わせはさらに1年間継続するものとし、以後同様とする。

7 協議事項

この申し合わせ事項に定めるもののほか必要な事項は、その都度甲乙協議して決定する。

平成25年11月1日

甲 高松市番町一丁目8番15号

高松市長

大西 秀人

(注) 平成26年3月1日に社会福祉法人ルボア サンライズ屋島と同一内容の協定を締結している。

高松市およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、高松市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、高松市が高松市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ高松市の行政機能の低下を軽減させるため、高松市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、高松市およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
 - (1) ヤフーが、高松市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、高松市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 高松市が、高松市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 高松市が、高松市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 高松市が、災害発生時の高松市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 高松市が、高松市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (6) ヤフーが、ヤフーの提供するブログサービスにおいて高松市が運営するブログ（以下「災害ブログ」という）にアクセスするための web リンクをヤフーサービス上に掲載するなどして、災害ブログを一般に広く周知すること。
 - (7) 高松市が、高松市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
2. 高松市およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、高松市およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第3条（費用）

前条に基づく高松市およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条（情報の周知）

ヤフーは、高松市から提供を受ける情報について、高松市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、高松市およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、高松市およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、高松市とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

2013年10月1日

高松市：香川県高松市番町一丁目8番15号

高松市

高松市長 大西 秀人

ヤフー：東京都港区赤坂九丁目7番1号

ヤフー株式会社

代表取締役 宮坂 肇

防災への取り組みに関する協定書

高松市（以下「甲」といいます）と Google Ireland Limited（以下「乙」といいます）は、甲の地域および住民に深刻な影響が及びうる大規模災害時への準備および対応についての甲と乙およびその関係会社（以下「Google」といいます）の協力に関連する両当事者の合意を証するため、本協定書を締結します。なお、本協定書は、甲および乙の双方が本書に署名または記名押印した日（以下「効力発生日」といいます）からその効力を発生するものとします。

第1条（災害対応サービス）

1. 本協定書において、「災害対応サービス」とは、Google が提供する、自然災害や人道的危機（総称して、以下「災害等」といいます）に際して、重要な情報をよりアクセスしやすい形で提供することを目的とする製品およびサービスをいいます。本協定書の効力発生日における災害対応サービスの例には、別紙1に記載するものがあります。なお、災害対応サービスの内容は、随時、追加、中止または変更されることがあります。

2. Google は、甲の地域および住民に深刻な影響が及びうる災害等が生じた場合、その裁量により、災害対応サービスを提供するか否か、および、その具体的な活動内容を決定します。

第2条（本件協力）

1. 甲は、甲の地域および住民に深刻な影響が及びうる災害等に関連する Google による災害対応サービスの開発および実施に協力すること（以下「本件協力」といいます）ができます。本件協力の例として、以下に列挙する項目があります。

- (1) 甲が保有または管理する、災害対応サービスに関連する情報（以下「本件情報」といいます）を提供すること。
- (2) 災害対応サービスに関連する技術的な協力を行うこと。
- (3) 災害対応サービスについての広報に協力すること。
- (4) その他、災害対応サービスの提供、改善、周知など、Google による災害対応サービスの開発および実施に関連する事項を行うこと。

2. 甲が本件協力を行うか否か、また、本件協力の対象とする項目については、甲の裁量により決定します。甲は、本件協力を開始する場合でも、本件協力を特定の項目について実施および継続する義務を Google に対して負うことはなく、また、その裁量により本件協力を随時、変更、中止または終了することができます。ただし、本件協力の実施の方法については、Google と協議し同意を得るものとします。

3. 本協定書に基づき甲が乙に本件情報を提供する場合、別途当事者が合意する場合を除き、別紙2の条件に従います。

第3条（秘密保持義務及び広報等）

本協定書に関連して相互に開示する非公開の情報の取り扱いについては、本協定書別紙3の条件に従うものとします。

第4条（費用等）

本協定書に関連して各当事者に生じる費用（甲については本件協力の実施のための費用を含み、乙については災害対応サービスの提供のための費用を含みます）については、別途両当事者が書面で同意する場合を除き、甲および乙がそれぞれ自ら負担するものとします。

第5条（期間等）

1. 本協定書は、効力発生日よりその効力を生じ、1年間（以下、「当初期間」といいます）その効力を有します。ただし、当初期間の末日から30日前までに両当事者のいずれかが相手方に対して書面により終了の通知をしない限り、同一の条件で1年間自動的に更新されるものとし、以後、同様とします。
2. 両当事者は、いずれも、相手方に対する書面による30日前の通知により、理由の如何を問わず、本協定書を相手方に対する責任を負わずに終了することができます。
3. 本協定書が終了した後も、第3条、第4条、本項および第6条ならびに別紙2第3条および第4条の規定は引き続きその効力を有するものとします。なお、本協定書が終了した後も、Googleは、その裁量により災害対応サービスの提供を行うことができるものとします。

第6条（準拠法および裁判管轄）

本協定書は日本法を準拠法とします。本協定書に関する紛争については、東京地方裁判所が専属的裁判管轄を有するものとします。

以上の合意を証するため、両当事者は本協定書を締結します。

Google Ireland Limited

[高松市]

(Authorized Signature)

(署名)

河 西 洋 一

(Name)

(氏名)

総務局危機管理課長

(Title)

(肩書)

平成25年10月1日

(Date)

(日付)

＜災害対応サービスの例＞

本協定書の効力発生日における災害対応サービスの例には、以下に記載するものがあります。

- (1) Google パーソンファインダー（被災地における安否情報発信・検索）
- (2) 避難所情報・避難ルートおよびハザードマップの地図サービス
- (3) ガス・水道・道路など、各種ライフラインの状況についての地図サービス

＜本件情報提供の条件＞

甲が、本協定書の規定に従い、甲が本件情報を乙に提供する場合の条件は、以下によるものとし
ます。

第1条 本件情報ならびに本件情報の提供および利用の目的

1. 甲が本協定書に基づいて乙に提供する本件情報は、甲が保有または管理する乙に提供できる情報
のうち、以下のイ. またはロ. に該当する情報とします。なお、イ. に該当する情報がある場合
でも、ロ. により他の情報を追加することができます。

イ. 本別紙2末尾に記載する情報（該当する場合のみ）

ロ. 甲が本協定書に基づき乙に提供することをその裁量により随時決定する災害対応サービスに
関連する情報

2. 目的：Googleによる災害対応サービスの開発、実施および広報ならびにそれらに関連する事項

第2条 利用条件

Googleは、第1条に記載する目的で、以下の条件で本件情報を利用できるものとし
ます。

イ. 地域的制限：全世界

ロ. 対価：無償

ハ. 利用範囲：

（1）Googleの製品またはサービスに関連して本件情報を利用すること（なお、本件情報を利用
または加工して製品やサービスを開発することを含みます）。

（2）Googleのパートナーが、Googleの製品またはサービスに関連して本件情報を利用すること。
なお、Googleのパートナーとは、Googleとの契約に基づいて、Googleの製品やサービスを内部で
利用したり、または、エンド・ユーザーに表示する第三者をいい、GoogleのAPIを使用するソフトウ
ェアの開発者や、自らのウェブ・サイト上においてGoogleの製品やサービスを提供するパート
ナー（例えば、ポータル・サイトやニュース・サイト、その他の一般的な情報サイトなど）を含
みます。

（3）エンド・ユーザーがGoogleの製品またはサービスの利用に関連して本件情報を利用すること

（4）（1）から（3）に掲げる事項に付随または関連して本件情報を利用すること。

ニ. 確認事項：Googleは、本件情報を受領した場合でも、本件情報を利用した製品またはサ
ービスを提供したり、特定の製品またはサービス上で本件情報を表示または提供する義務を負
うものではありません。

第3条 終了時の取り扱い

1. 本協定書が終了した場合、次項の場合を除き、Googleは、本件情報のGoogleの製品
またはサービス上での表示を120日以内に終了するために商業上合理的な努力を払うもの
とします。

2. 本協定書の期間中に本件情報がGoogleの製品やサービスを表示する固定的な媒体に
含まれた場合（例えば、Googleの製品やサービスのスクリーンショットやデモを収録した
ビデオがテレビで放映されたり、印刷媒体に掲載されたり、CD、DVDなどの固定的な
媒体に記録されたとき）には、かかる利用は、本協定書の終了後も引き続き認めら
れるものとし
ます。

第4条 責任の制限

甲および乙は、本別紙2に定める条件に従って行う本件情報の提供および利用により相手方に損害が生じたとしても、相手方に対して何らの責任を負わないものとします。

以 上

<末尾>

本件情報のリスト（該当する場合のみ）

＜秘密保持義務の条件＞

第1条（秘密情報）

「秘密情報」とは、本協定書に基づき（又は関して）、一方当事者により（又は一方当事者を代理して）相手方当事者に対し開示された情報であって、秘密の表示がなされているか、当該状況においては開示当事者の秘密情報であると通常、考えられる情報を意味するが、いかなる場合においても、秘密情報には、受領者にとり既知である情報、受領者の落ち度によらず公知となった情報、受領者が独自に開発した情報、又は第三者により受領者に対し適法に提供された情報は含まれません。

第2条（守秘義務）

秘密情報の受領者はかかる秘密情報を開示してはなりません。但し、当該秘密情報を知る必要がある関連会社、従業員、代理人及び専門的アドバイザーであって、書面により、当該秘密情報の機密性を保持することに同意した者（専門的アドバイザーの場合は、その他の態様により、当該秘密情報機密性を保持する義務を負う者）についてはこの限りではありません。受領者は、前記の個人又は団体が、当該秘密情報を本協定書に基づく権利の行使または義務の履行目的に限定して、かつ、当該秘密情報の保護のために合理的な注意をしつつ、これを使用するよう確実を期すものとします。受領者は、法により要請される場合、開示者への合理的な通知（かかる通知が法により許容される場合）を行った後に、秘密情報を開示することができます。

以 上

災害時の協力に関する協定書

高松市（以下、「甲」という。）と四国電力株式会社（以下、「乙」という。）とは、災害時の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲、乙は、大規模地震および台風等の災害発生に伴い、大規模な停電等が発生した場合において、双方が緊密な連携を保ち、住民の生活の維持と安全を確保するために、電力供給設備の迅速かつ円滑な復旧をはかるものとする。

（災害情報の提供）

第2条 甲、乙は、相互に、迅速に大規模地震および台風等による災害情報を提供するものとする。

（電力供給設備の復旧）

第3条 災害により大規模な停電が発生した場合、乙は、乙の供給管轄区域内の被害状況を総合的に判断したうえで、優先順位を見極めながら、災害復旧対策の中核となる官公署や医療機関（災害拠点病院など）等への、電力供給設備の復旧を可能な限り優先して実施するものとする。

2 前項の電力供給設備復旧における電源車等の使用は、乙の判断によるものとする。

（復旧作業に対する協力）

第4条 災害により甲が管理する道路が使用不能となり、乙の電力復旧作業に支障が生じた場合、または乙の管理する電柱、配電線等が甲の道路復旧作業に支障が生じた場合においては、甲および乙は、相互の復旧作業が迅速かつ円滑に行えるよう努めるものとする。

2 乙が電力復旧のために、甲の管理する土地、道路等に、仮設電柱、配電線等の電力供給設備（以下「仮設電柱等」という。）を設置する必要がある場合は、甲は、この協定の目的を尊重し協力する。この場合、復旧の進捗により仮設電柱等が不要となった時は、乙の負担により原状に復するものとする。

3 災害復旧に伴い、乙が仮設電柱等の工事を緊急に行う場合、乙が口頭などの簡易な方法により工事の届出を行うことを認めるものとする。なお、乙は事後、可能な限り速やかに必要な占用許可申請手続等を行うものとする。

（復旧拠点・資材置場等の確保に対する協力）

第5条 災害時において、乙の電力復旧作業に必要な復旧拠点、資材置場、駐車場およびヘリポート等の確保にあたっては、甲は乙の要請に協力するよう努める。

（平常時の活動）

第6条 甲および乙は、この協定に定める事項の円滑な推進に資するため、平素からの情報交換、甲が行う防災訓練への参加等、緊急時における問題点の把握に努めるものとする。

（連絡責任者）

第7条 甲および乙は、要請および協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者を選任するものとする。

（協議）

第8条 本協定に定めのない事項および本協定の定めについて疑義が生じた場合は、その都度、甲および乙が協議して定めるものとする。

本協定締結の証として、本書を2通作成し、甲・乙記名捺印のうえ、各自その1通を保有する。

平成25年12月25日

甲 高松市
高松市長

乙 高松市亀井町7番地9
四国電力株式会社
執行役員 高松支店長

特設公衆電話の設置及び管理並びに利用等に関する覚書

高松市（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社香川支店（以下「乙」という。）は、大規模災害等が発生した際（以下「災害発生時」という。）の乙の提供する特設公衆電話の設置及び管理並びに利用等に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、災害発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信を確保することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 本覚書に規定する「災害発生時」とは、強度の地震等の発生により都道府県が災害救助法を適用する地域において、広域停電が発生していること、又は同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本覚書に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議の上定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を施設し、災害発生時に電話機を接続することで被災者又は帰宅困難者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（通信機器の管理）

第3条 甲は、本覚書にもとづき、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

（設置設備の管理及び修復費用の負担）

第4条 甲及び乙は、甲が設置する特設公衆電話の配備に必要な設備（電話機、端子盤、配管、引込柱等）及び乙が設置する特設公衆電話の配備に必要な設備（屋内配線（モジュージャックを含む。以下同じ。）、保安器、引込線等）について、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう管理に努めることとする。

2 前項の乙の設備が甲の故意又は重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告するものとする。なお、当該破損に係る修復費用については、原則、甲が負担するものとする。

（特設公衆電話の設置）

第5条 特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議の上、決定することとし、設置場所等の必要な情報は甲乙互いに保管するものとする。

2 前項の情報の保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を定め、その氏名を別に定める様式をもって相互に通知することとする。

（特設公衆電話の移転及び廃止等）

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等を行ったときには、速やかにその旨を乙に報告しなければならない。

2 特設公衆電話の新たな設置場所を設ける場合は、甲は乙に対し報告することとする。

（定期試験の実施）

第7条 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別に定める接続試験を実施することとする。

（異常発見時の取扱い）

第8条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回路について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、当該異常の除去に向け協力するものとする。

（特設公衆電話の開設）

第9条 特設公衆電話の利用の開始については甲乙協議の上、乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者若しくは帰宅困難者等の通信確保に努めるものとする。ただし、設置場所の存在する地域において大規模災害が発生し、甲と乙が連絡を取れない場合は、甲の判断により、利用を開始することができるものとする。

（特設公衆電話の利用）

第10条 甲及び乙は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

（特設公衆電話の利用の終了）

第11条 特設公衆電話の利用の終了については、甲乙協議のうえ決定するものとし、甲は特設公衆電話に係る電話機を速やかに撤去するものとする。

（設置場所の公開）

第12条 乙は、有事の際は事前設置した特設公衆電話を利用開始した時点でニュースリリースを行うこととする。

(目的外利用の禁止)

第13条 甲は、第7条に規定する定期試験及び第9条に規定する開設を除き、特設公衆電話の利用を行わないものとする。

2 甲は、乙より特設公衆電話に係る目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該目的外利用が発生しないよう措置を講じるものとする。

3 前項の目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

4 第2項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議の上講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等は、甲が負担するものとする。

(協議事項)

第14条 本書に定めのない事項又は本書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自がその1通を保有する。

平成26年 1月27日

甲 香川県高松市番町一丁目8番15号
高松市長 大西 秀人 印

乙 香川県高松市観光通一丁目8番地2
西日本電信電話株式会社香川支店
支店長 眞塚 教夫 印

高松市（以下「甲」という。）と株式会社川西水道機器（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における応急復旧資材の供給に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、高松市内における地震災害、風水害等の災害時（以下「災害時」という。）において、甲の管理する下水道施設が被害を受けた場合に、乙の甲に対する応急復旧資材の供給（以下「資材供給」という。）に関して基本的事項を定め、もって円滑な支援実施を図る事を目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において応急復旧のため、緊急に資材の調達が必要となった場合は、乙に資材供給の協力を要請することができるものとする。

2 乙は、甲からの協力要請があったときは、乙の業務に支障のない範囲において、甲に対し優先的に資材供給をするものとする。

3 甲からの協力要請は、文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合においては、電話又は口頭により行い、事後速やかに文書を提出するものとする。

（資材の種類）

第3条 乙は甲に対し、乙が製造又は販売若しくは取扱い可能な資材のうち、災害時において乙の可能な範囲で資材供給を行うものとする。

（資材の価格）

第4条 乙が甲に資材供給した資材の価格は、甲が通常定めている材料単価に従う。ただし、甲の定める材料単価がない場合は、乙が甲に提出する見積書により甲、乙協議して定めるものとする。

（資材の供給方法）

第5条 甲は乙に対し、資材の品名、数量、引き渡し場所を、文書で指示するものとする。

2 乙は、乙の本社工場（綾歌郡綾川町）にある在庫より、甲の指示する資材を供給する。ただし、乙の本社工場から資材供給できない場合には、乙の他営業所にある在庫より、資材を供給する。

3 乙は、甲の指定した資材を引き渡し場所に用意し、甲は当該場所へ職員を派遣し、資材の受取確認をもって資材供給を完了とする。

4 甲と乙は、本協定が災害時の資材提供であることに鑑み、資材の運搬につき甲乙双方が協力して行うことを確認する。

（費用の請求及び支払い）

第6条 前条の受取確認に基づき、甲は乙の請求する費用を負担するものとする。

2 請求及び支払い方法については、別途、甲と乙とで協議し、定める事ができる。

（瑕疵担保責任）

第7条 甲は、受取確認の結果、商品の瑕疵を発見したときは、ただちに乙に通知する。

2 乙は、商法526条（明治32年法律第48号）の規定に従い瑕疵担保責任を負うこととする。ただし、本協定が災害時の資材提供であることに鑑み、瑕疵担保責任は当該資材自体について生じた損害に限定し、資材自体の損害以外に損害が発生した場合については、責任を負わないものとする。

（返品）

第8条 甲は、本協定に基づいて提供された資材については、返品を行わないように努めなければならない。ただし、甲が返品を行う場合には、乙と協議し返品査定額を定めるものとする。

（平常時の活動）

第9条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な推進のため、平素から情報交換や甲が実施する防災訓練への協力、甲の職員による乙の本社視察、施工説明会への参加等、連携強化に努めるものとする。

(連絡責任者)

第10条 甲及び乙は、要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者を選任するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項、又は、この協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年4月1日

甲 高松市

高松市長 大 西 秀 人

乙 香川県綾歌郡綾川町陶7188番地1
株式会社川西水道機器

代表取締役社長 川 西 秀 明

(注) 平成26年に協定を締結していたが、水道事業の広域化による上下水道事業の組織分離に伴い、平成30年4月1日に改めて協定を締結した。

災害時における応急対策資機材等の供給に関する協定書

高松市（以下「甲」という。）と西村ジョイ株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策資機材の供給について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、高松市内において、地震や津波、風水害その他の災害（高松市国民保護計画に定める「武力攻撃事態」および「緊急処理事態」を含む。）が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲と乙が相互に協力して、市民生活の早期安定を図るため、応急対策資機材の供給について、必要な事項を定めるものとする。

（供給等の協力要請）

第2条 甲は、災害時において応急対策資機材を調達する必要があると判断したときは、乙に調達可能な資機材の供給を要請することができる。

（応急対策資機材の範囲）

第3条 甲が、乙の供給を要請する応急対策資機材の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な資機材とする。

- （1）別表に掲げる応急対策資機材
- （2）その他甲が指定する応急対策資機材

（要請の方法）

第4条 甲は、第2条の規定により乙に要請を行う時は、書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する時は電話または口頭により要請することができるものとし、事後において速やかに書面を提出するものとする。

（応急対策資機材の供給の協力）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けた時は、応急対策資機材の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、前条の規定により要請を受け、応急対策資機材の供給を実施したときは、応急対策資機材の供給報告書を甲に提出するものとする。

（引渡し）

第6条 応急対策資機材の引渡し場所は、甲が指定するものとし、その指定場所までの運搬は乙が行うものとする。

ただし、乙が運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により応急対策資機材を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第7条 乙が供給した応急対策資機材の代金および運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害の発生直前における適正な小売価格等を基準として、甲、乙が協議して定めるものとする。

（平常時の活動）

第8条 甲および乙は、この協定に定める事項の円滑な推進に資するため、平素からの情報交換、甲が行う防災訓練への参加等緊急時における問題点の把握に努めるものとする。

（連絡責任者）

第9条 この協定に係る連絡窓口は、甲においては、高松市役所財政局契約監理課とし、乙においては、西村ジョイ株式会社本社総務部とする。

（有効期間）

第10条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲または乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項またはこの協定に関し疑義が生じた事項は、その都度、甲および乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成26年 3月20日

甲 高松市
高松市長 大西秀人

乙 高松市成合町891番地1
西村ジョイ株式会社
代表取締役社長 西村泰昌

災害時における物資供給に関する協定書

高松市（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

（1）別表に掲げる物資

（2）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後、速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上、速やかに決定する。

（費用の支払い）

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（情報交換）

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（連絡責任者）

第11条 この協定に係る連絡窓口は、甲においては、高松市財政局契約監理課とし、乙においては、NPO法人コメリ災害対策センター事務局とする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第13条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終

了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年4月25日

甲 高松市
高松市長

乙 新潟県新潟市南区清水4501番地1
NPO法人 コメリ災害対策センター
理事長

災害時における電気設備の応急復旧に関する協定書

高松市（以下「甲」という。）と香川県電気工事業工業組合東讃支部（以下「乙」という。）は、地震災害、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、市有建物の電気設備の復旧に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害が発生した場合に、市有建物における電気設備の復旧に関し、甲が乙に対して、協力を要請する場合に必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し、次に掲げる業務の協力を得る必要があるときは、乙に協力を要請することができる。

- 市有建物の電気設備の復旧活動に関すること。
- 応急復旧活動中に二次災害等を発見したときは甲及び関係機関に通報すること。
- その他甲が特に必要と認める業務。

2 甲は、前項の要請を行うときは、名称、所在地、業務の内容及びその他必要と認められる事項を「応急復旧対策業務申請書」（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により行い、その後、速やかに前述の要請書を提出するものとする。

（協力）

第3条 乙は、前条の要請があったときは、可能な限り甲に協力するものとする。

（応急復旧作業後の引渡し）

第4条 乙は、甲の要請による電気設備が応急復旧した場合には、速やかに甲に「応急復旧対策業務完了報告書」（様式第2号）により報告し、相互に作業内容を確認し、甲に引き渡すものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により行い、その後速やかに「応急復旧対策業務完了報告書」を提出するものとする。

（費用の負担）

第5条 この協定に基づき乙が実施した応急復旧活動に要した費用については、甲、乙協議のうえ決定し、災害時の発生直前における適正な価格を基準として、甲が負担するものとする。

（連絡窓口）

第6条 この協定に係る業務に関する連絡窓口は、甲においては財産経営課長とし、乙においては香川県電気工事業工業組合東讃支部長とする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項またはこの協定に定める事項に疑義を生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期限）

第8条 この協定は、協定締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は持続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成26年6月1日

（甲） 高松市
高松市長 大西 秀人

（乙） 東かがわ市三本松1739番地3
香川県電気工事業工業組合東讃支部
支部長 久保 靖英

災害時等における物資の供給協力等に関する協定書

高松市（以下「甲」という。）とダイキ株式会社（以下「乙」という。）は、高松市域で地震、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）の物資供給等の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等に相互に協力して物資の安定供給等を行うことにより、市民生活の早期安定を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時等において物資を必要とするときは、乙に対して乙の保有する物資の供給について協力を要請することができる。

2 甲は、乙が高松市域に有する店舗の駐車場を被災者の一時避難所として必要とするときは、乙に対して無償提供の協力を要請することができる。

（協力実施）

第3条 乙は、前条の規定による甲からの要請を受けたときは、保有物資の優先供給等に積極的に協力するものとする。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

（1）別表に掲げる物資

（2）その他甲が指定する物資

（要請手続等）

第5条 第2条の要請は、文書（別紙様式）によるものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（運搬及び引渡し）

第6条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、当該場所に職員を派遣し、物資を確認の上引き取るものとする。

（費用負担）

第7条 乙が提供した物資及び運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、乙が物資の提供及び運搬を終了した後、乙の提出する納品書等に基づき、災害発生直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

（報告）

第8条 甲は、乙が保有する物資の在庫品目、数量等について報告を求めることができる。

（連絡責任者）

第9条 この協定に係る甲及び乙の連絡窓口について、別紙により定めるものとする。

（支援体制の整備）

第10条 乙は、災害時等における円滑な協力を図るため、社内及び各店舗間との広域応援体制並びに情報連絡体制の整備に努めるものとする。

（平常時の防災活動への協力）

第11条 乙は、平常時において、次に掲げる甲が実施する事業の推進に対し、可能な限り協力するものとする。

（1）甲及び乙とで共同で実施する防災啓発事業及び防災訓練

（2）甲が実施する防災啓発事業

（3）甲が実施する防災訓練への参加

（有効期間）

第12条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、平成27年3月31日までとする。ただし、協定期間が満了する1ヶ月前までに、甲乙いずれからも相手方に対し文書による終了の意思表示がないときは、協定期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（協議）

第13条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年7月17日

甲 高松市
高松市長

乙 愛媛県松山市美沢一丁目9番1号
ダイキ株式会社
代表取締役社長執行役員

高松市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、災害時において、乙の地図製品等の供給、利用について、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めることを目的とし、甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に規定する災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策本部等（災害対策基本法第23条の2に規定する災害対策本部又はそれに準じる災害対応のための体制をいう。以下同じ。）を設置したときにおける、乙からの住宅地図、広域図及びZNET TOWN（以下「地図製品等」と総称する。）の供給、利用等に関し必要な事項を定める。

（定 義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅地図 高松市全域を収録した乙の住宅地図帳をいう。
- (2) 広域図 高松市全域を収録した乙の広域地図をいう。
- (3) ZNET TOWN 乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」をいう。
- (4) ID等 ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードをいう。

（地図製品等の貸与及び保管）

第3条 乙は、本協定締結後、甲と乙とが別途定める時期及び条件により、乙が定める数量の地図製品等を甲に貸与するものとする。この場合において、住宅地図の複製も含め、当該貸与にかかる対価については無償とする。

2 甲は、前項に基づき乙が貸与した地図製品等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。

3 乙は、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図を引き取り、かつ、更新版と差し替えることができるものとする。この場合において、甲により旧版の住宅地図及び広域図に記載された事項等があるときは、乙において当該住宅地図及び広域図を速やかに処分するものとする。

4 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による住宅地図の保管・管理状況を確認することができるものとする。

5 乙は、甲が使用した住宅地図及び広域図の回収後は、速やかに処分するものとする。

（地図製品等の供給の要請等）

第4条 乙は、甲が災害対策本部等を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

2 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

3 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。

4 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。

5 本条に基づく地図製品等の供給にかかる対価は、甲乙別途協議のうえ決定するものとする。

（地図製品等の利用等）

第5条 甲は、第1条に基づき、災害対策本部等を設置したときは、災害応急対策及び災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は前条に基づき、乙から貸与又は供給された地図製品等の利用（災害対策本部等の設置期間中に閲覧し、又は甲乙間で別途定める時期及び条件の範囲内で複製を行うことをいう。）ができるものとする。

2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告し、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。

3 甲は、第1項の規定にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。こ

の場合において、甲は、本項に基づき広域図を複製利用するときは、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用するときは、本協定添付別紙のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から平成27年3月31日までとする。ただし、当該有効期間満了の3ヶ月前までに甲又は乙から書面による申し出がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以降もこの例によるものとする。

(協 議)

第8条 本協定に定めのない事項又は解釈その他につき疑義が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

平成26年9月18日

甲 香川県高松市番町一丁目8番15号
高松市
高松市長 大西 秀人

乙 香川県高松市上福岡町816番地1
株式会社ゼンリン 四国エリア統括部
統括部長 若林 康司

災害時における支援協力に関する協定書

高松市（以下「甲」という。）と香川県行政書士会（以下「乙」という。）は、高松市内に災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における、支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

本協定は、災害時において、甲の要請に基づき、乙が実施する災害支援のための行政書士業務（以下「本業務」という。）の内容及び実施について、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は災害時において、本業務の必要があると認めるときは、乙に対して協力を要請することができる。

（本業務の範囲）

第3条 甲の要請により乙及び乙の会員が実施する本業務の範囲は、行政書士法第1条の2及び同条の3に規定する業務とするほか、同業務の実施に必要な次に掲げる業務とする。

（1）乙による被災者支援を目的とした相談窓口の開設及び運営

（2）甲の依頼による乙の会員の派遣

（3）その他、甲が必要と認める業務

（要請手続等）

第4条 第2条の要請は、別添の「災害時支援協力要請書」により行うものとする。ただし、「災害時支援協力要請書」をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後、速やかに「災害時支援協力要請書」を提出するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、その要請を実施するための措置を行うとともに、業務完了後、甲に対し、別添の「災害時支援協力報告書」により実施内容を報告するものとする。

3 甲と乙は、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、別紙で定め、本業務に支障をきたさないよう平時から連絡調整に努めるものとする。

（費用負担）

第5条 第3条の本業務に必要な人件費及び物件費などの経費は、乙が負担するものとする。

（相談者の費用負担）

第6条 甲の要請による本業務は無料とし、相談者は費用負担を負わない。

（損害の補償）

第7条 甲の要請による本業務を行う際に、乙の会員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、乙の負担とする。

（協議）

第8条 この協定に定めがない事項又は協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（協定の有効期間及び更新）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、当該有効期間満了の3か月前までに、甲又は乙から書面による申し出がない限り、本協定は更に1年間更新されるものとし、以降もこの例によるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成26年10月6日

甲 高松市
高松市長

乙 高松市林町2217番地15
香川県行政書士会 会長

高松市（以下「甲」という。）と国立大学法人香川大学（以下「乙」という。）は、大規模災害が発生した時の物流拠点施設として、乙が管理する施設を使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害時に甲が調達した物資や支援物資を受け入れる施設として、乙が管理する施設を使用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、大規模災害時において、前条に規定する物資を受け入れる施設として、乙が管理する施設を使用する必要があるときには、乙に対して、書面をもって協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により要請することができるものとし、事後において、速やかに書面を提出するものとする。

（使用施設）

第3条 使用施設は、別紙「使用施設」のとおりとする。ただし、災害状況により、使用施設が使用できない場合には、改めて、協議し、利用可能な使用施設を決めるものとする。

（使用期間）

第4条 使用施設の使用期間は、災害復旧の状況に基づき、甲、乙協議の上、決定するものとする。

（目的外使用の禁止）

第5条 甲は、施設の使用に当たり、第1条の目的以外には使用しないものとする。

（費用負担）

第6条 甲が当該施設を使用することに係る施設の使用料は、無料とする。

（原状回復義務）

第7条 甲は、当該施設の使用を終えたときは、地震、津波等の災害により損傷した部分を除き、当該施設を原状に回復しなければならない。

2 前項に掲げる原状回復に係る費用は、甲が負担する。

（事故等に係る責任）

第8条 乙は、使用施設内において発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。ただし、乙の故意又は重大なる過失による事故等については、この限りでない。

（連絡体制）

第9条 この協定に係る連絡体制を、別紙「連絡責任者・連絡体制」のとおりとする。

（有効期限）

第10条 この協定は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲、乙いずれかから書面による終了の申出がない限り、この協定は期間満了の日の翌日からさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

（協議事項）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときには、その都度、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

この協定の証とするため、協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年2月16日

甲 高松市
高松市長 大西 秀人

乙 国立大学法人香川大学
学長 長尾 省吾

（注）平成27年2月12日に香川県立香川中央高等学校と、平成27年2月27日に高松シンボルタワー管理協議会と、平成27年3月20日に香川県教育委員会と同一内容の協定を締結している。

高松市（以下「甲」という。）と株式会社フソウ（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時等における応急対策支援及び応急復旧資材供給に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、高松市内において、地震、風雪水害等の災害、又は下水道管路破損、設備故障等の事故（以下「災害等」という。）により甲の管理する下水道施設が被害を受けた場合に、乙の甲に対する応急対策支援及び応急復旧資材供給（以下「応急対策支援等」という。）に関して基本的な事項を定め、もって円滑な支援実施を図る事を目的とする。

（応急対策支援の内容）

第2条 乙が行う応急対策支援とは、次のとおりとする。

- (1) ポンプ場及び下水処理場（以下「下水処理施設等」という。）における被害状況並びに内容の調査
- (2) 下水処理施設等における緊急措置及び応急復旧の支援
- (3) 下水処理施設等における放流水の水質検査支援（検査項目はCOD・SS・PH・DOの4項目）

（応急復旧資材供給の内容）

第3条 乙が行う応急復旧資材供給とは、次のとおりとする。

- (1) 乙が保有している下水道資材
- (2) 乙が販売及び取扱いしている下水道資材

（要請）

第4条 甲は、災害等が発生し、前2条に規定する応急対策支援等が必要となった場合は、乙に応急対策支援等を要請することができるものとする。

2 乙は、甲からの要請があったときは、乙の業務に支障の無い範囲において、甲に対し応急対策支援等を行うものとする。

3 甲からの要請は、文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合においては、電話又は口頭により行い、事後速やかに文書を提出するものとする。

（応急対策支援等に要する費用）

第5条 第2条に規定する応急対策支援及び第3条に規定する応急復旧資材供給に要する費用は甲の負担とする。

2 応急対策支援に要する費用の額は、甲乙別途協議の上、決定するものとする。

3 応急復旧資材供給に要する費用のうち応急復旧資材の価格は、甲が通常定めている材料単価に従う。ただし、甲の定める材料単価が無い場合は、乙が甲に提出する見積書により甲乙協議して定めるものとする。

（応急復旧資材の供給方法）

第6条 甲は乙に対し、応急復旧資材の品名、数量、引き渡し場所を、文書で指示するものとする。

2 乙は、乙の資材倉庫にある在庫から甲の指示する応急復旧資材を供給する。ただし、乙の資材倉庫から供給できない場合には、乙の他営業所にある在庫から応急復旧資材を供給できるものとする。

3 乙は、甲の指示した応急復旧資材を引き渡し場所に用意し、甲は当該場所へ職員を派遣し、応急復旧資材の受取確認をもって供給を完了とする。

4 本協定に基づく応急復旧資材供給が災害等の発生時における資材提供であることに鑑み、応急復旧資材の運搬は甲乙双方が協力して行うものとする。

（瑕疵担保責任）

第7条 甲は、受取確認の結果、応急復旧資材の瑕疵を発見したときは、ただちに乙に通知する。

2 乙は、商法526条（明治32年法律第48号）の規定に従い瑕疵担保責任を負うこととする。ただし、本協定に基づく応急復旧資材供給が災害等の発生時における資材提供であることに鑑み、瑕疵

担保責任は当該応急復旧資材自体について生じた損害に限定し、応急復旧資材自体の損害以外に損害が発生した場合には、責任を負わないものとする。

(返品)

第8条 甲は、本協定に基づいて供給された応急復旧資材については、返品を行わないように努めなければならない。ただし、甲が返品を行う場合には、乙と協議し返品査定額を定めるものとする。

(費用の請求及び支払い)

第9条 第5条に規定する応急対策支援等に要する費用の請求及び支払い方法については、甲乙別途協議の上、決定するものとする。

(平常時の活動)

第10条 甲と乙は、この協定に定める事項の円滑な推進のため、平素から情報交換や甲が実施する防災訓練への協力及び下水道技術の向上を図るための講習会等に協力し、連携強化に努めるものとする。

(連絡責任者)

第11条 甲と乙は、要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者を選任するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定の締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項については、甲乙別途協議の上、決定するものとする。この協定に定めのある事項について疑義を生じたときもまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年4月1日

甲 高松市

高松市長 大西 秀人

乙 東京都中央区新川一丁目23番5号

株式会社フソウ

代表取締役社長 上床 隆明

(注)平成27年に協定を締結していたが、水道事業の広域化による上下水道事業の組織分離に伴い、平成30年4月1日に改めて協定を締結した。

災害時における薬剤師医療救護活動に関する協定書

高松市における災害時の医療救護活動に関して、高松市（以下「甲」という。）と一般社団法人高松市薬剤師会（以下「乙」という。）との間に、次の条項により協定を締結した。

（目的）

第1条 この協定は、高松市地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（医療救護活動）

第2条 甲は、災害が発生し、医療救護活動を実施する必要があると認めるときは、乙に対して医療救護班への薬剤師の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定による要請を受けた場合は、直ちに薬剤師を派遣し、医療救護活動を実施するものとする。

（薬剤師の活動場所）

第3条 薬剤師は、甲が災害現場の避難所に設置する応急救護所、医薬品等の集積所等において医療救護活動を実施するものとする。

（薬剤師の業務）

第4条 薬剤師の業務は、次のとおりとする。

- (1) 応急救護所等における調剤、服薬指導及び健康相談
- (2) 応急救護所等における医師等への医薬品情報の提供
- (3) 集積所等における医薬品等の管理
- (4) 活動の記録と報告
- (5) その他必要な事項

（指揮命令）

第5条 薬剤師に対する指揮命令は、乙が行うものとする。

（連絡調整）

第6条 医療救護活動に係る連絡調整は、甲、乙緊密な連携のもとに行うものとする。

（輸送）

第7条 薬剤師の応急救護所等への輸送は、原則として甲が調達する車両等で行うものとする。

（医薬品等）

第8条 医療救護活動に要する医薬品、医療材料等（以下「医薬品等」という。）については、原則として乙が携帯し、又は調達する。ただし、乙から要請があった場合及び医薬品等の補給は、甲が行うものとする。

2 その他応急救護所で必要な物資の調達は、甲が行うものとする。

（調剤費）

第9条 応急救護所における患者（被災者）が負担する調剤費は、無料とする。

2 救護病院等後方医療機関における調剤費は、原則として患者（被災者）が負担する。

（費用弁償等）

第10条 甲の要請により乙が医療救護活動として実施した次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 薬剤師の派遣に伴う費用弁償
 - (2) 薬剤師が携行し、又は調達した医薬品等の実費弁償
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、この協定に定める医療救護活動に要した経費
- 2 前項に規定する費用弁償等の額については、別途甲、乙協議して決定するものとする。

(災害補償)

第11条 甲の要請により医療救護活動に従事した者が、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合において甲がその者又はその遺族等に対して行う災害補償については、高松市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等条例（昭和42年高松市条例第29号）の規定に準じ、別途甲、乙協議して決定するものとする。

(医療事故の処理)

第12条 応急救護所等での医療救護活動及び救護病院における災害発生直後の医療救護活動により生じた医療事故については、甲の責任において処理するものとする。

2 前項に規定する場合において、甲は、当該業務に従事した乙の会員に故意又は重大な過失がない限り、当該会員に対して求償しないものとする。

(県及び隣接市町間協議)

第13条 医療救護活動の範囲が隣接市町に及ぶ場合の第7条、第8条、第10条、第11条及び第12条に該当する事項等については、甲と県及び関係隣接市町間で協議決定する。

(有効期間及び更新)

第14条 この協定の有効期間は、この協定の締結日から起算して1年間とする。ただし、この期間満了の日の1か月前までに甲又は乙からその相手方に対し何らの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から起算して更に1年間延長するものとする。その後の期間満了の場合も、同様とする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定の条項に疑義が生じたときは、甲、乙協議して決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 27 年 3 月 3 日

(甲) 高松市

市長

大西秀人

(乙) 一般社団法人高松市薬剤師会

会長

木村昭代

災害時における要援護者（障がい者）の受け入れ等に関する協定書

高松市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 ポム・ド・パン（以下「乙」という。）は、災害が発生し又はそのおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、在宅での生活が困難となった又はそれが見込まれる障がい者及び緊急に避難を要する障がい者（以下「災害時要援護障がい者」という。）の、乙に属する障害者支援施設（以下「施設」という。）での受け入れ等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時要援護障がい者における施設での一時的な受け入れ等に関して、必要な事項を定めるものとする。

（受け入れ）

第2条 乙は、災害時において、甲から支援要請があった場合は、この協定に基づき、災害時要援護障がい者の受け入れに協力することとする。

2 施設は、甲に対し、受け入れ可能者数等の情報を提供するものとし、災害時要援護障がい者を一時的に受け入れるよう努めるものとする。

3 甲は、施設が前項に定める受け入れを効果的に行えるよう、関係機関に対して、連携を要請するものとする。

（法令上の取扱）

第3条 甲は、前項の規定に基づき、施設が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年十一月七日法律第百二十三号）」第五条第十一項の規定による障害者支援施設として受け入れた結果、定員を超過した場合には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年九月二十九日厚生労働省令第百七十二号）」第四十三条のただし書きに該当するものとして取り扱うものとする。

（ボランティア等の派遣協力）

第4条 甲は、施設が災害時にボランティア等の派遣を希望する場合には、これに協力するものとする。

2 乙は、被災した障害者支援施設からの入所者受け入れ要請又は職員派遣要請があれば、これに応じるものとし、甲は、これに協力するものとする。

（在宅復帰への支援）

第5条 甲は、施設が受け入れた災害時要援護障がい者の早期な在宅復帰のため、当該施設との連携を図るものとする。

（連絡体制）

第6条 この協定に係る連絡体制については、平時から定めておくものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は持続するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成27年4月1日

甲 高松市
高松市長 大西 秀人

乙 高松市三谷町3851番地

社会福祉法人 ポム・ド・パン
理事長 松原 廣

(注) 平成27年4月1日に香川県立みどり園、社会福祉法人かがわ総合リハビリテーション事業団、社会福祉法人銀星の家、社会福祉法人清水園、社会福祉法人竜雲学園、社会福祉法人瑞祥会と同一内容の協定を締結している。

災害時における福祉用具物資の供給等協力に関する協定書

高松市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本福祉用具供給協会（以下「乙」という。）とは、災害時における介護用品・衛生用品等の福祉用具等の供給について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、高松市内において、地震や津波、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲と乙が相互に協力して避難所等において、必要とされる介護用品・衛生用品等の福祉用具等（以下「福祉用具等」という。）物資の供給について、必要な事項を定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が水防本部又は災害対策本部を設置し、乙に対して、要請を行ったときをもって発動する。

（供給の要請）

第3条 甲は、災害時において、福祉用具等の物資を必要とするときには、乙に対して、福祉用具等物資の供給について協力を要請することができる。

（福祉用具等物資の内容）

第4条 甲が乙に要請する福祉用具等物資の範囲は、次に掲げるもののうちから、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる福祉用具等物資
- (2) その他甲が指定する福祉用具等物資

2 乙は、甲の要請があったときは、前項により定めた福祉用具等物資以外の物資の供給についても、可能な範囲で協力するものとする。

（要請手続）

第5条 甲の乙に対する要請手続は、別紙様式「福祉用具等物資供給要請書（以下「要請書」という。）」をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により要請し、事後において、要請書を提出するものとする。

（供給）

第6条 乙は、第3条の規定により甲から要請を受けたときは、福祉用具等の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、福祉用具等物資の供給をレンタル又は販売によって行うものとし、いずれによるかは甲、乙協議の上、決定するものとする。

3 乙は、甲からの要請を受け、福祉用具等物資の供給を実施したときは、別紙様式「福祉用具等物資供給報告書」を甲に提出するものとする。

（引渡し）

第7条 福祉用具等物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、その指定場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により、福祉用具等物資を運搬する車両を優先車両として、通行できるよう配慮するものとする。

（費用）

第8条 乙が甲に供給した福祉用具等物資及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害の発生直前における適正な小売価格等を基準として、甲、乙が協議の上、決定するものとする。

（損害の負担）

第9条 この協定に基づく供給の実施にあたり損害が生じたときには、その賠償の責について、甲、乙協議の上、定めるものとする。

（連絡体制及び責任者）

第10条 この協定に係る連絡窓口は、甲においては、高松市健康福祉局健康福祉総務課及び介護保険課とし、乙においては、香川県ブロック長とする。

2 災害時における要請及び供給に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者名簿を作成する。

（平常時の防災活動への協力）

第11条 乙は、次に掲げる甲の平常時における防災活動に対し、協力するものとする。

- (1) 甲が実施する防災啓発事業及び防災訓練への参加
- (2) その他甲の要請に基づく平常時の防災活動への協力
(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を有するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項、又は、この協定に関し疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年1月21日

甲 高松市
高松市長 大西秀人

乙 東京都港区浜松町2丁目7番15号
一般社団法人 日本福祉用具供給協会
理事長 小野木孝二

高松市（以下「甲」という。）と一般社団法人香川ビルメンテナンス協会（以下「乙」という。）とは、災害時における本市が指定する避難所（以下「避難所」という。）の衛生管理及び衛生用品の供給について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、高松市内において、地震や津波、風水害その他の大規模災害（高松市国民保護計画に定める「武力攻撃事態」及び「緊急対処事態」を含む。）が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲と乙が相互に協力して、良好な避難所環境を維持するため、衛生管理及び衛生用品の供給について、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において、衛生管理及び衛生用品の供給の協力を得る必要があると判断したときは、乙に対して、避難所の衛生管理及び保有する衛生用品の供給を要請することができる。

（要請の方法）

第3条 甲は、前条の規定により乙に要請を行う場合は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又は口頭により要請することができるものとし、事後において、速やかに文書を提出するものとする。

（避難所の衛生管理）

第4条 避難所における衛生管理の業務内容に関しては、避難所に避難している者からの意見を聴取した上で、甲、乙協議の上、実施するものとする。

2 乙は、前項の規定により業務を実施したときには、文書で甲に報告するものとする。

（衛生用品物資の内容）

第5条 甲が乙に供給を要請する衛生用品の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

(1) トイレットペーパー

(2) 洗剤

(3) 清掃用具

(4) 消毒液

(5) その他甲が指定する物資

（供給の実施）

第6条 乙は、甲からの衛生用品の供給の要請を受けたときは、衛生用品の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、甲からの要請を受け、衛生用品の供給を実施したときは、文書で甲に報告するものとする。

（引渡し）

第7条 衛生用品の引渡し場所は、甲が指定する避難所とし、その避難所までの運搬は乙が行うものとする。ただし、乙が運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により、衛生用品を運搬する車両を優先車両として、通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 乙が実施した衛生管理業務及び供給した衛生用品、運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する対価及び物資の費用は、災害の発生直前における適正な小売価格等を基準として、甲、乙が協議して決定する。

（連絡体制及び責任者）

第9条 この協定に係る連絡窓口は、甲においては、高松市市民政策局地域政策部及び高松市財政局契約監理課とし、乙においては、一般社団法人香川ビルメンテナンス協会とする。

2 災害時における要請や供給に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者名簿を作成する。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に関し疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 11 条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通作成し、甲、乙記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

平成 28 年 4 月 27 日

甲 高松市
高松市長 大西 秀人

乙 一般社団法人香川ビルメンテナンス協会

会 長 藤 澤 利 光

高松市災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定書

高松市（以下「甲」という。）と社会福祉法人高松市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、高松市災害ボランティアセンターの設置及び運営について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における円滑かつ効率的なボランティア活動を推進するため、高松市地域防災計画に基づき、高松市災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（センターの設置等）

第2条 甲は、災害が発生し、ボランティアによる活動が必要であると認めるときは、乙にセンターの設置を要請するものとする。

2 乙は、甲から前項の規定による要請があったときは、速やかにセンターを設置し、必要な業務を行うものとする。

3 センターの閉鎖は、災害の復旧状況等を考慮し、甲乙協議の上、決定するものとする。

（センターの設置の手続き）

第3条 甲は、前条第1項の規定により乙にセンターの設置を要請するときは、日時、場所その他センターの設置に関し、必要な事項を明記した文書により行うものとする。ただし、緊急時においては、口頭等により要請し、後日文書をもって処理するものとする。

2 乙は、前条第2項の規定によりセンターを設置したときは、その旨を文書により甲に報告するものとする。ただし、緊急時においては、口頭等により報告し、後日文書をもって処理するものとする。

（センターの業務等）

第4条 センターが行う業務は、次のとおりとする。

- (1) センターの運営に関すること。
- (2) 災害ボランティアの受入れ及び調整に関すること。
- (3) 災害ボランティア活動の情報収集及び提供に関すること。
- (4) 高松市災害対策本部等との連絡調整に関すること。
- (5) その他災害ボランティア活動を支援するために必要な業務に関すること。

2 乙は、前項各号の業務を円滑に遂行するため、平常時から関係団体とのネットワークの構築や活動に必要な資機材等の調達など、諸準備に努めるものとする。

（センターへの支援）

第5条 甲は、センターの速やかな設置及び運営について、乙から協力を求められたときは、次の支援を行うものとする。

- (1) センター設置場所等の提供及び活動に必要な資機材の調達
- (2) 乙の要請に基づく職員の派遣
- (3) 前号の規定により派遣された職員は、センターの代表者等の指示に従い、同センターの設置及び運営に関し、迅速な支援を行うものとする。

（費用負担）

第6条 第4条各項に規定する業務に関し必要な費用は、甲が負担するものとする。

2 乙は、前項に規定する費用について甲が説明を求めたときは、これに応じなければならない。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年9月1日

甲 高松市

高松市長 大 西 秀 人

乙 社会福祉法人 高松市社会福祉協議会
高松市福岡町二丁目24番10号
会 長 氏 部 隆

高松市（以下「甲」という。）と、「5日で5000枚の約束。」プロジェクト実行委員会（以下「乙」という。）は、高松市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震、風水害その他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るため、畳の供給等の協力に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における被災者の救援及び甲が行う応急対策が円滑に実施されることを目的とする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時における協力事項は、原則として、甲が高松市災害対策本部等を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（畳の供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において、甲が畳を必要とするときには、甲は、乙に対して畳の供給等について協力を要請することができる。

（畳の供給等の要請手続等）

第4条 前条に規定する要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 前項に規定する甲が乙に提出する文書は、協力要請書（様式第1号）によるものとする。

3 甲は、乙の業務が円滑に行われるよう、要請に係る重要な変更が生じたときは、その都度、乙に通知するものとする。

（畳の供給等の協力実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたとき、畳の供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

2 利用後の畳の処理については、甲が行うものとする。

（畳の運搬）

第6条 畳の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。また、乙は、必要に応じて甲に運搬の協力を求めることができるものとする。

(費用)

第7条 第5条及び前条の規定により乙が供給した量の対価及び運搬の費用については無償とする。

(訓練)

第8条 乙は、甲の主催する防災訓練等に積極的に参加するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の30日前までに、双方いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、各自1通を保有する。

平成29年1月16日

甲 高松市

高松市長 大西 秀人

乙 兵庫県神戸市兵庫区永沢町三丁目8番8号

「5日で5000枚の約束。」プロジェクト実行委員会

事務局長・発起人 前田 敏康

災害時緊急物資保管場所の提供に関する協定書

高松市（以下「甲」とする。）と高松琴平電気鉄道株式会社（以下「乙」とする。）は、大規模災害等発生時に備え、甲が備蓄している災害時緊急物資の保管場所について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲が所有する災害時緊急物資を、乙の所有する施設、コトデン瓦町ビルの一部に保管するため、甲乙間においての使用貸借について必要な事項を定めるものとする。

（保管場所及びその他必要事項）

第2条 乙は、甲が使用できる保管場所、その他必要事項は、別途覚書により取り交わすこととする。

（災害時緊急物資の定義）

第3条 災害時緊急物資とは、「高松市災害時緊急物資備蓄計画」に定めている災害発生時に流通備蓄及び救援物資が調達されるまでの間に、避難生活上、必要不可欠な食料及び飲料水、生活必需品等とする。

（災害時緊急物資の管理、運用）

第4条 災害時緊急物資の管理・運用については、甲が行うものとする。

2 保管場所は甲における集中備蓄場所の一つとし、備蓄する災害時緊急物資については、各地域への補完・補充用のものとする。

（使用条件）

第5条 甲は、乙の指定する保管場所を無償で使用できるものとする。

2 甲は、保管場所の使用について乙の指示に従うものとする。

3 甲は、保管場所の使用を必要としなくなった場合は、甲の責任において、原状回復するものとし、乙において原状回復を行った場合は、その費用を甲に請求できるものとする。

4 乙は、甲に対し使用の変更を行う場合は、3か月前までに書面で通知するものとする。

5 甲が本協定に違反した場合、乙は保管場所の使用を中止させることができるものとする。

（効力）

第6条 本協定の効力は、平成29年9月6日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに、甲乙いずれからも申し出が無い場合は、効力満了の翌日から起算して、1年間本協定を更新することとし、以降、同様とする。

（協議）

第7条 本協定に定めのない事項又は、協定に定める事項に疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

平成29年9月6日

甲 高松市
高松市長

乙 高松琴平電気鉄道株式会社
代表取締役社長

高松市（以下「甲」という。）と高松個人タクシー協同組合（以下「乙」という。）は、地震その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における人員の輸送等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時の人員の輸送等に関し、甲が乙に対して協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時において、次条に掲げる業務を遂行するために、乙の協力を得る必要があると認めるときは、人員の輸送等協力要請書（様式第1号）により、乙に対し、人員の輸送等の協力を要請するものとする。ただし、当該要請書を提出する時間的余裕がないと認めるときは、甲は、口頭等により当該要請をすることができる。この場合において、甲は、速やかに書面により提出するものとする。

（業務の内容）

第3条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- （1） 傷病者等の輸送業務
- （2） 被災者等の輸送業務
- （3） 災害応急対策の実施に必要な人員及び携行する資機材等の輸送業務
- （4） その他甲が必要とする応急対策業務

（報告）

第4条 乙は、前条の業務を実施したときは、当該業務の終了後、速やかに甲に対し、人員の輸送等実施報告書（様式第2号）により報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 第3条の業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条の3の規定に基づき、乙の所属する組合員が認可を受けている一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

（費用の支払）

第6条 乙は、当該業務に要した前条の費用を、甲に対し、請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認し、速やかに当該費用を乙に支払う

ものとする。

(事故等)

第7条 乙の使用する車両が、故障その他の理由によりその運行を中断したときは、乙は、速やかに当該車両を交換してその業務の継続に努めるものとする。

2 乙は、その車両の運行に際し、事故が発生したときは、甲に対し、速やかにその状況を報告するものとする。

(第三者に対する責任)

第8条 乙は、その車両の運行に際し、乙の責に帰する理由により、第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(従事者の損害補償)

第9条 当該業務に従事した者が、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、次に掲げる場合を除き、高松市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年高松市条例第39号)の規定を準用し、甲が補償する。

(1) 当該従事者の故意又は重大な過失による場合

(2) 当該負傷、疾病又は死亡が、第三者の行為による場合

(3) 当該負傷、疾病又は死亡につき、損害保険等の契約により、給付を受けることができる場合

(支援体制の整備)

第10条 乙は、災害時における円滑な人員輸送等が図られるよう、広域応援体制の整備に努めるものとする。

2 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口となる部署について、協定締結後、速やかに相手方に通知するものとする。当該部署に変更があった場合も、同様とする。

(平常時の防災活動への協力)

第11条 乙は、次に掲げる甲の平常時における防災活動に対し協力するものとする。

(1) 甲が実施する防災啓発事業又は防災訓練

(2) その他甲の要請に基づく平常時の防災活動

(協力組合員名簿の提出)

第12条 乙は、組合員一覧を作成し、甲に書面により提出するものとする。その内容に変更が生じた場合も、同様とする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに、甲乙いずれかからも申出がないときは、この協定は期間満了日の翌日からさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(疑義の決定)

第14条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成29年10月26日

甲 高松市
高松市長

乙 高松市朝日町5丁目4番27号
高松個人タクシー協同組合
理事長

高松市（以下「甲」という。）とアジア航測株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における航空機や無人航空機による応急対策活動（以下「本活動」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急的な災害の状況把握のための本活動に関し、乙が優先的に甲に協力することにより、被害の拡大防止と被災施設等の早期復旧に資するために必要な事項を定めるものとする。

（活動内容）

第2条 本活動の内容は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときに、甲の指示に基づき、災害現場の状況を航空機又は無人航空機に搭載したカメラにより撮影し、及び撮影した画像を解析すること並びに当該画像の提供及び解析結果の報告をすることとする。

（要請）

第3条 甲は、本活動を実施する必要があると認めるときは、乙に対し、災害応急対策活動要請書（様式第1号）により、本活動の実施の要請をするものとする。ただし、当該要請書を提出する時間的余裕がないと認めるときは、甲は、口頭等により当該要請をすることができる。この場合において、甲は、当該口頭等による要請後、遅滞なく、当該要請書を乙に対し、提出するものとする。

（本活動の実施）

第4条 乙は、前条の要請があった場合は、直ちに本活動を実施するものとする。

（本活動の完了）

第5条 乙は、本活動が完了したときは、直ちに指示者に対しては、口頭により、甲に対しては災害応急対策活動報告書（様式第2号）により報告するものとする。

（費用の負担等）

第6条 本活動に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 乙は、本活動に要した費用を甲に対し、請求するものとする。

3 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認し、速やかに当該費用を乙に支払うものとする。

（第三者に対する責任）

第7条 本活動の実施に伴い、第三者に損害を与えたときは、甲の責に帰する原因によるときは甲が、

乙の責に帰する原因によるときは乙が、その賠償の責を負うものとする。

(従事者の損害補償)

第8条 本活動に従事した者（この条において「従事者」という。）が、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、次に掲げる場合を除き、高松市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年高松市条例第39号）の規定を準用し、甲が補償する。

- (1) 従事者の故意又は重大な過失による場合
 - (2) 当該負傷、疾病又は死亡が、第三者の行為による場合
 - (3) 当該負傷、疾病又は死亡につき、損害保険等の契約により、給付を受けることができる場合
- (情報交換)

第9条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び活動内容等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(連絡責任者)

第10条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては総務局危機管理課長、乙においてはアジア航測株式会社四国支店長とする。

(疑義の決定)

第11条 この協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

(平常時の防災活動への協力)

第12条 乙は、次に掲げる甲の平常時における防災活動への支援協力について、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

- (1) 甲が実施する防災啓発事業又は防災訓練
 - (2) その他甲の要請に基づく平常時の防災活動
- (有効期間)

第13条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が書面により協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年11月1日

甲 高松市
高松市長

乙 東京都新宿区西新宿六丁目14番1号
新宿グリーンタワービル
アジア航測株式会社
代表取締役社長

高松市（以下「甲」という。）と赤帽香川県軽自動車運送協同組合（以下「乙」という。）は、地震その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における物資等の輸送に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時の物資等の輸送に関し、甲が乙に対して協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時において、物資等を輸送する必要があると認めるときは、緊急・救援物資等輸送協力要請書（様式第1号）により、乙に対し、物資等の輸送の協力を要請するものとする。ただし、当該要請書を提出する時間的余裕がないと認めるときは、甲は、口頭等により当該要請をすることができる。この場合において、甲は、速やかに書面により提出するものとする。

（協力）

第3条 乙は、前条の規定による要請があったときは、やむを得ない事由がある場合を除き、他の自治体等からの要請に優先して物資等の輸送に協力するものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条の規定に基づき物資等の輸送を実施したときは、その輸送終了後、速やかに甲に対し、緊急・救援物資等輸送実施報告書（様式第2号）により報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 物資等の輸送に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、災害等が発生する直前における適正価格を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

（費用の支払）

第6条 乙は、物資等の輸送に要した費用を、甲に対し、請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認し、速やかに当該費用を乙に支払うものとする。

（車両優先通行の確保）

第7条 甲は、災害時において、被災地などを乙が物資等を輸送する車両（以下「車両」という。）が優先して通行できるように配慮するものとする。

(事故等)

第8条 車両が、故障その他の理由によりその運行を中断したときは、乙は、速やかに当該車両を交換してその業務の継続に努めるものとする。

2 乙は、車両の運行に際し、事故が発生したときは、甲に対し、速やかにその状況を報告するものとする。

(第三者に対する責任)

第9条 乙は、車両の運行に際し、乙の責に帰する理由により、第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(従事者の損害補償)

第10条 当該業務に従事した者が、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、次に掲げる場合を除き、高松市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年高松市条例第39号)の規定を準用し、甲が補償する。

(1) 当該従事者の故意又は重大な過失による場合

(2) 当該負傷、疾病又は死亡が、第三者の行為による場合

(3) 当該負傷、疾病又は死亡につき、損害保険等の契約により、給付を受けることができる場合

(支援体制の整備)

第11条 乙は、災害時における円滑な物資等の輸送が図られるよう、広域応援体制の整備に努めるものとする。

2 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口となる部署について、協定締結後、速やかに相手方に通知するものとする。当該部署に変更があった場合も、同様とする。

(平常時の防災活動への協力)

第12条 乙は、次に掲げる甲の平常時における防災活動に対し協力するものとする。

(1) 甲が実施する防災啓発事業又は防災訓練

(2) その他甲の要請に基づく平常時の防災活動

(協力組合員名簿の提出)

第13条 乙は、組合員一覧を作成し、甲に書面により提出するものとする。その内容に変更が生じた場合も、同様とする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに、甲乙いずれかからも申出がないときは、この協定は期間満了日の翌日からさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(疑義の決定)

第15条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成29年10月25日

甲 高松市
高松市長 大西 秀人

乙 高松市国分寺町柏原336-1
赤帽香川県軽自動車運送協同組合
代表理事 貞野 正昭

一般廃棄物（ごみ）処理に係る相互応援に関する協定書

高松市及び中讃広域行政事務組合（以下「協定団体」という。）は、一般廃棄物（ごみ（高松市が受託して処理するものを含む。）に限る。以下同じ。）の処理について相互に応援することに関し、次の条項により協定を締結した。

（目的）

第1条 この協定は、一般廃棄物の処理について、協定団体相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう必要な事項を定め、もって地域の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

（応援の要請）

第2条 協定団体は、次の各号に掲げる場合において、それぞれの一般廃棄物処理施設（以下「施設」という。）における処理に支障をきたすおそれが生じたときは、相互に応援を要請することができる。

（1）施設の新設、更新、大規模改修を行う場合

（2）施設の故障、事故等が発生した場合

（3）前2号に掲げる場合のほか、災害による急激なごみ量の増加など、一般廃棄物の処理が困難となる特別の事由が発生した場合

2 前項の規定による応援の要請は、その都度、文書により行うものとする。

（応援の実施）

第3条 協定団体は、前条の規定により応援の要請を受けた場合は、それぞれの施設の処理能力等を勘察し、業務に支障のない範囲内において、相互に一般廃棄物の処理に係る応援を行うものとする。

（経費の負担）

第4条 前条の規定により応援を実施した場合、その応援に要した経費は、原則として応援を要請した団体が負担するものとする。

（情報の交換）

第5条 この協定の円滑な運用を期するために、協定団体は、必要に応じて一般廃棄物処理に係る相互の情報交換を行うものとする。

（有効期間）

第6条 この協定は、締結日から平成31年3月31日まで効力を有する。ただし、期間満了の日の1か月前までに、協定団体のいずれからも特段の申し出がなく、変更又は解除の必要が生じない場合においては、この協定の有効期間は1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

（協定の変更及び解除）

第7条 協定団体のいずれかが、この協定内容の変更又は解除を申し出たときは、協議の上、この協定の変更又は解除を行うものとする。

（他の協定等との関係）

第8条 この協定は、協定団体が締結する他の協定及び香川県内における広域的な一般廃棄物の処理に関する計画等に基づく相互応援その他の協力を妨げるものではない。

（定めのない事項等の処理）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定の条項に疑義が生じたときは、協定団体が協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年2月19日

高松市

高松市長 大西 秀人

中讃広域行政事務組合

管理者 梶 正治

災害時における応急復旧に関する協定

高松市（以下「甲」という。）と高松市上下水道工事業協同組合（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結した。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害等の災害時（以下「災害時」という。）において、下水道施設に被害を受けた場合における施設の応急復旧等（以下「応急復旧等」という。）のための協力に関し、必要な事項を定める。

（協力要請等）

第2条 甲は、災害時の応急復旧等を実施する場合においては、乙に協力を要請することができるものとする。

2 乙は、甲からの協力要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に協力するものとする。

3 甲からの協力要請は、文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合においては、電話又は口頭により行い、その後速やかに文書により行うことができる。

（協力の内容）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、速やかに応急復旧等を実施する態勢をとり、必要な人員及び資機材等を提供し、甲の指示に従い、おおむね次の作業に従事するものとする。

- (1) 応急復旧作業
- (2) 応急復旧資材の提供
- (3) 工事業者のあっせん
- (4) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

（費用の請求等）

第4条 前条の応急復旧等に要した費用については、原則として甲の定める基準に基づき甲が負担するものとする。

（補償）

第5条 乙が復旧作業により負傷、疾病及び死亡した場合における補償は、乙の負担とする。

2 乙が復旧作業中に第三者に損害を与えた場合、又は乙が、作業場所への往復途中に生じたものについては、乙がその賠償の責を負うものとする。

（災害訓練及び講習会等の協力）

第6条 乙は、甲が実施する災害訓練及び下水道技術の向上を図るための講習会等に協力するものとする。

（事務局）

第7条 この協定に基づく応急復旧等の協力に係る事務局は、次のとおりとする。

- (1) 甲の事務局 高松市都市整備局下水道部 下水道経営課
- (2) 乙の事務局 高松市上下水道工事業協同組合 事務局

（適用）

第8条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲、乙が協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年4月1日

甲 高松市

高松市長 大西 秀人

乙 高松市天神前5番30号

高松市上下水道工事業協同組合

理事長 岩井 孝博

(注) 平成10年から高松市水道局(平成23年からは高松市上下水道局)において協定を締結していたが、水道事業の広域化による上下水道事業の組織分離に伴い、平成30年4月1日に改めて協定を締結した。

高松市（以下「甲」という。）、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ四国（以下「乙」という。）は甲乙間で平成30年5月1日付で締結した「GCPlanets（庁内統合型GIS）サービス及びGCNavi（公開型GIS）サービス利用に関する利用契約」について、災害時における高松市地図情報システムの利用ユーザ制限の変更について次のとおり協定を締結した。

（趣旨）

第1条 災害時における高松市地図情報システムのサービス提供（以下「地図情報システム」という。）に係る乙の甲に対する協力に関しては、この協定の定めるところによる。

（協力の内容）

第2条 乙は、次の各号のいずれかに該当する事態が生じ、甲の水防本部又は災害対策本部が設置され、その水防本部又は災害対策本部から地図情報システムの利用ライセンス数制限の上限を変更したい旨の要請があったときは、利用ライセンス数の制限30ユーザを一時的に同時接続120ユーザまで引き上げ、追加ユーザを無償で提供するものとする。

（1） 高松市内に震度5弱以上の地震災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合

（2） 暴風警報、大雨警報、洪水警報、暴風雪警報、大雪警報、高潮警報又は波浪警報のいずれかが高松市に発令された場合

（3） 同等以上の災害が発生若しくは発生するおそれがある場合

（協力の要請）

第3条 甲は、この協定による要請を行うときは、地図情報システム利用制限解除要望書を乙に提出するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話等により要請を行い、事後において速やかに当該要望書を提出するものとする。

（期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日とする。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上各自1通を保有する。

平成30年7月24日

甲 高松市
高松市長 大西 秀人

乙 愛媛県松山市三番町四丁目9番地6
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ四国
代表取締役社長

管理番号	
依頼日	年 月 日

高松市地図情報システム 災害時利用制限解除要望書

依頼所属	
依頼者氏名	
利用制限解除期間	年 月 日 ~ 年 月 日
災害種別	<input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> 台風 <input type="checkbox"/> 大雨特別警報 <input type="checkbox"/> 大雨警報 <input type="checkbox"/> 大雪特別警報 <input type="checkbox"/> 大雪警報 <input type="checkbox"/> 暴風特別警報 <input type="checkbox"/> 暴風警報 <input type="checkbox"/> 暴風雪特別警報 <input type="checkbox"/> 暴風雪警報 <input type="checkbox"/> 波浪特別警報 <input type="checkbox"/> 波浪警報 <input type="checkbox"/> 高潮特別警報 <input type="checkbox"/> 高潮警報 <input type="checkbox"/> 洪水警報 <input type="checkbox"/> その他 ()
特記事項	

国土地理院と高松市は、それぞれが保有する地理空間情報の活用促進のために、協力に関する基本的事項について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会の実現のため、地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）の趣旨にのっとり、国土地理院及び高松市が保有する地理空間情報の相互活用及び情報、技術等の提供に関し、連携及び協力を強化することにより、国民の利便性の向上を図るとともに県勢の発展と安全、安心な地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本協定は、地理空間情報の整備及び活用に関する行政事務に対し適用するものとする。

(地理空間情報の提供及び物品の貸与)

第3条 国土地理院及び高松市は、保有する地理空間情報及び物品について相互に活用するものとし、具体的な提供方法等については、別途定めるものとする。

(災害対応等における協力)

第4条 国土地理院及び高松市は、災害対応及び防災訓練等において相互に情報の共有を図り、迅速かつ効果的な防災及び減災の推進に向けて協力するものとし、具体的な協力方法等については、別途定めるものとする。

(技術支援)

第5条 国土地理院及び高松市は、地理空間情報及び物品の相互活用の推進に役立つ技術等の活用について、可能な範囲で相互に支援するものとする。

(窓口の設置)

第6条 国土地理院及び高松市は、本協定に定める連携及び協力を強化するための担当窓口を設置し、具体的な連携及び協力に関する事項の推進を図るものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の30日前までに国土地理院及び高松市のいずれかが書面をもって本協定の終了の意思表示をしないときは、この有効期間に関わらず、期間満了日の翌日から更に1年間有効とし、その後も同様とする。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項について疑義が生じたときは、国土地理院及び高松市が誠意を持って協議解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成31年3月1日

茨城県つくば市北郷1番
国土交通省国土地理院長
川崎 茂信

香川県高松市番町一丁目8番15号
高松市長 大西 秀人

災害時における廃棄物の処理等に関する協定書

高松市（以下「甲」という。）と高松市資源リサイクル事業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における廃棄物の処理等に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、高松市内において地震、津波や台風等の災害が発生した場合に、災害廃棄物の撤去、収集・運搬、処分等に関し、甲が乙に協力を要請するに当たっての必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「災害廃棄物」とは、地震、津波や台風等の災害により生じた廃棄物及び被災者や避難者の生活に伴い生じる廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。）をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、高松市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、次の各号の事業（以下「災害廃棄物の処理等」という。）の協力を得る必要があるときは、乙に対し協力を要請するものとする。

- (1) 災害廃棄物の撤去
- (2) 災害廃棄物の収集・運搬
- (3) 災害廃棄物の処分
- (4) 前各号の実施に伴う必要な事業

（災害廃棄物の処理等の実施）

第4条 乙は、前条の要請があったときは、必要な要員、車両、資機材等を調達し、可能な限りにおいて災害廃棄物の処理等を実施するものとする。

2 乙は、災害廃棄物の処理等を実施するに当たっては、関係法令を遵守するとともに、次の各号に留意するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう配慮すること。
- (2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮すること。

（情報の提供）

第5条 甲は、災害廃棄物の処理等のために円滑な協力が得られるよう、乙に対し被災状況、復旧状況等、必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、災害廃棄物の処理等に関し、協力できる人員及び資機材等の状況を毎年6月30日までに甲に報告するものとする。

（協力要請の手続）

第6条 甲は、協力要請に当たっては、次の各号に掲げる事項を文書で乙に通知するものとする。ただし、文書により難しい場合は口頭で要請し、後日、速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 災害廃棄物の処理等の実施地区
- (2) 災害廃棄物の処理等の実施内容
- (3) 災害廃棄物の処理等の実施期間
- (4) その他必要な事項

（実施の報告）

第7条 乙は、災害廃棄物の処理等を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲に報告するものとする。

- (1) 災害廃棄物の処理等の実施地区
- (2) 災害廃棄物の処理等の実施内容
- (3) 災害廃棄物の処理等の実施期間
- (4) その他必要な事項

（費用の負担）

第8条 この協定に基づき乙が実施した災害廃棄物の処理等に要した費用については、甲、乙協議のうえ決定し、災害時の発生直前における適正な価格を基準として、甲が負担するものとする。

（連絡窓口）

第9条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては環境局環境総務課、乙においては高松市資源リサイクル事業協同組合とする。

（有効期限）

第10条 この協定は、協定締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は持続するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義を生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成31年 3月28日

高松市
高松市長 大西 秀人

高松市鹿角町715番地5
高松市資源リサイクル事業協同組合
理事長 朝倉 義洋

様式第 1 号

年 月 日

高松市資源リサイクル事業協同組合
理事長 様

高 松 市 長

災害時廃棄物処理等協力要請書

災害時における廃棄物の処理等に関する協定書第 6 条の規定に基づき、次のとおり災害廃棄物の処理等に関する協力について、下記のとおり要請します。

記

災害廃棄物の処理等の 実 施 地 区	
災害廃棄物の処理等の 実 施 内 容	
災害廃棄物の処理等の 実 施 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
そ の 他	

※連絡先（担当・電話）

(宛先) 高 松 市 長

高松市資源リサイクル事業協同組合
理事長

災害時廃棄物処理等実施状況報告書

災害時における廃棄物の処理等に関する協定書第7条の規定に基づき、災害廃棄物の処理等に関する実施状況について、下記のとおり報告します。

記

災害廃棄物の処理等の 実 施 地 区	
災害廃棄物の処理等の 実 施 内 容	
災害廃棄物の処理等の 実 施 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
そ の 他	

※連絡先（担当・電話）

災害発生時における応急生活物資の供給等に関する協定書

高松市（以下「甲」という。）と株式会社朝日段ボール（以下「乙」という。）及び、Jボックス株式会社（以下「丙」という。）は、災害発生時における応急生活物資（以下「物資」という。）の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生又は発生するおそれがある時において、避難所の設営等において必要な物資の調達に関し、必要な事項を定める。

（協力の要請及び受諾）

第2条 甲は、災害時に物資の調達が必要となった場合は、救援物資供給要請書（様式第1号）により、乙及び丙に協力を要請できるものとする。ただし、緊急を要する時は、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙及び丙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

（物資の種類）

第3条 前条の物資の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 暖段はこベッド（段ボール製簡易ベッド）
- (2) 段ボール製シート
- (3) 段ボール製間仕切り
- (4) その他乙及び丙の取扱商品

（手続等）

第4条 乙及び丙は、甲の指定する場所に物資を搬送し納品するものとする。その際に、甲は職員をもってこれを確認させ、受け取るものとする。

2 乙及び丙はできる限り暖段はこベッドの組み立て等を指導できる者を派遣し、避難所の設営等が円滑に進むよう努めるものとする。

3 乙及び丙は、搬送終了後、速やかに救援物資供給完了報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（物資の回収）

第5条 乙及び丙は、納品した暖段はこベッドの使用が終了し、甲から依頼があった場合、できる限り暖段はこベッドの回収について調整を行い、リサイクルに努めるものとする。

（経費の負担）

第6条 甲は、乙及び丙に対し、第4条の規定により納品された物資の費用及び物資の運搬に要する費用について負担するものとする。

2 前項に掲げる経費の価格は、災害時の直近の価格を基準とし、甲、乙、丙協議のうえ定めるものとする。

（経費の支払）

第7条 経費は、乙及び丙が甲に請求するものとし、甲は請求書を受け取った日から起算し、30日以内にこれを支払うものとする。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

（連絡窓口）

第8条 甲及び乙並びに丙は、この協定に関する連絡窓口を定め、相手方に通知しなければならない。また、連絡窓口を変更したときも同様とする。

（情報の共有等）

第9条 甲及び乙並びに丙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るため、情報を共有するとともに、必要な連絡及び調整を図るものとする。

（有効期間）

第10条 この協定書の有効期間は締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲及び乙並びに丙は、各相手方に対し文書による終了の意思表示が無い場合は、更に1年間継続するものとし、以後この例による。

（疑義の解決）

第11条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関して疑義が生じたときは、その都度甲、乙丙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を3通作成し、甲、乙、丙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

令和元年8月6日

(甲) 香川県高松市番町一丁目8番15号
高松市長 大西 秀人

(乙) 香川県高松市国分寺町国分156番地2
株式会社朝日段ボール
代表取締役社長 白井 大介

(丙) 大阪府八尾市太子堂2丁目5番38号
Jパックス株式会社
代表取締役 水谷 嘉浩

高松市（以下「甲」という。）と三協フロンテア株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定書は、高松市内に地震、風水害その他による災害（武力攻撃災害及び緊急処事態を含む。）が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、市民生活の早期安定を図るため、救援物資の供給に関し必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定書に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部並びに国民保護対策本部及び緊急処事態対策本部（以下「対策本部」という。）を設置し、乙に対して協力要請を行ったときをもって協力するものとする。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（救援物資）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資は、ユニットハウス（避難住宅、仮設トイレ等）等の乙が取り扱い可能な物資とする。

（要請の方法）

第5条 甲は、乙に対する第3条の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭、電話等により要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条により甲から要請を受けたときは、その措置事項を文書で甲に報告するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で報告し、その後速やかに文書による手続を行うものとする。

2 乙は、物資を引き渡したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資を引き渡す場所は、甲が指定するものとし、その引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める運送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

3 甲は、指定した物資の引渡場所に甲の職員又は甲の指定する者を派遣し、物資を確認の上受領するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の供給に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における適正な価格を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定するものとする。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

2 協力要請の手續等を円滑に行うため、甲乙両者は事前に連絡責任者及び連絡担当者（以下「連絡責任者等」という。）を定め、相互に文書にて報告するものとする。なお、甲乙両者は、連絡責任者等に変更が生じた場合は、その都度、文書により報告するものとする。

(実施細目)

第11条 この協定に係る様式及び実施に係る細目等は、実施細目として別に定めるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定ものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から起算して1年間とする。ただし、有効期間が満了する日の1ヶ月前までに、甲又は乙のいずれからも文書による終了の意思表示がない場合は、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年3月25日

(甲) 香川県高松市番町一丁目8番15号

高松市

高松市長 大西 秀人

(乙) 千葉県柏市新十余二5番地

三協フロンテア株式会社

代表取締役社長 長妻 貴嗣

災害時におけるユニットハウス等の供給に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時におけるユニットハウス等の供給に関する協定（以下「協定書」という。）第11条の規定に基づき、協定書の実施に関し、必要な手続その他の事項を定めるものとする。

(物資の範囲)

第2条 協定書第4条に規定する救援物資の範囲は、次に掲げる物資とする。

- (1) ユニットハウス（避難住宅、仮設トイレ等）等
- (2) その他甲が指定する物資

(要請手続)

第3条 協定書第5条に規定する甲から乙への要請は、次に掲げる事項をもって別記様式第1号により行うものとする。

- (1) 要請する期間
- (2) 物資供給の内容及び供給量
- (3) 引き渡し場所及び引き渡し希望日時
- (4) 甲の担当者
- (5) その他必要な事項

2 甲は、乙の業務が円滑に行われるよう、前項の要請に係る重要な変更が生じたときは、その都度、別記様式第1号により乙に通知するものとする。

(措置事項の連絡手続)

第3条 協定書第6条第1項の規定により乙から甲への報告は、次に掲げる事項をもって別記様式第2号により行うものとする。

- (1) 要請に対する措置
- (2) 要請を拒否する理由
- (3) 要請を承諾する条件
- (4) 乙の担当者
- (5) その他必要な事項

(実施状況の報告)

第4条 協定書第6条第2項の規定により乙から甲への報告は、次に掲げる事項をもって別記様式第3号により行うものとする。

- (1) 供給した期間
- (2) 物資供給の内容及び供給量
- (3) その他必要な事項

(連絡責任者等の報告)

第5条 協定書第10条第2項に規定する連絡責任者等の報告は、別記様式第4号により行うものとする。

様

高松市長

印

災害時における物資の供給に関する協定書に基づく協力要請書

災害時における物資の供給に関する協定第 5 条に基づき、次のとおり協力を要請します。

(1) 要請する期間	年 月 日～ 年 月 日 (日間)
(2) 物資供給の内容及び供給量	
(3) 引き渡し場所及び引き渡し希望日時	(場所) (希望日時) 年 月 日 午前・午後 時 分
(4) 甲の担当者	担当課 職・氏名 連絡先 (TEL) (FAX) (Eメール)
(5) その他必要な事項	

高松市長 様

印

災害時における物資の供給に関する協定書に基づく協力要請報告書

災害時における物資の供給に関する協定書第6条第1項に基づき、次のとおり報告します。

(1) 要請に対する措置	1. 要請を受理します（条件を付す場合は(3)に記入）。 2. 要請を拒否します。
(2) 要請を拒否する理由	<u>※(1)で2に該当した場合のみ記入すること。</u>
(3) 要請を承諾する条件	※条 件
(4) 乙の担当者	担当課 職・氏名 連絡先（TEL） （FAX） （Eメール）
(5) その他必要な事項	

高松市長

様

印

災害時における物資の供給に関する協定書に基づく実施状況報告書

災害時における物資の供給に関する協定書第6条第2項に基づき、次のとおり報告します。

(1) 供給した期間	年 月 日～ 年 月 日 (日間)
(2) 物資供給の内容及び供給量	
(3) その他必要な事項	

様

印

災害時における物資の供給に関する協定書に基づく連絡責任者等の報告書

災害時における物資の供給に関する協定書第10条第2項に基づき、次のとおり報告します。

連絡責任者等	
連絡責任者等	

災害時における宿泊施設の提供等に関する協定

高松市（以下「甲」という。）とアパホテル株式会社（以下「乙」という。）は、地震・風水害その他の災害（以下「災害等」という。）の発生時における宿泊施設、入浴施設及び食事の提供等に関する協定を、次のとおり締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害等発生時において、障害者、高齢者、妊産婦、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者等」という。）の避難を実施するため、乙の甲に対する協力（以下に掲げる宿泊施設の利用等）に関し、必要な事項を定めるものとする。

宿 泊 施 設 名	所 在 地
アパホテル〈高松空港〉	高松市香南町由佐 2425-2

（要請）

第2条 甲は、災害等発生時において、要配慮者等の避難所の確保について、乙に対し、協力を要請することができる。

2 甲の要請は、協力要請書（様式1）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、FAX等により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

（要請する業務の範囲）

第3条 前条の規定による要請に基づき、乙が実施する業務の範囲は、概ね次に掲げるものとする。ただし、これにより難い場合は、甲乙協議の上別途定めるものとする。

- (1) 乙が運営する宿泊施設、入浴施設の提供
- (2) 前号の業務を実施するにあたっての空室等の状況の把握及び調整
- (3) その他必要とする事項

2 宿泊施設の利用者に対する健康状態のモニタリング、体調管理、発熱や咳の症状が出た場合の対応等は、甲が当該宿泊施設へ職員を派遣し実施するものとする。ただし、これにより難い場合は甲乙協議の上別途定めるものとする。

（実施）

第4条 乙は、甲から第2条の規定による協力の要請を受けたときは、宿泊施設に空き室がある場合には、受け入れができる範囲で、実施するための措置を速やかにとるものとする。

2 要配慮者等が宿泊施設の利用等を行う際は、原則として要配慮者等の付添が同行・同宿し、必要な措置を行うものとする。

3 要配慮者等は、宿泊施設の利用等にあたり、乙が定める宿泊約款（以下「宿泊約款」という。）を遵守するものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、乙は、第2条の規定により要請があった場合であっても、乙の運営する宿泊施設が停電、断水等により業務に大きな支障が発生しているとき又は要配慮者等が宿泊約款の遵守に同意しないときは、当該宿泊施設への受け入れを断ることができるものとする。

（受入期間）

第5条 宿泊施設への受入期間は、原則として、宿泊施設へ利用者が入所した日から退所する日までの間とする。ただし、これにより難い場合は甲乙協議の上別途定めるものとする。

（対象者の選定）

第6条 宿泊施設の対象者の選定は甲が行うものとする。

2 甲は、災害等発生後、対象者の選定を速やかに行えるよう、受入可能人数、受入手順等について、事前に乙と連絡調整を行うものとする。

（避難時の事故等に係る責任等）

第7条 乙は、要配慮者等による宿泊施設の利用等の際に発生した利用した要配慮者等の責めに

帰する事故等に対する責任を一切負わないものとする。

2 甲は、要配慮者等の宿泊施設の利用等において、宿泊約款が遵守されず、乙の運営する施設等に何らかの損害が発生した場合には、現状復旧の費用を負担するものとする。

(経費)

第8条 甲は、第3条の規定により乙が実施した業務に係る経費（以下「経費」という。）を負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担する経費は、1泊食事なし、1人あたり

7,000円（ただし、消費税・地方消費税・宿泊税・入湯税別途）とし、付添人も同額とする。ただし、未就学児の取扱いは、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 前項の支払いに疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(受入実績の報告と経費の請求)

第9条 乙は、業務を行った月ごとに、速やかに受入実績報告書（様式2）を甲に提出するとともに、所定の請求書により甲に対して経費を請求するものとする。

(経費の支払)

第10条 甲は、前条の規定により乙から適法な経費の請求を受けたときは、その日から30日以内に支払うものとする。

(連絡調整体制の整備)

第11条 甲及び乙は、災害等発生時における円滑な協力体制が図られるよう、平時から受入に関する連絡調整体制の整備を努めるものとする。

(甲乙の解除権)

第12条 甲及び乙は、相手方が次のいずれかに該当するときは、本協定を解除することができる。この場合には、何ら催告を要しないものとする。

(1) ア 法人の役員等（役員又はその設置校若しくは教育・研究組織等の代表者をいう。以下この号において同じ。）若しくは使用者が、暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。）であるとき、又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

イ 法人の役員等が、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に定める無差別大量殺人を行った団体又はこれら団体の支配若しくは影響の下に活動しているものと認められる団体の構成員及び関係者であるとき。

ウ 法人の役員等が、日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又は日本国憲法の下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体の構成員及び関係者であるとき。

(2) 自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的団体（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する団体、日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又は日本国憲法の下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に定める無差別大量殺人を行った団体をいう。以下同じ。）の威力又は関係者を利用するなどしているとき。

(3) 反社会的団体の関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に反社会的団体の維持、運営等に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 反社会的団体又はその関係者との交際や会合に同席するなど社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(5) 反社会的団体又はその関係者であることを知りながら、これを不当に利用したり、実際には反社会的団体と関係ないがその威を借りるために反社会的団体の名を騙るなどしているとき。

(6) 委託又は資材等の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から前号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 相手方が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者との間で委託又は資材等の購入契約その他の契約を行っていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲又は乙が相手方に対して当該契約の解除を求め、相手方がこれに従わないとき。

2 前項第1号から第6号までに該当するおそれがあると認めるときは、甲又は乙は、相手方が乙又は甲の役職員の個人情報について、警視庁等に対して情報提供又は照会することに関して同意するものとする。

(その他)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義や変更が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日から1か月前までに、原則として協定書の継続について甲乙協議するものとし、甲乙いずれからも文書による協定解除の意思表示がないときは、更新されたものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年10月14日

甲 高松市
高松市長 大西 秀人

乙 東京都港区赤坂3-2-3
アパホテル株式会社
代表取締役 元谷 英美子

(注) 令和3年1月4日にkanemitsu(株)と同一内容の協定を締結している。

様式1 (第2条関係)

年 月 日

様

高松市長 大西 秀人
 担当者(所属)
 (氏名)
 (連絡先)
 協力要請書

災害時における宿泊施設の提供等に関する協定第2条の規定に基づき、下記の被災者の避難所として、協力を要請します。

No.	氏名	性別	年齢	住所	宿泊予定期間	備考
例	〇〇 〇〇	男	75	〇〇町 11-11	8/20~8/26	

様式2 (第9条関係)

年 月 日

高松市長

会社名
担当者(所属)
(氏名)
(連絡先)

受入実績報告書

No.	氏名	性別	年齢	住所	宿泊期間	泊数	利用金額計 (税抜き)	備考
例	〇〇 〇〇	男	75	〇〇町 11-11	8/20~8/26	6	42,000 円	

災害時における施設等の利用に関する協定

高松市（以下「甲」という。）と高松高等検察庁（以下「乙」という。）は、災害時における甲が行う災害対策への乙の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的等）

第1条 乙は、高松市内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が障害者、高齢者、妊産婦、乳幼児、その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者等」という。）の避難を実施するため、乙が管理する第2条規定の施設（以下「当該施設」という。）をその避難所、物資集積場所及び支援車両等の駐車場（以下「避難所等」という。）として使用することに同意する。

2 この協定は、甲が当該施設を避難所等として使用する際の、必要な事項を定めることを目的とする。

（使用施設）

第2条 甲が避難所等として使用することのできる施設は、次のとおりとする。

名 称 法務総合研究所高松支所並びに矯正研修所高松支所研修寮

所在地 高松市高松町2106-20

区 分 建物（研修員用宿泊施設）及び土地

面 積 建物延べ床659㎡、土地972㎡

（使用料）

第3条 使用料は、国有財産法第19条において準用する同法第22条第1項第3号の規定に基づき、無償とする。

（使用上の制限）

第4条 甲は、当該施設並びに当該施設内の設備及び備品類の使用に当たっては、乙と協議の上、善良なる管理者の注意をもって使用するものとする。

2 甲は、乙から、建物倒壊の恐れ、業務上の都合等により、当該施設に要配慮者等を滞在させることができないとの申出があった場合は、その申出に従い、要配慮者等を退去させるなど、速やかに対応するものとする。

（国有財産の使用手続）

第5条 甲が当該施設を避難所等として使用する場合は、乙に対して国有財産使用許可申請書（別記第1号様式）を提出するものとする。ただし、同申請書を提出するいとまがないときは、口頭、電話等により申請することができるものとし、後日速やかに同申請書を提出するものとする。

2 乙は、甲から前項の申請書提出を受けたとき（同項ただし書により、口頭、電話等により申請を受けたときを含む。）は、速やかに入寮研修員の調整を行い、同調整状況を踏まえて、国有財産使用許可書（別記第2号様式）により、当該施設の使用を許可するものとする。

（費用負担及び物資の調達）

第6条 避難所等として使用している間の当該施設に係る運営経費は、全額を甲が負担するものとする。ただし、乙の承諾により、甲乙協議の上、負担割合を決定することができる。

2 要配慮者等の生活必需品ほか必要となる物資は、甲が調達するものとする。

（運営管理に関する責任）

第7条 避難所等としての運営管理は、開設・閉設時を含め、甲がその責任において行うものとする。

2 乙は、当該施設に要配慮者等が避難した際に発生した避難所等の運営管理に係る事故等の責任を負わないものとする。

（原状回復）

第8条 甲は、当該施設の使用を終えるときは、その責任と負担において使用開始時の原状に復するものとする。ただし、地震その他の甲の帰責によらない損壊等の部分並びに乙が承諾した部分については、この限りでない。

（有効期限）

第9条 この協定は締結の日から当該年度末の3月31日まで有効とする。ただし、甲乙双方に異議がない場合は、同一の条件で自動的に1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（解約）

第10条 甲乙は、その都合により何時においても、本協定を解約することができる。

（協議）

第11条 この協定の各条項に関して疑義が生じたとき、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙誠意をもって協議の上、これを解決するものとする。

以上のように協定が成立したことを証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年4月23日

甲 高松市番町一丁目8番15号

高 松 市 長 大 西 秀 人

乙 高松市丸の内1番1号

高松高等検察庁検事長 曾 木 徹 也

年 月 日

高松高等検察庁検事長 殿

高松市長

国有財産使用許可申請書

下記のとおり、行政財産を使用したく、関係資料を添付して申請します。

記

1 使用しようとする財産

（1）所在 高松市高松町2106-20

（2）区分 建物及び土地

（施設名 法務総合研究所高松支所並びに矯正研修所高松支所研修寮）

（3）数量 建物延べ床659㎡、土地972㎡

2 使用しようとする理由

避難所、物資集積場所及び支援車両等の駐車場

3 使用しようとする期間

年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）まで

4 その他参考となるべき事項

別記様式第2号（第5条関係）

年 月 日

高松市長 殿

高松高等検察庁検事長

国有財産使用許可書

年 月 日付けで申請のありました避難所、物資集積場所及び支援車両等の駐車場として、当庁の国有財産を使用することについて、下記のとおり許可します。

記

1 使用場所

(1) 所在 高松市高松町2106-20

(2) 区分 建物及び土地

(施設名 法務総合研究所高松支所並びに矯正研修所高松支所研修寮)

(3) 数量 建物延べ床659㎡、土地972㎡

2 使用内容

避難所、物資集積場所及び支援車両等の駐車場

3 使用期間

年 月 日 () ~ 年 月 日 () まで

4 その他

(1) 施設等の使用については、既設物等を毀損させないように注意して使用すること。

(2) 使用期間を変更する場合は、事前に申し出ること。

(3) ○○号室は使用しないこと（※研修員入寮中等により使用できない寮室がある場合に記載）。

災害時等における一般廃棄物（し尿を除く。）処理に係る相互支援に関する協定書

高松市及び香川県東部清掃施設組合（以下「協定市等」という。）は、災害時等における一般廃棄物（し尿を除く。以下同じ。）の処理において相互に支援することに関し、次の条項により協定を締結した。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等における一般廃棄物の処理について、協定市等の中の相互の支援が迅速かつ円滑に実施されるために必要な事項を定め、もって地域における生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

（支援に関する協議）

第2条 協定市等は、相互支援の実施について、信義に基づいて行うものとする。

2 この協定による支援に関し協議すべき事項は次に定める事項とし、相互支援の実施において、その都度、協定市等の中で別途協議の上、定めるものとする。

- （1）搬入車両の種別
- （2）搬入施設及びその経路
- （3）搬入期間及び日時
- （4）一般廃棄物の種類及びその数量
- （5）一般廃棄物の計量場所
- （6）処理に係る費用及びその支払方法
- （7）残渣及び資源物の取扱い
- （8）その他必要と認める事項

（支援の要請）

第3条 協定市等は、次の各号に掲げる場合において、それぞれの一般廃棄物処理施設（以下「施設」という。）における一般廃棄物の処理に支障をきたすおそれが生じたときは、相互に支援を要請することができる。

- （1）災害によるごみ量の急激な増加、施設の処理能力の著しい低下等の状況になった場合
- （2）前号に掲げる場合のほか一般廃棄物の円滑な処理が困難となる特別の事由が発生した場合

2 前項の規定による支援の要請は、その都度、文書により行うものとする。

（支援の実施）

第4条 協定市等は、前条の規定により支援の要請を受けた場合は、それぞれの施設が有する処理能力等を勘案し、その業務に支障のない範囲において、一般廃棄物の処理に係る支援を行うものとする。

(一般廃棄物処理における留意事項)

第5条 協定市等は、第1条に定める目的を踏まえ、一般廃棄物処理にあたっては次の各号に掲げる事項に常に留意をして、その業務を適正かつ円滑に執行するものとする。

(1) 搬入ごみの検査等を適時行い、適正なごみ質の管理を推進するとともに、ごみの発生を抑制し、その再資源化や有効利用等に積極的に取り組むことにより、ごみの減量化に努めること。

(2) 協定市等が定める一般廃棄物処理基本計画等に基づき、施設整備を行い、適正な一般廃棄物処理を行うように努めること。

(3) 施設の適正な維持管理を計画的に行い、常に良好な状態で施設が稼働するよう努めること。

(情報の交換)

第6条 この協定の円滑な運用に期するために、協定市等は一般廃棄物処理に関し相互に緊密に連携し、積極的な情報交換に努めるものとする。

(有効期間)

第7条 この協定は、締結の日から令和5年3月31日までの間その効力を有する。ただし、期間満了の日の1か月前までに、協定市等のいずれからも解除の申し出がない場合は、この協定の有効期間は更に1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

(他の協定等との関係)

第8条 この協定は、協定市等が締結する他の協定、香川県内における広域的な一般廃棄物の処理に関する計画等に基づく相互支援その他の協力を妨げるものではない。

(定めのない事項等の処理)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定の条項に疑義が生じたときは、協定市等が協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書5通を作成し、協定市等は記名押印し、立会人は署名の上、各自1通を保有する。

令和3年12月27日

高松市

高松市長 大西 秀人

香川県東部清掃施設組合

管理者 大山 茂樹

立会人 さぬき市
さぬき市長 大山 茂樹

立会人 東かがわ市
東かがわ市長 上村 一郎

立会人 三木町
三木町長 伊藤 良春

災害時等における応急対策活動協力に関する協定書

No.84

高松市（以下「甲」という。）と株式会社 ダイナム（以下「乙」という。）は、災害時等における応急対策活動協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、高松市内で地震、津波、風水害、高潮、その他の大規模災害が発生し、又はそのおそれがある場合（以下「災害」という。）に、乙の協力（以下に掲げる施設の利用等）を得て、甲がより速やかにかつ円滑に被災者の応援救助に係る応急対策活動を実施するために、必要な事項を定めるものである。なお、この協定は、災害時等に乙が自主的に実施する住民等への応急対策等の活動を妨げるものではない。

店 舗 名	株式会社 ダイナム香川高松店 ゆったり館
所 在 地	高松市上林町1 1 5 番地

店 舗 名	株式会社 ダイナム香川高松郷東店 ゆったり館
所 在 地	高松市郷東町4 1 4 番地 1

（協力の要請）

第2条 甲は乙に対し、協力の要請が必要となった場合は、施設利用等要請書（様式第1号）をもって乙に協力の要請をするものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（協力の内容）

第3条 甲は乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

- (1) 乙の店舗（次号において「店舗」という。）において、駐車場の一部を、車中泊避難者に対する一時避難場所、車両退避場所、として可能な範囲で提供すること。
- (2) 避難者に対し、乙の設備が使用可能な場合、水道水、トイレ等を可能な範囲で提供すること。
- (3) 避難者に対し、乙は、食料、飲料及びその他備品等を、自己の判断及び負担において提供できるものとする。
- (4) 店舗において、避難者に対し、テレビ、ラジオ等で知り得た災害概況の情報を可能な範囲で提供すること。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し、優先的かつ速やかに協力をを行うものとする。

また、協力に当たっては、積極的に市民、自主防災組織等と連携を図るよう努めるものとする。
なお、災害時等における乙の顧客の安全確保等、乙の施設運営上必要な範囲において、協力実施事項の一部利用制限等、必要な措置を講ずることができる。

(施設の利用等)

第5条 乙は、甲からの協力要請に対して協力する場合、乙の顧客対応等速やかに準備を整えた上で、甲に対して施設の使用開始可能時間を通知するものとする。

(施設変更の報告)

第6条 乙は、乙の施設の増改築により、当該施設の面積等や使用可能施設に変更が生じた場合、又は何らかの事情により施設の利用が不可能となるときは、甲に連絡するものとする。

(避難者の誘導)

第7条 乙は、避難者に対し、施設内への安全な誘導に努めるものとする。

(費用負担)

第8条 避難者受入に係る当該施設の使用料は無料とする。

(利用期間)

第9条 甲が、乙の施設を利用する期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害状況等により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙の承諾を得た上で、期間を延長することができる。

(利用の終了)

第10条 甲は、乙の施設利用を終了する際は、乙に対し、その旨を連絡し、併せて施設利用等終了連絡書(様式第2号)により通知するものとする。

(連絡体制等)

第11条 この協定の円滑かつ迅速な履行を図るため、連絡担当者名簿(様式第3号)を作成し、相互に交換して、連絡体制を確立するものとする。

(原状回復義務)

第12条 甲は、使用した者による故意又は過失による場合を除いて、一時避難所、車両待避所としての使用期間を終えたときは、使用施設を災害等により損傷した部分を除き、原状に回復しなければならない。

2 前項に掲げる原状回復に係る費用は、甲が負担する。

(事故等にかかわる責任)

第13条 乙は、本協定に基づく避難者、甲の職員、その他第三者に係る乙の施設内において発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。ただし、乙の故意又は重大なる過失による事故等については、この限りでない。

2 避難者が乙の施設に避難した際、又は本協定に基づく第三者が、施設の破損や乙に対する損害を発生させた責任はその原因者にあるものとし、甲はその責任を一切負わないものとする。ただし、甲の故意又は重大なる過失による場合については、この限りでない。

3 甲は、前2項に係る事故等が発生したときは、解決に向けて乙及び避難者等に可能な限り協力するものとする。

(秘密の保持)

第14条 甲及び乙は、本協定に基づき知り得た個人情報や秘密事項等を他に漏らしてはならない。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(協定の有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了日の30日前までに、甲、乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間この協定は更新されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年2月25日

甲 高松市番町一丁目8番15号
高松市長 大西 秀人

乙 東京都荒川区西日暮里2-27-5

株式会社 ダイナム

代表取締役 保坂 明

高松市内で地震、津波、風水害、高潮その他大規模災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、地域住民の安全確保のためのトヨタカローラ香川株式会社春日店（以下「緊急避難場所」という。）の使用等について、高松市（以下「甲」という。）とトヨタカローラ香川株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結をする。

1 緊急避難場所の確認

甲は、地域住民に高齢者等避難以上（以下「避難情報」という。）の発令の必要があると予想され、かつ、緊急避難場所の開設が必要である場合は、地域住民の受入れについて、乙に連絡し確認するものとする。ただし、地震等により、確認なく住民が緊急避難場所へ避難してきた場合、乙の職員がいるときは、乙は直ちに受け入れ、その旨を甲に連絡する。乙の職員が不在のときは、甲が職員を派遣し避難させるとともに、乙に連絡するものとする。

乙は、前号の規定による連絡があったときは、直ちに施設運営上の支障の有無、避難施設に関する事項等を把握し、甲に連絡するものとする。

2 職員の派遣

甲は、緊急避難場所を開設したとき、又は地域住民の緊急避難があったときは、直ちに職員を緊急避難場所に派遣するものとする。

前号の職員は、避難住民に対する緊急避難場所の施設への誘導、施設・設備の取扱いの指導及び外部との連絡・調整等を行うものとする。

3 施設の使用

使用施設は、緊急避難場所の「店舗2階イベントホール」とする。ただし、前記以外の施設の使用が必要となった場合には、甲乙協議の上、決定する。

使用期間は、避難情報発令の場合は原則として避難情報発令の日からその発令が解除される日まで、地震の場合は甲乙協議して決定する期間とする。

(3) 緊急避難場所での必要な物品は、甲が準備するものとする。

4 使用上の注意

甲は、避難住民が故意又は過失による場合を除いて、緊急避難場所の施設・設備等を破損・汚損又は紛失したときは、修繕等に要する経費を負担しなければならない。

乙は、使用施設に地域住民等が避難した際に、使用施設内において発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。ただし、乙の故意又は重大なる過失による事故等については、この限りでない。

5 費用負担

使用施設の使用料は、無料とする。

6 有効期間

この協定は、協定締結の日から令和5年3月31日までとし、有効期間満了日1か月前までに甲又は

乙から解除の申入れがない場合には、この協定は期間満了の翌日から更に1年間継続するものとし、以降同様とする。

7 協議事項

この協定に定めるもののほか必要な事項は、その都度甲乙協議して決定する。

令和4年7月26日

甲 高松市番町一丁目8番15号

高松市長

乙 高松市鬼無町是竹94番地

トヨタカローラ香川株式会社

代表取締役社長 向井 良太郎

災害時におけるキッチンカーによる炊き出しの実施等に関する協定書

高松市（以下「甲」という。）と香川県キッチンカー協会（以下「乙」という。）は、災害時等における応急対策活動協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、高松市内で地震、津波、風水害、高潮、その他の大規模災害が発生し、又はそのおそれがある場合に、乙の協力を得て、甲がより速やかにかつ円滑に被災者の応援救助に係る応急対策活動を実施するために、必要な事項を定めるものである。なお、この協定は、災害時等に乙が自主的に実施する住民等への応急対策等の活動を妨げるものではない。

（協力の要請）

第2条 甲は乙に対し、協力の要請が必要となった場合は、協力要請書（様式第1号）をもって乙に協力の要請をするものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（協力の内容）

第3条 甲は乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

- (1) 甲が開設した避難所におけるキッチンカーによる炊き出しの実施
- (2) 避難所開設が困難な地域におけるキッチンカー等による炊き出しの実施
- (3) 乙が調達可能な物資の供給
- (4) 甲が提供する米等の食事の調理
- (5) その他甲が指定する支援

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し、優先的かつ速やかに協力を行うものとする。

2 乙がキッチンカーによる炊き出しを行う場合、特定原材料及び特定原材料に準ずるものについて、表示又は利用者に通知する等、食物アレルギー対策に配慮するものとする。

3 乙がキッチンカーによる炊き出しを行う場合、衛生管理を行い、提供する食事を加熱する等、食中毒が発生しないよう配慮するものとする。

4 乙がキッチンカーによる炊き出しを行う場合、必要に応じて咀嚼・嚥下機能の低下している被災者に配慮した食事を提供するものとする。

（実績報告）

第5条 乙は、この協定に基づき協力を行ったときは、甲に対し実績報告書（様式第2号）により実績報告を行うものとする。

（費用の負担）

第6条 第4条の規定により、乙が提供した労務及び原材料等に要した費用の対価は、原則として、災害発生時直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上決定し、甲が負担するものとする。

2 乙が行う業務によって生じた移動に係る費用は、乙による通常業務での移動と同様とみなし、乙が負担するものとする。ただし、移動が広範囲にわたる等、通常業務から著しく逸したと認められる場合は、甲乙協議の上、負担額を決定するものとする。

（連絡体制等）

第7条 この協定の円滑かつ迅速な履行を図るため、連絡担当者名簿（様式第3号）を作成し、相互に交換して、連絡体制を確立するものとする。

（平時の取組）

第8条 乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、甲から要請があった場合は、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に協力するものとする。

（契約の解除）

第9条 甲は、乙が第4条の規定により協力を行う場合において、暴力団を含む反社会的勢力に属する者を関与させたと認められたときは、この協定を直ちに終了できるものとする。

2 甲は、前項によりこの協定を終了させた場合は、その旨を直ちに乙に対して、電話等で知らせるとともに、速やかに文書により通知するものとする。

（秘密の保持）

第10条 甲及び乙は、本協定に基づき知り得た個人情報や秘密事項等を他に漏らしてはならない。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

（協定の有効期間）

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了日の30日前までに、甲、乙いずれからも申出がないときは、更に1年間この協定は更新されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和5年2月3日

甲 高松市番町一丁目8番15号

高松市長 大西 秀人

乙 香川県丸亀市土器町東七丁目241番地4

一般社団法人 香川県キッチンカー協会

代表理事 金光 一成

【3 災害対策・水防本部関係】

災害対策（水防）本部事務処理内容の概要

1 総務班 各班から引き継いだ「災害対応記録表」（様式第1号）を整理して、被害状況を「被害状況（〇〇〇〇）」（様式第2号）に集計し、広報係に伝達するとともに、電話やFAXなどにより県へ被害報告を行います。また、重要情報により、避難所開設、高齢者等避難、避難指示、災害対策本部設置等の対策を検討します。

防災行政無線での情報収集及び対策等を伝達します。

本部長の命令、指示を各班へ伝達するとともに各班及び関係機関への連絡・調整を行います。

□ 動員係 避難所の開設、総合センター・支所の支援、避難指示の広報などに伴う人員が必要な場合、各部局へ要請し、事前に配置しておきます。また、現地状況の把握等で増員が必要な場合は各部局に要請します。

□ 広報係 総務班からの情報を、随時、本部席に報告するとともにホームページ、防災行政無線や報道機関を通じて市民に情報提供します。また、報道関係等の対応を行います。避難所開設、高齢者等避難及び避難指示の広報をします。

2 地域支援班 各地域の被害状況等を各地域コミュニティ組織や総合センター・支所・出張所を通じて収集し、総務班に報告します。必要に応じ、必要な人員や支援物品の確保を動員係、輸送調達班へ依頼します。

各地域コミュニティ組織などへ必要な情報を伝達します。

3 輸送調達班 地域支援班や対策班などの災害情報等を受け、現地把握に必要な公用車等の管理、支援物品等の調達・手配・輸送等に関する対応を行います。

4 要配慮者支援班 総務班、対策班、地域支援班などからの情報に基づき、要配慮者へ高齢者等避難や避難指示に関する情報を伝達するとともに安否情報などを収集します。

5 対策班 情報受付係から引き継いだ情報を受け、現地調査等の連絡や検討した対応策を、各関係部局、水防班、建設業協会等の関係機関に指示します。

また、監視分析係より状況分析の報告を受け、対応が必要な場合は指示します。

□ 監視分析係 情報（気象、河川情報システム、砂防情報システム、地域支援班、現地パトロール係、関係機関等）を収集・分析し、対策班及び総務班に伝達します。

□ 対策整理係 総務班が整理・集計した「災害対応記録表」を高松市防災情報システムに入力します。

(3) 対策指示係 情報班・各班が受け付けた情報を、対応する班へ分類します。

6 情報班

□ 情報受付係 外部等からの災害情報等を「災害対応記録表」に記載の上、対策指示係の指示を受け、対応する各班へ引き継ぎます。

(注) 情報内容によっては、情報班処理係の者が代わって行います。

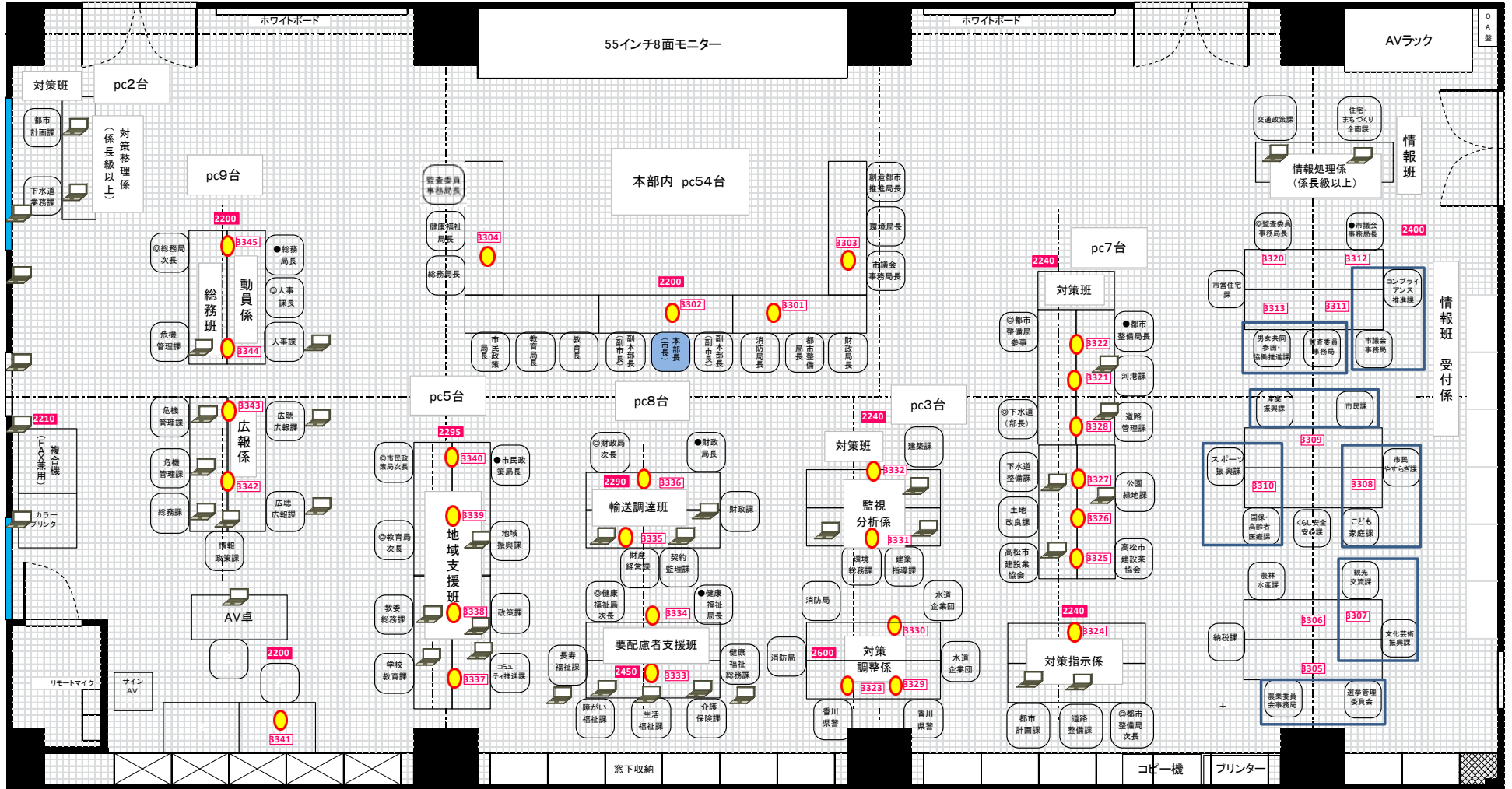
災害対応記録票		【対策指示係記入】 受付番号	
受付	月 日 時 分	システム番号	
受付者	班 課 氏名		チェック欄
連絡者	氏名：	住所：	情報班 <input type="checkbox"/> 地図添付 ↓ 伝達係
		電話：	
被災場所	町	番地	(住宅地図Pー)
受付内容			対策指示係 <input type="checkbox"/> 受付番号探番 <input type="checkbox"/> 各班へ振分 ↓ 伝達係
送付先	【対策指示係記入】 【土砂災害の場合は河港課に連絡 <input type="checkbox"/> 】 <input type="checkbox"/> 対策班 <input type="checkbox"/> 対策班(消防・警察・整備局) <input type="checkbox"/> 対策班(監視分析係) <input type="checkbox"/> 総務班 <input type="checkbox"/> 地域支援班 <input type="checkbox"/> 要配慮者支援班 <input type="checkbox"/> 輸送調達班		
対策内容	指示者	班 課 氏名	各種 ↓ <input type="checkbox"/> 対策内容 ↓ <input type="checkbox"/> 現地対応状況
	指示時間	時 分	
	対応課(相手)	班 課 氏名	
現地対応状況	報告受付時間	時 分	
	現場報告者	班 課 氏名	
	報告受付者	班 課 氏名	
	対応完了時間	時 分 班 課 氏名	
	被害状況等	家屋損壊： <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有() その他損壊： <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有() 浸水： <input type="checkbox"/> 床上 <input type="checkbox"/> 床下 (世帯 人) 家屋等調査： <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 必要⇒後日、担当課へ依頼	
総務班	<input type="checkbox"/> 原本とコピーを照合；確認者氏名() 月 日 時 分 報道発表： <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 時 分(第 報) 重要案件： <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 該当(コピーして別途保管)		
対策整理係	防災情報システム入力： <input type="checkbox"/> 済 時 分		

第2号様式

被 害 情 報 ()

整理番号	受付時間	場所	受付概要	対応指示状況	対応終了報告	受付番号	備 考
	月 日 時 分						
	月 日 時 分						
	月 日 時 分						

災害対策（水防）本部設置レイアウト



動員計画

災害が発生し、または発生するおそれがある場合、本部長（市長）は、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、必要に応じ職員の動員配備を行います。

・動員基準

区分	動員配備の基準	動員担当課等
第1次配備 （準備体制） 注意報発表	<p>1 次の注意報の1以上が高松市（あるいは県全域）に発表されたとき。</p> <p>(1) 大雨注意報 (2) 洪水注意報 (3) 高潮注意報 (4) 大雪注意報 (5) 津波注意報</p> <p>2 高松市内で震度4以上を観測する地震が発生したとき。</p> <p>3 遠地地震等により、香川県の予報区に津波注意報以上の発表が予想されるとき。</p> <p>4 災害の発生が予想されるとき。</p> <p>5 その他必要により本部長（市長）が指示したとき。</p>	<p>災害の発生が予想される場合に、速やかに配備体制をとるために、情報収集や配備指示の伝達を行う体制。</p> <p>総務部 人事課、危機管理課、デジタル戦略課、情報マネジメント課、広聴広報課 財産経営課</p> <p>財政部 土地改良課</p> <p>創造都市推進部 都市計画課、道路管理課、河港課、市営住宅課、下水道整備課、下水道施設課</p> <p>市整備部 消防防災課（各課2名 度）</p> <p>消防部 （※下水道施設課は地震・津波注意報時のみ）</p>
第2次配備 （警戒準備体制） 警報発表Ⅱ 水防本部設置	<p>1 次の警報の1以上が高松市（あるいは県全域）に発表され、かつ、基準の超過が数時間後に予想されるとき。</p> <p>(1) 暴風警報 (2) 大雨警報 (3) 洪水警報 (4) 暴風雪警報 (5) 大雪警報 (6) 高潮警報 (7) 波浪警報</p> <p>2 本市が定める高齢者等避難、避難指示の発令基準に達することが予想されるとき。</p> <p>3 その他必要により本部長（市長）が指示したとき。</p>	<p>災害の発生するおそれや気象に関する警報が発表され、今後の推移に特に注意を要するときなどに、情報収集、警戒、巡視、応急対策活動に当たり、事態の推移に伴い、速やかに災害対策本部体制に移行できるよう準備する体制。</p> <p>市民政策部 政策課、男女共同参画・協働推進課、コミュニティ推進課、地域振興課、市民課</p> <p>総務部 秘書課、総務課、人事課、危機管理課、デジタル戦略課、情報マネジメント課、広聴広報課</p> <p>財政部 財政課、契約監理課、財産経営課</p> <p>健康福祉部 健康福祉総務課、障がい福祉課、生活福祉課、長寿福祉課、介護保険課</p> <p>環境部 環境総務課</p> <p>創造都市推進部 産業振興課、企業立地推進課、農林水産課、土地改良課、競輪場事業課、市場管理課、観光交流課、文化芸術振興課、スポーツ振興課</p> <p>都市整備部 都市計画課、交通政策課、道路管理課、道路整備課、南部土木センター、河港課、建築指導課、公園緑地課、市営住宅課、下水道業務課、下水道整備課</p> <p>総務課、学校教育課、生涯学習課</p> <p>消防防災課</p> <p>教育部 消防部 みんなの病院事務局総務課</p> <p>病院部 総務調査課</p> <p>市議会事務局 監査委員事務局、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局</p> <p>委員会部 （各課所属職員の1/4以内）</p>

区分	動員配備の基準	動員担当課等
<p>第3次配備（警戒体制） 警報発表（津波注意報）</p>	<p>1 次の警報の1以上が高松市（あるいは県全域）に発表されたとき。 (1) 暴風警報 (2) 大雨警報 (3) 洪水警報 (4) 暴風雪警報 (5) 大雪警報 (6) 高潮警報 (7) 波浪警報 2 本市が定める高齢者等避難、避難指示の発令基準に達したとき。 3 高松市内で震度5弱又は5強を観測する地震が発生したとき。 4 香川県の予報区に津波警報が発表されたとき。 5 重大な災害が発生するおそれがあるとき。 6 その他の必要により、本部長（市長）が指示したとき。</p>	<p>気象等の警報が発表され、重大な災害が発生するおそれがある場合に、局地的又は小規模な災害に対応するとともに、情報収集、警戒、巡視及び災害応急対策に当たる体制（水防本部又は災害対策本部で対応）</p> <p>市民政策部 政策課、男女共同参画・協働推進課、コミュニティ推進課、地域振興課、総合センター、支所・出張所、くらし安全安心課、市民やすらぎ課、市民課、人権啓発課</p> <p>総務部 秘書課、総務課、コンプライアンス推進課、人事課、危機管理課、デジタル戦略課、情報マネジメント課、広聴広報課</p> <p>財政部 財政課、契約監理課、財産経営課、納税課、市民税課、資産税課、出納室</p> <p>健康福祉部 健康福祉総務課、国保・高齢者医療課、障がい福祉課、生活福祉課、長寿福祉課、介護保険課、地域包括支援センター、子育て支援課、こども女性相談課、こども家庭課、こども保育教育課、保健所</p> <p>環境部 環境総務課、ゼロカーボンシティ推進課、環境指導課、環境業務課、環境施設対策課、南部クリーンセンター、西部クリーンセンター、衛生センター</p> <p>創造都市推進部 産業振興課、企業立地推進課、農林水産課、土地改良課、競輪場事業課、市場管理課、観光交流課、文化芸術振興課、文化財課、スポーツ振興課、美術館美術課</p> <p>都市整備部 都市計画課、交通政策課、道路管理課、道路整備課、南部土木センター、河港課、建築指導課、公園緑地課、建築課、市営住宅課、下水道経営課、下水道業務課、下水道整備課、下水道施設課</p> <p>教育部 総務課、学校教育課、保健体育課、生涯学習課、人権教育課、中央図書館、総合教育センター、高松第一高等学校</p> <p>消防部 総務課、予防課、消防防災課、情報指令課</p> <p>病院部 みんなの病院事務局総務課、経営企画課、医事課、塩江分院事務局</p> <p>市議会事務局 総務調査課、議事課</p> <p>委員会部 監査委員事務局、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局</p>

<p>所要人員の程度は、特に指示ある場合を除き、おおむね各部所属職員の1/2以内としますが、各部長において気象状況、職員の翌日勤務などを勘案して別に定める場合は、本部長（市長）の承認を得るものとします。</p>

区分	動員配備の基準	動員配備人員等
第4次配備（非常体制）	<p>1 特別警報の発表等、気象警報等が強化されたとき。</p> <p>2 風水害その他異常な自然現象又は大規模な人為的原因による災害が発生し、又は予想されるとき。</p> <p>3 高松市内で震度6弱以上を観測する地震が発生したとき。</p> <p>4 香川県の予報区に大津波警報が発表されたとき。</p> <p>5 災害による被害が特に甚大であると予想されるとき。</p> <p>6 その他の必要により、本部長（市長）が指示したとき。</p>	<p>相当規模の災害が発生する可能性が極めて高いとき、又は発生したとき等に、本部関係全職員により、応急対策、救助、被害の拡大防止に当たる体制。（災害対策本部で対応）</p> <p>本部員及び各部全員をもって当たるもので、状況により直ちに活動を開始できる完全な体制とします。</p>

職員動員報告書

				所属班	課	班
災害名			出動日	月	日	報告者氏名
班・課名	補職名	職員番号・氏名	出動時間		作業内容	
班			時	分		
課			～			
班			時	分		
課			～			
班			時	分		
課			～			
班			時	分		
課			～			
班			時	分		
課			～			
班			時	分		
課			～			
班			時	分		
課			～			
班			時	分		
課			～			
班			時	分		
課			～			

- (注) 1 1日につき1枚作成します。
 2 時刻表示は24時間制とすること。
 3 作業内容は具体的に記入すること。

参集途上における被害状況報告書

整理番号 —

参集場所		参集時刻	月 日 時 分
所属・氏名	災害対策本部 班 課・氏名		
参集ルート	出発地（ 町）→ 経由地（ 町）→ 参集先		
被 害 状 況			
<input type="checkbox"/> 建物等の倒壊・損傷状況 時 分	場所 状況		
<input type="checkbox"/> 道路・鉄道等交通施設の状況 時 分	場所 状況		
<input type="checkbox"/> 火災発生、延焼消防阻害要因等 時 分	場所 状況		
<input type="checkbox"/> 救出・応急救護の状況 時 分	場所 状況		
<input type="checkbox"/> ライフラインの状況 時 分	場所 状況		
<input type="checkbox"/> 施設の状況 時 分	施設名 状況		
<input type="checkbox"/> 必要な対策（物資・資材含む）			
<input type="checkbox"/> その他			

【4 災害に関する記録等】

高松市で記録された主な地震

No.	発生年月日	地震名	規模(M)	震央地名	被害の概要、高松市の震度
1	1596年 9月5日 (文禄5年 [慶長1年] 閏7月13日) 子刻		7 1/2	34.65° N 135.6° E 深さ不明	高松では、山崩れ、地裂ける(?)とあります。
2	1707年 10月28日 (宝永4年 10月4日) 未刻	宝永地震	8.6	33.2° N 135.9° E 深さ不明 紀伊半島沖	高松藩領内では、死者28人、倒壊家屋929戸、丸亀城破損、五剣山の一峰が崩落しました。また余震は12月まで続きました。5～6尺(2m弱)の津波で相当の被害がありました。
3	1854年 12月24日 (嘉永7年 [安政1年] 11月5日) 申の中刻	安政南海地震	8.4	33.0° N 135.0° E 深さ不明 紀伊半島沖	高松藩領内では、死者5人、負傷者19人、倒壊家屋2,961戸、土蔵被害157戸、塩浜石垣崩れ3,769間、塩浜堤大破7,226間、川堤崩れ6,456間、せき崩れ491か所、池大破264か所、橋被害126か所。津波の高さは、香西(高松市西部)で1尺余(30cm余)でありましたが、満潮と重なり志度浦と津田浦(共に県東部沿岸)で被害がありました。高松城では、天守櫓の瓦・壁落ちの被害がありました。
4	1927年 (昭和2年) 3月7日 18時27分	北丹後地震	7.3	35° 38' N 134° 56' E 18km 京都府北部	香川県では、小被害がありました。
5	1946年 (昭和21年) 12月21日 4時19分	昭和南海地震	8.0	32° 56' N 135° 51' E 24km 和歌山県 南方沖	香川県では、死者52人、負傷者273人、家屋全壊608戸、半壊2,409戸、浸水505戸、道路損壊238か所、橋りょう破壊78か所。また堤防決壊・亀裂154か所による塩田等の浸水被害、地盤沈下による無形被害も多い。 高松市では、死者22人、負傷者31人、家屋全壊132戸、半壊1,131戸でありました。 震度5 高松市伏石町
6	1995年 (平成7年) 1月17日 5時46分	平成7年(1995年)兵庫県南部地震	7.3	34° 36' N 135° 02' E 16km 大阪湾	香川県では、負傷者7人、屋根瓦の破損等建物被害3戸、県道崖崩れ1か所、水道管破裂等2か所の被害がありました。 高松市では、負傷者2人の被害がありました。 震度4 高松市伏石町
7	2000年 (平成12年) 10月6日 13時30分	平成12年(2000年)鳥取県西部地震	7.3	35° 16' N 133° 21' E 9km 鳥取県西部	香川県では、負傷者2人、建物一部破損5棟の被害がありました。 高松市では、小被害がありました。 震度5弱 木田郡庵治町(旧)*、綾歌郡国分寺町(旧)* 震度4 高松市伏石町、木田郡牟礼町(旧)*、香川郡香川町(旧)* 震度3 香川郡塩江町(旧)*、香川郡香南町(旧)*

No.	発生年月日	地震名	規模(M)	震央名	被害の概要、高松市の震度
8	2001年 (平成13年) 3月24日 15時27分	平成13年(2001年) 芸予地震	6.7	34° 08' N 132° 42' E 46km 安芸灘	香川県では、人的被害はなく、建物一部破損10棟の被害がありました。 高松市では、小被害がありました。 震度4 高松市伏石町、綾歌郡国分寺町(旧)* 木田郡牟礼町(旧)*、香川郡香川町(旧)*、香川郡塩江町(旧)*、香川郡香南町(旧)* 震度3 木田郡庵治町(旧)*
9	2007年 (平成19年) 4月26日 9時2分		5.3	33° 53' N 133° 35' E 39km 愛媛県東予	香川県では、公共施設や学校の建物の壁にひび割れが生じるなどの被害がありました。 高松市では、軽微な被害がありました。 震度4 高松市国分寺町*、高松市香川町*、高松市塩江町* 震度3 高松市伏石町、高松市番町*、高松市牟礼町*、高松市庵治町*、高松市香南町*
10	2011年 (平成23年) 7月5日 19時18分		5.5	33° 59' N 135° 14' E 7km 和歌山県北部	震度4 高松市牟礼町* 震度3 高松市伏石町、高松市扇町*、高松市香川町*、高松市香南町*、高松市庵治町*、高松市国分寺町*
11	2013年 (平成25年) 4月13日 5時33分		6.3	34° 25' N 134° 50' E 15km 淡路島付近	香川県では、人的被害、物的被害のいずれもありませんでした。 震度4 高松市国分寺町* 震度3 高松市伏石町、高松市扇町*、高松市番町*、高松市香川町*、高松市庵治町*、高松市香南町*、高松市牟礼町*
12	2014年 (平成26年) 3月14日 2時6分		6.2	33° 42' N 131° 53' E 78km 伊予灘	震度4 高松市扇町*、高松市香川町*、高松市国分寺町* 震度3 高松市伏石町、高松市番町*、高松市塩江町*、高松市庵治町*、高松市香南町*、高松市牟礼町*
13	2016年 (平成28年) 10月21日 14時7分		6.6	35° 23' N 133° 51' E 11km 鳥取県中部	震度4 高松市国分寺町* 震度3 高松市伏石町、高松市扇町*、高松市香川町*、高松市庵治町*、高松市香南町*、高松市牟礼町*

注) 1 高松地方気象台の調査によります。(参考文献:「新編日本被害地震総覧」東京大学出版会)

2 震度観測点名称のうち*があるものは、気象庁以外の観測点情報です。

3 兵庫県南部地震、鳥取県西部地震、芸予地震の香川県の被害概要は、総務省消防庁によります。

主 な 風 水 害

年 月 日	被害の種類	原因	高松地方気象台における観測値	被害状況
昭和29年9月12日 ～14日 * 災害救助法適用	風水害 高潮	台風第12号	最大風速 ESE 21.9m/s 最大瞬間風速 ESE 26.1m/s 最低気圧 980.1hPa 総降水量 44.1mm 日降水量の最大 27.7mm 1時間最大 6.0mm	市北西部に家屋の浸水被害続出
昭和29年9月24日 ～26日 * 災害救助法適用	風水害 高潮	台風第15号 (洞爺丸台風)	最大風速 SW 24.4m/s 最大瞬間風速 SSE 33.0m/s 最低気圧 974.8hPa 総降水量 55.3mm 日降水量の最大 49.8mm 1時間最大 15.9mm	沿岸部の西浜町、朝日町方面に被害集中
昭和30年5月11日 * 災害救助法適用	霧害	濃霧	(概況) 女木島沖で濃霧により、宇高連絡船紫雲丸と国鉄貨車航送船第三宇高丸が衝突、紫雲丸は沈没しました。	乗客166名、乗組員2名が死亡・行方不明
昭和36年9月14日 ～16日	風水害 高潮	台風第18号 (第2室戸台風)	最大風速 NNW 22.5m/s 最大瞬間風速 ENE 38.5m/s 最低気圧 960.3hPa 総降水量 161.7mm 日降水量の最大 75.8mm 1時間最大 29.2mm	市北西部に家屋の浸水被害続出
昭和38年8月8日 ～11日	風水害	台風第9号	最大風速 ESE 14.5m/s 最大瞬間風速 E 24.4m/s 最低気圧 995.8hPa 総降水量 74.9mm 日降水量の最大 35.1mm 1時間最大 14.6mm	女木島護岸損壊 2ヶ所
昭和39年9月24日 ～25日	風水害	台風第20号	最大風速 SW 23.3m/s 最大瞬間風速 WSW 33.2m/s 最低気圧 974.4hPa 総降水量 95.5mm 日降水量の最大 60.0mm 1時間最大 17.5mm	負傷者(重傷) 2人 住家 全壊 1戸 半壊 2戸 床下浸水 約40戸 橋りょう流失 1件 街路樹倒伏 130本
昭和40年9月9日 ～10日	風水害	台風第23号	最大風速 NE 23.2m/s 最大瞬間風速 NE 39.5m/s 最低気圧 959.9hPa 総降水量 182.3mm 日降水量の最大 150.3mm 1時間最大 38.0mm	負傷者 9人 住家 全壊 16戸 半壊 11戸 一部損壊 157戸 床上浸水 164戸 床下浸水 5,624戸 田畑冠水 5ha 街路樹 183本

年 月 日	被害の種類	原因	高松地方気象台における観測値	被害状況
昭和40年9月13日 ～17日	風水害	台風第24号	最大風速 NW 10.7m/s 最大瞬間風速 NW 14.3m/s 最低気圧 991.0hPa 総降水量 407.7mm 日降水量の最大 132.5mm 1時間最大 22.0mm	負傷者 2人 住家 半壊 3戸 一部損壊 210戸 床上浸水 182戸 床下浸水 7,220戸 田畑冠水 200ha 崖崩れ 25か所 地滑り 3か所
昭和43年2月15日	雪害	大雪	積雪 14cm	アーケード倒壊 兵庫町、片原町西部、 片原町東部
昭和43年7月27日 ～28日	風水害	台風第4号	最大風速 ENE 15.8m/s 最大瞬間風速 ENE 26.6m/s 最低気圧 985.6hPa 総降水量 76.5mm 日降水量の最大 69.5mm 1時間最大 14.0mm	床下浸水 90戸 街路樹 130本
昭和44年8月22日 ～23日	風水害	台風第9号	最大風速 NE 15.0m/s 最大瞬間風速 ENE 24.2m/s 最低気圧 988.3hPa 総降水量 62.0mm 日降水量の最大 35.0mm 1時間最大 20.0mm	街路樹 60本
昭和45年6月14日 ～16日	水害	大雨	総降水量 82.0mm 日降水量の最大 35.5mm 1時間最大 16.0mm	地滑り 1か所
昭和45年8月20日 ～21日	風水害	台風第10号	最大風速 ESE 20.3m/s 最大瞬間風速 E 33.9m/s 最低気圧 990.1hPa 総降水量 86.5mm 日降水量の最大 84.0mm 1時間最大 33.0mm	
昭和47年9月13日 ～17日	風水害	台風第20号	最大風速 WNW 11.8m/s 最大瞬間風速 WNW 21.0m/s 最低気圧 992.5hPa 総降水量 251.0mm 日降水量の最大 192.0mm 1時間最大 34.0mm	死者 2人 床上浸水 1,072戸
昭和51年9月8日 ～13日 * 災害救助法適用	風水害	台風第17号	最大風速 ESE 9.2m/s 最大瞬間風速 WSW 16.1m/s 最低気圧 994.9hPa 総降水量 523.5mm 日降水量の最大 167.0mm 1時間最大 28.0mm	負傷者(軽傷) 5人 住家 全壊 1戸 半壊 4戸 床上浸水 507戸 床下浸水 4,647戸 り災者 1,683人 り災世帯 512世帯 崖崩れ 1か所 田畑冠水 400ha

年 月 日	被害の種類	原因	高松地方気象台における観測値		被害状況	
昭和57年9月23日 ～25日	風水害	台風第19号	最大風速	ENE 14.7m/s	住家 全壊	1戸
			最大瞬間風速	ENE 27.0m/s	床上浸水	16戸
			最低気圧		床下浸水	163戸
			989.8hPa		崖崩れ	2ヶ所
			総降水量	159.0mm		
			日降水量の最大	71.5mm		
			1時間最大	30.5mm		
昭和58年9月25日 ～28日	風水害	台風第10号	最大風速	WNW 7.1m/s	床上浸水	16戸
			最大瞬間風速	WNW 14.2m/s	床下浸水	163戸
			最低気圧		田畑冠水	140ha
			993.0hPa		崖崩れ	1か所
			総降水量	256.5mm		
			日降水量の最大	137.0mm		
			1時間最大	26.5mm		
昭和62年10月15日 ～17日	風水害	台風第19号	最大風速	NE 15.1m/s	死者	2人
			最大瞬間風速	NE 35.3m/s	負傷者(軽傷)	8人
			最低気圧		住家 半壊	1戸
			979.8hPa		一部半壊	8戸
			総降水量	229.0mm	床上浸水	1,790戸
			日降水量の最大	158.0mm	床下浸水	6,860戸
			1時間最大	35.0mm	り災者	26,510人
					り災世帯	8,659世帯
					田畑冠水	275ha
					街路樹	18本
平成2年9月17日 ～20日	風水害	台風第19号	最大風速	N 14.3m/s	床下浸水	186戸
			最大瞬間風速	NNW 27.6m/s	土砂崩れ	7か所
			最低気圧		崖崩れ	3か所
			986.4hPa			
			総降水量	334.0mm		
			日降水量の最大	165.5mm		
			1時間最大	20.0mm		
平成3年9月26日 ～28日	風害 高潮	台風第19号	最大風速	SW 15.7m/s	床下浸水	183戸
			最大瞬間風速	WSW 30.4m/s		
			最低気圧			
			984.9hPa			
			総降水量	17.5mm		
			日降水量の最大	12.5mm		
			1時間最大	6.0mm		
平成4年8月8日 ～9日	風害 高潮	台風第10号	最大風速	ESE 11.9m/s	床下浸水	31戸
			最大瞬間風速	WSW 21.2m/s		
			最低海面気圧			
			989.6hPa			
			総降水量	31.0mm		
			日降水量の最大	31.0mm		
			1時間最大	8.5mm		
平成5年9月2日 ～4日	風水害	台風第13号	最大風速	ESE 11.9m/s	床下浸水	4戸
			最大瞬間風速	E 24.6m/s	り災者	28人
			最低海面気圧	979.5hPa	り災世帯	6世帯
			総降水量	71.5mm		
			日降水量の最大	51.0mm		
			1時間最大	40.5mm		

年 月 日	被害の種類	原因	高松地方気象台における観測値	被害状況
平成8年8月14日 ～15日	風害 高潮	台風第12号	最大風速 WSW 13.8m/s 最大瞬間風速 WSW 28.4m/s 最低海面気圧 981.5hPa 総降水量 25.5mm 日降水量の最大 25.5mm 1時間最大 17.0mm	負傷者（軽傷） 1人 床上浸水 1戸 床下浸水 115戸
平成9年7月12日 ～13日	水害	大雨（梅雨前線）	総降水量 96.0mm 日降水量の最大 71.5mm 1時間最大 38.5mm	床下浸水 56戸 り災世帯 56世帯 り災者 147人
平成9年7月26日 ～28日	風水害	台風第9号	最大風速 NE 13.5m/s 最大瞬間風速 NE 28.8m/s 最低海面気圧 981.4hPa 総降水量 97.5mm 日降水量の最大 85.0mm 1時間最大 18.0mm	住家 半壊 1戸 り災世帯 3世帯 り災者 4人 道路冠水 1か所 潜水橋流失 1か所 倒木 28本
平成9年9月16日 ～17日	風水害 高潮	台風第19号	最大風速 E 11.4m/s 最大瞬間風速 E 25.1m/s 最低海面気圧 996.7hPa 総降水量 52.5mm 日降水量の最大 51.5mm 1時間最大 15.5mm	人的被害負傷 1人 停電 220戸 床下浸水 15戸 り災世帯 1世帯 り災者 1人 道路冠水 1か所
平成10年9月22日	風水害	台風第7号	最大風速 NW 11.3m/s 最大瞬間風速 NW 23.0m/s 最低海面気圧 994.4hPa 総降水量 188.5mm 日降水量の最大 188.5mm 1時間最大 68.5mm	床上浸水 256戸 床下浸水 1,039戸 り災世帯 256世帯 り災者 650人 道路冠水 29か所 道路損壊 5か所 橋りょう沈下 1か所 倒木 5本 土砂崩れ 1か所 田畑流失埋没 66か所 農業用施設被害 34か所 道路冠水 1か所 潜水橋流失 1か所
平成10年10月16日 ～18日	風水害 高潮	台風第10号	最大風速 WSW 10.4m/s 最大瞬間風速 WSW 19.4m/s 最低海面気圧 978.7hPa 総降水量 127.5mm 日降水量の最大 85.0mm 1時間最大 15.0mm	潜水橋冠水 2か所 土砂崩れ 1か所
平成11年6月24日 ～30日	水害	大雨（梅雨前線）	総降水量 203.5mm 日降水量の最大 61.0mm 1時間最大 13.0mm	潜水橋冠水 2か所 土砂崩れ 1か所

年 月 日	被害の種類	原因	高松地方気象台における観測値	被害状況
平成11年9月14日 ～15日	風水害	台風第16号	最大風速 NNW 10.5m/s 最大瞬間風速 NW 22.9m/s 最低海面気圧 993.8hPa 総降水量 78.0mm 日降水量の最大 72.5mm 1時間最大 32.5mm	床上浸水 3戸 床下浸水 95戸 道路冠水 15か所 土砂崩れ 1か所
平成15年8月8日 ～9日	風水害 高潮	台風第10号	最大風速 NE 13.6m/s 最大瞬間風速 E 27.9m/s 最低海面気圧 972.3hPa 総降水量 143.0mm 日降水量の最大 110.0mm 1時間最大 17.5mm	住家 一部破損 2戸 床下浸水 1戸
平成16年6月21日	風水害	台風第6号	最大風速 E 15.0m/s 最大瞬間風速 E 28.4m/s 最低海面気圧 977.3hPa 総降水量 22.0mm 日降水量の最大 22.0mm 1時間最大 5.5mm	負傷者（重傷） 1人 （軽症） 1人 住家 一部破損 3戸 床下浸水 1戸 停電 1,664戸
平成16年7月31日 ～8月1日	風水害 高潮	台風第10号	最大風速 E 11.9m/s 最大瞬間風速 ENE 24.7m/s 最低海面気圧 998.1hPa 総降水量 84.0mm 日降水量の最大 46.5mm 1時間最大 11.5mm	床下浸水 38戸
平成16年8月30日 ～31日 ※災害救助法適用	風水害 高潮	台風第16号	最大風速 WSW 15.5m/s 最大瞬間風速 SW 30.7m/s 最低海面気圧 978.1hPa 総降水量 47.5mm 日降水量の最大 47.5mm 1時間最大 10.0mm 最高潮位（T. P） 246cm	死者 2人 床上浸水 3,810戸 床下浸水 11,751戸 り災者 8,890人 り災世帯 3,810世帯 停電 797戸 火災 建物 6件 車両 24件 浸水面積 980ha
旧牟礼町				床上浸水 86戸 床下浸水 143戸
旧庵治町				床上浸水 114戸 床下浸水 191戸
平成16年9月7日	風害 高潮	台風第18号	最大風速 ESE 11.8m/s 最大瞬間風速 ESE 20.8m/s 最低海面気圧 983.7hPa 総降水量 3.5mm 日降水量の最大 3.5mm 1時間最大 2.0mm	負傷者（軽症） 1人 床下浸水 293戸 道路損壊 1か所
平成16年9月29日	風水害	台風第21号	最大風速 NNW 12.5m/s 最大瞬間風速 NNW 28.4m/s 最低海面気圧 993.0hPa 総降水量 127.5mm 日降水量の最大 127.5mm 1時間最大 43.5mm	住家 一部破損 1戸 床下浸水 26戸

年 月 日	被害の 種類	原 因	高松地方気象台における観測値		被 害 状 況	
平成16年10月19日 ～20日 ※災害救助法適用	風水害 高潮	台風第23号	最大風速	NNE 11.5m/s	死者	1人
			最大瞬間風速	NNE 26.9m/s	住家 全壊	4戸
			最低海面気圧	977.2hPa	半壊	11戸
			総降水量	285.0mm	床上浸水	1,352戸
			日降水量の最大	210.5mm	床下浸水	4,313戸
			1時間最大	42.5mm	り災者	3,702人
					り災世帯	1,367世帯
					道路損壊	134か所
					崖崩れ	67か所
旧牟礼町					床上浸水	21戸
					床下浸水	78戸
旧庵治町					床上浸水	1戸
					床下浸水	20戸
旧塩江町					住家 半壊	4戸
					一部破損	9戸
					床上浸水	3戸
					床下浸水	51戸
旧香川町					死者	2人
					住家 半壊	1戸
					一部破損	10戸
					床上浸水	14戸
					床下浸水	123戸
旧香南町					床上浸水	6戸
					床下浸水	55戸
旧国分寺町					負傷者（軽症）	3人
					住家 一部破損	5戸
					床上浸水	355戸
					床下浸水	583戸
平成17年7月1日 ～3日	水害	大雨（梅雨 前線）	総降水量	148.0mm	土砂崩れ	3か所
			日降水量の最大	95.0mm	床下浸水	7戸
			1時間最大	28.0mm		
平成17年9月4日 ～7日	風水害 高潮	台風第14号	最大風速	ESE 12.3m/s	負傷者（重症）	1人
			最大瞬間風速	SE 23.0m/s	非住家 全壊	1戸
			最低海面気圧	988.0hPa	床下浸水	16戸
			総降水量	129.5mm		
			日降水量の最大	57.5mm		
			1時間最大	17.5mm		
平成18年8月23日	水害	大雨	総降水量	58.0mm	床下浸水	22戸
			日降水量の最大	58.0mm		
			1時間最大	54.5mm		
平成20年8月29日	水害	大雨	総降水量	8.5mm	床下浸水	1戸
			日降水量の最大	8.5mm	道路冠水	4か所
			1時間最大	5.0mm		
平成21年8月9日 ～10日	風水害	台風第9号	最大風速	ENE 5.8m/s	床下浸水	5戸
			最大瞬間風速	NE 10.8m/s	道路通行止め	9か所
			最低海面気圧	1003.8hPa		
			総降水量	133.5mm		
			日降水量の最大	103.0mm		
			1時間最大	17.5mm		

年 月 日	被害の 種類	原 因	高松地方気象台における観測値	被 害 状 況
平成23年5月29日 ～30日	風水害	台風第2号	最大風速 WSW 10.3m/s 最大瞬間風速 WSW 18.5m/s 最低海面気圧 995.0hPa 総降水量 136.5mm 日降水量の最大 131.0mm 1時間最大 13.0mm	床上浸水 1戸 床下浸水 1戸 土砂崩れ 1か所 道路通行止め 20か所
平成23年7月19日 ～20日	風水害	台風第6号	最大風速 E 13.3m/s 最大瞬間風速 NE 24.1m/s 最低海面気圧 979.4hPa 総降水量 68.5mm 日降水量の最大 59.5mm 1時間最大 8.0mm	負傷者（軽症） 7人 非住家被害 1戸
平成23年9月2日 ～3日	風水害	台風第12号	最大風速 NE 11.7m/s 最大瞬間風速 NE 24.5m/s 最低海面気圧 984.4hPa 総降水量 179.0mm 日降水量の最大 94.5mm 1時間最大 15.5mm	負傷者（軽症） 2人 床上浸水 5戸 床下浸水 30戸 非住家被害 1戸 土砂崩れ 1か所 道路損壊 4か所 道路通行止め 31か所
平成23年9月20日 ～21日	風水害	台風第15号	最大風速 W 7.4m/s 最大瞬間風速 W 15.0m/s 最低海面気圧 992.8hPa 総降水量 157.5mm 日降水量の最大 91.5mm 1時間最大 22.0mm	床下浸水 2戸 非住家被害 2戸 土砂崩れ 1か所 道路通行止め 18か所
平成26年8月9日 ～10日	風水害	台風第11号	最大風速 E 13.7m/s 最大瞬間風速 E 24.6m/s 最低海面気圧 974.7hPa 総降水量 168.0mm 日降水量の最大 90.5mm 1時間最大 18.0mm	
平成26年10月13日	風水害	台風第19号	最大風速 ENE 12.1m/s 最大瞬間風速 E 21.2m/s 最低海面気圧 983.7Pa 総降水量 58.5mm 日降水量の最大 58.5mm 1時間最大 12.5mm	
平成27年7月16日 ～17日	風水害	台風第11号	最大風速 ENE 15.6m/s 最大瞬間風速 NE 27.9m/s 最低海面気圧 980.9Pa 総降水量 137.5mm 日降水量の最大 79.5mm 1時間最大 26.5mm	
平成28年6月23日	水害	大雨	総降水量 65.0mm 日降水量の最大 65.0mm 1時間最大 25.5mm	女木地区床下浸水 60戸
平成28年9月20日	風水害	台風第16号	最大風速 NNE 7.7m/s 最大瞬間風速 NE 15.5m/s 最低海面気圧 997.7hPa 総降水量 100.5mm 日降水量の最大 100.5mm 1時間最大 34.5mm	

年 月 日	被害の 種類	原 因	高松地方気象台における観測値	被 害 状 況
平成29年8月7日	風水害	台風第5号	最大風速 E 10.7m/s 最大瞬間風速 E 19.8m/s 最低海面気圧 987.0hPa 総降水量 150.0mm 日降水量の最大 150.0mm 1時間最大 33.0mm	
平成29年9月17日	風水害	台風第18号	最大風速 NW 12.3m/s 最大瞬間風速 NW 21.3m/s 最低海面気圧 977.7hPa 総降水量 162.5mm 日降水量の最大 162.5mm 1時間最大 55.0mm	床下浸水 17戸 道路通行止め 20か所
平成29年10月21日 ～23日	風水害	台風第21号	最大風速 NW 9.7m/s 最大瞬間風速 NNW 17.0m/s 最低海面気圧 991.5hPa 総降水量 171.0mm 日降水量の最大 126.0mm 1時間最大 10.5mm	道路通行止め 21か所
平成30年7月5日 ～8日	風水害	大雨（梅雨 前線） 平成30年7 月豪雨	最大風速 NNW 4.5m/s 最大瞬間風速 NW 7.3m/s 最低海面気圧 1002.7hPa 総降水量 287.0mm 日降水量の最大 103.5mm 1時間最大 16.5mm	負傷者（軽症） 1人 住家 一部破損 2戸
平成30年8月23日 ～24日	風水害	台風第20号	最大風速 NE 10.7m/s 最大瞬間風速 NE 21.8m/s 最低海面気圧 987.6hPa 総降水量 54.5mm 日降水量の最大 50.5mm 1時間最大 20.0mm	
平成30年9月4日	風水害	台風第21号	最大風速 N 12.4m/s 最大瞬間風速 W 21.4m/s 最低海面気圧 975.5hPa 総降水量 87.0mm 日降水量の最大 87.0mm 1時間最大 23.5mm	負傷者（重傷） 1人 道路通行止め 8か所
平成30年9月30日	風水害	台風第24号	最大風速 ENE 11.5m/s 最大瞬間風速 N 21.6m/s 最低海面気圧 977.9hPa 総降水量 171.0mm 日降水量の最大 171.0mm 1時間最大 35.5mm	床上浸水 5戸 床下浸水 16戸 道路通行止め 17か所

【5 防災上注意すべき区域等】

地すべり危険箇所

番号	箇所名	河川名			地形		被害想定区域内人家数(戸)	担当分団名	備考
		水系名	河川名	溪流名	面積(ha)	勾配(度)			
1	東小山				13.7	27	38	鶴尾	
2	柞野	香東川	香東川		3	19	6	塩江	
3	落合東	〃	〃		4.1	15	6	〃	
4	北内	〃	栴川		29.6	24	10	〃	
5	上俵	〃	〃		11.7	29	5	〃	
6	嵯峨野	〃	〃		21.6	28	6	〃	
7	粉谷	〃	〃	粉谷	14	24	3	〃	
8	木綿織	〃	〃		51	25	6	〃	
9	桧	〃	内場川		39.3	24	15	〃	
10	石打	〃	〃	石打谷	13.9	28	4	〃	
11	物井川	〃	〃	物井川	5.6	40	2	〃	
12	物井川A	〃	〃	〃	28	24	15	〃	
13	小出川	〃	〃	小出川	98.3	25	18	〃	
14	真名屋敷	〃	〃	〃	28.7	28	9	〃	
15	大屋敷	〃	小出川	東山溪	19.2	23	6	〃	
16	松尾	〃	内場川	松尾谷	27.8	20	11	〃	
17	細井	〃	〃	細井谷	62.4	24	21	〃	
18	堀山	〃	〃		29.1	21	11	〃	
19	日ヶ宗	〃	〃	貝股谷	14.4	26	5	〃	
20	炭谷東	〃	香東川	後川	8.6	24	1	〃	
21	炭谷	〃	〃	〃	5.4	25	0	〃	
22	戸石	綾川	綾川		15.7	28	7	〃	
23	城原	香東川	内場川		64.9	20	10	〃	
24	西山	本津川	野間川		25.5	17	100	国分寺	
25	下所	香東川	栴川		9.0		1	塩江	
26	戸石川	綾川	綾川		7.0		23	塩江	
計	26箇所				635.5		315		

土砂災害警戒区域

番号	所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象	県報告示年月日
1	高松市屋島西町	1-1-I	浦生川	土石流	平成26年7月1日
2	高松市高松町	1-1-II	唐戸北川	〃	平成26年7月1日
3	高松市屋島西町	1-2-I	中筋川	〃	平成26年7月1日
4	高松市高松町	1-2-II	唐戸南川	〃	平成26年7月1日
5	高松市高松町	1-3-I	相引川	〃	平成26年7月1日
6	高松市新田町	1-3-II	下岡山南川	〃	平成26年7月1日
7	高松市高松町	1-4-I	南谷南川	〃	平成26年7月1日
8	高松市新田町	1-4-II	中岡山南川	〃	平成26年7月1日
9	高松市高松町	1-5-I	岡山北川	〃	平成26年7月1日
10	高松市新田町	1-5-II	上岡山南川	〃	平成26年7月1日
11	高松市前田西町	1-6-I	上西谷川	〃	平成26年7月1日
12	高松市西植田町	1-6-II	神ノ村川	〃	平成24年8月17日
13	高松市前田西町	1-7-I	西谷北川	〃	平成26年7月1日
14	高松市鬼無町	1-7-II	佐藤川	〃	平成26年7月1日
15	高松市新田町	1-8-I	西谷南川	〃	平成26年7月1日
16	高松市中山町	1-8-II	山荒西川	〃	平成25年4月16日
17	高松市宮脇町	1-9-I	摺鉢谷川	〃	平成27年1月30日
18	高松市神在川窪町	1-9-II	神在中川	〃	平成25年4月16日
19	高松市西春日町	1-10-I	北山浦川	〃	平成27年6月5日
20	高松市岡本町	1-11-I	平岡西川	〃	平成26年2月28日
21	高松市岡本町	1-11-I-2	平岡西川	〃	平成26年2月28日
22	高松市西山崎町	1-12-I	平岡東川	〃	平成26年2月28日
23	高松市西山崎町	1-13-I	上所下川	〃	平成26年2月28日
24	高松市中間町	1-14-I	尾崎東川	〃	平成26年2月28日
25	高松市中間町	1-15-I	尾崎西川	〃	平成26年7月1日
26	高松市鬼無町山口	1-16-I	神高川	〃	平成26年7月1日
27	高松市鬼無町山口	1-17-I	下神高川	〃	平成26年7月1日
28	高松市鬼無町山口	1-18-I	中神高川	〃	平成26年7月1日
29	高松市鬼無町山口	1-19-I	上神高川	〃	平成26年7月1日
30	高松市鬼無町山口	1-19-I-2	上神高川	〃	平成26年7月1日
31	高松市鬼無町佐藤	1-20-I	山口川	〃	平成26年7月1日
32	高松市鬼無町佐藤	1-20-I-2	山口川	〃	平成26年7月1日

番号	所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象	県報告示年月日
33	高松市鬼無町佐藤	1-21-I	佐藤南川	土石流	平成26年7月1日
34	高松市鬼無町佐料	1-22-I	佐料南川	〃	平成26年7月1日
35	高松市鬼無町佐料	1-23-I	佐料中川	〃	平成26年7月1日
36	高松市鬼無町佐料	1-24-I	下佐料川	〃	平成26年7月1日
37	高松市鬼無町是竹	1-25-I	上佐料川	〃	平成26年7月1日
38	高松市鬼無町是竹	1-26-I	佐料北川	〃	平成26年7月1日
39	高松市鬼無町是竹	1-27-I	上是竹川	〃	平成26年7月1日
40	高松市鬼無町是竹	1-28-I	是竹川	〃	平成26年7月1日
41	高松市植松町	1-29-I	北川窪川	〃	平成25年4月16日
42	高松市植松町	1-30-I	下上松川	〃	平成25年4月16日
43	高松市中山町	1-31-I	山荒東川	〃	平成25年4月16日
44	高松市中山町	1-32-I	桑崎東川	〃	平成25年4月16日
45	高松市中山町	1-33-I	桑崎南川	〃	平成25年4月16日
46	高松市中山町	1-34-I	桑崎川	〃	平成25年4月16日
47	高松市中山町	1-35-I	桑崎西川	〃	平成25年4月16日
48	高松市中山町	1-36-I	尾路川	〃	平成25年4月16日
49	高松市神在川窪町	1-37-I	神在上川	〃	平成25年4月16日
50	高松市生島町	1-38-I	亀屋川	〃	平成25年4月16日
51	高松市生島町	1-39-I	亀水東川	〃	平成25年4月16日
52	高松市生島町	1-40-I	亀水南川	〃	平成25年4月16日
53	高松市亀水町	1-41-I	亀水西川	〃	平成25年4月16日
54	高松市亀水町	1-42-I	赤鼻川	〃	平成25年4月16日
55	高松市牟礼町牟礼	18-1-I	久通北川	〃	平成27年1月30日
56	高松市牟礼町大町	18-1-II	金山南川③	〃	平成27年1月30日
57	高松市牟礼町牟礼	18-2-I	久通南川	〃	平成27年1月30日
58	高松市牟礼町原	18-2-II	中川	〃	平成27年1月30日
59	高松市牟礼町牟礼	18-3-I	久通川	〃	平成27年1月30日
60	高松市牟礼町原	18-3-II	西村川	〃	平成27年1月30日
61	高松市牟礼町牟礼	18-4-I	八栗川	〃	平成27年1月30日
62	高松市牟礼町大町	18-5-I	勝仁川	〃	平成27年1月30日
63	高松市牟礼町大町	18-6-I	役戸西川	〃	平成27年1月30日
64	高松市牟礼町大町	18-7-I	役戸中川	〃	平成27年1月30日
65	高松市牟礼町大町	18-7-I-2	役戸中川	〃	平成27年1月30日

番号	所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象	県報告示年月日
66	高松市牟礼町大町	18-8- I	役戸東川	〃	平成 27 年 1 月 30 日
67	高松市牟礼町大町	18-9- I	金山南川①	土石流	平成 27 年 1 月 30 日
68	高松市牟礼町大町	18-10- I	金山南川②	〃	平成 27 年 1 月 30 日
69	高松市牟礼町大町	18-11- I	金山北川	〃	平成 27 年 1 月 30 日
70	高松市牟礼町牟礼	18-12- I	西中川	〃	平成 27 年 1 月 30 日
71	高松市牟礼町原	18-13- I	荒谷川	〃	平成 27 年 1 月 30 日
72	高松市牟礼町原	18-13- I -2	荒谷川	〃	平成 27 年 1 月 30 日
73	高松市牟礼町原	18-13- I -3	荒谷川	〃	平成 27 年 1 月 30 日
74	高松市牟礼町原	18-13- I -4	荒谷川	〃	平成 27 年 1 月 30 日
75	高松市牟礼町大町	18-14- I	羽間西川	〃	平成 27 年 1 月 30 日
76	高松市牟礼町大町	18-14- I -2	羽間西川	〃	平成 27 年 1 月 30 日
77	高松市牟礼町大町	18-15- I	浦谷川	〃	平成 27 年 1 月 30 日
78	高松市庵治町荒浜	19-1- I	王の下川	〃	平成 26 年 2 月 28 日
79	高松市庵治町篠尾	19-1- II	篠尾南川	〃	平成 26 年 2 月 28 日
80	高松市庵治町谷	19-2- I	西谷川	〃	平成 26 年 2 月 28 日
81	高松市庵治町高尻	19-2- II	高尻北川	〃	平成 26 年 2 月 28 日
82	高松市庵治町谷	19-3- I	田ノ尻川	〃	平成 26 年 2 月 28 日
83	高松市庵治町葛原	19-3- II	葛原川	〃	平成 26 年 2 月 28 日
84	高松市庵治町谷	19-4- I	東谷川	〃	平成 26 年 2 月 28 日
85	高松市庵治町谷	19-5- I	江の浜川	〃	平成 26 年 2 月 28 日
86	高松市庵治町竹居	19-6- I	竹居川	〃	平成 26 年 2 月 28 日
87	高松市庵治町笹尾	19-7- I	笹尾東川	〃	平成 26 年 2 月 28 日
88	高松市庵治町鎌野西	19-8- I	宮の奥西川	〃	平成 26 年 2 月 28 日
89	高松市庵治町宮東	19-9- I	宮東西川	〃	平成 26 年 2 月 28 日
90	高松市庵治町宮東	19-10- I	宮東北川	〃	平成 26 年 2 月 28 日
91	高松市庵治町鎌野西	19-11- I	宮の奥川	〃	平成 26 年 2 月 28 日
92	高松市庵治町鎌野西	19-12- I	宮の奥東川	〃	平成 26 年 2 月 28 日
93	高松市庵治町鎌野西	19-13- I	鎌野川	〃	平成 26 年 2 月 28 日
94	高松市庵治町鎌野西	19-14- I	鎌野上川	〃	平成 26 年 2 月 28 日
95	高松市庵治町高砂	19-15- I	鎌野中川	〃	平成 26 年 2 月 28 日
96	高松市庵治町高砂	19-16- I	鎌野東川	〃	平成 26 年 2 月 28 日
97	高松市庵治町高砂	19-17- I	鎌野下川	〃	平成 26 年 2 月 28 日
98	高松市庵治町篠尾	19-18- I	篠尾北川	〃	平成 26 年 2 月 28 日

番号	所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象	県報告示年月日
99	高松市庵治町宮東	19-19- I	宮東中川	〃	平成 26 年 2 月 28 日
100	高松市庵治町馬場東	19-20- I	宮東南川	〃	平成 26 年 2 月 28 日
101	高松市庵治町馬場東	19-21- I	地頭名川	土石流	平成 26 年 2 月 28 日
102	高松市庵治町鞍谷	19-22- I	鞍谷南川	〃	平成 26 年 2 月 28 日
103	高松市庵治町高尻	19-23- I	高尻北上川	〃	平成 26 年 2 月 28 日
104	高松市庵治町高尻	19-24- I	高尻南上川	〃	平成 26 年 2 月 28 日
105	高松市庵治町高尻	19-25- I	高尻川	〃	平成 26 年 2 月 28 日
106	高松市庵治町葛原	19-26- I	高尻中川	〃	平成 26 年 2 月 28 日
107	高松市庵治町葛原	19-27- I	高尻南川	〃	平成 26 年 2 月 28 日
108	高松市庵治町天神東	19-28- I	谷の防東川	〃	平成 26 年 2 月 28 日
109	高松市庵治町松尾	19-29- I	谷の防川	〃	平成 26 年 2 月 28 日
110	高松市庵治町松尾	19-30- I	松尾上川	〃	平成 26 年 2 月 28 日
111	高松市庵治町松尾	19-31- I	松尾中川	〃	平成 26 年 2 月 28 日
112	高松市庵治町松尾	19-32- I	松尾下川	〃	平成 26 年 2 月 28 日
113	高松市庵治町湯谷東	19-33- I	湯谷川	〃	平成 26 年 2 月 28 日
114	高松市庵治町新開	19-34- I	はみ谷川	〃	平成 26 年 2 月 28 日
115	高松市庵治町丸山	19-35- I	北大谷川	〃	平成 26 年 2 月 28 日
116	高松市庵治町丸山	19-36- I	大谷川	〃	平成 26 年 2 月 28 日
117	高松市塩江町安原下第 1 号	20-1- I	来栖川	〃	平成 22 年 5 月 14 日
118	高松市塩江町安原上東	20-1- II	落合川	〃	平成 22 年 5 月 14 日
119	高松市塩江町安原上	20-2- I	東地川	〃	平成 22 年 5 月 14 日
120	高松市塩江町安原上東	20-2- II	柞野川	〃	平成 22 年 5 月 14 日
121	高松市塩江町安原上	20-3- I	つづき谷川	〃	平成 22 年 5 月 14 日
122	高松市塩江町安原上東	20-3- II	仏谷川	〃	平成 20 年 3 月 25 日
123	高松市塩江町安原上東	20-4- I	上北井川	〃	平成 22 年 5 月 14 日
124	高松市塩江町安原上東	20-4- II	南谷川	〃	平成 22 年 5 月 14 日
125	高松市塩江町安原上東	20-5- I	北井谷川	〃	平成 22 年 5 月 14 日
126	高松市塩江町安原上東	20-5- II	すみだ谷川	〃	平成 22 年 5 月 14 日
127	高松市塩江町安原上東	20-6- I	中北井川	〃	平成 22 年 5 月 14 日
128	高松市塩江町安原上東	20-6- II	下所東川	〃	平成 22 年 5 月 14 日
129	高松市塩江町安原上東	20-7- I	下北井川	〃	平成 22 年 5 月 14 日
130	高松市塩江町安原上東	20-7- II	堂野谷川	〃	平成 22 年 5 月 14 日
131	高松市塩江町安原上東	20-8- I	塩江上川	〃	平成 22 年 5 月 14 日

番号	所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象	県報告示年月日
132	高松市塩江町安原上東	20-8-II	上俵北川	〃	平成22年5月14日
133	高松市塩江町安原上東	20-9-I	南地谷川	〃	平成22年5月14日
134	高松市塩江町安原上東	20-9-II	こさんじ谷川	〃	平成22年5月14日
135	高松市塩江町安原上東	20-10-I	塩江東川	土石流	平成22年5月14日
136	高松市塩江町上西乙	20-10-II	大久保谷川	〃	平成22年5月14日
137	高松市塩江町安原上東	20-11-I	塩江中川	〃	平成22年5月14日
138	高松市塩江町上西乙	20-11-II	井手裏谷川	〃	平成22年5月14日
139	高松市塩江町安原上東	20-12-I	塩江西川	〃	平成20年3月25日
140	高松市塩江町上西甲	20-12-II	びやたき谷川	〃	平成22年5月14日
141	高松市塩江町上西甲	20-13-I	から谷川	〃	平成22年5月14日
142	高松市塩江町上西甲	20-13-II	真名屋敷川	〃	平成22年5月14日
143	高松市塩江町上西甲	20-13-II-2	真名屋敷川	〃	平成22年5月14日
144	高松市塩江町上西甲	20-14-I	吹ざこ谷川	〃	平成22年5月14日
145	高松市塩江町上西甲	20-14-II	日浦谷川	〃	平成22年5月14日
146	高松市塩江町上西甲	20-15-I	別子中川	〃	平成22年5月14日
147	高松市塩江町上西甲	20-15-II	つづら谷川	〃	平成20年3月25日
148	高松市塩江町上西甲	20-16-I	堀山南川	〃	平成22年5月14日
149	高松市塩江町上西甲	20-16-II	割谷川	〃	平成22年5月14日
150	高松市塩江町上西甲	20-17-I	堀山谷川	〃	平成22年5月14日
151	高松市塩江町上西甲	20-17-II	横井谷川	〃	平成22年5月14日
152	高松市塩江町上西乙	20-18-I	ソスケ谷川	〃	平成22年5月14日
153	高松市塩江町上西甲	20-18-II	元谷川	〃	平成22年5月14日
154	高松市塩江町上西乙	20-19-I	荒小向川	〃	平成22年5月14日
155	高松市塩江町上西甲	20-19-II	下貝ノ股中川	〃	平成22年5月14日
156	高松市塩江町安原上	20-20-I	星越谷川	〃	平成22年5月14日
157	高松市塩江町上西甲	20-20-II	下貝ノ股川	〃	平成22年5月14日
158	高松市塩江町安原上	20-21-I	西地上南川	〃	平成22年5月14日
159	高松市塩江町安原上	20-21-II	御殿場西川	〃	平成22年5月14日
160	高松市塩江町安原上	20-22-I	西地上北川	〃	平成22年5月14日
161	高松市塩江町安原上	20-22-II	御殿場東川	〃	平成22年5月14日
162	高松市塩江町安原下第1号	20-23-I	枇杷の木谷川	〃	平成22年5月14日
163	高松市塩江町安原下第1号	20-23-II	安田川	〃	平成22年5月14日
164	高松市塩江町安原下第1号	20-24-I	中村西川	〃	平成22年5月14日

番号	所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象	県報告示年月日
165	高松市塩江町安原下第2号	20-24-II	下切西谷川	〃	平成20年3月25日
166	高松市塩江町安原下第1号	20-25-I	中村北川	〃	平成22年5月14日
167	高松市塩江町安原下第2号	20-25-II	下切東谷川	〃	平成22年5月14日
168	高松市塩江町安原下第1号	20-26-I	西桶下川	〃	平成22年5月14日
169	高松市塩江町安原下第2号	20-26-II	下切谷川	土石流	平成22年5月14日
170	高松市塩江町安原下第1号	20-27-I	西桶上川	〃	平成22年5月14日
171	高松市塩江町安原下第2号	20-27-II	下切上川	〃	平成22年5月14日
172	高松市塩江町安原下第2号	20-28-I	こおりばい谷川	〃	平成22年5月14日
173	高松市塩江町安原下第2号	20-28-I-2	こおりばい谷川	〃	平成22年5月14日
174	高松市塩江町安原下第2号	20-28-II	下切下川	〃	平成22年5月14日
175	高松市塩江町安原下第2号	20-29-I	水ヶ本谷川	〃	平成22年5月14日
176	高松市塩江町安原下第2号	20-30-I	水ヶ本川	〃	平成22年5月14日
177	高松市塩江町安原下第2号	20-31-I	大西谷川	〃	平成20年3月25日
178	高松市塩江町安原下第2号	20-32-I	西谷下川	〃	平成22年5月14日
179	高松市塩江町安原下第2号	20-33-I	西谷中川	〃	平成22年5月14日
180	高松市塩江町安原下第2号	20-34-I	西谷上川	〃	平成22年5月14日
181	高松市塩江町安原下第2号	20-35-I	中徳下川	〃	平成22年5月14日
182	高松市塩江町安原下第2号	20-36-I	中徳中川	〃	平成22年5月14日
183	高松市塩江町安原下第2号	20-37-I	中徳上川	〃	平成22年5月14日
184	高松市塩江町安原下第3号	20-38-I	関川	〃	平成20年3月25日
185	高松市香川町東谷	21-1-I	天神川	〃	平成22年9月3日
186	高松市香川町東谷	21-1-I-2	天神川	〃	平成22年9月3日
187	高松市香川町東谷	21-1-II	下谷川	〃	平成22年9月3日
188	高松市香川町東谷	21-1-II-2	下谷川	〃	平成22年9月3日
189	高松市香川町東谷	21-2-I	平尾川	〃	平成22年9月3日
190	高松市香川町東谷	21-2-II	落合下川	〃	平成22年9月3日
191	高松市香川町東谷	21-3-II	下落合川	〃	平成22年9月3日
192	高松市香川町東谷	21-4-II	下落合下川	〃	平成22年9月3日
193	高松市香川町東谷	21-7-II	寄地下川	〃	平成22年9月3日
194	高松市香川町安原下	21-9-II	竹本川	〃	平成22年9月3日
195	高松市香川町安原下	21-10-II	奥地東川	〃	平成22年9月3日
196	高松市香川町安原下	21-11-II	奥地中川	〃	平成22年9月3日
197	高松市香川町安原下	21-12-II	金光川	〃	平成22年9月3日

番号	所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象	県報告示年月日
198	高松市国分寺町新居北万灯下	26-1-I	万灯川	"	平成25年4月16日
199	高松市国分寺町福家中福家北	26-1-II	中代北川	"	平成25年4月16日
200	高松市国分寺町福家福家団地	26-1-III	六ツ目川	"	平成25年4月16日
201	高松市国分寺町福家福家団地	26-2-I	竹末北川	"	平成25年4月16日
202	高松市国分寺町福家東羽間	26-2-II	東羽間川	"	平成25年4月16日
203	高松市国分寺町福家東羽間	26-2-III	西羽間東川	土石流	平成25年4月16日
204	高松市国分寺町福家北宮団地	26-3-I	竹末南川	"	平成25年4月16日
205	高松市国分寺町国分西奥	26-3-II	西奥川	"	平成25年4月16日
206	高松市国分寺町新名空路	26-3-III	北吹越川	"	平成25年4月16日
207	高松市国分寺町福家北谷一	26-4-I	上福家川	"	平成25年4月16日
208	高松市国分寺町新居	26-4-II	大禿川	"	平成25年4月16日
209	高松市国分寺町福家北谷団地	26-5-I	中代中川	"	平成25年4月16日
210	高松市国分寺町新居大平	26-5-II	惣道南川	"	平成25年4月16日
211	高松市国分寺町福家北谷上	26-6-I	中代東川	"	平成25年4月16日
212	高松市国分寺町福家本村北	26-7-I	本村川	"	平成25年4月16日
213	高松市国分寺町福家石ヶ鼻	26-8-I	石ヶ鼻北川	"	平成25年4月16日
214	高松市国分寺町福家石ヶ鼻	26-9-I	石ヶ鼻川	"	平成25年4月16日
215	高松市国分寺町福家川西東	26-10-I	西羽間西川	"	平成25年4月16日
216	高松市国分寺町福家川西団地	26-11-I	西大谷川	"	平成25年4月16日
217	高松市国分寺町福家川西川	26-12-I	西大谷西川	"	平成25年4月16日
218	高松市国分寺町新名石舟	26-13-I	火ノ山東川	"	平成25年4月16日
219	高松市国分寺町新名石舟	26-14-I	火ノ山西川	"	平成25年4月16日
220	高松市国分寺町新名石舟	26-15-I	鷲ノ山下南川	"	平成25年4月16日
221	高松市国分寺町新名石舟	26-16-I	鷲ノ山下北川	"	平成25年4月16日
222	高松市国分寺町新名石舟	26-17-I	鷲ノ山中北川	"	平成25年4月16日
223	高松市国分寺町新名石舟	26-18-I	鷲ノ山上南川	"	平成25年4月16日
224	高松市国分寺町新名西川西	26-19-I	石舟川	"	平成25年4月16日
225	高松市国分寺町新名柏原	26-20-I	塔原川	"	平成25年4月16日
226	高松市国分寺町新名柏原	26-20-I-2	塔原川	"	平成25年4月16日
227	高松市国分寺町国分東奥	26-21-I	東奥川	"	平成25年4月16日
228	高松市国分寺町国分東奥	26-22-I	黒岩北川	"	平成25年4月16日

番号	所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象	県報告示年月日
229	高松市国分寺町国分東奥	26-23- I	黒岩南川	〃	平成 25 年 4 月 16 日
230	高松市国分寺町新居西川西	26-24- I	猪ノ尻西川	〃	平成 25 年 4 月 16 日
231	高松市国分寺町新居太平	26-25- I	前川	〃	平成 25 年 4 月 16 日
232	高松市国分寺町新居太平	26-25- I -2	前川	〃	平成 25 年 4 月 16 日
233	高松市国分寺町新居太平	26-26- I	惣道北川	〃	平成 25 年 4 月 16 日
234	高松市国分寺町新居太平	26-27- I	大平南川	〃	平成 25 年 4 月 16 日
235	高松市国分寺町新居太平	26-28- I	大平北川	〃	平成 25 年 4 月 16 日
236	高松市国分寺町新居太平	26-29- I	大平上川	土石流	平成 25 年 4 月 16 日
237	高松市国分寺町新居太平	26-30- I	大平下川	〃	平成 25 年 4 月 16 日
238	高松市国分寺町新居太平	26-31- I	山ノ池北西川	〃	平成 25 年 4 月 16 日
239	高松市国分寺町新居太平	26-32- I	山ノ池北東川	〃	平成 25 年 4 月 16 日
240	高松市国分寺町新居太平	26-33- I	山ノ池南西川	〃	平成 25 年 4 月 16 日
241	高松市国分寺町新居太平	26-33- I -2	山ノ池南西川	〃	平成 25 年 4 月 16 日
242	高松市国分寺町新居奥谷	26-34- I	奥谷南川	〃	平成 25 年 4 月 16 日
243	高松市国分寺町新居奥谷	26-35- I	奥谷中川	〃	平成 25 年 4 月 16 日
244	高松市国分寺町新居奥谷	26-36- I	東大谷北川	〃	平成 25 年 4 月 16 日
245	高松市国分寺町新居東大谷	26-37- I	東大谷西川	〃	平成 25 年 4 月 16 日
246	高松市国分寺町新居東大谷	26-38- I	東大谷南川	〃	平成 25 年 4 月 16 日
247	高松市国分寺町新居東大谷	26-39- I	東大谷東川	〃	平成 25 年 4 月 16 日
248	高松市室町	I -52	室町 (2) -1	急傾斜地の崩壊	—
249	高松市室新町	I -52-2	室町 (2)	〃	平成 27 年 6 月 5 日
250	高松市西宝町	I -56	西宝町	〃	平成 27 年 1 月 30 日
251	高松市西宝町	I -56-2	西宝町	〃	平成 27 年 1 月 30 日
252	高松市西宝町	I -56-3	西宝町	〃	平成 27 年 1 月 30 日
253	高松市西宝町	I -56-4	西宝町	〃	平成 27 年 1 月 30 日
254	高松市西宝町	I -56-5	西宝町	〃	平成 27 年 1 月 30 日
255	高松市西宝町	I -56-6	西宝町	〃	平成 27 年 1 月 30 日
256	高松市西宝町	I -56-7	西宝町	〃	平成 27 年 1 月 30 日
257	高松市西宝町	I -56-8	西宝町	〃	平成 27 年 1 月 30 日
258	高松市郷東町	I -56-9	西宝町	〃	平成 27 年 1 月 30 日
259	高松市郷東町	I -56-10	西宝町	〃	平成 27 年 1 月 30 日
260	高松市新田町	I -142	新田町 (5)	〃	平成 26 年 7 月 1 日

番号	所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象	県報告示年月日
261	高松市新田町	I-142-2	新田町(5)	"	平成26年7月1日
262	高松市新田町	I-19	帰来	"	平成26年7月1日
263	高松市仏生山町	I-25	仏生山町	"	平成26年7月1日
264	高松市仏生山町	I-25-2	仏生山町	"	平成26年7月1日
265	高松市香西西町	I-179	香西西町(6)	"	平成26年7月1日
266	高松市西植田町	I-725	西植田町(1)	"	平成24年8月17日
267	高松市神在川窪町	I-182	神在川窪町(7)	"	平成25年4月16日
268	高松市神在川窪町	I-182-2	神在川窪町(7)	"	平成25年4月16日
269	高松市宮脇町	I-959	宮脇町(9)	"	平成27年1月30日
270	高松市宮脇町	I-959-2	宮脇町(9)	"	平成27年1月30日
271	高松市生島町	I-741	生島町(2)	"	平成25年4月16日
272	高松市西植田町	I-727	西植田町(3)	"	平成24年8月17日
273	高松市川部町	I-745	川部町(1)	"	平成26年7月1日
274	高松市西植田町	I-157	西植田町(111)	"	平成24年8月17日
275	高松市鬼無町	I-58	鬼無町	"	平成26年7月1日
276	高松市鬼無町	I-58-2	鬼無町	"	平成26年7月1日
277	高松市鬼無町	I-58-3	鬼無町	"	平成26年7月1日
278	高松市鬼無町	I-58-4	鬼無町	"	平成26年7月1日
279	高松市男木町	I-749	男木町(5)	"	平成23年3月25日
280	高松市西植田町	I-726	西植田町(2)	"	平成24年8月17日
281	高松市東植田町	I-724	東植田町(1)	"	平成23年3月25日
282	高松市管沢町	I-158	管沢町(36)	急傾斜地の崩壊	平成23年3月25日
283	高松市宮脇町	I-732	宮脇町(3)	"	平成27年1月30日
284	高松市宮脇町	I-164	宮脇町(4)	"	平成27年1月30日
285	高松市宮脇町	I-164-2	宮脇町(4)	"	平成27年1月30日
286	高松市高松町	I-17	高松町(2)	"	平成26年7月1日
287	高松市高松町	I-17-2	高松町(2)	"	平成26年7月1日
288	高松市屋島東町	I-720	屋島東町(3)	"	平成26年7月1日
289	高松市宮脇町	I-166	宮脇町(6)	"	平成27年1月30日
290	高松市高松町	I-18	長尾	"	平成26年7月1日
291	高松市高松町	I-18-2	長尾	"	平成26年7月1日
292	高松市中山町	I-737	中山町(3)	"	平成25年4月16日
293	高松市中山町	I-737-2	中山町(3)	"	平成25年4月16日

番号	所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象	県報告示年月日
294	高松市東山崎町	I-48	久米山	〃	平成27年1月30日
295	高松市高松町	I-20	新田町(1)	〃	平成26年7月1日
296	高松市仏生山町	I-723	仏生山町(2)	〃	平成26年7月1日
297	高松市前田東町	I-151	前田東町(4)	〃	平成26年7月1日
298	高松市男木町	I-549	大井(2)	〃	平成23年3月25日
299	高松市男木町	I-549-2	大井(2)	〃	平成23年3月25日
300	高松市岡本町	I-189	岡本町(6)	〃	平成26年7月1日
301	高松市前田西町	I-148	前田西町(5)	〃	平成26年7月1日
302	高松市生島町	I-742	生島町(3)	〃	平成25年4月16日
303	高松市岡本町	I-188	岡本町(5)	〃	平成26年7月1日
304	高松市香西本町	I-103	香西本町	〃	平成26年7月1日
305	高松市岡本町	I-187	岡本町(4)	〃	平成26年7月1日
306	高松市屋島東町	I-719	屋島東町(2)	〃	平成26年7月1日
307	高松市西春日町	I-172	西春日町(4)	〃	平成27年6月5日
308	高松市高松町	I-47	横山	〃	平成26年7月1日
309	高松市屋島中町	I-721	屋島中町(1)	〃	平成26年7月1日
310	高松市西植田町	I-728	西植田町(4)	〃	平成24年8月17日
311	高松市西植田町	I-728-2	西植田町(4)	〃	平成24年8月17日
312	高松市室新町	I-168	室新町(2)	〃	平成27年6月5日
313	高松市室新町	I-168-2	室新町(2)	〃	平成27年6月5日
314	高松市東植田町	II-1196	東植田町(20)	〃	平成17年3月21日
315	高松市東植田町	II-1196-2	東植田町(20)	〃	平成23年3月25日
316	高松市中山町	I-735	中山町(1)	急傾斜地の崩壊	平成25年4月16日
317	高松市中山町	I-735-2	中山町(1)	〃	平成25年4月16日
318	高松市男木町	I-747	男木町(3)	〃	平成23年3月25日
319	高松市植松町	I-183	植松町(2)	〃	平成25年4月16日
320	高松市植松町	I-183-2	植松町(2)	〃	平成25年4月16日
321	高松市由良町	I-722	由良町(1)	〃	平成24年8月17日
322	高松市由良町	I-722-2	由良町(1)	〃	平成24年8月17日
323	高松市岡本町	I-186	岡本町(3)	〃	平成26年7月1日
324	高松市男木町	I-748	男木町(4)	〃	平成23年3月25日
325	高松市生島町	I-185	生島町(4)	〃	平成25年4月16日
326	高松市郷東町	I-29	郷東町(2)	〃	平成27年1月30日

番号	所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象	県報告示年月日
327	高松市東植田町	II-1193	東植田町(17)	"	平成23年3月25日
328	高松市東植田町	II-1193-2	東植田町(17)	"	平成23年3月25日
329	高松市亀水町	II-1353	亀水町(8)	"	平成25年4月16日
330	高松市男木町	I-30	大井(1)	"	平成23年3月25日
331	高松市男木町	I-30-2	大井(1)	"	平成23年3月25日
332	高松市男木町	I-30-3	大井(1)	"	平成23年3月25日
333	高松市管沢町	II-1317	管沢町(17)	"	平成23年3月25日
334	高松市管沢町	II-1317-2	管沢町(17)	"	平成23年3月25日
335	高松市管沢町	II-1317-3	管沢町(17)	"	平成23年3月25日
336	高松市勅使町	I-175	勅使町(3)	"	平成27年6月5日
337	高松市神在川窪町	I-63	神在川窪町(3)	"	平成25年4月16日
338	高松市中野町	I-54	中野町	"	平成27年1月30日
339	高松市西植田町	II-372	西植田町(127)	"	平成24年8月17日
340	高松市西植田町	II-372-2	西植田町(127)	"	平成24年8月17日
341	高松市神在川窪町	I-64	尾路	"	平成25年4月16日
342	高松市西植田町	II-1240	西植田町(45)	"	平成24年8月17日
343	高松市西植田町	II-1240-2	西植田町(45)	"	平成24年8月17日
344	高松市三谷町	II-1165	三谷町(4)	"	平成26年7月1日
345	高松市管沢町	II-1329	管沢町(29)	"	平成23年3月25日
346	高松市西植田町	II-1284	西植田町(89)	"	平成24年8月17日
347	高松市東植田町	II-1185	東植田町(9)	"	平成23年3月25日
348	高松市勅使町	I-176	勅使町(4)	"	平成27年6月5日
349	高松市西植田町	II-373	西植田町(128)	"	平成24年8月17日
350	高松市亀水町	I-67	地下	急傾斜地の崩壊	平成25年4月16日
351	高松市西植田町	II-1235	西植田町(40)	"	平成24年8月17日
352	高松市西植田町	II-1235-2	西植田町(40)	"	平成24年8月17日
353	高松市西植田町	II-1251	西植田町(56)	"	平成23年3月25日
354	高松市三谷町	II-1172	三谷町(11)	"	平成26年7月1日
355	高松市西植田町	II-1234	西植田町(39)	"	平成24年8月17日
356	高松市西植田町	II-1271	西植田町(76)	"	平成24年8月17日
357	高松市西植田町	II-1262	西植田町(67)	"	平成24年8月17日
358	高松市香西町	II-1338	香西町(2)	"	平成26年7月1日
359	高松市池田町	I-154	池田町(3)	"	平成24年8月17日

番号	所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象	県報告示年月日
360	高松市西植田町	II-1263	西植田町(68)	〃	平成24年8月17日
361	高松市東山崎町	I-149	東山崎町(3)	〃	平成27年1月30日
362	高松市三谷町	II-1168	三谷町(7)	〃	平成26年7月1日
363	高松市中山町	II-1346	中山町(7)	〃	平成25年4月16日
364	高松市中山町	II-1346-2	中山町(7)	〃	平成25年4月16日
365	高松市管沢町	II-1314	管沢町(14)	〃	平成23年3月25日
366	高松市西植田町	II-1280	西植田町(85)	〃	平成24年8月17日
367	高松市西植田町	II-1243	西植田町(48)	〃	平成24年8月17日
368	高松市西植田町	II-1243-2	西植田町(48)	〃	平成24年8月17日
369	高松市池田町	I-155	池田町(4)	〃	平成24年8月17日
370	高松市西植田町	II-1242	西植田町(47)	〃	平成24年8月17日
371	高松市中山町	I-738	中山町(4)	〃	平成25年4月16日
372	高松市鬼無町	I-181	鬼無町(6)	〃	平成26年7月1日
373	高松市西植田町	II-1226	西植田町(31)	〃	平成24年8月17日
374	高松市西植田町	II-1265	西植田町(70)	〃	平成24年8月17日
375	高松市東植田町	II-1195	東植田町(19)	〃	平成23年3月25日
376	高松市管沢町	II-1310	管沢町(10)	〃	平成23年3月25日
377	高松市管沢町	II-1310-2	管沢町(10)	〃	平成23年3月25日
378	高松市管沢町	II-1310-3	管沢町(10)	〃	平成23年3月25日
379	高松市香西北町	II-1335	香西北町(2)	〃	平成26年7月1日
380	高松市西植田町	II-1232	西植田町(37)	〃	平成24年8月17日
381	高松市西植田町	II-1244	西植田町(49)	〃	平成24年8月17日
382	高松市香西北町	II-1336	香西北町(3)	〃	平成26年7月1日
383	高松市東植田町	II-1178	東植田町(2)	〃	平成23年3月25日
384	高松市三谷町	II-1164	三谷町(3)	急傾斜地の崩壊	平成26年7月1日
385	高松市中山町	II-405	中山町(14)	〃	平成25年4月16日
386	高松市御厩町	II-1355	御厩町(4)	〃	平成27年6月5日
387	高松市西植田町	II-1260	西植田町(65)	〃	平成24年8月17日
388	高松市西植田町	II-1260-2	西植田町(65)	〃	平成24年8月17日
389	高松市新田町	I-144	新田町(7)	〃	平成26年7月1日
390	高松市管沢町	II-1311	管沢町(11)	〃	平成23年3月25日
391	高松市東植田町	II-1179	東植田町(3)	〃	平成23年3月25日
392	高松市管沢町	II-1324	管沢町(24)	〃	平成23年3月25日

番号	所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象	県報告示年月日
393	高松市管沢町	II-1324-2	管沢町(24)	"	平成23年3月25日
394	高松市亀水町	II-1351	亀水町(6)	"	平成25年4月16日
395	高松市中山町	I-739	中山町(5)	"	平成25年4月16日
396	高松市生島町	I-740	生島町(1)	"	平成25年4月16日
397	高松市西植田町	II-1267	西植田町(72)	"	平成24年8月17日
398	高松市西植田町	II-1267-2	西植田町(72)	"	平成24年8月17日
399	高松市管沢町	II-1303	管沢町(3)	"	平成23年3月25日
400	高松市管沢町	II-1303-2	管沢町(3)	"	平成23年3月25日
401	高松市管沢町	II-1308	管沢町(8)	"	平成23年3月25日
402	高松市鬼無町	I-180	鬼無町(5)	"	平成26年7月1日
403	高松市鬼無町	I-180-2	鬼無町(5)	"	平成26年7月1日
404	高松市管沢町	II-1319	管沢町(19)	"	平成23年3月25日
405	高松市管沢町	II-1319-2	管沢町(19)	"	平成23年3月25日
406	高松市西植田町	II-1282	西植田町(87)	"	平成24年8月17日
407	高松市岡本町	II-416	岡本町(10)	"	平成26年7月1日
408	高松市西植田町	II-1268	西植田町(73)	"	平成24年8月17日
409	高松市西植田町	II-375	西植田町(130)	"	平成24年8月17日
410	高松市西植田町	II-1248	西植田町(53)	"	平成23年3月25日
411	高松市管沢町	II-1327	管沢町(27)	"	平成23年3月25日
412	高松市東植田町	II-1182	東植田町(6)	"	平成23年3月25日
413	高松市西植田町	II-1211	西植田町(16)	"	平成24年8月17日
414	高松市西植田町	II-1236	西植田町(41)	"	平成24年8月17日
415	高松市西植田町	II-1272	西植田町(77)	"	平成24年8月17日
416	高松市東植田町	II-1183	東植田町(7)	"	平成23年3月25日
417	高松市西植田町	II-1291	西植田町(96)	"	平成24年8月17日
418	高松市屋島東町	I-132	屋島東町(6)	急傾斜地の崩壊	平成26年7月1日
419	高松市西植田町	II-1277	西植田町(82)	"	平成24年8月17日
420	高松市管沢町	II-1312	管沢町(12)	"	平成23年3月25日
421	高松市管沢町	II-1312-2	管沢町(12)	"	平成23年3月25日
422	高松市管沢町	II-1312-3	管沢町(12)	"	平成23年3月25日
423	高松市管沢町	II-1323	管沢町(23)	"	平成23年3月25日
424	高松市室新町	I-169	室新町(3)	"	平成27年6月5日
425	高松市西植田町	II-1241	西植田町(46)	"	平成24年8月17日

番号	所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象	県報告示年月日
426	高松市西植田町	Ⅱ-1279	西植田町(84)	〃	平成24年8月17日
427	高松市西植田町	Ⅱ-1258	西植田町(63)	〃	平成24年8月17日
428	高松市西植田町	Ⅱ-1283	西植田町(88)	〃	平成24年8月17日
429	高松市西植田町	Ⅱ-1259	西植田町(64)	〃	平成24年8月17日
430	高松市東植田町	Ⅱ-1191	東植田町(15)	〃	平成17年3月21日
431	高松市西植田町	Ⅱ-1253	西植田町(58)	〃	平成24年8月17日
432	高松市西植田町	Ⅱ-1253-2	西植田町(58)	〃	平成24年8月17日
433	高松市管沢町	Ⅱ-1313	管沢町(13)	〃	平成23年3月25日
434	高松市管沢町	Ⅱ-1313-2	管沢町(13)	〃	平成23年3月25日
435	高松市管沢町	Ⅱ-1326	管沢町(26)	〃	平成23年3月25日
436	高松市管沢町	Ⅱ-1326-2	管沢町(26)	〃	平成23年3月25日
437	高松市西植田町	Ⅱ-1296	西植田町(101)	〃	平成24年8月17日
438	高松市西植田町	Ⅱ-1296-2	西植田町(101)	〃	平成24年8月17日
439	高松市東植田町	Ⅱ-1190	東植田町(14)	〃	平成23年3月25日
440	高松市管沢町	Ⅱ-1305	管沢町(5)	〃	平成23年3月25日
441	高松市西植田町	Ⅱ-1264	西植田町(69)	〃	平成24年8月17日
442	高松市西植田町	Ⅱ-1264-2	西植田町(69)	〃	平成24年8月17日
443	高松市東植田町	Ⅱ-1184	東植田町(8)	〃	平成23年3月25日
444	高松市東植田町	Ⅱ-1184-2	東植田町(8)	〃	平成23年3月25日
445	高松市東植田町	Ⅱ-1186	東植田町(10)	〃	平成23年3月25日
446	高松市西植田町	Ⅱ-1246	西植田町(51)	〃	平成24年8月17日
447	高松市管沢町	Ⅱ-1307	管沢町(7)	〃	平成23年3月25日
448	高松市西植田町	Ⅱ-1228	西植田町(33)	〃	平成24年8月17日
449	高松市管沢町	Ⅱ-1306	管沢町(6)	〃	平成23年3月25日
450	高松市管沢町	Ⅱ-1306-2	管沢町(6)	〃	平成23年3月25日
451	高松市西植田町	Ⅱ-1294	西植田町(99)	〃	平成24年8月17日
452	高松市西植田町	Ⅱ-1300	西植田町(105)	急傾斜地の崩壊	平成24年8月17日
453	高松市西植田町	Ⅱ-1250	西植田町(55)	〃	平成23年3月25日
454	高松市西植田町	Ⅱ-1250-2	西植田町(55)	〃	平成23年3月25日
455	高松市西植田町	Ⅱ-1215	西植田町(20)	〃	平成24年8月17日
456	高松市西植田町	Ⅱ-1233	西植田町(38)	〃	平成24年8月17日
457	高松市東植田町	Ⅱ-1200	東植田町(24)	〃	平成23年3月25日
458	高松市西植田町	Ⅱ-1247	西植田町(52)	〃	平成24年8月17日

番号	所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の 発生原因となる 自然現象	県報告示 年月日
459	高松市西植田町	II-1289	西植田町(94)	〃	平成24年8月17日
460	高松市西植田町	I-729	西植田町(5)	〃	平成24年8月17日
461	高松市西植田町	II-1239	西植田町(44)	〃	平成24年8月17日
462	高松市御厩町	II-1354	御厩町(3)	〃	平成26年7月1日
463	高松市管沢町	II-1316	管沢町(16)	〃	平成23年3月25日
464	高松市管沢町	II-1316-2	管沢町(16)	〃	平成23年3月25日
465	高松市三谷町	II-1173	三谷町(12)	〃	平成26年7月1日
466	高松市西植田町	II-1287	西植田町(92)	〃	平成24年8月17日
467	高松市西植田町	II-1255	西植田町(60)	〃	平成24年8月17日
468	高松市西植田町	II-1281	西植田町(86)	〃	平成24年8月17日
469	高松市管沢町	II-1304	管沢町(4)		平成23年3月25日
470	高松市西植田町	II-1261	西植田町(66)	〃	平成24年8月17日
471	高松市前田西町	I-147	前田西町(4)	〃	平成26年7月1日
472	高松市管沢町	II-1320	管沢町(20)	〃	平成23年3月25日
473	高松市管沢町	II-1320-2	管沢町(20)	〃	平成23年3月25日
474	高松市西植田町	II-365	西植田町(120)	〃	平成24年8月17日
475	高松市西植田町	II-366	西植田町(121)	〃	平成24年8月17日
476	高松市管沢町	II-1309	管沢町(9)	〃	平成23年3月25日
477	高松市管沢町	II-1309-2	管沢町(9)	〃	平成23年3月25日
478	高松市生島町	II-408	生島町(5)	〃	平成25年4月16日
479	高松市西植田町	II-1273	西植田町(78)	〃	平成24年8月17日
480	高松市西植田町	II-1252	西植田町(57)	〃	平成24年8月17日
481	高松市西植田町	II-1297	西植田町(102)	〃	平成24年8月17日
482	高松市管沢町	II-1315	管沢町(15)	〃	平成23年3月25日
483	高松市管沢町	II-1315-2	管沢町(15)	〃	平成23年3月25日
484	高松市管沢町	II-1322	管沢町(22)	〃	平成23年3月25日
485	高松市前田西町	I-146	前田西町(3)	〃	平成26年7月1日
486	高松市東植田町	II-349	東植田町(32)	急傾斜地の崩壊	平成23年3月25日
487	高松市管沢町	II-378	管沢町(39)	〃	平成23年3月25日
488	高松市西植田町	II-1270	西植田町(75)	〃	平成24年8月17日
489	高松市西植田町	II-1299	西植田町(104)	〃	平成24年8月17日
490	高松市西植田町	II-1221	西植田町(26)	〃	平成24年8月17日
491	高松市西植田町	II-1208	西植田町(13)	〃	平成24年8月17日

番号	所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象	県報告示年月日
492	高松市管沢町	II-1318	管沢町(18)	"	平成23年3月25日
493	高松市東植田町	II-1194	東植田町(18)	"	平成23年3月25日
494	高松市東植田町	II-1194-2	東植田町(13)	"	平成23年3月25日
495	高松市東植田町	II-356	東植田町(39)	"	平成23年3月25日
496	高松市屋島中町	II-1147	屋島中町(2)	"	平成26年7月1日
497	高松市東植田町	II-352	東植田町(35)	"	平成23年3月25日
498	高松市東植田町	II-352-2	東植田町(35)	"	平成23年3月25日
499	高松市東植田町	II-352-3	東植田町(35)	"	平成23年3月25日
500	高松市管沢町	II-1330	管沢町(30)	"	平成23年3月25日
501	高松市管沢町	II-1328	管沢町(28)	"	平成23年3月25日
502	高松市管沢町	II-1328-2	管沢町(28)	"	平成23年3月25日
503	高松市西植田町	II-1257	西植田町(62)		平成24年8月17日
504	高松市管沢町	II-376	管沢町(37)	"	平成23年3月25日
505	高松市管沢町	II-1301	管沢町(1)	"	平成23年3月25日
506	高松市管沢町	II-1301-2	管沢町(1)	"	平成23年3月25日
507	高松市西植田町	II-1278	西植田町(83)	"	平成24年8月17日
508	高松市西植田町	II-1256	西植田町(61)	"	平成24年8月17日
509	高松市西植田町	II-367	西植田町(122)	"	平成24年8月17日
510	高松市東植田町	II-1192	東植田町(16)	"	平成23年3月25日
511	高松市西植田町	II-1292	西植田町(97)	"	平成24年8月17日
512	高松市西植田町	II-1269	西植田町(74)	"	平成24年8月17日
513	高松市西植田町	II-1249	西植田町(54)	"	平成23年3月25日
514	高松市西植田町	II-1249-2	西植田町(54)	"	平成23年3月25日
515	高松市西植田町	II-374	西植田町(129)	"	平成24年8月17日
516	高松市管沢町	II-1325	管沢町(25)	"	平成23年3月25日
517	高松市管沢町	II-1325-2	管沢町(25)	"	平成23年3月25日
518	高松市西山崎町	II-1357	西山崎町(2)	"	平成26年2月28日
519	高松市西植田町	II-1254	西植田町(59)	"	平成24年8月17日
520	高松市由良町	II-326	由良町(2)	急傾斜地の崩壊	平成24年8月17日
521	高松市西植田町	II-360	西植田町(115)	"	平成24年8月17日
522	高松市三谷町	II-1171	三谷町(10)	"	平成26年7月1日
523	高松市管沢町	II-1321	管沢町(21)	"	平成23年3月25日
524	高松市管沢町	II-1321-2	管沢町(21)	"	平成23年3月25日

番号	所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象	県報告示年月日
525	高松市管沢町	II-1321-3	管沢町(21)	"	平成23年3月25日
526	高松市東植田町	II-1180	東植田町(4)	"	平成23年3月25日
527	高松市東植田町	II-1189	東植田町(13)	"	平成23年3月25日
528	東植田町	II-1189-2	東植田町(13)	"	平成23年3月25日
529	高松市三谷町	II-1176	三谷町(15)	"	平成26年7月1日
530	高松市西植田町	II-1285	西植田町(90)	"	平成24年8月17日
531	高松市西植田町	II-1285-2	西植田町(90)	"	平成24年8月17日
532	高松市東植田町	II-1187	東植田町(11)	"	平成23年3月25日
533	高松市東植田町	II-1187-2	東植田町(11)	"	平成23年3月25日
534	高松市前田西町	II-1156	前田西町(2)	"	平成26年7月1日
535	高松市三谷町	II-341	三谷町(24)	"	平成26年7月1日
536	高松市管沢町	II-1302	管沢町(2)	"	平成23年3月25日
537	高松市管沢町	II-1302-2	管沢町(2)	"	平成23年3月25日
538	高松市西植田町	II-1230	西植田町(35)	"	平成24年8月17日
539	高松市東植田町	II-1199	東植田町(23)	"	平成23年3月25日
540	高松市西植田町	II-1276	西植田町(81)	"	平成24年8月17日
541	高松市東植田町	I-156	東植田町(27)	"	平成23年3月25日
542	高松市管沢町	II-380	管沢町(41)	"	平成23年3月25日
543	高松市西植田町	II-370	西植田町(125)	"	平成24年8月17日
544	高松市西植田町	II-1238	西植田町(43)	"	平成24年8月17日
545	高松市東植田町	II-355	東植田町(38)	"	平成23年3月25日
546	高松市東植田町	II-355-2	東植田町(38)	"	平成23年3月25日
547	高松市御厩町	II-410	御厩町(5)	"	平成26年7月1日
548	高松市東植田町	II-354	東植田町(37)	"	平成23年3月25日
549	高松市東植田町	II-354-2	東植田町(37)	"	平成23年3月25日
550	高松市管沢町	II-379	管沢町(40)	"	平成23年3月25日
551	高松市西植田町	I-730	西植田町(6)	"	平成24年8月17日
552	高松市西植田町	II-368	西植田町(123)	"	平成24年8月17日
553	高松市西植田町	II-368-2	西植田町(123)	"	平成24年8月17日
554	高松市西植田町	II-1275	西植田町(80)	急傾斜地の崩壊	平成24年8月17日
555	高松市鬼無町	II-395	鬼無町(8)	"	平成26年7月1日
556	高松市亀水町	I-68	塩屋	"	平成25年4月16日
557	高松市亀水町	I-68-2	塩屋	"	平成25年4月16日

番号	所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象	県報告示年月日
558	高松市勅使町	I-51	室町(1)	"	平成27年6月5日
559	高松市亀水町	I-66	亀水町(2)	"	平成25年4月16日
560	高松市亀水町	I-66-2	亀水町(2)	"	平成25年4月16日
561	高松市亀水町	I-66-3	亀水町(2)	"	平成25年4月16日
562	高松市亀水町	I-66-4	亀水町(2)	"	平成25年4月16日
563	高松市神在川窪町	I-61	神在川窪町(1)	"	平成25年4月16日
564	高松市神在川窪町	I-61-2	神在川窪町(1)	"	平成25年4月16日
565	高松市神在川窪町	I-61-3	神在川窪町(1)	"	平成25年4月16日
566	高松市中山町	Ⅲ-2972	中山町(10)	"	平成25年4月16日
567	高松市香西北町	I-60	香西北町	"	平成26年7月1日
568	高松市香西北町	-2	香西北町	"	平成26年7月1日
569	高松市亀水町	Ⅲ-2973	亀水町(9)	"	平成25年4月16日
570	高松市高松町	I-21	新田町(2)	"	平成26年7月1日
571	高松市東植田町	Ⅲ-2960	東植田町(26)	"	平成23年3月25日
572	高松市屋島西町	I-46	屋島西町	"	平成26年7月1日
573	高松市屋島西町	I-46-2	屋島西町	"	平成26年7月1日
574	高松市屋島西町	I-46-3	屋島西町	"	平成26年7月1日
575	高松市屋島西町	I-46-4	屋島西町	"	平成26年7月1日
576	高松市御厩町	I-57	御厩町	"	平成26年7月1日
577	高松市御厩町	I-57-2	御厩町	"	平成26年7月1日
578	高松市亀水町	I-743	亀水町(3)	"	平成25年4月16日
579	高松市亀水町	I-743-2	亀水町(3)	"	平成25年4月16日
580	高松市亀水町	I-743-3	亀水町(3)	"	平成25年4月16日
581	高松市西植田町	Ⅲ-2961	西植田町(106)	"	平成24年8月17日
582	高松市亀水町	I-65	亀水町(1)	"	平成25年4月16日
583	高松市亀水町	I-65-2	亀水町(1)	"	平成25年4月16日
584	高松市新田町	Ⅲ-2959	新田町(4)	"	平成26年7月1日
585	高松市西植田町	Ⅲ-2965	西植田町(110)	"	平成24年8月17日
586	高松市高松町	I-136	高松町(7)	"	平成26年7月1日
587	高松市香西町	Ⅲ-2970	香西町(3)	"	平成26年7月1日
588	高松市三谷町	Ⅱ-1169	三谷町(8)	急傾斜地の崩壊	平成26年7月1日
589	高松市西植田町	Ⅲ-2964	西植田町(109)	"	平成24年8月17日
590	高松市菅沢町	Ⅲ-2967	菅沢町(33)	"	平成23年3月25日

番号	所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象	県報告示年月日
591	高松市西春日町	I-27	室町(5)	"	平成27年6月5日
592	高松市西春日町	I-27-2	室町(5)	"	平成27年6月5日
593	高松市西宝町	II-1334	西宝町(4)	"	平成27年1月30日
594	高松市管沢町	III-2969	菅沢町(35)	"	平成23年3月25日
595	高松市西植田町	III-2963	西植田町(108)	"	平成24年8月17日
596	高松市岡本町	II-1361	岡本町(1)	"	平成26年7月1日
597	高松市宮脇町	III-819	宮脇町(8)	"	平成27年1月30日
598	高松市神在川窪町	III-2971	神在川窪町(6)	"	平成25年4月16日
599	高松市西春日町	I-173	西春日町(5)	"	平成27年6月5日
600	高松市前田東町	I-150	前田東町(3)	"	平成26年7月1日
601	高松市宮脇町	II-385	宮脇町(7)	"	平成27年1月30日
602	高松市池田町	I-22	中山田	"	平成24年8月17日
603	高松市管沢町	III-2968	菅沢町(34)	"	平成23年3月25日
604	高松市中山町	II-406	中山町(15)	"	平成25年4月16日
605	高松市高松町	I-16	高松町(1)	"	平成26年7月1日
606	高松市男木町	I-746	男木町(2)	"	平成23年3月25日
607	高松市男木町	I-746-2	男木町(2)	"	平成23年3月25日
608	高松市男木町	I-746-3	男木町(2)	"	平成23年3月25日
609	高松市三谷町	I-24	三谷町(2)	"	平成26年7月1日
610	高松市西春日町	I-733	西春日町(1)	"	平成24年3月23日
611	高松市西植田町	III-2962	西植田町(107)	"	平成24年8月17日
612	高松市西植田町	III-2962-2	西植田町(107)	"	平成24年8月17日
613	高松市屋島西町	I-134	屋島西町(5)	"	平成26年7月1日
614	高松市香西西町	I-178	香西西町(5)	"	平成26年7月1日
615	高松市宮脇町	I-55	宮脇町	"	平成27年1月30日
616	高松市中山町	II-1345	中山町(6)	"	平成25年4月16日
617	高松市中山町	II-1345-2	中山町(6)	"	平成25年4月16日
618	高松市中山町	II-1345-3	中山町(6)	"	平成25年4月16日
619	高松市中山町	II-1345-4	中山町(6)	"	平成25年4月16日
620	高松市女木町	I-750	女木町(1)	"	平成23年3月25日
621	高松市女木町	I-750-2	女木町(1)	"	平成23年3月25日
622	高松市西植田町	II-1216	西植田町(21)	急傾斜地の崩壊	平成24年8月17日
623	高松市勅使町	I-26	室町(4)	"	平成27年6月5日

番号	所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の 発生原因となる 自然現象	県報告示 年月日
624	高松市中山町	I-736	中山町(2)	〃	平成25年4月16日
625	高松市東植田町	II-353	東植田町(36)	〃	平成23年3月25日
626	高松市東植田町	II-353-2	東植田町(36)	〃	平成23年3月25日
627	高松市郷東町	II-391	郷東町(3)	〃	平成27年1月30日
628	高松市植松町	I-184	植松町(3)	〃	平成25年4月16日
629	高松市西植田町	II-1237	西植田町(42)	〃	平成24年8月17日
630	高松市高松町	I-140	高松町(11)	〃	平成26年7月1日
631	高松市三谷町	I-23	三谷町(1)	〃	平成26年7月1日
632	高松市中山町	II-1348	中山町(9)	〃	平成25年4月16日
633	高松市香西北町	II-1337	香西北町(4)	〃	平成26年7月1日
634	高松市高松町	I-135	高松町(6)	〃	平成26年7月1日
635	高松市高松町	I-139	高松町(10)	〃	平成26年7月1日
636	高松市西植田町	II-1223	西植田町(28)	〃	平成24年8月17日
637	高松市管沢町	II-1331	管沢町(31)	〃	平成23年3月25日
638	高松市管沢町	II-1331-2	管沢町(31)	〃	平成23年3月25日
639	高松市管沢町	II-1331-3	管沢町(31)	〃	平成23年3月25日
640	高松市西宝町	II-1333	西宝町(3)	〃	平成27年1月30日
641	高松市川島東町	I-153	川島東町(2)	〃	
642	高松市岡本町	II-1362	岡本町(2)	〃	平成26年7月1日
643	高松市郷東町	I-28	郷東町(1)	〃	平成27年1月30日
644	高松市宮脇町	I-165	宮脇町(5)	〃	平成27年1月30日
645	高松市神在川窪町	II-1342	神在川窪町(4)	〃	平成25年4月16日
646	高松市高松町	I-141	高松町(12)	〃	平成26年7月1日
647	高松市高松町	I-137	高松町(8)	〃	平成26年7月1日
648	高松市東植田町	II-1201	東植田町(25)	〃	平成23年3月25日
649	高松市御厩町	I-744	御厩町(2)	〃	平成26年7月1日
650	高松市室新町	I-167	室新町(1)	〃	平成27年6月5日
651	高松市屋島西町	II-1149	屋島西町(3)	〃	平成26年7月1日
652	高松市西山崎町	II-1356	西山崎町(1)	〃	平成26年2月28日
653	高松市東植田町	II-1197	東植田町(21)	〃	平成23年3月25日
654	高松市香西西町	I-177	香西西町(4)	〃	平成26年7月1日
655	高松市管沢町	III-2966	菅沢町(32)	〃	平成23年3月25日
656	高松市管沢町	III-2966-2	菅沢町(32)	急傾斜地の崩壊	平成23年3月25日

番号	所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の 発生原因となる 自然現象	県報告示 年月日
657	高松市十川西町	Ⅱ-328	十川西町	〃	平成27年10月16日
658	高松市西植田町	Ⅱ-1290	西植田町(95)	〃	平成24年8月17日
659	高松市西植田町	Ⅱ-1290-2	西植田町(95)	〃	平成24年8月17日
660	高松市西植田町	Ⅱ-1290-3	西植田町(95)	〃	平成24年8月17日
661	高松市西植田町	Ⅱ-1290-4	西植田町(95)	〃	平成24年8月17日
662	高松市高松町	Ⅱ-1152	高松町(4)	〃	平成26年7月1日
663	高松市屋島西町	Ⅱ-312	屋島西町(7)	〃	平成26年7月1日
664	高松市西山崎町	Ⅱ-1358	西山崎町(3)	〃	平成26年2月28日
665	高松市中山町	Ⅱ-1347	中山町(8)	〃	平成25年4月16日
666	高松市中山町	Ⅱ-1347-2	中山町(8)	〃	平成25年4月16日
667	高松市中山町	Ⅱ-1347-3	中山町(8)	〃	平成25年4月16日
668	高松市西植田町	Ⅱ-1219	西植田町(24)	〃	平成24年8月17日
669	高松市西植田町	Ⅱ-1219-2	西植田町(24)	〃	平成24年8月17日
670	高松市中間町	Ⅱ-1360	中間町(2)	〃	平成26年7月1日
671	高松市神在川窪町	Ⅱ-1343	神在川窪町(5)	〃	平成25年4月16日
672	高松町高松市	Ⅱ-317	高松町(14)	〃	平成26年7月1日
673	高松市西植田町	Ⅱ-1224	西植田町(29)	〃	平成24年8月17日
674	高松市鬼無町	Ⅱ-399	鬼無町(12)	〃	平成26年7月1日
675	高松市男木町	Ⅱ-1364	男木町(6)	〃	平成23年3月25日
676	西宝町	Ⅱ-1332	西宝町(2)	〃	平成27年1月30日
677	高松市高松町	Ⅱ-1151	高松町(3)	〃	平成26年7月1日
678	高松市岡本町	Ⅱ-413	岡本町(7)	〃	平成26年7月1日
679	高松市高松町	Ⅱ-319	高松町(16)	〃	平成26年7月1日
680	高松市西植田町	Ⅱ-1205	西植田町(10)	〃	平成24年8月17日
681	高松市東山崎町	Ⅱ-324	東山崎町(4)	〃	平成27年1月30日
682	東山崎町	Ⅱ-324-2	東山崎町(4)	〃	平成27年1月30日
683	高松市西植田町	Ⅱ-1295	西植田町(100)	〃	平成24年8月17日
684	高松市鬼無町	Ⅱ-398	鬼無町(11)	〃	平成26年7月1日
685	高松市東植田町	Ⅱ-351	東植田町(34)	〃	平成23年3月25日
686	高松市西植田町	Ⅱ-1298	西植田町(103)	〃	平成24年8月17日
687	高松市鬼無町	Ⅱ-397	鬼無町(10)	〃	平成26年7月1日
688	高松市岡本町	Ⅱ-414	岡本町(8)	〃	平成26年7月1日
689	高松市川島東町	Ⅱ-330	川島東町(4)	〃	

番号	所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象	県報告示年月日
690	高松市西植田町	Ⅱ-1217	西植田町(22)	急傾斜地の崩壊	平成24年8月17日
691	高松市西植田町	Ⅱ-1274	西植田町(79)	〃	平成24年8月17日
692	高松市川島東町	Ⅱ-329	川島東町(3)	〃	
693	高松市高松町	Ⅱ-1153	高松町(5)	〃	平成26年7月1日
694	高松市鬼無町	Ⅱ-394	鬼無町(7)	〃	平成26年7月1日
695	高松市亀水町	Ⅱ-1349	亀水町(4)	〃	平成25年4月16日
696	高松市高松町	Ⅱ-320	高松町(17)	〃	平成26年7月1日
697	高松市屋島西町	Ⅱ-1150	屋島西町(4)	〃	平成26年7月1日
698	高松市男木町	Ⅱ-418	男木町(8)	〃	平成23年3月25日
699	高松市女木町	Ⅱ-1366	女木町(2)	〃	平成23年3月25日
700	高松市西植田町	Ⅱ-1225	西植田町(30)	〃	平成24年8月17日
701	高松市西植田町	Ⅱ-362	西植田町(117)	〃	平成24年8月17日
702	高松市屋島西町	Ⅱ-313	屋島西町(8)	〃	平成26年7月1日
703	高松市西植田町	Ⅱ-1218	西植田町(23)	〃	平成24年8月17日
704	高松市西植田町	Ⅱ-363	西植田町(118)	〃	平成24年8月17日
705	高松市鬼無町	Ⅱ-396	鬼無町(9)	〃	平成26年7月1日
706	高松市西植田町	Ⅱ-359	西植田町(114)	〃	平成24年8月17日
707	高松市西植田町	Ⅱ-359-2	西植田町(114)	〃	平成24年8月17日
708	高松市亀水町	Ⅱ-1350	亀水町(5)	〃	平成25年4月16日
709	高松市西植田町	Ⅱ-361	西植田町(116)	〃	平成24年8月17日
710	高松市屋島西町	Ⅱ-311	屋島西町(6)	〃	平成26年7月1日
711	高松市西植田町	Ⅱ-364	西植田町(119)	〃	平成24年8月17日
712	高松市管沢町	Ⅱ-377	管沢町(38)	〃	平成23年3月25日
713	高松市西植田町	Ⅱ-1229	西植田町(34)	〃	平成24年8月17日
714	東植田町	Ⅱ-350	東植田町(33)	〃	平成23年3月25日
715	高松市三谷町	Ⅱ-1170	三谷町(9)	〃	平成26年7月1日
716	高松市中山町	Ⅱ-402	中山町(11)	〃	平成25年4月16日
717	高松市三谷町	Ⅱ-1174	三谷町(13)	〃	平成26年7月1日
718	高松市川部町	Ⅱ-1363	川部町(2)	〃	平成26年7月1日
719	高松市三谷町	Ⅱ-1167	三谷町(6)	〃	平成26年7月1日
720	高松市西植田町	Ⅱ-1207	西植田町(12)	〃	平成24年8月17日
721	高松市東植田町	Ⅱ-1188	東植田町(12)	〃	平成23年3月25日
722	高松市東植田町	Ⅱ-1188-2	東植田町(12)	〃	平成23年3月25日

番号	所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象	県報告示年月日
723	高松市西植田町	II-1222	西植田町(27)	〃	平成24年8月17日
724	高松市西植田町	II-1266	西植田町(71)	急傾斜地の崩壊	平成24年8月17日
725	高松市西植田町	II-1202	西植田町(7)	〃	平成24年8月17日
726	高松市中山町	II-404	中山町(13)	〃	平成25年4月16日
727	高松市西植田町	II-1209	西植田町(14)	〃	平成24年8月17日
728	高松市西植田町	II-1212	西植田町(17)	〃	平成24年8月17日
729	高松市西植田町	II-1212-2	西植田町(17)	〃	平成24年8月17日
730	高松市男木町	II-1365	男木町(7)	〃	平成23年3月25日
731	高松市男木町	II-1365-2	男木町(7)	〃	平成23年3月25日
732	高松市十川東町	II-327	十川東町(2)	〃	平成24年8月17日
733	高松市池田町	II-332	池田町(5)	〃	平成24年8月17日
734	高松市西植田町	II-1213	西植田町(18)	〃	平成24年8月17日
735	高松市亀水町	II-1352	亀水町(7)	〃	平成25年4月16日
736	高松市川部町	II-417	川部町(3)	〃	平成26年7月1日
737	高松市屋島東町	II-310	屋島東町(9)	〃	平成26年7月1日
738	高松市植松町	II-1344	植松町(1)	〃	平成25年4月16日
739	高松市池田町	II-333	池田町(6)	〃	平成24年8月17日
740	高松市西植田町	II-371	西植田町(126)	〃	平成24年8月17日
741	高松市西植田町	II-1245	西植田町(50)	〃	平成24年8月17日
742	高松市三谷町	II-1177	三谷町(16)	〃	平成26年7月1日
743	高松市西山崎町	II-411	西山崎町(4)	〃	平成26年2月28日
744	高松市西植田町	II-1293	西植田町(98)	〃	平成24年8月17日
745	高松市西植田町	II-357	西植田町(121)	〃	平成24年8月17日
746	高松市鬼無町	II-1341	鬼無町(4)	〃	平成26年7月1日
747	高松市三谷町	II-342	三谷町(25)	〃	平成26年7月1日
748	高松市屋島西町	II-1148	屋島西町(2)	〃	平成26年7月1日
749	高松市鬼無町	II-1340	鬼無町(3)	〃	平成26年7月1日
750	高松市鶴市町	II-392	鶴市町(1)	〃	平成27年1月30日
751	高松市西植田町	II-1206	西植田町(11)	〃	平成24年8月17日
752	高松市植松町	II-401	植松町(4)	〃	平成25年4月16日
753	高松市西ハゼ町	II-387	西ハゼ町(1)	〃	平成27年6月5日
754	高松市西植田町	II-369	西植田町(124)	〃	平成24年8月17日
755	高松市西植田町	II-369-2	西植田町(124)	〃	平成24年8月17日

番号	所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象	県報告示年月日
756	高松市西植田町	II-1204	西植田町(9)	〃	平成24年8月17日
757	高松市西植田町	II-1203	西植田町(8)	〃	平成24年8月17日
758	高松市東植田町	II-347	東植田町(30)	急傾斜地の崩壊	平成23年3月25日
759	高松市三谷町	II-1175	三谷町(14)	〃	平成26年7月1日
760	高松市西植田町	II-1214	西植田町(19)	〃	平成24年8月17日
761	高松市前田西町	II-323	前田西町(6)	〃	平成26年7月1日
762	高松市新田町	II-322	新田町(9)	〃	平成26年7月1日
763	高松市三谷町	II-334	三谷町(17)	〃	平成26年7月1日
764	高松市三谷町	II-338	三谷町(21)	〃	平成26年7月1日
765	高松市西ハゼ町	II-388	西ハゼ町(2)	〃	平成27年6月5日
766	高松市東山崎町	II-1158	東山崎町(2)	〃	平成27年1月30日
767	高松市中山町	II-407	中山町(16)	〃	平成25年4月16日
768	高松市三谷町	II-343	三谷町(26)	〃	平成26年7月1日
769	高松市三谷町	II-335	三谷町(18)	〃	平成26年7月1日
770	高松市西植田町	II-358	西植田町(113)	〃	平成24年8月17日
771	高松市西植田町	II-1227	西植田町(32)	〃	平成24年8月17日
772	高松市神在川窪町	II-400	神在川窪町(8)	〃	平成25年4月16日
773	高松市西植田町	II-1288	西植田町(93)	〃	平成24年8月17日
774	高松市岡本町	II-415	岡本町(9)	〃	平成26年7月1日
775	高松市三谷町	II-337	三谷町(20)	〃	平成26年7月1日
776	高松市三谷町	II-336	三谷町(19)	〃	平成26年7月1日
777	高松市新田町	II-321	新田町(8)	〃	平成26年7月1日
778	高松市西植田町	II-1220	西植田町(25)	〃	平成24年8月17日
779	高松市三谷町	II-339	三谷町(22)	〃	平成26年7月1日
780	高松市西植田町	II-1231	西植田町(36)	〃	平成24年8月17日
781	高松市東植田町	II-1181	東植田町(5)	〃	平成23年3月25日
782	高松市西植田町	II-1210	西植田町(15)	〃	平成24年8月17日
783	高松市屋島東町	II-1145	屋島東町(4)	〃	平成26年7月1日
784	高松市西宝町	II-386	西宝町(5)	〃	平成27年1月30日
785	高松市屋島東町	II-316	高松町(13)	〃	平成26年7月1日
786	高松市三谷町	II-340	三谷町(23)	〃	平成26年7月1日
787	高松市東植田町	II-348	東植田町(31)	〃	平成23年3月25日
788	高松市三谷町	II-344	三谷町(27)	〃	平成26年7月1日

番号	所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象	県報告示年月日
789	高松市三谷町	II-344-2	三谷町(27)	〃	平成26年7月1日
790	高松市前田西町	II-1157	東山崎町(1)	〃	平成26年7月1日
791	高松市東植田町	II-346	東植田町(29)	〃	平成23年3月25日
792	高松市男木町	I-69	男木町	急傾斜地の崩壊	平成23年3月25日
793	高松市男木町	I-69-2	男木町	〃	平成23年3月25日
794	高松市男木町	I-69-3	男木町	〃	平成23年3月25日
795	高松市塩江町安原上東	I-87	落合	〃	平成22年5月14日
796	高松市塩江町安原下第1号	I-81	来栖	〃	平成22年5月14日
797	高松市塩江町安原下第1号	I-81-2	来栖	〃	平成22年5月14日
798	高松市塩江町安原下第1号	I-81-3	来栖	〃	平成20年3月25日
799	高松市塩江町安原下第2号	I-80	中徳	〃	平成22年5月14日
800	高松市塩江町安原下第2号	I-80-2	中徳	〃	平成22年5月14日
801	高松市塩江町安原下第2号	I-80-3	中徳	〃	平成22年5月14日
802	高松市塩江町安原下第2号	I-80-4	中徳	〃	平成22年5月14日
803	高松市塩江町上西甲	I-789	堀山(1)	〃	平成22年5月14日
804	高松市塩江町上西甲	I-789-2	堀山(1)	〃	平成22年5月14日
805	高松市塩江町上西甲	I-789-3	堀山(1)	〃	平成22年5月14日
806	高松市塩江町上西甲	I-221	一ツ内(5)	〃	平成22年5月14日
807	高松市塩江町上西甲	I-222	堀山(9)	〃	平成22年5月14日
808	高松市塩江町上西甲	I-960	堀山(10)	〃	平成22年5月14日
809	高松市塩江町上西甲	I-787	下具の股(1)	〃	平成22年5月14日
810	高松市塩江町安原下第1号	I-780	西桶(1)	〃	平成22年5月14日
811	高松市塩江町安原下第1号	I-780-2	西桶(1)	〃	平成22年5月14日
812	高松市塩江町安原下第1号	I-780-3	西桶(1)	〃	平成22年5月14日
813	高松市塩江町安原下	I-779	額谷(1)	〃	平成20年3月25日
814	高松市塩江町安原下	I-779-2	額谷(1)	〃	平成22年5月14日
815	高松市塩江町安原上東	I-86	温泉通り	〃	平成22年5月14日
816	高松市塩江町安原下第3号	I-551	関	〃	平成22年5月14日
817	高松市塩江町安原下第3号	I-551-2	関	〃	平成22年5月14日
818	高松市塩江町安原下第3号	I-551-3	関	〃	平成22年5月14日
819	高松市塩江町安原下第2号	I-82	西谷	〃	平成22年5月14日
820	高松市塩江町安原下第2号	I-82-2	西谷	〃	平成22年5月14日
821	高松市塩江町安原下第2号	I-82-3	西谷	〃	平成22年5月14日

番号	所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象	県報告示年月日
822	高松市塩江町上西甲	I-105	焼堂	"	平成22年5月14日
823	高松市塩江町上西甲	I-105-2	焼堂	"	平成22年5月14日
824	高松市塩江町上西甲	I-105-3	焼堂	"	平成22年5月14日
825	高松市塩江町安原下第3号	I-79	長野	"	平成22年5月14日
826	高松市塩江町安原下第3号	I-79-2	長野	急傾斜地の崩壊	平成22年5月14日
827	高松市塩江町安原下第3号	I-782	北畑	"	平成22年5月14日
828	高松市塩江町安原下第2号	I-782-2	北畑	"	平成22年5月14日
829	高松市塩江町安原下第2号	I-771	北井(3)	"	平成22年5月14日
830	高松市塩江町安原上東	I-771-2	北井(3)	"	平成22年5月14日
831	高松市塩江町安原上東	I-781	来栖(2)	"	平成22年5月14日
832	高松市塩江町安原下第1号	I-778	岩部(1)	"	平成22年5月14日
833	高松市塩江町安原上	I-767	引土(1)	"	平成22年5月14日
834	高松市塩江町安原上東	II-1645	下貝の股(6)	"	平成22年5月14日
835	高松市塩江町上西甲	II-453	菖蒲野(2)	"	平成22年5月14日
836	高松市塩江町安原上東	II-1463	田中(1)	"	平成22年5月14日
837	高松市塩江町安原上東	I-774	北井(6)	"	平成22年5月14日
838	高松市塩江町安原上東	I-774-2	北井(6)	"	平成22年5月14日
839	高松市塩江町安原上東	I-774-3	北井(6)	"	平成22年5月14日
840	高松市塩江町安原上東	I-774-4	北井(6)	"	平成22年5月14日
841	高松市塩江町安原上東	I-768	北内(1)	"	平成22年5月14日
842	高松市塩江町安原上東	I-218	中村(4)	"	平成22年5月14日
843	高松市塩江町安原下第1号	I-218-2	中村(4)	"	平成22年5月14日
844	高松市塩江町安原下第1号	I-214	除却	"	平成22年5月14日
845	高松市塩江町安原上東	I-214-2	除却	"	平成22年5月14日
846	高松市塩江町安原上東	I-773	北井(5)	"	平成22年5月14日
847	高松市塩江町安原上東	I-783	高祖	"	平成22年5月14日
848	高松市塩江町安原下第1号	I-783-2	高祖	"	平成22年5月14日
849	高松市塩江町安原下第1号	I-783-3	高祖	"	平成22年5月14日
850	高松市塩江町安原下第1号	I-783-4	高祖	"	平成22年5月14日
851	高松市塩江町安原下第1号	II-1565	音川(2)	"	平成22年5月14日
852	高松市塩江町安原下第1号	II-1624	小出川(9)	"	平成22年5月14日
853	高松市塩江町上西甲	II-1624-2	小出川(9)	"	平成22年5月14日
854	高松市塩江町上西甲	II-1552	高畑(2)	"	平成22年5月14日

番号	所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象	県報告示年月日
855	高松市塩江町安原下第1号	II-1649	一ツ内(1)	"	平成22年5月14日
856	高松市塩江町上西甲	I-784	鮎滝上	"	平成22年5月14日
857	高松市塩江町安原下第3号	II-1564	音川(1)	"	平成22年5月14日
858	高松市塩江町安原下第1号	I-786	内場(2)	"	平成22年5月14日
859	高松市塩江町上西乙	II-1651	一ツ内(3)	"	平成22年5月14日
860	高松市塩江町上西甲	II-1651-2	一ツ内(3)	急傾斜地の崩壊	平成22年5月14日
861	高松市塩江町上西甲	II-1651-3	一ツ内(3)	"	平成22年5月14日
862	高松市塩江町安原下第2号	I-83	戸石	"	平成22年5月14日
863	高松市塩江町安原下第3号	II-1578	合具(1)	"	平成22年5月14日
864	高松市塩江町安原下第2号	II-1561	上中徳	"	平成22年5月14日
865	高松市塩江町安原上東	II-1465	田中(3)	"	平成22年5月14日
866	高松市塩江町安原上	II-1515	五味尾(3)	"	平成22年5月14日
867	高松市塩江町安原上東	II-1461	八丁(3)	"	平成22年5月14日
868	高松市塩江町安原下第1号	II-1545	河北(6)	"	平成22年5月14日
869	高松市塩江町安原下第1号	II-1545-2	河北(6)	"	平成22年5月14日
870	高松市塩江町安原上東	I-776	かがり谷(2)	"	平成22年5月14日
871	高松市塩江町上西甲	I-220	別子(3)	"	平成22年5月14日
872	高松市塩江町上西甲	II-1652	一ツ内(4)	"	平成22年5月14日
873	高松市塩江町上西甲	II-1666	細井(2)	"	平成22年5月14日
874	高松市塩江町上西甲	II-1655	堀山(6)	"	平成22年5月14日
875	高松市塩江町上西甲	II-1655-2	堀山(6)	"	平成22年5月14日
876	高松市塩江町安原下第1号	II-1567	音川(4)	"	平成22年5月14日
877	高松市塩江町上西甲	II-1625	小出川(10)	"	平成22年5月14日
878	高松市塩江町安原下第2号	II-1558	東浦谷(2)	"	平成22年5月14日
879	高松市塩江町上西乙	II-1635	桧(1)	"	平成22年5月14日
880	高松市塩江町上西甲	II-1654	堀山(5)	"	平成22年5月14日
881	高松市塩江町上西甲	II-1654-2	堀山(5)	"	平成22年5月14日
882	高松市塩江町上西甲	II-1654-3	堀山(5)	"	平成22年5月14日
883	高松市塩江町安原下第1号	I-217	中村(3)	"	平成22年5月14日
884	高松市塩江町安原下第1号	II-1543	河北(4)	"	平成22年5月14日
885	高松市塩江町上西甲	II-1663	松尾(3)	"	平成22年5月14日
886	高松市塩江町上西甲	II-1630	焼堂(5)	"	平成22年5月14日
887	高松市塩江町安原下第1号	II-1544	河北(5)	"	平成22年5月14日

番号	所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象	県報告示年月日
888	高松市塩江町安原下第1号	II-1544-2	河北(5)	"	平成22年5月14日
889	高松市塩江町上西乙	II-1659	城原(1)	"	平成22年5月14日
890	高松市塩江町安原下第1号	II-1546	河北(7)	"	平成22年5月14日
891	高松市塩江町安原下第1号	II-1546-2	河北(7)	"	平成22年5月14日
892	高松市塩江町安原下	II-1531	額谷(4)	"	平成22年5月14日
893	高松市塩江町安原下	II-1531-2	額谷(4)	"	平成22年5月14日
894	高松市塩江町上西甲	II-1642	下貝の股(3)	急傾斜地の崩壊	平成22年5月14日
895	高松市塩江町上西甲	II-1668	細井(4)	"	平成22年5月14日
896	高松市塩江町安原下第1号	II-1551	高畑(1)	"	平成22年5月14日
897	高松市塩江町上西甲	II-1643	下貝の股(4)	"	平成22年5月14日
898	高松市塩江町安原上東	II-1457	下所(6)	"	平成22年5月14日
899	高松市塩江町安原上	II-1665	細井(1)	"	平成22年5月14日
900	高松市塩江町上西甲	II-1665-2	細井(1)	"	平成22年5月14日
901	高松市塩江町安原下第2号	II-1570	奥野(2)	"	平成22年5月14日
902	高松市塩江町上西甲	II-1673	上貝の股(2)	"	平成22年5月14日
903	高松市塩江町安原下	II-1533	額谷(6)	"	平成22年5月14日
904	高松市塩江町安原下	II-1533-2	額谷(6)	"	平成22年5月14日
905	高松市塩江町上西甲	II-1650	一ツ内(2)	"	平成22年5月14日
906	高松市塩江町上西甲	II-1608	大屋敷(2)	"	平成22年5月14日
907	高松市塩江町上西甲	II-1641	一ツ内(6)	"	平成22年5月14日
908	高松市塩江町上西甲	II-490	細井(11)	"	平成22年5月14日
909	高松市塩江町上西甲	II-1618	小出川(3)	"	平成22年5月14日
910	高松市塩江町安原下第1号	II-1547	安田(1)	"	平成22年5月14日
911	高松市塩江町安原下第2号	II-1585	高橋(1)	"	平成22年5月14日
912	高松市塩江町上西甲	II-1653	堀山(4)	"	平成22年5月14日
913	高松市塩江町安原下第2号	II-1586	高橋(2)	"	平成22年5月14日
914	高松市塩江町安原下第3号 高松市塩江町	II-1592	橋谷(6)	"	平成22年5月14日
915	高松市塩江町安原下第3号	II-1592-2	橋谷(6)	"	平成22年5月14日
916	高松市塩江町安原下第3号	II-1590	橋谷(4)	"	平成22年5月14日
917	高松市塩江町安原下第2号	II-1559	東浦谷(3)	"	平成22年5月14日
918	高松市塩江町安原下第1号	II-466	西桶(2)	"	平成22年5月14日
919	高松市塩江町安原下第2号	II-1573	奥野(5)	"	平成22年5月14日
920	高松市塩江町安原下第2号	II-1573-2	奥野(5)	"	平成22年5月14日

番号	所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象	県報告示年月日
921	高松市塩江町安原下第1号	II-1542	河北(3)	"	平成22年5月14日
922	高松市塩江町安原下第1号	II-1566	音川(3)	"	平成22年5月14日
923	高松市塩江町上西甲	II-489	細井(10)	"	平成22年5月14日
924	高松市塩江町上西乙	I-785	内場(1)	"	平成22年5月14日
925	高松市塩江町上西甲	II-1647	下貝の股(8)	"	平成22年5月14日
926	高松市塩江町安原下第1号	II-467	西桶(3)	"	平成22年5月14日
927	高松市塩江町安原下第1号	II-1541	河北(2)	"	平成22年5月14日
928	高松市塩江町安原下第1号	II-1539	土佐(3)	急傾斜地の崩壊	平成22年5月14日
929	高松市塩江町上西甲	II-1675	上貝の股(4)	"	平成22年5月14日
930	高松市塩江町上西甲	II-1675-2	上貝の股(4)	"	平成22年5月14日
931	高松市塩江町安原上	II-1497	塩江小田(10)	"	平成22年5月14日
932	高松市塩江町安原下第1号	II-1535	中村(1)	"	平成22年5月14日
933	高松市塩江町上西甲	II-1623	小出川(8)	"	平成22年5月14日
934	高松市塩江町安原下第2号	II-1562	西谷(2)	"	平成22年5月14日
935	高松市塩江町安原上	II-1493	塩江小田(6)	"	平成22年5月14日
936	高松市塩江町上西甲	II-1670	細井(6)	"	平成22年5月14日
937	高松市塩江町安原下第2号	II-1563	安行	"	平成22年5月14日
938	高松市塩江町安原下	II-85	骨川	"	平成22年5月14日
939	高松市塩江町安原下	II-85-2	骨川	"	平成22年5月14日
940	高松市塩江町上西甲	II-1631	物井川(1)	"	平成22年5月14日
941	高松市塩江町上西甲	II-1610	真名屋敷(1)	"	平成22年5月14日
942	高松市塩江町安原下第2号	II-1560	東浦谷(4)	"	平成22年5月14日
943	高松市塩江町上西甲	II-1664	松尾(4)	"	平成22年5月14日
944	高松市塩江町安原下第2号	II-1581	黒石(2)	"	平成22年5月14日
945	高松市塩江町上西甲	II-1632	物井川(2)	"	平成22年5月14日
946	高松市塩江町安原下第2号	II-1572	奥野(4)	"	平成20年3月25日
947	高松市塩江町安原下第2号	II-1572-2	奥野(4)	"	平成22年5月14日
948	高松市塩江町安原上	II-1492	塩江小田(5)	"	平成22年5月14日
949	高松市塩江町安原上	II-1492-2	塩江小田(5)	"	平成22年5月14日
950	高松市塩江町安原上	II-1492-3	塩江小田(5)	"	平成22年5月14日
951	高松市塩江町安原上	II-1514	五味尾(2)	"	平成22年5月14日
952	高松市塩江町安原上	II-1514-2	五味尾(2)	"	平成22年5月14日
953	高松市塩江町上西甲	II-1619	小出川(4)	"	平成22年5月14日

番号	所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象	県報告示年月日
954	高松市塩江町上西甲	II-479	大屋敷(4)	"	平成22年5月14日
955	高松市塩江町上西甲	I-788	焼堂(2)	"	平成22年5月14日
956	高松市塩江町上西甲	II-1667	細井(3)	"	平成22年5月14日
957	高松市塩江町上西甲	II-485	下貝の股(9)	"	平成22年5月14日
958	高松市塩江町安原下	II-462	額谷(8)	"	平成22年5月14日
959	高松市塩江町安原下第2号	II-1557	東浦谷(1)	"	平成22年5月14日
960	高松市塩江町安原下	II-1534	額谷(7)	"	平成22年5月14日
961	高松市塩江町安原下	II-1534-2	額谷(7)	"	平成22年5月14日
962	高松市塩江町上西甲	II-1646	下貝の股(7)	急傾斜地の崩壊	平成22年5月14日
963	高松市塩江町上西甲	I-223	細井(8)	"	平成22年5月14日
964	高松市塩江町安原下第1号	II-1538	土佐(2)	"	平成22年5月14日
965	高松市塩江町安原下第1号	II-1550	安田(4)	"	平成22年5月14日
966	高松市塩江町上西甲	II-1613	真名屋敷(4)	"	平成22年5月14日
967	高松市塩江町安原上	II-1483	上生山(3)	"	平成22年5月14日
968	高松市塩江町安原下第1号	II-1548	安田(2)	"	平成22年5月14日
969	高松市塩江町上西甲	II-1621	小出川(6)	"	平成22年5月14日
970	高松市塩江町上西甲	II-1644	下貝の股(5)	"	平成22年5月14日
971	高松市塩江町安原上	II-1524	安原小田(1)	"	平成22年5月14日
972	高松市塩江町安原下	II-1524-2	安原小田(1)	"	平成22年5月14日
973	高松市塩江町安原下第2号	II-1569	奥野(1)	"	平成22年5月14日
974	高松市塩江町安原下第2号	II-1569-2	奥野(1)	"	平成22年5月14日
975	高松市塩江町上西甲	II-1620	小出川(5)	"	平成22年5月14日
976	高松市塩江町安原下第2号	II-1554	平賀(1)	"	平成22年5月14日
977	高松市塩江町安原下第3号	II-1587	橋谷(1)	"	平成22年5月14日
978	高松市塩江町安原下第3号	II-1589	橋谷(3)	"	平成22年5月14日
979	高松市塩江町安原下第3号	II-1568	下中徳	"	平成22年5月14日
980	高松市塩江町安原下第1号	II-468	安田(5)	"	平成22年5月14日
981	高松市塩江町安原下第1号	II-468-2	安田(5)	"	平成22年5月14日
982	高松市塩江町上西甲	II-487	松尾(5)	"	平成22年5月14日
983	高松市塩江町上西甲	II-1661	松尾(1)	"	平成22年5月14日
984	高松市塩江町上西甲	II-1658	鷹山	"	平成22年5月14日
985	高松市塩江町安原下第2号	II-477	神羽(1)	"	平成22年5月14日
986	高松市塩江町上西甲	II-488	細井(9)	"	平成22年5月14日

番号	所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象	県報告示年月日
987	高松市塩江町安原下第2号	II-1582	黒石(3)	"	平成22年5月14日
988	高松市塩江町安原下第2号	II-1601	戸石川西(3)	"	平成22年5月14日
989	高松市塩江町安原下第2号	II-1601-2	戸石川西(3)	"	平成22年5月14日
990	高松市塩江町安原下第2号	II-1580	黒石(1)	"	平成22年5月14日
991	高松市塩江町上西甲	II-1657	堀山(8)	"	平成22年5月14日
992	高松市塩江町安原下	II-1527	骨川(2)	"	平成22年5月14日
993	高松市塩江町安原下	II-1527-2	骨川(2)	"	平成22年5月14日
994	高松市塩江町上西甲	II-1616	小出川(1)	"	平成22年5月14日
995	高松市塩江町安原上東	II-1468	桃川(1)	"	平成22年5月14日
996	高松市塩江町安原下	II-461	香堂	急傾斜地の崩壊	平成22年5月14日
997	高松市塩江町安原下	II-461-2	香堂	"	平成22年5月14日
998	高松市塩江町安原下第2号	II-1555	平賀(2)	"	平成22年5月14日
999	高松市塩江町安原下第2号	II-1555-2	平賀(2)	"	平成22年5月14日
1000	高松市塩江町上西甲	II-1626	小出川(11)	"	平成22年5月14日
1001	高松市塩江町安原下第2号	II-1571	奥野(3)	"	平成22年5月14日
1002	高松市塩江町安原下第1号	II-470	安田(7)	"	平成22年5月14日
1003	高松市塩江町安原下	II-1529	額谷(2)	"	平成22年5月14日
1004	高松市塩江町安原下第3号	II-473	合具(3)	"	平成22年5月14日
1005	高松市塩江町安原下第1号	II-1549	安田(3)	"	平成22年5月14日
1006	高松市塩江町上西甲	II-1617	小出川(2)	"	平成22年5月14日
1007	高松市塩江町上西甲	II-1617-2	小出川(2)	"	平成22年5月14日
1008	高松市塩江町上西甲	II-486	下貝の股(10)	"	平成22年5月14日
1009	高松市塩江町安原上	I-215	下生山(5)	"	平成22年5月14日
1010	高松市塩江町安原上	II-1512	小矢谷(5)	"	平成22年5月14日
1011	高松市塩江町上西甲	II-480	小出川(13)	"	平成22年5月14日
1012	高松市塩江町安原下	II-1532	額谷(5)	"	平成22年5月14日
1013	高松市塩江町安原下	II-463	額谷(9)	"	平成22年5月14日
1014	高松市塩江町安原下	II-463-2	額谷(9)	"	平成22年5月14日
1015	高松市塩江町安原下第3号	II-1579	合具(2)	"	平成22年5月14日
1016	高松市塩江町安原下第1号	II-1537	土佐(1)	"	平成22年5月14日
1017	高松市塩江町安原下第3号	II-1591	橋谷(5)	"	平成22年5月14日
1018	高松市塩江町安原下	II-1528	骨川(3)	"	平成22年5月14日
1019	高松市塩江町安原下第2号	II-478	神羽(2)	"	平成22年5月14日

番号	所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象	県報告示年月日
1020	高松市塩江町安原下第2号	II-1577	下切(4)	"	平成22年5月14日
1021	高松市塩江町安原下第2号	II-1577-2	下切(4)	"	平成22年5月14日
1022	高松市塩江町安原下第2号	II-1596	戸石川東(3)	"	平成22年5月14日
1023	高松市塩江町安原下第2号	II-1596-2	戸石川東(3)	"	平成22年5月14日
1024	高松市塩江町安原上	II-1511	小矢谷(4)	"	平成22年5月14日
1025	高松市塩江町安原下第3号	I-219	橋谷(8)	"	平成22年5月14日
1026	高松市塩江町安原下第3号	I-219-2	橋谷(8)	"	平成22年5月14日
1027	高松市塩江町上西甲	II-483	物井川(3)	"	平成22年5月14日
1028	高松市塩江町安原下第2号	II-472	平賀(3)	"	平成20年3月25日
1029	高松市塩江町安原下第2号	II-472-2	平賀(3)	"	平成22年5月14日
1030	高松市塩江町安原下	II-1530	額谷(3)	急傾斜地の崩壊	平成22年5月14日
1031	高松市塩江町安原上	I-88	西地	"	平成22年5月14日
1032	高松市塩江町安原上	I-88-2	西地	"	平成22年5月14日
1033	高松市塩江町安原上	I-88-3	西地	"	平成22年5月14日
1034	高松市塩江町安原上東	I-770	北井(2)	"	平成22年5月14日
1035	高松市塩江町安原上東	I-770-2	北井(2)	"	平成22年5月14日
1036	高松市塩江町安原上東	I-770-3	北井(2)	"	平成22年5月14日
1037	高松市塩江町安原上東	I-775	かがり谷(1)	"	平成22年5月14日
1038	高松市塩江町安原上東	I-775-2	かがり谷(1)	"	平成22年5月14日
1039	高松市塩江町安原上東	I-775-3	かがり谷(1)	"	平成22年5月14日
1040	高松市塩江町安原上	I-216	岩部(3)	"	平成22年5月14日
1041	高松市塩江町安原上	I-216-2	岩部(3)	"	平成22年5月14日
1042	高松市塩江町安原上東	II-1467	引土(2)	"	平成22年5月14日
1043	高松市塩江町安原上東	I-769	北内(2)	"	平成22年5月14日
1044	高松市塩江町上西乙	II-1634	内場(4)	"	平成22年5月14日
1045	高松市塩江町安原上東	I-772	北井(4)	"	平成22年5月14日
1046	高松市塩江町安原上東	I-772-2	北井(4)	"	平成16年12月29日
1047	高松市塩江町安原上東	I-552	北井	"	平成22年5月14日
1048	高松市塩江町安原上東	I-552-2	北井	"	平成22年5月14日
1049	高松市塩江町安原上東	I-552-3	北井	"	平成22年5月14日
1050	高松市塩江町安原上東	II-1459	八丁(1)	"	平成22年5月14日
1051	高松市塩江町安原下第1号	II-1553	高畑(3)	"	平成22年5月14日
1052	高松市塩江町安原下第1号	II-1553-2	高畑(3)	"	平成22年5月14日

番号	所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象	県報告示年月日
1053	高松市塩江町安原上東	II-1444	柞野(3)	"	平成22年5月14日
1054	高松市塩江町安原上東	II-1454	下所(3)	"	平成22年5月14日
1055	高松市塩江町安原上	I-777	東地(1)	"	平成22年5月14日
1056	高松市塩江町安原上	II-1504	岩部(2)	"	平成22年5月14日
1057	高松市塩江町安原下第2号	II-1604	戸石川西(6)	"	平成22年5月14日
1058	高松市塩江町安原上東	II-1480	大向イ(2)	"	平成22年5月14日
1059	高松市塩江町安原上	II-1502	東地(5)	"	平成22年5月14日
1060	高松市塩江町上西甲	II-1612	真名屋敷(3)	"	平成22年5月14日
1061	高松市塩江町安原上東	II-1478	北井(9)	"	平成22年5月14日
1062	高松市塩江町安原上	II-1522	川地(1)	"	平成22年5月14日
1063	高松市塩江町安原上東	II-1443	柞野(2)	"	平成22年5月14日
1064	高松市塩江町安原上	II-1517	芦川(1)	急傾斜地の崩壊	平成22年5月14日
1065	高松市塩江町	II-1466	田中(4)	"	平成22年5月14日
1066	高松市塩江町安原上	II-1513	五味尾(1)	"	平成22年5月14日
1067	高松市塩江町安原下第2号	II-1595	戸石川東(2)	"	平成22年5月14日
1068	高松市塩江町安原下第2号	II-1595-2	戸石川東(2)	"	平成22年5月14日
1069	高松市塩江町安原上東	II-455	田中(5)	"	平成22年5月14日
1070	高松市塩江町安原上東	II-455-2	田中(5)	"	平成22年5月14日
1071	高松市塩江町安原上	II-1494	塩江小田(7)	"	平成22年5月14日
1072	高松市塩江町上西甲	II-1615	別子(2)	"	平成22年5月14日
1073	高松市塩江町上西甲	II-1615-2	別子(2)	"	平成22年5月14日
1074	高松市塩江町上西甲	II-1672	上貝の股(1)	"	平成22年5月14日
1075	高松市塩江町安原上東	II-454	菖蒲野(3)	"	平成22年5月14日
1076	高松市塩江町安原上東	II-454-2	菖蒲野(3)	"	平成22年5月14日
1077	高松市塩江町安原上	II-1526	安原小田(3)	"	平成22年5月14日
1078	高松市塩江町上西甲	II-1627	小出川(12)	"	平成22年5月14日
1079	高松市塩江町安原上東	II-731	八丁(4)	"	平成22年5月14日
1080	高松市塩江町安原上	II-1519	芦川(3)	"	平成22年5月14日
1081	高松市塩江町安原上東	II-1435	嵯峨野(2)	"	平成22年5月14日
1082	高松市塩江町上西甲	II-1674	上貝の股(3)	"	平成22年5月14日
1083	高松市塩江町安原下第2号	II-1598	戸石川東(5)	"	平成22年5月14日
1084	高松市塩江町安原上	II-1481	上生山(1)	"	平成22年5月14日
1085	高松市塩江町安原上東	II-1456	下所(5)	"	平成22年5月14日

番号	所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象	県報告示年月日
1086	高松市塩江町安原上	II-1484	下生山（1）	〃	平成22年5月14日
1087	高松市塩江町上西甲	II-482	焼堂（7）	〃	平成22年5月14日
1088	高松市塩江町上西甲	II-1629	焼堂（4）	〃	平成22年5月14日
1089	高松市塩江町上西甲	II-1629-2	焼堂（4）	〃	平成22年5月14日
1090	安原上東	II-1458	下所（7）	〃	平成22年5月14日
1091	高松市塩江町上西甲	II-1662	松尾（2）	〃	平成22年5月14日
1092	高松市塩江町上西甲	II-1662-2	松尾（2）	〃	平成22年5月14日
1093	高松市塩江町安原上東	II-1470	北内（3）	〃	平成22年5月14日
1094	高松市塩江町安原上	II-1521	芦川（5）	〃	平成22年5月14日
1095	高松市塩江町安原下第2号	II-1574	下切（1）	〃	平成22年5月14日
1096	高松市塩江町上西乙	II-1633	内場（3）	〃	平成22年5月14日
1097	高松市塩江町安原上東	II-1472	北内（5）	〃	平成22年5月14日
1098	高松市塩江町安原上東	II-1448	北原（1）	急傾斜地の崩壊	平成22年5月14日
1099	高松市塩江町安原上	II-1503	東地（6）	〃	平成22年5月14日
1100	高松市塩江町安原上東	II-1451	中下所（2）	〃	平成22年5月14日
1101	高松市塩江町安原上	II-1505	星越（1）	〃	平成22年5月14日
1102	高松市塩江町安原上東	II-1475	塩谷	〃	平成22年5月14日
1103	高松市塩江町安原上東	II-1475-2	塩谷	〃	平成22年5月14日
1104	高松市塩江町安原上東	II-1479	大向イ（1）	〃	平成22年5月14日
1105	高松市塩江町安原上	II-1516	五味尾（4）	〃	平成22年5月14日
1106	高松市塩江町安原下第2号	II-1597	戸石川東（4）	〃	平成22年5月14日
1107	高松市塩江町安原上	II-1506	星越（2）	〃	平成22年5月14日
1108	高松市塩江町安原上	II-1507	蔵の脇	〃	平成22年5月14日
1109	高松市塩江町安原下第2号	II-1602	戸石川西（4）	〃	平成22年5月14日
1110	高松市塩江町安原下第2号	II-476	黒石（7）	〃	平成22年5月14日
1111	高松市塩江町安原下第2号	II-476-2	黒石（7）	〃	平成22年5月14日
1112	高松市塩江町安原下第2号	II-476-3	黒石（7）	〃	平成22年5月14日
1113	高松市塩江町安原下第2号	II-1576	下切（3）	〃	平成22年5月14日
1114	高松市塩江町安原上東	II-1450	中下所（1）	〃	平成22年5月14日
1115	高松市塩江町安原上	II-1520	芦川（4）	〃	平成22年5月14日
1116	高松市塩江町上西甲	I-790	堀山（2）	〃	平成22年5月14日
1117	高松市塩江町上西甲	I-790-2	堀山（2）	〃	平成22年5月14日
1118	高松市塩江町上西甲	I-790-3	堀山（2）	〃	平成22年5月14日

番号	所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象	県報告示年月日
1119	高松市塩江町安原下第2号	II-1594	戸石川東(1)	"	平成22年5月14日
1120	高松市塩江町安原上	II-1510	小矢谷(3)	"	平成22年5月14日
1121	高松市塩江町安原上東	II-1473	北内(6)	"	平成22年5月14日
1122	高松市塩江町安原上東	II-451	北原(3)	"	平成22年5月14日
1123	高松市塩江町上西乙	II-484	内場(6)	"	平成22年5月14日
1124	高松市塩江町安原上東	II-791	北内(8)	"	平成22年5月14日
1125	高松市塩江町上西乙	II-1638	小向(2)	"	平成22年5月14日
1126	高松市塩江町安原下第2号	II-1599	戸石川西(1)	"	平成22年5月14日
1127	高松市塩江町安原下第2号	II-1599-2	戸石川西(1)	"	平成22年5月14日
1128	高松市塩江町安原上東	II-1477	北井(8)	"	平成22年5月14日
1129	高松市塩江町安原上東	II-1477-2	北井(8)	"	平成22年5月14日
1130	高松市塩江町安原下第1号	II-471	高畑(4)	"	平成22年5月14日
1131	高松市塩江町安原上	II-459	下生山(7)	"	平成22年5月14日
1132	高松市塩江町安原下第2号	II-1575	下切(2)	急傾斜地の崩壊	平成22年5月14日
1133	高松市塩江町安原上東	II-1471	北内(4)	"	平成22年5月14日
1134	高松市塩江町安原下第1号	II-1540	炭谷(1)	"	平成22年5月14日
1135	高松市塩江町上西甲	II-1622	小出川(7)	"	平成22年5月14日
1136	高松市塩江町上西甲	II-1622-2	小出川(7)	"	平成22年5月14日
1137	高松市塩江町安原下第2号	II-1606	戸石川西(8)	"	平成22年5月14日
1138	高松市塩江町安原上	II-460	小矢谷(6)	"	平成22年5月14日
1139	高松市塩江町安原上	II-460-2	小矢谷(6)	"	平成22年5月14日
1140	高松市塩江町安原上東	II-1464	田中(2)	"	平成22年5月14日
1141	高松市塩江町安原上東	II-1464-2	田中(2)	"	平成22年5月14日
1142	高松市塩江町安原上東	II-1449	北原(2)	"	平成22年5月14日
1143	高松市塩江町安原上	II-1499	東地(2)	"	平成22年5月14日
1144	高松市塩江町安原上	II-1499-2	東地(2)	"	平成22年5月14日
1145	高松市塩江町安原上	II-1499-3	東地(2)	"	平成22年5月14日
1146	高松市塩江町安原上東	II-1428	粉谷(1)	"	平成22年5月14日
1147	高松市塩江町安原上	II-1495	塩江小田(8)	"	平成22年5月14日
1148	高松市塩江町安原上	II-1495-2	塩江小田(8)	"	平成22年5月14日
1149	高松市塩江町安原上	II-1476	北井(7)	"	平成22年5月14日
1150	高松市塩江町安原上東	II-1469	椀川(2)	"	平成22年5月14日
1151	高松市塩江町安原上東	II-1445	南地(1)	"	平成22年5月14日

番号	所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象	県報告示年月日
1152	高松市塩江町安原下第3号	II-1588	橋谷(2)	"	平成22年5月14日
1153	高松市塩江町安原上	II-1487	下生山(4)	"	平成22年5月14日
1154	高松市塩江町安原上東	II-1446	南地(2)	"	平成22年5月14日
1155	高松市塩江町上西甲	II-1607	大屋敷(1)	"	平成22年5月14日
1156	高松市塩江町安原上東	II-1429	粉谷(2)	"	平成22年5月14日
1157	高松市塩江町安原上	II-1501	東地(4)	"	平成22年5月14日
1158	高松市塩江町上西甲	II-1614	別子(1)	"	平成22年5月14日
1159	高松市塩江町安原下第1号	II-1536	中村(2)	"	平成22年5月14日
1160	高松市塩江町安原下第1号	II-1536-2	中村(2)	"	平成22年5月14日
1161	高松市塩江町安原上東	II-457	桃川(3)	"	平成22年5月14日
1162	高松市塩江町安原上東	II-1434	嵯峨野(1)	"	平成22年5月14日
1163	高松市塩江町上西甲	II-1656	堀山(7)	"	平成22年5月14日
1164	高松市塩江町上西甲	II-1656-2	堀山(7)	"	平成22年5月14日
1165	高松市塩江町安原上	II-1509	小矢谷(2)	"	平成22年5月14日
1166	高松市塩江町上西甲	II-1669	細井(5)	急傾斜地の崩壊	平成22年5月14日
1167	高松市塩江町上西乙	II-1640	小向(4)	"	平成22年5月14日
1168	高松市塩江町安原上	II-1491	塩江小田(4)	"	平成22年5月14日
1169	高松市塩江町安原下第2号	II-1605	戸石川西(7)	"	平成22年5月14日
1170	高松市塩江町安原下第1号	II-1556	来栖(3)	"	平成22年5月14日
1171	高松市塩江町安原上東	II-1442	柞野(1)	"	平成22年5月14日
1172	高松市塩江町安原下第1号	II-464	炭谷(2)	"	平成22年5月14日
1173	高松市塩江町安原上	II-1500	東地(3)	"	平成22年5月14日
1174	高松市塩江町安原上東	II-1474	北内(7)	"	平成22年5月14日
1175	高松市塩江町安原下第2号	II-1600	戸石川西(2)	"	平成22年5月14日
1176	高松市塩江町安原上東	II-456	田中(6)	"	平成22年5月14日
1177	高松市塩江町安原上	II-1508	小矢谷(1)	"	平成22年5月14日
1178	高松市塩江町安原上	II-1523	川地(2)	"	平成22年5月14日
1179	高松市塩江町上西乙	II-1637	小向(1)	"	平成22年5月14日
1180	高松市塩江町上西甲	II-1609	大屋敷(3)	"	平成22年5月14日
1181	高松市塩江町安原下第1号	II-469	安田(6)	"	平成22年5月14日
1182	高松市塩江町安原上東	II-1460	八丁(2)	"	平成22年5月14日
1183	高松市塩江町安原上	II-1518	芦川(2)	"	平成22年5月14日
1184	高松市塩江町安原上	II-1496	塩江小田(9)	"	平成22年5月14日

番号	所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象	県報告示年月日
1185	高松市塩江町上西甲	II-1671	細井(7)	"	平成22年5月14日
1186	高松市塩江町安原上	II-1482	上生山(2)	"	平成22年5月14日
1187	高松市塩江町上西乙	II-1639	小向(3)	"	平成22年5月14日
1188	高松市塩江町上西乙	II-1636	桧(2)	"	平成22年5月14日
1189	高松市塩江町上西甲	II-481	焼堂(6)	"	平成22年5月14日
1190	高松市塩江町上西甲	II-1628	焼堂(3)	"	平成22年5月14日
1191	高松市塩江町上西乙	II-1660	城原(2)	"	平成22年5月14日
1192	高松市塩江町安原下第3号	II-1593	橋谷(7)	"	平成22年5月14日
1193	高松市塩江町安原下第3号	II-1593-2	橋谷(7)	"	平成22年5月14日
1194	高松市塩江町安原上	II-458	下生山(6)	"	平成22年5月14日
1195	高松市塩江町安原上	II-458-2	下生山(6)	"	平成22年5月14日
1196	高松市塩江町安原上東	II-1447	南地(3)	"	平成22年5月14日
1197	高松市塩江町上西甲	II-1648	一ツ内上	"	平成22年5月14日
1198	高松市塩江町安原上東	II-1436	嵯峨野(3)	"	平成22年5月14日
1199	高松市塩江町安原上東	II-1462	菖蒲野(1)	"	平成22年5月14日
1200	高松市塩江町安原上	II-1486	下生山(3)	急傾斜地の崩壊	平成22年5月14日
1201	高松市塩江町安原上	II-1488	塩江小田(1)	"	平成22年5月14日
1202	高松市塩江町安原上	II-1488-2	塩江小田(1)	"	平成22年5月14日
1203	高松市塩江町安原上	II-1485	下生山(2)	"	平成22年5月14日
1204	高松市塩江町安原上東	II-452	中下所(3)	"	平成22年5月14日
1205	高松市塩江町安原上東	II-452-2	中下所(3)	"	平成22年5月14日
1206	高松市塩江町安原上	II-1490	塩江小田(3)	"	平成22年5月14日
1207	高松市塩江町安原下第2号	II-1603	戸石川西(5)	"	平成22年5月14日
1208	高松市塩江町上西甲	II-1611	真名屋敷(2)	"	平成22年5月14日
1209	高松市塩江町安原下第2号	II-1583	黒石(4)	"	平成22年5月14日
1210	高松市塩江町安原下第3号	II-474	合具(4)	"	平成22年5月14日
1211	高松市塩江町上西甲	II-491	上貝の股(5)	"	平成20年3月25日
1212	高松市塩江町上西甲	II-491-2	上貝の股(5)	"	平成22年5月14日
1213	高松市塩江町安原下第1号	II-465	河北(8)	"	平成22年5月14日
1214	高松市塩江町安原下第1号	I-84	河北	"	平成22年5月14日
1215	高松市塩江町安原下第1号	I-84-2	河北	"	平成22年5月14日
1216	高松市塩江町安原下第1号	I-84-3	河北	"	平成22年5月14日
1217	高松市牟礼町原	I-758	井出東(1)	"	平成27年1月30日

番号	所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象	県報告示年月日
1218	高松市牟礼町原	I-758-2	井出東(1)	"	平成27年1月30日
1219	高松市牟礼町原	I-758-3	井出東(1)	"	平成27年1月30日
1220	高松市牟礼町原	I-32	原山田	"	平成27年1月30日
1221	高松市牟礼町原	I-32-2	原山田	"	平成27年1月30日
1222	高松市牟礼町牟礼	I-191	振栗	"	平成27年1月30日
1223	高松市牟礼町大町	I-756	中代(1)	"	平成27年1月30日
1224	高松市牟礼町牟礼	I-751	八栗(1)	"	平成27年1月30日
1225	高松市牟礼町牟礼	I-751-2	八栗(1)	"	平成27年1月30日
1226	高松市牟礼町牟礼	I-193	岡(2)	"	平成27年1月30日
1227	高松市牟礼町牟礼	I-196	仲代(1)	"	平成27年1月30日
1228	高松市牟礼町大町	I-204	下川西(3)	"	平成27年1月30日
1229	高松市牟礼町大町	I-209	丹僧(6)	"	平成27年1月30日
1230	高松市牟礼町牟礼	I-199	川原(1)	"	平成27年1月30日
1231	高松市牟礼町大町	I-208	丹僧(5)	"	平成27年1月30日
1232	高松市牟礼町大町	I-207	丹僧(4)	"	平成27年1月30日
1233	高松市牟礼町牟礼	I-754	役戸(1)	"	平成27年1月30日
1234	高松市牟礼町大町	I-203	下川西(2)	急傾斜地の崩壊	平成27年1月30日
1235	高松市牟礼町牟礼	I-194	岡(3)	"	平成27年1月30日
1236	高松市牟礼町牟礼	I-198	仲代(3)	"	平成27年1月30日
1237	高松市牟礼町牟礼	II-1373	宮北(3)	"	平成27年1月30日
1238	高松市牟礼町牟礼	I-753	春ノ木	"	平成27年1月30日
1239	高松市牟礼町牟礼	I-197	仲代(2)	"	平成27年1月30日
1240	高松市牟礼町大町	I-755	下川西(1)	"	平成27年1月30日
1241	高松市牟礼町牟礼	I-190	落合(4)	"	平成27年1月30日
1242	高松市牟礼町大町	I-206	中代(2)	"	平成27年1月30日
1243	高松市牟礼町牟礼	I-192	岡(1)	"	平成27年1月30日
1244	高松市牟礼町原	III-2975	上井出西(2)	"	平成27年1月30日
1245	高松市牟礼町牟礼	I-31	久通(1)	"	平成27年1月30日
1246	高松市牟礼町牟礼	I-31-2	久通(1)	"	平成27年1月30日
1247	高松市牟礼町大町	II-436	荒谷(2)	"	平成27年1月30日
1248	高松市牟礼町大町	II-436-2	荒谷(2)	"	平成27年1月30日
1249	高松市牟礼町大町	I-202	金山(4)	"	平成27年1月30日
1250	高松市牟礼町牟礼	I-201	反熊	"	平成27年1月30日

番号	所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象	県報告示年月日
1251	高松市牟礼町牟礼	I-200	川原(2)	"	平成27年1月30日
1252	高松市牟礼町原	III-2974	城一(2)	"	平成27年1月30日
1253	高松市牟礼町牟礼	I-752	久通(3)	"	平成27年1月30日
1254	高松市牟礼町牟礼	I-70	宮北	"	平成27年1月30日
1255	高松市牟礼町牟礼	II-1367	八栗(2)	"	平成27年1月30日
1256	高松市牟礼町大町	I-205	役戸(2)	"	平成27年1月30日
1257	高松市牟礼町大町	II-431	役戸(5)	"	平成27年1月30日
1258	高松市牟礼町牟礼	I-195	岡(4)	"	平成27年1月30日
1259	高松市牟礼町大町	II-1382	山奥	"	平成27年1月30日
1260	高松市牟礼町大町	II-1377	金山(2)	"	平成27年1月30日
1261	高松市牟礼町大町	II-1379	荒谷(1)	"	平成27年1月30日
1262	高松市牟礼町大町	II-1379-2	荒谷(1)	"	平成27年1月30日
1263	高松市牟礼町大町	II-1381	丹僧(3)	"	平成27年1月30日
1264	高松市牟礼町大町	II-429	役戸(3)	"	平成27年1月30日
1265	高松市牟礼町大町	II-429-2	役戸(3)	"	平成27年1月30日
1266	高松市牟礼町大町	II-435	鍍田	"	平成27年1月30日
1267	高松市牟礼町牟礼	II-424	岡(8)	"	平成27年1月30日
1268	高松市牟礼町牟礼	II-427	山田	急傾斜地の崩壊	平成27年1月30日
1269	高松市牟礼町牟礼	II-422	岡(6)	"	平成27年1月30日
1270	高松市牟礼町牟礼	II-1372	宮北(2)	"	平成27年1月30日
1271	高松市牟礼町原	II-438	下井出西(2)	"	平成27年1月30日
1272	高松市牟礼町大町	II-1378	金山(3)	"	平成27年1月30日
1273	高松市牟礼町大町	II-1378-2	金山(3)	"	平成27年1月30日
1274	高松市牟礼町大町	II-434	上川西	"	平成27年1月30日
1275	高松市牟礼町牟礼	II-1369	落合(1)	"	平成27年1月30日
1276	高松市牟礼町牟礼	II-1369-2	落合(1)	"	平成27年1月30日
1277	高松市牟礼町大町	II-432	役戸(6)	"	平成27年1月30日
1278	高松市牟礼町原	II-1386	城一(1)	"	平成27年1月30日
1279	高松市牟礼町原	II-1385	上井出西(1)	"	平成27年1月30日
1280	高松市牟礼町牟礼	II-1370	落合(2)	"	平成27年1月30日
1281	高松市牟礼町牟礼	II-423	岡(7)	"	平成27年1月30日
1282	高松市牟礼町牟礼	II-425	仲代(4)	"	平成27年1月30日
1283	高松市牟礼町牟礼	II-420	落合(5)	"	平成27年1月30日

番号	所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象	県報告示年月日
1284	高松市牟礼町原	II-1384	下井出西(1)	"	平成27年1月30日
1285	高松市牟礼町大町	II-437	丹僧(7)	"	平成27年1月30日
1286	高松市牟礼町牟礼	II-1374	宮北(4)	"	平成27年1月30日
1287	高松市牟礼町大町	II-1380	丹僧(2)	"	平成27年1月30日
1288	高松市牟礼町原	II-441	南山田(2)	"	平成27年1月30日
1289	高松市牟礼町大町	II-1376	金山(1)	"	平成27年1月30日
1290	高松市牟礼町大町	II-1376-2	金山(1)	"	平成27年1月30日
1291	高松市牟礼町大町	II-1376-3	金山(1)	"	平成27年1月30日
1292	高松市牟礼町牟礼	II-421	岡(5)	"	平成27年1月30日
1293	高松市牟礼町原	II-440	南山田(1)	"	平成27年1月30日
1294	高松市牟礼町牟礼	II-1368	久通(4)	"	平成27年1月30日
1295	高松市庵治町高砂	I-76	鎌野	"	平成26年2月28日
1296	高松市庵治町鎌野西	I-76-2	鎌野	"	平成26年2月28日
1297	高松市庵治町高砂	I-759	鎌野(2)	"	平成26年2月28日
1298	高松市庵治町丸山	I-766	新開(6)	"	平成26年2月28日
1299	高松市庵治町湯谷東	I-212	松尾(2)	"	平成26年2月28日
1300	高松市庵治町葛原	II-1390	葛原	"	平成26年2月28日
1301	高松市庵治町葛原	II-1390-2	葛原	"	平成26年2月28日
1302	高松市庵治町荒浜	I-764	江ノ浜(3)	急傾斜地の崩壊	平成26年2月28日
1303	高松市庵治町荒浜	I-764-2	江ノ浜(3)	"	平成26年2月28日
1304	高松市庵治町丸山	I-765	丸山(3)	"	平成26年2月28日
1305	高松市庵治町丸山	I-765-2	丸山(3)	"	平成26年2月28日
1306	高松市庵治町丸山	I-765-3	丸山(3)	"	平成26年2月28日
1307	高松市庵治町竹居	II-1418	谷(2)	"	平成26年2月28日
1308	高松市庵治町鞍谷	II-1407	原の内(3)	"	平成26年2月28日
1309	高松市庵治町鞍谷	I-77	鞍谷	"	平成26年2月28日
1310	高松市庵治町鞍谷	I-77-2	鞍谷	"	平成26年2月28日
1311	高松市庵治町谷	I-762	江ノ浜(1)	"	平成26年2月28日
1312	高松市庵治町谷	I-762-2	江ノ浜(1)	"	平成26年2月28日
1313	高松市庵治町新開	I-763	新開(1)	"	平成26年2月28日
1314	高松市庵治町新開	I-763-2	新開(1)	"	平成26年2月28日
1315	高松市庵治町生ノ国	II-1400	高尻(12)	"	平成26年2月28日
1316	高松市庵治町笹尾	II-445	笹尾(1)	"	平成26年2月28日

番号	所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象	県報告示年月日
1317	高松市庵治町生ノ国	II-78	高尻	"	平成26年2月28日
1318	高松市庵治町生ノ国	II-78-2	高尻	"	平成26年2月28日
1319	高松市庵治町生ノ国	II-78-3	高尻	"	平成26年2月28日
1320	高松市庵治町生ノ国	II-78-4	高尻	"	平成26年2月28日
1321	高松市庵治町生ノ国	II-78-5	高尻	"	平成26年2月28日
1322	高松市庵治町鞍谷	II-443	原の内(2)	"	平成26年2月28日
1323	高松市庵治町高尻	II-1396	高尻(5)	"	平成26年2月28日
1324	高松市庵治町松尾	II-1417	松尾(1)	"	平成26年2月28日
1325	高松市庵治町松尾	II-1417-2	松尾(1)	"	平成26年2月28日
1326	高松市庵治町丸山	I-213	船隠(3)	"	平成26年2月28日
1327	高松市庵治町鎌野西	II-1406	鎌野(9)	"	平成26年2月28日
1328	高松市庵治町篠尾	II-1387	篠尾(1)	"	平成26年2月28日
1329	高松市庵治町笹尾	II-1410	竹居(1)	"	平成26年2月28日
1330	高松市庵治町笹尾	II-75	笹尾	"	平成26年2月28日
1331	高松市庵治町谷	II-1421	江ノ浜(2)	"	平成26年2月28日
1332	高松市庵治町四通田	II-1414	井谷(2)	"	平成26年2月28日
1333	高松市庵治町生ノ国	II-1391	高尻(4)	"	平成26年2月28日
1334	高松市庵治町生ノ国	II-1401	高尻(13)	"	平成26年2月28日
1335	高松市庵治町笹尾	II-1412	竹居(2)	"	平成26年2月28日
1336	高松市庵治町高砂	II-1402	鎌野(3)	急傾斜地の崩壊	平成26年2月28日
1337	高松市庵治町馬場東	II-444	地頭名	"	平成26年2月28日
1338	高松市庵治町高尻	II-1394	高尻(6)	"	平成26年2月28日
1339	高松市庵治町湯谷東	II-446	湯谷(1)	"	平成26年2月28日
1340	高松市庵治町丸山	II-1427	新開(5)	"	平成26年2月28日
1341	高松市庵治町葛原	II-1395	高尻(8)	"	平成26年2月28日
1342	高松市庵治町天神東	II-1408	原の内(4)	"	平成26年2月28日
1343	高松市庵治町生ノ国	II-1398	高尻(10)	"	平成26年2月28日
1344	高松市庵治町生ノ国	II-1398-2	高尻(10)	"	平成26年2月28日
1345	高松市庵治町生ノ国	II-1398-3	高尻(10)	"	平成26年2月28日
1346	高松市庵治町竹居	II-1416	竹居(3)	"	平成26年2月28日
1347	高松市庵治町宮東	II-1413	井谷(1)	"	平成26年2月28日
1348	高松市庵治町丸山	II-1424	丸山(1)	"	平成26年2月28日
1349	高松市庵治町天神東	I-761	馬治	"	平成26年2月28日

番号	所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象	県報告示年月日
1350	高松市庵治町高砂	II-1403	鎌野(4)	"	平成26年2月28日
1351	高松市庵治町篠尾	II-1397	篠尾(2)	"	平成26年2月28日
1352	高松市庵治町四通田	II-1415	井谷(3)	"	平成26年2月28日
1353	高松市庵治町生ノ国	II-1388	高尻(3)	"	平成26年2月28日
1354	高松市庵治町生ノ国	II-1388-2	高尻(3)	"	平成26年2月28日
1355	高松市庵治町天神東	II-1409	原の内(1)	"	平成26年2月28日
1356	高松市庵治町鎌野西	I-210	鎌野(7)	"	平成26年2月28日
1357	高松市庵治町鎌野西	I-210-2	鎌野(7)	"	平成26年2月28日
1358	高松市庵治町鎌野西	I-210-3	鎌野(7)	"	平成26年2月28日
1359	高松市庵治町宮東	III-2978	宮東	"	平成26年2月28日
1360	高松市庵治町宮東	III-2978-2	宮東	"	平成26年2月28日
1361	高松市庵治町天神東	III-2977	原の内(5)	"	平成26年2月28日
1362	高松市庵治町丸山	I-104	久通	"	平成26年2月28日
1363	高松市庵治町丸山	I-104-2	久通	"	平成26年2月28日
1364	高松市庵治町鎌野西	II-1404	鎌野(6)	"	平成26年2月28日
1365	高松市庵治町生ノ国	II-1399	高尻(1 1)	"	平成26年2月28日
1366	高松市庵治町生ノ国	II-1399-2	高尻(1 1)	"	平成26年2月28日
1367	高松市庵治町宮東	I-211	馬場東	"	平成26年2月28日
1368	高松市庵治町鎌野西	I-760	鎌野(9)	"	平成26年2月28日
1369	高松市庵治町高砂	III-2976	内田池	"	平成26年2月28日
1370	高松市庵治町谷	I-73	谷	急傾斜地の崩壊	平成26年2月28日
1371	高松市庵治町湯谷	II-1419	湯谷(2)	"	平成26年2月28日
1372	高松市庵治町鞍谷	II-442	鞍谷(2)	"	平成26年2月28日
1373	高松市庵治町松尾	III-2981	松尾(3)	"	平成26年2月28日
1374	高松市庵治町宮東	III-2979	地頭名(2)	"	平成26年2月28日
1375	高松市庵治町丸山	II-1426	丸山(2)	"	平成26年2月28日
1376	高松市庵治町丸山	II-1426-2	丸山(2)	"	平成26年2月28日
1377	高松市庵治町葛原	II-1389	高尻(9)	"	平成26年2月28日
1378	高松市庵治町葛原	II-1389-2	高尻(9)	"	平成26年2月28日
1379	高松市庵治町北村	III-2982	浜(2)	"	平成26年2月28日
1380	高松市庵治町谷	III-820	王の下(3)	"	平成26年2月28日
1381	高松市庵治町谷	III-820-2	王の下(3)	"	平成26年2月28日
1382	高松市庵治町谷	III-820-3	王の下(3)	"	平成26年2月28日

番号	所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象	県報告示年月日
1383	高松市庵治町谷	Ⅲ-820-4	王の下(3)	"	平成26年2月28日
1384	高松市庵治町丸山	Ⅱ-1425	新開(4)	"	平成26年2月28日
1385	高松市庵治町谷	Ⅲ-2983	王の下(2)	"	平成26年2月28日
1386	高松市庵治町葛原	Ⅱ-1393	高尻(7)	"	平成26年2月28日
1387	高松市庵治町鎌野西	Ⅲ-2980	鎌野(10)	"	平成26年2月28日
1388	高松市庵治町笹尾	Ⅱ-1411	浜	"	平成26年2月28日
1389	高松市庵治町鎌野東	Ⅱ-1405	鎌野(5)	"	平成26年2月28日
1390	高松市庵治町谷	Ⅱ-1420	谷(3)	"	平成26年2月28日
1391	高松市庵治町新開	Ⅱ-447	船隠(1)	"	平成26年2月28日
1392	高松市庵治町新開	Ⅱ-447-2	船隠(1)	"	平成26年2月28日
1393	高松市庵治町新開	Ⅱ-448	船隠(2)	"	平成26年2月28日
1394	高松市庵治町荒浜	Ⅰ-74	王の下	"	平成26年2月28日
1395	高松市庵治町荒浜	Ⅰ-74-2	王の下	"	平成26年2月28日
1396	高松市庵治町荒浜	Ⅰ-74-3	王の下	"	平成26年2月28日
1397	高松市庵治町荒浜	Ⅰ-74-4	王の下	"	平成26年2月28日
1398	高松市香川町浅野	Ⅰ-793	平池グリーンタウン(1)	"	平成22年9月3日
1399	高松市香川町川東上	Ⅰ-841	岩崎(2)	"	平成22年9月3日
1400	高松市香川町川東上	Ⅰ-841-2	岩崎(2)	"	平成22年9月3日
1401	高松市香川町浅野	Ⅰ-39	立石	"	平成22年9月3日
1402	高松市香川町川東上	Ⅰ-796	川上(1)	"	平成22年9月3日
1403	高松市香川町東谷	Ⅰ-556	下谷	"	平成22年9月3日
1404	高松市香川町安原下	Ⅰ-799	鮎滝中組(1)	急傾斜地の崩壊	平成22年9月3日
1405	高松市香川町川東上	Ⅰ-231	日生ニュータウン(1)	"	平成22年9月3日
1406	高松市香川町川東上	Ⅰ-92	岩崎	"	平成22年9月3日
1407	高松市香川町川東下	Ⅰ-555	加羅土(2)	"	平成22年9月3日
1408	高松市香川町川内原	Ⅰ-44	日生(3)	"	平成22年9月3日
1409	高松市香川町川東上	Ⅰ-234	川上(6)	"	平成22年9月3日
1410	高松市香川町東谷	Ⅰ-792	久保田(2)	"	平成22年9月3日
1411	高松市香川町浅野	Ⅰ-554	実相寺(3)	"	平成22年9月3日
1412	高松市香川町川東上	Ⅱ-533	新生(4)	"	平成22年9月3日
1413	高松市香川町浅野	Ⅰ-229	下横岡	"	平成22年9月3日
1414	高松市香川町浅野	Ⅰ-229-2	下横岡	"	平成22年9月3日
1415	高松市香川町川東上	Ⅰ-41	岡の峰	"	平成22年9月3日

番号	所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象	県報告示年月日
1416	高松市香川町安原下	II-1757	下倉下(4)	"	平成22年9月3日
1417	高松市香川町東谷	II-614	下谷(2)	"	平成22年9月3日
1418	高松市香川町東谷	I-224	久保田(8)	"	平成22年9月3日
1419	高松市香川町東谷	I-224-2	久保田(8)	"	平成22年9月3日
1420	高松市香川町東谷	II-1712	落合(4)	"	平成22年9月3日
1421	高松市香川町安原下	II-1729	向坂(6)	"	平成22年9月3日
1422	高松市香川町東谷	II-1696	引土(7)	"	平成22年9月3日
1423	高松市香川町安原下	II-1760	金光(3)	"	平成22年9月3日
1424	高松市香川町東谷	II-495	森窪(4)	"	平成22年9月3日
1425	高松市香川町川内原	II-523	宮下南	"	平成22年9月3日
1426	高松市香川町東谷	II-1690	引土(1)	"	平成22年9月3日
1427	高松市香川町東谷	II-1682	天神(7)	"	平成22年9月3日
1428	高松市香川町安原下	II-1753	下倉上(4)	"	平成22年9月3日
1429	高松市香川町安原下	II-1753-2	下倉上(4)	"	平成22年9月3日
1430	高松市香川町東谷	II-1711	落合(3)	"	平成22年9月3日
1431	高松市香川町東谷	II-1711-2	落合(3)	"	平成22年9月3日
1432	高松市香川町東谷	II-1695	引土(6)	"	平成22年9月3日
1433	高松市香川町東谷	II-1700	引土(11)	"	平成22年9月3日
1434	高松市香川町川内原	II-525	大畑(2)	"	平成22年9月3日
1435	高松市香川町安原下	II-1755	下倉下(2)	"	平成22年9月3日
1436	高松市香川町安原下	II-1755-2	下倉下(2)	"	平成22年9月3日
1437	高松市香川町安原下	II-1755-3	下倉下(2)	"	平成22年9月3日
1438	高松市香川町東谷	II-503	向坂(7)	急傾斜地の崩壊	平成22年9月3日
1439	高松市香川町東谷	II-503-2	向坂(7)	"	平成22年9月3日
1440	高松市香川町安原下	II-538	下倉下(7)	"	平成22年9月3日
1441	高松市香川町浅野	II-1733	東坂上(1)	"	平成22年9月3日
1442	高松市香川町川東下	I-230	上横岡	"	平成22年9月3日
1443	高松市香川町東谷	II-506	向坂(10)	"	平成22年9月3日
1444	高松市香川町安原下	II-1759	金光(2)	"	平成22年9月3日
1445	高松市香川町安原下	II-1759-2	金光(2)	"	平成22年9月3日
1446	高松市香川町東谷	II-1698	引土(9)	"	平成22年9月3日
1447	高松市香川町東谷	II-1681	天神(6)	"	平成22年9月3日
1448	高松市香川町東谷	II-1688	天神(13)	"	平成22年9月3日

番号	所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象	県報告示年月日
1449	高松市香川町東谷	II-1691	引土(2)	"	平成22年9月3日
1450	高松市香川町川東下	III-3004	梅香井中(2)	"	平成22年9月3日
1451	高松市香川町川東下	III-3004-2	梅香井中(2)	"	平成22年9月3日
1452	高松市香川町川東下	III-3004-3	梅香井中(2)	"	平成22年9月3日
1453	高松市香川町安原下	III-3005	鮎滝下	"	平成22年9月3日
1454	高松市香川町東谷	III-2984	日向(2)	"	平成22年9月3日
1455	高松市香川町浅野	III-2988	赤坂上(1)	"	平成22年9月3日
1456	高松市香川町東谷	I-557	久保田	"	平成22年9月3日
1457	高松市香川町東谷	I-557-2	久保田	"	平成22年9月3日
1458	高松市香川町東谷	I-557-3	久保田	"	平成22年9月3日
1459	高松市香川町川内原	III-2994	北原	"	平成22年9月3日
1460	高松市香川町川内原	III-2994-2	北原	"	平成22年9月3日
1461	高松市香川町川内原	III-2991	光栄(2)	"	平成22年9月3日
1462	高松市香川町川東上	III-3000	新生(3)	"	平成22年9月3日
1463	高松市香川町川東上	I-42	日生(1)	"	平成22年9月3日
1464	高松市香川町川東下	I-797	立満	"	平成22年9月3日
1465	高松市香川町川東下	I-797-2	立満	"	平成22年9月3日
1466	高松市香川町浅野	I-38	横岡	"	平成22年9月3日
1467	高松市香川町浅野	III-2989	赤坂上(2)	"	平成22年9月3日
1468	高松市香川町川内原	III-2995	川添(1)	"	平成22年9月3日
1469	高松市香川町川内原	III-2995-2	川添(1)	"	平成22年9月3日
1470	高松市香川町浅野	I-225	浅野さかえ団地(2)	"	平成22年9月3日
1471	高松市香川町浅野	I-34	実相寺(1)	"	平成22年9月3日
1472	高松市香川町浅野	I-34-2	加羅土(1)	急傾斜地の崩壊	平成22年9月3日
1473	高松市香川町川東下	I-93	加羅土(1)	"	平成22年9月3日
1474	高松市香川町川東下	I-93-2	加羅土(1)	"	平成22年9月3日
1475	高松市香川町川東上	III-3002	川上(4)	"	平成22年9月3日
1476	高松市香川町川東上	III-3002-2	川上(4)	"	平成22年9月3日
1477	高松市香川町川東上	I-233	旭ヶ丘	"	平成22年9月3日
1478	高松市香川町川東上	I-233-2	旭ヶ丘	"	平成22年9月3日
1479	高松市香川町川東上	I-233-3	旭ヶ丘	"	平成22年9月3日
1480	高松市香川町川東上	I-233-4	旭ヶ丘	"	平成22年9月3日
1481	高松市香川町安原下	III-3008	下倉下(5)	"	平成22年9月3日

番号	所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象	県報告示年月日
1482	高松市香川町浅野	Ⅲ-2987	東坂上(2)	〃	平成22年9月3日
1483	高松市香川町川東下	I-235	油山(1)	〃	平成22年9月3日
1484	高松市香川町安原下	Ⅲ-3006	鮎滝中組(2)	〃	平成22年9月3日
1485	高松市香川町寺井	Ⅲ-2990	西船岡(2)	〃	平成22年9月3日
1486	高松市香川町東谷	Ⅲ-2998	川添(4)	〃	平成22年9月3日
1487	高松市香川町東谷	Ⅱ-1722	下谷(9)	〃	平成22年9月3日
1488	高松市香川町東谷	Ⅱ-1703	森窪(3)	〃	平成22年9月3日
1489	高松市香川町川内原	Ⅲ-2993	笠山(2)	〃	平成22年9月3日
1490	高松市香川町川内原	Ⅲ-2996	川添(2)	〃	平成22年9月3日
1491	高松市香川町川東上	Ⅲ-3001	川上(3)	〃	平成22年9月3日
1492	高松市香川町東谷	Ⅱ-500	下谷(10)	〃	平成22年9月3日
1493	高松市香川町川東下	I-237	乾東	〃	平成22年9月3日
1494	高松市香川町川東下	I-237-2	乾東	〃	平成22年9月3日
1495	高松市香川町浅野	I-794	西立石	〃	平成22年9月3日
1496	高松市香川町浅野	I-794-2	西立石	〃	平成22年9月3日
1497	高松市香川町安原下	I-798	浦山	〃	平成22年9月3日
1498	高松市香川町浅野	I-236	梅香井中(3)	〃	平成22年9月3日
1499	高松市香川町安原下	Ⅱ-1741	鮎滝中(1)	〃	平成22年9月3日
1500	高松市香川町川東上	Ⅱ-532	日生ニュータウン(5)	〃	平成22年9月3日
1501	高松市香川町東谷	Ⅱ-1721	下谷(8)	〃	平成22年9月3日
1502	高松市香川町川東上	Ⅲ-2999	新生(2)	〃	平成22年9月3日
1503	高松市香川町川東上	I-795	ニュータウン川東	〃	平成22年9月3日
1504	高松市香川町川内原	Ⅲ-2992	笠山(1)	〃	平成22年9月3日
1505	高松市香川町浅野	I-227	瀬戸見ヶ丘	〃	平成22年9月3日
1506	高松市香川町東谷	Ⅱ-1677	天神(2)	急傾斜地の崩壊	平成22年9月3日
1507	高松市香川町川東上	I-232	日生ニュータウン(2)	〃	平成22年9月3日
1508	高松市香川町東谷	Ⅱ-1708	久保田(7)	〃	平成22年9月3日
1509	高松市香川町川東上	Ⅲ-3003	川上(5)	〃	平成22年9月3日
1510	高松市香川町東谷	Ⅱ-507	向坂(11)	〃	平成22年9月3日
1511	高松市香川町川東上	Ⅱ-1737	龍満ミサワホーム	〃	平成22年9月3日
1512	高松市香川町東谷	Ⅱ-1685	天神(10)	〃	平成22年9月3日
1513	高松市香川町浅野	I-37	実相寺(4)	〃	平成22年9月3日
1514	高松市香川町浅野	I-37-2	実相寺(4)	〃	平成22年9月3日

番号	所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象	県報告示年月日
1515	高松市香川町浅野	I-553	西船岡	〃	平成22年9月3日
1516	高松市香川町東谷	II-1720	下谷(7)	〃	平成22年9月3日
1517	高松市香川町東谷	II-1684	天神(9)	〃	平成22年9月3日
1518	高松市香川町東谷	II-496	久保田(9)	〃	平成22年9月3日
1519	高松市香川町東谷	II-1717	下谷(4)	〃	平成22年9月3日
1520	高松市香川町東谷	II-1717-2	下谷(4)	〃	平成22年9月3日
1521	高松市香川町東谷	II-1725	向坂(2)	〃	平成22年9月3日
1522	高松市香川町東谷	II-1701	森窪(1)	〃	平成22年9月3日
1523	高松市香川町川東上	II-1740	梅香井中(1)	〃	平成22年9月3日
1524	高松市香川町安原下	II-1743	鮎滝中(3)	〃	平成22年9月3日
1525	高松市香川町川東下	II-535	梅香井中(4)	〃	平成22年9月3日
1526	高松市香川町東谷	II-509	向坂(13)	〃	平成22年9月3日
1527	高松市香川町東谷	II-1702	森窪(2)	〃	平成22年9月3日
1528	高松市香川町川東上	II-1739	川上(2)	〃	平成22年9月3日
1529	高松市香川町川東上	II-1739-2	川上(2)	〃	平成22年9月3日
1530	高松市香川町東谷	II-1707	久保田(6)	〃	平成22年9月3日
1531	高松市香川町東谷	II-1718	下谷(5)	〃	平成22年9月3日
1532	高松市香川町浅野	II-1730	東赤坂(1)	〃	平成22年9月3日
1533	高松市香川町安原下	II-1750	下倉上(1)	〃	平成22年9月3日
1534	高松市香川町浅野	II-514	東赤坂(4)	〃	平成22年9月3日
1535	高松市香川町東谷	II-1710	落合(2)	〃	平成22年9月3日
1536	高松市香川町東谷	II-1710-2	落合(2)	〃	平成22年9月3日
1537	高松市香川町東谷	II-1705	久保田(4)	〃	平成22年9月3日
1538	高松市香川町東谷	II-1714	白砂(1)	〃	平成22年9月3日
1539	高松市香川町東谷	II-1692	引土(3)	〃	平成22年9月3日
1540	高松市香川町東谷	II-1680	天神(5)	急傾斜地の崩壊	平成22年9月3日
1541	高松市香川町浅野	II-515	下万塚	〃	平成22年9月3日
1542	高松市香川町東谷	II-1719	下谷(6)	〃	平成22年9月3日
1543	高松市香川町東谷	II-1719-2	下谷(6)	〃	平成22年9月3日
1544	高松市香川町東谷	II-498	久保田(11)	〃	平成22年9月3日
1545	高松市香川町東谷	II-1686	天神(11)	〃	平成22年9月3日
1546	高松市香川町東谷	II-1716	下谷(3)	〃	平成22年9月3日
1547	高松市香川町東谷	II-1689	天神(14)	〃	平成22年9月3日

番号	所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象	県報告示年月日
1548	高松市香川町東谷	II-1689-2	天神（14）	〃	平成22年9月3日
1549	高松市香川町安原下	II-1751	下倉上（2）	〃	平成22年9月3日
1550	高松市香川町安原下	II-1751-2	下倉上（2）	〃	平成22年9月3日
1551	高松市香川町川東上	II-534	川上（7）	〃	平成22年9月3日
1552	高松市香川町東谷	II-499	久保田（12）	〃	平成22年9月3日
1553	高松市香川町川内原	II-1734	流田（1）	〃	平成22年9月3日
1554	高松市香川町安原下	II-1752	下倉上（3）	〃	平成22年9月3日
1555	高松市香川町安原下	II-1752-2	下倉上（3）	〃	平成22年9月3日
1556	高松市香川町東谷	II-1706	久保田（5）	〃	平成22年9月3日
1557	高松市香川町安原下	II-1758	金光（1）	〃	平成22年9月3日
1558	高松市香川町安原下	II-1758-2	金光（1）	〃	平成22年9月3日
1559	高松市香川町東谷	II-1679	天神（4）	〃	平成22年9月3日
1560	高松市香川町東谷	II-1693	引土（4）	〃	平成22年9月3日
1561	高松市香川町東谷	II-1693-2	引土（4）	〃	平成22年9月3日
1562	高松市香川町東谷	II-1713	落合（5）	〃	平成22年9月3日
1563	高松市香川町東谷	II-1678	天神（3）	〃	平成22年9月3日
1564	高松市香川町川内原	II-524	大畑（1）	〃	平成22年9月3日
1565	高松市香川町川東下	II-529	油山（2）	〃	平成22年9月3日
1566	高松市香川町東谷	II-1724	向坂（1）	〃	平成22年9月3日
1567	高松市香川町安原下	II-1754	下倉下（1）	〃	平成22年9月3日
1568	高松市香川町安原下	II-1756	下倉下（3）	〃	平成22年9月3日
1569	高松市香川町安原下	II-1756-2	下倉下（3）	〃	平成22年9月3日
1570	高松市香川町東谷	II-497	久保田（10）	〃	平成22年9月3日
1571	高松市香川町東谷	II-505	向坂（9）	〃	平成22年9月3日
1572	高松市香川町安原下	II-1749	檀（5）	〃	平成22年9月3日
1573	高松市香川町川東上	II-527	高新	〃	平成22年9月3日
1574	高松市香川町東谷	II-1723	日向（1）	急傾斜地の崩壊	平成22年9月3日
1575	高松市香川町東谷	II-502	日向（3）	〃	平成22年9月3日
1576	高松市香川町東谷	II-492	天神（15）	〃	平成22年9月3日
1577	高松市香川町東谷	II-1694	引土（5）	〃	平成22年9月3日
1578	高松市香川町東谷	II-1694-2	引土（5）	〃	平成22年9月3日
1579	高松市香川町安原下	II-1748	檀（4）	〃	平成22年9月3日
1580	高松市香川町安原下	II-1744	鮎滝中（4）	〃	平成22年9月3日

番号	所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象	県報告示年月日
1581	高松市香川町東谷	II-1676	天神（1）	〃	平成22年9月3日
1582	高松市香川町東谷	II-1727	向坂（4）	〃	平成22年9月3日
1583	高松市香川町東谷	II-1699	引土（10）	〃	平成22年9月3日
1584	高松市香川町安原下	II-1742	鮎滝中（2）	〃	平成22年9月3日
1585	高松市香川町東谷	II-501	下谷（11）	〃	平成22年9月3日
1586	高松市香川町川東上	II-528	新町	〃	平成22年9月3日
1587	高松市香川町川東上	II-528-2	新町	〃	平成22年9月3日
1588	高松市香川町川内原	II-522	光栄（3）	〃	平成22年9月3日
1589	高松市香川町川東上	II-1736	一小路	〃	平成22年9月3日
1590	高松市香川町東谷	II-494	天神（17）	〃	平成22年9月3日
1591	高松市香川町安原下	II-1746	檀（2）	〃	平成22年9月3日
1592	高松市香川町安原下	II-512	向坂（16）	〃	平成22年9月3日
1593	高松市香川町東谷	II-508	向坂（12）	〃	平成22年9月3日
1594	高松市香川町川内原	II-1735	光栄（1）	〃	平成22年9月3日
1595	高松市香川町川内原	II-520	流田（2）	〃	平成22年9月3日
1596	高松市香川町川東上	II-531	日生ニュータウン（4）	〃	平成22年9月3日
1597	高松市香川町川東上	II-530	日生ニュータウン（3）	〃	平成22年9月3日
1598	高松市香川町安原下	II-1728	向坂（5）	〃	平成22年9月3日
1599	高松市香川町安原下	II-1728-2	向坂（5）	〃	平成22年9月3日
1600	高松市香川町東谷	II-1704	久保田（3）	〃	平成22年9月3日
1601	高松市香川町東谷	II-1697	引土（8）	〃	平成22年9月3日
1602	高松市香川町浅野	II-516	丸山	〃	平成22年9月3日
1603	高松市香川町浅野	II-1732	東赤坂（3）	〃	平成22年9月3日
1604	高松市香川町東谷	II-493	天神（16）	〃	平成22年9月3日
1605	高松市香川町東谷	II-504	向坂（8）	〃	平成22年9月3日
1606	高松市香川町浅野	II-519	横岡（2）	〃	平成22年9月3日
1607	高松市香川町安原下	II-1747	檀（3）	〃	平成22年9月3日
1608	高松市香川町安原下	II-1747-2	檀（3）	急傾斜地の崩壊	平成22年9月3日
1609	高松市香川町東谷	II-1715	白砂（2）	〃	平成22年9月3日
1610	高松市香川町東谷	II-1726	向坂（3）	〃	平成22年9月3日
1611	高松市香川町安原下	II-513	向坂（17）	〃	平成22年9月3日
1612	高松市香川町安原下	II-537	下倉下（6）	〃	平成22年9月3日
1613	高松市香川町安原下	II-1745	檀（1）	〃	平成22年9月3日

番号	所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象	県報告示年月日
1614	高松市香川町川内原	II-521	流田（3）	〃	平成22年9月3日
1615	高松市香川町東谷	II-510	向坂（14）	〃	平成22年9月3日
1616	高松市香川町東谷	II-1683	天神（8）	〃	平成22年9月3日
1617	高松市香川町東谷	II-1709	落合（1）	〃	平成22年9月3日
1618	高松市香川町浅野	II-1731	東赤坂（2）	〃	平成22年9月3日
1619	高松市香川町川東上	II-1738	新生（1）	〃	平成22年9月3日
1620	高松市香南町西庄	I-803	大坪（1）	〃	平成23年3月25日
1621	高松市香南町由佐	I-801	片山	〃	平成23年3月25日
1622	高松市香南町西庄	I-45	土居	〃	平成23年3月25日
1623	高松市香南町西庄	I-45-2	土居	〃	平成23年3月25日
1624	高松市香南町西庄	II-1776	中蓮（2）	〃	平成23年3月25日
1625	高松市香南町由佐	II-1768	音谷西	〃	平成23年3月25日
1626	高松市香南町由佐	I-800	音谷東（1）	〃	平成23年3月25日
1627	高松市香南町由佐	II-541	音谷東（4）	〃	平成23年3月25日
1628	高松市香南町岡	II-1761	清水下	〃	平成23年3月25日
1629	高松市香南町西庄	II-1771	大坪（2）	〃	平成23年3月25日
1630	高松市香南町西庄	II-1775	中蓮（1）	〃	平成23年3月25日
1631	高松市香南町岡	II-615	清水	〃	平成23年3月25日
1632	高松市香南町岡	II-615-2	清水	〃	平成23年3月25日
1633	高松市香南町岡	II-615-3	清水	〃	平成23年3月25日
1634	高松市香南町西庄	II-95	中尾	〃	平成23年3月25日
1635	高松市香南町由佐	II-546	切池（4）	〃	平成23年3月25日
1636	高松市香南町由佐	II-1767	音谷東（3）	〃	平成23年3月25日
1637	高松市香南町西庄	II-1778	西の原（1）	〃	平成23年3月25日
1638	高松市香南町西庄	II-1773	桜本（2）	〃	平成23年3月25日
1639	高松市香南町由佐	II-1770	池谷（2）	〃	平成23年3月25日
1640	高松市香南町西庄	II-543	大坪（4）	〃	平成23年3月25日
1641	高松市香南町由佐	II-1766	音谷東（2）	〃	平成23年3月25日
1642	高松市香南町西庄	II-547	中尾（3）	急傾斜地の崩壊	平成23年3月25日
1643	高松市香南町西庄	II-545	切池（3）	〃	平成23年3月25日
1644	高松市香南町西庄	II-550	下田井（2）	〃	平成23年3月25日
1645	高松市香南町岡	II-1763	天福寺原(1)	〃	平成23年3月25日
1646	高松市香南町西庄	II-1772	大坪（3）	〃	平成23年3月25日

番号	所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象	県報告示年月日
1647	高松市香南町西庄	II-1779	西の原(2)	"	平成23年3月25日
1648	高松市香南町岡	II-1765	天福寺原(3)	"	平成23年3月25日
1649	高松市香南町岡	II-1765-2	天福寺原(3)	"	平成23年3月25日
1650	高松市香南町岡	II-1764	天福寺原(2)	"	平成23年3月25日
1651	高松市香南町西庄	II-1780	西の原(3)	"	平成23年3月25日
1652	高松市香南町西庄	II-548	在所	"	平成23年3月25日
1653	高松市香南町西庄	II-549	中蓮(4)	"	平成23年3月25日
1654	高松市香南町岡	II-1762	東岡	"	平成23年3月25日
1655	高松市香南町岡	II-540	天福寺原(4)	"	平成23年3月25日
1656	高松市香南町岡	II-540-2	天福寺原(4)	"	平成23年3月25日
1657	高松市香南町由佐	II-1769	池谷(1)	"	平成23年3月25日
1658	高松市香南町西庄	II-551	下田井(3)	"	平成23年3月25日
1659	高松市香南町西庄	II-94	桜本	"	平成23年3月25日
1660	高松市香南町西庄	II-94-2	桜本	"	平成23年3月25日
1661	高松市国分寺町新名	I-254	吹越	"	平成25年4月16日
1662	高松市国分寺町国分	I-90	西山地区	"	平成25年4月16日
1663	高松市国分寺町国分	I-90-2	西山地区	"	平成25年4月16日
1664	高松市国分寺町国分	I-90-3	西山地区	"	平成25年4月16日
1665	高松市国分寺町新居	I-300	万灯(2)	"	平成25年4月16日
1666	高松市国分寺町新居	I-297	大谷	"	平成25年4月16日
1667	高松市国分寺町福家	I-253	相生上	"	平成25年4月16日
1668	高松市国分寺町福家	II-1972	石鼻	"	平成25年4月16日
1669	高松市国分寺町福家	II-1969	相生(3)	"	平成25年4月16日
1670	高松市国分寺町福家	II-589	石鼻(2)	"	平成25年4月16日
1671	高松市国分寺町新居	II-1964	奥谷	"	平成25年4月16日
1672	高松市国分寺町福家	I-88	石ヶ鼻団地	"	平成25年4月16日
1673	高松市国分寺町福家	II-590	流通団地	"	平成25年4月16日
1674	高松市国分寺町新居	I-302	橋岡	"	平成25年4月16日
1675	高松市国分寺町新居	I-302-2	橋岡	"	平成25年4月16日
1676	高松市国分寺町新居	I-302-3	橋岡	急傾斜地の崩壊	平成25年4月16日
1677	高松市国分寺町福家	I-89	かざし団地	"	平成25年4月16日
1678	高松市国分寺町福家	I-89-2	かざし団地	"	平成25年4月16日
1679	高松市国分寺町福家	II-1971	相生	"	平成25年4月16日

番号	所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の 発生原因となる 自然現象	県報告示 年月日
1680	高松市国分寺町国分	Ⅲ-825	神崎	〃	平成 25 年 4 月 16 日
1681	高松市国分寺町国分	Ⅲ-825-2	神崎	〃	平成 25 年 4 月 16 日
1682	高松市国分寺町国分	Ⅲ-825-3	神崎	〃	平成 25 年 4 月 16 日
1683	高松市国分寺町新居	I-298	豊島団地	〃	平成 25 年 4 月 16 日
1684	高松市国分寺町新居	I-298-2	豊島団地	〃	平成 25 年 4 月 16 日
1685	高松市国分寺町新居	Ⅲ-824	新居	〃	平成 25 年 4 月 16 日
1686	高松市国分寺町新居	Ⅲ-824-2	新居	〃	平成 25 年 4 月 16 日
1687	高松市国分寺町福家	Ⅱ-303	日名代	〃	平成 25 年 4 月 16 日
1688	高松市国分寺町新居	Ⅱ-588	西大谷	〃	平成 25 年 4 月 16 日
1689	高松市国分寺町新居	Ⅱ-1966	奥谷(4)	〃	平成 25 年 4 月 16 日
1690	高松市国分寺町新居	Ⅱ-1966-2	奥谷(4)	〃	平成 25 年 4 月 16 日
1691	高松市国分寺町新居	Ⅱ-1967	奥谷(2)	〃	平成 25 年 4 月 16 日
1692	高松市国分寺町新居	Ⅱ-1967-2	奥谷(2)	〃	平成 25 年 4 月 16 日
1693	高松市国分寺町福家	Ⅱ-304	隠谷	〃	平成 25 年 4 月 16 日
1694	高松市国分寺町福家	Ⅱ-304-2	隠谷	〃	平成 25 年 4 月 16 日
1695	高松市国分寺町新名	Ⅱ-1973	石舟	〃	平成 25 年 4 月 16 日
1696	高松市国分寺町新居	Ⅱ-1968	岡	〃	平成 25 年 4 月 16 日

急傾斜地崩壊危険箇所（自然Ⅰ）

番号	区域名	町大字名 地区名	重要水防区域			担当 分団名	保全 人家	危険区域 指定面積	指定 年月日
			延長(m)	高さ(m)	傾斜度				
1	屋島西町	浦生,飛石 浜畑	1,500	21	40	屋島	125	全…1.18 一…3.51	S49.2.23
2	横山	高松町	130	14	60	古高松	17		
3	久米山	東山崎町	240	30	30	川添	12		
4	室町(1)	西春日町 勅使町	520	118	40	鶴尾	26	全…2.36	S55.9.2
5	室町(2)	室新町,西ハゼ 町, 室町	970	174	50	〃	104		
6	中野町	中野町	130	10	50	南部	9		
7	宮脇町	西宝町	110	10	45	西部	12		
8	西宝町	〃	1,940	19	40	〃	182	一…6.64	S48.2.28
9	御厩町	上西浦	320	17	45	檀紙	17	全…1.45	S63.12.27
10	鬼無町	是 竹	700	52	32	鬼無	58		
11	香西西町	香西西町	90	9	35	香西	13	全…0.36	S57.12.17
12	香西北町	香西北町	300	34	45	〃	36	一…1.21	H13.12.21
13	神在川窪町(1)	北 辺	460	35	30	下笠居	21	全…0.78	S63.3.1
14	神在川窪町(3)	神 在	130	6	45	〃	11		
15	尾路	中山町	180	6	45	〃	8		
16	亀水町(1)	小坂南部	370	12	45	〃	18	全…0.75	S58.5.2
17	亀水町(2)	小坂北部	570	30	32	〃	34	全…1.40	S57.4.23
18	地下	亀水町	130	8	45	〃	5		
19	塩屋	〃	660	36	31	〃	34		
20	男木町	男木町	210	12	35	男木	11		
21	大井(2)	〃	200	25	35	〃	17	全…0.44	H7.3.22
22	屋島東町(1)	屋島東町	110	97	40	屋島	1		
23	屋島東町(2)	〃	110	135	40	〃	1		
24	屋島東町(3)	〃	290	166	33	〃	4		
25	屋島中町(1)	屋島中町	160	14	34	〃	12		
26	由良町(1)	由良町	240	7	32	山田	8		
27	仏生山町(2)	仏生山町	170	36	36	仏生山	19		
28	東植田町(1)	東植田町	30	20	53	山田	1		

番号	区域名	町大字名 地区名	重要水防区域			担当 分団名	保全 人家	危険区域 指定面積	指定 年月日
			延長(m)	高さ(m)	傾斜度				
29	西植田町(1)	西植田町	240	24	43	〃	11		
30	西植田町(2)	〃	40	15	36	〃	1		
31	西植田町(3)	〃	100	24	34	〃	3		
32	西植田町(4)	〃	170	17	59	〃	9		
33	西植田町(5)	〃	40	9	43	〃	2		
34	西植田町(6)	〃	20	5	42	〃	1		
35	宮脇町(3)	宮脇町	120	13	30	西部	0		
36	西春日町(1)	西春日町	200	12	34	鶴尾	8		
37	勅使町(1)	勅使町	60	13	33	〃	11		
38	中山町(1)	中山町	160	16	37	下笠居	6		
39	中山町(2)	〃	100	16	30	〃	6		
40	中山町(3)	〃	390	19	42	〃	18		
41	中山町(4)	〃	70	18	32	〃	1		
42	中山町(5)	〃	40	24	31	〃	1		
43	生島町(1)	生島町	30	26	30	〃	2		
44	生島町(2)	〃	60	150	35	〃	1		
45	生島町(3)	〃	120	136	35	〃	2		
46	亀水町(3)	亀水町	220	30	31	〃	7		
47	御厩町(2)	御厩町	90	9	43	檀紙	5		
48	川部町(1)	川部町	130	14	44	川岡	5		
49	男木町(2)	男木町	130	18	33	男木	11		
50	男木町(3)	〃	120	28	51	〃	5		
51	男木町(4)	男木町	110	12	36	男木	12		
52	男木町(5)	〃	40	19	56	〃	1		
53	女木町(1)	女木町	140	14	30	女木	5		
54	宮北	牟礼町牟礼	150	10	40	牟礼	5		
55	久通(2)	〃	70	15	45	〃	7		
56	八栗(1)	〃	240	41	39	〃	5		
57	久通(3)	〃	190	5	39	〃	8		

番号	区域名	町大字名 地区名	重要水防区域			担当 分団名	保全 人家	危険区域 指定面積	指定 年月日
			延長(m)	高さ(m)	傾斜度				
58	春ノ木	〃	70	8	30	〃	2		
59	役戸(1)	牟礼町大町	130	10	35	〃	5		
60	下川西(1)	〃	30	6	30	〃	1		
61	中代(1)	〃	350	22	30	〃	17		
62	丹僧(1)	〃	120	6	54	〃	6		
63	井出東(1)	牟礼町原	100	19	48	〃	3		
64	谷	庵治町	150	12	55	庵治	13	0.38	H7.3.22
65	王の下	〃	750	16	35	〃	58	6.66	S47.2.10
66	鎌野	〃	390	21	35	〃	21	0.88	H15.5.23
67	鞍谷	〃	200	13	40	〃	6		
68	鎌野(2)	〃	100	16	33	〃	5		
69	鎌野(9)	〃	100	36	35	〃	8		
70	馬治	〃	40	5	43	〃	2		
71	江ノ浜(1)	〃	180	12	34	〃	7		
72	新開(1)	〃	150	13	38	〃	7		
73	江ノ浜(3)	〃	220	21	32	〃	12		
74	丸山(3)	〃	420	9	34	〃	11		
75	新開(6)	〃	60	18	35	〃	1		
76	長野	塩江町安原下	250	35	35	塩江	12		
77	中徳	〃	1000	110	42	〃	47	3.39	H2.2.27
78	来栖	〃	300	58	38	〃	10	0.66	H21.7.7
79	西谷	〃	400	55	45	〃	16		
80	戸石	〃	80	65	40	〃	1		
81	河北	〃	350	40	80	〃	36	1.59	H4.9.8
82	温泉通り	塩江町 安原上東	800	80	45	〃	52	3.32	H10.3.6
83	落合	〃	450	60	40	〃	14	1.34	H16.1.9
84	西地	塩江町安原上	500	60	40	〃	31		
85	関	塩江町安原下	420	75	42	〃	16	0.18	H10.10.30
86	北井	塩江町 安原上東	180	20	33	〃	10		

番号	区域名	町大字名 地区名	重要水防区域			担当 分団名	保全 人家	危険区域 指定面積	指定 年月日
			延長(m)	高さ(m)	傾斜度				
87	引土(1)	〃	150	85	35	〃	2		
88	北内(1)	〃	120	88	32	〃	1		
89	北内(2)	〃	240	27	50	〃	5		
90	北井(2)	〃	400	17	37	〃	46		
91	北井(3)	〃	150	64	34	〃	9		
92	北井(4)	〃	120	69	44	〃	6	1.05	H19.4.6
93	北井(5)	〃	90	59	42	〃	8		
94	北井(6)	〃	300	19	38	〃	8		
95	かがり谷(1)	〃	350	80	42	〃	1		
96	かがり谷(2)	〃	60	82	33	〃	1		
97	東地(1)	塩江町安原上	140	28	42	〃	5		
98	岩部(1)	〃	80	47	31	〃	0		
99	額谷(1)	塩江町安原下	20	11	37	〃	1		
100	西桶(1)	〃	25	56	37	〃	1		
101	来栖(2)	塩江町安原下	160	44	35	塩江	7	0.81	H24.1.31
102	北畑	〃	230	27	40	〃	17		
103	高祖	〃	200	25	50	〃	6		
104	鮎滝上	〃	150	19	37	〃	7	1.03	H24.2.24
105	内場(1)	塩江町上西	80	17	42	〃	1		
106	内場(2)	〃	140	30	41	〃	1		
107	下貝の股(1)	〃	30	60	46	〃	1		
108	焼堂(2)	〃	40	20	30	〃	1		
109	堀山(1)	〃	90	99	32	〃	3		
110	堀山(2)	〃	75	18	53	〃	2		
111	岩崎	香川町川東上	310	21	35	香川	25	2.81	H9.3.18
112	加羅土(1)	香川町浅野	280	10	35	〃	17		
113	西船岡	〃	110	7	45	〃	6		
114	実相寺(3)	〃	240	8	70	〃	20		
115	加羅土(2)	〃	310	25	55	〃	21		

番号	区域名	町大字名 地区名	重要水防区域			担当 分団名	保全 人家	危険区域 指定面積	指定 年月日
			延長(m)	高さ(m)	傾斜度				
116	下谷	香川町東谷	70	20	40	〃	5		
117	久保田	〃	310	33	30	〃	6		
118	久保田(2)	〃	180	33	30	〃	3		
119	平池グリーン タウン(1)	香川町浅野	370	16	32	〃	28		
120	西立石	〃	180	12	33	〃	6		
121	ニュータウン 川東	香川町川東上	110	13	35	〃	7		
122	川上(1)	〃	100	31	53	〃	2		
123	立満	香川町川東下	250	29	31	〃	5		
124	浦山	香川町安原下	130	18	31	〃	5		
125	鮎滝中組(1)	〃	70	19	42	〃	1		
126	岩崎(2)	香川町川東上	350	22	36	香川	21		
127	音谷東(1)	香南町由佐	40	12	33	香南	2		
128	片山	〃	55	11	46	〃	3		
129	南原	香南町横井	75	6	37	〃	0		
130	大坪(1)	香南町西庄	100	15	40	〃	3		
131	下田井(1)	〃	170	9	40	〃	16		
132	大谷	国分寺町新居	85	12	50	国分寺	5		
133	豊島団地	〃	95	6	37	〃	7		
134	万灯(1)	〃	120	6	45	〃	5		
135	万灯(2)	〃	140	6	45	〃	5		
136	橋岡	〃	244	45	45	〃	18	1.56	H5.2.26
137	端岡(2)	国分寺町国分	80	6	35	〃	6		
合計		137箇所	30,864				1,793		

急傾斜地崩壊危険箇所（自然Ⅱ）

番号	区域名	町大字名 地区名	重要水防区域			担当 分団名	保全 人家	危険区域 指定面積	指定 年月日
			延長(m)	高さ(m)	傾斜度				
1	屋島東町(4)	屋島東町	20	6	33	屋島	1		
2	屋島東町(5)	〃	40	8	30	〃	2		
3	屋島中町(2)	屋島中町	40	8	41	〃	1		
4	屋島西町(2)	屋島西町	40	6	32	〃	1		
5	屋島西町(3)	〃	80	10	30	〃	4		
6	屋島西町(4)	〃	60	6	45	〃	3		
7	高松町(3)	高松町	50	11	32	古高松	3		
8	高松町(4)	〃	70	14	30	〃	2		
9	高松町(5)	〃	30	29	37	〃	1		
10	新田町(3)	新田町	30	7	31	〃	1		
11	前田西町(1)	前田西町	30	7	30	前田	2		
12	前田西町(2)	〃	30	5	30	〃	1		
13	東山崎町(1)	東山崎町	20	6	58	川添	1		
14	東山崎町(2)	〃	30	7	36	〃	1		
15	前田東町(1)	前田東町	30	6	33	前田	1		
16	前田東町(2)	〃	60	9	64	〃	2		
17	川島東町(1)	川島東町	40	7	30	山田	1		
18	池田町(1)	池田町	30	5	51	〃	1		
19	池田町(2)	〃	20	5	41	〃	1		
20	三谷町(3)	三谷町	100	8	53	三谷	3		
21	三谷町(4)	〃	90	23	30	〃	2		
22	三谷町(5)	〃	20	8	40	〃	1		
23	三谷町(6)	〃	30	16	31	三谷	1		
24	三谷町(7)	〃	50	32	38	〃	1		
25	三谷町(8)	三谷町	170	37	33	三谷	4		
26	三谷町(9)	〃	30	18	33	〃	1		
27	三谷町(10)	〃	20	19	71	〃	1		
28	三谷町(11)	〃	90	16	34	〃	2		

番号	区域名	町大字名 地区名	重要水防区域			担当 分団名	保全 人家	危険区域 指定面積	指定 年月日
			延長(m)	高さ(m)	傾斜度				
29	三谷町(12)	〃	40	15	47	〃	1		
30	三谷町(13)	〃	40	8	39	〃	2		
31	三谷町(14)	〃	20	14	39	〃	1		
32	三谷町(15)	〃	20	11	42	〃	1		
33	三谷町(16)	〃	30	14	46	〃	1		
34	東植田町(2)	東植田町	70	10	53	山田	4		
35	東植田町(3)	〃	60	10	31	〃	3		
36	東植田町(4)	〃	30	8	53	〃	1		
37	東植田町(5)	〃	20	7	41	〃	1		
38	東植田町(6)	〃	40	16	36	〃	2		
39	東植田町(7)	〃	50	13	45	〃	2		
40	東植田町(8)	〃	50	13	42	〃	1		
41	東植田町(9)	〃	80	23	33	〃	2		
42	東植田町(10)	〃	40	16	40	〃	1		
43	東植田町(11)	〃	20	11	44	〃	1		
44	東植田町(12)	〃	40	11	32	〃	1		
45	東植田町(13)	〃	30	8	63	〃	1		
46	東植田町(14)	〃	50	13	40	〃	1		
47	東植田町(15)	〃	30	29	49	〃	1		
48	東植田町(16)	〃	20	16	39	〃	1		
49	東植田町(17)	〃	90	37	37	〃	2		
50	東植田町(18)	東植田町	30	12	37	山田	1		
51	東植田町(19)	〃	30	85	41	〃	1		
52	東植田町(20)	〃	90	39	34	〃	2		
53	東植田町(21)	〃	70	19	30	〃	1		
54	東植田町(22)	〃	20	11	32	〃	1		
55	東植田町(23)	〃	20	11	53	〃	1		
56	東植田町(24)	〃	40	10	48	〃	2		
57	東植田町(25)	〃	100	10	39	〃	4		

番号	区域名	町大字名 地区名	重要水防区域			担当 分団名	保全 人家	危険区域 指定面積	指定 年月日
			延長(m)	高さ(m)	傾斜度				
58	西植田町(7)	西植田町	40	10	30	〃	1		
59	西植田町(8)	〃	30	8	34	〃	1		
60	西植田町(9)	〃	20	13	31	〃	1		
61	西植田町(10)	〃	50	14	32	〃	2		
62	西植田町(11)	〃	30	10	45	〃	1		
63	西植田町(12)	〃	50	6	50	〃	2		
64	西植田町(13)	〃	30	13	40	〃	1		
65	西植田町(14)	〃	40	10	32	〃	1		
66	西植田町(15)	〃	20	6	31	〃	1		
67	西植田町(16)	西植田町	40	11	38	〃	3		
68	西植田町(17)	〃	30	14	31	〃	1		
69	西植田町(18)	〃	30	13	30	〃	1		
70	西植田町(19)	〃	30	9	46	〃	1		
71	西植田町(20)	〃	50	14	61	〃	1		
72	西植田町(21)	〃	100	33	48	〃	2		
73	西植田町(22)	〃	40	18	43	〃	2		
74	西植田町(23)	〃	30	21	31	〃	1		
75	西植田町(24)	西植田町	70	14	37	山田	2		
76	西植田町(25)	〃	20	7	30	〃	1		
77	西植田町(26)	〃	50	7	45	〃	1		
78	西植田町(27)	〃	40	6	32	〃	2		
79	西植田町(28)	〃	110	14	34	〃	3		
80	西植田町(29)	〃	60	13	32	〃	2		
81	西植田町(30)	〃	40	19	40	〃	1		
82	西植田町(31)	〃	40	29	35	〃	2		
83	西植田町(32)	〃	20	9	31	〃	1		
84	西植田町(33)	〃	50	10	31	〃	1		
85	西植田町(34)	〃	50	10	34	〃	1		
86	西植田町(35)	〃	20	9	35	〃	1		

番号	区域名	町大字名 地区名	重要水防区域			担当 分団名	保全 人家	危険区域 指定面積	指定 年月日
			延長(m)	高さ(m)	傾斜度				
87	西植田町(36)	〃	20	7	41	〃	1		
88	西植田町(37)	〃	50	21	33	〃	2		
89	西植田町(38)	〃	50	10	83	〃	2		
90	西植田町(39)	〃	110	10	30	〃	3		
91	西植田町(40)	〃	100	12	41	〃	4		
92	西植田町(41)	〃	40	20	33	〃	1		
93	西植田町(42)	〃	100	19	34	〃	3		
94	西植田町(43)	〃	20	7	47	〃	1		
95	西植田町(44)	〃	30	24	58	〃	1		
96	西植田町(45)	〃	130	18	43	〃	3		
97	西植田町(46)	〃	30	26	34	〃	1		
98	西植田町(47)	〃	90	14	48	〃	2		
99	西植田町(48)	〃	100	11	36	〃	2		
100	西植田町(49)	西植田町	50	26	38	山田	1		
101	西植田町(50)	〃	40	10	47	〃	1		
102	西植田町(51)	〃	50	12	39	〃	1		
103	西植田町(52)	〃	40	13	33	〃	1		
104	西植田町(53)	〃	40	21	33	〃	1		
105	西植田町(54)	〃	30	10	45	〃	1		
106	西植田町(55)	〃	30	20	37	〃	1		
107	西植田町(56)	〃	60	31	39	〃	1		
108	西植田町(57)	〃	30	14	40	〃	1		
109	西植田町(58)	〃	30	24	37	〃	1		
110	西植田町(59)	〃	20	13	30	〃	1		
111	西植田町(60)	〃	40	12	33	〃	1		
112	西植田町(61)	〃	30	13	61	〃	1		
113	西植田町(62)	〃	50	6	46	〃	1		
114	西植田町(63)	〃	50	12	46	〃	2		
115	西植田町(64)	〃	30	28	44	〃	1		

番号	区域名	町大字名 地区名	重要水防区域			担当 分団名	保全 人家	危険区域 指定面積	指定 年月日
			延長(m)	高さ(m)	傾斜度				
116	西植田町(65)	〃	40	25	38	〃	2		
117	西植田町(66)	〃	20	27	43	〃	1		
118	西植田町(67)	〃	60	24	32	〃	2		
119	西植田町(68)	〃	60	27	35	〃	1		
120	西植田町(69)	〃	40	17	41	〃	1		
121	西植田町(70)	〃	40	33	45	〃	2		
122	西植田町(71)	〃	30	16	36	〃	1		
123	西植田町(72)	〃	30	33	33	〃	1		
124	西植田町(73)	〃	40	22	34	〃	1		
125	西植田町(74)	西植田町	20	16	40	山田	1		
126	西植田町(75)	〃	30	12	34	〃	1		
127	西植田町(76)	〃	60	35	50	〃	1		
128	西植田町(77)	〃	60	11	50	〃	2		
129	西植田町(78)	〃	30	15	41	〃	1		
130	西植田町(79)	〃	40	15	33	〃	2		
131	西植田町(80)	〃	10	7	53	〃	1		
132	西植田町(81)	〃	20	9	41	〃	1		
133	西植田町(82)	〃	30	30	43	〃	1		
134	西植田町(83)	〃	20	16	35	〃	1		
135	西植田町(84)	〃	40	21	43	〃	1		
136	西植田町(85)	〃	50	24	32	〃	2		
137	西植田町(86)	〃	30	17	36	〃	1		
138	西植田町(87)	〃	50	17	32	〃	1		
139	西植田町(88)	〃	30	23	30	〃	1		
140	西植田町(89)	〃	80	28	40	〃	2		
141	西植田町(90)	〃	20	10	36	〃	1		
142	西植田町(91)	〃	30	10	32	〃	1		
143	西植田町(92)	〃	40	15	50	〃	1		
144	西植田町(93)	〃	20	10	43	〃	1		

番号	区域名	町大字名 地区名	重要水防区域			担当 分団名	保全 人家	危険区域 指定面積	指定 年月日
			延長(m)	高さ(m)	傾斜度				
145	西植田町(94)	〃	30	20	40	〃	1		
146	西植田町(95)	〃	60	22	36	〃	1		
147	西植田町(96)	〃	50	8	44	〃	3		
148	西植田町(97)	〃	30	10	42	〃	1		
149	西植田町(98)	〃	40	9	46	〃	1		
150	西植田町(99)	西植田町	40	13	31	山田	1		
151	西植田町 (100)	〃	50	17	30	〃	1		
152	西植田町 (101)	〃	80	5	52	〃	2		
153	西植田町 (102)	〃	40	9	35	〃	1		
154	西植田町 (103)	〃	50	17	33	〃	1		
155	西植田町 (104)	〃	30	12	34	〃	1		
156	西植田町 (105)	〃	40	13	31	〃	1		
157	菅沢町(1)	菅沢町	20	16	35	〃	1		
158	菅沢町(2)	〃	20	11	47	〃	1		
159	菅沢町(3)	〃	40	24	35	〃	1		
160	菅沢町(4)	〃	30	15	30	〃	1		
161	菅沢町(5)	〃	40	16	36	〃	1		
162	菅沢町(6)	〃	30	25	55	〃	1		
163	菅沢町(7)	〃	50	12	42	〃	1		
164	菅沢町(8)	〃	40	22	30	〃	1		
165	菅沢町(9)	〃	50	9	52	〃	1		
166	菅沢町(10)	〃	70	17	32	〃	1		
167	菅沢町(11)	〃	50	22	36	〃	1		
168	菅沢町(12)	〃	40	20	37	〃	1		
169	菅沢町(13)	〃	30	25	40	〃	1		
170	菅沢町(14)	〃	60	23	42	〃	2		
171	菅沢町(15)	〃	30	14	41	〃	1		
172	菅沢町(16)	〃	30	18	34	〃	1		

番号	区域名	町大字名 地区名	重要水防区域			担当 分団名	保全 人家	危険区域 指定面積	指定 年月日
			延長(m)	高さ(m)	傾斜度				
173	菅沢町(17)	〃	110	22	30	〃	4		
174	菅沢町(18)	〃	20	19	34	〃	1		
175	菅沢町(19)	菅沢町	30	23	30	山田	2		
176	菅沢町(20)	〃	30	16	42	〃	1		
177	菅沢町(21)	〃	30	8	53	〃	1		
178	菅沢町(22)	〃	20	21	37	〃	1		
179	菅沢町(23)	〃	30	19	32	〃	2		
180	菅沢町(24)	〃	40	28	37	〃	1		
181	菅沢町(25)	〃	30	12	65	〃	1		
182	菅沢町(26)	〃	30	23	36	〃	1		
183	菅沢町(27)	〃	30	30	37	〃	1		
184	菅沢町(28)	〃	30	13	51	〃	1		
185	菅沢町(29)	〃	90	20	41	〃	4		
186	菅沢町(30)	〃	30	10	31	〃	1		
187	菅沢町(31)	〃	90	20	43	〃	3		
188	西宝町(2)	西宝町	30	33	31	西部	1		
189	西宝町(3)	〃	40	64	33	〃	1		
190	西宝町(4)	〃	110	52	31	〃	1		
191	香西北町(2)	香西北町	60	17	48	香西	3		
192	香西北町(3)	〃	50	15	49	〃	4		
193	香西北町(4)	〃	170	8	40	〃	4		
194	香西西町(2)	香西西町	110	17	50	〃	1		
195	鬼無町(2)	山 口	30	6	31	鬼無	3		
196	鬼無町(3)	鬼 無	30	9	34	〃	1		
197	鬼無町(4)	〃	30	10	36	〃	1		
198	神在川窪町 (4)	神在川窪町	80	13	33	下笠居	4		
199	神在川窪町 (5)	〃	60	10	30	〃	3		
200	植松町(1)	植松町	30	13	33	下笠居	1		
201	中山町(6)	中山町	100	24	31	〃	4		

番号	区域名	町大字名 地区名	重要水防区域			担当 分団名	保全 人家	危険区域 指定面積	指定 年月日
			延長(m)	高さ(m)	傾斜度				
202	中山町(7)	〃	50	28	31	〃	1		
203	中山町(8)	〃	60	13	33	〃	3		
204	中山町(9)	〃	70	32	32	〃	1		
205	亀水町(4)	亀水町	50	11	32	〃	2		
206	亀水町(5)	〃	40	14	31	〃	1		
207	亀水町(6)	〃	30	28	34	〃	2		
208	亀水町(7)	〃	40	9	30	〃	1		
209	亀水町(8)	〃	110	23	31	〃	4		
210	御厩町(3)	御厩町	30	5	38	檀紙	3		
211	御厩町(4)	〃	90	12	59	〃	2		
212	西山崎町(1)	西山崎町	50	29	32	円座	1		
213	西山崎町(2)	〃	30	9	38	〃	1		
214	西山崎町(3)	〃	70	18	39	〃	1		
215	中間町(1)	中間町	20	7	30	檀紙	1		
216	中間町(2)	〃	40	20	33	〃	3		
217	岡本町(1)	岡本町	170	24	30	川岡	4		
218	岡本町(2)	〃	70	17	31	〃	4		
219	川部町(2)	川部町	40	7	34	〃	2		
220	男木町(6)	男木町	50	15	30	男木	2		
221	男木町(7)	〃	30	17	46	〃	1		
222	女木町(2)	女木町	60	11	31	女木	1		
223	八栗(2)	牟礼町牟礼	120	17	30	牟礼	1		
224	久通(4)	〃	20	6	36	〃	1		
225	落合(1)	牟礼町牟礼	50	11	42	牟礼	2		
226	落合(2)	〃	40	10	38	〃	1		
227	落合(3)	〃	30	8	32	〃	1		
228	宮北(2)	〃	40	23	41	〃	1		
229	宮北(3)	〃	110	9	48	〃	2		
230	宮北(4)	〃	30	9	47	〃	1		

番号	区域名	町大字名 地区名	重要水防区域			担当 分団名	保全 人家	危険区域 指定面積	指定 年月日
			延長(m)	高さ(m)	傾斜度				
231	堀越(1)	〃	30	8	38	〃	2		
232	金山(1)	牟礼町大町	30	7	42	〃	1		
233	金山(2)	〃	80	9	31	〃	3		
234	金山(3)	〃	30	25	30	〃	1		
235	荒谷(1)	〃	70	15	32	〃	1		
236	丹僧(2)	〃	20	13	36	〃	1		
237	丹僧(3)	〃	80	12	30	〃	1		
238	山奥	〃	60	23	37	〃	1		
239	井出東(2)	牟礼町原	70	8	37	〃	2		
240	下井出西(1)	〃	40	6	42	〃	1		
241	上井出西(1)	〃	50	6	38	〃	2		
242	城一(1)	〃	40	14	39	〃	1		
243	笹尾	庵治町	110	10	45	庵治	4		
244	高尻	〃	220	7	45	〃	3		
245	篠尾(1)	〃	65	20	30	〃	3		
246	高尻(3)	〃	30	10	45	〃	1		
247	高尻(9)	〃	80	30	40	〃	1		
248	葛原	〃	150	95	37	〃	2		
249	高尻(4)	庵治町	50	36	49	庵治	1		
250	高尻(2)	〃	140	18	30	〃	3		
251	高尻(7)	〃	80	10	37	〃	2		
252	高尻(6)	〃	50	11	32	〃	2		
253	高尻(8)	〃	50	8	35	〃	2		
254	高尻(5)	〃	100	16	33	〃	2		
255	篠尾(2)	〃	40	7	37	〃	1		
256	高尻(10)	〃	70	7	34	〃	1		
257	高尻(11)	〃	200	25	34	〃	1		
258	高尻(12)	〃	60	34	30	〃	2		
259	高尻(13)	〃	85	10	30	〃	2		

番号	区域名	町大字名 地区名	重要水防区域			担当 分団名	保全 人家	危険区域 指定面積	指定 年月日
			延長(m)	高さ(m)	傾斜度				
260	鎌野(3)	〃	45	13	31	〃	2		
261	鎌野(4)	〃	40	9	39	〃	1		
262	鎌野(6)	〃	100	60	36	〃	4		
263	鎌野(5)	〃	45	8	34	〃	1		
264	鎌野(9)	〃	90	21	47	〃	2		
265	原の内(3)	〃	110	94	50	〃	1		
266	原の内(4)	〃	60	9	33	〃	1		
267	原の内(1)	〃	20	8	30	〃	1		
268	竹居(1)	〃	80	16	31	〃	3		
269	浜	〃	20	18	31	〃	2		
270	竹居(2)	〃	60	16	32	〃	1		
271	井谷(1)	〃	40	11	32	〃	1		
272	井谷(2)	〃	60	22	32	〃	2		
273	井谷(3)	〃	40	8	55	〃	1		
274	竹居(3)	〃	40	12	36	〃	1		
275	松尾(1)	庵治町	100	16	34	庵治	2		
276	谷(2)	〃	90	80	33	〃	1		
277	湯谷(2)	〃	90	35	31	〃	2		
278	谷(3)	〃	30	7	42	〃	2		
279	江ノ浜(2)	〃	100	10	37	〃	4		
280	新開(2)	〃	25	5	37	〃	1		
281	新開(3)	〃	60	7	30	〃	1		
282	丸山(1)	〃	40	10	31	〃	1		
283	新開(4)	〃	120	8	30	〃	2		
284	丸山(2)	〃	90	22	37	〃	3		
285	新開(5)	〃	35	18	30	〃	1		
286	骨川	塩江町安原下	65	17	65	塩江	2		
287	八丁(4)	塩江町 安原上東	50	60	39	〃	1		
288	北内(8)	〃	50	25	37	〃	1		

番号	区域名	町大字名 地区名	重要水防区域			担当 分団名	保全 人家	危険区域 指定面積	指定 年月日
			延長(m)	高さ(m)	傾斜度				
289	粉谷(1)	〃	60	13	30	〃	1		
290	粉谷(2)	〃	60	10	45	〃	2		
291	粉谷(3)	〃	40	69	34	〃	1		
292	粉谷(4)	〃	50	12	31	〃	2		
293	粉谷(5)	〃	30	115	38	〃	1		
294	粉谷(6)	〃	60	61	38	〃	1		
295	嗟峨野(1)	〃	50	14	35	〃	1		
296	嗟峨野(2)	〃	130	18	52	〃	2		
297	嗟峨野(3)	〃	30	15	49	〃	1		
298	嗟峨野(4)	〃	110	79	39	〃	2		
299	嗟峨野(5)	〃	50	18	35	〃	1		
300	嗟峨野(6)	塩江町 安原上東	60	60	35	塩江	1		
301	嗟峨野(7)	〃	50	29	45	〃	1		
302	嗟峨野(8)	〃	40	114	37	〃	1		
303	柞野(1)	〃	30	21	32	〃	1		
304	柞野(2)	〃	90	25	37	〃	4		
305	柞野(3)	〃	130	35	34	〃	3		
306	南地(1)	〃	40	18	46	〃	2		
307	南地(2)	〃	30	28	35	〃	1		
308	南地(3)	〃	30	13	35	〃	1		
309	北原(1)	〃	40	47	40	〃	1		
310	北原(2)	〃	30	38	44	〃	1		
311	中下所(1)	〃	50	31	43	〃	1		
312	中下所(2)	〃	40	44	36	〃	1		
313	下所(1)	〃	110	104	42	〃	2		
314	下所(2)	〃	50	48	40	〃	1		
315	下所(3)	〃	110	76	41	〃	1		
316	下所(4)	〃	50	80	33	〃	1		
317	下所(5)	〃	40	65	32	〃	1		

番号	区域名	町大字名 地区名	重要水防区域			担当 分団名	保全 人家	危険区域 指定面積	指定 年月日
			延長(m)	高さ(m)	傾斜度				
318	下所(6)	〃	70	26	36	〃	1		
319	下所(7)	〃	40	51	36	〃	1		
320	八丁(1)	〃	150	35	33	〃	2		
321	八丁(2)	〃	50	11	58	〃	1		
322	八丁(3)	〃	60	55	31	〃	1		
323	菖蒲野(1)	〃	30	14	45	〃	1		
324	田中(1)	〃	140	63	35	〃	3		
325	田中(2)	塩江町安原 上東	50	18	31	塩江	1		
326	田中(3)	〃	110	26	38	〃	3		
327	田中(4)	〃	100	29	46	〃	2		
328	引土(2)	〃	130	110	36	〃	4		
329	椀川(1)	〃	40	13	41	〃	1		
330	椀川(2)	〃	40	21	36	〃	1		
331	北内(3)	〃	70	26	42	〃	2		
332	北内(4)	〃	40	24	32	〃	1		
333	北内(5)	〃	60	31	38	〃	1		
334	北内(6)	〃	40	40	51	〃	1		
335	北内(7)	〃	50	15	55	〃	1		
336	塩谷	〃	30	64	35	〃	2		
337	北井(7)	〃	30	27	31	〃	1		
338	北井(8)	〃	80	14	36	〃	1		
339	北井(9)	〃	60	67	36	〃	2		
340	大向イ(1)	〃	50	37	44	〃	1		
341	大向イ(2)	〃	70	51	45	〃	3		
342	上生山(1)	塩江町安原上	90	18	30	〃	2		
343	上生山(2)	〃	30	14	31	〃	1		
344	上生山(3)	〃	50	15	41	〃	1		
345	下生山(1)	〃	60	32	33	〃	1		
346	下生山(2)	〃	40	9	43	〃	1		

番号	区域名	町大字名 地区名	重要水防区域			担当 分団名	保全 人家	危険区域 指定面積	指定 年月日
			延長(m)	高さ(m)	傾斜度				
347	下生山(3)	〃	30	14	45	〃	1		
348	下生山(4)	〃	30	29	37	〃	1		
349	塩江小田(1)	〃	30	11	30	〃	1		
350	塩江小田(2)	塩江町安原上	30	21	46	塩江	1		
351	塩江小田(3)	〃	30	13	50	〃	1		
352	塩江小田(4)	〃	60	11	40	〃	1		
353	塩江小田(5)	〃	40	25	38	〃	1		
354	塩江小田(6)	〃	50	23	39	〃	1		
355	塩江小田(7)	〃	100	24	40	〃	2		
356	塩江小田(8)	〃	50	19	41	〃	1		
357	塩江小田(9)	〃	20	27	40	〃	1		
358	塩江小田(10)	〃	50	22	30	〃	1		
359	塩江小田(11)	〃	40	20	32	〃	1		
360	東地(2)	〃	40	24	36	〃	1		
361	東地(3)	〃	40	16	37	〃	1		
362	東地(4)	〃	30	28	37	〃	1		
363	東地(5)	〃	70	85	40	〃	2		
364	東地(6)	〃	50	34	44	〃	2		
365	岩部(2)	〃	120	35	46	〃	3		
366	星越(1)	〃	50	34	36	〃	1		
367	星越(2)	〃	50	28	31	〃	1		
368	蔵の脇	〃	60	27	43	〃	1		
369	小矢谷(1)	〃	30	21	36	〃	1		
370	小矢谷(2)	〃	40	18	38	〃	1		
371	小矢谷(3)	〃	30	50	43	〃	1		
372	小矢谷(4)	〃	30	8	51	〃	1		
373	小矢谷(5)	〃	35	10	44	〃	1		
374	五味尾(1)	〃	70	49	62	〃	2		
375	五味尾(2)	塩江町安原上	50	22	49	塩江	1		

番号	区域名	町大字名 地区名	重要水防区域			担当 分団名	保全 人家	危険区域 指定面積	指定 年月日
			延長(m)	高さ(m)	傾斜度				
376	五味尾(3)	〃	100	33	44	〃	2		
377	五味尾(4)	〃	50	38	47	〃	1		
378	芦川(1)	〃	70	40	39	〃	2		
379	芦川(2)	〃	50	12	69	〃	1		
380	芦川(3)	〃	50	49	38	〃	1		
381	芦川(4)	〃	30	61	38	〃	1		
382	芦川(5)	〃	50	38	35	〃	1		
383	川地(1)	〃	100	30	45	〃	3		
384	川地(2)	〃	40	15	38	〃	1		
385	安原小田(1)	塩江町安原下	50	13	37	〃	1		
386	安原小田(2)	〃	30	12	41	〃	1		
387	安原小田(3)	〃	100	23	41	〃	2		
388	骨川(2)	〃	40	15	45	〃	1		
389	骨川(3)	〃	35	7	52	〃	1		
390	額谷(2)	〃	50	9	52	〃	1		
391	額谷(3)	〃	30	5	45	〃	1		
392	額谷(4)	〃	80	17	32	〃	4		
393	額谷(5)	〃	20	15	36	〃	1		
394	額谷(6)	〃	80	18	35	〃	2		
395	額谷(7)	〃	65	14	54	〃	1		
396	中村(1)	〃	40	32	40	〃	1		
397	中村(2)	〃	30	28	38	〃	1		
398	土佐(1)	〃	40	6	44	〃	1		
399	土佐(2)	〃	30	28	40	〃	1		
400	土佐(3)	塩江町安原下	45	33	49	塩江	1		
401	炭谷(1)	〃	50	21	40	〃	1		
402	河北(2)	〃	35	40	39	〃	1		
403	河北(3)	〃	30	49	36	〃	1		
404	河北(4)	〃	50	47	35	〃	1		

番号	区域名	町大字名 地区名	重要水防区域			担当 分団名	保全 人家	危険区域 指定面積	指定 年月日
			延長(m)	高さ(m)	傾斜度				
405	河北(5)	〃	90	23	40	〃	2		
406	河北(6)	〃	60	56	35	〃	2		
407	河北(7)	〃	60	33	35	〃	2		
408	安田(1)	〃	30	65	32	〃	1		
409	安田(2)	〃	25	35	47	〃	1		
410	安田(3)	〃	30	12	30	〃	1		
411	安田(4)	〃	50	15	39	〃	1		
412	高畑(1)	〃	40	55	38	〃	1		
413	高畑(2)	〃	100	42	31	〃	3		
414	高畑(3)	〃	120	48	42	〃	2		
415	平賀(1)	〃	40	18	43	〃	1		
416	平賀(2)	〃	40	13	46	〃	1		
417	来栖(3)	〃	30	29	55	〃	1		
418	東浦谷(1)	〃	50	16	35	〃	1		
419	東浦谷(2)	〃	70	39	41	〃	1		
420	東浦谷(3)	〃	30	52	34	〃	1		
421	東浦谷(4)	〃	25	41	33	〃	1		
422	上中徳	〃	110	31	41	〃	2		
423	西谷(2)	〃	25	64	40	〃	1		
424	安行	〃	35	31	34	〃	1		
425	音川(1)	塩江町安原下	85	55	45	塩江	3		
426	音川(2)	〃	105	64	42	〃	4		
427	音川(3)	〃	30	80	38	〃	1		
428	音川(4)	〃	50	74	41	〃	3		
429	下中徳	〃	40	17	44	〃	1		
430	奥野(1)	〃	30	17	39	〃	2		
431	奥野(2)	〃	50	35	32	〃	1		
432	奥野(3)	〃	20	24	35	〃	1		
433	奥野(4)	〃	55	16	32	〃	1		

番号	区域名	町大字名 地区名	重要水防区域			担当 分団名	保全 人家	危険区域 指定面積	指定 年月日
			延長(m)	高さ(m)	傾斜度				
434	奥野(5)	〃	50	32	44	〃	1		
435	下切(1)	〃	40	80	41	〃	1		
436	下切(2)	〃	50	25	54	〃	1		
437	下切(3)	〃	40	41	45	〃	1		
438	下切(4)	〃	40	5	48	〃	1		
439	合具(1)	〃	115	25	32	〃	3		
440	合具(2)	〃	25	12	42	〃	1		
441	黒石(1)	〃	35	17	40	〃	1		
442	黒石(2)	〃	40	23	30	〃	1		
443	黒石(3)	〃	35	17	39	〃	1		
444	黒石(4)	〃	25	11	37	〃	1		
445	黒石(5)	〃	40	12	42	〃	1		
446	高橋(1)	〃	30	100	42	〃	2		
447	高橋(2)	〃	35	54	45	〃	1		
448	橋谷(1)	〃	30	21	32	〃	1		
449	橋谷(2)	〃	40	20	33	〃	1		
450	橋谷(3)	塩江町安原下	30	22	38	塩江	1		
451	橋谷(4)	〃	40	37	34	〃	1		
452	橋谷(5)	〃	25	10	39	〃	1		
453	橋谷(6)	〃	50	30	36	〃	1		
454	橋谷(7)	〃	20	21	33	〃	1		
455	戸石川東(1)	〃	50	28	38	〃	1		
456	戸石川東(2)	〃	90	29	43	〃	2		
457	戸石川東(3)	〃	40	6	68	〃	1		
458	戸石川東(4)	〃	50	35	43	〃	1		
459	戸石川東(5)	〃	60	45	50	〃	1		
460	戸石川西(1)	〃	60	21	40	〃	1		
461	戸石川西(2)	〃	40	15	33	〃	1		
462	戸石川西(3)	〃	40	9	39	〃	2		

番号	区域名	町大字名 地区名	重要水防区域			担当 分団名	保全 人家	危険区域 指定面積	指定 年月日
			延長(m)	高さ(m)	傾斜度				
463	戸石川西(4)	〃	80	16	32	〃	1		
464	戸石川西(5)	〃	30	12	47	〃	1		
465	戸石川西(6)	〃	70	65	35	〃	1		
466	戸石川西(7)	〃	80	7	36	〃	1		
467	戸石川西(8)	〃	30	37	40	〃	1		
468	大屋敷(1)	塩江町上西	50	14	30	〃	1		
469	大屋敷(2)	〃	50	31	32	〃	1		
470	大屋敷(3)	〃	30	18	38	〃	1		
471	真名屋敷(1)	〃	40	10	34	〃	4		
472	真名屋敷(2)	〃	30	8	30	〃	1		
473	真名屋敷(3)	〃	110	26	33	〃	2		
474	真名屋敷(4)	〃	45	15	32	〃	1		
475	別子(1)	塩江町上西	40	18	30	塩江	1		
476	別子(2)	〃	100	24	40	〃	2		
477	小出川(1)	〃	50	9	30	〃	1		
478	小出川(2)	〃	30	14	40	〃	1		
479	小出川(3)	〃	40	39	35	〃	1		
480	小出川(4)	〃	60	15	40	〃	1		
481	小出川(5)	〃	40	15	30	〃	1		
482	小出川(6)	〃	30	24	36	〃	1		
483	小出川(7)	〃	40	27	40	〃	1		
484	小出川(8)	〃	45	26	35	〃	1		
485	小出川(9)	〃	120	41	36	〃	2		
486	小出川(10)	〃	100	25	43	〃	2		
487	小出川(11)	〃	50	9	45	〃	1		
488	小出川(12)	〃	50	120	39	〃	1		
489	焼堂(3)	〃	40	10	38	〃	1		
490	焼堂(4)	〃	40	63	36	〃	1		
491	焼堂(5)	〃	50	121	41	〃	1		

番号	区域名	町大字名 地区名	重要水防区域			担当 分団名	保全 人家	危険区域 指定面積	指定 年月日
			延長(m)	高さ(m)	傾斜度				
492	物井川(1)	〃	40	27	39	〃	1		
493	物井川(2)	〃	40	23	31	〃	1		
494	内場(3)	〃	40	50	41	〃	1		
495	内場(4)	〃	140	47	41	〃	3		
496	桧(1)	〃	50	83	34	〃	1		
497	桧(2)	〃	20	23	36	〃	1		
498	小向(1)	〃	40	11	52	〃	2		
499	小向(2)	〃	30	44	38	〃	1		
500	小向(3)	塩江町上西	30	18	54	塩江	1		
501	小向(4)	〃	30	22	31	〃	1		
502	下貝の股(2)	〃	50	34	41	〃	1		
503	下貝の股(3)	〃	40	54	34	〃	1		
504	下貝の股(4)	〃	40	120	39	〃	1		
505	下貝の股(5)	〃	30	23	35	〃	1		
506	下貝の股(6)	〃	150	62	39	〃	3		
507	下貝の股(7)	〃	30	32	48	〃	1		
508	下貝の股(8)	〃	30	87	42	〃	1		
509	一ツ内上	〃	50	7	41	〃	1		
510	一ツ内(1)	〃	90	118	33	〃	2		
511	一ツ内(2)	〃	40	54	45	〃	1		
512	一ツ内(3)	〃	140	23	32	〃	3		
513	一ツ内(4)	〃	60	168	36	〃	1		
514	堀山(4)	〃	50	29	33	〃	1		
515	堀山(5)	〃	110	18	30	〃	2		
516	堀山(6)	〃	80	32	32	〃	1		
517	堀山(7)	〃	60	9	49	〃	2		
518	堀山(8)	〃	40	13	34	〃	1		
519	鷹山	〃	40	13	30	〃	1		
520	城原(1)	〃	50	62	43	〃	1		

番号	区域名	町大字名 地区名	重要水防区域			担当 分団名	保全 人家	危険区域 指定面積	指定 年月日
			延長(m)	高さ(m)	傾斜度				
521	城原(2)	〃	40	12	55	〃	1		
522	松尾(1)	〃	40	14	34	〃	1		
523	松尾(2)	〃	35	110	34	〃	2		
524	松尾(3)	〃	90	22	34	〃	2		
525	松尾(4)	塩江町上西	40	24	32	塩江	1		
526	細井(1)	〃	85	17	31	〃	2		
527	細井(2)	〃	80	38	43	〃	1		
528	細井(3)	〃	70	12	42	〃	1		
529	細井(4)	〃	70	27	42	〃	2		
530	細井(5)	〃	30	26	41	〃	1		
531	細井(6)	〃	50	21	34	〃	1		
532	細井(7)	〃	50	9	45	〃	1		
533	上貝の股(1)	〃	50	96	33	〃	1		
534	上貝の股(2)	〃	40	113	40	〃	1		
535	上貝の股(3)	〃	70	33	37	〃	1		
536	上貝の股(4)	〃	60	22	44	〃	1		
537	下谷(2)	香川町東谷	120	15	45	香川	4		
538	天神(1)	〃	30	17	37	〃	1		
539	天神(2)	〃	180	14	49	〃	2		
540	天神(3)	〃	60	11	46	〃	1		
541	天神(4)	〃	50	15	44	〃	1		
542	天神(5)	〃	60	16	31	〃	1		
543	天神(6)	〃	40	9	48	〃	1		
544	天神(7)	〃	120	5	42	〃	2		
545	天神(8)	〃	30	7	45	〃	1		
546	天神(9)	〃	40	46	36	〃	1		
547	天神(10)	〃	120	14	31	〃	2		
548	天神(11)	〃	60	18	52	〃	1		
549	天神(12)	〃	30	5	46	〃	1		

番号	区域名	町大字名 地区名	重要水防区域			担当 分団名	保全 人家	危険区域 指定面積	指定 年月日
			延長(m)	高さ(m)	傾斜度				
550	天神(13)	香川町東谷	40	9	53	香川	1		
551	天神(14)	〃	50	17	32	〃	1		
552	引土(1)	〃	50	27	48	〃	1		
553	引土(2)	〃	30	8	60	〃	1		
554	引土(3)	〃	60	18	58	〃	2		
555	引土(4)	〃	60	12	52	〃	1		
556	引土(5)	〃	40	15	44	〃	1		
557	引土(6)	〃	50	16	34	〃	1		
558	引土(7)	〃	70	20	36	〃	2		
559	引土(8)	〃	40	9	45	〃	1		
560	引土(9)	〃	30	15	56	〃	1		
561	引土(10)	〃	30	14	32	〃	1		
562	引土(11)	〃	40	20	41	〃	1		
563	森窪(1)	〃	80	19	36	〃	1		
564	森窪(2)	〃	70	14	31	〃	2		
565	森窪(3)	〃	190	20	40	〃	4		
566	久保田(3)	〃	50	6	37	〃	1		
567	久保田(4)	〃	60	20	44	〃	1		
568	久保田(5)	〃	60	14	41	〃	1		
569	久保田(6)	〃	60	21	40	〃	1		
570	久保田(7)	〃	60	41	33	〃	1		
571	落合(1)	〃	30	6	50	〃	1		
572	落合(2)	〃	50	22	35	〃	1		
573	落合(3)	〃	40	23	40	〃	1		
574	落合(4)	〃	50	35	38	〃	1		
575	落合(5)	香川町東谷	40	19	50	香川	1		
576	白砂(1)	〃	60	14	35	〃	2		
577	白砂(2)	〃	40	7	50	〃	1		
578	下谷(3)	〃	40	22	32	〃	1		

番号	区域名	町大字名 地区名	重要水防区域			担当 分団名	保全 人家	危険区域 指定面積	指定 年月日
			延長(m)	高さ(m)	傾斜度				
579	下谷(4)	〃	80	16	31	〃	2		
580	下谷(5)	〃	40	28	33	〃	1		
581	下谷(6)	〃	60	16	41	〃	1		
582	下谷(7)	〃	60	35	60	〃	2		
583	下谷(8)	〃	110	29	52	〃	2		
584	下谷(9)	〃	90	50	34	〃	1		
585	日向(1)	〃	30	19	35	〃	1		
586	向坂(1)	〃	40	15	34	〃	1		
587	向坂(2)	〃	70	20	37	〃	2		
588	向坂(3)	〃	20	14	34	〃	1		
589	向坂(4)	〃	30	16	36	〃	1		
590	向坂(5)	〃	40	10	52	〃	1		
591	向坂(6)	〃	50	29	35	〃	2		
592	東赤坂(1)	香川町浅野	60	8	35	〃	4		
593	東赤坂(2)	〃	20	10	63	〃	1		
594	東赤坂(3)	〃	40	7	32	〃	1		
595	東坂上(1)	〃	30	18	36	〃	1		
596	流田(1)	香川町川内原	40	21	32	〃	1		
597	光荣(1)	〃	30	13	35	〃	1		
598	一小路	香川町川東上	40	10	38	〃	1		
599	龍満ミサワホーム	〃	110	14	37	〃	4		
600	新生(1)	香川町川東上	20	8	46	香川	1		
601	川上(2)	〃	60	19	30	〃	1		
602	梅香井中(1)	香川町川東下	40	41	39	〃	1		
603	鮎滝中(1)	香川町安原下	70	56	40	〃	1		
604	鮎滝中(2)	〃	30	16	42	〃	1		
605	鮎滝中(3)	〃	70	18	40	〃	2		
606	鮎滝中(4)	〃	40	9	44	〃	2		
607	檀(1)	〃	30	7	34	〃	1		

番号	区域名	町大字名 地区名	重要水防区域			担当 分団名	保全 人家	危険区域 指定面積	指定 年月日
			延長(m)	高さ(m)	傾斜度				
608	檀(2)	〃	40	11	47	〃	1		
609	檀(3)	〃	30	11	54	〃	1		
610	下倉上(5)	〃	40	13	34	〃	1		
611	檀(5)	〃	30	19	32	〃	1		
612	下倉上(1)	〃	60	18	35	〃	1		
613	下倉上(2)	〃	50	18	37	〃	1		
614	下倉上(3)	〃	40	21	32	〃	1		
615	下倉上(4)	〃	60	10	33	〃	2		
616	下倉下(1)	〃	40	15	35	〃	1		
617	下倉下(2)	〃	40	14	32	〃	1		
618	下倉下(3)	〃	40	15	35	〃	1		
619	下倉下(4)	〃	90	25	39	〃	2		
620	金光(1)	〃	60	15	48	〃	1		
621	金光(2)	〃	30	16	43	〃	1		
622	金光(3)	〃	50	28	32	〃	1		
623	桜本	香南町西庄	65	7	40	香南	2		
624	中尾	〃	120	14	35	〃	4		
625	清水	香南町岡	160	15	50	香南	4		
626	清水下	〃	20	13	37	〃	1		
627	東岡	〃	30	10	41	〃	1		
628	天福寺原(1)	〃	40	14	33	〃	1		
629	天福寺原(2)	〃	40	11	53	〃	1		
630	天福寺原(3)	〃	40	10	43	〃	1		
631	音谷東(2)	香南町由佐	60	15	37	〃	1		
632	音谷東(3)	〃	100	11	30	〃	2		
633	音谷西	〃	75	9	38	〃	1		
634	池谷(1)	〃	30	7	32	〃	1		
635	池谷(2)	〃	50	19	32	〃	2		
636	大坪(2)	香南町西庄	20	7	37	〃	1		

番号	区域名	町大字名 地区名	重要水防区域			担当 分団名	保全 人家	危険区域 指定面積	指定 年月日
			延長(m)	高さ(m)	傾斜度				
637	大坪(3)	〃	40	14	33	〃	1		
638	桜本(2)	〃	50	20	34	〃	3		
639	中尾(2)	〃	50	6	35	〃	1		
640	中蓮(1)	〃	120	17	31	〃	4		
641	中蓮(2)	〃	65	16	30	〃	1		
642	中蓮(3)	〃	35	9	32	〃	1		
643	西の原(1)	〃	75	12	32	〃	3		
644	西の原(2)	〃	40	10	39	〃	1		
645	西の原(3)	〃	40	9	40	〃	1		
646	日名代	国分寺町福家	100	13	63	国分寺	2		
647	隠谷	〃	40	13	31	〃	1		
648	奥谷	国分寺町新居	40	10	30	〃	1		
649	奥谷(3)	〃	40	6	31	〃	3		
650	奥谷(4)	国分寺町新居	45	10	53	国分寺	3		
651	奥谷(2)	〃	30	24	36	〃	1		
652	岡	〃	30	5	41	〃	1		
653	相生(3)	国分寺町福家	65	9	61	〃	3		
654	相生(2)	〃	50	13	31	〃	2		
655	相生	〃	100	12	30	〃	4		
656	石鼻	〃	60	15	44	〃	2		
657	石舟	国分寺町新名	30	5	32	〃	3		
合計		657 箇所	34,695				957		

急傾斜地崩壊危険箇所（人工Ⅰ）

番号	区域名	町大字名 地区名	重要水防区域			担当 分団名	保全 人家	危険区域 指定面積	指定 年月日
			延長(m)	高さ(m)	傾斜度				
1	高松町(1)	白石	190	6	60	古高松	18		
2	高松町(2)	高松町	280	30	30	〃	20		
3	長尾	〃	320	28	35	〃	10		
4	帰来	新田町 前田西町	320	30	30	〃	28		
5	新田町(1)	新田町	210	19	30	〃	28		
6	新田町(2)	高松町	210	28	30	〃	27		
7	中山田	池田町	190	16	45	山田	10		
8	三谷町(1)	馬山	120	11	40	三谷	6		
9	三谷町(2)	三谷町	100	19	35	〃	13		
10	仏生山町	仏生山町	270	18	35	仏生山	33		
11	室町(4)	小山	150	12	40	鶴尾	6		
12	室町(5)	西春日町	230	5	65	〃	25		
13	郷東町(1)	郷東町	60	13	45	香西	7		
14	郷東町(2)	〃	180	10	30	〃	7		
15	大井(1)	男木町	230	10	50	男木	6		
16	香西本町	香西本町	180	14	35	香西	16		
17	屋島東町(6)	屋島東町	80	9	41	屋島	1		
18	屋島東町(7)	〃	130	6	30	〃	7		
19	屋島西町(5)	屋島西町	200	7	34	〃	10		
20	高松町(6)	高松町	90	9	90	古高松	9		
21	高松町(7)	〃	150	31	44	〃	18		
22	高松町(8)	〃	90	6	64	〃	7		
23	高松町(9)	〃	200	7	37	〃	9		
24	高松町(10)	〃	150	8	62	〃	6		
25	高松町(11)	高松町	80	6	65	古高松	11		
26	高松町(12)	〃	80	8	36	〃	6		
27	新田町(5)	新田町	310	16	30	〃	1		
28	新田町(6)	〃	30	9	32	〃	3		

番号	区域名	町大字名 地区名	重要水防区域			担当 分団名	保全 人家	危険区域 指定面積	指定 年月日
			延長(m)	高さ(m)	傾斜度				
29	新田町(7)	〃	80	10	55	〃	3		
30	木太町	木太町	100	6	33	木太	11		
31	前田西町(3)	前田西町	50	6	32	前田	1		
32	前田西町(4)	〃	50	8	38	〃	1		
33	前田西町(5)	〃	30	9	31	〃	0		
34	東山崎町(3)	東山崎町	120	9	44	川添	3		
35	前田東町(3)	前田東町	90	8	35	前田	22		
36	前田東町(4)	〃	160	28	41	〃	0		
37	十川東町(1)	十川東町	120	6	89	山田	9		
38	川島東町(2)	川島東町	130	6	36	〃	6		
39	池田町(3)	池田町	120	6	41	〃	5		
40	池田町(4)	〃	60	16	34	〃	3		
41	東植田町(27)	東植田町	20	9	47	〃	1		
42	西植田町(111)	西植田町	120	20	42	〃	1		
43	菅沢町(36)	菅沢町	20	8	35	〃	1		
44	観光町	観光町	90	6	35	東部	8		
45	上福岡町(1)	上福岡町	60	6	32	〃	8		
46	藤塚町(1)	藤塚町3丁目	60	6	37	〃	1		
47	桜町	桜町	80	5	38	〃	12		
48	栗林町	栗林町	50	5	40	〃	5		
49	宮脇町(4)	宮脇町	380	33	68	西部	47		
50	宮脇町(5)	宮脇町	70	6	38	西部	8		
51	宮脇町(6)	〃	140	28	35	〃	0		
52	室新町(1)	室新町	80	6	30	鶴尾	6		
53	室新町(2)	〃	230	15	33	〃	1		
54	室新町(3)	〃	50	17	46	〃	1		
55	西春日町(2)	西春日町	100	11	40	〃	1		
56	西春日町(3)	〃	70	6	38	〃	8		
57	西春日町(4)	〃	60	6	45	〃	1		

番号	区域名	町大字名 地区名	重要水防区域			担当 分団名	保全 人家	危険区域 指定面積	指定 年月日
			延長(m)	高さ(m)	傾斜度				
58	西春日町(5)	〃	140	11	32	〃	17		
59	勅使町(2)	勅使町	130	20	34	〃	1		
60	勅使町(3)	〃	140	15	39	〃	5		
61	勅使町(4)	〃	90	22	37	〃	1		
62	香西西町(4)	香西西町	60	9	66	香西	6		
63	香西西町(5)	〃	140	8	33	〃	11		
64	香西西町(6)	〃	120	10	68	〃	0		
65	鬼無町(5)	佐 料	90	8	30	鬼無	1		
66	鬼無町(6)	佐 藤	100	13	39	〃	1		
67	神在川窪町(7)	神在川窪町	190	14	43	下笠居	11		
68	植松町(2)	植松町	180	12	30	〃	6		
69	植松町(3)	〃	110	9	61	〃	9		
70	生島町(4)	生島町	70	54	34	〃	1		
71	岡本町(3)	岡本町	170	23	46	川岡	1		
72	岡本町(4)	〃	280	17	35	〃	1		
73	岡本町(5)	〃	360	13	48	〃	8		
74	岡本町(6)	〃	170	11	46	〃	3		
75	宮脇町(9)	宮脇町	160	18	30	西部	4		
76	久通(1)	牟礼町牟礼	220	16	45	牟礼	10		
77	原山田	牟礼町原	480	18	40	〃	53		
78	落合(4)	牟礼町牟礼	30	7	50	〃	1		
79	振栗	〃	380	21	40	〃	40		
80	岡(1)	〃	300	8	41	〃	42		
81	岡(2)	〃	270	40	43	〃	1		
82	岡(3)	〃	130	10	39	〃	3		
83	岡(4)	〃	60	7	52	〃	7		
84	仲代(1)	〃	220	7	47	〃	25		
85	仲代(2)	〃	60	5	55	〃	2		
86	仲代(3)	〃	70	8	61	〃	5		

番号	区域名	町大字名 地区名	重要水防区域			担当 分団名	保全 人家	危険区域 指定面積	指定 年月日
			延長(m)	高さ(m)	傾斜度				
87	川原(1)	〃	210	7	52	〃	10		
88	川原(2)	〃	160	6	38	〃	9		
89	反熊	〃	150	11	38	〃	6		
90	金山(4)	牟礼町大町	130	23	60	〃	6		
91	下川西(2)	〃	60	16	62	〃	7		
92	下川西(3)	〃	40	9	42	〃	0		
93	役戸(2)	〃	150	10	58	〃	5		
94	中代(2)	〃	20	7	51	〃	1		
95	丹僧(4)	〃	80	18	44	〃	9		
96	丹僧(5)	〃	130	26	43	〃	1		
97	丹僧(6)	〃	30	10	31	〃	0		
98	久通	庵治町	310	9	40	庵治	17		
99	鎌野(7)	〃	190	26	32	〃	8		
100	馬場東	庵治町	90	19	44	庵治	19		
101	松尾(2)	〃	260	38	31	〃	9		
102	船隠(3)	〃	120	10	56	〃	5		
103	焼堂	塩江町上西	320	300	65	塩江	11		
104	除ヶ	塩江町 安原上東	180	26	60	〃	10		
105	下生山(5)	塩江町安原上	30	15	55	〃	1		
106	岩部(3)	〃	250	25	40	〃	10		
107	中村(3)	塩江町安原下	110	17	58	〃	5		
108	中村(4)	〃	180	25	35	〃	7		
109	橋谷(8)	〃	20	12	46	〃	1		
110	別子(3)	塩江町上西	90	29	38	〃	3		
111	一ツ内(5)	〃	50	65	31	〃	1		
112	堀山(9)	〃	70	31	32	〃	1		
113	細井(8)	〃	50	11	36	〃	2		
114	堀山(10)	〃	80	18	34	〃	3		
115	実相寺(1)	香川町浅野	90	110	40	香川	13		

番号	区域名	町大字名 地区名	重要水防区域			担当 分団名	保全 人家	危険区域 指定面積	指定 年月日
			延長(m)	高さ(m)	傾斜度				
116	実相寺(4)	〃	90	10	50	〃	6		
117	横岡	〃	230	13	50	〃	29		
118	立石	〃	150	26	45	〃	25		
119	岡の峰	香川町川東上	170	6	35	〃	9		
120	日生(1)	〃	170	21	45	〃	29		
121	日生(3)	香川町川内原	230	10	40	〃	10		
122	久保田(8)	香川町東谷	80	20	43	〃	4		
123	浅野さかえ団地(2)	香川町浅野	150	26	31	〃	13		
124	平池グリーンタウン(2)	〃	70	5	62	〃	6		
125	瀬戸見ヶ丘	香川町浅野	140	10	60	香川	8		
126	水源	〃	250	7	45	〃	2		
127	下横岡	〃	340	9	33	〃	3		
128	上横岡	〃	40	13	38	〃	1		
129	日生ニュータウン(1)	香川町川東上	500	16	32	〃	30		
130	日生ニュータウン(2)	〃	100	14	33	〃	6		
131	旭ヶ丘	〃	250	13	31	〃	11		
132	川上(6)	〃	90	21	31	〃	0		
133	油山(1)	香川町川東下	110	25	35	〃	14		
134	梅香井中(3)	〃	120	21	55	〃	7		
135	乾東	〃	160	8	31	〃	12		
136	土居	香南町横井	440	19	55	香南	25		
137	切池(1)	香南町西庄	30	13	41	〃	1		
138	石ヶ鼻団地	国分寺町福家	230	60	45	国分寺	20		
139	かざしヶ丘団地	〃	150	10	38	〃	9		
140	西山地区	国分寺町国分	280	5	45	〃	18		
141	相生上	国分寺町福家	50	10	47	〃	7		
142	吹越	国分寺町新名	70	7	37	〃	1		
合計		142 箇所	20,880				1,284		

急傾斜地崩壊危険箇所（人工Ⅱ）

番号	区域名	町大字名 地区名	重要水防区域			担当 分団名	保全 人家	危険区域 指定面積	指定 年月日
			延長(m)	高さ(m)	傾斜度				
1	屋島東町(8)	屋島東町	50	5	37	屋島	1		
2	屋島東町(9)	〃	30	7	37	〃	2		
3	屋島西町(6)	屋島西町	60	11	53	〃	1		
4	屋島西町(7)	〃	80	9	48	〃	4		
5	屋島西町(8)	〃	50	5	45	〃	3		
6	屋島西町(9)	〃	20	5	30	〃	1		
7	屋島西町(10)	〃	20	6	46	〃	1		
8	高松町(13)	高松町	20	7	48	古高松	1		
9	高松町(14)	〃	60	10	67	〃	4		
10	高松町(15)	〃	30	6	37	〃	3		
11	高松町(16)	〃	50	7	38	〃	4		
12	高松町(17)	〃	40	7	69	〃	4		
13	新田町(8)	新田町	30	5	46	〃	1		
14	新田町(9)	〃	30	8	40	〃	1		
15	前田西町(6)	前田西町	40	5	34	前田	1		
16	東山崎町(4)	東山崎町	70	14	70	川添	2		
17	東山崎町(5)	〃	40	7	49	〃	1		
18	由良町(2)	由良町	40	6	43	山田	1		
19	十川東町(2)	十川東町	40	5	33	〃	2		
20	十川西町	十川西町	80	8	35	〃	4		
21	川島東町(3)	川島東町	50	8	38	〃	3		
22	川島東町(4)	〃	40	7	40	〃	4		
23	川島東町(5)	〃	60	5	55	〃	4		
24	池田町(5)	池田町	40	6	51	〃	2		
25	池田町(6)	〃	30	9	63	〃	2		
26	三谷町(17)	三谷町	30	7	32	三谷	1		
27	三谷町(18)	〃	30	6	32	〃	1		
28	三谷町(19)	〃	30	6	57	〃	1		

番号	区域名	町大字名 地区名	重要水防区域			担当 分団名	保全 人家	危険区域 指定面積	指定 年月日
			延長(m)	高さ(m)	傾斜度				
29	三谷町(20)	〃	30	6	55	〃	1		
30	三谷町(21)	〃	30	8	43	〃	1		
31	三谷町(22)	〃	20	7	37	〃	1		
32	三谷町(23)	〃	20	6	41	〃	1		
33	三谷町(24)	〃	30	5	30	〃	1		
34	三谷町(25)	〃	40	6	31	〃	1		
35	三谷町(26)	〃	30	7	41	〃	1		
36	三谷町(27)	〃	20	6	45	〃	1		
37	東植田町(28)	東植田町	70	7	45	山田	3		
38	東植田町(29)	〃	10	5	55	〃	1		
39	東植田町(30)	〃	40	7	62	〃	1		
40	東植田町(31)	〃	20	6	43	〃	1		
41	東植田町(32)	〃	40	11	56	〃	1		
42	東植田町(33)	〃	30	6	48	〃	3		
43	東植田町(34)	〃	80	5	37	〃	3		
44	東植田町(35)	〃	20	8	41	〃	2		
45	東植田町(36)	〃	150	16	57	〃	4		
46	東植田町(37)	〃	20	7	64	〃	1		
47	東植田町(38)	〃	20	7	56	〃	1		
48	東植田町(39)	〃	30	5	42	〃	2		
49	西植田町(112)	西植田町	30	10	31	〃	1		
50	西植田町(113)	〃	20	11	41	〃	1		
51	西植田町(114)	西植田町	40	15	35	山田	1		
52	西植田町(115)	〃	30	10	53	〃	1		
53	西植田町(116)	〃	60	10	44	〃	1		
54	西植田町(117)	〃	50	11	54	〃	2		
55	西植田町(118)	〃	30	15	33	〃	2		
56	西植田町(119)	〃	50	10	30	〃	1		
57	西植田町(120)	〃	40	12	50	〃	1		

番号	区域名	町大字名 地区名	重要水防区域			担当 分団名	保全 人家	危険区域 指定面積	指定 年月日
			延長(m)	高さ(m)	傾斜度				
58	西植田町(121)	〃	40	12	50	〃	1		
59	西植田町(122)	〃	30	11	45	〃	1		
60	西植田町(123)	〃	20	5	69	〃	1		
61	西植田町(124)	〃	40	7	53	〃	1		
62	西植田町(125)	〃	20	7	41	〃	1		
63	西植田町(126)	〃	40	8	30	〃	1		
64	西植田町(127)	〃	200	13	55	〃	3		
65	西植田町(128)	〃	80	17	36	〃	4		
66	西植田町(129)	〃	30	9	37	〃	1		
67	西植田町(130)	〃	50	15	46	〃	2		
68	菅沢町(37)	菅沢町	40	8	50	〃	1		
69	菅沢町(38)	〃	40	10	43	〃	2		
70	菅沢町(39)	〃	30	14	45	〃	1		
71	菅沢町(40)	〃	20	5	37	〃	1		
72	菅沢町(41)	〃	20	9	48	〃	1		
73	上福岡町(2)	上福岡町	50	6	30	東部	2		
74	上福岡町(3)	〃	30	6	33	〃	1		
75	上福岡町(4)	〃	40	6	30	〃	2		
76	藤塚町(2)	藤塚町2丁目	60	6	37	南部	3		
77	宮脇町(7)	宮脇町	80	128	30	西部	4		
78	西宝町(5)	西宝町	20	6	34	〃	1		
79	西ハゼ町(1)	西ハゼ町	30	8	30	鶴尾	1		
80	西ハゼ町(2)	〃	30	7	34	〃	1		
81	西春日町(6)	西春日町	30	5	30	〃	2		
82	西春日町(7)	〃	20	9	30	〃	1		
83	郷東町(3)	郷東町	140	12	30	香西	4		
84	鶴市町(1)	鶴市町	40	8	63	〃	1		
85	鶴市町(2)	〃	30	8	32	〃	1		
86	鬼無町(7)	是竹	50	8	39	鬼無	3		

番号	区域名	町大字名 地区名	重要水防区域			担当 分団名	保全 人家	危険区域 指定面積	指定 年月日
			延長(m)	高さ(m)	傾斜度				
87	鬼無町(8)	佐 料	10	5	41	〃	1		
88	鬼無町(9)	〃	50	8	37	〃	2		
89	鬼無町(10)	佐 藤	60	14	35	鬼無	1		
90	鬼無町(11)	鬼 無	60	10	30	〃	2		
91	鬼無町(12)	山 口	50	13	38	〃	3		
92	神在川窪町(8)	神在川窪町	30	5	32	下笠居	1		
93	植松町(4)	植松町	30	9	37	〃	1		
94	中山町(11)	中山町	40	14	41	〃	1		
95	中山町(12)	〃	30	5	37	〃	1		
96	中山町(13)	〃	30	8	32	〃	2		
97	中山町(14)	〃	60	17	43	〃	2		
98	中山町(15)	〃	190	19	30	〃	3		
99	中山町(16)	〃	30	7	40	〃	1		
100	生島町(5)	生島町	30	8	43	〃	2		
101	亀水町(10)	亀水町	30	7	30	下笠居	1		
102	御厩町(5)	御厩町	20	7	61	檀紙	1		
103	西山崎町(4)	西山崎町	30	11	31	円座	1		
104	西山崎町(5)	〃	20	5	38	〃	1		
105	岡本町(7)	岡本町	60	10	42	川岡	3		
106	岡本町(8)	〃	60	9	54	〃	3		
107	岡本町(9)	〃	20	8	30	〃	1		
108	岡本町(10)	〃	60	8	41	〃	3		
109	川部町(3)	川部町	50	7	35	〃	1		
110	男木町(8)	男木町	40	10	41	男木	3		
111	久通(5)	牟礼町牟礼	20	8	54	牟礼	2		
112	落合(5)	〃	30	5	39	〃	2		
113	岡(5)	〃	30	5	42	〃	1		
114	岡(6)	〃	40	13	40	〃	3		
115	岡(7)	〃	30	12	30	〃	1		

番号	区域名	町大字名 地区名	重要水防区域			担当 分団名	保全 人家	危険区域 指定面積	指定 年月日
			延長(m)	高さ(m)	傾斜度				
116	岡(8)	〃	80	8	34	〃	2		
117	仲代(4)	〃	30	8	59	〃	2		
118	堀越(2)	〃	20	6	38	〃	2		
119	山田	〃	50	7	60	〃	4		
120	金山(5)	牟礼町大町	20	5	31	〃	1		
121	役戸(3)	〃	60	10	61	〃	4		
122	役戸(4)	〃	40	7	32	〃	2		
123	役戸(5)	〃	120	13	40	〃	2		
124	役戸(6)	〃	70	8	35	〃	1		
125	塩屋	〃	120	6	42	〃	4		
126	上川西	牟礼町大町	50	10	35	牟礼	2		
127	鑑田	〃	60	8	54	〃	4		
128	荒谷(2)	〃	100	54	33	〃	1		
129	丹僧(7)	〃	30	10	57	〃	1		
130	下井出西(2)	牟礼町原	70	7	33	〃	2		
131	上井出西(3)	〃	20	5	32	〃	1		
132	南山田(1)	〃	20	9	44	〃	1		
133	南山田(2)	〃	20	12	37	〃	1		
134	鞍谷(2)	庵治町	250	12	45	庵治	1		
135	原の内(2)	〃	110	20	41	〃	1		
136	地頭名	〃	50	12	35	〃	2		
137	笹尾(1)	〃	200	8	34	〃	2		
138	湯谷(1)	〃	50	5	37	〃	3		
139	船隠(1)	〃	30	12	30	〃	1		
140	船隠(2)	〃	45	9	73	〃	1		
141	粉谷(7)	塩江町 安原上東	30	6	34	塩江	1		
142	南地(4)	〃	40	8	32	〃	1		
143	北原(3)	〃	40	31	32	〃	1		
144	中下所(3)	〃	30	15	58	〃	1		

番号	区域名	町大字名 地区名	重要水防区域			担当 分団名	保全 人家	危険区域 指定面積	指定 年月日
			延長(m)	高さ(m)	傾斜度				
145	菖蒲野(2)	〃	150	92	40	〃	3		
146	菖蒲野(3)	〃	90	29	56	〃	3		
147	田中(5)	〃	140	23	72	〃	2		
148	田中(6)	〃	30	22	39	〃	1		
149	椈川(3)	〃	30	30	45	〃	1		
150	下生山(6)	塩江町安原上	50	7	38	〃	1		
151	下生山(7)	塩江町安原上	60	17	38	塩江	1		
152	小矢谷(6)	〃	50	23	49	〃	1		
153	香堂	塩江町安原下	50	10	47	〃	1		
154	額谷(8)	〃	45	21	46	〃	1		
155	額谷(9)	〃	25	12	41	〃	1		
156	炭谷(2)	〃	55	12	45	〃	1		
157	河北(8)	〃	20	9	43	〃	1		
158	西桶(2)	〃	70	15	64	〃	4		
159	西桶(3)	〃	50	30	63	〃	2		
160	安田(5)	〃	60	10	43	〃	1		
161	安田(6)	〃	80	6	59	〃	1		
162	安田(7)	〃	40	13	57	〃	1		
163	高畑(4)	〃	30	39	44	〃	2		
164	平賀(3)	〃	30	5	32	〃	1		
165	合具(3)	〃	30	15	41	〃	1		
166	合具(4)	〃	30	6	45	〃	1		
167	黒石(6)	〃	10	8	49	〃	1		
168	黒石(7)	〃	90	15	52	〃	2		
169	神羽(1)	〃	30	14	42	〃	2		
170	神羽(2)	〃	40	6	60	〃	1		
171	大屋敷(4)	塩江町上西	50	17	34	〃	1		
172	小出川(13)	〃	40	8	52	〃	1		
173	焼堂(6)	〃	30	17	52	〃	1		

番号	区域名	町大字名 地区名	重要水防区域			担当 分団名	保全 人家	危険区域 指定面積	指定 年月日
			延長(m)	高さ(m)	傾斜度				
174	焼堂(7)	〃	40	100	34	〃	1		
175	物井川(3)	〃	30	6	42	〃	1		
176	内場(6)	塩江町上西	30	47	42	塩江	1		
177	下貝の股(9)	〃	35	25	37	〃	1		
178	下貝の股(10)	〃	40	8	30	〃	1		
179	松尾(5)	〃	40	15	38	〃	1		
180	細井(9)	〃	50	8	53	〃	2		
181	細井(10)	〃	30	92	53	〃	2		
182	細井(11)	〃	80	15	32	〃	2		
183	上貝の股(5)	〃	20	8	30	〃	1		
184	天神(15)	香川町東谷	50	12	49	香川	1		
185	天神(16)	〃	40	9	61	〃	1		
186	天神(17)	〃	40	12	55	〃	1		
187	森窪(4)	〃	80	15	43	〃	2		
188	久保田(9)	〃	60	30	38	〃	1		
189	久保田(10)	〃	40	14	31	〃	1		
190	久保田(11)	〃	30	42	58	〃	1		
191	久保田(12)	〃	40	30	62	〃	1		
192	下谷(10)	〃	120	37	54	〃	2		
193	下谷(11)	〃	30	14	33	〃	1		
194	日向(3)	〃	50	10	34	〃	1		
195	向坂(7)	〃	40	5	45	〃	3		
196	向坂(8)	〃	30	10	36	〃	1		
197	向坂(9)	〃	30	20	35	〃	1		
198	向坂(10)	〃	30	15	35	〃	1		
199	向坂(11)	〃	160	13	33	〃	1		
200	向坂(12)	〃	60	5	34	〃	1		
201	向坂(13)	香川町東谷	50	26	31	香川	1		
202	向坂(14)	〃	40	5	54	〃	1		

番号	区域名	町大字名 地区名	重要水防区域			担当 分団名	保全 人家	危険区域 指定面積	指定 年月日
			延長(m)	高さ(m)	傾斜度				
203	向坂(15)	〃	60	27	33	〃	1		
204	向坂(16)	〃	30	16	50	〃	1		
205	向坂(17)	〃	30	9	41	〃	1		
206	東赤坂(4)	香川町浅野	70	15	35	〃	1		
207	下万塚	〃	60	6	58	〃	4		
208	丸山	〃	50	5	30	〃	1		
209	西荒	〃	30	6	55	〃	2		
210	加羅土(3)	〃	40	9	37	〃	1		
211	横岡(2)	〃	40	7	46	〃	1		
212	流田(2)	香川町川内原	50	7	43	〃	1		
213	流田(3)	〃	30	7	41	〃	1		
214	光荣(3)	〃	40	6	58	〃	2		
215	宮下南	〃	70	15	32	〃	1		
216	大畑(1)	〃	50	14	48	〃	1		
217	大畑(2)	〃	40	12	44	〃	2		
218	池奥	香川町川東上	60	7	40	〃	2		
219	高新	〃	60	6	56	〃	2		
220	新町	〃	30	8	38	〃	2		
221	油山(2)	〃	60	7	50	〃	2		
222	日生ニュータウン(3)	〃	30	7	62	〃	2		
223	日生ニュータウン(4)	〃	30	8	75	〃	2		
224	日生ニュータウン(5)	〃	230	14	74	〃	4		
225	新生(4)	〃	130	30	38	〃	4		
226	川上(7)	香川町川東上	30	20	47	香川	3		
227	梅香井中(4)	香川町川東下	100	8	30	〃	3		
228	檀(7)	香川町安原下	30	5	35	〃	1		
229	下倉下(6)	〃	20	14	43	〃	1		
230	下倉下(7)	〃	50	11	39	〃	1		

番号	区域名	町大字名 地区名	重要水防区域			担当 分団名	保全 人家	危険区域 指定面積	指定 年月日
			延長(m)	高さ(m)	傾斜度				
231	金光(4)	〃	40	13	39	〃	1		
232	天福寺原(4)	香南町岡	40	6	39	香南	1		
233	音谷東(4)	香南町由佐	60	8	50	〃	2		
234	池谷(3)	〃	50	6	40	〃	1		
235	大坪(4)	香南町西庄	60	14	32	〃	2		
236	切池(2)	〃	50	7	33	〃	1		
237	切池(3)	〃	50	15	36	〃	1		
238	切池(4)	〃	90	17	43	〃	2		
239	中尾(3)	〃	50	16	32	〃	1		
240	在所	〃	45	6	33	〃	1		
241	中蓮(4)	〃	45	6	36	〃	1		
242	下田井(2)	〃	55	8	43	〃	2		
243	下田井(3)	〃	30	6	32	〃	1		
244	西大谷	国分寺町新居	60	8	38	国分寺	4		
245	石ヶ鼻(2)	国分寺町福家	60	10	43	〃	2		
246	流通団地	〃	300	45	35	〃	2		
合計		246 箇所	12,290				405		

土石流危険溪流（Ⅰ）

番号	河川名			町名	地形		担当分団名	備考
	水系名	河川名	溪流名		流路延長 (km)	流域面積 (km ²)		
1	浦生川	浦生川	浦生川	屋島西町	0.55	0.32	屋島	
2	相引川	相引川	中筋川	〃	0.30	0.26	〃	
3	〃	〃	相引川	高松町	0.62	0.36	古高松	
4	〃	〃	南谷南川	〃	0.64	0.41	〃	
5	新川	新川	岡山北川	新田町	0.14	0.01	〃	
6	〃	〃	上西谷川	前田西町	0.70	0.21	前田	
7	〃	〃	西谷北川	〃	0.58	0.21	〃	
8	〃	〃	西谷南川	〃	0.62	0.13	〃	
9	摺鉢谷川	摺鉢谷川	摺鉢谷川	宮脇町	0.37	0.55	西部	
10	詰田川	御坊川	北山浦川	西春日町	0.35	0.21	鶴尾	
11	本津川	古川	平岡西川	岡本町	0.60	0.22	川岡	
12	〃	〃	平岡東川	西山崎町	0.46	0.07	円座	
13	〃	〃	上所下川	〃	0.28	0.07	〃	
14	〃	〃	尾崎東川	中間町	0.35	0.11	檀紙	
15	〃	〃	尾崎西川	〃	0.56	0.13	〃	
16	〃	本津川	神高川	鬼無町	0.40	0.09	鬼無	
17	〃	〃	下神高川	〃	0.26	0.04	〃	
18	〃	〃	中神高川	〃	0.37	0.07	〃	
19	〃	〃	上神高川	〃	0.38	0.09	〃	
20	〃	〃	山口川	〃	0.42	0.18	〃	
21	〃	〃	佐藤南川	〃	0.75	0.25	〃	
22	〃	〃	佐料南川	〃	0.87	0.13	〃	
23	〃	〃	佐料中川	〃	0.66	0.13	〃	
24	〃	〃	下佐料川	〃	0.30	0.06	〃	
25	〃	〃	上佐料川	〃	0.50	0.18	〃	
26	〃	〃	佐料北川	〃	0.35	0.07	〃	
27	〃	〃	上是竹川	〃	0.25	0.08	〃	
28	〃	〃	是竹川	〃	0.20	0.04	〃	

番号	河川名			町名	地 形		担当 分団名	備考
	水系名	河川名	溪流名		流路延長 (km)	流域面積 (km ²)		
29	住吉川	住吉川	北川窪川	植松町	0.43	0.08	下笠居	
30	〃	〃	下上松川	中山町	0.40	0.11	〃	
31	住吉川	住吉川	山荒東川	中山町	0.35	0.04	下笠居	
32	〃	〃	桑崎東川	〃	0.40	0.19	〃	
33	〃	〃	桑崎南川	〃	1.20	1.27	〃	
34	〃	〃	桑崎川	〃	0.85	0.54	〃	
35	〃	〃	桑崎西川	〃	0.75	0.37	〃	
36	〃	〃	尾路川	〃	0.18	0.28	〃	
37	神在上川	神在上川	神在上川	神在川窪町	0.13	0.03	〃	
38	亀水川	亀水川	亀屋川	生島町	0.29	0.03	〃	
39	〃	〃	亀水東川	亀水町	1.60	2.40	〃	
40	〃	〃	亀水南川	〃	1.30	0.77	〃	
41	〃	〃	亀水西川	〃	1.10	0.71	〃	
42	その他	その他	赤鼻川	〃	0.10	0.04	〃	
43	〃	〃	久通北川	牟礼町牟礼	0.54	0.28	牟礼	
44	〃	〃	久通南川	〃	0.65	0.25	〃	
45	〃	〃	久通川	〃	0.45	0.1	〃	
46	〃	〃	八栗川	〃	0.54	0.28	〃	
47	〃	〃	勝仁川	〃	0.77	0.42	〃	
48	〃	〃	役戸西川	〃	0.2	0.04	〃	
49	〃	〃	役戸中川	〃	0.4	0.05	〃	
50	〃	〃	役戸東川	〃	0.18	0.02	〃	
51	〃	〃	金山南川①	〃	0.18	0.03	〃	
52	〃	〃	金山南川②	〃	0.32	0.03	〃	
53	〃	〃	金山北川	〃	0.38	0.05	〃	
54	〃	〃	西中川	〃	0.65	0.2	〃	
55	〃	〃	荒谷川	牟礼町原	0.75	0.91	〃	
56	〃	〃	羽間西川	牟礼町大町	0.63	0.36	〃	
57	〃	〃	浦谷川	〃	0.1	0.05	〃	

番号	河川名			町名	地 形		担当 分団名	備考
	水系名	河川名	溪流名		流路延長 (km)	流域面積 (km ²)		
58	〃	〃	王の下川	庵治町	0.08	0.01	庵治	
59	〃	〃	西谷川	〃	0.18	0.05	〃	
60	〃	〃	田ノ尻川	〃	0.2	0.03	〃	
61	〃	〃	東谷川	庵治町	0.13	0.03	庵治	
62	〃	〃	江の浜川	〃	0.25	0.08	〃	
63	〃	〃	竹居川	〃	0.31	0.08	〃	
64	〃	〃	笹尾東川	〃	0.18	0.07	〃	
65	宮の奥西川	宮の奥西川	宮の奥西川	〃	0.45	0.04	〃	
66	長者川	長者川	宮東西川	〃	0.32	0.13	〃	
67	〃	〃	宮東北川	〃	0.25	0.07	〃	
68	その他	その他	宮の奥川	〃	0.25	0.07	〃	
69	〃	〃	宮の奥東川	〃	0.13	0.07	〃	
70	〃	〃	鎌野川	〃	0.58	0.46	〃	
71	〃	〃	鎌野上川	〃	0.15	0.02	〃	
72	〃	〃	鎌野中川	〃	0.19	0.02	〃	
73	〃	〃	鎌野東川	〃	0.28	0.06	〃	
74	〃	〃	鎌野下川	〃	0.3	0.05	〃	
75	〃	〃	篠尾北川	〃	0.62	0.23	〃	
76	長者川	長者川	宮東中川	〃	0.45	0.21	〃	
77	〃	〃	宮東南川	〃	0.08	0.07	〃	
78	〃	〃	地頭名川	〃	0.32	0.13	〃	
79	その他	その他	鞍谷南川	〃	0.15	0.06	〃	
80	〃	〃	高尻北上川	〃	0.48	0.22	〃	
81	〃	〃	高尻南上川	〃	0.15	0.04	〃	
82	〃	〃	高尻川	〃	1.17	0.4	〃	
83	〃	〃	高尻中川	〃	0.12	0.03	〃	
84	〃	〃	高尻南川	〃	0.74	0.49	〃	
85	長者川	南長者川	谷の防東川	〃	0.27	0.04	〃	
86	〃	〃	谷の防川	〃	0.8	0.33	〃	

番号	河川名			町名	地 形		担当 分団名	備考
	水系名	河川名	溪流名		流路延長 (km)	流域面積 (km ²)		
87	〃	〃	松尾上川	〃	0.25	0.09	〃	
88	〃	〃	松尾中川	〃	0.16	0.05	〃	
89	〃	〃	松尾下川	〃	0.13	0.02	〃	
90	〃	〃	湯谷川	〃	0.21	0.27	〃	
91	その他	その他	はみ谷川	庵治町	0.55	0.1	庵治	
92	〃	〃	北大谷川	〃	0.35	0.1	〃	
93	〃	〃	大谷川	〃	0.46	0.2	〃	
94	香東川	香東川	来栖川	塩江町安原下	0.18	0.08	塩江	
95	〃	〃	東地川	塩江町安原上	0.33	0.15	〃	
96	〃	〃	つづき谷川	〃	0.36	0.05	〃	
97	〃	北井谷川	上北井川	塩江町 安原上東	0.14	0.03	〃	
98	〃	〃	北井谷川	〃	0.18	0.02	〃	
99	〃	〃	中北井川	〃	0.28	0.04	〃	
100	〃	〃	下北井川	〃	0.23	0.07	〃	
101	〃	香東川	塩江上川	〃	0.1	0.01	〃	
102	〃	〃	南地谷川	〃	1.7	0.71	〃	
103	〃	〃	塩江東川	〃	0.37	0.08	〃	
104	〃	〃	塩江中川	〃	0.24	0.04	〃	
105	〃	〃	塩江西川	〃	0.13	0.04	〃	
106	〃	内場川	から谷川	塩江町上西	0.35	0.08	〃	
107	〃	小出川	吹ざこ谷川	〃	0.6	0.14	〃	
108	〃	〃	別子中川	〃	0.3	0.1	〃	
109	〃	内場川	堀山南川	〃	0.54	0.1	〃	
110	〃	〃	堀山谷川	〃	1.07	0.4	〃	
111	〃	〃	ソスケ谷川	〃	0.08	0.04	〃	
112	〃	〃	荒小向川	塩江町安原上	0.52	0.13	〃	
113	〃	後川	星越谷川	〃	0.31	0.09	〃	
114	〃	香東川	西地上南川	〃	0.22	0.03	〃	

番号	河川名			町名	地 形		担当 分団名	備考
	水系名	河川名	溪流名		流路延長 (km)	流域面積 (km ²)		
115	〃	〃	西地上北川	〃	0.4	0.06	〃	
116	〃	〃	枇杷の木谷川	塩江町安原下	0.6	0.14	〃	
117	〃	〃	中村西川	〃	0.47	0.18	〃	
118	〃	〃	中村北川	〃	0.22	0.08	〃	
119	〃	〃	西桶下川	〃	0.35	0.06	〃	
120	〃	〃	西桶上川	〃	0.55	0.21	〃	
121	綾川	綾川	こおりばい谷川	塩江町安原下	0.7	0.53	塩江	
122	〃	〃	水ヶ本谷川	〃	1	0.44	〃	
123	〃	〃	水ヶ本川	〃	0.38	0.33	〃	
124	〃	〃	大西谷川	〃	0.45	0.05	〃	
125	香東川	西谷川	西谷下川	〃	0.14	0.08	〃	
126	〃	〃	西谷中川	〃	0.35	0.04	〃	
127	〃	〃	西谷上川	〃	0.34	0.04	〃	
128	〃	香東川	中徳下川	〃	0.47	0.06	〃	
129	〃	〃	中徳中川	〃	0.13	0.02	〃	
130	〃	〃	中徳上川	〃	0.11	0.03	〃	
131	〃	〃	関川	〃	0.19	0.12	〃	
132	春日川	天満川	天神川	香川町東谷	0.3	0.12	香川町	
133	〃	〃	平尾川	〃	0.8	0.4	〃	
134	本津川	本津川	万灯川	国分寺町新居	0.16	0.03	国分寺	
135	〃	〃	竹末北川	国分寺町福家	0.44	0.1	〃	
136	〃	〃	竹末南川	〃	0.45	0.09	〃	
137	〃	〃	上福家川	〃	0.22	0.06	〃	
138	〃	〃	中代中川	〃	0.22	0.04	〃	
139	本津川	本津川	中代東川	〃	0.42	0.16	〃	
140	〃	〃	本村川	〃	0.54	0.16	〃	
141	〃	〃	石ヶ鼻北川	〃	0.16	0.09	〃	
142	〃	〃	石ヶ鼻川	〃	0.14	0.07	〃	
143	〃	〃	西羽間西川	〃	0.16	0.09	〃	

番号	河川名			町名	地 形		担当 分団名	備考
	水系名	河川名	溪流名		流路延長 (km)	流域面積 (km ²)		
144	〃	〃	西大谷川	〃	0.24	0.05	〃	
145	〃	〃	西大谷西川	〃	0.59	0.19	〃	
146	〃	日名代川	火ノ山東川	国分寺町新名	0.17	0.04	〃	
147	〃	〃	火ノ山西川	〃	0.14	0.02	〃	
148	〃	〃	鷺ノ山下南川	〃	0.22	0.03	〃	
149	〃	〃	鷺ノ山下北川	〃	0.17	0.02	〃	
150	〃	〃	鷺ノ山中北川	〃	0.06	0.02	〃	
151	本津川	日名代川	鷺ノ山上南川	国分寺町新名	0.27	0.05	国分寺	
152	〃	〃	石舟川	〃	0.3	0.12	〃	
153	〃	塔原川	塔原川	〃	0.22	0.16	〃	
154	〃	野間川	東奥川	国分寺町国分	1.06	0.65	〃	
155	〃	〃	黒岩北川	〃	0.32	0.04	〃	
156	〃	〃	黒岩南川	〃	0.24	0.1	〃	
157	〃	前川	猪ノ尻西川	国分寺町新居	0.33	0.1	〃	
158	〃	〃	前川	〃	0.54	0.24	〃	
159	〃	坂川	惣道北川	〃	0.32	0.09	〃	
160	〃	〃	大平南川	〃	0.19	0.15	〃	
161	〃	〃	大平北川	〃	0.35	0.55	〃	
162	〃	〃	大平上川	〃	1.24	0.47	〃	
163	〃	〃	大平下川	〃	0.15	0.21	〃	
164	〃	〃	山ノ池北西川	〃	0.2	0.05	〃	
165	〃	〃	山ノ池北東川	〃	0.6	0.13	〃	
166	〃	〃	山ノ池南西川	〃	0.37	0.08	〃	
167	〃	〃	奥谷南川	〃	0.16	0.04	〃	
168	〃	〃	奥谷中川	〃	0.11	0.03	〃	
169	〃	〃	東大谷北川	〃	0.1	0.02	〃	
170	〃	本津川	東大谷西川	〃	0.17	0.11	〃	
171	〃	〃	東大谷南川	〃	0.22	0.06	〃	
172	〃	〃	東大谷東川	〃	0.08	0.03	〃	

番号	河川名			町名	地形		担当分団名	備考
	水系名	河川名	溪流名		流路延長 (km)	流域面積 (km ²)		
合計			172箇所		68.71	29.18		

土石流危険溪流（Ⅱ）

番号	河川名			町名	地形		担当 分団名	備考
	水系名	河川名	溪流名		流路延長 (km)	流域面積 (km ²)		
1	相引川	相引川	唐戸北川	高松町	0.13	0.01	古高松	
2	〃	〃	唐戸南川	〃	0.38	0.06	〃	
3	〃	〃	下岡山南川	新田町	0.29	0.07	〃	
4	〃	〃	中岡山南川	〃	0.52	0.10	〃	
5	〃	〃	上岡山南川	〃	0.30	0.04	〃	
6	葛谷川	葛谷川	神ノ村川	西植田町	0.60	0.16	山田	
7	本津川	本津川	佐藤川	鬼無町	0.60	0.10	鬼無	
8	住吉川	住吉川	山荒西川	中山町	0.28	0.05	下笠居	
9	神在中川	神在中川	神在中川	神在川窪町	0.16	0.05	〃	
10	金山南川	金山南川	金山南川③	牟礼町大町	0.10	0.01	牟礼	
11	中川	中川	中川	牟礼町原	0.55	0.10	〃	
12	西村川	西村川	西村川	〃	0.00	0.50	〃	
13	篠尾南川	篠尾南川	篠尾南川	庵治町	0.78	0.25	庵治	
14	高尻北川	高尻北川	高尻北川	〃	0.37	0.10	〃	
15	葛原川	葛原川	葛原川	〃	0.29	0.04	〃	
16	香東川	香東川	落合川	塩江町 安原上東	0.38	0.10	塩江	
17	〃	〃	柞野川	〃	0.53	0.14	〃	
18	〃	〃	仏谷川	〃	1.80	0.70	〃	
19	〃	〃	南谷川	〃	1.00	0.41	〃	
20	〃	〃	すみだ谷川	〃	0.40	0.10	〃	
21	〃	椈川	下所東川	〃	0.84	0.25	〃	
22	〃	〃	堂野谷川	〃	0.84	0.46	〃	
23	〃	〃	上俵北川	〃	0.25	0.07	〃	
24	〃	香東川	こさんじ谷川	〃	0.45	0.11	〃	
25	〃	内場川	大久保谷川	塩江町上西	0.16	0.05	〃	
26	〃	〃	井手裏谷川	〃	0.78	0.23	〃	
27	〃	〃	びやたき谷川	〃	0.83	0.39	〃	
28	〃	小出川	真名屋敷川	〃	0.85	1.56	〃	
29	〃	内場川	日浦谷川	〃	1.40	0.50	〃	
30	香東川	貝ノ股川	つづら谷川	塩江町上西	0.72	0.19	塩江	
31	〃	〃	割谷川	〃	0.65	0.44	〃	

番号	河川名			町名	地 形		担当 分団名	備考
	水系名	河川名	溪流名		流路延長 (km)	流域面積 (km ²)		
32	〃	〃	横井谷川	〃	0.60	0.54	〃	
33	〃	〃	元谷川	〃	0.65	0.23	〃	
34	〃	〃	下貝ノ股中川	〃	0.54	0.10	〃	
35	〃	〃	下貝ノ股川	〃	0.29	0.04	〃	
36	〃	香東川	御殿場西川	塩江町安原上	0.34	0.07	〃	
37	〃	〃	御殿場東川	〃	0.30	0.08	〃	
38	〃	安田川	安田川	塩江町安原下	0.45	0.10	〃	
39	〃	西谷川	下切西谷川	〃	0.19	0.04	〃	
40	〃	〃	下切東谷川	〃	0.88	0.47	〃	
41	〃	〃	下切谷川	〃	0.52	0.38	〃	
42	〃	〃	下切上川	〃	0.14	0.09	〃	
43	〃	〃	下切下川	〃	0.09	0.01	〃	
44	春日川	天満川	下谷川	香川町東谷	0.21	0.05	香川	
45	〃	〃	落合下川	〃	0.24	0.06	〃	
46	〃	〃	下落合川	〃	0.08	0.02	〃	
47	〃	〃	下落合下川	〃	0.17	0.02	〃	
48	〃	〃	遅越東川	〃	0.00	0.20	〃	
49	〃	〃	遅越西川	〃	0.00	0.21	〃	
50	〃	〃	寄地下川	〃	0.15	0.02	〃	
51	香東川	裏山川	裏山川	香川町安原下	0.43	0.15	〃	
52	綾川	竹本川	竹本川	〃	0.90	0.31	〃	
53	〃	〃	奥地東川	〃	0.48	0.07	〃	
54	〃	〃	奥地中川	〃	0.40	0.14	〃	
55	〃	〃	金光川	〃	0.40	0.12	〃	
56	本津川	本津川	中代北川	国分寺町福家	0.60	0.18	国分寺	
57	〃	〃	東羽間川	〃	0.12	0.03	〃	
58	〃	野間川	西奥川	国分寺町国分	0.61	0.32	〃	
59	〃	前川	大禿川	国分寺町新居	0.28	0.05	〃	
60	〃	坂川	惣道南川	〃	0.58	0.14	〃	
合計			60箇所		27.87	11.58		

河川重要水防区域

番号	水系名	河川名	重要水防区域	担当・分団名	予想される危険	対策水防工法	高潮	備考
1	長者川	南長者川	1,300 m	庵治	溢水	土のう積立		2級河川
2	〃	長者川	590 m	〃	〃	〃		〃
3	下井手川	下井手川	340 m	牟礼	〃	〃		〃
4	牟礼川	牟礼川	850 m	〃	〃	〃		〃
5	〃	川原川	850 m	〃	〃	〃		〃
6	相引川	口銭場川	150 m	屋島・古高松	〃	〃		普通河川
7	〃	山下川	400 m	〃	〃	〃		〃
8	〃	宮川	150 m	屋島	〃	〃		〃
9	〃	大谷川	100 m	〃	〃	〃		〃
10	〃	相引川	1,910 m	〃	〃	〃	1,531.3	2級河川
11	新川	春日川	3,070 m	山田・林・川添	〃	〃		〃
12	〃	朝倉川	1,870 m	山田	〃	〃		〃
13	〃	高様川	2,070 m	〃	〃	〃		〃
14	〃	天満川	1,450 m	香川	〃	〃		〃
15	〃	吉田川	700 m	山田・前田	〃	〃		〃
16	〃	小村川	2,660 m	山田	〃	〃		〃
17	〃	古川	2,500 m	仏生山・三谷・林・川島	〃	〃		〃
18	〃	小作川	1,500 m	三谷	〃	〃		〃
19	〃	横谷川	1,050 m	前田	〃	〃		〃
20	〃	葛谷川	1,340 m	西植田	〃	〃		〃
21	〃	中谷川	400 m	〃	〃	〃		〃
22	〃	観音川	350 m	〃	〃	〃		普通河川
23	〃	中ノ川	450 m	〃	〃	〃		〃
24	〃	由良川	300 m	山田	〃	〃		〃
25	詰田川	詰田川	2,150 m	木太・川添	〃	〃		2級河川
26	〃	御坊川	3,430 m	鶴尾・一宮	〃	〃		〃
27	〃	古川	3,720 m	鶴尾・太田・一宮	〃	〃		〃
28	摺鉢谷川	摺鉢谷川	1,690 m	西部	〃	〃		〃
29	柚場川	柚場川	2,000 m	北部	〃	〃		普通河川
30	香東川	北井谷川	2,400 m	塩江	〃	〃		2級河川
31	〃	香東川	4,340 m	弦市・円座・川岡・香川・塩江	〃	〃		〃

番号	水系名	河川名	重要水防区域	担当・分団名	予想される危険	対策水防工法	高潮	備考
32	〃	裏山川	30 m	塩江	〃	〃		〃
33	〃	西谷川	2,680 m	〃	〃	〃		〃
34	〃	内場川	4,130 m	〃	〃	〃		〃
35	〃	貝股川	1,920 m	〃	〃	〃		〃
36	〃	小出川	2,900 m	〃	〃	〃		〃
37	〃	椈川	2,689 m	〃	〃	〃		〃
38	〃	香東川支流	0 m	檀紙	〃	〃		普通河川
39	本津川	本津川	7,190 m	香西・弦打・鬼無・国分寺・香南	〃	〃		2級河川
40	〃	古川	11,531 m	檀紙・円座・川岡・香南	〃	〃		〃
41	〃	野間川	900 m	国分寺	〃	〃		〃
42	〃	坂川	2,170 m	〃	〃	〃		〃
43	〃	前川	2,000 m	〃	〃	〃		〃
44	〃	田宮川	1,190 m	〃	〃	〃		〃
45	〃	塔原川	900 m	〃	〃	〃		〃
46	〃	西谷川	90 m	香南	〃	〃		〃
47	〃	大坪川	150 m	〃	〃	〃		〃
48	〃	舟入川	200 m	鬼無・香西	〃	〃		普通河川
49	〃	安德川	176 m	鬼無	〃	〃		〃
50	〃	中間川	250 m	檀紙	〃	〃		〃
51	弦打川	弦打川	430 m	弦打・香西	〃	〃		〃
52	愛染川	愛染川	400 m	香西	〃	〃		〃
53	住吉川	住吉川	2,470 m	下笠居	〃	〃		2級河川
54	亀水川	亀水川	1,640 m	〃	〃	〃		〃
55	綾川	綾川	1,050 m	塩江	〃	〃		〃
56	〃	竹本川	70 m	〃	〃	〃		〃
57	南久通川	南久通川	200 m	庵治	〃	〃		準用河川
58	大丁場川	大丁場川	230 m	〃	〃	〃		〃
59	中丁場川	中丁場川	520 m	〃	〃	〃		〃
60	大谷川	大谷川	710 m	〃	〃	〃		〃
61	南汐入川	南汐入川	270 m	〃	〃	〃		〃
62	汐入川	汐入川	760 m	〃	〃	〃		〃
63	鎌野川	鎌野川	800 m	〃	〃	〃		〃

番号	水系名	河川名	重要水防区域	担当・分団名	予想される危険	対策水防工法	高潮	備考
64	篠尾北川	篠尾北川	510 m	〃	〃	〃		〃
65	篠尾南川	篠尾南川	450 m	〃	〃	〃		〃
66	鞍谷川	鞍谷川	360 m	〃	〃	〃		〃
67	高尻川	高尻川	580 m	〃	〃	〃		〃
68	高尻南川	高尻南川	850 m	〃	〃	〃		〃
69	上長者川	上長者川	1,100 m	庵治	溢水	土のう積立		準用河川
70	谷の坊川	谷の坊川	750 m	〃	〃	〃		〃
71	湯谷川	湯谷川	1,100 m	〃	〃	〃		〃
72	はみ谷川	はみ谷川	200 m	〃	〃	〃		〃
73	宮東川	宮東川	470 m	〃	〃	〃		〃
74	中川	中川	213 m	牟礼	〃	〃		〃
75	房前川	房前川	307 m	〃	〃	〃		〃
76	牟礼川	堀越川	640 m	〃	〃	〃		〃
77	〃	南神川	57 m	〃	〃	〃		〃
78	久通川	久通川	497 m	〃	〃	〃		〃
79	宮北川	宮北川	301 m	〃	〃	〃		〃
80	綾川	橋谷川	1,267 m	塩江	〃	〃		普通河川
81	香東川	合具谷川	562 m	〃	〃	〃		〃
82	〃	来栖川	892 m	〃	〃	〃		〃
83	新川	天満川	1,248 m	〃	〃	〃		〃
84	香東川	こいで川	382 m	〃	〃	〃		〃
85	〃	安田川	1,788 m	〃	〃	〃		〃
86	〃	枇杷の木谷川	860 m	〃	〃	〃		〃
87	〃	小矢谷川	376 m	〃	〃	〃		〃
88	〃	岩部川	200 m	〃	〃	〃		〃
89	〃	後川	1,872 m	〃	〃	〃		〃
90	〃	小田谷川	936 m	〃	〃	〃		〃
91	〃	塩谷川	1,051 m	〃	〃	〃		〃
92	〃	八丁谷川	258 m	〃	〃	〃		〃
93	〃	菊谷川	347 m	〃	〃	〃		〃
94	〃	南地谷川	514 m	〃	〃	〃		〃
95	〃	南谷川	311 m	〃	〃	〃		〃
96	〃	柞野川	246 m	〃	〃	〃		〃

番号	水系名	河川名	重要水防 区域	担当・分団名	予想され る危険	対策水 防工法	高潮	備考
97	〃	仏谷川	126 m	〃	〃	〃		〃
98	〃	浦谷川	603 m	〃	〃	〃		〃
99	〃	堂野川	316 m	〃	〃	〃		〃
100	〃	城原谷川	139 m	〃	〃	〃		〃
101	〃	とん谷川	211 m	〃	〃	〃		〃
102	〃	石打川	139 m	〃	〃	〃		〃
103	〃	横井谷川	132 m	〃	〃	〃		〃
104	〃	地獄谷川	303 m	〃	〃	〃		〃
105	〃	物井川	121 m	〃	〃	〃		〃
106	〃	日浦川	238 m	〃	〃	〃		〃
107	〃	掘山川	216 m	〃	〃	〃		〃
108	〃	細井川	418 m	〃	〃	〃		〃
109	〃	別子川	301 m	〃	〃	〃		〃
110	〃	真名屋敷川	931 m	〃	〃	〃		〃
111	〃	大屋敷川	394 m	〃	〃	〃		〃
112	〃	小向川	150 m	〃	〃	〃		〃
113	〃	黒石川	806 m	〃	〃	〃		〃
	総延長		123,765 m				1,531.3	

海岸重要水防区域

番号	海岸名	重要水防区域	特に危険な区域			担当分団名	備考
			延長	予想される危険	対策水防工法		
1	女木南	570 m	—	—	—	女木	国土交通省海岸
2	女木東	1,080 m	—	—	—		〃
3	女木浦	1,100 m	—	—	—		農林水産省海岸
4	大井東	610 m	—	—	—	男木	〃
5	石場	766 m	—	—	—	屋島	国土交通省海岸
6	原浜	561 m	—	—	—	牟礼	〃
7	金山	457 m	—	—	—		農林水産省海岸
8	高尻	420 m	—	—	—	庵治	国土交通省海岸
9	鎌野笹尾	540 m	—	—	—		〃
10	大島	651 m	—	—	—		〃
11	高尻	275 m	—	—	—		農林水産省海岸
12	鞍谷	378 m	—	—	—		〃
	総延長	7,408 m					

港湾重要水防区域

番号	港湾名	重要水防区域	特に危険な区域			担当分団名	備考
			延長	予想される危険	対策水防工法		
1	高松港	16,784 m	2,360 m	高潮・地震・津波	積土のう	屋島・西部・弦打・香西・下笠居	屋島西町・浜ノ町・郷東町・香西本町・生島町
2	牟礼港	1,195 m	707 m	〃	〃	牟礼	
3	志度港	3,209 m	1,692 m	〃	〃		さぬき市含む
	総延長	21,188 m	4,759 m				

漁港重要水防区域

番号	漁港名	重要水防区域	特に危険な区域			担当分団名	備考
			延長	予想される危険	対策水防工法		
1	高松	3,001 m	0 m	—	—	西部	
2	亀水	348 m	0 m	—	—		
3	浦生	365 m	55 m	—	—	屋島	
4	男木	245 m	82 m	—	—	男木	
5	西浦	127 m	0 m	—	—		
6	房前	370 m	0 m	地震・津波	積土のう	牟礼	
7	鎌野	640 m	640 m	—	—	庵治	
8	江の浜	330 m	279 m	—	—		
9	篠尾	140 m	140 m	—	—		
10	竹居	241 m	241 m	—	—		
11	庵治	2,543 m	1,910 m	地震・津波	積土のう		
	総延長	8,350 m	2,245 m				

ため池重要水防区域

番号	堰堤名	関係 河川名	規 模			重要水防区域 a h	予想される危険	対策水防工法
			堤 長 m	堤 高 m	貯水量 t			
1	新池	—	69.0	5.2	8.2	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
2	蓮池上池	本津川	48.0	3.0	1.6	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
3	石ヶ谷下池	住吉川	23.0	7.7	2.0	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
4	石ヶ谷上池	住吉川	71.0	6.0	5.0	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
5	西之下池	住吉川	43.0	4.0	2.1	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
6	新池	住吉川	160.0	11.1	21.9	10.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
7	坂の池	住吉川	91.0	5.2	3.6	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
8	根香奥池	住吉川	51.0	5.5	1.3	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
9	北山池	亀水川	145.0	4.4	17.9	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
10	北山上池	亀水川	70.0	6.8	11.2	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
11	原池上池	亀水川	59.0	5.0	3.3	4.6	漏水決壊	土俵積立・杭打
12	みかん池	—	34.0	7.0	5.0	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
13	増田池3号	—	35.0	9.5	2.0	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
14	赤坂新池	新川	65.0	9.9	8.2	0.7	漏水決壊	土俵積立・杭打
15	北谷下池	新川	25.0	5.5	4.8	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
16	北谷上池	新川	47.0	6.5	8.7	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
17	南谷上池	新川	48.0	4.0	9.1	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
18	長田奥池	新川	55.0	4.0	12.1	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
19	斉藤池	本津川	63.6	5.8	6.7	1.5	漏水決壊	土俵積立・杭打
20	中池	新川	122.0	3.9	3.7	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
21	夷池1	—	75.0	13.5	9.0	0.3	漏水決壊	土俵積立・杭打
22	袋屋池	—	105.0	6.3	2.8	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
23	平見池	住吉川	54.0	5.0	2.5	0.5	漏水決壊	土俵積立・杭打
24	前池	住吉川	25.0	7.8	4.1	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
25	中の谷池	住吉川	50.0	9.8	4.0	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
26	袋屋池	住吉川	131.0	4.5	2.9	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
27	木出池	亀水川	49.0	4.5	2.5	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
28	亀の子池	久通川	55.0	4.5	4.0	0.2	漏水決壊	土俵積立・杭打
29	奥池	久通川	25.0	4.0	3.6	0.6	漏水決壊	土俵積立・杭打
30	中池	久通川	35.0	6.0	5.1	0.5	漏水決壊	土俵積立・杭打

番号	堰堤名	関係 河川名	規模			重要水防区域 ha	予想される危険	対策水防工法
			堤長 m	堤高 m	貯水量 千t			
31	バサマ池	久通川	20.0	3.0	3.7	0.6	漏水決壊	土俵積立・杭打
32	貫政池	川原川	25.0	2.0	3.0	0.8	漏水決壊	土俵積立・杭打
33	清水上池	川原川	50.0	6.0	2.0	1.4	漏水決壊	土俵積立・杭打
34	天神下池	川原川	50.0	3.5	6.2	0.7	漏水決壊	土俵積立・杭打
35	石ヶ谷池	牟礼川	33.0	5.5	3.7	0.7	漏水決壊	土俵積立・杭打
36	春の木前池	牟礼川	44.0	3.3	3.2	0.7	漏水決壊	土俵積立・杭打
37	南谷池	牟礼川	64.0	4.4	6.7	1.6	漏水決壊	土俵積立・杭打
38	土手の内池	—	56.0	3.1	1.9	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
39	小中谷池	—	35.0	5.1	1.4	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
40	内田池	—	35.0	10.2	5.7	0.2	漏水決壊	土俵積立・杭打
41	藤沢東池	香東川	35.0	5.0	3.5	0.2	漏水決壊	土俵積立・杭打
42	ニゴリ池	新川	43.0	8.3	2.5	1.3	漏水決壊	土俵積立・杭打
43	原地池	新川	29.0	6.5	8.3	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
44	田渡下池	香東川	72.0	5.4	4.7	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
45	牧野池	本津川	35.0	3.8	3.0	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
46	寺池	本津川	55.0	7.3	3.4	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
47	葛谷東大池	春日川	42.6	10.9	5.0	8.8	漏水決壊	土俵積立・杭打
48	吉原仲池	新川	49.0	4.5	9.9	6.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
49	新池	本津川	107.0	8.0	21.2	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
50	山田池	本津川	202.0	5.5	2.8	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
51	清水下池	本津川	90.0	5.0	15.6	50.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
52	清水上池	本津川	80.0	5.0	13.0	50.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
53	石ヶ谷池	住吉川	64.0	7.0	7.4	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
54	宮池	住吉川	100.0	7.0	11.1	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
55	亀水原池	亀水川	90.0	7.0	12.9	4.6	漏水決壊	土俵積立・杭打
56	源氏池	川原川	120.0	8.0	32.0	2.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
57	松井池	川原川	216.0	8.5	30.8	3.7	漏水決壊	土俵積立・杭打
58	宮池	牟礼川	73.0	5.6	16.9	2.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
59	二ツ池	御殿川	100.0	5.8	18.8	4.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
60	中代長池	下井手川	35.0	5.7	6.0	10.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
61	ツブ池	新川	80.0	3.0	2.6	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打

番号	堰堤名	関係 河川名	規模			重要水防区域 ha	予想される危険	対策水防工法
			堤長 m	堤高 m	貯水量 千t			
62	中池	新川	66.0	3.0	4.0	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
63	芳池	香東川	67.5	7.1	18.6	10.6	漏水決壊	土俵積立・杭打
64	来善池	香東川	50.0	10.0	44.8	10.6	漏水決壊	土俵積立・杭打
65	川上池	香東川	73.0	9.0	24.5	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
66	惣物上池	本津川	43.0	8.1	9.5	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
67	梶原池	本津川	48.0	3.5	1.9	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
68	奥谷下池	本津川	118.0	6.7	17.3	38.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
69	赤池	本津川	110.0	3.8	4.3	2.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
70	亀底池	相引川	79.0	5.2	3.6	1.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
71	コモガヤ下池	香東川	62.0	7.5	7.3	10.6	漏水決壊	土俵積立・杭打
72	藤重池	—	28.0	4.0	1.5	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
73	谷池	—	50.0	3.0	1.1	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
74	小池	—	41.0	4.5	1.2	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
75	上池	—	25.0	4.2	11.0	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
76	坂本池	—	15.0	3.7	1.0	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
77	開池	—	46.0	4.5	3.7	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
78	法泉池	—	70.0	4.0	5.2	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
79	藤本池	—	48.0	3.0	1.4	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
80	寺池	相引川	43.0	2.8	4.2	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
81	文男池	春日川	14.0	4.9	0.8	0.3	漏水決壊	土俵積立・杭打
82	小原池	新川	110.0	4.3	3.4	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
83	菖蒲池	本津川	55.0	4.5	5.0	3.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
84	川窪奥池	住吉川	58.0	4.5	7.4	1.5	漏水決壊	土俵積立・杭打
85	白池	住吉川	30.0	3.5	1.5	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
86	前池	住吉川	65.0	6.5	8.2	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
87	横池	住吉川	57.0	4.6	2.0	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
88	つんぼ池	住吉川	40.0	6.3	1.5	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
89	前池上池	住吉川	20.0	4.0	1.1	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
90	中の谷下池	住吉川	54.0	8.7	1.5	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
91	三ツの池	住吉川	70.0	7.3	0.5	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
92	小坂北池	亀水川	51.0	5.3	1.7	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打

番号	堰堤名	関係 河川名	規模			重要水防区域 ha	予想される危険	対策水防工法
			堤長 m	堤高 m	貯水量 千t			
93	原池	—	58.0	8.7	10.4	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
94	嘉年次池	川原川	40.0	4.0	3.0	0.5	漏水決壊	土俵積立・杭打
95	清水下池	川原川	26.0	5.0	1.0	1.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
96	八栗谷谷池	川原川	28.0	5.0	1.6	1.4	漏水決壊	土俵積立・杭打
97	八栗谷上池	川原川	23.0	6.5	2.5	1.4	漏水決壊	土俵積立・杭打
98	小池上池	川原川	25.0	2.5	1.0	0.5	漏水決壊	土俵積立・杭打
99	白砂小池	牟礼川	11.0	2.5	1.0	0.7	漏水決壊	土俵積立・杭打
100	六谷新池	牟礼川	167.0	5.8	6.2	1.8	漏水決壊	土俵積立・杭打
101	女郎池	牟礼川	55.0	3.0	3.9	0.7	漏水決壊	土俵積立・杭打
102	ナリ鉢池	御殿川	63.0	6.0	2.9	1.3	漏水決壊	土俵積立・杭打
103	浜奥下池	一の坪	20.0	6.0	2.0	0.7	漏水決壊	土俵積立・杭打
104	ジシロク池	—	58.0	4.5	2.8	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
105	がま池中池	—	38.0	3.9	1.6	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
106	稲田池	香東川	26.0	5.0	2.0	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
107	向井池	新川	18.0	5.0	1.5	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
108	宮西中池	香東川	36.0	6.0	3.5	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
109	大谷下池	香東川	40.0	5.5	4.5	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
110	オナツ池	新川	30.0	6.0	1.6	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
111	調節池	天満川	96.5	11.9	2.1	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
112	調節池	天満川	56.0	16.4	1.5	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
113	台目池	新川	103.0	2.0	0.9	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
114	渡辺池	本津川	73.0	4.2	1.7	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
115	奥池2号	本津川	25.0	5.0	0.8	0.2	漏水決壊	土俵積立・杭打
116	北浦西池	本津川	52.0	3.2	0.4	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
117	宮窪上池	—	67.0	5.0	3.3	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
118	宮窪下池	—	70.0	4.5	3.4	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
119	松本1号池	—	55.0	5.0	2.4	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
120	松本2号池	—	58.0	5.0	1.3	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
121	木村下池	—	35.0	1.1	0.5	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
122	小泉池	—	42.0	3.5	1.5	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
123	山口下池	—	20.0	7.5	4.5	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打

番号	堰堤名	関係河川名	規模			重要水防区域 ha	予想される危険	対策水防工法
			堤長 m	堤高 m	貯水量 千t			
124	新池	相引川	48.0	4.4	3.1	0.3	漏水決壊	土俵積立・杭打
125	白井池	相引川	31.0	2.5	0.5	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
126	新池	相引川	34.0	4.0	5.4	2.7	漏水決壊	土俵積立・杭打
127	塩田上池	新川	18.0	3.3	0.4	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
128	谷之奥池	新川	21.0	5.5	0.5	0.4	漏水決壊	土俵積立・杭打
129	南中原下池	春日川	5.0	3.0	0.9	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
130	中谷上池	春日川	20.0	6.0	0.8	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
131	吉田池	新川	22.0	2.8	0.3	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
132	上原池	新川	20.0	3.0	0.4	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
133	茶の木谷池	春日川	17.0	9.7	1.6	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
134	山田上池	新川	12.0	3.7	0.4	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
135	内海池	新川	5.0	2.0	0.2	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
136	西大谷池	新川	59.0	3.9	2.3	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
137	中池	新川	103.0	4.0	1.2	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
138	ノ夕池	新川	45.0	3.8	3.8	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
139	北地上池	新川	21.0	1.6	0.1	0.3	漏水決壊	土俵積立・杭打
140	北地下池	新川	32.0	2.7	0.4	0.3	漏水決壊	土俵積立・杭打
141	松本下池	新川	61.0	3.7	1.5	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
142	東原池	新川	68.0	3.0	1.5	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
143	春日池	新川	48.0	3.5	1.2	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
144	豊島池	本津川	20.0	4.6	1.2	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
145	田中池	本津川	22.0	4.3	1.4	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
146	松原池	本津川	30.0	4.1	2.1	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
147	奥谷上池	本津川	47.0	5.5	4.2	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
148	平尾池	—	41.0	7.5	1.7	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
149	平尾池	—	40.0	4.3	0.3	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
150	浜崎池	—	35.0	3.9	1.2	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
151	住吉上池	住吉川	46.0	4.2	3.4	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
152	高橋池	住吉川	43.0	5.0	2.5	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
153	山下池	住吉川	25.0	6.5	1.3	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
154	白池	—	40.0	5.0	2.8	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打

番号	堰堤名	関係河川名	規模			重要水防区域 ha	予想される危険	対策水防工法
			堤長 m	堤高 m	貯水量 千t			
155	稲田池	住吉川	25.0	10.8	1.8	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
156	つぶの池	住吉川	46.0	5.0	1.2	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
157	奥の池小池	住吉川	35.0	10.0	4.0	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
158	奥の池新池	住吉川	21.0	4.9	0.8	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
159	西之上池	住吉川	30.0	4.9	1.1	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
160	平木池	住吉川	30.0	3.6	0.6	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
161	東池	住吉川	15.0	4.0	0.7	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
162	山家下池	住吉川	20.0	1.5	0.1	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
163	山家上池	住吉川	46.0	3.5	0.6	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
164	金平池	住吉川	40.0	5.6	0.7	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
165	堂の池	住吉川	57.0	3.0	2.5	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
166	根香水元池上池	住吉川	25.0	5.0	1.8	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
167	根香水元池下池	住吉川	40.0	4.5	3.4	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
168	小坂中池	亀水川	53.0	5.0	1.5	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
169	亀の子下池	久通川	10.0	4.0	2.2	0.2	漏水決壊	土俵積立・杭打
170	私池	久通川	35.0	2.5	1.0	0.3	漏水決壊	土俵積立・杭打
171	鈴木下池	久通川	35.0	1.9	0.5	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
172	中村池	久通川	25.0	3.5	0.9	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
173	門の池	久通川	35.0	5.0	2.2	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
174	忠平上池	川原川	25.0	7.9	0.7	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
175	谷池	相引川	55.0	2.5	3.4	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
176	小池下池	川原川	25.0	2.0	1.6	0.3	漏水決壊	土俵積立・杭打
177	菰ヶ池	川原川	40.0	3.1	2.0	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
178	菰ヶ池	牟礼川	61.0	2.3	1.2	0.3	漏水決壊	土俵積立・杭打
179	竜子上池	牟礼川	40.0	6.0	2.5	0.4	漏水決壊	土俵積立・杭打
180	一郎右エ門池	牟礼川	22.0	4.0	1.5	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
181	開田上池	下出川	52.0	4.5	1.2	0.2	漏水決壊	土俵積立・杭打
182	天神上池	下出川	24.0	4.5	0.9	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
183	護神上池	御殿川	28.0	4.0	1.2	0.4	漏水決壊	土俵積立・杭打
184	平治池	下出川	50.0	4.5	2.0	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
185	羽間中池	下出川	174.0	9.9	29.0	10.0	漏水決壊	土俵積立・杭打

番号	堰堤名	関係 河川名	規模			重要水防区域 ha	予想される危険	対策水防工法
			堤長 m	堤高 m	貯水量 千t			
186	近藤池	一の坪	47.0	3.5	0.7	0.3	漏水決壊	土俵積立・杭打
187	蓮池	下井手川	45.0	2.0	1.0	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
188	兵庫上池	—	31.0	3.5	0.8	0.2	漏水決壊	土俵積立・杭打
189	兵庫下池	—	44.0	3.7	1.0	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
190	北谷池	—	38.0	4.8	0.7	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
191	岡戸下池	—	33.0	4.5	0.5	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
192	岡戸上池	—	33.0	4.0	0.7	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
193	長谷池	—	31.0	8.4	3.0	0.3	漏水決壊	土俵積立・杭打
194	切池	—	61.0	3.4	1.5	0.2	漏水決壊	土俵積立・杭打
195	開池1号	—	54.0	3.8	0.5	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
196	奥の坊下池	—	38.0	4.9	1.4	0.6	漏水決壊	土俵積立・杭打
197	土居池	香東川	20.0	3.0	0.4	0.3	漏水決壊	土俵積立・杭打
198	美女池	香東川	20.0	3.1	0.6	0.3	漏水決壊	土俵積立・杭打
199	家上の池	香東川	17.0	3.2	0.3	0.4	漏水決壊	土俵積立・杭打
200	藤野上池	香東川	19.4	3.5	0.2	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
201	西原池	香東川	15.0	2.1	0.3	0.2	漏水決壊	土俵積立・杭打
202	北山田大池	香東川	32.0	4.5	1.3	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
203	一万集会場 浦池	香東川	12.0	2.8	0.1	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
204	中ノ谷池	香東川	25.0	6.1	1.0	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
205	横岡筆助池	新川	27.0	4.3	1.5	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
206	飯田原池	新川	103.0	4.0	9.6	3.3	漏水決壊	土俵積立・杭打
207	大池	新川	30.0	6.5	3.0	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
208	大沢池	新川	24.0	2.4	0.2	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
209	中内池	綾川	22.0	4.6	0.5	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
210	岡池	綾川	15.0	7.0	0.8	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
211	森池	香東川	24.0	6.0	12.0	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
212	三好池	綾川	23.0	4.9	0.6	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
213	丸田小池	本津川	21.0	4.0	1.2	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
214	新池上池	本津川	16.0	1.2	0.2	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
215	新池	本津川	34.0	2.4	0.7	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
216	大坪上池	本津川	43.0	2.0	1.0	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打

番号	堰堤名	関係 河川名	規模			重要水防区域 ha	予想される危険	対策水防工法
			堤長 m	堤高 m	貯水量 千t			
217	丸山2号池	本津川	22.0	5.0	0.8	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
218	呑原平池	本津川	26.0	5.6	1.0	0.8	漏水決壊	土俵積立・杭打
219	中原下池	本津川	32.0	6.0	0.9	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
220	蓮池	本津川	28.0	3.1	0.1	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
221	巻ノ池	本津川	30.0	4.5	1.0	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
222	友池	本津川	42.0	4.3	0.9	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
223	住吉池	本津川	60.0	4.3	—	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
224	蛇池	本津川	82.0	3.4	1.0	1.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
225	富野池	本津川	77.0	5.0	1.1	0.5	漏水決壊	土俵積立・杭打
226	水車池	本津川	50.0	4.3	0.7	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
227	喜三次池丙	本津川	64.0	4.3	0.8	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
228	音さん池	本津川	86.0	3.9	1.9	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
229	庸信池	本津川	25.0	4.5	0.5	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
230	樽見池	本津川	47.0	4.0	60.0	0.6	漏水決壊	土俵積立・杭打
231	岡ノ天南池	本津川	57.0	2.6	0.6	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
232	籠池	本津川	22.0	4.2	0.9	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
233	新池	本津川	42.0	4.2	1.4	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
234	友吉下池	本津川	52.0	4.1	0.5	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
235	見取屋池	本津川	50.0	4.0	4.1	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
236	継信上池	—	26.0	3.5	0.9	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
237	檀ノ浦池	—	31.0	3.6	1.9	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
238	清水池	—	23.0	3.0	1.1	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
239	瑠璃宝池	—	35.0	2.5	2.0	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
240	久保松池	—	46.0	3.7	1.2	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
241	東神内池	新川	42.0	15.0	32.0	6.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
242	豆木1号池	—	55.0	12.8	6.5	0.8	漏水決壊	土俵積立・杭打
243	上鴨池	—	56.0	4.0	5.0	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
244	下鴨池	—	60.0	4.0	5.2	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
245	宅見池	—	74.0	2.7	1.9	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
246	真行寺下池	大井手川	33.0	8.5	5.2	3.8	漏水決壊	土俵積立・杭打
247	宝池	相引川	193.0	11.0	112.0	119.0	漏水決壊	土俵積立・杭打

番号	堰堤名	関係 河川名	規模			重要水防区域 ha	予想される危険	対策水防工法
			堤長 m	堤高 m	貯水量 千t			
248	中池	相引川	44.0	1.5	3.7	1.4	漏水決壊	土俵積立・杭打
249	久米池	相引川	640.0	5.0	352.0	161.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
250	上池	—	53.0	3.2	3.4	1.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
251	新池	新川	50.0	4.4	2.5	0.5	漏水決壊	土俵積立・杭打
252	東谷池	新川	80.0	5.4	4.0	1.6	漏水決壊	土俵積立・杭打
253	五分一池	新川	190.0	9.7	217.8	103.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
254	平田池	吉田川	1139.0	5.5	193.0	107.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
255	雀池	—	100.0	7.0	17.0	14.4	漏水決壊	土俵積立・杭打
256	外山池	吉田川	262.4	5.0	166.0	80.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
257	坂瀬池	春日川	468.0	8.5	342.0	198.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
258	定信池	春日川	65.0	5.2	13.0	1.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
259	本谷池	春日川	37.0	4.9	3.6	2.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
260	雨降池	春日川	55.0	4.0	7.6	0.5	漏水決壊	土俵積立・杭打
261	野田谷池	春日川	24.0	4.6	3.4	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
262	宮池	春日川	60.0	6.5	3.7	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
263	吉田池	春日川	40.0	5.2	2.3	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
264	糠山池	新川	85.0	12.0	110.0	320.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
265	三郎池	新川	392.0	14.2	1768.5	1,220.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
266	小森谷池	新川	59.0	5.0	6.5	1.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
267	摺り鉢池	新川	60.0	6.0	15.0	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
268	前池	新川	183.0	6.7	127.0	12.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
269	役料池	新川	77.0	3.6	9.0	1.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
270	船岡池	詰田川	956.0	7.2	352.2	46.9	漏水決壊	土俵積立・杭打
271	野田池	詰田川	1105.0	6.3	289.0	33.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
272	大池	詰田川	720.0	6.8	368.2	90.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
273	沖ノ池	新川	750.0	5.0	127.7	64.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
274	萩之池	本津川	310.0	3.6	49.0	12.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
275	御厩池	本津川	580.0	10.5	482.1	95.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
276	新池	香東川	208.0	4.0	9.2	73.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
277	友常池	香東川	810.0	4.0	102.0	29.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
278	衣掛池	本津川	436.0	6.2	242.4	146.0	漏水決壊	土俵積立・杭打

番号	堰堤名	関係 河川名	規模			重要水防区域 ha	予想される危険	対策水防工法
			堤長 m	堤高 m	貯水量 千t			
279	石間谷中池	本津川	91.0	6.7	21.5	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
280	蓮池中池	本津川	25.0	3.0	2.2	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
281	すりばち池	—	76.0	8.3	8.2	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
282	羽間上池	牟礼川	240.0	9.0	113.1	20.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
283	羽間下池	下出手川	228.0	11.7	155.0	39.2	漏水決壊	土俵積立・杭打
284	古池下池	下出川	74.0	8.1	8.9	4.9	漏水決壊	土俵積立・杭打
285	王子中池	房前川	130.0	3.2	15.5	6.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
286	榎谷池	中川	47.0	9.8	8.8	3.3	漏水決壊	土俵積立・杭打
287	白鹿池	一の坪	110.0	7.2	7.6	4.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
288	松尾池	—	98.0	5.6	11.3	0.2	漏水決壊	土俵積立・杭打
289	大見山奥池	—	61.0	12.8	10.7	1.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
290	庵治大池	長者川	310.0	12.1	158.0	94.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
291	奥池上池	—	34.0	9.1	2.8	2.6	漏水決壊	土俵積立・杭打
292	奥池中池	—	47.0	7.7	3.5	2.6	漏水決壊	土俵積立・杭打
293	奥池下池	—	33.0	6.6	4.9	2.6	漏水決壊	土俵積立・杭打
294	高橋ダム	香東川	44.5	20.8	113.7	1.3	漏水決壊	土俵積立・杭打
295	引土池	香東川	92.0	11.3	25.0	2.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
296	渡池	新川	172.0	9.1	170.0	29.7	漏水決壊	土俵積立・杭打
297	市宮池	新川	343.0	9.7	196.0	16.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
298	四郎左衛門池	新川	79.0	7.0	32.0	0.5	漏水決壊	土俵積立・杭打
299	龍満池	香東川	520.0	8.8	528.4	94.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
300	新池	新川	710.0	15.1	1201.9	995.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
301	小池	香東川	261.0	4.0	36.9	5.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
302	夫婦淵池	新川	43.0	5.0	12.0	11.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
303	牟ヶ谷上池	香東川	26.0	4.5	6.0	1.6	漏水決壊	土俵積立・杭打
304	北打池	綾川	64.0	9.0	25.0	4.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
305	三夫婦上池	香東川	40.0	6.0	15.7	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
306	三夫婦中池	香東川	64.0	7.0	36.5	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
307	三夫婦下池	香東川	42.0	6.0	13.9	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
308	政所池	本津川	470.0	4.5	50.5	3.7	漏水決壊	土俵積立・杭打
309	赤坂上池	本津川	40.0	4.8	9.7	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打

番号	堰堤名	関係 河川名	規模			重要水防区域 ha	予想される危険	対策水防工法
			堤長 m	堤高 m	貯水量 千t			
310	奥谷池	本津川	172.0	23.6	352.2	234.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
311	文太夫池	本津川	160.0	4.0	8.2	8.7	漏水決壊	土俵積立・杭打
312	西原新池	本津川	189.0	5.8	20.0	15.5	漏水決壊	土俵積立・杭打
313	妙光寺池	本津川	50.0	4.2	5.0	1.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
314	妙光寺中池	本津川	35.0	3.8	1.7	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
315	下道池	本津川	85.0	2.4	7.2	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
316	苗代池	本津川	39.0	3.2	4.8	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
317	音谷池	本津川	210.0	12.7	383.4	60.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
318	笹尾中池	本津川	40.0	4.0	7.2	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
319	田渡池	香東川	132.0	18.4	246.0	190.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
320	大池	本津川	145.0	13.2	141.9	52.4	漏水決壊	土俵積立・杭打
321	宮池	本津川	442.0	9.1	138.3	23.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
322	新池	本津川	624.0	7.2	119.0	42.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
323	神崎池	本津川	438.0	10.7	225.0	47.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
324	関ノ池	本津川	365.0	5.4	347.6	78.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
325	内間池	本津川	66.0	4.3	7.3	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
326	橋池	本津川	280.0	11.6	555.9	82.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
327	嵐谷池	本津川	110.0	4.9	16.3	0.4	漏水決壊	土俵積立・杭打
328	ナカマ池	—	67.0	3.0	3.3	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
329	コンピラ北池	—	43.0	7.0	5.0	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
330	モロジ池	—	69.0	4.5	6.6	1.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
331	藤目池	—	150.0	3.5	7.1	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
332	屋島池	—	67.0	3.0	3.9	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
333	上池	—	83.0	3.0	3.7	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
334	馬場池	—	66.0	3.9	1.9	0.2	漏水決壊	土俵積立・杭打
335	岡1号池	春日川	33.0	4.8	2.6	1.2	漏水決壊	土俵積立・杭打
336	新池	香東川	25.0	6.0	1.4	0.2	漏水決壊	土俵積立・杭打
337	長池	春日川	45.0	5.1	8.8	0.9	漏水決壊	土俵積立・杭打
338	下池	春日川	48.0	3.1	1.8	1.5	漏水決壊	土俵積立・杭打
339	相米上池	春日川	24.0	4.8	1.7	1.3	漏水決壊	土俵積立・杭打
340	長谷池	春日川	45.0	4.3	3.7	3.0	漏水決壊	土俵積立・杭打

番号	堰堤名	関係 河川名	規 模			重要水防区域 ha	予想される危険	対策水防工法
			堤 長 m	堤 高 m	貯水量 千t			
341	海老谷池	春日川	25.0	6.9	3.3	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
342	下池	新川	54.6	4.8	2.5	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
343	木蓮池	新川	32.0	4.0	3.7	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
344	さご池	新川	59.0	3.7	4.2	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
345	宮西上池	本津川	41.0	4.0	4.8	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
346	松原池	本津川	42.0	3.4	1.6	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
347	荒神谷池	本津川	61.0	3.4	2.9	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
348	荒神谷上池	本津川	58.0	4.7	4.4	0.4	漏水決壊	土俵積立・杭打
349	汁クミ下池	本津川	105.0	7.0	11.2	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
350	汁クミ上池	本津川	110.0	6.0	11.2	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
351	蓮池	本津川	60.0	4.1	2.9	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
352	奥砂湖池	本津川	49.0	3.6	3.8	1.7	漏水決壊	土俵積立・杭打
353	地獄谷下池	本津川	42.0	5.5	3.8	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
354	地獄谷上池	本津川	45.0	9.0	12.1	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
355	久保新池	相引川	50.0	7.0	7.5	1.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
356	北山田池	久通川	25.0	3.0	2.4	0.5	漏水決壊	土俵積立・杭打
357	すり鉢池	牟礼川	35.0	3.0	2.5	0.6	漏水決壊	土俵積立・杭打
358	皿池	牟礼川	83.0	3.0	8.8	0.6	漏水決壊	土俵積立・杭打
359	大谷池	牟礼川	122.0	9.0	30.0	7.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
360	大島池	—	39.0	7.9	1.5	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
361	平見上池	—	69.0	6.2	6.1	0.2	漏水決壊	土俵積立・杭打
362	こりばい池	—	47.0	6.1	3.4	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
363	門ノ池	—	61.0	5.4	5.4	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
364	橋本池	—	49.0	13.5	8.0	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
365	笹池	—	36.0	5.4	2.0	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
366	神山奥池	—	34.0	8.7	7.2	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
367	たなご池	—	36.0	4.1	2.0	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
368	下池	—	62.0	3.8	2.4	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
369	上池	—	53.0	5.5	7.0	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
370	笹尾大池	—	39.0	8.3	9.0	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
371	真池	—	53.0	7.0	4.0	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打

番号	堰堤名	関係 河川名	規模			重要水防区域 ha	予想される危険	対策水防工法
			堤長 m	堤高 m	貯水量 千t			
372	裏池	—	89.0	6.2	7.4	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
373	新池	—	35.0	6.1	5.4	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
374	青池	香東川	24.0	4.6	1.5	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
375	大山田池	香東川	48.0	6.1	1.9	0.5	漏水決壊	土俵積立・杭打
376	中山田池	香東川	43.0	5.7	5.9	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
377	林左衛門池	新川	74.0	8.6	6.2	10.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
378	ノ池	新川	85.0	6.0	31.0	40.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
379	宮東下池	香東川	25.0	4.0	2.3	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
380	ツブ池上池	新川	45.0	4.5	5.8	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
381	ツブ池下池	新川	86.0	4.5	12.6	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
382	小増越池	新川	25.0	5.0	2.8	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
383	小屋谷池	本津川	26.0	3.7	2.2	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
384	中蓮池	本津川	30.0	4.0	2.2	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
385	栗谷池	本津川	28.0	3.7	1.6	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
386	坂下池	本津川	32.0	3.8	2.2	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
387	三女郎池	本津川	60.0	7.2	3.7	60.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
388	唐渡池	本津川	65.0	6.6	4.2	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
389	奥上池	本津川	56.0	5.8	2.0	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
390	三十郎池	本津川	72.0	4.2	5.0	0.4	漏水決壊	土俵積立・杭打
391	仲池	本津川	45.0	5.0	2.4	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
392	銭亀池	本津川	95.0	5.8	4.6	0.6	漏水決壊	土俵積立・杭打
393	三ツ池上池	本津川	95.0	6.3	13.8	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
394	新池	—	80.0	6.2	8.8	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
395	仲池	西長柄川	269.0	6.2	21.0	29.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
396	長尾池	相引川	237.0	5.7	49.2	80.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
397	前池	相引川	87.0	2.5	3.2	3.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
398	平木池	相引川	85.0	7.4	11.8	4.8	漏水決壊	土俵積立・杭打
399	平木奥池	相引川	37.0	4.1	2.8	5.2	漏水決壊	土俵積立・杭打
400	真行寺上池	大井手川	36.0	6.0	6.3	3.8	漏水決壊	土俵積立・杭打
401	南原池	相引川	115.0	7.0	10.2	3.8	漏水決壊	土俵積立・杭打
402	唐戸池	相引川	92.0	3.0	8.8	9.6	漏水決壊	土俵積立・杭打

番号	堰堤名	関係 河川名	規模			重要水防区域 ha	予想される危険	対策水防工法
			堤長 m	堤高 m	貯水量 千t			
403	唐戸下池	相引川	65.0	4.0	2.8	9.6	漏水決壊	土俵積立・杭打
404	谷池	相引川	350.0	8.0	98.0	73.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
405	菱池	相引川	152.0	6.5	54.5	38.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
406	新池	相引川	100.0	5.5	15.4	2.5	漏水決壊	土俵積立・杭打
407	尾池	相引川	162.0	4.0	22.8	2.5	漏水決壊	土俵積立・杭打
408	かた元池	相引川	240.0	3.4	5.5	2.4	漏水決壊	土俵積立・杭打
409	覚造池	新川	112.0	6.8	24.6	49.4	漏水決壊	土俵積立・杭打
410	大僧池	新川	108.0	6.8	13.3	49.4	漏水決壊	土俵積立・杭打
411	小山池	相引川	200.0	6.6	47.5	59.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
412	空池	相引川	59.0	2.5	2.2	2.7	漏水決壊	土俵積立・杭打
413	蝮池	相引川	40.0	2.0	2.8	2.7	漏水決壊	土俵積立・杭打
414	浦門池	相引川	7.0	6.0	9.9	1.4	漏水決壊	土俵積立・杭打
415	八ツ池	相引川	58.0	4.0	4.9	2.3	漏水決壊	土俵積立・杭打
416	新池	相引川	29.0	6.0	12.5	2.3	漏水決壊	土俵積立・杭打
417	昭和池	新川	36.0	4.3	6.5	10.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
418	皿池	新川	141.0	6.5	22.0	3.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
419	辻尾池	新川	70.0	5.5	5.7	1.2	漏水決壊	土俵積立・杭打
420	中池	新川	90.0	3.2	1.4	3.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
421	額池	新川	198.0	8.0	52.9	49.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
422	横谷池	新川	290.0	7.6	36.9	41.7	漏水決壊	土俵積立・杭打
423	中池	新川	117.2	13.8	134.3	72.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
424	谷堂池	新川	195.0	5.3	10.0	10.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
425	鷺池	—	119.0	6.8	35.5	12.3	漏水決壊	土俵積立・杭打
426	香地池	吉田川	170.0	5.6	80.0	80.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
427	次郎毛池	新川	93.0	4.8	22.0	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
428	下金方寺池	新川	45.0	3.0	9.0	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
429	上金方寺池	新川	60.0	3.4	10.0	35.9	漏水決壊	土俵積立・杭打
430	東植田皿池	春日川	80.0	4.7	15.6	2.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
431	鍵面池	新川	89.0	5.9	62.0	57.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
432	西大谷池	春日川	45.0	5.0	1.8	4.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
433	東大谷池	春日川	53.0	6.0	4.2	1.5	漏水決壊	土俵積立・杭打

番号	堰堤名	関係 河川名	規模			重要水防区域 ha	予想される危険	対策水防工法
			堤長 m	堤高 m	貯水量 千t			
434	低池	春日川	10.0	5.8	22.8	3.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
435	高津下池	春日川	70.0	6.3	6.0	0.3	漏水決壊	土俵積立・杭打
436	高津中池	春日川	65.0	5.4	5.2	0.3	漏水決壊	土俵積立・杭打
437	上鯉越池	春日川	76.0	6.3	55.4	102.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
438	奈良谷池	春日川	53.0	4.8	4.7	2.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
439	境谷池	春日川	93.0	8.0	14.6	3.6	漏水決壊	土俵積立・杭打
440	田渡池	春日川	80.0	5.2	17.9	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
441	青池	新川	61.0	15.0	30.2	70.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
442	岡池	新川	173.6	6.1	34.3	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
443	石船池	新川	383.0	4.1	29.0	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
444	松池	新川	112.0	5.5	56.9	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
445	吉原池	新川	100.0	6.4	20.0	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
446	岡池	新川	79.0	6.7	24.0	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
447	大谷池	新川	158.0	2.7	21.2	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
448	こうもり池	新川	55.0	3.2	5.0	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
449	下鯉越池	新川	150.0	6.8	50.2	25.8	漏水決壊	土俵積立・杭打
450	道池	詰田川	515.0	5.0	50.0	50.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
451	亀池	詰田川	120.0	2.5	3.2	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
452	長池	詰田川	780.0	4.4	85.2	52.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
453	下池	詰田川	380.0	2.7	31.3	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
454	三条池	新川	610.0	3.0	36.5	1.4	漏水決壊	土俵積立・杭打
455	辻堂池	香東川	697.0	5.7	69.0	100.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
456	新池	香東川	530.0	4.8	89.0	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
457	上牛池	本津川	75.0	5.7	34.5	14.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
458	下牛池	本津川	234.0	5.7	45.0	14.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
459	ウラ池	本津川	51.0	3.6	1.8	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
460	上池	本津川	97.0	5.3	5.6	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
461	越谷池	本津川	75.0	5.3	12.5	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
462	下池	本津川	117.0	5.2	9.1	0.3	漏水決壊	土俵積立・杭打
463	山池	本津川	81.0	5.1	6.1	0.2	漏水決壊	土俵積立・杭打
464	中池	本津川	90.0	4.5	6.5	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打

番号	堰堤名	関係 河川名	規模			重要水防区域 ha	予想される危険	対策水防工法
			堤長 m	堤高 m	貯水量 千t			
465	奥谷池	本津川	79.0	12.0	51.8	61.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
466	坊主池	本津川	59.0	4.7	9.3	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
467	藤谷池	本津川	61.0	4.0	4.3	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
468	半田池	香東川	475.8	3.1	20.0	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
469	高月池	香東川	735.0	4.2	55.0	152.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
470	石間谷上池	本津川	90.0	6.5	20.9	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
471	石間谷下池	本津川	106.0	3.0	18.4	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
472	蓮池下池	本津川	33.0	3.0	1.6	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
473	山地池	本津川	195.0	11.8	96.7	80.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
474	新池	本津川	156.0	6.0	28.5	3.6	漏水決壊	土俵積立・杭打
475	伊勢池	本津川	150.0	5.5	19.3	1.2	漏水決壊	土俵積立・杭打
476	新池	—	92.0	4.2	6.2	8.9	漏水決壊	土俵積立・杭打
477	奥ノ堂池	—	98.0	5.2	4.8	8.9	漏水決壊	土俵積立・杭打
478	今池	坊谷川	225.0	10.0	60.0	20.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
479	切池	牟礼川	39.0	6.0	6.0	2.9	漏水決壊	土俵積立・杭打
480	辺路池	牟礼川	30.0	5.0	3.0	2.9	漏水決壊	土俵積立・杭打
481	新池上池	牟礼川	30.0	3.0	1.0	5.5	漏水決壊	土俵積立・杭打
482	丹僧新池	牟礼川	92.0	7.5	9.2	5.5	漏水決壊	土俵積立・杭打
483	清谷池	牟礼川	55.0	9.0	8.9	5.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
484	王子奥池	房前川	83.0	4.3	16.1	5.2	漏水決壊	土俵積立・杭打
485	牛田池	房前川	276.0	5.5	68.5	23.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
486	三ヶ原池	房前川	49.0	8.2	13.2	2.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
487	西浦池	房前川	161.0	7.3	41.5	7.6	漏水決壊	土俵積立・杭打
488	中村上池	一の坪	85.0	10.5	29.4	8.9	漏水決壊	土俵積立・杭打
489	中村下池	一の坪	58.0	8.4	18.7	5.6	漏水決壊	土俵積立・杭打
490	女池	一の坪	82.0	6.6	11.7	9.3	漏水決壊	土俵積立・杭打
491	八池	—	118.0	5.6	13.6	0.5	漏水決壊	土俵積立・杭打
492	双子池	南長者川	292.0	8.0	28.0	33.8	漏水決壊	土俵積立・杭打
493	長田池	新川	61.8	11.3	76.7	43.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
494	光貞池	新川	43.5	6.5	5.1	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
495	西浦池	新川	50.0	6.8	7.5	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打

番号	堰堤名	関係 河川名	規模			重要水防区域 ha	予想される危険	対策水防工法
			堤長 m	堤高 m	貯水量 千t			
496	堂奥池	香東川	55.0	8.3	58.1	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
497	箕谷池	新川	45.0	7.0	6.4	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
498	小山池	新川	120.0	10.0	5.9	4.5	漏水決壊	土俵積立・杭打
499	奥地池	綾川	50.0	10.6	24.7	8.8	漏水決壊	土俵積立・杭打
500	鑄物師池	本津川	242.0	4.6	30.0	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
501	惣物池	本津川	42.0	6.5	10.9	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
502	神子池	本津川	63.0	10.0	24.6	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
503	次郎助池	本津川	50.0	5.8	14.3	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
504	西池	本津川	67.0	4.6	8.1	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
505	赤坂池	本津川	77.0	5.5	11.0	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
506	文田池	本津川	113.0	13.0	46.0	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
507	大浦池	本津川	104.0	14.9	37.1	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
508	坊ヶ谷下池	本津川	77.0	12.6	14.7	1.5	漏水決壊	土俵積立・杭打
509	西池	本津川	170.0	7.0	9.3	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
510	上道池	本津川	121.0	2.2	7.4	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
511	尾池	本津川	155.0	7.0	44.0	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
512	奥川内池	本津川	147.0	8.3	68.0	70.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
513	夫婦池	本津川	91.0	13.4	98.2	115.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
514	笹尾新池	本津川	100.0	11.5	96.5	83.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
515	笹尾上池	本津川	79.0	9.0	13.4	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
516	西谷池	本津川	120.0	8.6	47.1	6.4	漏水決壊	土俵積立・杭打
517	中尾池	本津川	114.0	8.7	73.6	76.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
518	嘉助谷池	本津川	117.0	12.5	20.6	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
519	琴谷池	本津川	173.0	19.3	47.7	16.6	漏水決壊	土俵積立・杭打
520	下池乙	本津川	40.0	2.9	1.5	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
521	山口池	本津川	282.0	7.6	41.6	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
522	福乗寺池	本津川	117.0	7.9	62.0	77.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
523	万福寺池	本津川	125.0	4.3	15.7	6.8	漏水決壊	土俵積立・杭打
524	中池	本津川	111.0	7.3	10.0	12.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
525	宮池	本津川	152.0	7.2	36.0	12.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
526	大禿池	本津川	119.0	6.9	8.6	1.7	漏水決壊	土俵積立・杭打

番号	堰堤名	関係 河川名	規模			重要水防区域 ha	予想される危険	対策水防工法
			堤長 m	堤高 m	貯水量 千t			
527	菅池	本津川	110.0	9.8	15.8	3.9	漏水決壊	土俵積立・杭打
528	新池	本津川	265.0	8.7	54.1	48.4	漏水決壊	土俵積立・杭打
529	養池	本津川	90.0	3.5	1.2	3.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
530	奥上池	本津川	89.0	9.0	9.2	2.8	漏水決壊	土俵積立・杭打
531	奥下池	本津川	91.0	12.1	31.6	7.2	漏水決壊	土俵積立・杭打
532	彦四郎池	本津川	295.0	5.2	20.3	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
533	六ッ目中池	本津川	210.0	7.0	60.0	73.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
534	六ッ目上池	本津川	167.0	9.6	54.0	75.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
535	赤池	本津川	119.0	6.1	13.4	3.9	漏水決壊	土俵積立・杭打
536	役池	本津川	103.0	5.4	11.2	3.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
537	蛇池	本津川	45.0	5.5	6.9	3.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
538	前田池	本津川	91.0	4.0	4.1	2.7	漏水決壊	土俵積立・杭打
539	東内下池	本津川	99.0	4.6	2.9	31.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
540	東内中池	本津川	86.0	4.9	5.6	31.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
541	赤池	本津川	53.0	4.7	7.8	0.2	漏水決壊	土俵積立・杭打
542	東大谷池	本津川	90.0	6.6	6.8	2.2	漏水決壊	土俵積立・杭打
543	仁王門池	本津川	116.0	4.1	4.3	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
544	西大谷中池	本津川	144.0	7.8	13.6	7.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
545	西大谷上池	本津川	178.0	7.8	22.6	7.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
546	石舟池	本津川	129.0	5.2	92.0	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
547	蓮池	本津川	122.0	4.5	11.7	0.2	漏水決壊	土俵積立・杭打
548	赤池	本津川	118.0	5.4	12.0	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
549	三ツ池下池	本津川	187.0	4.8	9.4	0.5	漏水決壊	土俵積立・杭打
550	ネコ池	—	44.0	4.0	1.5	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
551	ネコ池	—	47.0	5.0	3.0	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
552	富前池	—	52.0	3.5	2.5	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
553	古池	—	31.0	5.0	1.3	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
554	新池	—	48.0	3.5	2.1	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
555	前池	—	31.0	5.0	2.7	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
556	小池	—	40.0	3.7	1.8	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
557	スリバチ池	—	50.0	5.5	4.2	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打

番号	堰堤名	関係 河川名	規模			重要水防区域 ha	予想される危険	対策水防工法
			堤長 m	堤高 m	貯水量 千t			
558	フナト池	—	90.0	4.5	2.7	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
559	牛池	—	38.0	3.5	2.5	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
560	オカメ池	—	55.0	4.0	3.7	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
561	綿打上池	—	19.0	5.5	3.3	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
562	下池	—	110.0	8.0	17.0	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
563	道池	—	108.0	5.9	15.0	1.4	漏水決壊	土俵積立・杭打
564	亀底下池	相引川	33.0	2.5	1.0	1.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
565	羽舞池	相引川	130.0	4.0	8.4	0.8	漏水決壊	土俵積立・杭打
566	平田池	相引川	218.5	5.3	24.5	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
567	新田新池	相引川	193.0	5.5	8.8	1.6	漏水決壊	土俵積立・杭打
568	谷池	相引川	123.0	2.7	7.3	1.8	漏水決壊	土俵積立・杭打
569	漆谷池	相引川	32.0	3.5	3.6	2.7	漏水決壊	土俵積立・杭打
570	渡池	新川	56.0	3.7	2.0	7.4	漏水決壊	土俵積立・杭打
571	下池	新川	28.0	3.4	4.4	1.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
572	蓮池	春日川	45.0	3.8	2.4	0.5	漏水決壊	土俵積立・杭打
573	岡2号池	新川	16.0	3.3	0.3	1.2	漏水決壊	土俵積立・杭打
574	小谷池	香東川	25.0	3.0	8.0	0.7	漏水決壊	土俵積立・杭打
575	半行寺池	香東川	40.0	3.7	2.1	1.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
576	下池	春日川	37.0	2.4	1.7	2.2	漏水決壊	土俵積立・杭打
577	猿ヶ谷池	春日川	4.0	4.2	2.1	0.2	漏水決壊	土俵積立・杭打
578	豊年池	春日川	30.0	3.9	15.6	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
579	黒助池	春日川	48.0	5.0	5.2	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
580	忠五池	春日川	41.0	3.4	4.5	1.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
581	大前池	春日川	57.0	3.3	2.5	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
582	鍛冶屋池	春日川	60.0	4.0	7.7	3.3	漏水決壊	土俵積立・杭打
583	三笠下池	春日川	35.0	3.4	1.4	0.8	漏水決壊	土俵積立・杭打
584	南原池	春日川	50.0	7.3	7.7	3.2	漏水決壊	土俵積立・杭打
585	ローソク池	新川	48.0	3.5	2.2	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
586	谷口池	新川	49.0	2.2	1.3	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
587	砂入池	新川	108.0	4.8	27.2	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
588	蓮池	詰田川	489.0	4.2	35.3	1.6	漏水決壊	土俵積立・杭打

番号	堰堤名	関係 河川名	規模			重要水防区域 ha	予想される危険	対策水防工法
			堤長 m	堤高 m	貯水量 千t			
589	新池	新川	110.0	2.7	8.7	0.8	漏水決壊	土俵積立・杭打
590	高田池	新川	194.0	2.0	3.2	0.5	漏水決壊	土俵積立・杭打
591	上池	香東川	90.0	4.8	12.7	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
592	高木池	香東川	120.0	3.6	6.5	0.4	漏水決壊	土俵積立・杭打
593	山池	本津川	32.0	4.5	4.8	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
594	山地池	本津川	60.0	3.2	1.6	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
595	裏池	本津川	120.0	4.2	9.5	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
596	本堯寺池	本津川	70.0	4.7	8.5	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
597	中上中池	本津川	28.0	3.5	1.5	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
598	藤田池	本津川	46.0	3.0	1.3	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
599	円座池	本津川	57.0	5.0	6.0	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
600	道池	本津川	61.0	2.0	0.7	2.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
601	長池	本津川	74.0	3.8	3.2	0.2	漏水決壊	土俵積立・杭打
602	新池	本津川	53.0	4.2	2.8	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
603	砂池	本津川	54.0	5.8	6.3	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
604	柳池	本津川	30.0	3.4	2.2	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
605	日母衣池	本津川	56.0	4.9	12.3	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
606	宮西下池	本津川	40.0	3.2	1.7	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
607	イビリ池	本津川	17.0	3.5	1.9	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
608	蓮池	本津川	56.0	3.0	2.2	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
609	山池	本津川	41.0	6.2	2.4	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
610	権現谷池	本津川	67.0	4.5	6.3	1.2	漏水決壊	土俵積立・杭打
611	荒神谷中池	本津川	60.0	4.4	5.9	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
612	ヨシ池	本津川	80.0	4.7	5.0	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
613	渡池	本津川	190.0	4.2	13.5	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
614	虎池	本津川	62.0	5.8	6.0	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
615	新角池	本津川	4.0	3.4	1.8	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
616	澤の池上池	本津川	112.0	6.2	9.3	2.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
617	下池	—	65.0	4.4	5.1	8.9	漏水決壊	土俵積立・杭打
618	二ツ池	住吉川	50.0	4.2	5.8	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
619	久保池	川原川	50.0	5.0	7.0	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打

番号	堰堤名	関係 河川名	規模			重要水防区域 ha	予想される危険	対策水防工法
			堤長 m	堤高 m	貯水量 千t			
620	天神上池	川原川	30.0	4.0	2.5	0.7	漏水決壊	土俵積立・杭打
621	南神池田池	牟礼川	45.0	4.5	1.6	0.5	漏水決壊	土俵積立・杭打
622	筒池	下出川	49.0	4.0	1.6	0.5	漏水決壊	土俵積立・杭打
623	道池	房前川	45.0	4.5	8.8	0.9	漏水決壊	土俵積立・杭打
624	新池1号	—	53.0	6.5	2.5	0.2	漏水決壊	土俵積立・杭打
625	願成寺池	—	74.0	5.4	6.0	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
626	つんぼ池	—	77.0	5.0	3.5	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
627	下池	—	33.0	3.7	1.0	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
628	桜池	—	46.0	8.0	5.7	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
629	空池	—	36.0	4.5	1.6	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
630	中池	—	37.0	3.5	1.2	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
631	上北池	—	43.0	4.6	1.2	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
632	江ノ浜大池	—	43.0	5.3	4.0	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
633	がま池上池	—	43.0	3.7	1.5	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
634	北上池	—	27.0	5.4	4.7	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
635	新池	—	40.0	6.6	7.6	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
636	宮ノ側池	香東川	24.0	4.9	0.9	0.4	漏水決壊	土俵積立・杭打
637	お上池	香東川	32.0	3.6	0.9	0.6	漏水決壊	土俵積立・杭打
638	飯田池	新川	60.0	4.6	8.0	0.7	漏水決壊	土俵積立・杭打
639	三野和市池	新川	29.0	5.0	0.8	0.5	漏水決壊	土俵積立・杭打
640	苗代池	新川	92.0	6.6	3.6	10.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
641	宮西上池	香東川	27.0	6.0	2.5	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
642	松浦池	香東川	29.0	3.4	0.6	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
643	小池	本津川	37.0	5.5	6.8	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
644	円光坊池	本津川	70.0	8.7	13.9	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
645	太郎左門池	本津川	35.0	5.8	5.9	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
646	中蓮下池	本津川	29.0	2.8	1.3	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
647	中蓮上池	本津川	22.0	1.8	1.0	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
648	八田池	香東川	64.0	10.3	13.5	0.3	漏水決壊	土俵積立・杭打
649	泉谷池	本津川	50.0	5.2	1.5	20.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
650	新居皿池	本津川	100.0	5.8	7.0	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打

番号	堰堤名	関係 河川名	規模			重要水防区域 ha	予想される危険	対策水防工法
			堤長 m	堤高 m	貯水量 千t			
651	裏池	本津川	180.0	5.4	13.8	3.6	漏水決壊	土俵積立・杭打
652	山越池	本津川	107.0	5.8	2.9	0.5	漏水決壊	土俵積立・杭打
653	山口池	本津川	55.0	4.9	1.5	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
654	新池	本津川	81.0	2.0	6.1	0.8	漏水決壊	土俵積立・杭打
655	楠井中池	本津川	78.0	5.8	8.8	3.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
656	楠井下池	本津川	79.0	5.5	5.2	3.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
657	双子池	本津川	84.0	4.2	4.5	1.9	漏水決壊	土俵積立・杭打
658	濁池	本津川	40.0	4.1	2.0	0.8	漏水決壊	土俵積立・杭打
659	唐谷池	本津川	59.0	6.3	5.2	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
660	南池	本津川	65.0	5.0	1.5	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
661	額池下池	本津川	90.0	4.5	2.2	1.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
662	赤池下池	本津川	72.0	5.1	5.1	7.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
663	信谷上池	本津川	123.0	5.4	7.0	1.2	漏水決壊	土俵積立・杭打
664	藤重池	—	35.0	2.5	—	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
665	藤茂池	—	58.0	4.0	2.2	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
666	カラ池	—	51.0	3.0	0.7	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
667	国宗池	—	36.0	4.0	1.1	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
668	野山ノ池	—	57.0	5.0	2.4	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
669	唯英池	—	37.0	4.0	1.3	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
670	キノベ池	—	35.0	3.5	1.1	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
671	平常池	—	51.0	4.2	4.1	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
672	四八池	—	35.0	5.9	1.7	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
673	コンピラ北下池	—	44.0	6.2	3.0	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
674	新池上池	—	26.0	4.5	2.2	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
675	新池中池	—	20.0	3.0	0.9	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
676	綿打池	—	140.0	7.0	22.7	4.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
677	継信池	—	62.0	5.0	6.8	3.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
678	ワント池	—	21.0	5.0	1.6	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
679	木村池	—	33.0	5.0	1.6	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
680	キムラ池	—	35.0	2.9	0.6	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
681	石池	—	48.0	3.2	1.7	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打

番号	堰堤名	関係 河川名	規模			重要水防区域 ha	予想される危険	対策水防工法
			堤長 m	堤高 m	貯水量 千t			
682	奥池	—	72.0	2.5	2.0	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
683	奥池	相引川	39.0	4.0	1.6	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
684	仁池	相引川	63.0	6.0	3.6	0.6	漏水決壊	土俵積立・杭打
685	庄野池	相引川	31.0	2.5	3.7	2.7	漏水決壊	土俵積立・杭打
686	天神池	相引川	48.0	2.4	1.1	2.3	漏水決壊	土俵積立・杭打
687	柏池	新川	25.0	3.9	0.5	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
688	西ラ谷池	春日川	28.0	3.4	2.4	0.3	漏水決壊	土俵積立・杭打
689	塩田下池	新川	21.0	3.3	0.3	0.2	漏水決壊	土俵積立・杭打
690	空谷下池	新川	12.0	4.3	0.5	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
691	楠谷池	新川	18.0	2.3	0.4	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
692	上原池	新川	14.0	5.5	0.3	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
693	入船池	春日川	15.0	5.0	10.0	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
694	石ヶ谷中池	香東川	19.0	3.1	0.3	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
695	籠池	春日川	30.0	2.5	0.9	0.2	漏水決壊	土俵積立・杭打
696	中原上池	春日川	40.0	5.4	2.3	1.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
697	谷本池	春日川	30.0	3.8	0.9	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
698	砂入池	春日川	15.0	3.8	0.5	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
699	中池	春日川	18.0	3.8	0.4	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
700	南谷池	春日川	18.0	2.8	0.6	0.6	漏水決壊	土俵積立・杭打
701	奥池	春日川	30.0	8.4	4.2	0.6	漏水決壊	土俵積立・杭打
702	久保池	新川	30.0	1.8	0.5	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
703	清定池	春日川	18.0	4.4	1.8	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
704	筒井池	新川	28.0	2.7	0.3	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
705	重谷西池	春日川	55.0	5.0	1.4	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
706	山田池	新川	11.0	2.4	0.3	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
707	赤松中池	春日川	15.0	5.2	1.1	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
708	上佐上池	新川	42.0	3.9	0.5	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
709	松長池	新川	65.0	4.2	3.6	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
710	ひる池	本津川	64.0	4.2	3.2	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
711	中池	本津川	43.0	4.8	3.5	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
712	山崎8号池	本津川	19.0	4.3	2.7	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打

番号	堰堤名	関係 河川名	規模			重要水防区域 ha	予想される危険	対策水防工法
			堤長 m	堤高 m	貯水量 千t			
713	山崎7号池	本津川	23.0	3.9	2.0	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
714	山崎6号池	本津川	45.0	4.0	1.8	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
715	奥谷池	本津川	70.0	5.0	10.0	2.3	漏水決壊	土俵積立・杭打
716	小左衛門池	本津川	57.0	2.5	1.0	0.3	漏水決壊	土俵積立・杭打
717	山王上池	本津川	37.0	4.7	2.8	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
718	山王下池	本津川	39.0	4.2	4.0	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
719	小四郎池	本津川	68.0	4.3	1.2	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
720	徳田下池	本津川	104.0	2.7	0.3	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
721	徳田中池	本津川	68.0	3.0	3.2	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
722	増蔵林池	本津川	—	4.0	1.0	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
723	中池	本津川	33.0	3.6	2.5	0.5	漏水決壊	土俵積立・杭打
724	横野原下池	本津川	45.0	5.7	3.8	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
725	名勝谷池	本津川	43.0	4.0	2.0	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
726	渡辺池	本津川	34.0	2.7	4.3	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
727	モモ形下池	本津川	43.0	2.3	1.8	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
728	大下池	本津川	25.0	4.0	1.1	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
729	谷池	本津川	10.0	3.0	1.2	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
730	根香池	住吉川	70.0	8.0	23.7	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
731	中谷池	久通川	14.0	4.5	1.3	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
732	スゲ池	牟礼川	50.0	2.2	0.6	0.3	漏水決壊	土俵積立・杭打
733	鉢池	牟礼川	71.0	5.4	2.9	0.4	漏水決壊	土俵積立・杭打
734	田井二ツ池	牟礼川	25.0	3.0	1.6	0.3	漏水決壊	土俵積立・杭打
735	池田北谷池	牟礼川	48.0	4.0	1.8	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
736	出店池	牟礼川	60.0	4.5	2.0	0.2	漏水決壊	土俵積立・杭打
737	大谷中池	房前川	26.0	4.5	1.2	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
738	小高上池	中川	44.0	6.5	2.6	0.3	漏水決壊	土俵積立・杭打
739	小高池	中川	44.0	5.5	1.2	0.3	漏水決壊	土俵積立・杭打
740	丸山大池	—	129.0	4.5	8.0	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
741	子池	—	88.0	4.3	3.0	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
742	中池	—	55.0	6.0	3.3	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
743	繁昌池	—	50.0	4.5	1.8	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打

番号	堰堤名	関係 河川名	規模			重要水防区域 ha	予想される危険	対策水防工法
			堤長 m	堤高 m	貯水量 千t			
744	田淵池	—	31.0	3.5	0.5	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
745	上池	—	32.0	5.1	1.3	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
746	梶河池	—	32.0	2.7	0.5	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
747	大中谷下池	—	32.0	3.4	0.7	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
748	長池	—	51.0	5.4	2.5	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
749	おさき池	—	42.0	2.7	1.5	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
750	がま池	—	34.0	2.4	1.0	0.9	漏水決壊	土俵積立・杭打
751	上池	—	27.0	5.3	1.0	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
752	谷池	—	31.0	3.4	0.8	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
753	前池	—	59.0	4.2	1.8	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
754	下池	—	39.0	3.7	0.9	0.2	漏水決壊	土俵積立・杭打
755	上池	—	50.0	5.2	1.6	0.4	漏水決壊	土俵積立・杭打
756	菱池	—	55.0	5.0	1.8	0.7	漏水決壊	土俵積立・杭打
757	裏池	—	42.0	3.3	0.8	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
758	石川池	—	47.0	3.0	1.4	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
759	越浦池	—	44.0	6.7	5.3	0.4	漏水決壊	土俵積立・杭打
760	田ノ尻池	—	43.0	3.3	1.0	0.2	漏水決壊	土俵積立・杭打
761	ナラ池	—	33.0	4.5	1.1	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
762	カジベリ下池	—	35.0	4.1	1.0	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
763	前池	—	46.0	5.7	2.1	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
764	素源谷下池	—	25.0	5.3	1.6	0.5	漏水決壊	土俵積立・杭打
765	中馬女木池	—	21.0	2.0	0.3	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
766	南海上池	—	56.0	7.3	7.7	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
767	新開池	—	33.0	3.1	1.8	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
768	西の池	—	34.0	2.5	1.8	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
769	中條池	綾川	14.0	1.6	0.1	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
770	京野池	綾川	20.0	4.0	0.3	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
771	御上池	綾川	33.0	5.4	2.4	0.2	漏水決壊	土俵積立・杭打
772	とん谷池	香東川	40.0	7.5	6.3	0.2	漏水決壊	土俵積立・杭打
773	喧嘩池	新川	60.0	4.6	8.0	0.5	漏水決壊	土俵積立・杭打
774	宮池	新川	58.0	4.6	3.0	10.0	漏水決壊	土俵積立・杭打

番号	堰堤名	関係 河川名	規模			重要水防区域 ha	予想される危険	対策水防工法
			堤長 m	堤高 m	貯水量 千t			
775	高塚東池	新川	20.0	6.0	3.5	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
776	村瀬池	新川	26.0	4.7	0.5	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
777	牟ヶ谷下池	香東川	55.0	7.0	18.0	1.6	漏水決壊	土俵積立・杭打
778	丸田池	本津川	67.0	8.3	30.0	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
779	下田井池	本津川	42.0	2.4	1.4	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
780	下田井下池	本津川	35.0	2.4	0.7	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
781	秋次1号池	本津川	28.0	5.8	2.0	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
782	阪ノ奥下池	本津川	25.0	4.5	0.8	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
783	休場池	本津川	63.0	6.0	13.2	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
784	前池	本津川	45.0	4.4	1.5	1.8	漏水決壊	土俵積立・杭打
785	にごり池	本津川	52.0	5.8	2.3	0.2	漏水決壊	土俵積立・杭打
786	小池	本津川	57.0	3.9	1.4	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
787	十三郎池	本津川	52.0	4.2	3.2	0.2	漏水決壊	土俵積立・杭打
788	谷池	本津川	57.0	3.0	0.6	0.2	漏水決壊	土俵積立・杭打
789	蓮池	本津川	35.0	1.7	0.6	0.4	漏水決壊	土俵積立・杭打
790	山口上池	本津川	50.0	4.7	1.0	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
791	黒工門池	本津川	45.0	3.8	1.4	0.6	漏水決壊	土俵積立・杭打
792	多聞寺池	本津川	36.0	5.3	1.1	0.2	漏水決壊	土俵積立・杭打
793	上池	本津川	44.0	4.3	1.3	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
794	兎山子池	本津川	35.0	3.7	1.0	0.2	漏水決壊	土俵積立・杭打
795	皿池	本津川	58.0	3.1	7.1	4.5	漏水決壊	土俵積立・杭打
796	北池	本津川	105.0	5.4	1.4	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
797	赤池上池	本津川	50.0	3.6	1.7	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
798	小谷池	本津川	45.0	3.5	0.8	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
799	信谷池	本津川	158.0	5.0	17.2	30.6	漏水決壊	土俵積立・杭打
800	三ツ池中池	本津川	115.0	4.5	5.3	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
801	角池	本津川	125.0	4.5	8.2	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
802	新池	本津川	118.0	4.1	5.7	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
803	南谷下池	新川	31.0	3.0	4.0	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
804	悟呂子池	本津川	76.0	3.9	2.8	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
805	穴砂古池	新川	28.0	8.0	2.0	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打

番号	堰堤名	関係 河川名	規模			重要水防区域 ha	予想される危険	対策水防工法
			堤長 m	堤高 m	貯水量 千t			
806	山本池	新川	15.0	5.0	0.7	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
807	打越上池	—	44.0	7.5	1.5	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
808	西春日池	新川	137.0	6.7	29.7	51.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
809	小山池	住吉川	200.0	12.4	94.8	45.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
810	川池	川原川	170.0	0.5	12.0	3.7	漏水決壊	土俵積立・杭打
811	長田下池	新川	70.0	6.0	4.8	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
812	公測池	新川	260.0	27.8	1760.0	1,200.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
813	城池	新川	190.0	16.5	720.0	700.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
814	神内池	天満川	249.0	15.2	1380.0	700.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
815	神内上池	天満川	130.0	29.7	694.0	4,870.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
816	松尾池	春日川	423.0	18.7	1322.0	700.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
817	平池	新川	700.0	11.4	1240.0	260.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
818	住蓮寺池	新川	412.0	9.9	491.3	695.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
819	行寺池	香東川	701.0	5.5	59.0	58.2	漏水決壊	土俵積立・杭打
820	小田池	本津川	1721.0	10.5	1419.3	476.7	漏水決壊	土俵積立・杭打
821	奈良須池	本津川	520.0	13.2	1457.7	520.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
822	神高池	本津川	245.0	7.1	85.4	40.7	漏水決壊	土俵積立・杭打
823	桑崎池	住吉川	147.5	14.8	114.0	81.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
824	亀割池	亀水川	193.0	12.5	123.0	49.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
825	高柳池	川原川	230.0	8.7	63.4	5.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
826	川骨池	牟礼川	160.0	7.5	51.4	35.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
827	蓮池	牟礼川	176.5	6.2	70.0	46.0	漏水決壊	土俵積立・杭打
828	青木池	—	79.0	5.5	3.9	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
829	高橋池	—	45.0	4.5	2.2	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
830	会堂北池	—	70.0	3.5	1.7	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
831	松本池	—	38.0	5.0	3.3	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
832	木村上池	—	25.0	1.7	1.4	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
833	籠池	—	51.0	3.7	2.0	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
834	聖代上池	—	38.0	3.0	1.4	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
835	吉木池	—	31.0	3.0	1.1	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
836	長池	—	64.0	3.2	3.1	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打

番号	堰堤名	関係 河川 名	規模			重要水防区域 ha	予想される危険	対策水防工法
			堤長 m	堤高 m	貯水量 千t			
837	上村池	—	15.0	2.0	1.0	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
838	太田池	—	35.0	4.2	3.0	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
839	田中上池	—	17.0	2.7	0.6	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
840	小判屋池	—	67.0	4.5	6.2	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
841	山口上池	—	34.0	8.0	4.8	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打

山腹崩壊危険地区

(国有林)

番号	位 置				面積 (ha)	人家数	関係機関
	郡・市	町	大字	字			
1	高松	屋島東	屋島	石場	12	15	香川森林管理事務所
2	高松	屋島東	屋島	石場	9	3	〃
3	高松	屋島東	屋島	石場	10	31	〃
4	高松	屋島東	屋島	壇ノ浦	3	40	〃
5	高松	屋島東	屋島	壇ノ浦	6	65	〃
6	高松	屋島東	屋島	壇ノ浦	8	68	〃
7	高松	屋島西	屋島	蒲生	3	91	〃
8	高松	屋島西	屋島	蒲生	7	4	〃
9	高松	室新	室山		6	21	〃
10	高松	亀水	西紅ノ峰		3	16	〃
11	高松	亀水	古弓弦羽		5	8	〃
12	高松	屋島東		藤目	7	30	〃
13	高松	屋島中		中央	6	30	〃
14	高松	屋島西		浜北	5	25	〃
15	高松	屋島西		蒲生	17	25	〃
16	高松	宮脇	姥ヶ池東	東石清尾	8	15	〃
17	高松	宮脇	姥ヶ池東	東石清尾	2	15	〃
18	高松	西宝		西石清尾	2	0	〃
19	高松	西宝		西石清尾	4	0	〃
20	高松	宮脇	宮脇町	中石清尾	2	50	〃
21	高松	宮脇	宮脇町	中石清尾	2	30	〃
22	高松	屋島中	屋島		5	30	〃
23	高松	屋島中	屋島		5	40	〃
24	高松	庵治	平谷		1	0	〃

(民有林)

番号	位 置				面積 (ha)	人家数	関係機関
	郡・市	町	大字	字			
1	高松	男木		州鼻	2	2	東部林業事務所
2	高松	男木		殿畑	4	285	〃
3	高松	男木		大井	1	1	〃
4	高松	女木		榎谷	11	63	〃
5	高松	女木		家ノ上	6	244	〃
6	高松	女木		木戸峰	4	5	〃
7	高松	亀水		弓弦羽	2	76	〃
8	高松	亀水		地下	5	196	〃
9	高松	亀水		地下上	4	96	〃
10	高松	亀水			12	14	〃
11	高松	中山		桑崎池南	3	1	〃
12	高松	鬼無		是竹	2	88	〃

番号	位 置				面 積 (ha)	人 家 数	関 係 機 関
	郡・市	町	大字	字			
13	高 松	鬼 無		鬼 無	7	129	〃
14	高 松	御 厩		池 内	7	54	〃
15	高 松	御 厩		池 内	10	141	〃
16	高 松	中 間		北井出上	2	11	〃
17	高 松	中 間		北井出上	8	34	〃
18	高 松	中 間		南井出上	7	47	〃
19	高 松	西 山 崎		井 出 上	6	145	〃
20	高 松	岡 本		立 石	1	15	〃
21	高 松	岡 本		立 石	2	1	〃
22	高 松	三 谷		西 田 井	2	18	〃
23	高 松	三 谷		平 石 西	8	151	〃
24	高 松	三 谷		平 石 西	7	242	〃
25	高 松	三 谷		平 石 西	5	170	〃
26	高 松	三 谷		西 田 井	3	87	〃
27	高 松	三 谷		馬 山	3	20	〃
28	高 松	三 谷		西 中 尾	6	43	〃
29	高 松	三 谷		西 中 尾	3	14	〃
30	高 松	三 谷		姥 懐	3	94	〃
31	高 松	三 谷		八 幡 原	6	50	〃
32	高 松	三 谷		八 幡 原	4	55	〃
33	高 松	三 谷		姥 懐	4	19	〃
34	高 松	三 谷		姥 懐	2	22	〃
35	高 松	西 植 田		中 塚	1	3	〃
36	高 松	西 植 田		西 岡	1	4	〃
37	高 松	西 植 田		大 糸	1	9	〃
38	高 松	西 植 田		大 糸	1	0	〃
39	高 松	西 植 田		大 糸	2	0	〃
40	高 松	西 植 田		南 大 糸	2	3	〃
41	高 松	西 植 田		中 原	3	4	〃
42	高 松	西 植 田		上 長 谷	2	8	〃
43	高 松	西 植 田		西 神 内	2	9	〃
44	高 松	西 植 田		上 長 谷	2	3	〃
45	高 松	西 植 田		上 長 谷	1	8	〃
46	高 松	西 植 田		中 神 内	2	8	〃
47	高 松	西 植 田		中 谷	1	14	〃
48	高 松	西 植 田		奥 中 谷	2	4	〃
49	高 松	西 植 田		下 中 谷	3	0	〃
50	高 松	西 植 田		新 造 川 西	3	0	〃
51	高 松	西 植 田		上 ノ 宮	1	5	〃
52	高 松	菅 沢		末 広	2	6	〃
53	高 松	西 植 田		葛 谷	2	0	〃
54	高 松	西 植 田		下 東 神 内	1	0	〃
55	高 松	東 植 田		松 尾	1	2	〃
56	高 松	東 植 田		東 高 様	3	1	〃

番号	位 置				面 積 (ha)	人 家 数	関 係 機 関
	郡・市	町	大字	字			
57	高 松	東 植 田		丸 山	5	28	〃
58	高 松	東 植 田		丸 山	3	56	〃
59	高 松	東 植 田		丸 山	1	12	〃
60	高 松	東 植 田		公 文 名	2	11	〃
61	高 松	東 植 田		大 浴	1	12	〃
62	高 松	東 植 田		南 城	1	3	〃
63	高 松	東 植 田		南 城	2	4	〃
64	高 松	東 植 田		北 城	2	24	〃
65	高 松	前 田 東		山 下	3	30	〃
66	高 松	前 田 西		引 妻	1	4	〃
67	高 松	前 田 西		引 妻	2	2	〃
68	高 松	前 田 西		引 妻	3	16	〃
69	高 松	東 山 崎		前 田 界	3	0	〃
70	高 松	東 山 崎		久 米 山	1	3	〃
71	高 松	東 山 崎		久 米 山	1	2	〃
72	高 松	東 山 崎		久 米 山	3	4	〃
73	高 松	東 山 崎		久 米 山	1	9	〃
74	高 松	高 松		平 永	2	33	〃
75	高 松	高 松		奥 之 坊	7	3	〃
76	高 松	高 松		奥 之 坊	2	29	〃
77	高 松	屋 島 東		峯 大 谷	8	22	〃
78	高 松	屋 島 西		浜 畑	15	919	〃
79	高 松	神 在 川 窪		神 在	2	54	〃
80	高 松	神 在 川 窪		神 在	2	71	〃
81	高 松	亀 水		紅ノ峰	1	55	〃
82	高 松	亀 水		塩 屋 北	7	188	〃
83	高 松	亀 水		地 下 東	2	2	〃
84	高 松	亀 水		小 坂	3	6	〃
85	高 松	亀 水		黄ノ峰西	3	59	〃
86	高 松	鶴 市		御 殿	7	11	〃
87	高 松	勅 使		小 山	6	16	〃
88	高 松	勅 使		小 山	8	68	〃
89	高 松	勅 使		小 山	4	74	〃
90	高 松	西 春 日		北 山 浦	19	394	〃
91	高 松	西 春 日		北 山 浦	7	82	〃
92	高 松	西 春 日		北 山 浦	6	159	〃
93	高 松	西 春 日		北 山 浦	8	164	〃
94	高 松	峰 山		峰 山	7	807	〃
95	高 松	峰 山		峰 山	7	726	〃
96	高 松	峰 山		石 清 尾	4	129	〃
97	高 松	由 良		由 良 山	2	106	〃
98	高 松	由 良		由 良 山	4	93	〃
99	高 松	由 良		由 良 山	2	1	〃
100	高 松	由 良		由 良 山	2	78	〃

番号	位 置				面 積 (ha)	人 家 数	関 係 機 関
	郡・市	町	大字	字			
101	高 松	鬼無町		山 口	3	66	〃
102	高 松	牟 礼	牟 礼	反 熊	2	56	〃
103	高 松	牟 礼	大 町	山 奥	1	14	〃
104	高 松	牟 礼	原	上井田西	2	10	
105	高 松	牟 礼	原	南 山 田	3	0	〃
106	高 松	牟 礼	原	山 田	5	8	〃
107	高 松	牟 礼	原	山 田	5	0	〃
108	高 松	牟 礼	原	中 村	6	197	〃
109	高 松	牟 礼	大 町	金 山	3	28	〃
110	高 松	牟 礼	大 町	金 山	4	21	〃
111	高 松	牟 礼	大 町	役 戸	8	6	〃
112	高 松	庵 治		荒 浜	1	28	〃
113	高 松	庵 治		谷	10	119	〃
114	高 松	庵 治		北 村	5	186	〃
115	高 松	庵 治		北 村	9	292	〃
116	高 松	庵 治		宮 東	11	131	〃
117	高 松	庵 治		湯 谷	6	9	〃
118	高 松	庵 治		湯 谷	7	62	〃
119	高 松	庵 治		新 開	1	13	〃
120	高 松	庵 治		新 開	1	1	〃
121	高 松	庵 治		丸 山	16	142	〃
122	高 松	庵 治		丸 山	2	50	〃
123	高 松	庵 治		葛 原	4	21	〃
124	高 松	塩 江	安原下第3号	鮎 滝 上	1	20	〃
125	高 松	塩 江	安原下	関	3	42	〃
126	高 松	塩 江	安原下第2号	下 中 徳	4	80	〃
127	高 松	塩 江	安原下第2号	上 中 徳	4	108	〃
128	高 松	塩 江	安原下第2号	奥 野	2	24	〃
129	高 松	塩 江	安原下第2号	高 橋	4	13	〃
130	高 松	塩 江	安原下第2号	戸石川東	1	18	〃
131	高 松	塩 江	安原下第1号	高 畑	1	11	〃
132	高 松	塩 江	安原下第1号	西 桶	3	7	〃
133	高 松	塩 江	安原上	川 西	1	49	〃
134	高 松	塩 江	安原上	川 西	1	80	〃
135	高 松	塩 江	安原上東	除 ケ	3	57	〃
136	高 松	塩 江	上 西	上貝の股	17	20	〃
137	高 松	塩 江	上 西	一 つ 内	4	20	〃
138	高 松	塩 江	上 西	一 つ 内	2	22	〃
139	高 松	塩 江	上 西	一 つ 内	3	12	〃
140	高 松	塩 江	上 西	鷹 山	5	1	〃
141	高 松	塩 江	上 西	鷹 山	6	4	〃
142	高 松	塩 江	上 西	一 つ 内	2	5	〃
143	高 松	塩 江	上 西	小 出 川	2	8	〃
144	高 松	塩 江	上 西	小 出 川	5	14	〃

番号	位 置				面 積 (ha)	人 家 数	関 係 機 関
	郡・市	町	大字	字			
145	高 松	塩 江	上 西	小 出 川	1	9	〃
146	高 松	塩 江	上 西	小 出 川	2	13	〃
147	高 松	塩 江	上 西	焼 堂	4	12	〃
148	高 松	塩 江	上 西	焼 堂	7	19	〃
149	高 松	塩 江	上 西	焼 堂	6	37	〃
150	高 松	塩 江	上 西	焼 堂	5	16	〃
151	高 松	塩 江	上 西	桧	5	55	〃
152	高 松	塩 江	安原上東	除 ケ	4	31	〃
153	高 松	塩 江	安原上東	カガリヤ	1	33	〃
154	高 松	塩 江	安原上東	カガリヤ	3	20	〃
155	高 松	塩 江	安原上東	北 内	5	28	〃
156	高 松	塩 江	安原上東	北 内	2	17	〃
157	高 松	塩 江	安原上東	中 筋	4	18	〃
158	高 松	塩 江	安原上東	嵯 峨 野	6	2	〃
159	高 松	塩 江	安原上東	嵯 峨 野	6	4	〃
160	高 松	塩 江	安原上東	菖 浦 野	4	21	〃
161	高 松	塩 江	安原上東	菖 浦 野	5	19	〃
162	高 松	塩 江	安原上東	柞 野	6	1	〃
163	高 松	塩 江	安原上東	北 原	8	24	〃
164	高 松	塩 江	安原上東	八 丁	3	31	〃
165	高 松	塩 江	安原上東	八 丁	2	38	〃
166	高 松	塩 江	安原上東	塩 江	3	90	〃
167	高 松	塩 江	安原上東	北 井	5	71	〃
168	高 松	塩 江	安原上東	北 井	2	43	〃
169	高 松	塩 江	安原上東	北 井	3	85	〃
170	高 松	塩 江	安原上東	北 井	2	37	〃
171	高 松	塩 江	安 原 上	岩 部	1	9	〃
172	高 松	塩 江	安 原 上	東 地	5	66	〃
173	高 松	塩 江	安原下第1号	河 北	2	40	〃
174	高 松	塩 江	安原下第1号	河 北	2	1	〃
175	高 松	塩 江	安原下第1号	来 栖	2	22	〃
176	高 松	塩 江	安原下第1号	来 栖	2	66	〃
177	高 松	塩 江	安原下第1号	音 川	1	32	〃
178	高 松	塩 江	安原下第1号	音 川	1	32	〃
179	高 松	塩 江	安原下第1号	音 川	2	32	〃
180	高 松	塩 江	安原下第1号	高 祖	1	11	〃
181	高 松	塩 江	安 原 下	安原下第1号	3	53	〃
182	高 松	塩 江	安 原 下	安原下第1号	1	5	〃
183	高 松	香 川	浅 野	伽 羅 士	2	5	〃
184	高 松	香 川	浅 野	伽 羅 士	4	4	〃
185	高 松	香 川	川 東 下	東 龍 満	2	30	〃
186	高 松	香 川	浅 野	油 山	5	39	〃
187	高 松	香 川	浅 野	油 山	1	6	〃
188	高 松	香 川	安原下第3号	鮎 滝 下	4	9	〃
189	高 松	香 川	安原下第1号	下 倉 下	3	1	〃
190	高 松	香 川	安原下第1号	下 倉 下	2	1	〃
191	高 松	香 川	安原下第1号	下 倉 下	2	1	〃

番号	位 置				面 積 (ha)	人 家 数	関 係 機 関
	郡・市	町	大字	字			
192	高 松	香 川	安原下第3号	下 倉 上	2	14	〃
193	高 松	香 川	安原下第3号	下 倉 上	2	0	〃
194	高 松	香 川	安原下第1号	下 倉 下	1	5	〃
195	高 松	香 川	安原下第1号	下 倉 下	1	7	〃
196	高 松	香 川	安原下第1号	下 倉 下	1	7	〃
197	高 松	香 川	安原下第3号	鮎 滝 上	1	5	〃
198	高 松	香 川	東 谷	日 向	2	14	〃
199	高 松	香 川	東 谷	日 向	1	15	〃
200	高 松	香 川	東 谷	額 谷	2	0	〃
201	高 松	香 川	東 谷	久 保 田	3	20	〃
202	高 松	香 川	東 谷	久 保 田	2	9	〃
203	高 松	香 川	東 谷	久 保 田	3	3	〃
204	高 松	香 川	東 谷	下 谷	2	11	〃
205	高 松	香 川	川 内 原	下 川 添	2	2	〃
206	高 松	香 川	浅 野	宮 裏	1	9	〃
207	高 松	香 川	浅 野	宮 裏	6	82	〃
208	高 松	香 川	浅 野	宮 裏	7	271	〃
209	高 松	香 南	西 庄	宮 前	4	2	〃
210	高 松	香 南	由 佐	池 谷	1	0	〃
211	高 松	香 南	由 佐	池 谷	2	11	〃
212	高 松	香 南	由 佐	池 谷	2	0	〃
213	高 松	香 南	由 佐	池 谷	1	0	〃
214	高 松	香 南	岡	清 水	1	11	〃
215	高 松	国 分 寺	国 分	西 奥	17	210	〃
216	高 松	国 分 寺	国 分	西 山	22	988	〃
217	高 松	国 分 寺	柏 原 家	北 鷲ノ山	9	373	〃
218	高 松	国 分 寺	福 家	新 名	13	22	〃
219	高 松	国 分 寺	福 家	西 大 谷	7	2	〃
220	高 松	国 分 寺	福 家	石ヶ鼻	3	53	〃
221	高 松	国 分 寺	福 家	本 村	4	99	〃
222	高 松	国 分 寺	福 家	北 谷	9	53	〃
223	高 松	国 分 寺	新 居	丸 山	6	23	〃
224	高 松	国 分 寺	新 居	丸 山	2	14	〃
225	高 松	国 分 寺	新 居	中 筋	6	42	〃
226	高 松	国 分 寺	柏 原 家	南 側	17	465	〃
227	高 松	国 分 寺	福 家	川 西	11	120	〃
228	高 松	国 分 寺	新 居	奥 谷	3	2	〃
229	高 松	国 分 寺	新 居	中 筋	14	58	〃
230	高 松	国 分 寺	国 分	東 奥	17	291	〃
231	高 松	国 分 寺	国 分	西 奥	22	710	〃
232	高 松	国 分 寺	福 家	石ヶ鼻	11	105	〃

崩壊土砂流出危険地区

(国有林)

番号	位置				面積 (ha)	人家数	関係機関
	郡・市	町	大字	字			
1	高松	屋島西		屋島	0.72	73	香川森林管理事務所
2	高松	宮脇(二)		西石清尾	0.6	30	〃
3	高松	塩江	安原上東	大相	3.15	2	〃
4	高松	塩江	上西	鷹山	2.4	4	〃
5	高松	塩江	上西	鷹山	4.32	5	〃
6	高松	塩江	上西	鷹山	0.54	0	〃
7	高松	塩江	上西	鷹山	0.54	0	〃
8	高松	塩江	上西	鷹山	0.72	0	〃
9	高松	塩江	上西	鷹山	0.63	2	〃

(民有林)

番号	位置				面積 (ha)	人家数	関係機関
	郡・市	町	大字	字			
1	高松	亀水		弓弦羽	0.75	87	東部林業事務所
2	高松	亀水		地下	0.30	100	〃
3	高松	亀水		亀割池	1.50	0	〃
4	高松	亀水		亀割池	0.60	7	〃
5	高松	生島			0.60	35	〃
6	高松	中山		根香寺	0.75	18	〃
7	高松	中山		桑崎	0.24	0	〃
8	高松	鬼無		是竹	0.75	1,757	〃
9	高松	鬼無		是竹	0.06	1,536	〃
10	高松	鬼無		佐藤	0.90	17	〃
11	高松	鬼無		佐藤	0.90	17	〃
12	高松	鬼無		山口	0.15	10	〃
13	高松	鬼無		鬼無	0.90	20	〃
14	高松	中間		北井出上	0.30	338	〃
15	高松	中間		南井出上	0.36	22	〃
16	高松	中間		南井出上	0.75	6	〃
17	高松	西山崎		井出上	0.45	9	〃
18	高松	西山崎		井出上	0.48	1	〃
19	高松	西山崎		井出上	0.30	0	〃
20	高松	西山崎		井出上	0.75	1	〃
21	高松	西山崎		井出上	0.75	2	〃
22	高松	三谷		八幡原	0.15	5	〃
23	高松	三谷		西唐谷	0.84	6	〃
24	高松	三谷		東唐谷	0.24	18	〃
25	高松	三谷		宮浦	0.24	6	〃
26	高松	三谷		宮浦	0.30	13	〃
27	高松	池田		上佐	0.36	9	〃

番号	位置				面積 (ha)	人家数	関係機関
	郡・市	町	大字	字			
28	高松	西植田		西浦山	0.45	17	〃
29	高松	西植田		大糸	0.24	15	〃
30	高松	西植田		大糸	0.36	14	〃
31	高松	西植田		下大石	0.60	10	〃
32	高松	西植田		西奥中谷	0.60	6	〃
33	高松	西植田		中荒谷	0.60	1	〃
34	高松	西植田		上ノ宮	0.60	7	〃
35	高松	菅沢		小池谷	0.15	2	〃
36	高松	西植田		宮ノ向	0.75	0	〃
37	高松	西植田		数合	0.36	11	〃
38	高松	西植田		数合	0.48	10	〃
39	高松	西植田		尖谷	0.60	5	〃
40	高松	東植田		東高様	0.15	21	〃
41	高松	東植田		公文名	0.75	6	〃
42	高松	東植田		尾尻	1.20	0	〃
43	高松	菅沢		尾尻	0.48	6	〃
44	高松	東植田		高尾	0.24	4	〃
45	高松	東植田		高尾	0.45	9	〃
46	高松	前田西		引妻	0.90	3	〃
47	高松	前田西		引妻	0.48	16	〃
48	高松	新田		大谷	0.24	6	〃
49	高松	新田		大谷	0.12	4	〃
50	高松	高松		平永	0.75	3	〃
51	高松	高松		奥之坊	0.48	91	〃
52	高松	高松		奥之坊	0.12	83	〃
53	高松	屋島中		山地	0.75	46	〃
54	高松	亀水		紅ノ峰西	0.00	101	〃
55	高松	飯田		東山	0.24	8	〃
56	高松	西春日		南山浦	0.30	1	〃
57	高松	西植田		上ノ宮	0.30	0	〃
58	高松	屋島西町		谷東	0.51	411	〃
59	高松	牟礼	大町	丹僧	0.12	17	〃
60	高松	牟礼	大町	羽間	0.30	0	〃
61	高松	牟礼	大町	山奥	0.27	24	〃
62	高松	牟礼	原	上井手西	0.18	4	〃
63	高松	牟礼	原	城一	1.20	0	〃
64	高松	牟礼	原	南山田	0.60	25	〃
65	高松	牟礼	原	南山田	0.60	10	〃
66	高松	牟礼	大町	金山	0.48	0	〃
67	高松	牟礼	大町	役戸	0.30	63	〃
68	高松	牟礼	牟礼	源氏	0.30	76	〃
69	高松	牟礼	牟礼	源氏	0.60	0	〃
70	高松	牟礼	牟礼	八栗	0.90	342	〃
71	高松	牟礼	牟礼	落合	0.00	76	〃

番号	位置				面積 (ha)	人家数	関係機関
	郡・市	町	大字	字			
72	高松	牟礼	牟礼	久通	0.60	5	〃
73	高松	牟礼	牟礼	久通	1.05	153	〃
74	高松	庵治		北村	0.06	56	〃
75	高松	庵治		宮東	0.27	64	〃
76	高松	庵治		馬場東	0.18	41	〃
77	高松	庵治		尼ヶ坂	1.20	125	〃
78	高松	庵治		湯谷東	0.81	50	〃
79	高松	庵治		新開	0.18	119	〃
80	高松	庵治		丸山	0.36	137	〃
81	高松	庵治		芹谷	0.24	0	〃
82	高松	庵治		高尻	1.32	13	〃
83	高松	庵治		鞍谷	0.27	6	〃
84	高松	庵治		篠尾	0.36	0	〃
85	高松	庵治		篠尾	0.48	97	〃
86	高松	庵治		笹尾	0.27	70	〃
87	高松	庵治		竹居	0.18	32	〃
88	高松	庵治		荒浜	0.18	14	〃
89	高松	塩江	安原下第3号	橋谷	0.00	7	〃
90	高松	塩江	安原下第3号	関	0.60	39	〃
91	高松	塩江	安原下第3号	合具	1.65	35	〃
92	高松	塩江	安原下第2号	上中徳	0.00	32	〃
93	高松	塩江	安原下第2号	上中徳	0.12	15	〃
94	高松	塩江	安原下第2号	西谷	0.15	10	〃
95	高松	塩江	安原下	栗木谷	0.48	10	〃
96	高松	塩江	安原下第2号	高橋	0.18	0	〃
97	高松	塩江	安原下第2号	戸石川東	1.95	15	〃
98	高松	塩江	安原下第2号	戸石川東	1.65	28	〃
99	高松	塩江	安原下第2号	戸石川東	0.24	7	〃
100	高松	塩江	安原下第2号	下切	0.75	1	〃
101	高松	塩江	安原下第2号	下切	1.35	2	〃
102	高松	塩江	安原下第2号	下切	0.60	8	〃
103	高松	塩江	安原下第2号	東浦谷	2.10	0	〃
104	高松	塩江	安原下第1号	高畑	3.75	12	〃
105	高松	塩江	安原下第1号	西桶	1.35	18	〃
106	高松	塩江	安原下	中村	1.05	17	〃
107	高松	塩江	安原下第1号	中村	1.20	13	〃
108	高松	塩江	安原下第1号	土佐	1.65	0	〃
109	高松	塩江	安原上	五味尾	0.36	17	〃
110	高松	塩江	安原上	川西	0.48	0	〃
111	高松	塩江	安原上	芦川	2.85	17	〃
112	高松	塩江	安原上	芦川	0.12	1	〃
113	高松	塩江	上西	城原	0.00	8	〃
114	高松	塩江	上西	城原	1.05	13	〃
115	高松	塩江	上西	城原	2.10	22	〃

番号	位置				面積 (ha)	人家数	関係機関
	郡・市	町	大字	字			
116	高松	塩江	上西	城原	0.45	6	〃
117	高松	塩江	上西	城原	0.30	17	〃
118	高松	塩江	上西	小向	0.09	3	〃
119	高松	塩江	上西	小向	0.15	13	〃
120	高松	塩江	上西	下貝の股	0.84	0	〃
121	高松	塩江	上西	下貝の股	0.24	3	〃
122	高松	塩江	上西	下貝の股	0.96	0	〃
123	高松	塩江	上西	下貝の股	1.20	0	〃
124	高松	塩江	上西	上貝の股	0.60	3	〃
125	高松	塩江	上西	上貝の股	0.72	1	〃
126	高松	塩江	上西	上貝の股	2.40	1	〃
127	高松	塩江	上西	上貝の股	0.12	0	〃
128	高松	塩江	上西	下貝の股	0.48	0	〃
129	高松	塩江	上西	一つ内	1.56	8	〃
130	高松	塩江	上西	細井	1.56	2	〃
131	高松	塩江	上西	松尾	2.16	0	〃
132	高松	塩江	上西	鷹山	0.09	0	〃
133	高松	塩江	上西	鷹山	0.72	3	〃
134	高松	塩江	上西	大屋敷	0.60	0	〃
135	高松	塩江	上西	真名屋敷	0.96	18	〃
136	高松	塩江	上西	真名屋敷	1.08	11	〃
137	高松	塩江	上西	別子	0.84	2	〃
138	高松	塩江	上西	小出川	0.72	0	〃
139	高松	塩江	上西	物井川	2.16	14	〃
140	高松	塩江	上西	焼堂	0.45	7	〃
141	高松	塩江	上西	焼堂	0.15	8	〃
142	高松	塩江	上西	焼堂	1.50	9	〃
143	高松	塩江	上西	焼堂	1.20	3	〃
144	高松	塩江	上西	桧	1.35	1	〃
145	高松	塩江	上西	内場	0.06	2	〃
146	高松	塩江	上西	内場	0.60	11	〃
147	高松	塩江	上西	下田井	0.48	4	〃
148	高松	塩江	安原上東	除ヶ	0.30	22	〃
149	高松	塩江	安原上東	カガリヤ	0.30	3	〃
150	高松	塩江	安原上東	塩谷	1.35	6	〃
151	高松	塩江	安原上東	塩谷	0.60	2	〃
152	高松	塩江	安原上東	カガリヤ	0.30	2	〃
153	高松	塩江	安原上東	カガリヤ	0.45	3	〃
154	高松	塩江	安原上東	落合	0.45	14	〃
155	高松	塩江	安原上東	北内	0.45	0	〃
156	高松	塩江	安原上東	北内	1.95	9	〃
157	高松	塩江	安原上東	北内	1.65	0	〃
158	高松	塩江	安原上東	下所	1.08	1	〃
159	高松	塩江	安原上東	下所	1.32	1	〃

番号	位置				面積 (ha)	人家数	関係機関
	郡・市	町	大字	字			
160	高松	塩江	安原上東	粉谷	0.84	0	〃
161	高松	塩江	安原上東	粉谷	1.20	0	〃
162	高松	塩江	安原上東	粉谷	2.16	0	〃
163	高松	塩江	安原上東	粉谷	1.20	0	〃
164	高松	塩江	安原上東	嵯峨野	1.20	1	〃
165	高松	塩江	安原上東	田中	1.08	1	〃
166	高松	塩江	安原上東	田中	0.48	8	〃
167	高松	塩江	安原上東	田中	1.50	3	〃
168	高松	塩江	安原上東	中下所	0.60	8	〃
169	高松	塩江	安原上東	南地	1.65	10	〃
170	高松	塩江	安原上東	南地	2.10	20	〃
171	高松	塩江	安原上東	南地	0.48	0	〃
172	高松	塩江	安原上東	南地	2.55	6	〃
173	高松	塩江	安原上東	柞野	0.48	8	〃
174	高松	塩江	安原上東	北原	0.84	3	〃
175	高松	塩江	安原上東	八丁	2.10	3	〃
176	高松	塩江	安原上東	八丁	0.48	7	〃
177	高松	塩江	安原上東	塩江	0.45	52	〃
178	高松	塩江	安原上東	塩江	0.45	25	〃
179	高松	塩江	安原上東	北井	0.36	20	〃
180	高松	塩江	安原上東	北井	0.09	5	〃
181	高松	塩江	安原上東	北井	0.36	0	〃
182	高松	塩江	安原上	小田	1.26	5	〃
183	高松	塩江	安原上	馬場	0.30	48	〃
184	高松	塩江	安原上	小矢谷	1.35	16	〃
185	高松	塩江	安原下第1号	河北	0.60	4	〃
186	高松	塩江	安原下第1号	河北	0.12	6	〃
187	高松	塩江	安原下第1号	野神	0.12	17	〃
188	高松	塩江	安原下第2号	下切	0.45	0	〃
189	高松	塩江	安原下第2号	下切	0.45	4	〃
190	高松	塩江	安原下第2号	下切	0.45	1	〃
191	高松	塩江	安原上	小矢谷	0.30	5	〃
192	高松	塩江	安原上	小矢谷	0.15	17	〃
193	高松	香川	安原下第3号	下倉上	0.45	1	〃
194	高松	香川	安原下第3号	金光	0.72	0	〃
195	高松	香川	安原下第3号	下倉上	2.10	0	〃
196	高松	香川	安原下第3号	鮎瀨上	0.72	16	〃
197	高松	香川	川東上	川上	0.60	20	〃
198	高松	香川	安原下第1号	浦山	0.00	11	〃
199	高松	香川	川東上	芦脇	0.18	48	〃
200	高松	香川	東谷	向坂	0.48	16	〃
201	高松	香川	東谷	日向	0.30	4	〃
202	高松	香川	東谷	遅越	0.00	2	〃
203	高松	香川	東谷	額谷	0.21	20	〃

番号	位置				面積 (ha)	人家数	関係機関
	郡・市	町	大字	字			
204	高松	香川	東谷	額谷	0.60	5	〃
205	高松	香川	東谷	落合	0.90	3	〃
206	高松	香川	東谷	森窪	2.16	0	〃
207	高松	香川	東谷	森窪	1.26	0	〃
208	高松	香川	東谷	森窪	1.26	28	〃
209	高松	香川	東谷	天神	0.30	30	〃
210	高松	香川	東谷	下谷	0.45	3	〃
211	高松	香川	東谷	白砂	0.24	0	〃
212	高松	香川	東谷	白砂	0.18	0	〃
213	高松	香川	川内原	中野谷	0.15	26	〃
214	高松	香川	浅野	高塚	0.24	171	〃
215	高松	香川	浅野	高塚	0.12	95	〃
216	高松	国分寺	国分	西奥	1.50	201	〃
217	高松	国分寺	柏原	内間	0.15	300	〃
218	高松	国分寺	福家	西大谷	0.90	11	〃
219	高松	国分寺	福家	西大谷	0.45	69	〃
220	高松	国分寺	福家	川原	0.45	3	〃
221	高松	国分寺	福家	石ヶ鼻	0.30	21	〃
222	高松	国分寺	福家	石ヶ鼻	0.30	57	〃
223	高松	国分寺	福家	本村	0.90	32	〃
224	高松	国分寺	福家	本村	0.36	18	〃
225	高松	国分寺	福家	本村	0.75	4	〃
226	高松	国分寺	福家	北谷	0.45	133	〃
227	高松	国分寺	福家	中福家	0.75	479	〃
228	高松	国分寺	福家	楠井	0.75	533	〃
229	高松	国分寺	新居	東大谷	0.75	139	〃
230	高松	国分寺	新居	奥谷	0.12	3	〃
231	高松	国分寺	新居	奥谷	0.09	8	〃
232	高松	国分寺	新居	奥谷	0.60	10	〃
233	高松	国分寺	新居	奥谷	1.80	2	〃
234	高松	国分寺	新居	奥谷	0.60	5	〃
235	高松	国分寺	新居	東川西	1.20	104	〃
236	高松	国分寺	新居	西川西	1.35	14	〃
237	高松	国分寺	新居	西川西	0.45	0	〃
238	高松	国分寺	国分	東奥	0.00	37	〃
239	高松	国分寺	国分	東奥	1.35	42	〃
240	高松	国分寺	国分	東奥	0.60	112	〃
241	高松	国分寺	福家	楠井	0.75	1	〃
242	高松	国分寺	新居	西川西	1.20	0	〃

地すべり危険地区

(民有林)

番号	位置				面積 (ha)	人家数	関係機関
	郡・市	町	大字	字			
1	高 松	塩 江	安原上東	下 所	5	9	東部林業事務所
2	高 松	塩 江	安原下	戸石川	5	5	〃

洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧

【香東川】

	所在地	施設名称	施設種別
1	新北町 10-20	就労継続支援 B 型事業所 アルファー	指定障害福祉サービス事業所
2	茜町 28-31	サービス付き高齢者向け住宅 Belle Vie	サービス付き高齢者向け住宅
3	茜町 28-31	デイサービス La mer	老人デイサービスセンター
4	茜町 28-31	保育所 Mon petit モン・プチ	保育所
5	西町 4-1	あかね	特別養護老人ホーム
6	西町 4-1	デイサービスセンターあかね	老人デイサービスセンター
7	西町 4-1	特別養護老人ホームあかね	老人短期入所施設
8	西宝町 1-3-2	SCC 西宝町	指定障害福祉サービス事業所
9	西宝町 2-3-14	高松聖ヤコブ幼稚園	認定こども園
10	西宝町 2-6-9	亀阜小学校みねやま分校	小学校
11	西宝町 2-6-9	斯道学園	児童自立支援施設
12	西宝町 2-6-9	紫雲中学校みねやま分校	中学校
13	西宝町 3-6-22	あおぞら	指定障害福祉サービス事業所
14	瀬戸内町 23-7	瀬戸内保育所	保育所
15	扇町 1-24-17	扇町保育所	保育所
16	扇町 1-24-5	医療法人社団慈和会高松ささき内科ハートクリニック	診療所
17	扇町 2-9-12	香川県立視覚支援学校	特別支援学校
18	昭和町 1-7-23	よんでんライフサポート昭和町	サービス付き高齢者向け住宅
19	昭和町 1-7-23	よんでんライフサポート昭和町デイサービスセンター	老人デイサービスセンター
20	昭和町 2-16-9	SCC 昭和町	指定障害福祉サービス事業所
21	昭和町 2-7-1	二番丁幼稚園	幼稚園
22	紫雲町 8-25	紫雲中学校	中学校
23	幸町 1-1	香川大学	大学・短大
24	番町 2-14-2	グループホーム新番丁	認知症対応型共同生活介護
25	番町 2-9-30	高松工芸高等学校	高等学校
26	錦町 1-3-5	専門学校穴吹デザインカレッジ	専門学校
27	錦町 1-3-5	専門学校穴吹ビューティカレッジ	専門学校
28	錦町 2-14-1	新番丁小学校	小学校
29	錦町 2-14-1	新番丁放課後児童クラブ 第 1 クラブ	放課後児童クラブ
30	錦町 2-14-1	新番丁放課後児童クラブ 第 2 クラブ	放課後児童クラブ
31	錦町 2-14-1	新番丁放課後児童クラブ 第 3 クラブ	放課後児童クラブ
32	錦町 2-6-13	きょう京錦にしき	老人デイサービスセンター
33	錦町 2-8-37	香川県歯科医療専門学校	専門学校
34	西の丸町 12-10	デイサービスにぎわい	老人デイサービスセンター
35	桜町 1-10-7	ケアステーション桜町	サービス付き高齢者向け住宅
36	桜町 1-10-7	桜町デイサービスセンター	老人デイサービスセンター
37	桜町 1-16-19 コーポエミ	あいびー高松	指定障害福祉サービス事業所
38	桜町 1-3-15	桜町保育所	保育所
39	桜町 2-12-4	桜町中学校	中学校
40	桜町 2-15-46 2 階	就労継続支援 B 型事業所ハルイロ	指定障害福祉サービス事業所

	所在地	施設名称	施設種別
41	桜町 2-5-10	高松第一高等学校	高等学校
42	楠上町 1-7-20	デイサービスきたえる一む 高松中央	老人デイサービスセンター
43	楠上町 2-1-28	グレイスペース高松	サービス付き高齢者向け住宅
44	楠上町 2-6-36	就労継続支援 A 型事業所 ウィズくすがみ	指定障害福祉サービス事業所
45	今里町 1-23-26	デイサービス サンテリハ	老人デイサービスセンター
46	今里町 1-7-2	こぶし今里保育園	保育所
47	香川町大野 2001	香川中央高等学校	高等学校
48	香川町大野 2242-5	デイサービス 大野たんぼぼ	老人デイサービスセンター
49	香西本町 114-10	医療法人社団勝賀 かつが整形外科クリニック	診療所
50	香西本町 17-1	初音保育所	保育所
51	香西本町 17-9	ショートステイセンター一樹	老人短期入所施設
52	香西本町 17-9	特別養護老人ホーム一樹	特別養護老人ホーム
53	香西本町 17-9	守里会看護福祉専門学校	専門学校
54	香西本町 218	有料老人ホームラ・ナシカこうざい	有料老人ホーム
55	香西東町 433-1	アイムホーム	サービス付き高齢者向け住宅
56	香西東町 433-1	デイケアセンター希望の輪	老人デイサービスセンター
57	香西東町 561-1	ソーシャルワークホーム香西	サービス付き高齢者向け住宅
58	香西東町 633-17	グループホーム La pause 香西	障害者グループホーム、ケアホーム
59	香西南町 235	キナシ大林病院内すみれ保育園	保育所
60	香西南町 476-1	高松市ふれあい福祉センター勝賀	老人福祉センター
61	香西南町 518-1	クリエイティブハウス「バンジーV」	指定障害福祉サービス事業所
62	香西南町 520-8	一般社団法人 ミント	指定障害福祉サービス事業所
63	香西南町 565	勝賀中学校	中学校
64	香西南町 703-1	香西小学校	小学校
65	香西南町 703-1	香西放課後児童クラブ 第1クラブ	放課後児童クラブ
66	香西南町 703-1	香西放課後児童クラブ 第2クラブ	放課後児童クラブ
67	香西南町 703-1	香西放課後児童クラブ 第3クラブ	放課後児童クラブ
68	香西西町 57-9	香西保育所	保育所
69	香西西町 59-1	香西幼稚園	幼稚園
70	鬼無町藤井 296-3	児童デイサービスハンズ	障害児通所支援事業所
71	鬼無町藤井 296-3	短期入所 ハンズ	指定障害福祉サービス事業所
72	鬼無町藤井 375-1	スマイリーハンズ	指定障害福祉サービス事業所
73	鬼無町藤井 392-1	住宅型有料老人ホーム キナシ	有料老人ホーム
74	鬼無町藤井 435-1	医療法人財団博仁会キナシ大林病院	病院
75	郷東町 11-13	託児所 かくれんぼ	保育所
76	郷東町 116-1	さくらの杜保育園	保育所
77	郷東町 148-3	デイケア西高松	老人デイサービスセンター
78	郷東町 148-3	住宅型有料老人ホーム サンウエスト	有料老人ホーム
79	郷東町 580	医療法人社団玉藻会馬場病院	病院
80	郷東町 7-10	住宅型有料老人ホーム よりあいの家はるか	有料老人ホーム
81	郷東町 7-3	デイハウスまいまい	老人デイサービスセンター
82	郷東町 7-7	デイハウスよりあい	老人デイサービスセンター
83	鶴市町 241	ヨハネの里 デイサービスセンター	老人デイサービスセンター
84	鶴市町 241	ヨハネの里ショートステイセンター	老人短期入所施設

	所在地	施設名称	施設種別
85	鶴市町 359-1	弦打保育所	保育所
86	鶴市町 360	弦打幼稚園	幼稚園
87	鶴市町 374-1	弦打小学校	小学校
88	鶴市町 374-1	弦打放課後児童クラブ 第1クラブ	放課後児童クラブ
89	鶴市町 374-1	弦打放課後児童クラブ 第2クラブ	放課後児童クラブ
90	鶴市町 374-1	弦打放課後児童クラブ 第3クラブ	放課後児童クラブ
91	飯田町 1005	デイサービスあおい	老人デイサービスセンター
92	飯田町 1211-3	ソーシャルワークホーム飯田	サービス付き高齢者向け住宅
93	飯田町 1334-4	悠久の里 高松西	認知症対応型共同生活介護
94	飯田町 705	グループホームオアシス K	認知症対応型共同生活介護
95	飯田町 705	住宅型有料老人ホームオアシス K	有料老人ホーム
96	飯田町 99-10	デイサービス・センターイン菜の花	老人デイサービスセンター
97	檀紙町 1452-2	ショートステイ エクラス歩夢	指定障害福祉サービス事業所
98	檀紙町 1452-2	あゆみ園指定共同生活援助事業所 グループホームエクラス歩夢	障害者グループホーム、ケアホーム
99	檀紙町 1521-4	高松西保育園	保育所
100	檀紙町 1541-4	まゆみ幼稚園	幼稚園
101	檀紙町 2017-4	だんしエコ作業所	指定障害福祉サービス事業所
102	檀紙町 66-1	デイサービスセンターだんし	老人デイサービスセンター
103	檀紙町 66-1	有料老人ホーム 檀紙	有料老人ホーム
104	檀紙町 1583-1	就労継続支援 B 型事業所 作業所えん	指定障害福祉サービス事業所
105	御厩町 403	ショートステイサービス ふれんず	指定障害福祉サービス事業所
106	御厩町 546-1	あゆみ園指定共同生活援助事業所 グループホームみまや	障害者グループホーム、ケアホーム
107	御厩町 546-1	障害福祉サービス事業所さぎすな	指定障害福祉サービス事業所
108	御厩町 546-1	障害者就業・生活支援センターオリーブ	障害者就業・生活支援センター事業
109	御厩町 776-1	檀紙幼稚園	幼稚園
110	御厩町 816	檀紙小学校	小学校
111	御厩町 816	檀紙放課後児童クラブ 第1クラブ	放課後児童クラブ
112	御厩町 816	檀紙放課後児童クラブ 第2クラブ	放課後児童クラブ
113	円座町 1080-3	円座ジャンクション	障害者グループホーム、ケアホーム
114	円座町 125-2	円座幼稚園	幼稚園
115	円座町 1300-2	体感型デイ 春の風	老人デイサービスセンター
116	円座町 1300-2	グループホーム春風荘	認知症対応型共同生活介護
117	円座町 1300-2	デイサービスセンター春いちばん	老人デイサービスセンター
118	円座町 1329-5	グループホーム・I&I	障害者グループホーム、ケアホーム
119	円座町 1478-1	円座百華こども園	認定こども園
120	円座町 1630-2	円座小学校	小学校
121	円座町 1630-2	円座放課後児童クラブ 第1クラブ	放課後児童クラブ
122	円座町 1630-2	円座放課後児童クラブ 第2クラブ	放課後児童クラブ
123	円座町 1630-2	円座放課後児童クラブ 第3クラブ	放課後児童クラブ
124	円座町 1630-2	円座放課後児童クラブ 第4クラブ	放課後児童クラブ
125	円座町 1662-4	咲く屋	指定障害福祉サービス事業所
126	円座町 2076-6	きんこん館	障害者グループホーム、ケアホーム

	所在地	施設名称	施設種別
127	円座町 2205-6	円座五番館	障害者グループホーム、ケアホーム
128	円座町 375-1	医療法人よつばウィメンズクリニック	診療所
129	円座町 615-2 オフィス 1	ムック	指定障害福祉サービス事業所
130	円座町 771	香東中学校	中学校
131	円座町 842-1	児童サポートセンタープレスタにこ	障害児通所支援事業所
132	円座町 94-1	ネムの木 グループホーム 円座	認知症対応型共同生活介護
133	円座町 94-1	ネムの木 デイサービス 円座	老人デイサービスセンター
134	円座町字道下 288-1	グループホーム語り愛	認知症対応型共同生活介護
135	西山崎町 128-3	こどもサポート教室「きらり」円座校	障害児通所支援事業所
136	西山崎町 196-2	えんぎ	小規模多機能型居宅介護
137	川部町 1300-1	グループホームあい	認知症対応型共同生活介護
138	川部町 1303	デイサービスあいか	老人デイサービスセンター
139	川部町 1303	有料老人ホーム あい	有料老人ホーム
140	川部町 1561-1	認定こども園和光こども園	認定こども園
141	川部町 418	香川県立川部みどり園	障害者支援施設
142	川部町 418	香川県立川部みどり園 (児童課)	指定障害福祉サービス事業所
143	川部町 418	香川県立川部みどり園 (成人課)	指定障害福祉サービス事業所
144	川部町 524-3	川岡幼稚園	幼稚園
145	西春日町 1092-3	あいあい保育園 西春日町	保育所
146	西春日町 1111-1	キッズハウスクローバー	保育所
147	西春日町 1111-1	早稲田イーライフ高松峰山	老人デイサービスセンター
148	西春日町 1111-1	住宅型有料老人ホーム ナーシングハウス かんな	有料老人ホーム
149	西春日町 1111-1	デイサービスマーガレット	老人デイサービスセンター
150	西春日町 1116-1	住宅型有料老人ホーム かさぶらんか	有料老人ホーム
151	西春日町 1407	あゆみ園指定共同生活援助事業所 グループホーム西春日	障害者グループホーム、ケアホーム
152	西春日町 1407	西春日保育所	保育所
153	松並町 1026-1	四国総合ビジネス専門学校	専門学校
154	松並町 573-1	サマリヤ	特別養護老人ホーム
155	松並町 573-1	サマリヤ松並ショートステイ	老人短期入所施設
156	松並町 636-1	鶴尾小学校	小学校
157	松並町 636-1	鶴尾放課後児童クラブ	放課後児童クラブ
158	松並町 649-1	グループホームほおずき	認知症対応型共同生活介護
159	松並町 880-1	峰山デイホームサービス灯り	老人デイサービスセンター
160	松並町 938-1	リハビリテーション颯 高松中央	老人デイサービスセンター
161	西ハゼ町 163-1	Do やまびこ 西ハゼ事業所	指定障害福祉サービス事業所
162	西ハゼ町 163-4	こどもサポート教室「きらり」栗林南校	障害児通所支援事業所
163	西ハゼ町 310	愛育幼稚園	幼稚園
164	西ハゼ町 313-8	有料老人ホームじねん	有料老人ホーム
165	西ハゼ町 8-1	おか整形・リハビリクリニック	診療所
166	西ハゼ町 99-1	(財)大西精神衛生研究所附属「若葉Ⅱ」	障害者グループホーム、ケアホーム
167	東ハゼ町 14-2	グループホームそら	障害者グループホーム、ケアホーム
168	東ハゼ町 14-2	ショートステイそら	指定障害福祉サービス事業所

	所在地	施設名称	施設種別
169	東ハゼ町 19-8	鶴尾保育所	保育所
170	東ハゼ町 681-1	Ria kids	障害児通所支援事業所
171	東ハゼ町 824	医療法人和光会前田病院	病院
172	東ハゼ町 830-1	フローラ	介護老人保健施設
173	紙町 402-1	デイリー・クローバ	老人デイサービスセンター
174	紙町 402-1	ナーシングケアホーム・クローバ	有料老人ホーム
175	紙町 402-5	ケアハウス樫の実	軽費老人ホーム
176	紙町 50-3	スペースキッズ	放課後児童クラブ
177	紙町 50-3	スイング	指定障害福祉サービス事業所
178	上天神町 336	一般財団法人西精神衛生研究所附属大西病院	病院
179	上天神町 512-1	医療法人社団緑会ザイタックスクリニック	診療所
180	上天神町 689-2	「やったーまん！！」	障害児通所支援事業所
181	上天神町 845	COMPASS.OLIVE	障害児通所支援事業所
182	上天神町字東曾根 793-1	ケアパートナー高松	老人デイサービスセンター
183	田村町 1010	Do やまびこ 田村事業所	指定障害福祉サービス事業所
184	田村町 1098-1	香川県立高松支援学校	特別支援学校
185	田村町 1114	社会福祉法人かがわ総合リハビリテーション事業団附属保育施設さくら保育園	保育所
186	田村町 1114	かがわ総合リハビリテーションこども支援施設	指定障害福祉サービス事業所
187	田村町 1114	かがわ総合リハビリテーションこども発達支援センター	障害児通所支援事業所
188	田村町 1114	かがわ総合リハビリテーションこども発達支援センター	医療型児童発達支援センター
189	田村町 1114	かがわ総合リハビリテーション成人支援施設	指定障害福祉サービス事業所
190	田村町 1114	かがわ総合リハビリテーション成人支援施設	障害者支援施設
191	田村町 1114	かがわ総合リハビリテーション病院	病院
192	田村町 1114	かがわ総合リハビリテーション療養介護施設	指定障害福祉サービス事業所
193	田村町 1114	かがわ総合リハビリテーション療養介護施設	指定障害福祉サービス事業所
194	田村町 1151-1	しゃぼんだま	障害児通所支援事業所
195	田村町 1151-1	生活支援センター「サンサン」	指定障害福祉サービス事業所
196	田村町 1277	医療法人社団藤井外科胃腸科・整形外科	診療所
197	田村町 390-1	たんぼぼの家	指定障害福祉サービス事業所
198	田村町 471-2	きしゃぼっぼ	障害児通所支援事業所
199	田村町 471-2	らいふステーション	指定障害福祉サービス事業所
200	田村町 490	ツクイ高松西	老人デイサービスセンター
201	田村町 511-1	かしの実作業所	指定障害福祉サービス事業所
202	田村町 662-1	高松市田村文化センター	児童館
203	田村町 784	でんぐりこ	放課後児童クラブ
204	田村町 784	日中一次支援事業 いーないーな	指定障害福祉サービス事業所
205	田村町 784	香川県立香川中部支援学校	特別支援学校
206	田村町 797	香川県障害者支援施設たまも園	指定障害福祉サービス事業所
207	田村町 797	香川県障害者支援施設たまも園	障害者支援施設
208	田村町 883-3	あっとほーむ たんぼぼ	障害者グループホーム、ケアホーム
209	田村町 928-1	なないろ田村町	指定障害福祉サービス事業所
210	田村町 929-6	風の谷	指定障害福祉サービス事業所

	所在地	施設名称	施設種別
211	勅使町 1300-1	みっきーはうす	障害児通所支援事業所
212	勅使町 1300-1	みっきーはうす	指定障害福祉サービス事業所
213	勅使町 227-1	リハビリайд 南海ちよくし	老人デイサービスセンター
214	勅使町 43-1	やったーまん！！	指定障害福祉サービス事業所
215	勅使町 771-2	児童デイサービス ゆうりん	障害児通所支援事業所
216	勅使町 771-2	ゆうりん	指定障害福祉サービス事業所
217	勅使町 955	幼保連携型勅使百華こども園	認定こども園
218	勅使町 955	認定こども園勅使百華幼稚園	認定こども園
219	勅使町字大隈 1379	サマリヤ勅使デイサービス	老人デイサービスセンター
220	室新町 1032-15 KOJIKI ビル III 1F	タカマツソーシャルスクール	障害児通所支援事業所
221	室新町 1-8	グループホーム 暖暖	認知症対応型共同生活介護
222	室新町 1-8	デイサービス暖暖	老人デイサービスセンター
223	花ノ宮町 1-10-22	花ノ宮学童クラブ	放課後児童クラブ
224	花ノ宮町 1-10-22	認定こども園花ノ宮こども園	認定こども園
225	花ノ宮町 1-12-24	トモニスマイル保育園	保育所
226	花ノ宮町 2-8-7	グループホーム La pause 花ノ宮	障害者グループホーム、ケアホーム
227	花ノ宮町 3-4-28	学童クラブゆうか	放課後児童クラブ
228	上之町 2-12-30	四国医療福祉専門学校	専門学校
229	伏石町 1611	くにとう幼稚園	幼稚園
230	伏石町 2005-9	エルアデイサービス	老人デイサービスセンター
231	三条町 169-1	運動学習支援教室 プレシャスデイズ	障害児通所支援事業所
232	三条町 20-1	フォースター	指定障害福祉サービス事業所
233	三条町 482-1	医療法人弘仁会三条整形外科 スポーツクリニック	診療所
234	三条町 498	青空幼稚園	幼稚園
235	三条町 525	(財)大西精神衛生研究所附属「若葉」	障害者グループホーム、ケアホーム
236	三条町 525	障害福祉サービス(短期入所)施設 若葉	指定障害福祉サービス事業所
237	三条町 564-1	よんでんライフケア栗林	有料老人ホーム
238	太田下町 2025	らく楽太田保育園	保育所
239	太田下町 2167-1	OZ デイたかまつ	指定障害福祉サービス事業所
240	太田下町 2167-1	OZ デイたかまつ	障害児通所支援事業所
241	成合町 1491-1	ワークプラザ・たんぼぼ	指定障害福祉サービス事業所
242	成合町 1491-1	短期入所 たんぼぼ	指定障害福祉サービス事業所
243	成合町 581	愛の家 グループホーム 高松成合	認知症対応型共同生活介護
244	成合町 726-1	医療法人社団泰平会佐藤クリニック	診療所
245	成合町 796-1	メリーGO ランド高松園	認定こども園
246	鹿角町 269-1	ゆうゆう鹿角	サービス付き高齢者向け住宅
247	鹿角町 353-3	児童発達支援・放課後等デイサービス いろは	障害児通所支援事業所
248	鹿角町 372-6	多機能事業所 ソライロ	指定障害福祉サービス事業所
249	鹿角町 372-6	ショートステイソライロ	指定障害福祉サービス事業所
250	鹿角町 394	香川大学教育学部附属高松中学校	中学校
251	鹿角町 445-1	らでいっしゅ	指定障害福祉サービス事業所
252	鹿角町 715-31	多機能型事業所 Cross	指定障害福祉サービス事業所
253	鹿角町 937	田村保育所	保育所

	所在地	施設名称	施設種別
254	鹿角町 939-1	地域活動支援センターぼのぼの作業所	地域活動支援センター
255	三名町 378-1	医療法人社団新進会おさか脳神経外科病院	病院
256	一宮町 1185-1	一宮中学校	中学校
257	一宮町 1233-2	一宮幼稚園	幼稚園
258	一宮町 1556-2	サンフラワー	介護老人保健施設
259	一宮町 1568-1	らく楽一宮	認知症対応型共同生活介護
260	一宮町 1568-1	らく楽一宮	老人デイサービスセンター
261	一宮町 1568-10	デイサービス泉	老人デイサービスセンター
262	一宮町 1570	グループリビングらく楽一宮	有料老人ホーム
263	一宮町 1570	デイサービスらく楽一宮	老人デイサービスセンター
264	一宮町 1591-3	Willow サポート	障害児通所支援事業所
265	一宮町 531	高松南高等学校	高等学校
266	一宮町 672-1	一宮小学校	小学校
267	一宮町 672-1	一宮放課後児童クラブ 第1クラブ	放課後児童クラブ
268	一宮町 672-1	一宮放課後児童クラブ 第2クラブ	放課後児童クラブ
269	一宮町 672-1	一宮放課後児童クラブ 第3クラブ	放課後児童クラブ
270	寺井町 1369-4	らく楽寺井幼稚園	認定こども園
271	寺井町 1385-10	医療法人社団 仁泉会 西岡医院	病院

【新川・春日川・吉田川】

	所在地	施設名称	施設種別
1	松島町 3-13-6	松島保育所	保育所
2	観光町 534-2	ミナトホームさくら三奏	サービス付き高齢者向け住宅
3	観光町 547-1	高松高等予備校	専門学校
4	観光町 588-8	医療法人社団和広会伊達病院	病院
5	今里町 1-28-27 アップルハウス 1階A	ほまれの家 高松店	指定障害福祉サービス事業所
6	上福岡町 2005-11	グループホーム愛の里	認知症対応型共同生活介護
7	上福岡町 714-1	玉藻中学校	中学校
8	上福岡町 758-25	ケアテラス上福岡	有料老人ホーム
9	上福岡町 894-8	平安保育園	保育所
10	上福岡町 919-1	すずかけの径	サービス付き高齢者向け住宅
11	上福岡町 919-1	デイサービス すずかけの径	老人デイサービスセンター
12	上福岡町 919-1	ショートステイすずかけの径	老人短期入所施設
13	上福岡町 919-1	すずかけの径 別館	老人短期入所施設
14	今里町 2-1-5	今里保育所	保育所
15	木太町 2344-1	学童保育アローナック	放課後児童クラブ
16	木太町 2670-4	アーク放課後スクール	放課後児童クラブ
17	木太町 3429-8	サービス付き高齢者住宅 アゼリア木太	サービス付き高齢者向け住宅
18	木太町 1188-2	デイサービスなつめ	老人デイサービスセンター
19	木太町 1530-1	木太南小学校	小学校
20	木太町 1530-1	木太南放課後児童クラブ 第1クラブ	放課後児童クラブ
21	木太町 1530-1	木太南放課後児童クラブ 第2クラブ	放課後児童クラブ
22	木太町 1530-1	木太南放課後児童クラブ 第3クラブ	放課後児童クラブ
23	木太町 1539-8	シニアハイツマイルドケア木太	サービス付き高齢者向け住宅
24	木太町 1539-8	小規模多機能ホーム たんぽぽの家	小規模多機能型居宅介護
25	木太町 1673-1	児童発達支援・放課後等デイサービスしのだめ	障害児通所支援事業所
26	木太町 1775-16	ゆめ	指定障害福祉サービス事業所
27	木太町 1775-18	しまじろー	障害児通所支援事業所

	所在地	施設名称	施設種別
28	木太町 1775-26	ももたろうハウス	障害者グループホーム、ケアホーム
29	木太町 1775-26	たろうくんのおうち	指定障害福祉サービス事業所
30	木太町 1775-27	さくら	障害児通所支援事業所
31	木太町 1775-27	ぶーふーうー	指定障害福祉サービス事業所
32	木太町 1777-15	らんたろう	指定障害福祉サービス事業所
33	木太町 1986	医療法人社団高畠医院	診療所
34	木太町 1997-3	香川こだま学園	障害児通所支援事業所
35	木太町 1997-3	香川こだま学園	障害児等療育支援事業
36	木太町 1997-3	香川こだま学園	福祉型児童発達支援センター
37	木太町 2321-1	木太にこここ保育園	地域型保育事業所
38	木太町 2344-1	アローナック	保育所
39	木太町 2604-3	デイサービス ラポールクラブ	老人デイサービスセンター
40	木太町 2604-5	木太北部幼稚園	幼稚園
41	木太町 2613	木太北部小学校	小学校
42	木太町 2613	木太北部放課後児童クラブ 第1クラブ	放課後児童クラブ
43	木太町 2613	木太北部放課後児童クラブ 第2クラブ	放課後児童クラブ
44	木太町 2624-6	フレンズ	指定障害福祉サービス事業所
45	木太町 2679-1	まゆみの里ショートステイセンター	老人短期入所施設
46	木太町 2691-1	まゆみの里	介護老人保健施設
47	木太町 2703-4	かけはし高松	指定障害福祉サービス事業所
48	木太町 2753-2	リハビリホームあすか高松木太	有料老人ホーム
49	木太町 2768-3	デイサービス結	老人デイサービスセンター
50	木太町 2924-7	デイサービスセンターヌーベル木太	老人デイサービスセンター
51	木太町 3031-15	リハビリケアサービス ほほえみ	老人デイサービスセンター
52	木太町 3144-5	サスケ設計工房高松	指定障害福祉サービス事業所
53	木太町 3222	NP デイサービスせと	老人デイサービスセンター
54	木太町 3222	NP デイサービスせと リハビリステーション	老人デイサービスセンター
55	木太町 3308	法寿苑	特別養護老人ホーム
56	木太町 3308	法寿苑デイサービスセンター	老人デイサービスセンター
57	木太町 3308	特別養護老人ホーム法寿苑	老人短期入所施設
58	木太町 3322-6	ほねつぎ介護デイサービス木太町店	老人デイサービスセンター
59	木太町 3429-3	みらい学園	認定こども園
60	木太町 3480-1	木太小学校	小学校
61	木太町 3480-1	木太放課後児童クラブ 第1クラブ	放課後児童クラブ
62	木太町 3480-1	木太放課後児童クラブ 第2クラブ	放課後児童クラブ
63	木太町 3502	木太保育所	保育所
64	木太町 3749-3	グループホーム木太	認知症対応型共同生活介護
65	木太町 3749-3	デイサービス木太	老人デイサービスセンター
66	木太町 3836-7	医療法人社団三恵会木太三宅病院	病院
67	木太町 3901-1	木太幼稚園	幼稚園
68	木太町 4150-4	高松木太ケアセンターそよ風	老人デイサービスセンター
69	木太町 4241-2	ライフタイム～よりそい～	有料老人ホーム
70	木太町 4241-2	樹楽 もとやま	老人デイサービスセンター
71	木太町 4302-12	東雲会	指定障害福祉サービス事業所
72	木太町 4443-1	ヴィヴァン	介護老人保健施設
73	木太町 4664	高松協同病院	病院
74	木太町 786-2	ソラ小規模保育園たかまつ	地域型保育事業所
75	春日町 437-1	住宅型有料老人ホームきょうか	有料老人ホーム
76	春日町 1176	小規模保育所もも	地域型保育事業所
77	春日町 1176	特定非営利活動法人いのちの応援舎 ぼっこ助産院	助産所
78	春日町 1178-1	グループホームナザレの村伝でん「リプル」	障害者グループホーム、ケアホーム
79	春日町 1180-1	グループホームナザレの村伝でん「リサッカ」	障害者グループホーム、ケアホーム

	所在地	施設名称	施設種別
80	春日町 1287-1	認定こども園春日こども園	認定こども園
81	春日町 1287-1	春日学童クラブ	放課後児童クラブ
82	春日町 1291-1	地域活動支援センターかすがの里	地域活動支援センター
83	春日町 1291-1	かすがの里	指定障害福祉サービス事業所
84	春日町 1291-1	あじさい	指定障害福祉サービス事業所
85	春日町 1336-1	グループホームアダージョ泉	認知症対応型共同生活介護
86	春日町 1425	ピアーズ春日	障害者グループホーム、ケアホーム
87	春日町 1646-1	ベストケア・デイサービスセンター春日	老人デイサービスセンター
88	春日町 1649-1	にこにこライフ高松	サービス付き高齢者向け住宅
89	春日町 1649-1	デイサービス春びより	老人デイサービスセンター
90	春日町 424-1	ショートステイきょうか ANNEX	老人短期入所施設
91	春日町 483-1	らく楽保育園	保育所
92	春日町 671-1	グループホーム 春日	認知症対応型共同生活介護
93	春日町 688	認定こども園高松東幼稚園	認定こども園
94	春日町 744	春日幼稚園	幼稚園
95	春日町 813-10	サン	指定障害福祉サービス事業所
96	春日町 842-1	ゆうゆう春日	サービス付き高齢者向け住宅
97	春日町 960	高松大学	大学・短大
98	春日町 960	高松短期大学	大学・短大
99	春日町片田 1642-1	NP デイサービス やしまりハビリステーション	老人デイサービスセンター
100	新田町字本村甲 677	サービス付き高齢者住宅 この花	サービス付き高齢者向け住宅
101	新田町甲 190-1	古高松中学校	中学校
102	新田町甲 2181-1	ケアサポート長谷川（古高松）	小規模多機能型居宅介護
103	新田町甲 2181-1	グループホーム ミモザ	認知症対応型共同生活介護
104	新田町甲 2189-1	看護小規模多機能型居宅介護 長谷川	看護小規模多機能型居宅介護
105	新田町甲 2605	古高松南小学校	小学校
106	新田町甲 2605	古高松南放課後児童クラブ 第1クラブ	放課後児童クラブ
107	新田町甲 2605	古高松南放課後児童クラブ 第2クラブ	放課後児童クラブ
108	新田町甲 2630-1	幼保連携型認定こども園新田幼稚園	認定こども園
109	新田町甲 2712-1	グループホーム真珠の湯	認知症対応型共同生活介護
110	新田町甲 2712-1	真珠の湯デイサービスセンター	老人デイサービスセンター
111	新田町甲 2717-1	障害者支援施設サン未来	指定障害福祉サービス事業所
112	新田町甲 2717-1	サン未来	障害者支援施設
113	新田町甲 2719	サンリッチ屋島	軽費老人ホーム
114	新田町甲 2719	ショートステイ小夏	老人短期入所施設
115	新田町甲 2723-2	介護老人保健施設 サンライズ屋島	介護老人保健施設
116	新田町甲 474-3	医療法人社団啓友会久米川病院	病院
117	新田町甲 478	ショートステイ ユーカリ	老人短期入所施設
118	新田町甲 478	デイサービスセンター ローズマリー	老人デイサービスセンター
119	新田町甲 478	住宅型有料老人ホーム カモミール	有料老人ホーム
120	新田町甲 480-1	あじさいファーム	指定障害福祉サービス事業所
121	新田町甲 82-6	放課後等デイサービス・児童発達支援ふたば	障害児通所支援事業所
122	高松町 2312-4	ルアナデイサービス	老人デイサービスセンター
123	高松町 2160-1	グループホーム エーデルワイス	認知症対応型共同生活介護
124	高松町 2160-1	介護付有料老人ホーム エーデルワイス	有料老人ホーム
125	高松町 2175-23	生活支援センター びいず	指定障害福祉サービス事業所
126	高松町 2365	医療法人社団海部医院	診療所
127	高松町 2594-8	みなも	指定障害福祉サービス事業所
128	高松町 3012-19	デイサービスすいれん	老人デイサービスセンター
129	高松町 398	古高松小学校	小学校
130	高松町 398	古高松放課後児童クラブ 第1クラブ	放課後児童クラブ
131	高松町 398	古高松放課後児童クラブ 第2クラブ	放課後児童クラブ
132	高松町字角屋 2325-5	有料老人ホームさくら	有料老人ホーム

	所在地	施設名称	施設種別
133	屋島中町 295	屋島中学校	中学校
134	屋島中町 30	のぞみ幼稚園	幼稚園
135	屋島西町 1347-1	デイサービスセンターやしま II	老人デイサービスセンター
136	屋島西町 1347-1	ケアステーションやしま	サービス付き高齢者向け住宅
137	屋島西町 1392-7	屋島教会幼稚園	幼稚園
138	屋島西町 1744-1	屋島こども園	認定こども園
139	屋島西町 1929-2	グランクール屋島	サービス付き高齢者向け住宅
140	屋島西町 1929-2	デイサービス 木かげ	老人デイサービスセンター
141	屋島西町 1937-1	医療法人社団百石病院	病院
142	屋島西町 2105-17	香川県厚生農業協同組合連合会 屋島総合病院	病院
143	屋島西町 2105-17	屋島総合病院院内保育所	保育所
144	屋島西町 2198-1、2498-15	グループホームびいす 2	障害者グループホーム、ケアホーム
145	屋島西町 2277-1	ケアハウス屋島	軽費老人ホーム
146	屋島西町 2277-1	屋島デイサービスセンター	老人デイサービスセンター
147	屋島西町 2277-4	小規模多機能施設 富士	小規模多機能型居宅介護
148	屋島西町 2277-6	セラピーチリゾート屋島	サービス付き高齢者向け住宅
149	屋島西町 2286-14	グループホーム ウルカ	障害者グループホーム、ケアホーム
150	屋島西町 2286-14	グループホーム ウルカ 2	障害者グループホーム、ケアホーム
151	屋島西町 2289-1	高松ケアセンターそよ風	老人デイサービスセンター
152	屋島西町 2289-1	高松ケアセンターそよ風	老人短期入所施設
153	屋島西町 2294-4	やしま庭園	有料老人ホーム
154	屋島西町 2302-12	有料老人ホームあざみ	有料老人ホーム
155	屋島西町 2302-12	デイサービスあざみ	老人デイサービスセンター
156	屋島西町 2366-11	ぎんせいワーク	指定障害福祉サービス事業所
157	屋島西町 2366-11	銀星の家	老人デイサービスセンター
158	屋島西町 2366-11	銀星の家	障害者支援施設
159	屋島西町 2453-6	あすなろ保育園	保育所
160	屋島西町 2469	屋島西小学校	小学校
161	屋島西町 2469	屋島西放課後児童クラブ 第1クラブ	放課後児童クラブ
162	屋島西町 2469	屋島西放課後児童クラブ 第2クラブ	放課後児童クラブ
163	屋島西町 2472-1	ケアセンター屋島西	サービス付き高齢者向け住宅
164	屋島西町 2472-1	デイサービス 屋島西	老人デイサービスセンター
165	屋島西町 2477-4	認定こども園やしま幼稚園	認定こども園
166	屋島西町 2484-11	スマはびキッズ学童クラブ	放課後児童クラブ
167	屋島西町 2484-11	スマはび保育園	保育所
168	屋島西町 2492-30	ジョイピース	指定障害福祉サービス事業所
169	屋島西町 2499-1 メゾンド 屋島	グループホームびいす	障害者グループホーム、ケアホーム
170	屋島西町 893-1	リーラの家 やしま	認知症対応型共同生活介護
171	牟礼町牟礼 2540-16	香川県高齢者生活協同組合 牟礼ひだまり	老人デイサービスセンター
172	林町 2197-1	幼保連携型認定こども園高松和貴こども園	認定こども園
173	六条町 795-6	医療法人社団ひまわり会はまもと医院	診療所
174	六条町 1031-2	ソーシャルワークホーム六条	サービス付き高齢者向け住宅
175	六条町 1315-1	デイサービスはーもにー六条 (民家型)	老人デイサービスセンター
176	六条町 1388-2	グループホームみんなの広場「六条」	障害者グループホーム、ケアホーム
177	六条町 168-3	創心会リハビリ倶楽部高松中央	老人デイサービスセンター
178	六条町 171-3	児童デイサービスくるくる	障害児通所支援事業所
179	六条町 511	うたい鳥 (地域密着型)	特別養護老人ホーム
180	六条町 511	デイサービスセンターうたい鳥	老人デイサービスセンター
181	六条町 511	ショートステイうたい鳥	老人短期入所施設
182	六条町 604-7	げんき・結愛・げんきこども園	認定こども園

	所在地	施設名称	施設種別
183	元山町 1060-2	デイサービスセンター いちえ	老人デイサービスセンター
184	元山町 1238-1	わかくさデイトレセンター	老人デイサービスセンター
185	元山町 289-1	障害福祉サービス事業所 せんり	指定障害福祉サービス事業所
186	元山町 546-1	介護付き有料老人ホーム もとやまガーデン	有料老人ホーム
187	元山町 689-2	リパティイインターナショナルアカデミー高松校 英語バイリンガル保育園	保育所
188	元山町 855-2	白樺保育園	保育所
189	元山町 858-3	グループホーム La pause 元山	障害者グループホーム、ケアホーム
190	元山町 88-2	協和中学校	中学校
191	元山町 904-3	かがやき	指定障害福祉サービス事業所
192	東山崎町 207-1	川添小学校	小学校
193	東山崎町 207-1	川添放課後児童クラブ 第1クラブ	放課後児童クラブ
194	東山崎町 207-1	川添放課後児童クラブ 第2クラブ	放課後児童クラブ
195	東山崎町 40-37	デイサービス花暖	老人デイサービスセンター
196	東山崎町 478-2	ワークラボ	指定障害福祉サービス事業所
197	東山崎町 601	川添幼稚園	幼稚園
198	東山崎町 960-1	たんぼぼのわたげ	サービス付き高齢者向け住宅
199	東山崎町 960-1	デイサービスたんぼぼのわたげ	老人デイサービスセンター
200	東山崎町 971-1	有料老人ホーム おひさまハウス	有料老人ホーム
201	東山崎町 971-2	てと手	有料老人ホーム
202	東山崎町 971-2	デイサービス てと手	老人デイサービスセンター
203	下田井町字神子 630-2	下田井つつじこども園	保育所
204	下田井町 38-4	PAS リハビリセンターなごみ高松	老人デイサービスセンター
205	下田井町 465-3	ソーシャルワークホーム下田井	サービス付き高齢者向け住宅
206	下田井町 52	川添こども園	認定こども園
207	下田井町 628-1	ロイヤル三好	介護老人保健施設
208	下田井町 80-2	アイ・エム・シー下田井	サービス付き高齢者向け住宅
209	下田井町 80-2	IMC デイサービス下田井	老人デイサービスセンター
210	前田西町 1080-18	多機能型施設 邑	小規模多機能型居宅介護
211	前田西町 1080-18	グループホーム邑	認知症対応型共同生活介護
212	前田東町 585-21	朝日平成園	指定障害福祉サービス事業所
213	前田東町 585-28	すずらん	指定障害福祉サービス事業所
214	前田東町 690-1	高松東高等学校	高等学校
215	前田東町 788-1	前田幼稚園	幼稚園
216	前田東町 819-3	前田小学校	小学校
217	前田東町 819-3	前田放課後児童クラブ	放課後児童クラブ
218	前田東町 860-3	高松市中川文化センター	児童館
219	前田東町 958	健やかガーデン・ココロン	サービス付き高齢者向け住宅
220	亀田町 260-7	身体障害者福祉ホーム「朝日つばさ」	福祉ホーム
221	亀田町 391-6	障害者支援施設ピアハート	指定障害福祉サービス事業所
222	小村町 256-2	楓の森整形外科	診療所
223	小村町 258-1	愛コンシェル ココロン (デイサービス)	老人デイサービスセンター
224	小村町 258-1	愛コンシェル ココロン (サービス型高齢者向け住宅)	サービス付き高齢者向け住宅
225	小村町 448-4	松本助産院	助産所
226	小村町 583-1	ロベリア	障害児通所支援事業所
227	亀田南町 108-2	若葉保育園	保育所
228	十川東町 65-2	ハッピー ビーンズ	指定障害福祉サービス事業所
229	十川東町 65-2	ハッピー ビーンズ	指定障害福祉サービス事業所
230	由良町 1151-1	サービス付き高齢者向け住宅 ほしの里	サービス付き高齢者向け住宅
231	由良町 1151-1	デイサービス 星のテラス	老人デイサービスセンター
232	川島本町 276-1	グループホームうちんく	認知症対応型共同生活介護
233	川島本町 276-1	デイサービスうちんく	老人デイサービスセンター
234	川島東町 253-4	川島こども園	認定こども園

	所在地	施設名称	施設種別
235	川島東町 864-1	川島小学校	小学校
236	川島東町 864-1	川島放課後児童クラブ 第1クラブ	放課後児童クラブ
237	川島東町 864-1	川島放課後児童クラブ 第2クラブ	放課後児童クラブ
238	川島東町 925-1	香川県高齢者生活協同組合「ひだまり川島」	小規模多機能型居宅介護
239	新田町 2180-1	グループホームアカシア	認知症対応型共同生活介護

【本津川】

	所在地	施設名称	施設種別
1	香西本町 114-10	医療法人社団勝賀 かつが整形外科クリニック	診療所
2	香西本町 17-1	初音保育所	保育所
3	香西本町 17-9	守里会看護福祉専門学校	専門学校
4	香西本町 17-9	ショートステイセンター一樹	老人短期入所施設
5	香西本町 17-9	特別養護老人ホーム一樹	特別養護老人ホーム
6	香西本町 218	有料老人ホームラ・ナシカこうざい	有料老人ホーム
7	香西東町 433-1	アイムホーム	サービス付き高齢者向け住宅
8	香西東町 433-1	デイケアセンター希望の輪	老人デイサービスセンター
9	香西東町 561-1	ソーシャルワークホーム香西	サービス付き高齢者向け住宅
10	香西東町 633-17	グループホーム La pause 香西	障害者グループホーム、ケアホーム
11	香西南町 235	キナシ大林病院内すみれ保育園	保育所
12	香西南町 476-1	高松市ふれあい福祉センター勝賀	老人福祉センター
13	香西南町 518-1	クリエイティブハウス「パンジーV」	指定障害福祉サービス事業所
14	香西南町 520-8	一般社団法人 ミント	指定障害福祉サービス事業所
15	香西南町 565	勝賀中学校	中学校
16	香西南町 703-1	香西小学校	小学校
17	香西南町 703-1	香西放課後児童クラブ 第1クラブ	放課後児童クラブ
18	香西南町 703-1	香西放課後児童クラブ 第2クラブ	放課後児童クラブ
19	香西南町 703-1	香西放課後児童クラブ 第3クラブ	放課後児童クラブ
20	香西西町 57-9	香西保育所	保育所
21	香西西町 59-1	香西幼稚園	幼稚園
22	鬼無町藤井 296-3	児童デイサービスハンズ	障害児通所支援事業所
23	鬼無町藤井 296-3	短期入所 ハンズ	指定障害福祉サービス事業所
24	鬼無町藤井 375-1	スマイリーハンズ	指定障害福祉サービス事業所
25	鬼無町藤井 392-1	住宅型有料老人ホーム キナシ	有料老人ホーム
26	鬼無町藤井 435-1	医療法人財団博仁会キナシ大林病院	病院
27	郷東町 11-13	託児所 かくれんぼ	保育所
28	郷東町 148-3	住宅型有料老人ホーム サンウエスト	有料老人ホーム
29	郷東町 148-3	デイケア西高松	老人デイサービスセンター
30	郷東町 580	医療法人社団玉藻会馬場病院	病院
31	郷東町 7-10	住宅型有料老人ホーム よりあいの家はるか	有料老人ホーム
32	郷東町 7-3	デイハウスまいまい	老人デイサービスセンター
33	郷東町 7-7	デイハウスよりあい	老人デイサービスセンター
34	鶴市町 374-1	弦打小学校	小学校
35	鶴市町 374-1	弦打放課後児童クラブ 第1クラブ	放課後児童クラブ
36	鶴市町 374-1	弦打放課後児童クラブ 第2クラブ	放課後児童クラブ
37	鶴市町 374-1	弦打放課後児童クラブ 第3クラブ	放課後児童クラブ
38	国分寺町新居 1131-1	国分寺中学校	中学校
39	国分寺町新居 1339-1	ショートステイあいむ	老人短期入所施設
40	国分寺町新居 1339-3	アイムの杜	特別養護老人ホーム
41	国分寺町新居 1339-3	プラチナハウス アイムの杜	サービス付き高齢者向け住宅
42	国分寺町新居 1339-3	デイサービスセンター アイムの杜	老人デイサービスセンター
43	国分寺町新居 1339-3	グループホームアイムの杜	認知症対応型共同生活介護
44	国分寺町新居 1423-1	高松市立国分寺文化センター	官公庁舎(市町)
45	国分寺町新居 281-1	いずみこども園分園	認定こども園
46	国分寺町新居 956-8	学び舎こくぶんじ	老人デイサービスセンター

	所在地	施設名称	施設種別
47	国分寺町福家 2998-3	国分寺南部放課後児童クラブ 第1クラブ	放課後児童クラブ
48	国分寺町福家 2998-3	国分寺南部放課後児童クラブ 第2クラブ	放課後児童クラブ
49	国分寺町福家 2998-3	国分寺南部放課後児童クラブ 第3クラブ	放課後児童クラブ
50	国分寺町福家甲 2326-3	なかまの里ケアホーム・メゾンふけ	障害者グループホーム、ケアホーム
51	国分寺町福家甲 282-1	サン・ウイング国分寺	有料老人ホーム
52	国分寺町福家甲 282-1	デイサービスセンター サン・ウイング	老人デイサービスセンター
53	国分寺町福家甲 3005	国分寺南部小学校	小学校
54	国分寺町福家甲 3106-1	国分寺南部保育所	保育所
55	国分寺町福家甲 3123-1	国分寺南部幼稚園	幼稚園
56	国分寺町新名 3836-2	こくぶ脳外科デイケアセンター	老人デイサービスセンター
57	国分寺町新名 478-1	グループホーム あいむ	認知症対応型共同生活介護
58	国分寺町新名 482-1	ナーシングホームあいむ	有料老人ホーム
59	国分寺町新名 482-1	モン シュシュ	保育所
60	国分寺町新名 500-1	医療法人社団 有史会 高島病院	病院
61	国分寺町新名 520-1	ケアハウスラフォーレ国分寺	軽費老人ホーム
62	国分寺町新名 743-1	ふれあい広場 TOMO	指定障害福祉サービス事業所
63	国分寺町新名 763-5	あかとんぼ	障害児通所支援事業所

洪水浸水想定区域内の地下施設一覧

【香東川】

	所在地	施設名称
1	三条町 608-1	イズミゆめタウン

高潮浸水想定区域内にある要配慮者利用施設一覧

	所在地	施設名称	施設種別
1	新北町 10-20	就労継続支援 B 型事業所 アルファー	指定障害福祉サービス事業所
2	新北町 15-17	グループホーム La pause 新北	障害者グループホーム、ケアホーム
3	茜町 28-31	サービス付き高齢者向け住宅 Belle Vie	サービス付き高齢者向け住宅
4	茜町 28-31	デイサービス La mer	老人デイサービスセンター
5	茜町 28-31	保育所 Mon Petit	保育所
6	西町 4-1	あかね	特別養護老人ホーム
7	西町 4-1	デイサービスセンターあかね	老人デイサービスセンター
8	西町 4-1	特別養護老人ホームあかね	老人短期入所施設
9	西宝町 2-3-14	高松聖ヤコブ幼稚園	認定こども園
10	西宝町 2-6-9	亀阜小学校みねやま分校	小学校
11	西宝町 2-6-9	斯道学園	児童自立支援施設
12	西宝町 2-6-9	紫雲中学校みねやま分校	中学校
13	西宝町 3-6-22	あおぞら	指定障害福祉サービス事業所
14	宮脇町 1-2-23	認定こども園亀阜幼稚園	認定こども園
15	宮脇町 1-35-19	保育園アルペジオ高松宮脇町園	保育所
16	宮脇町 2-25-21	ピアーズ宮脇	障害者グループホーム、ケアホーム
17	宮脇町 2-26-12	ケアサポート長谷川 (中央西)	小規模多機能型居宅介護
18	宮脇町 2-8-7	グループホーム La pause 宮脇	障害者グループホーム、ケアホーム
19	亀岡町 2-18	放課後児童クラブるぼ	放課後児童クラブ
20	亀岡町 10-1	亀阜小学校	小学校
21	亀岡町 10-1	亀阜放課後児童クラブ 第 1 クラブ	放課後児童クラブ
22	亀岡町 10-1	亀阜放課後児童クラブ 第 2 クラブ	放課後児童クラブ
23	亀岡町 10-1	亀阜放課後児童クラブ 第 3 クラブ	放課後児童クラブ
24	浜ノ町 53-38	両備ヘルシーケア高松	有料老人ホーム
25	浜ノ町 53-38	両備ヘルシーケア高松ショートステイ	老人短期入所施設
26	浜ノ町 53-38	両備ヘルシーケア高松デイサービス	老人デイサービスセンター
27	浜ノ町 60-65	デイサービス 花らんまん	老人デイサービスセンター
28	浜ノ町 60-65	ワークショップ 花らんまん	指定障害福祉サービス事業所
29	浜ノ町 60-65	花らんまん	サービス付き高齢者向け住宅
30	瀬戸内町 23-7	瀬戸内保育所	保育所
31	扇町 1-24-17	扇町保育所	保育所
32	扇町 1-24-5	医療法人社団慈和会高松ささき内科ハートクリニック	診療所
33	扇町 2-9-12	香川県立視覚支援学校	特別支援学校
34	昭和町 1-7-23	よんでんライフサポート昭和町	サービス付き高齢者向け住宅
35	昭和町 1-7-23	よんでんライフサポート昭和町デイサービスセンター	老人デイサービスセンター
36	昭和町 2-16-9	SCC 昭和町	指定障害福祉サービス事業所
37	昭和町 2-7-1	二番丁幼稚園	幼稚園
38	紫雲町 8-25	紫雲中学校	中学校
39	番町 2-4-16	五番丁医院	診療所
40	番町 3-3-1	多田羅内科クリニック	診療所
41	番町二丁目 14-2	放課後児童クラブまるる	放課後児童クラブ
42	番町 1-10-16	一般財団法人三宅医学研究所附属セントラルパーククリニック	診療所
43	番町 1-10-3	医療法人社団康生会高松大林病院	病院
44	番町 1-10-35	香川県視覚障害者福祉センター	視覚障害者情報提供施設
45	番町 1-4-13	整形外科吉峰病院	病院
46	番町 2-14-2	グループホーム新番丁	認知症対応型共同生活介護
47	番町 2-4-16	ケアテラス五番丁	有料老人ホーム
48	番町 2-4-27	高松インターナショナルスクール	保育所
49	番町 2-4-31	高松聖母幼稚園	幼稚園
50	番町 2-9-30	高松工芸高等学校	高等学校

	所在地	施設名称	施設種別
51	番町 3-1-1	高松高等学校	高等学校
52	番町 3-3-1	明けの星	介護老人保健施設
53	番町 4-1-3	高松赤十字病院	病院
54	番町 4-13-12	デイサービスセンター寿	老人デイサービスセンター
55	番町 4-14-20	高松赤十字病院院内保育所	保育所
56	番町 5-1-55	香川大学教育学部附属高松小学校	小学校
57	番町 5-1-55	香川大学教育学部附属幼稚園 (高松園舎)	幼稚園
58	天神前 5-5	一般財団法人三宅医学研究所附属 三宅リハビリテーション病院	病院
59	天神前 5-6	保育所てふてふ	地域型保育事業所
60	錦町 2-14-1	新番丁小学校	小学校
61	錦町 2-14-1	新番丁放課後児童クラブ 第1クラブ	放課後児童クラブ
62	錦町 2-14-1	新番丁放課後児童クラブ 第2クラブ	放課後児童クラブ
63	錦町 2-14-1	新番丁放課後児童クラブ 第3クラブ	放課後児童クラブ
64	錦町 2-6-13	きょう京錦にしき	老人デイサービスセンター
65	西の丸町 12-10	シルバーステイツ さざなみ	有料老人ホーム
66	西の丸町 12-10	デイサービスにぎわい	老人デイサービスセンター
67	西内町 1-6	アルファリビング高松駅前	有料老人ホーム
68	西内町 12-8	あなかれほいくえん高松	保育所
69	寿町 2-3-1 1 高松丸田ビル4階	ウェルビー高松センター	指定障害福祉サービス事業所
70	兵庫町 8-1 高松兵庫町ビル 103号室	パーソルネクステージ高松	指定障害福祉サービス事業所
71	紺屋町 5-3	アルファデイサービスセンター紺屋町	老人デイサービスセンター
72	紺屋町 5-3	アルファリビング高松紺屋町プレミアム	有料老人ホーム
73	紺屋町 5-3	アルファリビング高松紺屋町レジデンス	有料老人ホーム
74	丸亀町 1-1	壱番街ドーム保育園	保育所
75	丸亀町 3-13	デイサービスセンターTRAIN	老人デイサービスセンター
76	北浜町 7-10	デイサービスセンター玉藻荘	老人デイサービスセンター
77	北浜町 7-10	玉藻荘	特別養護老人ホーム
78	北浜町 7-10	短期入所生活介護事業所玉藻荘	老人短期入所施設
79	本町 10-26	いきいきらいふSPA高松本町	老人デイサービスセンター
80	丸の内 7-1	シルバーステイツ丸の内ゆうなみ	有料老人ホーム
81	内町 3-8	ナーシングホームせせらぎ	有料老人ホーム
82	内町 3-11	リハビリデイサービスYuu高松店	老人デイサービスセンター
83	城東町 1-1-45	城東保育園	保育所
84	百間町 5-6	ピアーズ百間町	障害者グループホーム、ケアホーム
85	百間町 8-11	アルファリビング高松百間町	サービス付き高齢者向け住宅
86	御坊町 2-2	高松第二保育園 (夜間保育所)	保育所
87	塩屋町 1-4	医療法人社団雙和会クワヤ病院	病院
88	亀井町 3-4	百十四ももっこらんど	保育所
89	瓦町 1-12-45	医療法人社団弘徳会マオカ病院	病院
90	瓦町 1-13-8	光華保育園	保育所
91	瓦町 1-13-8	光華幼稚園	幼稚園
92	瓦町 2-2-13 新瓦町ビル5F	ヒトトコ	指定障害福祉サービス事業所
93	瓦町 2-3-5	森産婦人科医院	診療所
94	瓦町 2-6-3	夜間保育カナリヤ瓦町園	保育所
95	瓦町 2-7-14	ラ・レコルト高松瓦町	指定障害福祉サービス事業所
96	常磐町 1-3-1 瓦町 FLAG10 階	CASA たかまつ	指定障害福祉サービス事業所
97	常磐町 1-3-1 瓦町 FLAG10 階	サスケ・アカデミー高松	指定障害福祉サービス事業所
98	常磐町 1-3-1 瓦町 FLAG1F	瓦町FLAG保育園	地域型保育事業所
99	常磐町 2-10-15	地域活動支援センターむつみ会第二作業所	地域活動支援センター

	所在地	施設名称	施設種別
	川久マンション 203		
100	常磐町 2-10-33 川久マンション 102	地域活動支援センターむつみ会第一作業所	地域活動支援センター
101 98	観光通 1-6-1	医療法人社団菅原眼科医院	診療所
102 99	東田町 4-8	沼本産婦人科医院	診療所
103	築地町 7-8	複合型サービス長谷川	看護小規模多機能型居宅介護事業所
104	塩上町 1-4-10	グループホームやすらぎ	認知症対応型共同生活介護
105	塩上町 10-5	さんごのおうち機能訓練型デイサービス	老人デイサービスセンター
106	塩上町 10-5	発達サポートセンタープレスタかがわ	障害児通所支援事業所
107	塩上町 1-2-7	アーキペラゴ放課後児童クラブ	放課後児童クラブ
108	塩上町 1-4-8 鶴尾ビル 1 階	ピーノ	指定障害福祉サービス事業所
109	多賀町 2-7-22	生活支援センター高松希	無料低額宿泊所
110	朝日新町 5-8	ゆうちゃん弁当	指定障害福祉サービス事業所
111	朝日町 2-9-1	あいあい保育園 朝日町	保育所
112	福岡町 2-14-16	ニチイケアセンター福岡町	老人デイサービスセンター
113	福岡町 2-16-6	有料老人ホーム長谷川	有料老人ホーム
114	福岡町 2-16-6 福岡事業所 1 階 2 階	ケアサポート長谷川 (中央東)	小規模多機能型居宅介護
115	福岡町 2-21-11	デイサービスそよの里 福岡町	老人デイサービスセンター
116	福岡町 2-21-11	ライフガーデンそよの里福岡町	有料老人ホーム
117	福岡町 2-24-10	社会福祉法人 高松市社会福祉協議会	老人デイサービスセンター
118	福岡町 2-24-10 社会福祉協議会 福祉コミュニティセンター高松東館 3 階	コスモス園	身体障害者福祉センター
119	福岡町 3-2-8	ナーシングホームグレース	
120	福岡町 3-23-9 フォーブル間嶋 202 号	グループホームしのあき	指定障害福祉サービス事業所
121	福岡町 3-31-3	福岡保育所	保育所
122	福岡町 4-12-18	グループホーム リーラの家さくら	認知症対応型共同生活介護
123	福岡町 4-20-11	ナーシングホームなごみ	有料老人ホーム
124	福岡町 4-28-17	介護付有料老人ホーム ロイヤルケア高松アネックス	有料老人ホーム
125	福岡町 4-28-27	介護付有料老人ホーム ロイヤルケア高松	有料老人ホーム
126	松福町 1-12-3	ナウラテラス	特別養護老人ホーム
127	松福町 1-12-3	グループホーム花クッカ	認知症対応型共同生活介護
128	松福町一丁目 12-20	ふくふく児童クラブ	放課後児童クラブ
129	松福町 1-12-7	さくら福々保育園	保育所
130	松福町 2-1-1	ナーシングホーム青空	有料老人ホーム
131	松福町 2-16-63	高松刑務所医務部診療所	診療所
132	松福町 2-18-16	松福保育園	保育所
133	松福町 2-4-4	らく楽第二保育園	保育所
134	松福町 2-9-29	サービス付き高齢者住宅だんらん	サービス付き高齢者向け住宅
135	松島町 1-14-8	高松中央高校幼稚園	幼稚園
136	松島町 1-14-8	高松中央高等学校	高等学校
137	松島町 1-18-54	高松商業高等学校	高等学校
138	松島町 2-12-8	ゆずぼっふ	障害児通所支援事業所
139	松島町 2-12-8	ゆずぼっふ	指定障害福祉サービス事業所
140	松島町 2-12-8	ゆずぼっふ	老人デイサービスセンター
141	松島町 2-12-8	花ファミリーケア	老人デイサービスセンター
142	松島町 2-14-5	高松第一小学校	小学校
143	松島町 2-14-5	高松第一中学校	中学校
144	松島町 2-14-5	高松第一放課後児童クラブ 第 1 クラブ	放課後児童クラブ
145	松島町 2-14-5	高松第一放課後児童クラブ 第 2 クラブ	放課後児童クラブ

	所在地	施設名称	施設種別
146	松島町 2-14-5	高松第一放課後児童クラブ 第3クラブ	放課後児童クラブ
147	松島町 2-7-6	ロイヤルケア高松デイサービスセンターテルメ	老人デイサービスセンター
148	松島町 3-13-6	松島保育所	保育所
149	花園町 1-1-5	グループリビングらく楽花園	有料老人ホーム
150	花園町 1-1-5	デイサービス らく楽花園	老人デイサービスセンター
151	花園町 1-6-2	シルバーステイツせとなぎ	有料老人ホーム
152	花園町 1-6-2	デイサービスあじわい	老人デイサービスセンター
153	花園町 1-9-32	こぶし花園保育園	保育所
154	花園町 1-14-3	あどみつく花園保育園	保育所
155	花園町 2-7-7	花園小学校	小学校
156	花園町 2-7-7	花園放課後児童クラブ 第1クラブ	放課後児童クラブ
157	花園町 2-7-7	花園放課後児童クラブ 第2クラブ	放課後児童クラブ
158	花園町 3-4-5	認定こども園 高松くりの木学舎	認定こども園
159	観光町 534-2	ミナトホームさくら三奏	サービス付き高齢者向け住宅
160	観光町 588-8	医療法人社団和広会伊達病院	病院
161	上福岡町 2002-16	キッズルーム愛の里	保育所
162	上福岡町 2004-1	はなぞの園	特別養護老人ホーム
163	上福岡町 2004-1	はなぞの園老人デイサービスセンター	老人デイサービスセンター
164	上福岡町 2004-1	ユニット型ショートステイはなぞの園	老人短期入所施設
165	上福岡町 2004-1	特別養護老人ホームはなぞの園	老人短期入所施設
166	上福岡町 2005-11	グループホーム愛の里	認知症対応型共同生活介護
167	上福岡町 714-1	玉藻中学校	中学校
168	上福岡町 758-25	ケアテラス上福岡	有料老人ホーム
169	上福岡町 894-8	平安保育園	保育所
170	上福岡町 919-1	ショートステイすずかけの径	老人短期入所施設
171	上福岡町 919-1	すずかけの径	サービス付き高齢者向け住宅
172	上福岡町 919-1	すずかけの径 別館	老人短期入所施設
173	上福岡町 919-1	デイサービス すずかけの径	老人デイサービスセンター
174	今里町 1-28-27 アップルハウス1階A	ほまれの家 高松店	指定障害福祉サービス事業所
175	今里町 2-1-5	今里保育所	保育所
176	木太町 1530-1	木太南小学校	小学校
177	木太町 1530-1	木太南放課後児童クラブ 第1クラブ	放課後児童クラブ
178	木太町 1530-1	木太南放課後児童クラブ 第2クラブ	放課後児童クラブ
179	木太町 1530-1	木太南放課後児童クラブ 第3クラブ	放課後児童クラブ
180	木太町 1539-8	シニアハイツマイルドケア木太	サービス付き高齢者向け住宅
181	木太町 1539-8	小規模多機能ホーム たんぽぽの家	小規模多機能型居宅介護
182	木太町 1673-1	児童発達支援・放課後等デイサービスしのめ	障害児通所支援事業所
183	木太町 1775-16	しまじろー	障害児通所支援事業所
184	木太町 1775-16	ゆめ	指定障害福祉サービス事業所
185	木太町 1775-26	たろうくんのおうち	指定障害福祉サービス事業所
186	木太町 1775-26	ももたろうハウス	障害者グループホーム、ケアホーム
187	木太町 1775-27	さくら	障害児通所支援事業所
188	木太町 1775-27	ぶーふーうー	指定障害福祉サービス事業所
189	木太町 1777-15	らんたろう	指定障害福祉サービス事業所
190	木太町 1986	医療法人社団高島医院	診療所
191	木太町 1997-3	香川こだま学園	障害児通所支援事業所
192	木太町 1997-3	香川こだま学園	障害児等療育支援事業
193	木太町 1997-3	香川こだま学園	福祉型児童発達支援センター
194	木太町 2321-1	木太にこにこ保育園	地域型保育事業所
195	木太町 2344-1	アローナック	保育所
196	木太町 2604-3	デイサービス ラポールクラブ	老人デイサービスセンター
197	木太町 2604-5	木太北部幼稚園	幼稚園
198	木太町 2613	木太北部小学校	小学校
199	木太町 2613	木太北部放課後児童クラブ 第1クラブ	放課後児童クラブ

	所在地	施設名称	施設種別
200	木太町 2613	木太北部放課後児童クラブ 第2クラブ	放課後児童クラブ
201	木太町 2624-6	フレンズ	指定障害福祉サービス事業所
202	木太町 2670-4	アーク放課後スクール	放課後児童クラブ
203	木太町 2679-1	まゆみの里ショートステイセンター	老人短期入所施設
204	木太町 2691-1	まゆみの里	介護老人保健施設
205	木太町 2703-4	かけはし高松	指定障害福祉サービス事業所
206	木太町 2753-2	リハビリホームあすか高松木太	有料老人ホーム
207	木太町 2768-3	デイサービス結	老人デイサービスセンター
208	木太町 2768-3	デイサービス結	指定障害福祉サービス事業所
209	木太町 2924-7	デイサービスセンターヌーベル木太	老人デイサービスセンター
210	木太町 3031-15	リハビリケアサービス ほほえみ	老人デイサービスセンター
211	木太町 3144-5	サスケ設計工房高松	指定障害福祉サービス事業所
212	木太町 3222 1階	NP デイサービスせと	老人デイサービスセンター
213	木太町 3222 2階	NP デイサービス せとリハビリステーション	老人デイサービスセンター
214	木太町 3308	特別養護老人ホーム法寿苑	老人短期入所施設
215	木太町 3308	法寿苑	特別養護老人ホーム
216	木太町 3308	法寿苑デイサービスセンター	老人デイサービスセンター
217	木太町 3322-6	ほねつぎ介護デイサービス木太町店	老人デイサービスセンター
218	木太町 3429-3	みらい学園	認定こども園
219	木太町 3429-8	サービス付き高齢者向け住宅 アゼリア木太	サービス付き高齢者向け住宅
220	木太町 3480-1	木太小学校	小学校
221	木太町 3480-1	木太放課後児童クラブ 第1クラブ	放課後児童クラブ
222	木太町 3480-1	木太放課後児童クラブ 第2クラブ	放課後児童クラブ
223	木太町 3502	木太保育所	保育所
224	木太町 3749-3	グループホーム木太	認知症対応型共同生活介護
225	木太町 3749-3	デイサービス木太	老人デイサービスセンター
226	木太町 3836-7	医療法人社団三恵会木太三宅病院	病院
227	木太町 3901-1	木太幼稚園	幼稚園
228	木太町 4664	高松協同病院	病院
229	男木町 165	男木中学校	中学校
230	男木町 165	男木小学校	小学校
231	女木町 236-2	女木小学校 (休校中)	小学校
232	春日町 437-1	住宅型有料老人ホームきょうか	有料老人ホーム
233	春日町 1176	小規模保育所もも	地域型保育事業所
234	春日町 1176	特定非営利活動法人いのちの応援舎 ぼっこ助産院	助産所
235	春日町 1178-1	グループホームナザレの村伝でん「リプル」	障害者グループホーム、ケアホーム
236	春日町 1180-1	グループホームナザレの村伝でん「リサッカ」	障害者グループホーム、ケアホーム
237	春日町 1287-1	春日学童クラブ	放課後児童クラブ
238	春日町 1287-1	認定こども園春日こども園	認定こども園
239	春日町 1291-1	あじさい	指定障害福祉サービス事業所
240	春日町 1291-1	かすがの里	指定障害福祉サービス事業所
241	春日町 1291-1	地域活動支援センターかすがの里	地域活動支援センター
242	春日町 1425	ビアーズ春日	障害者グループホーム、ケアホーム
243	春日町 1642-1	NP デイサービス やしまりハビリステーション	老人デイサービスセンター
244	春日町 1646-1	ベストケア・デイサービスセンター春日	老人デイサービスセンター
245	春日町 1649-1	デイサービス春びより	老人デイサービスセンター
246	春日町 1649-1	にこにこライフ高松	サービス付き高齢者向け住宅
247	春日町 424-1	ショートステイきょうか ANNEX	老人短期入所施設
248	春日町 483-1	らく楽保育園	保育所
249	春日町 671-1	グループホーム 春日	認知症対応型共同生活介護
250	春日町 688	認定こども園高松東幼稚園	認定こども園
251	春日町 744	春日幼稚園	幼稚園
252	春日町 813-10	サン	指定障害福祉サービス事業所
253	春日町 842-1	ゆうゆう春日	サービス付き高齢者向け住宅
254	新田町甲 190-1	古高松中学校	中学校

	所在地	施設名称	施設種別
255	新田町甲 2605	古高松南小学校	小学校
256	新田町甲 2605	古高松南放課後児童クラブ 第1クラブ	放課後児童クラブ
257	新田町甲 2605	古高松南放課後児童クラブ 第2クラブ	放課後児童クラブ
258	新田町甲 2630-1	幼保連携型認定こども園新田幼稚園	認定こども園
259	新田町甲 2712-1	グループホーム真珠の湯	認知症対応型共同生活介護
260	新田町甲 2712-1	真珠の湯デイサービスセンター	老人デイサービスセンター
261	新田町甲 2717-1	サン未来	障害者支援施設
262	新田町甲 2717-1	障害者支援施設サン未来	指定障害福祉サービス事業所
263	新田町甲 2719	サンリッチ屋島	軽費老人ホーム
264	新田町甲 2719	ショートステイ小夏	老人短期入所施設
265	新田町甲 2723-2	サンライズ屋島	介護老人保健施設
266	新田町甲 677	サービス付き高齢者住宅 此の花	サービス付き高齢者向け住宅
267	新田町甲 82-6	放課後等デイサービス・児童発達支援ふたば	障害児通所支援事業所
268	高松町 2160-1	グループホーム エーデルワイス	認知症対応型共同生活介護
269	高松町 2160-1	介護付有料老人ホーム エーデルワイス	有料老人ホーム
270	高松町 2175-23	生活支援センター びいず	指定障害福祉サービス事業所
271	高松町 2312-4	ルアナデイサービス	老人デイサービスセンター
272	高松町 2365	医療法人社団海部医院	診療所
273	高松町 2 5 9 4 番地 8	みなも	指定障害福祉サービス事業所
274	高松町 3012-19	デイサービスすいれん	老人デイサービスセンター
275	高松町 398	古高松小学校	小学校
276	高松町 398	古高松放課後児童クラブ 第1クラブ	放課後児童クラブ
277	高松町 398	古高松放課後児童クラブ 第2クラブ	放課後児童クラブ
278	円座町 842-1	児童サポートセンタープレスタここ	障害児通所支援事業所
279	屋島東町 942-1	屋島東小学校	小学校
280	屋島東町 942-1	屋島東放課後児童クラブ	放課後児童クラブ
281	屋島中町 295	屋島中学校	中学校
282	屋島中町 30	のぞみ幼稚園	幼稚園
283	屋島西町 1347-1	ケアステーションやしま	サービス付き高齢者向け住宅
284	屋島西町 1347-1	デイサービスセンターやしまⅡ	老人デイサービスセンター
285	屋島西町 1392-7	屋島教会幼稚園	幼稚園
286	屋島西町 1744-1	屋島こども園	認定こども園
287	屋島西町 1929-2	グランクール屋島	サービス付き高齢者向け住宅
288	屋島西町 1929-2	デイサービス 木かげ	老人デイサービスセンター
289	屋島西町 1937-1	医療法人社団百石病院	病院
290	屋島西町 2105-17	香川県厚生農業協同組合連合会 屋島総合病院	病院
291	屋島西町 2105-17	屋島総合病院院内保育所	保育所
292	屋島西町 2198-1、 2498-15	グループホームびいず2	障害者グループホーム、ケアホーム
293	屋島西町 2277-1	ケアハウス屋島	軽費老人ホーム
294	屋島西町 2277-1	屋島デイサービスセンター	老人デイサービスセンター
295	屋島西町 2277-4	小規模多機能施設 富士	小規模多機能型居宅介護
296	屋島西町 2277-6	セラピーチリゾート屋島	サービス付き高齢者向け住宅
297	屋島西町 2286-14	グループホーム ウルカ	障害者グループホーム、ケアホーム
298	屋島西町 2289-1	高松ケアセンターそよ風	老人デイサービスセンター
299	屋島西町 2289-1	高松ケアセンターそよ風	老人短期入所施設
300	屋島西町 2294-4	やしま庭園	有料老人ホーム
301	屋島西町 2302-12	デイサービスあざみ	老人デイサービスセンター
302	屋島西町 2302-12	有料老人ホームあざみ	有料老人ホーム
303	屋島西町 2304-22	グループホーム ウルカ 2	障害者グループホーム、ケアホーム
304	屋島西町 2366-11	ぎんせいワーク	指定障害福祉サービス事業所
305	屋島西町 2366-11	銀星の家	障害者支援施設
306	屋島西町 2366-11	銀星の家	老人デイサービスセンター
307	屋島西町 2453-6	あすなる保育園	保育所
308	屋島西町 2469	屋島西小学校	小学校

	所在地	施設名称	施設種別
309	屋島西町 2469	屋島西放課後児童クラブ 第1クラブ	放課後児童クラブ
310	屋島西町 2469	屋島西放課後児童クラブ 第2クラブ	放課後児童クラブ
311	屋島西町 2472-1	ケアセンター屋島西	サービス付き高齢者向け住宅
312	屋島西町 2477-4	認定こども園やしま幼稚園	認定こども園
313	屋島西町 2484-11	スマはびキッズ学童クラブ	放課後児童クラブ
314	屋島西町 2484-11	スマはび保育園	保育所
315	屋島西町 2492-30	ジョイピース	指定障害福祉サービス事業所
316	屋島西町 2499-1 メゾンド屋島	グループホームびいす	障害者グループホーム、ケアホーム
317	屋島西町 893-1	リーラの家 やしま	認知症対応型共同生活介護
318	牟礼町 2225-4	放課後等デイサービスぶらんこ	障害児通所支援事業所
319	牟礼町牟礼 2120-1	デイサービス こもれび	老人デイサービスセンター
320	牟礼町牟礼 2120-1	デイサービスセンターわかば	老人デイサービスセンター
321	牟礼町牟礼 2540-16	香川県高齢者生活協同組合 牟礼ひだまり	老人デイサービスセンター
322	牟礼町牟礼 3720-1	屋島ガーデンクラブ	老人デイサービスセンター
323	牟礼町牟礼大町 1012-1	香川ヤクルト販売(株) 牟礼保育所	保育所
324	牟礼町牟礼原 585-5	しんじ保育園	保育所
325	牟礼町原 609-7	リハサービスかえる	老人デイサービスセンター
326	庵治町 4151-7	谷の家	指定障害福祉サービス事業所
327	庵治町 5732	フォレスト	障害者グループホーム、ケアホーム
328	庵治町 5732	フォレスト2	障害者グループホーム、ケアホーム
329	庵治町 5732	谷の家2	指定障害福祉サービス事業所
330	庵治町 6034-1	庵治第二小学校(休校中)	小学校
331	庵治町 6034-1	国立療養所大島青松園	病院
332	庵治町 6390-66	トライアングル	指定障害福祉サービス事業所
333	庵治町 6390-66	短期入所支援事業所クレイドル	指定障害福祉サービス事業所
334	庵治町 691-1	庵治中学校	中学校
335	庵治町 790-1	庵治小学校	小学校
336	庵治町 790-1	庵治放課後児童クラブ	放課後児童クラブ
337	庵治町 853-1	庵治こども園	認定こども園
338	元山町 546-1	介護付有料老人ホーム もとやまガーデン	有料老人ホーム
339	香西北町 260	シオンの丘ショートステイセンター	老人短期入所施設
340	香西北町 260	シオンの丘デイサービスセンター海	老人デイサービスセンター
341	香西北町 260	シオンの丘ホーム	特別養護老人ホーム
342	香西本町 1-1	保育サポートひまわり イオン高松店	保育所
343	香西本町 17-1	初音保育所	保育所
344	香西本町 17-9	ショートステイセンター一樹	老人短期入所施設
345	香西本町 17-9	特別養護老人ホーム一樹	特別養護老人ホーム
346	香西本町 114-10	医療法人社団勝賀 かつが整形外科クリニック	診療所
347	香西本町 218	ラ・ナシカこうざい	有料老人ホーム
348	香西東町 433-1	アイムホーム	サービス付き高齢者向け住宅
349	香西東町 561-1	ソーシャルワークホーム香西	サービス付き高齢者向け住宅
350	香西東町 633-17	グループホーム La pause 香西	障害者グループホーム、ケアホーム
351	香西南町 476-1	高松市ふれあい福祉センター勝賀	老人福祉センター
352	香西南町 518-1	クリエイティブハウス「バンジーV」	指定障害福祉サービス事業所
353	香西南町 518-1	クリエイティブハウス「バンジーV」	指定障害福祉サービス事業所
354	香西南町 520-8	一般社団法人 ミント	指定障害福祉サービス事業所
355	香西南町 565	勝賀中学校	中学校
356	香西南町 703-1	香西小学校	小学校
357	香西南町 703-1	香西放課後児童クラブ 第1クラブ	放課後児童クラブ
358	香西南町 703-1	香西放課後児童クラブ 第2クラブ	放課後児童クラブ
359	香西南町 703-1	香西放課後児童クラブ 第3クラブ	放課後児童クラブ
360	香西町 57-9	香西保育所	保育所
361	香西町 59-1	香西幼稚園	幼稚園
362	郷東町 7-3	ダイハウスまいまい	老人デイサービスセンター

	所在地	施設名称	施設種別
363	郷東町 7-7	デイハウスよりあい	老人デイサービスセンター
364	郷東町 7-10	住宅型有料老人ホーム よりあいの家はるか	有料老人ホーム
365	郷東町 116-1	さくらの杜保育園	保育所
366	郷東町 148-3	住宅型有料老人ホーム サンウエスト	有料老人ホーム
367	郷東町 148-3	デイケア西高松	老人デイサービスセンター
368	郷東町 580	医療法人社団玉藻会馬場病院	病院
369	太田下町 1676-1	グループホームひびきの里	障害者グループホーム、ケアホーム

土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設一覧

	所在地	施設名称	施設種別
1	西宝町 2-3-14	高松聖ヤコブ幼稚園	認定こども園
2	西宝町 2-6-9	亀阜小学校みねやま分校	小学校
3	西宝町 2-6-9	紫雲中学校みねやま分校	中学校
4	西宝町 2-6-9	斯道学園	児童自立支援施設
5	西宝町 2-844-57	ケアハウスさぬき	軽費老人ホーム
6	西宝町 3-6-22	あおぞら	指定障害福祉サービス事業所
7	宮脇町 2-37-2	養護老人ホームさぬき	養護老人ホーム
8	宮脇町 2-37-2	短期入所生活介護 特別養護老人ホームさぬき	老人短期入所施設
9	宮脇町 2-37-2	デイサービスセンターさぬき	老人デイサービスセンター
10	宮脇町 2-37-2	特別養護老人ホームさぬき	特別養護老人ホーム
11	男木町 165	男木中学校	中学校
12	男木町 165	男木小学校	小学校
13	男木町 1843	デイサービスセンター男木湯遊の館	老人デイサービスセンター
14	男木町 1843	相当短期入所生活介護事業所 湯遊の館	老人短期入所施設
15	新田町乙 8	独立行政法人国立病院機構高松医療センター	病院
16	新田町乙 8	介護付有料老人ホーム ハイ・フォロー・ゴールド	有料老人ホーム
17	高松町 1350-22	香色苑 (特養)	特別養護老人ホーム
18	高松町 1350-22	香色苑デイサービスセンター	老人デイサービスセンター
19	高松町 897-9	デイサービスセンター吉祥	老人デイサービスセンター
20	高松町 897-9	ケアハウス吉祥	軽費老人ホーム
21	高松町 897-9	ショートステイ吉祥	老人短期入所施設
22	屋島西町 1205-1	屋島小学校	小学校
23	屋島西町 893-1	リーラの家 やしま	認知症対応型共同生活介護
24	牟礼町牟礼 46-2	牟礼中学校	中学校
25	牟礼町牟礼 1583-1	高松北中学校・高等学校	中学校、高等学校
26	牟礼町牟礼 3251-1	デイサービス輪	老人デイサービスセンター
27	牟礼町牟礼 3720-1	屋島ガーデンクラブ	老人デイサービスセンター
28	牟礼町大町 2555-2	住宅型有料老人ホーム奏里	有料老人ホーム
29	庵治町 156-36	おるごーる	地域型保育事業所
30	庵治町 4151-7	あじの里児童デイサービス「げんきくん」	障害児通所支援事業所
31	庵治町 4151-7	特別養護老人ホーム あじの里	特別養護老人ホーム
32	庵治町 4151-7	あじの里ショートステイサービスセンター	老人短期入所施設
33	庵治町 4151-7	さらり	指定障害福祉サービス事業所
34	庵治町 4151-7	あじの里デイサービスセンター	老人デイサービスセンター
35	庵治町 4151-7	谷の家	指定障害福祉サービス事業所
36	庵治町 4151-7	さくらとおりーぶ	地域活動支援センター
37	庵治町 4151-7	さつき	老人デイサービスセンター
38	庵治町 5732	谷の家 2	指定障害福祉サービス事業所
39	庵治町 5732	フォレスト	障害者グループホーム、ケアホーム
40	前田西町 167-1	西光寺保育所	認定こども園
41	前田西町 683-7	弘恩苑デイサービスセンター	老人デイサービスセンター
42	前田西町 683-7	特別養護老人ホーム弘恩苑	特別養護老人ホーム
43	前田東町 569-2	讃岐学園	児童養護施設
44	西植田町 2237	植田小学校	小学校
45	西植田町 1540	四宮医院	病院
46	西植田町 3146-7	デイサービス西植田運動ステーション	老人デイサービスセンター
47	香南町西庄 182-1	グループホーム 悠悠香南	認知症対応型共同生活介護
48	塩江町安原下第 2 号 1684	就労継続支援事業所 匠	指定障害福祉サービス事業所
49	塩江町安原上 231-1	塩江小学校	小学校
50	塩江町安原上 231-1	塩江中学校	中学校
51	塩江町安原上東 118-1	健祥会リブレ	軽費老人ホーム

	所在地	施設名称	施設種別
52	塩江町安原上東 118-1	健祥会デイサービスセンター塩江	老人デイサービスセンター
53	塩江町安原上東 137	老人保健施設 健祥会バーデン	介護老人保健施設
54	塩江町安原上東 203-6	グループホーム 悠悠不動の滝	認知症対応型共同生活介護
55	塩江町安原上東 99-1	高松市民病院塩江分院	病院
56	菅沢町 339	東植田小学校菅沢分校 (休校)	小学校
57	香川町浅野 1188	香川第一中学校	中学校
58	香川町浅野 3088	浅野小学校	小学校
59	香川町川内原 574-56	川東南保育所	保育所
60	香川町川東下 1190-1	ひだまり村住宅型有料老人ホーム	有料老人ホーム
61	香川町川東下 1190-1	香川県高齢者生活協同組合 香川ひだまり	老人デイサービスセンター
62	香川町川東上 150-1	鮎の里 通所型サービスC	老人デイサービスセンター
63	香川町川東上 150-1	介護老人保健施設 鮎の里	介護老人保健施設
64	鬼無町佐藤 257-1	高松西高等学校	高等学校
65	鬼無町佐料 469-1	香川誠陵中学校・高等学校	中学校、高等学校
66	岡本町 527-1	ケアハウスおかもと	軽費老人ホーム
67	岡本町 527-1	岡本荘デイサービスセンター	老人デイサービスセンター
68	岡本町 527-1	特別養護老人ホーム岡本荘	特別養護老人ホーム
69	西春日町 1510-1	西春日デイサービス	老人デイサービスセンター
70	西春日町 1510-1	サマリヤ西春日ショートステイ	老人短期入所施設
71	西春日町 1511-1	西春日グループホーム	認知症対応型共同生活介護
72	勅使町 355	香川高等専門学校高松キャンパス	高等学校
73	室新町 1166	香川県大手前高松中学校、大手前高等学校	中学校、高等学校
74	仏生山町甲 2461	仏生山小学校	小学校
75	仏生山町甲 2564-1	グループホーム竜雲 (ビクトリーハウス)	障害者グループホーム、ケアホーム
76	国分寺町新居 956-8	学び舎こくぶんじ	老人デイサービスセンター
77	国分寺町国分 1284-1	ほたるの里指定通所介護事業所	老人デイサービスセンター
78	国分寺町新名 2081-1	介護老人保健施設 ハートフルこくぶんじ荘	介護老人保健施設
79	国分寺町新名 2081-2	ショートステイたちばな荘	老人短期入所施設
80	国分寺町柏原 613-1	高松市新名・柏原児童館	児童館

【6 消防水防関係】

消火剤及び油除去剤等の保有状況

(令和5年4月1日)

区分	消火剤					油除去剤等		
	たん白系 3%(L)	合成界面 活性剤(L)	耐アルコ ール系(L)	ライトウォ ーター(L)	その他 消火薬剤	オイルキャ ッチャー (kg)	オイルフ ェンス(m)	油処理 剤(L)
総 数	1,220	15,765	1,380	180	160	177	1,530	0
北消防署	400	8,080	1,360	180	160	67	100	0
本 署	400	4,620		180	160	28	60	
朝日 分署	3	3,460	1,360			39	40	
{ 県防災資器材 センター }						0	1,260	
南消防署	440	2,120	0	0	0	32	40	0
本 署		1,300				6	20	
円座出張所		300				6		
香川 分署	440	520				17	20	
塩江出張所						3		
東消防署	180	2,126	20	0	0	39	60	0
本 署	180	1,206	20			19	40	
山田出張所		220				4		
牟礼 分署		700				12	20	
西消防署	200	2,499	0	0	0	22	40	0
本 署		1,045				20	40	
国分寺出張所		300				1		
受託 綾川分署	200	1,154				1		
受託 三木消防署	0	940	0	0	0	17	30	0

消防・救助活動用主機器等配置状況

(令和5年4月1日)

区分	品名	総数	防災課	北署	南署	東署	西署	三木
消防活動用器具	発電機一式	44	1	10	10	10	10	3
	投光器	36	-	10	10	8	7	1
	携帯投光器(HID)	10	2	4	2	1	1	-
	応急処置用セット	11	-	4	2	3	1	1
	背負い式ポンプ(ジェットシューター)	119	-	25	20	49	21	4
	組立貯水槽(1m ³)	8	-	2	1	2	2	1
	組立貯水槽(2m ³)	4	3	-	1	-	-	-
	発泡器(三愛)	4	-	-	1	-	2	1
	泡管そう	14	-	5	3	3	2	1
	防爆携帯電灯・水中ライト	64	-	20	17	12	5	10
	携帯拡声器	38	6	8	10	7	5	2
	車両移動器具(ゴージャック)	7	-	1	-	-	2	4
	救助用降下機	-	-	-	-	-	-	-
	緩降機(スローダグ)	2	-	1	1	-	-	-
	ロープ登降機	-	-	-	-	-	-	-
ガス緊急防災工具	8	1	3	1	2	1	-	
一般救助用器具	かぎ付はしご	18	-	5	5	3	4	1
	金属製折りはしご又はワイヤはしご	2	-	1	1	-	-	-
	二連はしご	6	-	-	3	-	3	-
	三連はしご	24	-	5	7	5	5	2
	空気式救助マット	2	-	1	1	-	-	-
	救命索発射銃	3	-	1	1	-	-	1
	救助用縛帯	29	-	9	10	5	4	1
	サーバイバースリング	8	-	2	3	2	-	1
	平担架	3	-	-	1	2	-	-
	バスケット担架	20	-	5	4	4	5	2
	昇降担架	-	-	-	-	-	-	-
重量物排除用器具	ポートパワー	1	-	-	-	-	1	-
	油圧ジャッキ	7	-	1	2	-	3	1
	油圧スプレッター	2	-	-	1	-	1	-
	大型油圧スプレッター	3	-	1	1	-	-	1
	可搬ウインチ(チルホール)	12	-	2	3	3	3	1
	チェーンブロック	3	-	-	2	-	-	1
	マット型空気式ジャッキ式	4	-	1	1	1	-	1
	救助用支柱器具	3	-	1	2	-	-	-
	マンホール救助器具	3	-	1	1	-	-	1
具 切断用器	油圧切断機	3	-	-	2	-	1	-
	大型油圧切断機	3	-	1	1	-	-	1
	エンジンカッター	13	-	2	3	3	4	1

	ガス溶断器	-	-	-	-	-	-	-
	ガンリン溶断器	3	-	1	1	-	-	1
	コンビツール	7	-	2	1	1	3	-
	レスプロソー	5	-	2	1	1	1	-
	チェーンソー	35	-	6	9	9	8	3
	コンクリート・鉄筋切断用チェーンソー	-	-	-	-	-	-	-
	鉄線カッター	51	-	5	12	22	10	2
	空気切断機(エアーツール)	3	-	-	2	-	-	1
	空気鋸	3	-	1	1	-	-	1
	酸素切断機	-	-	-	-	-	-	-
破壊用器具	万能斧	45	-	8	12	14	9	2
	ハンマー	41	-	4	3	22	10	2
	削岩機	4	-	2	1	-	-	1
	ハンマードリル	6	-	2	1	1	1	1
	電気ドリル	3	-	-	2	-	1	-
	携帯用コンクリート破壊器具	3	-	-	1	1	1	-
検知・測定用器具	生物剤検知器	1	-	1	-	-	-	-
	化学剤検知器	8	-	8	-	-	-	-
	有毒ガス測定器	-	-	-	-	-	-	-
	酸素濃度測定器	-	-	-	-	-	-	-
	可燃性ガス測定器	-	-	-	-	-	-	-
	放射線測定器	1	-	-	-	-	-	1
	ガンマ線及びX線用量率計	19	3	4	4	3	3	2
	中性子線用量率計	1	-	1	-	-	-	-
	表面汚染検査計	8	2	2	1	1	1	1
	GMサーバイメーター	2	-	1	1	-	-	-
複合型ガス検知器	27	1	6	10	4	4	2	
呼吸保護・隊員保護用器具	空気呼吸器	103	2	26	30	19	17	9
	空気ボンベ(軽量)	291	2	58	71	52	77	31
	空気補充用ボンベ	-	-	-	-	-	-	-
	酸素呼吸器	2	-	2	-	-	-	-
	化学防護服	153	-	44	28	76	5	-
	陽圧式化学防護服	12	-	6	6	-	-	-
	放射線防護服	6	-	3	3	-	-	-
	個人線量計	98	11	37	20	10	10	10
	ポケット線量計	3	-	-	3	-	-	-
	防毒マスク	25	-	13	6	3	3	-
	特殊ヘルメット(特殊災害用)	6	-	6	-	-	-	-
	携帯警報機	41	-	9	11	3	12	6
	防塵マスク	-	-	-	-	-	-	-
	防塵メガネ	-	-	-	-	-	-	-
	耐電手袋	49	-	13	16	12	5	3
	耐電衣	13	-	4	7	2	-	-
耐電ズボン	9	-	4	3	2	-	-	
耐電長靴	13	-	4	7	2	-	-	

	耐電ヘルメット	17	-	6	3	8	-	-
	耐熱服	25	-	2	12	-	10	1
	送排風機	6	-	2	2	-	1	1
水難救助用器具	潜水器具一式	19	-	7	8	2	2	-
	ウェットスーツ	32	-	18	14	-	-	-
	ドライスーツ	12	-	8	4	-	-	-
	救命胴衣	248	4	332	95	56	47	14
	水中投光器	-	-	-	-	-	-	-
	水中無線機	-	-	-	-	-	-	-
	救命浮環	61	1	8	22	16	12	2
	浮標	6	-	3	-	-	3	-
	救命ボート	14	-	2	3	4	4	1
	船外機	7	-	2	3	1	1	-
高度救助用器具	画像探査機Ⅰ型	2	-	1	1	-	-	-
	画像探査機Ⅱ型	2	-	1	1	-	-	-
	地中音響探知機	2	-	1	1	-	-	-
	熱画像直視装置	8	-	2	2	1	2	1
	夜間用暗視装置	2	-	1	1	-	-	-
	地震警報器	2	-	1	1	-	-	-
	電磁波探査装置	2	-	1	1	-	-	-
	二酸化炭素探査装置	2	-	1	1	-	-	-
	水中探査装置	2	-	1	1	-	-	-
器具等 その他	空気充填機	3	-	1	1	1	-	-
	エアータント一式	6	-	4	2	-	-	-
器具 除染用	除染シャワー	4	-	3	1	-	-	-
	除染剤散布器	2	-	2	-	-	-	-

消防自動車等現有状況

(令和5年4月1日)

区分	総数	ポンプ車	水そう付ポンプ車	はしご車	(先端屈折)はしご車	化学車	救助工作車	支援助車	指令車	広報車	調査車	高規格救急車	査察車	電源照明車	化学機動車	小型動力ポンプ付水槽車	資機材搬送車	乗用車	災害用人員搬送車	津波・大規模風水害対策車	小型動力ポンプ車	二輪車	救急艇
総数	88	15	6	1	2	2	2	2	5	11	1	19	8	1	1	1	7	2	1	1	15	0	1
消防局	12							1	1	3	1		1				2	1	1	1			1
北消防署	18	2	1	0	1	1	1	0	1	2	0	3	3	1	1	1	0	0	0	0	2	0	0
本署	12	1	1		1		1		1	1		2	1	1	1	1					2		
朝日分署	6	1				1				1		1	2									0	
南消防署	20	4	2	0	1	1	1	1	1	2	0	6	1	0	0	0	1	0	0	0	4	0	0
本署	11	1	2		1		1	1	1	1		3	1								1		
香川分署	5	1				1				1		1					1				1		
円座出張所	2	1										1									1		
塩江出張所	2	1										1									1		
東消防署	14	4	1	1	0	0	0	0	0	2	0	4	1	0	0	0	1	0	0	0	4	0	0
本署	8	2	1	1						1		2	1								2		
牟礼分署	4	1								1		1					1				1		
山田出張所	2	1										1									1		
西消防署	10	3	1	0	0	0	0	0	0	1	0	3	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0
本署	8	2	1							1		2	1								1		
国分寺出張所	2	1										1									1		
受託	14	2	1	0	0	0	0	0	2	1	0	3	1	0	0	0	3	1	0	0	3	0	0
三木消防署	9	1	1						1	1		2					2	1			1		
綾川分署	5	1							1			1	1				1				2		

自動車の保有状況

(令和3年4月1日)

車種	乗用車	バス・ マイクロ	普通貨物	小型貨物	特種 用途車	その他 特種	特殊 自動車	軽自動車	原付 自転車	計
台数	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台
	32	10	16	18	29	4	7	286	58	460

水防倉庫別備蓄資器材現有一覧表

(令和5年4月1日)

番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
水防倉庫名	本津水防倉庫	弦打水防倉庫	茜水防倉庫	成合水防倉庫	川岡水防倉庫	檀紙水防倉庫	東山崎水防倉庫	円座水防倉庫	下笠居水防倉庫	林水防倉庫 (林分団第1部屯所内)	川添分団第2部消防屯所	南春日水防倉庫	庵治水防倉庫	牟礼水防倉庫
所在地	香西本町219-1	鶴市町406-7	茜町24-18	成合町909-1	川部町527-6	檀紙町1167-3	東山崎町902-2	円座町1626-7	生島町353-5	林町1177-6	東山崎町33-7	春日町309-18	庵治町868-1	牟礼町牟礼3720-328
責任者	香西分団長	弦打分団長	河港課長	一宮分団長	川岡分団長	檀紙分団長	落合嘉吉	円座分団長	下笠居分団長	林分団長	川添分団長	古高松分団長	庵治分団長	牟礼分団長
関係分団等	香西	弦打	河港課	一宮	川岡	檀紙	落合氏	円座	下笠居	林	川添	植松氏	庵治	牟礼
構造	木造スレート葺平屋 33.1 m ²	軽量鉄骨造スレート葺 29.2 m ²	木造瓦葺平屋 33.1 m ²	木造大波スレート葺平屋 33.1 m ²	鋼製プレハブ造平屋 6.38 m ²	軽量鉄骨造ルーフデッキ葺平屋 30.60 m ²	木造瓦葺2階 42.1 m ²	鉄筋コンクリート平屋 6.00 m ²	軽量鉄骨造平屋 18.0 m ²	ブロック造ルーフデッキ葺平屋 3.57 m ²	鉄筋コンクリート 82.69 m ²	鉄骨造大波スレート葺平屋 25.9 m ²	鉄骨造大波スレート葺2階 144 m ²	木造タンク屋平屋 33.1 m ²
土のう袋	40,000	1,500	16,000	500	1,000	900	3,000	800	1,100	1,000	200	2,600	2,600	2,800
スコップ	3	3	9	7	8	3	10	3	0	7	24	3	4	2
救命胴衣	5	0	43	4	5	5	5	11	20	5	11	1	5	5
クリップ	1	1		1	1	1	1	0	0	1	1	1		
縄	4	4	22	9		4	3	8	0	3	3	8	9	
鶴はし	1	3	4	0	2			1	0	2	2		1	
鎌	3	2		2	1	2	1	4	0	3	3	2	3	
麻袋	58			500			200	250			4,000			
掛矢	3	3		7	3	3	3	4		4	3	3	2	
のこ	1							3		3				
杭	15	50		16	25	24	16	16	34	20		27	100	
鉄線(kg)	50	150		100	150	100	100	150	0	50	0	50	30	100
刃口		5				1		2				9		
吸水土のう		160	400											400
シート			7											0
コーン			8						10					10
トラロープ			6											
トンガ							1							
金づち								3						
一輪車		3							1		2			1
斧								2			0			

水防倉庫以外の備蓄資器材現有一覧表

(令和5年4月1日)

番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
箇所名	高松市北消防署	東ハゼ救急ステーション	高松市東消防署	高松市西消防署	高松市道路管理課	屋島コミュニティセンター一置場	下笠居分団第一部屯所	香川分団第1部雪元屯所	香川分団第3部川東上屯所	香南分団第1部屯所	女木コミュニティセンター	男木コミュニティセンター	川島コミュニティセンター	国分寺総合センター	牟礼総合センター	香川総合センター	塩江支所	香南支所	仏生山総合倉庫
所在地	宮脇町1-2-34	東ハゼ町17-8	新田町甲984-1	香西南町603-1	瀬戸内町	屋島中町	生島町351-4	香川町大野1329-4	香川町川東上1747-8	香南町由佐1402-12	女木町	男木町	川島本町	国分寺町新居1298	牟礼町牟礼302-1	香川町川東上1865-13	塩江町安原下第2号1645	香南町由佐1172	仏生山町
責任者等	北消防署長	南消防署長	東消防署長	西消防署長	道路課長	屋島出張所長	下笠居分団長	香川分団長	香川分団長	香南分団長	女木分団長	男木分団長	田総合センター一長支所長	国分寺総合センター一長	牟礼総合センター一長	香川総合センター一長	塩江支所長	香南支所長	河港課長
土のう袋	2,200	3,600	2,500	2,000	400	500	100	200	100	300	300	300	3,000	4,000	5,500	7,700	1,200	7,200	3,000
スコップ	73	40	38	41	2	2	7	3	10	10			3	22	27	12	5	5	49
救命胴衣	35	2	10	8			20	3	3	16					33				
クリップ	10	1	4	2										2			1		7
縄	19	28	5	5		3				50				2					13
鶴はし	15	9	10	4		1													38
鎌		6	13	1		7	7			5			10			3			11
土のう	200	200	100	200							50								
掛矢	18	12	11	12						4				2		1	2		16
のこ	7	20	7	13										2		1	1		9
杭	38	6	48	24						11				200			11		50
鉄線(kg)	300	90	200	100				5	10	30									320
刃口	14	15	10	9				3	6	5				20		13	3		41
吸水土のう		160	55												180				
(防水)シート	3	3		3			2	1	2	3					3				
ガスランプ																			
ブルーシート	10	16	17	27										3					4
ペンチ	8	5	4	5															
土留鋼矢板	48	40	20	20															140
一輪車	10	3	6	5				1	1							1			
斧			3				2			1									
鉄杭	19	8	46	8															
竹切鋸	7		5	5															
平掛矢	8	4	4	5															
ボート	1	1	1	1															

番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
箇所名	高松市北消防署	高松市南消防署跡地	高松市東消防署	高松市西消防署	高松市道路管理課	屋島コミュニティセンター置場	下笠居消防屯所	香川分団第1部雪元屯所	香川分団第3部川東上屯所	香南分団第1部屯所	女木コミュニティセンター	男木コミュニティセンター	川島コミュニティセンター	国分寺総合センター	牟礼総合センター	香川総合センター	塩江支所	香南支所	仏生山総合倉庫
土留鋼矢板パイプ	53	39	45	44															150
ハンマー	14	6	6	2										2		1			
船外機	1		1	1															
チェーンソー(電動)	1	1	2	0			2	1	1	1					1				
(竹)ジョーレン	18	6	14	9					8					4		15			
樋	1		1																
T マット	2	3	1	2															
テント	1	1	1	1										2					
土のう用鉄杭	62	39	48	55															
鋼板キャンプ	22	7	8	2															
筵ぬい針	30	10	3																
越水止土のう	2	2	2	2															
発電機			1	1			2	1	1	1					3				
(山・大・鉄・鋸) 鎌	42	1	13	8										5					
両鋸	9			1															
しのう	3	1	4	4													2		
発電機用コードリール		3	1																
(ゴム・救命) ボート	1	2	2	1															
携帯電灯				0															
吸水性ゲル土のう																			
サーチライト		2																	
強力防水ライト				0															
テント用横幕			1																
かます									16										
助連ぐわ										3									
照明灯										5				2	3	1			
水中ポンプ										1				1					
携帯無線機																			
ヘルメット		3													19				
土のう作成器															2				
なた	4	9	3	10												3	2		

【7 通信関係】

高松市防災行政用無線局管理運用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、電波法（昭和25年法律第131号）、電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）その他関係法令に定めるもののほか、本市が設置する防災行政用無線局の管理運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線設備 電波法第2条第4号に規定する無線設備をいう。
- (2) 無線局 電波法第2条第5号に規定する無線局（無線設備に遠隔制御機が接続されている場合は、当該遠隔制御機を含む。）をいう。
- (3) 固定局 電波法施行規則第4条第1項第1号に規定する固定局をいう。
- (4) 親局 特定の2以上の受信設備（屋外拡声子局及び戸別受信機をいう。）に対し、同時に同一内容の無線通信の送信をする固定局をいう。
- (5) 基地局 電波法施行規則第4条第1項第6号に規定する基地局をいう。
- (6) 同報系 親局と屋外拡声子局間での無線通信業務及び戸別受信機によって当該親局又は基地局からの無線通信の受信を行う通信系統をいう。
- (7) 屋外拡声子局 拡声装置により情報を伝達するために屋外に設置する固定局をいう。
- (8) 戸別受信機 拡声装置により情報を伝達するために設置する受信設備をいう。
- (9) 遠隔制御機 親局と接続された通信設備で当該親局の機能を分掌するものをいう。
- (10) 無線従事者 電波法第2条第6号に規定する無線従事者のうち、無線設備の操作を行う者をいう。

(親局の設置)

第3条 高松市庁舎に親局を設置する。

(基地局の設置場所)

第4条 基地局の設置場所は、市長が別に定める。

(無線局の回線構成等)

第5条 無線局の回線構成、配置、運用方法等は、別に定めるところによるものとする。

(総括管理者)

第6条 すべての無線局を総括管理し、次条に規定する管理責任者を指揮監督するため、総括管理者を置く。

- 2 総括管理者は、総務局長をもって充てる。

(管理責任者)

第7条 高松市庁舎に管理責任者を置く。

- 2 管理責任者は、総括管理者の命を受け、無線局の管理運用の業務（総括管理者が定めるものを除く。）を行うとともに、無線従事者を指揮監督する。
- 3 管理責任者は、総務局危機管理課長をもって充てる。

(無線従事者)

第8条 同報系に無線従事者を置く。

- 2 無線従事者は、管理責任者の命を受け、電波法、電波法施行規則その他関係法令を遵守し、無線局の円滑な運用を行う。

3 無線従事者は、その業務に従事しているときは、免許証を携帯しなければならない。

(通信取扱者)

第9条 通信取扱者は、無線局の運用に携わる職員とする。

2 通信取扱者は、無線従事者の管理の下、電波法、電波法施行規則その他関係法令を遵守し、無線局の運用を行う。

(無線従事者の養成、配置等)

第10条 総括管理者は、無線局の適切な運用を図るため、無線従事者の養成及びその適正配置に努めなければならない。

2 総括管理者は、無線従事者の現状を把握するため、毎年無線従事者名簿(様式第1号)を作成するものとする。

(無線業務日誌)

第11条 無線従事者は、無線業務日誌(様式第2号)に所定の事項を記載し、管理責任者に報告するものとする。

(備付書類等)

第12条 管理責任者は、電波法、電波法施行規則その他関係法令に基づく業務書類を管理保管するものとする。

2 管理責任者は、無線従事者選任(解任)届及び無線業務日誌抄録の写しを整理保管しておくものとする。

(無線設備の保守点検)

第13条 無線従事者は、無線設備の正常な機能を維持するため保守点検を行い、異常を発見したときは、直ちに管理責任者に報告するものとする。

(通信訓練)

第14条 総括管理者は、非常災害発生時に備え、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、毎年1回以上通信訓練を行うものとする。

(研修)

第15条 総括管理者は、毎年1回以上通信取扱者等に対して電波法、電波法施行規則その他関係法令、無線機の取扱要領等に関する研修を行うものとする。

(委任)

第16条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成5年8月30日規程第15号)

この規程は、平成5年9月1日から施行する。

附 則(平成12年12月25日規程第15号)

この規程は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成17年9月22日規程第13号)

改正

平成29年11月27日規程第13号

この規程は、平成17年9月26日から施行する。

附 則(平成18年1月6日規程第1号)

改正

平成29年11月27日規程第13号

この規程は、平成18年1月10日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日規程第6号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年8月21日規程第16号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年3月31日規程第6号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年1月27日規程第1号)

この規程は、平成29年1月30日から施行する。

附 則 (平成29年11月27日規程第13号)

この規程は、平成29年12月1日から施行する。

様式第1号 (第10条関係)

様式第2号 (第11条関係)

様式第1号 (第10条関係)

無線従事者名簿

年 月 日現在

所 属	氏 名	免許証の番号	選任年月日	備 考

様式第2号 (第11条関係)

無線業務日誌

年 月 日 (ページ)

無線局名		電波型式		周波数		無線従事者			
年 月 日 (ページ)				出 力		資 格			
相手局番号 と 名 称	回 数	時 間(秒)	相手局番号 と 名 称	回 数	時 間(秒)	特記事項			
			合 計						
合 計			総 合 計						

香川県防災行政無線電話機等配備一覧

1 県防災行政無線

「地域衛星通信ネットワーク」の衛星通信回線及び地上系無線回線を使用し、県防災行政無線システムを設置しています。

設 置 課	呼 出 番 号
県危機管理課 (危機管理グループ)	200-5062
市危機管理課	201-501
防災FAX	201-581
広聴広報課	201-502
道路管理課	201-505
河港課	201-506
土地改良課	201-507
環境総務課	201-508
32会議室	201-509
福祉事務所	201-510
守衛室	201-579
消防局情報指令課	431-589

災害対策用移動通信無線機無償貸与制度

災害対策用として無線機を無償貸与
～災害時における通信確保のために～

1 無償貸与の概要

総務省では、防災対策用移動通信機器（衛星携帯電話、MC A、簡易無線）の保管等を行う基地を全国11箇所の防災対策を施した施設に配備した。

地震等の非常災害時には、災害対策本部等からの要請により、地方公共団体及び災害復旧関係者に無償で貸与し、初動期の被災情報の収集伝達から応急復旧活動の迅速・円滑な遂行に必要な不可欠な通信の確保を図ります。

非常災害に際して、災害対策本部等は、総務省四国総合通信局に貸与要請を行い、総務省は委託した民間会社を通じて48時間以内に被災地に移動通信機器を搬入します。

なお、返却に要する機器の運搬等の費用については、当該地方公共団体等の負担となります。

災害対策用移動通信機器に係る総務省連絡先	
四国総合通信局無線通信部無線通信課	
〒790-8795 松山市味酒町 2-14-4	TEL 089-936-5066 (直通)
総務省総合通信基盤局電波部基幹通信課重要無線室	
〒100-8926 千代田区霞が関 2-1-2	TEL 03-5253-5888 (直通)

2 今後の計画

首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震や風水害などの大規模自然災害等の発生が想定される中で、これらの防災対策に着実に応えるための体制を整備します。具体的には、災害復旧活動等という特に厳しい条件下での使用による機器の故障等を考え合わせ、引き続き予算確保に努め、災害時に必要な通信構成や活用実績等を踏まえ、今後充実していく計画です。

【連絡先】

四国総合通信局無線通信部 無線通信課

電話：089-936-5066

FAX：089-936-5008

E-mail：shikoku-koudan@rbt.soumu.go.jp

災害対策用移動電源車貸与制度

災害時に、地方公共団体及び電気通信事業者は、総務省四国総合通信局に貸与要請を行い、被災情報の収集伝達から応急復旧活動の迅速・円滑な遂行までの一連の活動に必要な通信の電源確保を図るものとする。

災害対策用移動電源車に係る総務省連絡先	
四国総合通信局総務部総務課	
〒790-8795 松山市味酒町 2-14-4	TEL 089-936-5010 (直通)

【移動電源車の仕様】

車両保管場所	四国総合通信局内 (愛媛県松山市)
大きさ	全長約 4.7m、全幅約 1.8m、全高約 1.9m
燃料	無鉛レギュラーガソリン
乗車定員	2名
出力	5.5kVA (50Hz/60Hz、単相 100 ボルト)
稼働時間 (満タン時)	約 3.6 時間 (1/2 負荷時)
発電機燃料	無鉛レギュラーガソリン (車両の燃料タンクと共用)

(問合せ先)

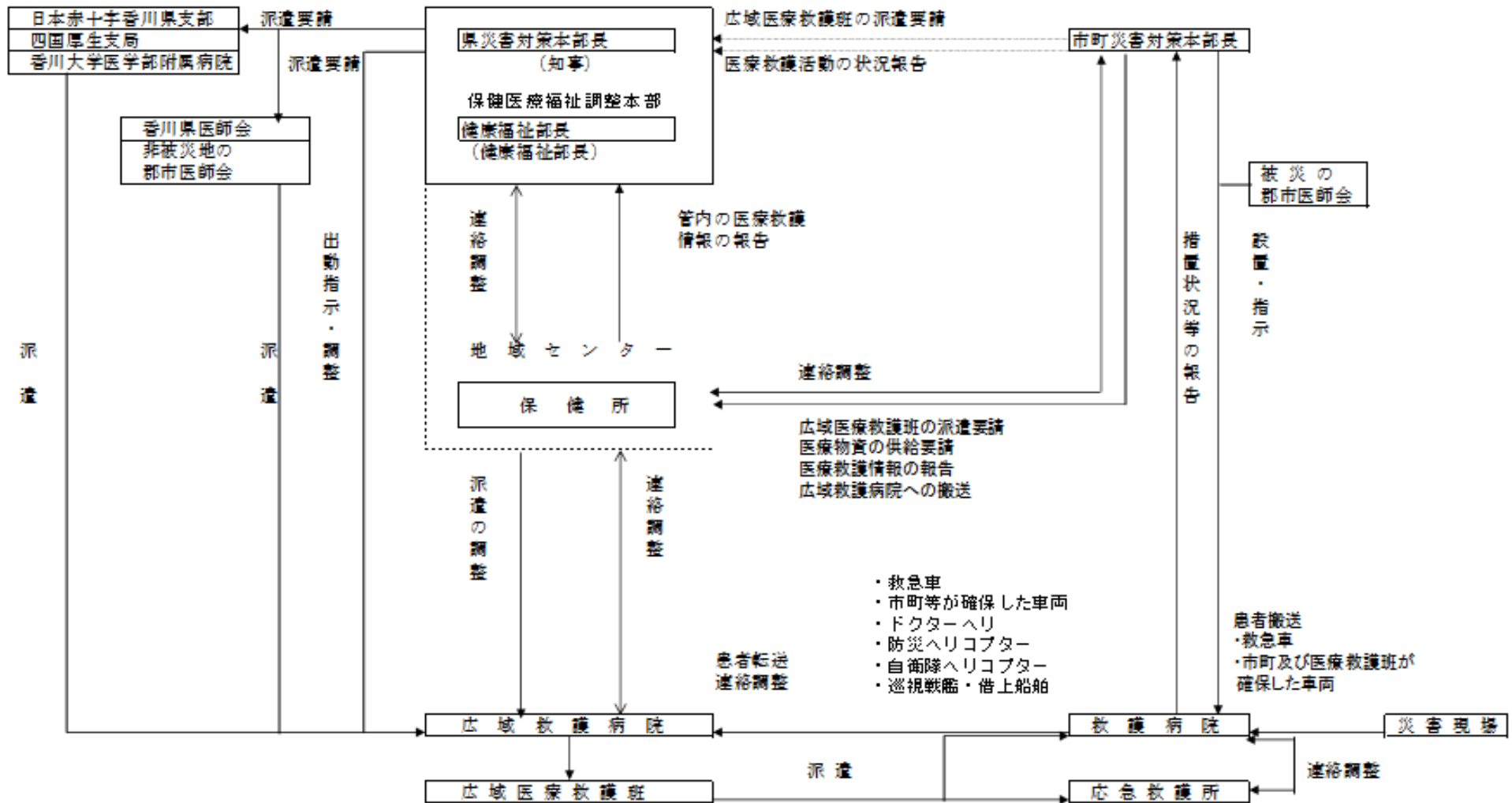
〒790-8570 松山市宮田町 8-5

四国総合通信局 総務部 総務課

TEL 089-936-5010 FAX 089-936-5007

【8 医療救護関係】

大災害時の医療援護体制



救護病院（市指定）

地区	番号	施設名	病床数	所在地	電話番号
高松	1	前田病院	96	高松市東ハゼ町 824	087-865-7111
	2	キナシ大林病院	254	高松市鬼無町藤井 435-1	087-881-3631
	3	百石病院	87	高松市屋島西町 1937-1	087-843-6121
	4	おさか脳神経外科病院	69	高松市三名町 378-1	087-886-3300
	5	オサカ病院	52	高松市香川町浅野 272	087-889-0703
	6	伊達病院	50	高松市観光町 588-8	087-831-1701
	7	久米川病院	49	高松市新田町甲 474-3	087-844-3111
	8	広瀬病院	43	高松市松縄町 35-3	087-867-9911
	9	マオカ病院	58	高松市瓦町 1-12-45	087-862-8888
	10	高畠医院	19	高松市木太町 1986	087-862-3410
	11	藤井外科胃腸科・整形外科	19	高松市田村町 1277	087-867-1222
	12	渋谷整形外科医院	19	高松市牟礼町牟礼 986-1	087-845-9339
	13	三条整形外科スポーツクリニック	19	高松市三条町 482-1	087-867-2270
	14	三宅医学研究所附属三宅リハビリテーション病院	61	高松市天神前 5-5	087-831-2101
	15	医療法人社団勝賀 かつが整形外科クリニック	2	高松市香西本町 114-10	087-832-8877
	16	いがわ医院	19	高松市藤塚町 1-11-1	087-861-4306
		クワヤ病院	73	高松市塩屋町 1-4	087-851-5208
合計 16 病院			989		

(令和5年3月20日現在)

広域救護病院（県指定）

地区	番号	施設名	病床数	所在地	電話番号
高松	1	高松医療センター	240	高松市新田町乙8	087-841-2146
	2	国立療養所大島青松園	100	高松市庵治町6034-1	087-871-3131
	3	香川大学医学部附属病院 ★	613	三木町池戸1750-1	087-898-5111
	4	県立中央病院 ★	533	高松市朝日町一丁目2番1号	087-811-3333

5	かがわ総合リハビリテーション病院	184	高松市田村町1114	087-867-6008
6	高松市立みんなの病院 ★	305	高松市仏生山町甲847-1	087-813-7171
7	高松市民病院塩江分院	87	高松市塩江町安原上東99-1	087-893-0031
8	高松赤十字病院 ★	507	高松市番町4-1-3	087-831-7101
9	香川県済生会病院	198	高松市多肥上町1331-1	087-868-1551
10	香川県厚生農業協同組合連合会 屋島総合病院	279	高松市屋島西町2105-17	087-841-9141
11	りつりん病院	199	高松市栗林町3-5-9	087-862-3171
12	国家公務員共済組合連合会高松病院	179	高松市天神前4-18	087-861-3261
合 計 12病院		3,424		

(注) ★は災害拠点病院

(令和5年8月1日現在)

病院、診療所医療実施状況

高松市

診療機関名	患者住所	患者氏名	診療期間	傷病名	診療区分		診療報酬点数		金額	備考
					入院日数	通院日数	入院	通院		
			月日～月日		日	日	点	点	円	
			月日～月日		日	日	点	点	円	
			月日～月日		日	日	点	点	円	
			月日～月日		日	日	点	点	円	
			月日～月日		日	日	点	点	円	
			月日～月日		日	日	点	点	円	
			月日～月日		日	日	点	点	円	
			月日～月日		日	日	点	点	円	
			月日～月日		日	日	点	点	円	
			月日～月日		日	日	点	点	円	
			月日～月日		日	日	点	点	円	
小計 合計	機関	人		日	日	点	点	円	円	

(注)「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

医療救護班診療記録

高松市 No. /

救護所名		医師(班長)氏名	
		担当職員名	

年月日	住 所	患者氏名	年齢	病 名	措置概要	備 考
小計・合計		人				

1 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

医療救護班衛生材料使用簿

高松市 No. /

救護所名			医師(班長)氏名	
			担当職員名	

医薬品衛生 器材料品名	単位 呼称	単価	摘要	受	払	残	備考
小計・合計							

- 注1 救護業務従事期間中における品目ごとの使用状況を明らかにします。
- 2 摘要欄は、受入先および払出先を記入します。
- 3 備考欄は、払高数量（使用料）に対する金額を記入します。
- 4 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

医療救護班の編成および活動記録（集計報告）

高松市 No. /

期 間	救護所名	診 療 患者数	死 体 検案数	班の編成	班長職 氏 名	備 考
小計・合計						

注1 診療患者数は、延人員数を記入します。

2 班の編成欄は、職種ごとの人員を記入します。

3 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消します。

助 産 台 帳

高松市 No. /

分 べ ん 者 住 所 ・ 氏 名	分 べ ん の 日 時	助 産 機 関 の 名 称	分 べ ん 期 間	金 額	備 考
小計 ・ 合計	人				

- 1 「分べん期間」欄は、「〇月〇日～〇月〇日」と記入すること。
- 2 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

第 号
年 月 日

香川県知事 池田豊人 殿

〇〇市長 〇〇 〇〇

香川県災害派遣福祉チーム派遣要請書

年 月 日に発生した（ 災害名 ）に関して、災害福祉支援チームの派遣について、下記のとおり要請します。

記

1 支援要請内容

派遣先（避難所等活動場所）における要配慮者に対する支援活動の実施

2 支援要請市町（災害対策本部）

- (1) 住所
- (2) 電話
- (3) E-mail
- (4) 担当者（所属・職・氏名）

3 派遣先（避難所等活動場所）

- (1) 名称
- (2) 住所
- (3) 電話
- (4) E-mail
- (5) 担当者（所属・職・氏名）

4 派遣規模

- (1) 派遣希望期間 年 月 日（ ）から 年 月 日まで
- (2) 派遣希望人数 人程度

【9 避難収容関係】

指定避難所・指定緊急避難場所

(令和5年4月)

番号	名称	住所	電話	異常な現象の種類									指定 避難所
				洪水		内水 氾濫	がけ崩れ 土石流 地滑り	高潮	津波	大規模な 火事	地震		
				L1	L2								
指定緊急 避難場所	指定緊急 避難場所	指定緊急 避難場所	指定緊急 避難場所	指定緊急 避難場所	指定緊急 避難場所	指定緊急 避難場所	指定緊急 避難場所	指定緊急 避難場所	指定緊急 避難場所				
1	日新小学校跡施設	瀬戸内町 18-2	-	○	△	○	○	△	△	○	○	○	
2	新番丁小学校	錦町 2-14-1	087-851-1316	○	△	○	○	△	△	○	○	○	
3	四番丁小学校跡施設	番町 1-5-1	087-823-2714	○	○	○	○	△	○	○	○	○	
4	亀阜小学校	亀岡町 10-1	087-861-2013	○	○	○	○	△	○	○	○	○	
5	栗林小学校	栗林町 2-10-7	087-861-3438	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
6	花園小学校	花園町 2-7-7	087-831-9129	○	○	○	○	△	○	○	○	○	
7	築地小学校跡施設	築地町 14-1	-	○	○	△	○	△	△	○	○	○	
8	総合教育センター	末広町 5	087-811-2161	○	○	○	○	△	△	○	○	○	
9	鶴尾小学校	松並町 636-1	087-867-2564	○	△	△	○	○	○	○	○	○	
10	太田小学校	伏石町 845-1	087-865-4433	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
11	太田南小学校	太田下町 1823-1	087-865-9395	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
12	中央小学校	松縄町 1138	087-866-2938	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
13	木太小学校	木太町 3480-1	087-861-6337	○	△	○	○	△	△	○	○	○	
14	木太北部小学校	木太町 2613	087-831-4150	○	△	○	○	△	△	○	○	○	

番号	名称	住所	電話	異常な現象の種類									指定 避難所
				洪水		内水 氾濫	がけ崩れ 土石流 地滑り	高潮	津波	大規模な 火事	地震		
				L1	L2								
指定緊急 避難場所	指定緊急 避難場所	指定緊急 避難場所	指定緊急 避難場所	指定緊急 避難場所	指定緊急 避難場所	指定緊急 避難場所	指定緊急 避難場所						
15	木太南小学校	木太町 1530-1	087-866-7295	○	△	○	○	△	○	○	○	○	○
16	古高松小学校	高松町 398	087-841-9204	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○
17	古高松南小学校	新田町甲 2605	087-843-2467	○	△	○	○	△	○	○	○	○	○
18	屋島小学校	屋島西町 1205-1	087-841-1538	○	○	△	×	○	○	○	○	○	○
19	屋島西小学校	屋島西町 2469	087-841-1063	○	△	○	○	△	○	○	○	○	○
20	屋島東小学校	屋島東町 942-1	087-843-8402	○	○	○	○	△	△	○	○	○	○
21	前田小学校	前田東町 819-3	087-847-6562	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○
22	川添小学校	東山崎町 207-1	087-847-6055	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○
23	林小学校	林町 1108-1	087-865-6250	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
24	三溪小学校	三谷町 2173-1	087-889-0767	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
25	仏生山小学校	仏生山町甲 2461	087-889-0549	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
26	多肥小学校	多肥上町 902-2	087-889-0537	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
27	一宮小学校	一宮町 672-1	087-885-1764	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○
28	円座小学校	円座町 1630-2	087-885-2542	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○
29	川岡小学校	川部町 1552	087-885-1253	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○
30	檀紙小学校	御厩町 816	087-885-1715	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○
31	弦打小学校	鶴市町 374-1	087-881-3523	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○

番号	名称	住所	電話	異常な現象の種類									指定 避難所
				洪水		内水 氾濫	がけ崩れ 土石流 地滑り	高潮	津波	大規模な 火事	地震		
				L1	L2								
指定緊急 避難場所	指定緊急 避難場所	指定緊急 避難場所	指定緊急 避難場所	指定緊急 避難場所	指定緊急 避難場所	指定緊急 避難場所	指定緊急 避難場所						
32	鬼無小学校	鬼無町佐藤 607-1	087-881-2413	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
33	香西小学校	香西南町 703-1	087-881-3214	○	△	△	○	△	△	○	○	○	○
34	下笠居小学校	生島町 345	087-881-3011	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
35	女木小学校	女木町 236-2	-	○	○	○	○	△	○	○	△	○	○
36	男木小・中学校	男木町 165	087-873-0506	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○
37	川島小学校	川島東町 864-1	087-848-0050	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○
38	十河小学校	十川西町 366-5	087-848-0319	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
39	植田小学校	西植田町 2337	087-849-0103	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○
40	東植田小学校	東植田町 2008	087-849-0062	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
41	東植田小学校菅沢分校	菅沢町 339	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
42	桜町中学校	桜町 2-12-4	087-861-1668	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○
43	紫雲中学校	紫雲町 8-25	087-861-7144	○	△	△	○	△	△	○	○	○	○
44	玉藻中学校	上福岡町 714-1	087-861-8196	○	△	○	○	△	△	○	○	○	○
45	高松第一学園(高松第一小・中学校)	松島町 2-14-5	087-832-0311	○	○	△	○	△	△	○	○	○	○
46	鶴尾中学校跡施設	松並町 639-1	087-867-3382	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○
47	屋島中学校	屋島中町 295	087-841-2236	○	△	△	○	△	△	○	○	○	○
48	協和中学校	元山町 88-2	087-867-5937	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○

番号	名称	住所	電話	異常な現象の種類									指定 避難所
				洪水		内水 氾濫	がけ崩れ 土石流 地滑り	高潮	津波	大規模な 火事	地震		
				L1	L2								
指定緊急 避難場所	指定緊急 避難場所	指定緊急 避難場所	指定緊急 避難場所	指定緊急 避難場所	指定緊急 避難場所	指定緊急 避難場所	指定緊急 避難場所						
49	龍雲中学校	出作町 331-2	087-889-0131	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
50	勝賀中学校	香西南町 565	087-881-3141	○	△	△	○	△	○	○	○	○	○
51	一宮中学校	一宮町 1185-1	087-885-1664	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○
52	香東中学校	円座町 771	087-886-6580	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○
53	下笠居中学校	生島町 372-1	087-881-2621	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
54	山田中学校	川島東町 1257-1	087-848-0071	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
55	太田中学校	太田下町 1800	087-866-1370	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
56	古高松中学校	新田町甲 190-1	087-841-1577	○	△	△	○	△	○	○	○	○	○
57	木太中学校	木太町 5059-3	087-866-5588	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
58	香川大学附属中学校(体育館)	鹿角町 394	087-886-2121	○	△	○	○	○	○	○	×	○	○
59	高松第一高校	桜町 2-5-10	087-861-0244	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○
60	高松南高等学校(体育館)	一宮町 531	087-885-1131	○	△	○	○	○	○	○	×	○	○
61	高松桜井高等学校(体育館)	多肥上町 1250	087-869-1010	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○
62	日新コミュニティセンター	瀬戸内町 22-9	087-834-9911	○	△	○	○	△	△	×	○	○	○
63	二番丁コミュニティセンター	扇町 2-8-7	087-822-3556	○	△	○	○	△	△	×	○	○	○
64	四番丁コミュニティセンター	番町二丁目 3-5	087-851-8479	○	○	○	○	△	○	×	○	○	○
65	亀阜コミュニティセンター	宮脇町 1-6-18	087-834-0797	○	△	△	○	△	○	×	○	○	○

番号	名称	住所	電話	異常な現象の種類								
				洪水		内水 氾濫	がけ崩れ 土石流 地滑り	高潮	津波	大規模な 火事	地震	指定 避難 所
				L1	L2							
指定緊急 避難場所	指定緊急 避難場所	指定緊急 避難場所	指定緊急 避難場所	指定緊急 避難場所	指定緊急 避難場所	指定緊急 避難場所	指定緊急 避難場所	指定緊急 避難場所				
66	栗林コミュニティセンター	栗林町 3-2-12	087-835-5399	○	○	○	○	○	○	×	○	○
67	花園コミュニティセンター	観光通 2-8-9	087-835-5398	○	○	○	○	△	○	×	○	○
68	松島コミュニティセンター	松福町 2-15-24	087-821-0435	○	○	△	○	△	△	×	○	○
69	築地コミュニティセンター	築地町 14-1	087-862-1166	○	○	△	○	△	△	×	○	○
70	新塩屋町コミュニティセンター	城東町 1-1-47	087-822-1066	○	○	○	○	△	△	×	○	○
71	鶴尾コミュニティセンター	田村町 303-1	087-866-3176	○	○	○	○	○	○	×	○	○
72	太田コミュニティセンター	伏石町 2016-37	087-867-1139	○	○	○	○	○	○	×	○	○
73	太田南コミュニティセンター	太田上町 1045-2	087-865-9947	○	○	○	○	○	○	×	○	○
74	太田中央コミュニティセンター	松縄町 1108-1	087-867-3396	○	○	○	○	○	○	×	○	○
75	木太コミュニティセンター	木太町 3480-2	087-834-5547	○	△	○	○	△	△	×	○	○
76	木太北部コミュニティセンター	木太町 2603	087-831-9000	○	△	○	○	△	△	×	○	○
77	木太南コミュニティセンター	木太町 1486	087-865-4273	○	△	○	○	△	○	×	○	○
78	古高松コミュニティセンター	高松町 10-20	087-841-6262	○	×	×	○	×	○	×	○	○
79	古高松南コミュニティセンター	春日町 782-2	087-841-2186	△	×	○	○	△	△	×	○	○
80	屋島コミュニティセンター	屋島中町 449-1	087-841-6927	○	△	△	○	△	△	×	○	○
81	屋島西コミュニティセンター	屋島西町 2483-2	087-843-2961	○	△	○	○	△	○	×	○	○
82	屋島東コミュニティセンター	屋島東町 928	087-841-9931	○	○	○	○	○	○	×	○	○

番号	名称	住所	電話	異常な現象の種類								
				洪水		内水 氾濫	がけ崩れ 土石流 地滑り	高潮	津波	大規模な 火事	地震	指定 避難 所
				L1	L2							
指定緊急 避難場所	指定緊急 避難場所	指定緊急 避難場所	指定緊急 避難場所	指定緊急 避難場所	指定緊急 避難場所	指定緊急 避難場所	指定緊急 避難場所	指定緊急 避難場所				
83	前田コミュニティセンター	前田東町 838	087-847-6168	○	○	△	○	○	○	×	○	○
84	川添コミュニティセンター	元山町 136-4	087-847-5979	○	△	△	○	○	○	×	○	○
85	林コミュニティセンター	林町 329-1	087-866-3405	○	○	○	○	○	○	×	○	○
86	三谷コミュニティセンター	三谷町 1201-1	087-889-4938	○	○	○	○	○	○	×	○	○
87	仏生山コミュニティセンター	仏生山町乙 45-4	087-889-4955	○	○	○	○	○	○	×	○	○
88	多肥コミュニティセンター	多肥上町 433-5	087-889-4956	○	○	○	○	○	○	×	○	○
89	一宮コミュニティセンター	一宮町 838-1	087-886-4793	○	△	○	○	○	○	×	○	○
90	円座コミュニティセンター	円座町 1622-1	087-886-4993	○	△	○	○	○	○	×	○	○
91	川岡コミュニティセンター	川部町 486-3	087-886-4963	○	△	○	○	○	○	×	○	○
92	檀紙コミュニティセンター	御厩町 775-1	087-886-4955	○	△	○	○	○	○	×	○	○
93	弦打コミュニティセンター	鶴市町 356-3	087-882-0285	△	△	○	○	○	○	×	○	○
94	鬼無コミュニティセンター	鬼無町佐藤 31-3	087-882-0875	○	○	○	○	○	○	×	○	○
95	香西コミュニティセンター	香西本町 476-1	087-882-0294	○	○	○	○	△	○	×	○	○
96	下笠居コミュニティセンター	生島町 353-1	087-882-0856	○	○	○	○	○	○	×	○	○
97	女木コミュニティセンター	女木町 203-1	087-873-0105	○	○	○	○	○	○	×	○	○
98	男木コミュニティセンター	男木町 1988	087-873-0002	○	○	○	○	×	○	×	○	○
99	川島コミュニティセンター	川島本町 191-2	087-848-0054	○	○	○	○	○	○	×	○	○

番号	名称	住所	電話	異常な現象の種類								
				洪水		内水 氾濫	がけ崩れ 土石流 地滑り	高潮	津波	大規模な 火事	地震	指定 避難 所
				L1	L2							
指定緊急 避難場所	指定緊急 避難場所	指定緊急 避難場所	指定緊急 避難場所	指定緊急 避難場所	指定緊急 避難場所	指定緊急 避難場所	指定緊急 避難場所	指定緊急 避難場所				
83	前田コミュニティセンター	前田東町 838	087-847-6168	○	○	△	○	○	○	×	○	○
100	十河コミュニティセンター	十川西町 299-1	087-848-0166	○	△	○	○	○	○	×	○	○
101	西植田コミュニティセンター	西植田町 2247-1	087-849-0101	○	○	○	○	○	○	×	○	○
102	東植田コミュニティセンター	東植田町 1825-1	087-849-0104	○	○	○	○	○	○	×	○	○
103	高松北高等(中)学校(体育館)	牟礼町牟礼 1583-1	087-845-2155	○	○	○	△	○	○	×	○	○
104	牟礼中学校	牟礼町牟礼 46-2	087-845-9604	○	○	○	△	○	○	○	○	○
105	牟礼コミュニティセンター	牟礼町牟礼 302-1	087-845-4111	○	○	○	○	○	○	×	○	○
106	牟礼総合体育館	牟礼町牟礼 152-10	087-845-7060	○	○	○	×	○	○	×	○	○
107	牟礼北小学校	牟礼町牟礼 2900-1	087-845-5742	○	○	○	○	○	○	○	○	○
108	牟礼小学校	牟礼町大町 1560	087-845-9239	○	○	○	○	○	○	○	○	○
109	牟礼中央公園運動センター	牟礼町原 1019-8	087-845-1563	○	○	○	○	○	○	○	○	○
110	牟礼南小学校	牟礼町大町 1115-1	087-845-9324	○	○	○	○	○	○	○	○	○
111	はらこども園	牟礼町原 570-1	087-845-0234	○	○	○	○	○	○	×	○	
112	大町コミュニティセンター	牟礼町大町 1463-2	087-870-1306	○	○	○	○	○	○	×	○	○
113	香川県立保健医療大学(体育館)	牟礼町原 281-1	087-870-1212	○	○	○	○	○	○	×	○	○
114	深間ふれあいセンター	庵治町 6391-17	-	○	○	○	×	△	○	×	○	
115	庵治中学校	庵治町 691-1	087-871-2716	○	○	○	○	△	○	○	○	○

番号	名称	住所	電話	異常な現象の種類									指定 避難 所
				洪水		内水 氾濫	がけ崩れ 土石流 地滑り	高潮	津波	大規模な 火事	地震		
				L1	L2								
指定緊急 避難場所	指定緊急 避難場所	指定緊急 避難場所	指定緊急 避難場所	指定緊急 避難場所	指定緊急 避難場所	指定緊急 避難場所	指定緊急 避難場所	指定緊急 避難場所					
116	庵治小学校	庵治町 790-1	087-871-2581	○	○	○	○	△	○	○	○	○	
117	庵治コミュニティセンター・庵治武道館	庵治町 888-1	087-871-4162	○	○	○	○	△	○	×	○	○	
118	庵治小学校第二体育館	庵治町 866-4	087-871-2581	○	○	○	○	△	○	×	○	○	
119	庵治やすらぎ会館	庵治町 6392-14	087-871-5111	○	○	○	○	△	○	×	○		
120	庵治斎場	庵治町 1391	087-871-2539	○	○	○	○	○	○	×	○		
121	庵治第二小学校	庵治町 6034-1	087-871-5110	—	—	—	—	—	—	—	—	○	
122	大野コミュニティセンター	香川町大野 1329-1	087-886-1960	○	○	○	○	○	○	×	○	○	
123	大野小学校	香川町大野 1045-1	087-885-2165	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
124	浅野小学校	香川町浅野 3088	087-889-0215	○	○	○	△	○	○	○	○	○	
125	浅野コミュニティセンター	香川町浅野 826-2	087-888-2537	○	○	○	○	○	○	×	○	○	
126	香川総合体育館	香川町川東下 1917-1	087-879-8000	○	○	○	○	○	○	×	○	○	
127	川東コミュニティセンター	香川町川東上 1865-13	087-879-4215	○	○	○	○	○	○	×	○	○	
128	川東小学校	香川町川東上 1865-8	087-879-2012	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
129	香川町グリーンセンター	香川町川東上 604-85	087-879-5597	○	○	○	×	○	○	×	○		
130	香川町多目的研修集会施設	香川町安原下第3号 194-1	087-879-7153	○	○	○	×	○	○	×	○		
131	香川町高齢者活動促進センター	香川町東谷 159-1	087-879-7310	○	○	△	○	○	○	×	○		
132	東谷コミュニティセンター	香川町東谷 873-3	087-879-7997	○	○	△	×	○	○	×	○	○	

番号	名称	住所	電話	異常な現象の種類								
				洪水		内水 氾濫	がけ崩れ 土石流 地滑り	高潮	津波	大規模な 火事	地震	指定 避難 所
				L1	L2							
指定緊急 避難場所	指定緊急 避難場所	指定緊急 避難場所	指定緊急 避難場所	指定緊急 避難場所	指定緊急 避難場所	指定緊急 避難場所	指定緊急 避難場所	指定緊急 避難場所				
133	香南小学校	香南町横井 1008	087-879-2269	○	○	○	○	○	○	○	○	○
134	香南中学校	香南町横井 801	087-879-2064	○	○	○	○	○	○	○	○	○
135	香南コミュニティセンター	香南町由佐 1172	087-879-8993	○	○	○	○	○	○	×	○	○
136	由佐農村環境改善センター	香南町由佐 357-2	087-879-0115	○	○	○	○	○	○	×	○	○
137	池西農村環境改善センター	香南町池内 522-1	087-879-3788	○	○	○	○	○	○	×	○	○
138	塩江コミュニティセンター	塩江町安原下第 2 号 1645	087-897-0137	○	○	○	×	○	○	×	○	○
139	安原小学校跡施設	塩江町安原下第 2 号 1684	-	○	○	○	×	○	○	○	○	○
140	安原小学校 戸石分校跡施設	塩江町安原下第 2 号 857	-	○	○	○	×	○	○	×	○	
141	塩江支所 塩江連絡事務所	塩江町安原上東 394 番地の 2	087-893-0220	○	○	○	△	○	○	×	○	
142	塩江小学校跡施設	塩江町安原上東 365	-	○	○	○	×	○	○	○	○	○
143	椀川集会所	塩江町安原上東字椀川 2173-8	-	○	○	○	○	○	○	×	○	
144	塩江小・中学校	塩江町安原上 231	087-893-0032	○	○	△	○	○	○	○	○	○
145	塩江支所 上西連絡事務所	塩江町上西乙 549	087-893-0311	○	○	○	○	○	○	×	○	
146	上西小学校跡施設	塩江町上西乙 461	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○
147	西山ふれあいセンター	塩江町上西甲 947 番地 3	-	○	○	○	×	○	○	×	○	
148	国分寺中学校	国分寺町新居 1131-1	087-874-0031	○	△	△	○	○	○	○	○	○
149	国分寺北部小学校	国分寺町新居 1880	087-874-1154	○	○	○	○	○	○	○	○	○

番号	名称	住所	電話	異常な現象の種類								
				洪水		内水 氾濫	がけ崩れ 土石流 地滑り	高潮	津波	大規模な 火事	地震	指定 避難 所
				L1	L2							
指定緊急 避難場所	指定緊急 避難場所	指定緊急 避難場所	指定緊急 避難場所	指定緊急 避難場所	指定緊急 避難場所	指定緊急 避難場所	指定緊急 避難場所	指定緊急 避難場所				
150	国分寺北部コミュニティセンター	国分寺町新居 1840-6	087-874-5805	○	○	○	○	○	○	×	○	○
151	国分寺中学校第二体育館	国分寺町新居 1155-7	087-874-4560	○	△	△	○	○	○	×	○	○
152	新居東児童館	国分寺町新居 3371-1	087-874-6705	○	○	○	○	○	○	×	○	
153	国分寺文化センター	国分寺町新居 1423-1	087-874-4519	○	△	×	○	○	○	×	○	○
154	トヨタカラーラ香川株式会社春日店	春日町 902-1	087-805-2600	△	×	○	○	△	△	×	○	
155	国分児童館	国分寺町国分 2150-7	087-874-3830	○	○	○	○	○	○	×	○	
156	国分寺南部小学校	国分寺町福家甲 3005	087-874-1160	○	△	△	○	○	○	○	○	○
157	国分寺南部コミュニティセンター	国分寺町福家甲 3106-3	087-874-1116	○	△	△	○	○	○	×	○	○
158	国分寺勤労青少年ホーム	国分寺町福家甲 3005	087-874-3982	○	×	△	○	○	○	×	○	○
159	福家児童館	国分寺町福家甲 1951-1	087-874-4954	○	○	○	○	○	○	×	○	
160	国分寺会館	国分寺町新名 430-2	087-874-1111	○	△	△	○	○	○	×	○	
161	香川県青年センター	国分寺町国分 1009	087-874-0713	○	○	△	○	○	○	×	○	○
162	香川県消防学校	生島町 689-11	087-881-3281	○	○	○	○	△	○	×	○	
163	高松工芸高等学校(体育館)	番町 2-9-30	087-851-4144	○	○	○	○	△	○	×	○	○
164	高松高等学校(体育館)	番町 3-1-1	087-831-7251	○	○	○	○	△	○	×	○	○
165	高松商業高等学校(体育館)	松島町 1-18-54	087-833-1971	○	○	△	○	△	△	×	○	○
166	香川大学(経済学部構内体育館)	幸町 1-1	087-832-1000	○	△	○	○	△	○	×	○	○

番号	名称	住所	電話	異常な現象の種類									指定 避難 所
				洪水		内水 氾濫	がけ崩れ 土石流 地滑り	高潮	津波	大規模な 火事	地震		
				L1	L2								
指定緊急 避難場所	指定緊急 避難場所	指定緊急 避難場所	指定緊急 避難場所	指定緊急 避難場所	指定緊急 避難場所	指定緊急 避難場所	指定緊急 避難場所	指定緊急 避難場所					
167	香川県立聴覚支援学校(体育館)※ 地震時のみ使用	太田上町 513-1	087-865-4492	-	-	-	-	-	-	-	○		
168	高松市生涯学習センター(まなび CAN)	片原町 11-1 むいぶ片原町ビル内	087-811-6222	○	○	○	○	△	△	×	○	○	
169	高松市総合体育館	福岡町 4-36-1	087-822-0211	○	○	△	○	△	△	×	○	○	
170	高松東高校(体育館)	前田東町 690-1	087-847-6221	×	×	○	○	○	○	×	○	○	
171	香川高等専門学校(体育館)	勅使町 355	087-869-3811	○	○	○	○	○	○	×	○	○	
172	香川県営住宅国分寺団地集会場	国分寺町柏原 41	-	○	○	○	○	○	○	×	×		
173	香川第一中学校	香川町浅野 1188	087-879-2131	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
174	香川県農業共済組合	三名町 5-6	087-888-2121	○	○	○	○	○	○	×	○		
175	香川大学工学部	林町 2217-20	087-864-2000	○	○	○	○	○	○	×	○	○	
176	介護老人保健施設サンライズ屋島	新田町甲 2723-2	087-841-8090	○	△	△	○	△	○	×	○		
177	玉藻公園	玉藻町 2-1	087-851-1521	○	○	○	○	×	×	×	○		
178	中央公園	番町 1 丁目 11-1	-	○	○	○	○	△	×	×	○		
179	今里中央公園	今里町 1 丁目 20	-	○	×	○	○	○	×	○	○		
180	伏石中央公園	伏石町 2077	-	○	○	○	○	○	×	○	○		
181	木太中央公園	木太町 5052	-	○	○	○	○	○	×	○	○		

番号	名称	住所	電話	異常な現象の種類									指定 避難 所
				洪水		内水 氾濫	がけ崩れ 土石流 地滑り	高潮	津波	大規模な 火事	地震		
				L1 指定緊急 避難場所	L2 指定緊急 避難場所								
182	菱の池公園	高松町 1211-28	-	○	○	○	○	○	○	○	×	○	
183	一宮新池農村公園	一宮町 1227	-	○	○	○	○	○	○	○	×	○	
184	房前公園・源平の里むれ(道の駅)	牟礼町原 631-7	087-845-6080	○	○	○	○	○	○	○	×	○	
185	峰山公園	峰山町 1838-37	087-834-7297	○	○	○	○	○	○	○	×	○	
186	東部運動公園	高松町 1347-1	087-843-9446	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
187	仏生山公園	仏生山町甲 2654-1	087-881-5011	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
188	長池中央公園	林町 2581	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
189	彦作池公園	多肥上町 2049-1	-	○	○	○	○	○	○	○	×	○	
190	月見ヶ原公園	香南町横井 796-1	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
191	牟礼中央公園	牟礼町原 1019-8	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
192	御山公園	牟礼町牟礼 1355-1	087-845-5585	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
193	如意輪寺公園	国分寺町国分 2530-2	-	○	○	○	○	○	○	○	×	○	
194	橘ノ丘公園	国分寺町新名 2069-1	-	○	○	○	×	○	○	○	○	○	

1 指定緊急避難場所について

指定緊急避難場所は、災害対策基本法第49条の4に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、その危険から逃れるために緊急的に避難し、身の安全を確保することができる場所として、洪水や津波など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設。

(1) ○は、耐震性が確保されています。異常な現象による災害発生のおそれがない区域（安全区域）内にあり、全ての施設を使用できます。

(2) △は、一部の棟は耐震性が確保されています。異常な現象による災害発生の予測区域内にあるが、上層階又は一部の棟が使用できます。

(3) ×は、耐震性が確保されていません。異常な現象による災害発生の予測区域内にあり、全ての施設を使用できません。

2 指定避難所について

指定避難所は、災害対策基本法第49条の7に基づき、災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一定期間滞在させるための施設です。

○は、指定避難所に指定するものです。

福祉避難所

【介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）】

（令和5年3月現在）

	名称	住所	電話
1	シオンの丘ホーム	香西北町 260	087-881-4531
2	弘恩苑	前田西町 683-7	087-847-9555
3	さぬき	宮脇町 2-37-21	087-831-4451
4	岡本荘	岡本町 527-1	087-885-2828
5	すみれ荘	十川西町 1234-1	087-848-0800
6	竜雲舜虹苑	仏生山町甲 3100-2	087-888-5800
7	サマリヤ	松並町 573	087-815-1165
8	さくら荘	林町 76-14	087-868-0700
9	さくら荘(ユニット型)	林町 76-14	087-868-0700
10	はなぞの園	上福岡町 2004-1	087-837-0006
11	大寿苑	鬼無町鬼無 882-2	087-881-6565
12	香色苑	高松町 1350-22	087-844-9090
13	エデンの丘	鶴市町 1770-4	087-812-3455
14	おりいぶ荘	太田下町 2020-1	087-815-1800
15	逅里苑	屋島東町 408-1	087-844-8500
16	高松さんさん荘	西植田町 4212-1	087-849-1333
17	一宮の里	一宮町 875	087-886-8168
18	法寿苑	木太町 3308	087-832-5500
19	なでしこ香川	多肥上町 1423-1	087-815-2000
20	玉藻荘	北浜町 7-10	087-811-4450
21	あかね	西町 4-1	087-834-1165
22	守里苑	牟礼町牟礼 2321-14	087-845-4417
23	あじの里	庵治町 4151-7	087-870-3500
24	桜樹苑	香川町浅野 1414	087-879-3344
25	さんさん荘	香川町川内原 1003-1	087-879-0123
26	扇寿	香南町横井 492-1	087-815-8231
27	アイムの杜	国分寺町 1339-3	087-864-9031

【介護老人保健施設】

	名称	住所	電話
1	フローラ	東ハゼ町 830-1	087-865-2600
2	明けの星	番町 3-3-1	087-861-3731
3	ハピネス	中山町 741-1	087-881-8123

4	サンライズ屋島	新田町甲 2723-2	087-841-8090
5	ヴィヴァン	木太町 4443-1	087-869-1111
6	まゆみの里	木太町 2691-1	087-863-7282
7	虹の里	栗林町 1-3-24	087-862-6541
8	さつき荘	三谷町 1680	087-840-1122
9	ロイヤル三好	下田井町 628-1	087-847-1611
10	サンフラワー	一宮町 1556-2	087-885-5000
11	健祥会バーデン	塩江町安原上東 137	087-893-1220
12	コリーナ	牟礼町原 943-1	087-845-7750
13	らく楽 八栗の里	牟礼町牟礼 239-3	087-845-0888
14	鮎の里	香川町川東上 150-1	087-840-5000
15	渡の里	香川町浅野 2061	087-888-8555
16	香南苑	香南町池内 701-4	087-879-9700
17	ハートフルこくぶんじ荘	国分寺町新名 2081-1	087-874-7575

【障がい者支援施設】

	名称	住所	電話
1	川部みどり園	川部町 418 番地	087-885-8600
2	かがわ総合リハビリテーションセンター	田村町 1114 番地	087-867-8422
3	銀星の家	屋島西町 2366 番地 11	087-843-4188
4	たまも園	田村町 797 番地	087-866-2611
5	サン未来	新田町甲 2717 番地 1	087-818-1080
6	ウインドヒル	三谷町 3851 番地	087-888-4277
7	竜雲あけぼの学園	仏生山町甲 3208 番地 9	087-889-1251

津波避難ビル

(令和5年4月1日現在)

No.	名称	住所	避難可能箇所	最大避難 可能人数	地区
1	ホテルパールガーデン	福岡町二丁目 2-1	2階・3階	1,750	松島
2	ホテルマリンパレスさぬき	福岡町二丁目 3-4	2階・3階	1,150	
3	イオン高松東店	福岡町三丁目 8-5	立体駐車場の3階以上	10,000	
4	福岡会館	福岡町三丁目 31-18	2階	150	
5	国土交通省四国地方整備局 香川河川国道事務所	福岡町四丁目 26-32	北館 2階会議室	100	
6	総合体育館	福岡町四丁目 36-1	2階から4階まで	4,500	
7	松島コミュニティセンター	松福町二丁目 15-24	2階	100	
8	高松商業高等学校	松島町一丁目 18-54	体育館 2階	1,000	
9	たまや 11号線店	松島町二丁目 5-20	立体駐車場の3階以上	2,850	
10	ラウンドワン・スタジアム高松店	松島町二丁目 7-43	駐車場棟 2階以上	3,600	
11	高松第一学園	松島町二丁目 14-5	校舎 2階	1,000	
106	建設クリエイトビル	福岡町三丁目 11-22	3・4・5階廊下部分及び 5階第二会議室	220	
12	玉藻中学校	上福岡町 714-1	校舎 2階	300	花園
13	あなぶき PM アカデミー	多賀町二丁目 8-2	3階の一部と4階	350	
14	花園小学校	花園町二丁目 7-7	校舎 2階	250	
15	第2ダイヤビル	観光通二丁目 2-15	9階	350	
16	花園コミュニティセンター	観光通二丁目 8-9	2階	150	
17	築地コミュニティセンター	築地町 14-1	2階	150	築地
18	コトデン瓦町ビル	常磐町一丁目 3-1	2階デッキ部分とコンコース	5,500	
111	株式会社アムロン本社ビル	築地町 2-5	4階コミュニケーションルーム・5階 会議室	150	
19	高松市生涯学習センター(まなびCAN)	片原町 11-1	2階・3階	800	新塩屋 町
20	ファーストイン高松	鶴屋町 2-3	4階・5階の通路スペース	150	
21	特別養護老人ホーム玉藻荘	北浜町 7-10	3階・6階	100	
22	ニューグランドみまつ	通町 2-3	3階	200	
23	総合教育センター	末広町 5	2階・3階	100	
24	競輪場(選手宿舎、プレスセンター)	福岡町一丁目 4-46	2階から5階まで	2,150	

No.	名称	住所	避難可能箇所	最大避難 可能人数	地区
25	新塩屋町コミュニティセンター	城東町一丁目 1-47	2 階	100	
26	シティホール高松	城東町一丁目 4-17	2 階から 4 階まで	1,600	
27	ビジネスホテル東宝イン高松	城東町一丁目 5-18	2 階から 10 階まで	2,400	
32	丸亀町くるりん駐車場	大工町 8-1	2 階以上	5,081	
101	ホテル川六エルステージ	百間町 1-2	エルステージ館の 3 階から 11 階の廊 下部分、禁煙館の 3 階から 12 階	400	
28	レクザムホール(香川県県民ホール)	玉藻町 9-10	2 階・4 階・5 階のロビー	850	四番丁
29	G-ONE	丸の内 12-3	立体駐車場の 3 階以上	2,000	
30	高松丸亀町壱番街駐車場	内町 2-1	2 階以上	13,100	
31	高松東急 REI ホテル	兵庫町 9-9	3 階宴会場	150	
33	美術館	紺屋町 10-4	3 階	350	
34	高松丸亀町レッツホール、カルチャールーム	丸亀町 1-1	高松丸亀町壱番街ビル東館 4 階	150	
35	丸亀町町営新南駐車場	亀井町 1-2	2 階以上	3,200	
36	四番丁小学校跡施設南北棟	番町一丁目 5-1	2 階以上	100	
37	四番丁コミュニティセンター	番町二丁目 3-5	2 階	100	
38	高松工芸高等学校	番町二丁目 9-30	体育館 2 階	1,000	
39	高松高等学校	番町三丁目 1-1	体育館 2 階	1,000	
40	二番丁コミュニティセンター	扇町二丁目 8-7	2 階	100	二番丁
41	高松センチュリーホテル	錦町一丁目 4-19	本館屋上	200	
42	新番丁小学校	錦町二丁目 14-1	校舎 2 階	750	
43	JR ホテルクレメント高松	浜ノ町 1-1	2 階共用廊下、3 階宴会ロビー	850	
44	四国旅客鉄道株式会社本社ビル	浜ノ町 8-33	8 階と屋上	500	
83	ロイヤルガーデン高松駅西オーシャンビ ュー壱番館	浜ノ町 265 番 3	各階(2~14 階)の廊下及び屋上 供用部分	282	二番丁
54	ロイヤルガーデン高松駅西オーシャンビ ュー弐番館	浜ノ町 265 番 8	各階(2~14 階)の廊下及び屋上 供用部分	230	
45	中央図書館(サンクリスタル高松)	昭和町一丁目 2-20	3 階	500	二番丁
46	高松港旅客ターミナルビル	サンポート 1-1	2 階	150	
47	高松シンボルタワー サンポートホール 高松	サンポート 2-1(ホール 棟 3 階)	ロビー	400	

No.	名称	住所	避難可能箇所	最大避難 可能人数	地区
48	高松シンボルタワー かがわプラザ	サンポート 2-1(タワー棟 3 階)	インフォメーションゾーン	250	
49	高松シンボルタワー 共用部	サンポート 2-1	3 階・4 階・7 階・8 階の一部	1,500	
50	日新小学校跡施設	瀬戸内町 18-2	体育館 2 階	400	日新
51	日新コミュニティセンター	瀬戸内町 22-9	2 階	200	
52	亀阜小学校	亀岡町 10-1	校舎 2 階	250	亀阜
53	亀阜コミュニティセンター	宮脇町一丁目 6-18	2 階	100	
55	香川県教育会館(ミュージックホール)	西宝町二丁目 6-40	2 階・3 階・5 階・6 階の会議室	57	
56	喜代美山荘 花樹海	西宝町三丁目 5-10	1 階ロビー	400	
113	アナザースタイル	西宝町三丁目 670	1 階	119	
107	紫雲中学校	紫雲町 8-25	校舎 2 階	1,000	
57	木太南コミュニティセンター	木太町 1486	2 階	50	木太
58	木太南小学校	木太町 1530-1	校舎 2 階	50	
59	香川県農業協同組合木太支店	木太町 1669	2 階	300	
60	高松国際ホテル	木太町 2191-1	宴会棟の 3 階	1,050	
61	環境業務センター	木太町 2282-1	4 階	450	
62	マルハン高松店	木太町 2425	立体駐車場の 2 階以上	6,350	
63	木太北部コミュニティセンター	木太町 2603	2 階	50	
64	木太北部小学校	木太町 2613	校舎 2 階	150	
65	木太小学校	木太町 3480	校舎 2 階	200	
114	木太コミュニティセンター	木太町 3480-2	2 階	150	
103	特別養護老人ホーム法寿苑	木太町 3308	3 階レクリエーションルーム、3 階 地域交流ルーム	200	
109	四国財務局合同宿舎深田住宅	木太町 1992	3 階・4 階・5 階の廊下	150	
66	屋島東小学校	屋島東町 942-1	体育館	400	屋島
67	屋島中学校	屋島中町 295	校舎 2 階	100	
68	屋島小学校	屋島西町 1205-1	体育館	650	
69	株式会社マルナカ パワーシティ屋島	屋島西町 1907-1	立体駐車場の 2 階・3 階	2,850	
70	西村ジョイ屋島店	屋島西町 2105-8	立体駐車場の 2 階と屋上	8,000	
71	社会福祉法人楽生会ケアハウス屋島	屋島西町 2277-1	5 階	450	
72	せとうち観光専門職短期大学	屋島西町 2366-1	2 階から 4 階まで	2,500	

No.	名称	住所	避難可能箇所	最大避難 可能人数	地区
73	屋島西小学校	屋島西町 2469	校舎 2 階	200	
74	屋島西コミュニティセンター	屋島西町 2483-2	2 階	50	
102	屋島東コミュニティセンター	屋島東町 928	1 階・2 階	100	
104	四国財務局合同宿舍屋島住宅 1 号棟、 2 号棟	屋島西町 1403	3 階から 6 階の廊下部分	1,100	
75	古高松南コミュニティセンター	春日町 782-2	2 階	100	古高松
76	高松大学・高松短期大学	春日町 960	本館の 2・3・4・5 階、1 号館 2・3・4 階、2 号館 2・3 階、図書館の 3 階、学生会館の 2 階、クラブハウ スの 2 階、体育館の 2 階	2,750	
78	STNet ビル	春日町 1735-3	2 階・7 階	150	
79	古高松中学校	新田町甲 190-1	校舎 2 階	250	
80	古高松南小学校	新田町甲 2605	校舎 2 階	150	
81	障害者支援施設サン未来	新田町甲 2717-1	5 階	350	
82	古高松小学校	高松町 398	校舎 2 階	150	
105	介護老人保健施設サンライズ屋島	新田町甲 2723-2	3・4 階オープンスペース及び屋上	850	
112	フソウテクノセンター	郷東町 792-8	2 階 体育館ホール、ギャラリー、ト レーニングスペース	113	弦打
84	イオン高松店	香西本町 1-1	4 階と屋上の駐車場部分	10,000	香西
85	香西コミュニティセンター	香西本町 476-1	2 階	100	
86	パーラーグランド香西	香西南町 378-1	立体駐車場の 2 階から屋上まで	3,600	
87	ふれあい福祉センター勝賀	香西南町 476-1	2 階	100	
88	勝賀中学校	香西南町 565	校舎 2 階	100	
89	香西小学校	香西南町 703-1	校舎 2 階	150	
90	特別養護老人ホームシオンの丘ホーム	香西北町 260	4 階テラス部分と屋上	250	
110	DCM ダイキ香西店	香西東町 350-1	屋上駐車場	800	
91	下笠居小学校	生島町 345	体育館	550	下笠居
92	下笠居コミュニティセンター	生島町 353-1	施設内	500	
93	下笠居中学校	生島町 372-1	体育館	600	
94	牟礼南小学校	牟礼町大町 1115-1	校舎 2 階	200	牟礼
95	道の駅源平の里むれ	牟礼町原 631-7	物産館及び真念堂	150	

No.	名称	住所	避難可能箇所	最大避難 可能人数	地区
96	庵治中学校	庵治町 691-1	校舎 2 階	100	庵治
97	庵治小学校	庵治町 790-1	校舎 2 階	100	
98	庵治コミュニティセンター	庵治町 888-1	2 階	850	
99	庵治やすらぎ会館	庵治町 6392-14	2 階	50	
100	庵治支所	庵治町 6393-5	議会棟 2 階	50	
108	庵治保健センター(ほっとびあん)	庵治町 978	バルコニー部分	200	

合計 125,923

【津波避難ビルとは】

近い将来、高い確率で発災するとされている東南海・南海地震の津波被害において、付近に高台がない被害想定区域内の市民が、短時間で避難することができるよう、津波避難ビルを指定するものです。表に掲載がない地区は、現在のところ指定するビルがありませんので、付近の高台等に避難してください。

【対象】

津波避難ビルとして指定する建物は、津波浸水区域及びその周辺に位置する、耐震性のある建物で、原則として、2階建て以上の鉄筋コンクリート造や鉄骨鉄筋コンクリート造としますが、浸水想定や立地する場所によっては鉄骨造なども対象としています。

【津波避難ビルとしての利用】

指定した津波避難ビルは、地震発生により津波警報（大津波警報）あるいは津波による避難勧告が発令されたときから津波のおそれなくなった時点までに限り、利用できます。夜間や休日などの場合は、開錠に1時間程度必要です。

【ホームページ】

市のホームページにカラー版のマップを掲載しています。

避難所出動報告書

避難所名	※	
同所所在地	※ TEL	
従事職員名	課名	職氏名
出動日時	※ 月 日 時 分	
輸送車番号および運転者名	※ 号車	
避難所開設日時	※ 月 日 時 分	
避難所閉鎖日時	月 日 時 分	
帰庁日時	月 日 時 分	
報告事項		

- 1 出動に際しては、※印欄に記入のうえ2部提出し、検印を受けること。
- 2 帰庁したときは、直ちに本書に避難所入所記録簿、物品受払簿を添付して提出のこと

避難所設置および収容状況

高松市

避難所の名称	種別	開設期間	実人員	延人員	物品使用状況			実支出額	備考
					品名	単価	数量		
		月日～月日	人	人		円		円	
		月日～月日							
		月日～月日							
		月日～月日							
		月日～月日							
		月日～月日							
		月日～月日							
		月日～月日							
		月日～月日							
		月日～月日							
		月日～月日							
		月日～月日							
小計・合計	既存建物 屋外仮設 天幕	箇所 箇所 箇所	人	人				円	

(注)1 「種別」欄は、既存建物、屋外仮設、天幕の別に記入すること。

3 他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名および収容期間を「備考」欄に記入すること。

2 物品の使用状況は、開設期間中に使用した品名、単価、数量を記入すること。 4 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

救助の種目別物資受払状況

高松市 No. /

平 年 月 日 時現在

救助の種目別	年 月 日	品名	単 位	受入先または払出 先	受高		払高		残高		備 考
					数量	金額	数量	金額	数量	金額	
						円		円		円	

(注)1 「救助の種目別」欄は、次のように区分して、記入すること。
 ①避難所用、②炊き出しその他による食品給与用、③給水用器械器具・燃料および浄水用薬品・資材、④被服、寝具等、⑤医薬品、衛生材料、⑥被災者救出用機械器具・燃料、⑦燃料および消耗品
 2 各救助の種目別最終行に受高、払高、残高の合計を明らかにすること。なお、物資等において、都道府県よりの受入分および市調達分がある場合にはそれぞれの別に、受高、払高、残高の合計を明らかにすること。
 3 救護班による場合は、救護班ごとに、救護業務従事期間中における品目ごとの使用状況を記入すること。

避難者カード(世帯単位)		避難所名		自治会名	
このカードに必要な事項を記入し、指定避難所の受付へ提出して下さい。				() ・ 未加入	
入所年月日	年 月 日	住所	(〒 -)		
(ふりがな) 氏 名		年齢	性別	個別 支援	電話(任意) () - 携帯(任意) () -
世帯主	()	歳	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	<input type="checkbox"/> 要	※特別な配慮「ソバアレルギー、糖尿病など」が必要な場合は、記入して下さい。
ご家族	()	歳	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	<input type="checkbox"/> 要	
	()	歳	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	<input type="checkbox"/> 要	
	()	歳	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	<input type="checkbox"/> 要	
	()	歳	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	<input type="checkbox"/> 要	
家屋の被害状況		1. 住めないくらいの損壊や焼損 2. 不安を覚える位の損壊や焼損 3. 流出 4. 浸水 5. 断水 6. 停電 7. 電話不通 8. なし 9. その他 ()			
親族などの連絡先		住所	(〒 -)		
		氏名	電話	() -	
あなたの家族の避難状況			あなたの家族と連絡状況		
<input type="checkbox"/> 全員避難した			<input type="checkbox"/> 全員確認とれている		
<input type="checkbox"/> まだ残っている・不明(氏名:)			<input type="checkbox"/> 未確認(人数: 名)(氏:)		
特記事項	※避難所運営に協力できる方は、特技や資格を記入して下さい。(例: 医師・看護師・介護福祉・外国語会話など)		ペットの状況等	<input type="checkbox"/> 同伴 <input type="checkbox"/> 置き去り <input type="checkbox"/> 行方不明	
			種類		
			頭数		
安否の問い合わせなどで、氏名、住所を公表してもよろしいですか？				<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
避難状況	<input type="checkbox"/> 避難所 <input type="checkbox"/> 自宅避難者 <input type="checkbox"/> テント <input type="checkbox"/> 車両 <input type="checkbox"/> 帰宅困難者 <input type="checkbox"/> その他				
自主避難をしている方は、場所を記入					
退出年月日	年 月 日	時 分	避難者カード No.		
転出先	(〒 -)				
電話番号	() -				

避難所入所記録簿

(市民用)

高松市

番号	入所 年月日	氏名 生年月日	現住所	男女別	世帯主 との 続柄	職業 在 学校 学年	摘要
1							
2							
3							

20							
----	--	--	--	--	--	--	--

(A4判)

避難所入所記録簿

(市民外用)

高松市

番号	入所 年月日	氏名 生年月日	本籍地 現住所	男女別	職業 および 勤務先	摘要
1						1 行商 2 旅行 3 社用出張 4 その他
2						1 行商 2 旅行 3 社用出張 4 その他
3						1 行商 2 旅行 3 社用出張 4 その他

10						1 行商 2 旅行 3 社用出張 4 その他
----	--	--	--	--	--	---------------------------------

(A4判)

物 品 供 給 要 請 書

No.

避難所名		担当職員名	
------	--	-------	--

要 請 日	品 名	単 位	数 量	扱 者	備 考
月 日					

(注) 1 避難所では控をとり、通し番号にする。

(注) 2 扱者欄は、集積所では発送者が、避難所では控に受取者が記入。

集積所	班 長	受付者	避難所	班 長	担当者

TEL
FAX

TEL
FAX

物品受払い簿

No. /

避難所名		担当職員名	
------	--	-------	--

品名		単位呼称	
----	--	------	--

受取日	摘要欄	受入数	払出数	現在残	扱者	備考欄

- ※1 品目ごとに作成する。
- 2 摘要欄には、購入先および払出先等を記入する。
- 3 備考欄には、購入金額およびその内訳を記入する。

避難所日誌

No. /

避難所名		担当職員名	
------	--	-------	--

記録日	事項	措置の概要	扱 者

【10 救急救護関係】

災害救助法による救助の程度、方法及び期間

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考							
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与します。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 340円以内 (加算額) 冬季 別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等に供与する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を越える額を加算できます。	災害発生の日から 7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含みます。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上							
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者	1 限度額 1戸当たり 6,775,000円以内 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できます。(規模、費用は別に定めるところによります)	災害発生の日から 20日以内着工	1 高齢者等の要援護者等を数人以上に供与する施設を設置できます。 2 供与期間 2年以内 3 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とします。							
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に避難している者 2 住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け一時縁故者等へ避難する必要がある者	1人1日当たり 1,230円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した全額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)							
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	1 輸送費、人件費は別途計上							
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定します。 2 下記全額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物質の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること							
		区 分			1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全 壊 全 焼 流 失			夏	17,800	22,900	33,700	40,400	51,200	7,500
					冬	29,400	38,100	53,100	62,100	78,100	10,700
		半 壊 半 焼 床上浸水			夏	5,800	7,800	11,700	14,200	18,000	2,500
冬	9,400		12,300	17,400	20,600	26,100	3,400				

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班・・・使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の修繕費等の実費 2 病院又は診療所・・・国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から 14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から 7日以内	妊婦等の移送荷は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 3日以内	1 期間内に生死から明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱います。 2 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊若しくは半焼し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修が行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊若しくは半焼した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限の部分1世帯当たり ・半壊又は半焼した住宅…706,000円以内 ・半壊又は半焼に準ずる被害を受けた住宅…343,000円以内	災害発生の日から 3ヵ月以内(災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては6ヵ月以内)	
学用品の給与	住宅の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は、床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童(※2)、中学校生徒(※3)及び高等学校等生徒(※4)	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,800円 中学校生徒 5,100円 高等学校等生徒 5,600円	災害発生の日から(教科書) 1ヵ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給します。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 219,100円以内 小人(12歳未満) 175,200円以内	災害発生の日から 10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となります。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実績	災害発生の日から 10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定しています。

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をします。	(洗浄、消毒等) 1体当たり 3,500 円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,500 円以内 検 案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できます。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たりの平均が 138,700 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実 費 弁 償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当たり 医師、歯科医師 22,000 円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 15,700 円以内 保健師、助産師、看護師、准看護師 15,800 円以内 救命救急士 15,600 円以内 土木技術者、建築技術者 17,600 円以内 大工 18,500 円以内 左官 18,300 円以内 とび職 17,400 円以内	救助の実施が認められる期間以内	1 時間外勤務手当は、日当の額を基礎とし、県の常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内。 2 旅費は、日当の額を基礎とし、職員等の旅費に関する条例(昭和27年香川県条例第32号)の規定により定められた額の範囲内において、県の常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内。

- ※1 この基準によって救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができます。
- ※2 特別支援学校の小学部児童を含みます。
- ※3 中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含みます。
- ※4 高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含みます。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含みます。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒

被災者生活再建支援金の概要

1 実施主体

都道府県（法4条の規定により被災者生活再建支援法人へ委託）

2 被災者生活再建支援制度の対象となる自然災害

自①災害救助法の適用基準（災害救助法施行令第1条第1項）のうち1号又は2号を満たす自然災害が発生した市町村（※）

<参考>

災害救助法施行令 別表第1（第1号関係）

災害救助法施行令 別表第2（第2号関係）

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数	都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
5,000人未満	30	1,000,000人未満	1,000
5,000人以上 15,000人未満	40	1,000,000人以上 2,000,000人未満	1,500
15,000人以上 30,000人未満	50	2,000,000人以上 3,000,000人未満	2,000
30,000人以上 50,000人未満	60	3,000,000人以上	2,500
50,000人以上 100,000人未満	80		
100,000人以上 300,000人未満	100		
300,000人以上	150		

（※）1号適用：別表第1の被害が発生した市町村

2号適用：別表第2の被害が発生した都道府県において、別表第1の世帯数の2分の1に該当する被害が発生した市町村

（住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、半壊2世帯、床上浸水3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した1世帯とみなされる）

②自然災害により全壊10世帯以上の被害が発生した市町村

③自然災害により全壊100世帯以上の被害が発生した都道府県

④①又は②の被害が発生した都道府県内の他の市町村で、全壊5世帯以上の被害が発生したもの（人口10万未満のものに限る）

⑤③又は④の都道府県に隣接する都道府県内の市町村で、①、②、③のいずれかに隣接し、全壊5世帯以上の被害が発生したもの（人口10万未満のものに限る）

⑥①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、
全壊5世帯以上の被害が発生した市町村（人口5万以上10万未満のものに限る）

全壊2世帯以上の被害が発生した市町村（人口5万未満のものに限る）

3 制度の対象となる対象世帯

上記の自然災害により

①住宅が「全壊」した世帯

②住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

⑤ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

4 支援金の支給額

	基礎支援金	加算支援金		計
	(住宅の被害程度)	(住宅の再建方法)		
①全壊 (損害割合50%以上) ②解体 ③長期避難	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	150万円
④大規模半壊 (損害割合40%台)	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	100万円
⑤中規模半壊 (損害割合30%台)	-	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借(公営住宅を除く)	25万円	25万円

(※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

5 手続

① 申請期間

- 基礎支援金・・・自然災害が発生した日から起算して13ヶ月以内
- 加算支援金・・・自然災害が発生した日から起算して37ヶ月以内

② 世帯主より申請

③ 申請時の添付書類

- 基礎支援金・・・罹災証明、住民票等

加算支援金・・・契約書（住宅の購入、賃借等）等⑤ 概算払でも支給上限額まで申請可能（使途実績報告書は、後日必要となります。）

奉仕団の可動人員

名 称	団 数	可動人員 (人)
高松市赤十字奉仕団	41	1,106
香川県青年赤十字奉仕団（高松市）	(学生) 6 (勤労) 1	(学生) 315 (勤労) 12
香川県アマチュア無線赤十字奉仕団（高松市）	1	29
香川県赤十字安全奉仕団（高松市）	1	96
香川県赤十字防災ボランティア（高松市）	1	110
高松市連合自治会連絡協議会	46	—
高松市婦人団体連絡協議会	32	—
香川県レスキューサポートバイク赤十字奉仕団	1	12
香川県青少年赤十字賛助奉仕団	1	66

救助の種類	避	炊	水	救出
	修理	学	死捜	死処
	障	○	○	○
	○	○	○	

救助実施記録日計票

高 松 市

責任者 班 氏名

(地区責任者 氏名 ㊟)

No. (○月○日○時○○分)

員 数 (世 帯)	
品 目 (数 量 金 額)	
受 入 先	
払 出 先	
場 所	
方 法	
記 事	

救助実施記録日計票記入要領

- 1 各救助の種類ごとに一葉作成します。
- 2 記録票欄外のナンバー欄には、記録表作成ごとに一連番号を付すものとし、前回分を訂正する必要がある場合は、例えばNo. 10の次にNo. 5 の分を訂正する場合には、No. 11 (No. 5 訂正) のように記載の上、前回分No. 5 に記録票には朱で×印を付し (No. 11に訂正済) とし、棄却することなくそのままナンバー順に綴っておきます。なお、救助の実施種類が多い場合には、救助の種類ごとに一連番号を付し、ナンバー順に綴って差し支えありません。
- 3 記録票欄外の救助の種類別欄の該当の救助名を○で囲み、欄内該当欄に必要最小限度の事項を記入します。
- 4 機械、器具等は無償で借り上げた場合についても、記録票を作成します。
- 5 災害救助基金より放出した場合についても、同様とします。
- 6 被服、寝具、その他生活必需品の給与等で、都道府県調達分と市調達分の双方があるときは、それぞれ別個に記録表を作成します。

罹 災 台 帳

(第 号)

申請者		(住所)					
		(氏名)		(通称名)			
連絡先							
罹災場所		(住所)					
		(建物名)					
家屋所有者		(住所) (氏名)					
送付先住所		(住所)					
		(建物名)					
罹 災 世 帯 の 状 況	住所		(住所)				
			(建物名)				
	連絡先						
	避難場所						
		続柄	氏名	性別	生年月日	年齢	備考
	1						
	2						
	3						
	4						
	5						
6							
7							
罹 災 状 況	住家	<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 貸家 <input type="checkbox"/> 借家				その他 事項	
		<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 被害なし					
		<input type="checkbox"/> 一部損壊 <input type="checkbox"/> 一部損壊・床上浸水 <input type="checkbox"/> 一部損壊・床下浸水 <input type="checkbox"/> 対象外					
罹 災 年 月 日		年 月 日		調 査 年 月 日		年 月 日	
調査員の職・氏名							

月	日	对 处 内 容

第 21 号様式

〒	証明番号	第	号

罹 災 証 明 書

世帯主住所	
世帯主氏名	

罹災年月日	月 日 の	による
罹災の原因		
罹災住家の所在地		
被害の程度		
備考		

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

高松市長

(注意事項)

- ・この証明は、災害救助の一環として、応急的、一時的な救済を目的に、市が確認できる程度の住家被害について証明するものです。
- ・この証明は、民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません。
- ・この証明は、原則として、一世帯に一枚の発行となりますので、大切に保管してください。
- ・被害の程度の判定結果に不服がある場合は、証明の交付を受けた窓口に申し出てください。

〒	証明番号	第	号

被 災 証 明 書

住 所	
申 請 者	

被災年月日 被災の原因	年 月 日 の による
被災住所	
被災内容	
備考	

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

高松市長

(注意事項)

- ・ この証明は、市町村長が確認できる範囲において、被災した事実を証明するものです。
(被害の程度を証明する物ではありません)
- ・ この証明は、民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません。

被災者救出状況記録簿

高 松 市

年 月 日	救 出 人 員	救 出 用 機 械 器 具							実支出額	備 考	
		名 称	借 上 費			修 繕 費					燃料費
			数量	所有者(管理者) 住 所・氏 名	金額	修繕月日	修繕費	修 繕 の 概 要			
年 月 日	人			円	月 日	円		円	円		
年 月 日					月 日						
年 月 日					月 日						
年 月 日					月 日						
年 月 日					月 日						
年 月 日					月 日						
年 月 日					月 日						
年 月 日					月 日						
年 月 日					月 日						
年 月 日					月 日						
年 月 日					月 日						
年 月 日					月 日						
年 月 日					月 日						
小計・合計	人			円		円		円	円		

(注)1 他市町村に及んだ場合は、備考欄にその市町村名を記入すること。
 2 借上費については、有償、無償を問わず記入するものとし、有償による場合にのみ、その借上費を「金額」欄に記入すること。

3 「修繕の概要」には、修繕の原因及び主な修繕箇所を記入すること。
 4 「小計・合計」欄には、該当しないものを二重線で消すこと。

炊出し給与状況

高 松 市

炊出し場の名称		月 日			月 日			月 日			月 日			実支出額	備 考
		朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕		
	内容													円	
	単価														
	数量														
	内容													円	
	単価														
	数量														
	内容													円	
	単価														
	数量														
	内容													円	
	単価														
	数量														
	内容													円	
	単価														
	数量														
小計・合計	箇所	内容												円	
		単価													
		数量													

(注)1 「備考」欄には、給食内容の詳細等を記入すること。

2 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

第 25 号様式

食糧現品給与簿

高 松 市

給 与 年月日	給与 人数	食数	給与物品内訳					受 領 者					備考
			米	乾 パ ン	か ん 詰			住 所	世帯主 氏 名	家族数	受 領 印	避難先 市町名	
										人			
計													

(A 4判)

第 26 号様式

炊出し用物品借用簿

高 松 市

品 名	数 量	期 間	金 額	所 有 者 (管理者) 氏 名	使用避難 所の名称	備 考
			円			

(注) 「期間」欄は、「〇月〇日から〇月〇日までの〇日間」と記入すること。

(A 4判)

飲 料 水 の 供 給 簿

高 松 市

供給月日	対 象 員	給 水 用 機 械 器 具								実支出額	備 考
		名 称	借 上			修 繕			燃料費		
			数量	所有者住所・氏名	金 額	修繕月日	修繕費	故 障 の 概 要			
月 日					円	月 日	円		円	円	
月 日						月 日					
月 日						月 日					
月 日						月 日					
月 日						月 日					
月 日						月 日					
月 日						月 日					
月 日						月 日					
月 日						月 日					
月 日						月 日					
月 日						月 日					
月 日						月 日					
月 日						月 日					
小計・合計	人				円		円		円	円	

(注) 1 給水用機械器具は借上費の有償、無償の別を問わず作成しますもの
とし、有償による場合のみ「金額」欄に額を記入すること。

2 「故障の概要」欄には、修理の原因及び主な修理箇所を記入すること。

3 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

物資購入（配分）計画表

高 松 市

(世帯分)		世帯区分		1人世帯				2人世帯				3人世帯				人世帯				計				備考
				(基準額) 円				(基準額) 円				(基準額) 円				(基準額) 円								
				品名	単価	数量	世帯数	所要数	金額	数量	世帯数	所要数	金額	数量	世帯数	所要数	金額	数量	世帯数	所要数	金額	数量	世帯数	
					円				円				円				円					円		

- (注)1 本表は、全壊(焼)、流出世帯分と半壊(焼)、床上浸水世帯分に分けて作成すること。
 2 「品目」欄は、寝具、被服、生活必需品に記入すること。
 3 各品目ごとの「備考」欄に、都道府県調達分と市調達分を明らかにしておくこと。

物資の給与状況

高 松 市

住家被害 程度区分	世帯主住所・氏名		基礎とな った世帯 構成人員	給与月日	給 与 物 資								実支出額	備 考
					品名									
					単価									
			人	月 日	数量								円	
				月 日	数量									
				月 日	数量									
				月 日	数量									
				月 日	数量									
				月 日	数量									
				月 日	数量									
				月 日	数量									
小 計 ・ 合 計	全壊(焼)・流失	世帯			数量								円	
	半壊(焼)	世帯			数量								円	
	床上浸水	世帯			数量								円	
	計	世帯			計								円	

(注)1「住家被害程度区分」欄に、全壊(焼)、流出、半壊(焼)、床上浸水の別を記入すること。

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違なし

2「給与月日」欄に、その世帯に対して最後に給与された物資の給与月日を記入すること。

年 月 日

3「給与物資」欄に、品名、単価、数量を記入すること。

給与責任者 氏名 印

4「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

賃金職員等勤務状況表

高 松 市

(救出種別)																
住 所	氏 名	年 齢	日 額	月 分						基 本 賃 金		割 増 賃 金		計	備 考	
				日	日	日	日	日	日	日 数	金 額	時 間	金 額			
			円									円		円	円	
計	人		円	人	人	人	人	人	人	人		円		円	円	

上記のとおり勤務したことを証明する。

年 月 日

高松市

部

課長

印

(注)1 救助種目ごとに作成すること。

2 時間外勤務に従事させた場合は、その時間数を日別欄に記入しておくこと。(3時間就労したものは「1. 3」と表示)

3 必要に応じ「賃金受領」欄を設けて差し支えないこと。

4 適当な箇所に勤務証明の奥書をしておくこと。

【 1 1 保健衛生関係】

遺体の安置場所

名 称	設 置 場 所	電話番号
		FAX 番号
橘ノ丘総合運動公園 B&G海洋センター体育館	国分寺町新名 2069-1	874-4311
		874-0465
西部運動センター 体育館	鬼無町鬼無 10-2	885-3344
		885-3303

遺体の一時保存場所

名 称	設 置 場 所	電話番号	対 象 地 区		
		FAX 番号			
日 新	小学校跡施設	瀬戸内町 18-2		日新	小学校地区
四 番 丁	小学校跡施設	番町一丁目 5-1		二番丁、四番丁、亀阜	〃
栗 林	小学校	栗林町二丁目 10-7	861-3438	栗林	〃
			861-3439		
花 園	〃	花園町二丁目 7-7	831-9129	花園	〃
			831-9115		
高松第一学 園	高松第一小・中学校	松島町二丁目 14-5	832-0611	松島	〃
			832-0616		
築 地	小学校跡施設	築地町 14-1		築地	〃
総合教育 センター	新塩屋町小学校跡地	末広町 5	811-2161	新塩屋町	〃
			811-2170		
鶴 尾	小学校	松並町 636-1	867-2564	鶴尾	〃
			867-2565		
太 田	〃	伏石町 845-1	865-4433	太田、太田南、中央	〃
			865-4434		
古 高 松	〃	高松町 398	841-9204	屋島、屋島西、屋島東、 古高松、古高松南	〃
			841-9274		
川 添	〃	東山崎町 207-1	847-6055	前田、川添	〃
			847-9706		
林	〃	林町 1108-1	865-6250	木太、木太北部、 木太南、林	〃
			865-6299		
仏 生 山	〃	仏生山町甲 2461	889-0549	三溪、多肥、仏生山	〃
			889-2317		
一 宮	〃	一宮町 672-1	885-1764	一宮	〃
			885-1864		
円 座	〃	円座町 1630-2	885-2542	円座、川岡、檀紙	〃
			885-2507		
弦 打	〃	鶴市町 374-1	881-3523	弦打、鬼無	〃
			881-3598		
香 西	〃	香西南町 703-1	881-3214	香西	〃
			881-3314		
下 笠 居	〃	生島町 345	881-3011	下笠居	〃
			881-3188		
川 島	コミュニティセンター	川島東町 191-2	848-0054	川島	〃
			-		

十 河	〃	十川西町 579-1	848-0166	十河	〃
			-		
西 植 田	〃	西植田町 2247-1	849-0101	植田	〃
			-		
東 植 田	〃	東植田町 1825-1	849-0104	東植田	〃
			-		

(注) 牟礼町、庵治町、香川町、香南町、塩江町、国分寺町については被災状況に応じて施設を使用します。

また、その他、必要に応じて他の施設に変更することができます。

遺 体 処 置 台 帳

高 松 市

処 置 年 月 日	遺体発見 日 時	遺体発見 場 所	死亡者氏名	遺 族		洗 浄 等 の 処 理				遺体の 一 時 保存料	検案料	実支出額	備 考
				住所・氏名	死 亡 者 との関係	品 名	単 価	数 量	金 額				
年 月 日	月 日 時						円		円	円	円	円	
年 月 日	月 日 時												
年 月 日	月 日 時												
年 月 日	月 日 時												
年 月 日	月 日 時												
年 月 日	月 日 時												
年 月 日	月 日 時												
年 月 日	月 日 時												
年 月 日	月 日 時												
年 月 日	月 日 時												
年 月 日	月 日 時												
年 月 日	月 日 時												
小 計			人						円	円	円	円	
合 計													

(注) 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

埋 葬 台 帳

高 松 市

死 亡 年 月 日	埋 葬 年 月 日	死 亡 者		遺族住所・氏名	埋葬を行った者		埋 葬 費				備 考
		氏 名	年 齢		死 亡 者 との関係	住所・氏名	棺 (付属品 を含む)	埋葬または 火 葬 料	骨 箱	計	
年 月 日	年 月 日						円	円	円	円	
							(現物給与) 有・無	(支 給 額) 円	(現物給与) 有・無	(支 給 額) 円	
年 月 日	年 月 日						円	円	円	円	
							(現物給与) 有・無	(支 給 額) 円	(現物給与) 有・無	(支 給 額) 円	
年 月 日	年 月 日						円	円	円	円	
							(現物給与) 有・無	(支 給 額) 円	(現物給与) 有・無	(支 給 額) 円	
年 月 日	年 月 日						円	円	円	円	
							(現物給与) 有・無	(支 給 額) 円	(現物給与) 有・無	(支 給 額) 円	
年 月 日	年 月 日						円	円	円	円	
							(現物給与) 有・無	(支 給 額) 円	(現物給与) 有・無	(支 給 額) 円	
年 月 日	年 月 日						円	円	円	円	
							(現物給与) 有・無	(支 給 額) 円	(現物給与) 有・無	(支 給 額) 円	
小 計		人					円	円	円	円	
合 計							(現物給与) 有・無	(支 給 額) 円	(現物給与) 有・無	(支 給 額) 円	

(注) 1 「埋葬費」欄は、現物給与の有無、埋葬または火葬費の支給額等も各々記入すること。
 2 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

ごみ収集車の現況

種 別	積 載 車	台 数
機 械 車	8 m ³	7
	7.5 m ³	0
	7 m ³	6
	4 m ³	5
ダ ンプ 車	3.25 t	0
	3 t	1
	2 t	6
ユニ ッ ク 車	2 t	1
軽 四 ダ ンプ 車	0.35 t	21
合 計		47

ごみ処理施設の現況

名 称 (所 在 地)	竣工年度	炉型式	基数	処理能力	備 考
西部 クリーンセンター (高松市川部町930番地1)	昭和62年度 (焼却施設)	全連続燃焼 ストーカ方式	2基	280t/24h	綾川町からごみ中間処理 業務を事務受託
	平成8年度 (破碎施設)	横型回転式	1基	100t/5h	
南部 クリーンセンター (高松市塩江町安原 下第3号2084番地1)	平成15年度 (焼却施設)	連続式流動床炉 型ガス化熔融方式	100t/24h/3基	300t/24h	余熱利用 ①自家発電(2,800kw) ②温浴施設に高温水供給 ③場内給湯及び冷暖房
	平成14年度 (廃棄物再生利用 施設)	・破碎系統 破碎機(1次:二 軸せん断式、2 次:回転衝撃式) 磁力、アルミ、 粒度選別 ・選別系統 磁力、アルミ、 風力、自動色選 別	破碎ごみライ ン 1基 缶・びん・ペ ットボトルラ イン 1基 プラスチック ごみライン 1 基 紙類圧縮梱包 1基	・破碎系統 35t/5h ・選別系統 35t/5h ・紙類 1.9t/5h	

	昭和54年度 (埋立処分地) 平成13年度 (施設改良)	管理型 浸出水処理(カ ルシウム除去、 汚水処理)	1基	埋立容量 472,200m ³ 浸出水処理 130m ³ /日	所在地 塩江町安原下第3号973 番地
	平成18年度 保管施設	ストックヤード	1基	保管容量 (溶融固化物 300m ³)	
	平成16年度 (総合防災調整池)	調整池		容量20,000m ³	塩江町安原下第3号940 番地

最終処分場の現況

施設名	高松市一般廃棄物陶最終処分場第3処分地
所在地	綾歌郡綾川町陶5001番地
埋立容量	174,000m ³
残余容量 (H29年度末)	153,500m ³
浸出水処理設備	凝集沈殿処理(アルカリ凝集沈殿法)
年間埋立容量 (覆土量を含む)	13,600□
埋立方法	セル方式

し尿収集許可業者

許可業者名	所在地	電話	収集容量	収集容量 (予備)	台数	台数 (予備)
高松清掃(株)	亀岡町14-11	831-1555	42.70 k1	5.55 k1	13台	5台
(株)高松衛生社	浜ノ町33-5	851-4525	35.90	-	10	-
農協清掃(株)	上之町一丁目9-11	865-6636	22.60	3.4	8	1
(株)新日本清掃	福岡町三丁目6-36	821-6178	15.20	1.8	5	1
(株)三木山田清掃	木田郡三木町大字池戸2960	898-1445	5.80	26.1	2	4
(有)東讃清掃	さぬき市長尾東3164	(0879)52-2184	4.50	-	2	-
国分寺衛生社	国分寺町柏原993-6	874-4186	5.70	-	2	-
計			132.40k1	36.85 k1	42台	11台

し尿処理施設の現況

名称 (所在地)	竣工年度	処理方式	貯留能力及び 処理能力	備考
衛生センター (朝日町五丁目5-56)	平成8年度 (受入貯留施設)	し渣等除去後、東 部下水処理場へ 圧送	処理能力 378k1/日(8h)	三木町、綾川町か らし尿処理業務 を事務受託
	平成27年度 (前処理施設)		貯留能力 1,500k1 (500k1×3槽)	

【12 受援・応急対策関係】

第33号様式

年 月 日 時 作成

応援要請書

部	班
受援担当者名：	受援調整員名：

業 務 名			
業 務 内 容			
要請先・人数	要請先	人数	必要な資格・職種
	自治体		
	ボランティア		
	関係機関		
応 援 従 事 期 間	月 日から 月 日まで (予定)		
持 参 を 依 頼 す る 資 材			
集 合 場 所			



受 付 番 号	所 属 ・ 氏 名	
対 応 状 況		

応 援 要 請 集 約 表

業 務 名	
-------	--

No.	団体名	氏名	活動場所	活動期間
				自： 至：
				自： 至：
				自： 至：
				自： 至：
				自： 至：
				自： 至：
				自： 至：
				自： 至：
				自： 至：

本部会議	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未 <input type="checkbox"/> 事後報告済
備 考	

年 月 日 時 作成

応援職員名簿

部 名		受援担当者名	
-----	--	--------	--

業 務 名	
-------	--

No.	団体名	氏 名	活動場所	活動期間
				自： 至：
				自： 至：
				自： 至：
				自： 至：
				自： 至：
				自： 至：
				自： 至：
				自： 至：
				自： 至：
				自： 至：

年 月 日 時 作成

受 援 状 況 報 告 書

部 名		受援担当者名	
-----	--	--------	--

業 務 名			
業 務 内 容			
団 体 名		人 数	
活 動 場 所			
活 動 期 間	月	日	～ 月 日
活 動 終 了 日 時	月	日	時 分
活 動 終 了 理 由			

本 部 会 議	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未
備 考	

物 品 供 給 集 約 表

No.	品名	単位	数量	依頼先

本部会議	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未
備 考	

在庫物資管理表

物流拠点名	
-------	--

品名	
----	--

受付 No.	受入			払出		
	月／日	団体名	数量	月／日	数量	配送先
	/			/		
	/			/		
	/			/		
	/			/		
	/			/		
	/			/		
	/			/		
	/			/		
	/			/		
	/			/		
	/			/		

内 容 表 示 ラ ベ ル

受 入 日	
品 名	
数 量	
提 供 先	
備 考	

※ 見える位置に貼り付けてください。

派 遣 要 請 書

年 月 日

香川県知事 殿

高 松 市 長

自衛隊に対する災害派遣の要請について（依頼）

このことについて、次により部隊の派遣方を要請願います。

記

1 災害の状況及び派遣を要請する事由

2 派遣を希望する期間

年 月 日 時から

年 月 日 災害が終了するまで

3 派遣を希望する区域及び活動内容

派遣を希望する区域

活動内容

4 その他参考となるべき事項

宿 舎

食 糧

資 材

撤 収 要 請 書

年 月 日

香川県知事 殿

高 松 市 長

災害派遣部隊の撤収について（報告）

（災害名）に関し 年 月 日 時派遣を受けた部隊等の救援作業は、

その目的を達したので、次のとおり撤収の要請をお願いします。

記

撤 収 年 月 日 年 月 日 時

障 害 物 除 去 の 状 況

高 松 市

住家被害 程度区分	世 帯 主 住所・氏名	除去に要 した期間	実支出額	除去を要すべき 状態の概要	備 考
		月 日 ～ 月 日	円		
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
小 計	半 壊 世帯		円		
合 計	半 焼 世帯 床上浸水 世帯				

- (注) 1 「住家被害程度区分」欄は、半壊、半焼、床上浸水の別を記すこと。
 2 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

応急仮設住宅（入居）申込者名簿

高 松 市

被災者名簿 番 号	氏 名	年 齢	職 業	現 住 所	家族数	世帯月収	入居希望住宅 所在地名	調 査 者	市 長 決 定

応 急 仮 設 住 宅 台 帳

高 松 市

応急仮設住宅番号	世帯主氏名	家族人員	所在地	構造区分	面積	敷地区分	着工月日	竣工月日	入居月日	実支出額	備考
		人			m ²		月 日	月 日	月 日	円	
							月 日	月 日	月 日	円	
							月 日	月 日	月 日	円	
							月 日	月 日	月 日	円	
							月 日	月 日	月 日	円	
							月 日	月 日	月 日	円	
							月 日	月 日	月 日	円	
							月 日	月 日	月 日	円	
							月 日	月 日	月 日	円	
							月 日	月 日	月 日	円	
							月 日	月 日	月 日	円	
							月 日	月 日	月 日	円	
							月 日	月 日	月 日	円	
							月 日	月 日	月 日	円	
							月 日	月 日	月 日	円	
							月 日	月 日	月 日	円	
小計	世帯									円	
合計											

(注) 1 「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に付した番号とし、設置箇所を明らかにした簡単な図面を添付すること。
 2 「家族人員」欄は、入居時における世帯主を含めての人員を記入すること。
 3 「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入すること。

4 「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅、パイプ式組立住宅の別を記入すること。
 5 「敷地区分」欄は、公私有別とし、有無償の別をも明らかにすること。
 6 「備考」欄は、入居後における経過を明らかにしておくこと。
 7 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消す。

住宅応急修理記録簿

高 松 市

世 帯 主 住 所 ・ 氏 名	修 理 箇 所 概 要	完 了 月 日	実 支 出 額	摘 要
		月 日	円	
		月 日		
		月 日		
		月 日		
		月 日		
		月 日		
		月 日		
		月 日		
		月 日		
		月 日		
小 計 合 計	世帯	/	円	

(注) 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

学用品購入（配分）計画表

高 松 市

区 分 品名 単価		小 学 生			中 学 生			高 校 生			合 計		備 考
		児童数	数 量	金 額	生徒数	数 量	金 額	生徒数	数 量	金 額	数 量	金 額	
	円			円			円			円		円	
計	円			円			円			円		円	

(注) 1 本表は、学用品のうち、文房具及び通学用品のみとし、教科書（教材を含みます）については別途適宜作成するものです。

2 都道府県調達分があるときは、その旨を各品目ごとの「備考」欄に明らかにしておくこと。

学用品の給与状況

高 松 市

学校名	学年	児童 (生徒) 氏名	親権者 氏名	給与 月日	給 与 品 の 内 訳															実 支 出 額	備 考	
					教 科 書					学 用 品												
					教科 単価					品名 単価	品 単											
				月 日																円		
				月 日																	円	
				月 日																	円	
				月 日																	円	
				月 日																	円	
				月 日																	円	
				月 日																	円	
				月 日																	円	
				月 日																	円	
				月 日																	円	
小計	小学校 校	人			数量						数量	数									円	
小計	中学校 校	人			数量						数量	数									円	
小計	高等学校 校	人			数量						数量	数									円	
小計 合計	校	人			数量						数量	数									円	

学用品を上記のとおり給与したことに相違なし。
年 月 日

- (注) 1 「給与月日」欄は、その児童（生徒）に対して最後に給与した月日を記入すること。
2 「給与品の内訳」欄には、教科又は品名、単価、数量を記入すること。
3 「小計・合計」欄は、該当しないものは二重線で消すこと。

給与責任者（学校長） 氏名 印

輸 送 記 録 簿

高 松 市

輸送月日	目 的	輸送区分 (距離)	借 上 等		修 繕					燃料費	実支出額	備 考	
			使用車輛等		金 額	故 障 車 輛 等		修繕月日	修 繕 費				故障の概要
			種 類	台数		名称番号	所 有 者 住所・氏名						
月 日					円			月 日	円		円		
月 日								月 日					
月 日								月 日					
月 日								月 日					
月 日								月 日					
月 日								月 日					
月 日								月 日					
小 計				台	円				円		円		
合 計													

- (注) 1 「目的」欄は主たる目的(又は救助の種類別)を記入すること。
 2 都道府県又は市町村の車輛等による場合は「備考」欄に車輛番号を記入すること。
 3 借上車輛等による場合は、有償、無償を問わず記入すること。

- 4 借上等の「金額」欄には、運送費又は車輛等の借上費を記入すること。
 5 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。
 6 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

臨 時 ヘ リ ポ ー ト

防災ヘリコプターは高松空港を運航基地とするが、市内の飛行場外離着陸場は次のとおりです。

	場所	所在地	管理者	連絡先
1	高松シンボルタワー 屋上緊急離着陸場	サンポート2番1号	シンボルタワー開発(株)	087-822- 1707
2	香川県立中央病院 屋上緊急離着陸場	朝日町一丁目2番1号	香川県立中央病院	087-811- 3333
3	成合河川敷(香東川公園 成合運動場広場)	円座町835番地	香川県高松土木事務所	087-889- 8901
4	峰山公園芝生広場	峰山町1838-37	高松市(公園緑地課)	087-839- 2494
5	高松港朝日地区緑地	朝日新町1-54	香川県港湾課	087-832- 3548
6	高内場池運動センター グラウンド	塩江町上西乙688-1地先	指定管理者:(公財)高松市 スポーツ協会 高松市香川 総合体育館 (高松市スポーツ振興課)	087-879- 8000 (087-839- 2626)
7	大島ヘリポート	庵治町大島	国立療養所大島青松園	087-871- 3131
8	香川県消防学校放水訓 練場	生島町689-11	香川県消防学校	087-881- 3281
9	御山公園多目的広場	牟礼町牟礼1355-1	高松市(公園緑地課)	087-839- 2494
10	橘ノ丘総合運動公園内 多目的広場	国分寺町新名2069-1	高松市(公園緑地課)	087-839- 2494
11	高松日赤場外離着陸場	番町四丁目1番3号	高松赤十字病院	087-831- 7101
12	高松市東部下水处理場 グラウンド	屋島西町2366番地6	高松市(下水道施設課)	087-842- 5421
13	高松市西部運動センタ ー第2グラウンド	鬼無町鬼無10番地2	指定管理者:(公財)高松市 スポーツ協会 (高松市スポーツ振興課)	087-885- 3344 (087-839- 2626)
14	一宮新池農村公園駐車 場	一宮町1227	高松市(土地改良課)	087-839- 2433

15	香川県庁屋上	番町四丁目1番10号	香川県（財産経営課）	087-832-3075
16	女木島西浦漁港埋立地	女木町	高松市（河港課）	087-839-2522
17	高松市東部運動公園 第2サッカー場	高松町1347番地1	指定管理者：（公財）高松市スポーツ協会 （高松市スポーツ振興課）	087-843-9446 (087-839-2626)
18	女木港埋立地	女木町	高松市（河港課）	087-839-2522
19	高松市中央公園	番町一丁目11番1号	（財）香川県造園事業協同組合	087-881-0771
20	高松市香東川浄化センター内グラウンド	香西本町762番地	高松市（下水道施設課）	087-842-5421
21	屋島競技場	屋島中町374番地1	指定管理者：四電工グループ （高松市スポーツ振興課）	087-802-7350 (087-839-2626)
22	高松市立みんなの病院 屋上緊急離着陸場	仏生山町甲847番地1	高松市病院事業管理者	087-839-2696
23	香東川公園飯田河川敷	飯田町河川敷内	香川県高松土木事務所	087-889-8902
24	香川町大野河川敷運動場	香東川河川敷運動場内	香川県高松土木事務所	087-889-8902
25	サンメッセ駐車場	林町2217番地18	穴吹エンタープライズ（株）	087-869-3333
26	男木漁港野積場	男木町男木漁港	高松市（河港課）	087-839-2522

緊急通行車両の標章及び確認証明書

1 緊急通行車両の標章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号ならびに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とします。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとします。
- 3 図示の長さは、センチメートルとします。

別記様式第5(第6条の2関係)

第		号	年 月 日
緊急通行車両確認証明書			
		知 事 印	○
		公安委員会 印	○
番号標に表示されている番号			
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)			
活動地域			
車両の 使用者	住所	() 局 番	
	氏名又は名称		
有効期限			
備考			

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

広域応援に係る活動拠点候補地一覧

(令和3年4月1日現在)

番号	拠点名称	所在地	管理者	対象
1	高松市東部運動公園	高松町	高松市	警察・消防・自衛隊 四国電力(株)・四国電力 送配電(株)
2	高松市西部運動センター	鬼無町	高松市	警察・消防・自衛隊 四国電力(株)・四国電力 送配電(株)
3	高松市南部運動場	三谷町	高松市	警察・消防 四国電力(株)・四国電力 送配電(株)
4	サンメッセ香川	林町	穴吹エンタープライズ(株)	警察・消防・自衛隊
5	県総合運動公園	生島町	いくしまスポーツチャレン ジ共同体	警察・消防・自衛隊
6	県消防学校	生島町	香川県	警察・消防
7	香東川公園成合運動広場	円座町	香川県	警察・消防・自衛隊
8	屋島競技場	屋島中町	高松市	警察・消防・自衛隊 四国電力(株)・四国電力 送配電(株)
9	東部下水処理場	屋島西町	高松市	警察・消防・自衛隊
10	県立香川中央高等学校	香川町大野	香川県教育委員会	警察・消防・自衛隊
11	ほたると文化の里運動場	塩江町安原上	高松市	警察・消防・自衛隊 四国電力(株)・四国電力 送配電(株)
12	県立高松北中学校・高松北 高等学校	牟礼町牟礼	香川県教育委員会	警察・消防・自衛隊
13	牟礼中学校	牟礼町牟礼	高松市教育委員会	警察・消防・自衛隊
14	牟礼図書館	牟礼町牟礼	高松市教育委員会	警察・消防
15	牟礼小学校	牟礼町大町	高松市教育委員会	警察・消防
16	牟礼北小学校	牟礼町牟礼	高松市教育委員会	警察・消防

17	牟礼南小学校	牟礼町大町	高松市教育委員会	警察・消防
18	牟礼中央公園運動センター	牟礼町原	高松市	警察 四国電力(株)・四国電力 送配電(株)
19	御山公園	牟礼町牟礼	高松市	警察 四国電力(株)・四国電力 送配電(株)
20	庵治運動場	庵治町	高松市	警察・消防 四国電力(株)・四国電力 送配電(株)
21	香川大学	幸町	国立大学法人 香川大学	消防
22	亀阜小学校	亀岡町	高松市教育委員会	警察・消防
23	高松市総合体育館	福岡町	高松市	四国電力(株)・四国電力 送配電(株)
24	高松市立朝日町庭球場	朝日町	高松市	四国電力(株)・四国電力 送配電(株)
25	高松市立亀岡庭球場	亀岡町	高松市	四国電力(株)・四国電力 送配電(株)
26	高松市立仏生山運動場	仏生山町	高松市	四国電力(株)・四国電力 送配電(株)
27	高松市福岡町プール	福岡町	高松市	四国電力(株)・四国電力 送配電(株)
28	高松市亀水運動センター	亀水町	高松市	四国電力(株)・四国電力 送配電(株)
29	高松市かわなベスポーツセ ンター	川部町	高松市	四国電力(株)・四国電力 送配電(株)
30	高松市塩江町庭球場	塩江町安原上	高松市	四国電力(株)・四国電力 送配電(株)
31	高松市健康増進温浴施設	塩江町安原下	高松市	四国電力(株)・四国電力 送配電(株)
32	高松市牟礼総合体育館	牟礼町牟礼	高松市	四国電力(株)・四国電力 送配電(株)
33	高松市庵治町深間庭球場	庵治町	高松市	四国電力(株)・四国電力 送配電(株)

34	高松市庵治ゲートボール場	庵治町	高松市	四国電力(株)・四国電力送配電(株)
35	高松市庵治ペタンク場	庵治町	高松市	四国電力(株)・四国電力送配電(株)
36	高松市香川総合体育館	香川町川東下	高松市	四国電力(株)・四国電力送配電(株)
37	高松市香川屋外球技場	香川町川東下	高松市	四国電力(株)・四国電力送配電(株)
38	高松市香南体育館	香南町	高松市	四国電力(株)・四国電力送配電(株)
39	高松市香南庭球場	香南町	高松市	四国電力(株)・四国電力送配電(株)
40	高松市国分寺橋ノ丘総合運動公園 はくちょう温泉	国分寺町新名	高松市	四国電力(株)・四国電力送配電(株)
41	高松市立国分寺橋ノ丘総合運動公園	国分寺町新名	高松市	四国電力(株)・四国電力送配電(株)
42	高松市国分寺勤労青少年ホーム	国分寺町福家	高松市	四国電力(株)・四国電力送配電(株)
43	高松市立仏生山公園	仏生山町	高松市	四国電力(株)・四国電力送配電(株)
44	高松市立りんくうスポーツ公園	香南町	高松市	四国電力(株)・四国電力送配電(株)

大規模災害時の物流拠点候補地

(平成5年4月1日現在)

番号	高松市物流拠点	所在地	管理者(所有者)	陸送	海上 輸送	空輸
1	香川県総合運動公園	生島町	香川県教育委員会	○		
2	香川大学幸町キャンパス	幸町	国立大学法人香川大学	○	○	
3	高松シンボルタワー	サンポート	高松シンボルタワー管理協議会	○	○	
4	高松競輪場	福岡町一丁目	高松市	○	○	
5	東部運動公園	高松町	高松市	○		
6	牟礼総合センター	牟礼町	高松市	○		
7	庵治支所	庵治町	高松市	○		
8	高松国分寺ホール	国分寺町	高松市	○		
9	香川大学林町キャンパス	林町	国立大学法人香川大学	○		
10	山田総合センター	川島本町	高松市	○		
11	香川中央高校	香川町	香川県	○		○
12	香川総合体育館	香川町	高松市	○		○
13	香川総合センター	香川町	高松市	○		○
14	香南体育館	香南町	高松市			
15	塩江支所	塩江町安原下	高松市	○		○

災害ボランティアセンターの設置候補地

(令和3年4月1日現在)

番号	拠点名称	所在地	管理者
1	高松競輪場	福岡町一丁目	高松市
2	香川総合体育館	香川町	高松市
3	高松市西部運動センター	鬼無町	高松市

災害対策用物資の備蓄状況

(令和5年4月現在)

種類	品目	単位	数量
食料・飲料水	アルファ米（白米）	食	51,850
	クラッカー（乾パン類）	食	9,340
	米粉クッキー	食	12,240
	保存用パン	食	4,200
	粉ミルク	箱	13
	保存水	リットル	77,520
生活必需品	毛布	枚	15,680
	アルミブランケット	枚	6,000
	タオル	枚	43,150
	乳幼児おむつ	枚	4,429
	大人用おむつ	枚	3,027
	生理用品	パック	1,401
	ほ乳瓶	本	600
	トイレットペーパー	ロール	2,112
	ポリ手袋	枚	1,550
	ごみ袋	枚	17,590
	ラップ	本	315
	食器セット	セット	2,499
	紙コップ	個	7,100
避難所用資機材	簡易トイレ	個	1,815
	し尿凝固剤	個	176,400
	間仕切り	張	2,060
	テント（更衣室・授乳室用）	張	154
	ユニバーサルトイレ	基	77
	オストメイト専用トイレ	基	10
感染症対策関連	マスク	枚	129,000
	手指消毒液	リットル	840
	使い捨て手袋	枚	16,700
	キッチンペーパー	ロール	336
	ハンドソープ	個	591
	養生テープ	個	510
	メジャー	個	167

	フェイスシールド	個	668
	非接触型体温計	個	172
	雨合羽	着	334
	段ボールベット	基	476
	スポットクーラー	台	40

【13 その他】

気象庁震度階級と参考事項

計測震度	階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況	木造建物（住宅）		鉄筋コンクリート造建物		地盤	斜面等
					耐震性が高い	耐震性が低い	耐震性が高い	耐震性が低い		
	4	ほとんどの人が驚く。歩いてい る人のほとんどが、揺れを感じ る。眠っている人のほとんど が、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大き く揺れ、棚にある食器類は音を 立てる。座りの悪い置物が、倒 れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を 運転していて、揺れに気付く人 がいる。	—	—	—	—	—	—
4.5 5.0	5（弱）	大半の人が、恐怖を覚え、物に つかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激し く揺れ、棚にある食器類、書棚 の本が落ちることがある。座り の悪い置物の大半が倒れる。固 定していない家具が移動する ことがあり、不安定なものは倒 れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ち ることがある。電柱が揺れるの がわかる。道路に被害が生じる ことがある。	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂 がみられることがある。	—	—	亀裂(※1)や液状化(※2)が生じ ることがある。	落石やがけ崩れが発生するこ とがある。
5.5	5（強）	大半の人が、物につかまらない と歩くことが難しいなど、行動 に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、 落ちるものが増える。テレビ が台から落ちることがある。固 定していない家具が倒れるこ とがある。	窓ガラスが割れて落ちること がある。補強されていないプロ ック塀が崩れることがある。据 付けが不十分な自動販売機が 倒れることがある。自動車の運 転が困難となり、停止する車も ある。	—	壁などにひび割れ・亀裂がみら れることがある。	—	壁、梁（はり）、柱などの部材 に、ひび割れ・亀裂が入ること がある。		
6.0	6（弱）	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が 移動し、倒れるものもある。ド アが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、 落下することがある。	壁などに軽微なひび割れ・亀裂 がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多く なる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂 が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いた りすることがある。倒れるもの もある。	壁、梁（はり）、柱などの部材 に、ひび割れ・亀裂が入ること がある。	壁、梁（はり）、柱などの部材 に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生す ることがある。 がけ崩れが多発し、大規模な地 すべりや山体の崩壊が発生す ることがある(※3)。
	6（強）	立っていることができず、はわ ないと動くことができない。揺 れにほんろうされ、動くことも できず、飛ばされることもあ る。	固定していない家具のほとん どが移動し、倒れるものが増 える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、 落下する建物が多くなる。補強 されていないブロック塀のほ とんどが崩れる。	壁などにひび割れ・亀裂がみら れることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂 が入るものが増える。 傾くものや、倒れるものが増 える。	壁、梁（はり）、柱などの部材 に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材 に、斜めや X 状のひび割れ・ 亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩 れ、倒れるものがある。	大きな地割れが生じることが ある。	

	7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが増える。		
--	---	--	------------------------------------	--	------------------------------	----------------------	---	--	--	--

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

ライフライン・インフラ等への影響	
ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起ることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。
※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。	

大規模構造物への影響	
長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いこと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。
※規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。	

地域コミュニティ継続計画策定地区・校区一覧

(令和6年1月31日現在)

番号	地区・校区名
1	松島コミュニティ地区
2	築地コミュニティ地区
3	新塩屋町コミュニティ地区
4	四番丁コミュニティ地区
5	二番丁コミュニティ地区
6	日新コミュニティ地区
7	太田コミュニティ地区
8	太田南コミュニティ地区
9	栗林コミュニティ校区
10	古高松コミュニティ地区
11	川添コミュニティ地区
12	三谷コミュニティ地区
13	仏生山コミュニティ地区
14	多肥コミュニティ地区
15	川岡コミュニティ地区
16	円座コミュニティ校区
17	檀紙コミュニティ地区
18	弦打コミュニティ校区
19	香西コミュニティ地区
20	鬼無コミュニティ地区
21	東植田コミュニティ校区
22	植田コミュニティ校区
23	庵治コミュニティ校区
24	牟礼コミュニティ校区

25	川東コミュニティ校区
26	浅野コミュニティ校区
27	大野コミュニティ校区
28	国分寺南部コミュニティ校区
29	国分寺北部コミュニティ校区